

姫路市地域防災計画

(本 編)

姫路市水防計画

令和 7 年度（2025年度）修正

姫 路 市 防 災 会 議

目 次

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の目的と構成	1
第 1 節 計画の目的	1
第 2 節 計画の位置付け、構成	2
第 3 節 計画の習熟と修正	4
第 2 章 防災関係機関等の事務又は業務の大綱	5
第 1 節 姫路市防災会議	5
第 2 節 業務の大綱	6
第 3 章 計画の前提条件	11
第 1 節 自然的条件	11
第 2 節 都市的条件	13
第 3 節 災害の履歴	15
第 4 節 災害の危険性と被害の想定	22
第 4 章 基本方針	46

第 2 編 災害予防計画

I 安全で安心できる防災基盤の整備

第 1 章 都市の防災構造の強化	48
第 1 節 都市の防災構造化	48
第 2 節 防災空間の整備・拡充	50
第 3 節 面的整備及び住環境の整備	52
第 4 節 河川、海岸、ため池、漁港施設の整備	53
第 5 節 地盤災害の防止施設等の整備	55
第 2 章 建築物等の耐震性の確保	58
第 1 節 公共建築物等の耐震・不燃化	58
第 2 節 一般建築物の耐震・不燃化	59
第 3 章 交通関係施設の整備	63
第 1 節 緊急輸送道路の整備	63
第 2 節 輸送拠点の整備	65
第 3 節 鉄道施設の整備	67
第 4 章 ライフライン関係施設の整備	68
第 1 節 水道施設の整備	68
第 2 節 下水道施設の整備	71
第 3 節 電力施設の整備	73
第 4 節 ガス施設の整備	78
第 5 節 電気通信施設の整備	81

Ⅱ 災害応急対策への備えの充実

第1章 即応体制の整備	84
第1節 緊急地震速報の活用	84
第2節 被害情報の収集伝達体制の整備	85
第3節 情報通信機器・施設の整備	86
第2章 活動体制の整備	90
第1節 即応体制の確立	90
第2節 防災拠点等の充実	92
第3節 業務継続体制の構築	98
第3章 災害広報・広聴体制の整備	99
第1節 災害広報体制の整備	99
第2節 各種相談体制の整備	100
第4章 他都市及び防災関係機関との連携及び応援体制	101
第1節 広域的応援体制の確立	101
第2節 防災関係機関との連携体制の確立	102
第3節 ボランティアとの連携体制の構築	103
第5章 消火、救助・救急及び医療体制の整備	104
第1節 火災等の予防対策	104
第2節 災害医療体制の整備	107
第6章 避難収容対策	109
第1節 避難所・避難誘導体制の整備	109
第2節 避難所以外での避難者対策	114
第3節 災害時要援護者対策	115
第4節 災害時の通勤・通学・帰宅困難者対策	118
第5節 住宅対策	119
第7章 交通の確保対策の実施	120
第8章 二次災害等の防止活動	121
第1節 土砂災害の予防対策	121
第2節 中山間地等における災害対策	123
第3節 危険物施設等の予防対策	125
第4節 ガス漏れ及びガス爆発事故等の予防対策	126
第5節 地下空間における浸水対策	127
第6節 海上災害の予防対策	129
第9章 生活必需品等の供給体制の整備	132
第1節 食料、生活必需品等の備蓄・調達	132
第2節 応急給水	135
第10章 生活環境の整備対策	137
第1節 トイレ対策	137

第2節 廃棄物対策	138
第3節 感染症・衛生対策	139
第4節 建築物等の解体及び撤去に伴う環境保全対策	140
第11章 文教対策	141
第1節 防災体制の強化充実	141
第2節 文化財の保護対策	142
第12章 その他の災害への備え	143

Ⅲ 地域防災力の向上

第1章 防災に関する学習等の充実	144
第1節 市民に対する防災知識の普及	144
第2節 職員等に対する防災教育	146
第2章 自主防災組織等の育成	147
第1節 自主防災会の育成・指導	147
第2節 企業等の地域防災活動	149
第3章 防災訓練	151

Ⅳ 調査研究体制等の強化

第1章 防災に関する調査研究	152
第2章 地震観測体制の整備	153
第3章 地震に関する調査研究	155
第4章 気象観測体制の整備	157
第5章 風水害等に関する調査研究	158

第3編 災害応急対策計画

I 迅速な災害応急活動体制の確立

第1章 災害情報体制の確立	159
第1節 災害情報の収集・連絡	159
第2節 通信手段の確保	183
第2章 活動体制の確立	187
第1節 職員の動員・配備	187
第2節 組織の設置	192
第3章 被災者への的確な情報伝達	199
第1節 災害広報の実施	199
第2節 問い合わせに対する対応・相談の実施	204
第4章 防災関係機関との連携・応援体制の確立	207
第1節 防災関係機関との連携	207
第2節 行政機関に対する応援要請	208
第3節 自衛隊の派遣要請・受入れ	216

第4節	ヘリコプター支援要請計画	220
第5章	市民等の協力	224
第1節	市民、自主防災会、事業所等の協力	224
第2節	民間団体との連携	228
第3節	ボランティアの受入れ	230
第6章	オープンスペース等の管理体制の確立	233
第7章	災害救助法の適用	235

Ⅱ 円滑な災害応急活動の展開

第1章	消防及び医療活動	237
第1節	消火活動	237
第2節	救助・救急活動	241
第3節	医療活動	244
第2章	避難収容対策	253
第1節	避難誘導の実施	253
第2節	避難所の開設・運営	267
第3節	災害時要援護者対策	272
第4節	応急住宅対策の実施	276
第3章	交通・輸送対策	282
第1節	交通の確保対策の実施	282
第2節	輸送対策の実施	293
第4章	二次災害の防止	298
第1節	土砂災害対策の実施	298
第2節	孤立集落対策の実施	304
第3節	建築物、構造物の倒壊対策の実施	305
第4節	危険物対策の実施	309
第5節	地下街災害の応急対策の実施	313
第6節	海上災害の応急対策の実施	316
第5章	生活必需品等の供給	323
第1節	食料、生活必需品等の供給	323
第2節	飲料水の供給	329
第6章	行方不明者の搜索・遺体対応	335
第7章	生活環境の整備	340
第1節	障害物の除去	340
第2節	廃棄物対策の実施	344
第3節	感染症・衛生対策の実施	352
第4節	健康対策の実施	357
第5節	家庭動物の収容対策等の実施	359
第8章	災害警備及び物資の安定供給	361
第1節	災害警備の実施	361

第2節 物価の安定・物資の安定供給計画	364
第9章 ライフラインの応急対応	366
第1節 ライフラインの応急復旧の調整	366
第2節 水道施設	367
第3節 下水道施設	369
第4節 電力施設	371
第5節 ガス施設	374
第6節 電気通信施設	376
第10章 文教対策	380
第1節 教育対策の実施	380
第2節 文化財対策の実施	384
第11章 被災者の支援	386
第1節 罹災証明書等の発行	386
第2節 生活救援対策の実施	389
第3節 産業の復旧対策	391
第12章 その他の災害対策計画	392
第1節 突発重大事故の応急対策の実施	392
第2節 大規模林野火災対策の実施	395

第4編 災害復旧計画

第1章 激甚災害の指定	396
第1節 激甚災害の指定手続き	396
第2節 激甚法に定める事業	397
第2章 災害復旧事業計画	398
第3章 住宅確保の支援	399
第4章 税の減免その他の支援	400

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則	401
第1節 推進計画の趣旨	401
第2節 推進地域及び津波避難対策特別強化地域	402
第3節 防災関係機関等の事務又は業務の大綱	403
第4節 南海トラフ地震（M9クラス）の被害の特性	404
第2章 重点施策に関する事項	406
第3章 活動体制の確立	407
第1節 職員の動員・配備	407
第2節 組織の設置	408
第4章 地震発生時の応急対策等	409

第1節	地震発生時の応急対策	409
第2節	資機材、人員等の配備手配	411
第3節	他機関に対する応援要請	412
第5章	津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	413
第1節	津波災害	413
第2節	津波に関する調査研究	416
第3節	津波からの防護のための施設の整備等	417
第4節	津波に関する情報の伝達等	418
第5節	消防機関等の活動	421
第6節	避難対策等	422
第7節	上下水道、電気、ガス、通信、放送関係	428
第8節	交通対策	429
第9節	市が自ら管理又は運営する施設に関する対策	430
第6章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	432
第1節	地震防災上緊急に整備すべき施設の整備	432
第2節	建築物等の耐震化の推進	433
第7章	地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報	434
第1節	地域防災力の向上	434
第2節	防災訓練計画	435
第3節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	436
第8章	南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応	438

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の目的と構成

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第42条の規定に基づき、姫路市防災会議が、姫路市の地域（石油コンビナート等災害防止法に基づくコンビナート等特別防災区域を除く。）に係る災害に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定め、防災関係機関・市民等地域の総力を結集することにより、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、災害による被害を軽減し、もって市民の誰もが安全で安心して暮らすことのできる災害に強い都市づくりの推進に資することを目的とする。

第 2 節 計画の位置付け、構成

第 1 計画の位置付け

この計画は、本市域における災害に対する基本的な対応策を定めるもので、姫路市防災会議が策定する「姫路市地域防災計画」である。

本計画は、災害に関して、市、県その他防災関係機関、さらには関係団体や市民の役割と責任を明らかにするとともに、市及び防災関係機関等が行う各種の防災活動の指針となり、防災対策事業の推進に当たっての基本となるものである。

第 2 他の計画等との関係

1 国、県の防災計画

本計画は、国の防災基本計画及び兵庫県の地域防災計画等他の防災関係計画との関連、整合に配慮したものである。

2 市の総合計画

本計画に係る本市所管の施策又は事業等については、「姫路市総合計画 実施計画」に位置付け、実施するものとする。

3 地震防災緊急事業五箇年計画

地震防災上緊急に整備する必要がある施設については、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に掲載の上、本計画に事業概要等を定めることにより、国の補助を得ながら整備するものとする。

4 防災基盤整備事業計画、公共施設等耐震化事業計画

本計画に基づいて実施される事業のうち下記の事業に要する経費については、その財源として起債の充当を予定しており、事業内容はもちろんのこと、適債性等についても十分精査した上で、別途「防災基盤整備事業計画」「公共施設等耐震化事業計画」を策定し、県の担当部局を経由して総務省に提出する。

対象となる事業

(1) 防災基盤整備事業

- ① 消防防災施設整備事業
- ② 津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画上、津波対策の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設及び公用施設の移転事業
- ③ 消防広域化関連事業

(2) 公共施設等耐震化事業

地域防災計画上、その耐震改修を進める必要があるとされた公共施設及び公用施設

5 水防計画

本計画に定める風水害対策については、「姫路市水防計画」との関連、整合に配慮したものである。

6 市の各部局及び防災関係機関の定めるマニュアル

本計画に基づく防災上の諸活動に当たって必要と認められる細部の事項については、マニュアルとして災害対策本部の各班及び各防災関係機関において別に定めるものとする。

7 兵庫県石油コンビナート等防災計画

姫路臨海地区における防災対策については、「石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）」に基づく「兵庫県石油コンビナート等防災計画」と整合を図るものとする。

第3 計画の構成及び内容

この計画の構成及び内容は、次のとおりとする。

構 成	内 容
1 総則	計画の目的と構成、防災関係機関等の事務又は業務の大綱、計画の前提条件及びこれらを踏まえた本計画の基本方針等について定める。
2 災害予防計画	災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるために必要な安全で安心できる防災基盤の整備、災害応急対策への備えの充実、地域防災力の向上、地震及び地震防災体制に関する研究並びに風水害及び気象観測体制に関する研究等の推進等について定める。
3 災害応急対策計画	地震発生直後又は異常気象警報発表から応急復旧の終了に至るまでの間において、本市災害対策本部及び防災関係機関が行うべき迅速な災害応急活動体制の確立、円滑な災害応急活動の展開等について定める。
4 災害復旧計画	公共施設の災害復旧及び市民の生活安定のための緊急措置等について定める。
5 南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震防災対策推進地域の指定を受け、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定める。

資料編：「1－1 災害対策基本法の概要」

「1－2 南海トラフ地震に係る地震防災対策の特別措置法の概要」

第 3 節 計画の習熟と修正

第 1 計画の習熟

この計画に関わる市の職員及び防災関係機関は、平素から訓練その他の方法により、計画の習熟に努めなければならない。

第 2 計画の修正及び公表

この計画は、本市を取り巻く社会情勢の変化や防災環境の変化等を踏まえ、常に実情に沿った計画とするため、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。

また、この計画を修正したときは、必要な事項について、市民に公表する。

第 2 章 防災関係機関等の事務又は業務の大綱

第 1 節 姫路市防災会議

災害対策基本法及び姫路市防災会議条例に基づき、会長及び委員をもって構成する機関で、姫路市の地域に係る防災に関し、姫路市並びに市域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務を包含する「姫路市地域防災計画」を作成し、その推進を図るとともに、災害復旧に関し、市及び関係各機関との連絡調整を図ることなどを任務とする。

- 資料編：「1－3 姫路市防災会議条例」
「1－4 姫路市防災会議運営規程」
「1－5 姫路市防災会議委員・幹事名簿」

第 2 節 業務の大綱

市、県、指定地方行政機関等は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。

第 1 姫路市

機 関 名	事 務 又 は 業 務
姫路市	1 防災に関する組織の整備 2 防災に関する訓練の実施 3 防災に関する施設、設備、資材等の備蓄、整備及び点検 4 消防、水防その他の応急措置 5 気象警報等の伝達及び避難の指示 6 被災者の救難、救助、その他の保護 7 被害を受けた児童及び生徒の応急教育 8 施設及び設備の応急復旧 9 清掃、防疫その他の保健衛生 10 緊急輸送の確保 11 災害復旧の実施 12 その他法律又は政令に基づく市の処理すべき事務

第 2 兵庫県

機 関 名	事 務 又 は 業 務
兵庫県	1 兵庫県地域防災計画に掲げる防災対策の実施 2 市町及び防災関係機関が所掌する防災に関する事務又は業務の支援及びその総合調整
姫路農林水産振興事務所	1 地すべり、山くずれの災害予防 2 漁港施設の整備と災害予防 3 所管に係る応急対策及び復旧
姫路土地改良センター	1 農地、ため池の災害予防 2 所管に係る応急対策及び復旧
姫路土木事務所	1 道路施設、河川施設及び急傾斜地等の整備と災害予防 2 所管に係る応急対策及び復旧
姫路港管理事務所	1 港湾施設の整備と災害予防 2 所管に係る応急対策及び復旧
はりま姫路 総合医療センター	1 医療施設・設備の管理運営 2 災害時における医療等救護活動の実施
学校（大学、高校等）	1 災害時における被災者の受入、施設の開放 2 応急対策拠点としての施設、空間の提供

第3 警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務
姫路警察署 飾磨警察署 網干警察署	1 被害実態の把握 2 被災者の救出救護 3 危険箇所の実態把握及び警戒 4 気象情報等の収集及び伝達 5 危険区域居住者に対する避難の誘導等 6 行方不明者の捜索及び遺体の見分 7 被災地等における交通の安全と円滑の確保 8 被災地における犯罪の予防検挙 9 地域安全情報、災害関連情報等の広報活動 10 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

第4 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
第五管区海上保安本部 姫路海上保安部	1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2 海上における流出油等事故に関する防除措置 3 海上における消火活動 4 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 5 避難者、救援物資等の緊急輸送 6 海上における人命救助 7 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 8 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令 9 海上治安の維持 10 海上における特異事象の調査 11 事故情報の提供
神戸地方気象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
兵庫労働局 姫路労働基準監督署	1 企業防災の促進と大規模な爆発・火災等の災害防止 2 被災労働者への労災保険給付認定等の処理
近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	1 道路施設及び河川施設等の整備と災害予防 2 所管に係る応急対策及び復旧
神戸運輸監理部 姫路海事事務所	災害時における緊急海上輸送の確保
近畿農政局 姫路地域センター	災害時における主要食料の需給調整
近畿中国森林管理局 兵庫森林管理署	1 国有保安林、治山施設、落石防止施設等の整備 2 国有林における災害予防及び治山施設による災害予防 3 林野火災予防対策

第5 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊中部方面特科連隊 海上自衛隊阪神基地隊	1 災害派遣の計画、準備並びに実施 2 市その他の防災関係機関が実施する災害応急対策及び復旧の支援協力

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
独立行政法人国立病院機構 姫路医療センター	1 医療施設・設備の管理運営 2 災害時における負傷者の医療と助産等救護活動の実施
日本郵便株式会社 姫路郵便局、姫路南郵便局、 御着郵便局、香寺郵便局、 飾西郵便局、播磨山崎郵便局、 他市内郵便局	1 被災市民の避難先及び被災状況等に関する情報の提供 2 高齢者、障害者等の災害時要援護者についての情報及び対応に関する相互協力 3 災害時における郵便業務の確保 4 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 5 災害時の広報活動（災害情報に係る広報の掲出等）
西日本高速道路株式会社関西支社 兵庫県道路公社	1 有料道路（所管）の整備と防火管理 2 被災有料道路の応急対策及び復旧
西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部姫路駅 山陽電気鉄道株式会社	1 鉄道施設の災害予防 2 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力 3 被災施設の応急対策及び復旧
N T T 西日本株式会社 兵庫支店	1 電気通信設備の整備と防災管理 2 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 3 災害時における非常緊急通信 4 被災電気通信設備の災害復旧
日本赤十字社兵庫県支部 姫路赤十字病院 兵庫県赤十字血液センター 姫路事業所	1 医療救護 2 救援物資の備蓄と配分 3 災害時の血液製剤の供給 4 義援金の受付と配分 5 その他災害救護に必要な業務
日本放送協会神戸放送局 ラジオ関西姫路支社	1 気象予警報、災害情報等の放送 2 地方公共機関等の要請に基づく広報
一般社団法人兵庫県トラック協会 西播支部	災害時における救援物資等の緊急陸上輸送の協力
関西電力株式会社 関西電力送配電株式会社	1 災害時における電力供給の確保 2 電力施設の応急対策及び復旧
大阪ガスネットワーク株式会社 一般社団法人兵庫県 L P ガス協会 姫路支部	1 災害時におけるガス供給の確保 2 ガス施設の応急対策及び復旧
神姫バス株式会社	災害時における避難者等の緊急輸送の協力

第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

機 関 名	事 務 又 は 業 務
一般社団法人姫路市医師会	1 災害時における救急医療活動の実施 2 応急救護所への医師の派遣協力と傷病者の収容並びに救護 3 医療施設設備の整備及び管理運営
一般社団法人姫路市歯科医師会 一般社団法人姫路薬剤師会 公益社団法人兵庫県看護協会 西播支部	1 医療、助産等救護活動の実施 2 救護活動に必要な医薬品及び医薬機材の提供
姫路市連合自治会 (姫路市連合自主防災会)	1 防災関係機関が実施する防災対策への協力 2 防災訓練等への積極的な参加 3 被災者の救出、被災世帯の調査、救援物資の配布等の協力 4 避難の誘導及び被害情報の伝達
姫路市連合婦人会 (姫路市赤十字奉仕団)	災害援護に関する奉仕
産業経済団体 (商工会議所・漁業協同組合・ 農業協同組合・森林組合等その他 産業経済団体)	1 被害の調査並びに災害時における物価安定についての協力 2 救護用物資、復旧資機材等の確保についての協力 3 防災関係機関が実施する防災対策への協力
社会福祉法人姫路市社会福祉協議会	1 市が行う被災者の応急救護対策への協力 2 市及び自主防災会等が行う災害時要援護者対策への協力 3 姫路市災害ボランティアセンターの開設、運営
病院等医療施設の管理者	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における入院者の保護及び誘導 3 災害時における病人等の受入及び保護 4 災害時における被災負傷者の治療及び助産
社会福祉施設の管理者	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における入所者の保護及び誘導
金融機関	被災事業者等に対する資金融資
学校法人	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
危険物施設及び高圧ガス施設、地下街の管理者	1 安全管理の徹底 2 防護施設の整備
姫路ケーブルテレビ株式会社 株式会社姫路シティFM21	1 市が行う災害広報活動への協力 2 市民の生活関連情報の収集、報道

第8 市民、企業

機 関 名	事 務 又 は 業 務
市民	1 食料、飲料水等の備蓄 2 家屋の安全対策 3 防災訓練等、防災意識普及活動への積極的な参加 4 出火防止、初期消火活動の協力 5 避難、給食等に際しての隣保協力 6 被災者の救出、救護活動の協力 7 自主防災会活動への参画・協力
企業	1 防災関係機関が実施する防災対策への協力 2 事業活動における防災対策と防災資機材の整備 3 従業員の防災意識の普及、啓発と自衛防災体制の確立 4 企業内外での防災訓練の実施 5 災害時における情報の収集、伝達体制の確立

第3章 計画の前提条件

第1節 自然的条件

第1 位置及び市域の概況

本市は、兵庫県南西部の播磨平野中央部に位置し、西播磨の中核都市として、陸海交通の要衝となっている。市域は東西35.7km、南北55.5kmにわたり、市域面積は534.35km²である。

市域の北部は、中国山地系の山々（増位山、広嶺山、書写山、雪彦山など）が連なり、急峻な地形を形成している。これらの山地の直下には活断層である山崎断層帯があり、市域を横断している。また、中国山地を水源とする河川（市川、夢前川、揖保川など）が南へと流れ、その下流部にはこれらの河川によって形成された沖積平野が広がり、市街地が発展している。一方、市域の南部は、瀬戸内海に面しており、沖合は大小40あまりの島々が点在する島しょ地域である。

第2 地形及び地質

本市の地形は、北部に急峻な山地が連なる一方、中央部には市川、夢前川、揖保川などの河川によって形成された沖積平野が広がっている。この平野部には丘陵が点在し、その周辺には急傾斜地が多く見られる。南部は瀬戸内海に面しており、その沿岸部には多くの埋立地が造成されているが、東部には自然の海岸線も残されている。

本市の地質は、山地や丘陵部において、主に流紋岩、火砕岩、花崗岩類といった火成岩が分布している。中でも北部山地は、流紋岩、閃岩質砂岩、凝灰炭質砂岩などを含む酸性火山岩を主体とした地層となっている。これらの地域には、風化が進行した地質や地滑り性の地層も存在するため、急傾斜地崩壊などの土砂災害の危険性を抱えている。一方、平野部には主に堆積物からなる沖積層が広く分布している。沖積層は下流に向かうにつれて泥や細砂の堆積が多くなり、特に河川下流域や沿岸部の軟弱地盤、埋立地などでは、地震発生時の液状化や地盤沈下の発生が懸念される。また、市東部の市川沿いの地域や東部段丘には、より古い地層（大阪層群）も見られる。

活断層については、本市を含む播磨地域に、岡山県東部から兵庫県南東部にかけて山崎断層帯が分布している。地震調査研究推進本部地震調査委員会が公表した長期評価（平成25年7月）によると、山崎断層帯は比較的高い活動性を持つ活断層であり、大規模な地震が発生した場合、甚大な被害をもたらす可能性が指摘されている。

このほか、近畿圏には六甲・淡路島断層帯をはじめとする複数の活断層が分布しており、これらの活動によっても本市に大きな影響が及ぶ可能性がある。また、南海トラフ巨大地震をはじめ、広域で発生しうる大規模地震による強い揺れや津波、液状化といった多様かつ複合的な被害も想定されるため、これらの危険性を総合的に考慮した防災対策が不可欠である。

第3 気候

本市は、北側の中国山地から連なるなだらかな丘陵山地を背に南側は瀬戸内海に面しており、温暖で降水量が比較的少ない瀬戸内海型気候に属する。市内には県内有数の河川が流れ、市街地の多くが海岸平野や氾濫平野に立地していることから、ひとたび大規模な災害が発生した場合には、甚大な被害につながるおそれがある。

年平均気温は15.6℃* で、冬でも比較的温暖である。年降水量は1254.7mm* で、梅雨期の6月、

7月、台風期の9月の降水量が多く、日降水量の極値は昭和51年9月10日に294.0mmを記録している。一方、冬季は降雪量を含めて降水量は少ない傾向にある。本市は古くから水不足に見舞われてきた地域であり、現在もため池が多く分布するなど、その気候特性を反映している。

各季節の気象特性は以下のとおり。

- ・春（3月～5月）

早い時期では、まだ北西の季節風に左右される日が多いものの、次第に移動性高気圧と低気圧の通過により天候が周期的に変化し、気温の上昇とともに温暖な日が多くなる。一方で、低気圧の通過により、強風を伴う荒天となることがある。

- ・夏（6月～8月）

梅雨期（平年：梅雨入り6月6日頃、明け7月19日頃）には、梅雨前線の活動が活発化し、集中豪雨による水害が発生することがある。梅雨明け後は、太平洋高気圧に覆われるため、暖かく湿った南西の風が卓越し、蒸し暑い晴天が続く。一方で、少雨傾向から渇水に見舞われることも多く、過去には7月3.0mm、8月1.5mmといった極めて少ない月降水量を記録している。また、日最高気温の極値は令和2年8月31日に38.0℃を記録している。

- ・秋（9月～11月）

残暑が続く時期もあるが、移動性高気圧の影響により天候は周期的に変化する。この時期は台風の接近・上陸や秋雨前線の活動の活発化により、集中豪雨や強風が発生し、甚大な風水害をもたらすことがある。特に9月は台風による災害が多い傾向にある。11月中旬には初霜が観測され、朝晩の冷え込みが厳しくなる。

- ・冬（12月～2月）

冷たく乾燥した北西の季節風が卓越し、晴天日が多い。日中の寒暖差が大きく、朝晩の冷え込みは厳しい。降水量は少なく、日最低気温の極値は昭和38年1月24日に-10.0℃、日最深積雪は昭和59年1月31日に19cmを記録している。

※は姫路特別地域気象観測所（旧姫路測候所）の平年値（1991～2020年）である。

資料編：「8－1 兵庫県内の主要活断層の分布と主要地震の発生状況」

第2節 都市的条件

第1 都市形成及び市街地拡大状況

本市は奈良時代に国府や国分寺が置かれるなど、旧播磨国の中心地として古くから発展してきた。江戸時代には姫路城の城下町として都市形成が進み、当時の市街地は城下町とその周辺部で構成されていた。周辺部の集落は、海岸に近い砂堆・砂州上や沖積平野に点在していた。市街地は、その後徐々に拡大したが、大正期以降の区画整理事業や工場進出等により急速な進展を遂げ、昭和期には広畑・飾磨などの臨海部で住宅地化・工業地化が促進された。

太平洋戦争では、2度の空襲により、市街地中心部が壊滅的な被害を受けたものの、戦災復興土地区画整理事業により大手前通りなど市街地の道路網が整備され、現在の都市の骨格が形成されたことで、近代的な市街地へと変貌した。戦災からの復興と近代都市への躍進を目指し、昭和21年（1946年）に周辺の1市3町3村と合併した。さらに平成18年（2006年）には、いわゆる平成の大合併により隣接する4町と合併し、現在の姫路市が形成された。

昭和20年代後半から民間による住宅開発が進展し、市街地は急速に拡大した。しかし、道路等の都市基盤が未整備なまま無秩序に市街地が拡大した地域や、戦災を免れた老朽住宅や細街路が多い地域などにおいては、現在も防災上の課題が残されている。昭和30年代後半には、市街地から離れた丘陵地でのニュータウン開発が始まり、住宅地の郊外への拡大が進んだ。臨海地域の開発や工場地化と並行して、住宅地の南への進展が著しく、砂堆・砂州の内陸側の海岸平野や氾濫平野に広がっていた農地は急速に住宅地へと転換された。こうした都市化の過程で拡大した住宅地の多くは、旧来の農村集落・漁村周辺に位置し、地形的な特徴から治水性が劣悪で浸水危険性が高い地域となっている。また、都市排水施設の整備が遅れている地域も存在しており、これらの防災機能の強化が今後の重要な課題である。

第2 人口

本市の総人口は、51万6千人（令和7年10月時点）であり、市域の人口分布は、地形的特徴や都市機能の集積状況に応じて特性が見られる。具体的には、総人口の約8割が市街化区域に、約2割が市街化調整区域に分布しており、特に姫路駅周辺の中心市街地や臨海部において高い人口密度を有している。一方で、人口集中地区（D I D）は拡大傾向にあるものの、市域全体の人口密度は低下傾向にある。

本市は西播磨の中心都市であるため、通勤・通学時間帯には鉄道や道路等を利用した流動人口が急増する。その結果、昼間人口は夜間人口に比べて1割近く増加しており、これは主に中心市街地における就業・就学に伴う流入人口の増加によるものと推測される。

これら人口分布と流動動向をふまえると、人口が集中する中心市街地では、大規模地震時に被害が集中する可能性が高い。また、近年市街化が進展した地域においては、地盤条件の劣悪な箇所や山麓急傾斜地の近傍に立地するケースが見られ、地盤災害や土砂災害が発生する危険性が高い状況にある。

さらに、年少者、高齢者、障害者等の災害時要援護者（避難行動要支援者）が利用する施設が市内各地に多数分布していることから、災害発生時に自力での避難が困難な方々へのきめ細やかな情報伝達、避難支援、避難所運営における一層の配慮が求められる。

第3 建築物及び都市構造・都市施設

本市は、大規模地震や豪雨等の自然災害に対し、建築物の耐震性不足、都市構造の脆弱性、都市基盤の未整備といった複合的な課題を抱えており、甚大な被害が発生する危険性が高い。

本市における木造建築物の割合は、飾磨・広畑地区以外の地域で50%を超えており、そのうち約15%は1970年以前に建築された旧耐震基準の建築物である。これらの建築物は耐震性が不十分な例が多くみられ、地震発生時の倒壊や損壊の危険性が高い。近年、老朽建築物は徐々に更新されつつあるものの、農村部や旧市街地の密集地域には依然として多数残存しており、地震発生時の家屋倒壊とそれに伴う大規模な延焼火災発生危険性を抱えている。また、耐震性に優れるとされる鉄筋コンクリート造（RC造）や鉄骨造（S造）の建築物においても、阪神・淡路大震災では一部が倒壊するなど甚大な被害が発生した。このことは、大規模地震においては新耐震基準の建築物であっても、想定を超える揺れや特定の構造形式により建築物の安全性が保てなくなることを示唆している。

都市構造や都市施設の面では、旧市街地における老朽木造住宅密集地の残存、幹線道路の不足、都市基盤の未整備といった構造的な課題を有しており、大規模災害時の被害拡大につながる恐れがある。特に老朽木造住宅密集地の多い旧市街地では、避難路、緊急輸送道路、延焼遮断帯としての機能を有する広幅員の道路が十分に確保されておらず、火災が発生した場合に延焼拡大の危険性が高いことに加え、避難場所となるオープンスペースも不足している。

また、市中央部を横断する山陽新幹線や国道2号等の国土幹線道路、広域交通軸が大規模災害により被災・寸断された場合には、本市域のみならず広域的な交通機能に甚大な影響を及ぼし、経済活動や救援活動に大きな支障をきたすことが懸念される。

このほか、橋梁等の公共施設の耐震化不足、河川や海岸の堤防・護岸、ため池の決壊、ライフライン（電気、ガス、水道、通信）の途絶など、多岐にわたる災害の危険性が存在する。特に臨海工業地帯には危険物施設が集中しており、大規模災害時にはこれらが損傷することで、火災、爆発、有害物質の流出といった複合災害が発生する危険性を抱えている。加えて、JR姫路駅周辺をはじめとする地下街、商店街、大規模商業施設等の集積地域では、災害発生時における避難時の混雑や滞留、多数の帰宅困難者の発生など、社会的な混乱を招く可能性が高く、災害予防の観点から総合的な対応が求められている。

第 3 節 災害の履歴

第 1 地震災害の履歴

本市に影響を及ぼしたと考えられる過去の大規模地震は、次のとおりである。

No.	西暦年月日	マグニチュード	市域の震度	市域の被害	震央位置、地震名称
1	734. 5. 18	不明		不明	畿内七道
2	868. 8. 3	7. 1	Ⅵ～Ⅶ	有	播磨・山城
3	887. 8. 26	8～8. 5	Ⅳ～Ⅴ	不明	五畿七道
4	1579. 2. 25	6. 0		無	摂津
5	1707. 10. 28	8. 4	Ⅳ～Ⅴ	不明	宝永地震
6	1854. 12. 24	8. 4	Ⅳ～Ⅴ	不明	安政南海地震
7	1864. 3. 6	6 1/4		無	播磨・丹波
8	1916. 11. 26	6. 1		無	神戸市
9	1925. 5. 23	6. 8	Ⅳ～Ⅴ	不明	北但馬地震
10	1930. 2. 11	5. 3		無	和歌山市
11	1943. 3. 4	5. 7		無	鳥取市
12	1943. 3. 5	6. 2		無	鳥取市
13	1943. 9. 10	7. 2		無	鳥取地震
14	1946. 12. 21	8. 0		不明	南海地震
15	1950. 11. 6	6. 7	Ⅳ	不明	四国沖
16	1952. 7. 18	6. 7	Ⅳ	不明	奈良県
17	1961. 5. 7	5. 9	Ⅲ	不明	名称なし
18	1963. 3. 27	6. 9	Ⅳ	不明	若狭湾
19	1984. 5. 30	5. 6	Ⅳ	有	名称なし
20	1995. 1. 17	7. 3	Ⅳ	有	兵庫県南部地震
21	2000. 10. 6	7. 3	Ⅳ	有	鳥取県西部地震
22	2013. 4. 13	6. 3	Ⅳ	有	淡路島付近を震源とする地震
23	2016. 10. 21	6. 6	Ⅳ	有	鳥取県中部地震
24	2018. 6. 18	6. 1	Ⅳ	無	大阪府北部を震源とする地震

※ 姫路市域で震度Ⅳを観測するか又は被害のあったもの。

これらの中で、本市に最も大きな影響を及ぼしたと考えられる地震は、868年の播磨・山城の地震と1995年の兵庫県南部地震である。この二つの地震による被害状況については、次のとおりである。

地震名	被害状況
播磨・山城	播磨諸郡の官舎、諸定額寺の堂塔がことごとく崩壊して倒れた。京都では垣屋の崩れるものがあった。山崎断層の活動によるものと考えられる。規模と距離から本市域には相当の地震動を起こしたものと推定される。
兵庫県南部	姫路市では、震度Ⅳが観測された。 (市内の被害状況) ・負傷者2人 ・家屋の一部損壊78棟 ・ブロック塀等の倒壊12件 ・一時停電16,000戸

第2 風水害の履歴

本市に影響を及ぼした過去（昭和26年以降）の風水害は、次のとおりである。

年月日	種類	原因	姫路特別地域気象観測所 (旧姫路測候所)における観測値		被害状況	
昭和26年 7月2日	洪水害	台風 (ケイト)	最大風速ENE(2日)	11.2m/s	家屋全壊	5戸
			最大瞬間風速ENE(2日)	14.8m/s	床上浸水	17戸
			最低気圧(2日)	993.6hpa	床下浸水	2,491戸
			総降水量(1日～2日)	128.6mm	橋の流出	9件
			日降水量の最大(2日)	110.0mm	田畑の流出	99ha
			一時間最大(2日)	35.1mm	〃冠水	1,502ha
					小船流出	5隻
昭和26年 10月15日	強風害	台風 (ルース)	最大風速SE(15日)	20.5m/s	負傷者	1人
			最大瞬間風速SE(15日)	22.5m/s	家屋全壊	17戸
			最低気圧(15日)	977.3hpa	家屋半壊	26戸
			総降水量(13日～15日)	32.6mm	橋の被害	2件
			一時間最大(15日)	6.8mm	塩害	58ha
					風害	2,080ha
昭和27年 7月2日	洪水害・浸水害	梅雨	総降水量(1日～3日)	120.8mm	床下浸水	1,087戸
			日降水量の最大(2日)	113.1mm	堤防決壊	11件
			一時間最大(2日)	22.4mm	道路崩壊	3件
					山崩れ崖崩れ	3件
昭和28年 6月7日	洪水害・浸水害	台風第2号 (ジュディ)	最大風速SW(7日)	9.6m/s	床上浸水	16戸
			最大瞬間風速SW(7日)	16.6m/s	床下浸水	2,391戸
			最低気圧(7日)	994.4hpa	堤防決壊	8件
			総降水量(6日～7日)	83.1mm	橋の流出	8件
			日降水量の最大(7日)	90.0mm	田畑の冠水	762.1ha
			(日界の相違による)		小船流出	5隻
			一時間最大(7日)	36.4mm		
昭和29年 9月26日	強風害・洪水害	台風第15号 (洞爺丸)	最大風速SSE(26日)	22.8m/s	死者	1人
			最大瞬間風速SE(26日)	34.0m/s	傷者	5人
			最低気圧(26日)	980.9hpa	家屋全壊	16戸
			総降水量(25日～26日)	71.0mm	家屋半壊	207戸
			日降水量の最大(25日)	68.5mm	床上浸水	69戸
			一時間最大(25日)	11.2mm	床下浸水	167戸
					堤防決壊	24件
					田畑の冠水	470ha
					小船破損	3隻

年 月 日	種 類	原 因	姫路特別地域気象観測所 (旧姫路測候所) における観測値		被 害 状 況	
昭和34年 9月26日	強風害・洪水害	台風第15号 (伊勢湾)	最大風速NNW (26日)	17.3m/s	家屋全壊	4戸
			最大瞬間風速NNW (26日)	25.9m/s	家屋半壊	16戸
			最低気圧 (26日)	971.3hpa	床上浸水	6戸
			総降水量 (26日～27日)	56.9 mm	家屋流出	20戸
			一時間最大 (26日)	10.8 mm	(非住家)	
昭和35年 8月29日	強風害・洪水害	台風第16号 (デラ)	最大風速ESE (29日)	19.1m/s	家屋全壊	4戸
			最大瞬間風速ESE (29日)	30.8m/s	家屋半壊	26戸
			最低気圧 (29日)	984.8hpa	床上浸水	6戸
			総降水量 (29日～30日)	109.3 mm	床下浸水	370戸
			一時間最大 (29日)	7.0 mm	道路決壊	2箇所
					堤防決壊	9箇所
昭和36年 9月16日	洪水害・浸水害	台風第18号 (第2室戸)	最大風速W (16日)	17.3m/s	床上浸水	82戸
			最大瞬間風速W (16日)	30.7m/s	床下浸水	1,793戸
			最低気圧 (16日)	960.6hpa	堤防決壊	5箇所
			総降水量 (14日～16日)	199.0 mm	溢水	9箇所
			日降水量の最大 (14日)	75.7 mm	田畑の冠水	203ha
			一時間最大 (16日)	31.4 mm	崖、山崩れ	2箇所
昭和38年 6月4日 ☆災害救助法 適用	水害	梅雨	総降水量 (3日～4日)	117.0 mm	家屋倒壊	1戸
			日降水量の最大 (4日)	94.9 mm	家屋半壊	3戸
			一時間最大 (4日)	40.8 mm	土砂流入	3戸
					床上浸水	400戸
					床下浸水	1,115戸
昭和40年 9月10日 ☆災害救助法 適用	強風害・浸水害	台風第23号	最大風速SE (10日)	26.7m/s	死者	6人
			最大瞬間風速SE (10日)	46.8m/s	重傷者	14人
			最低気圧 (10日)	952.3hpa	家屋全壊	29戸
			総降水量 (9日～10日)	91.0 mm	家屋半壊	99戸
			日降水量の最大 (10日)	57.6 mm	床上浸水	729戸
			一時間最大 (10日)	32.4 mm	床下浸水	1,969戸
					堤防決壊	36箇所
					道路損壊	17箇所
					橋の流出	2件
					田畑の冠水	290ha
					塩田の冠水	230ha
昭和40年 9月13日 ～17日 ☆災害救助法 適用	洪水害・浸水害	台風第24号	最大風速N (17日)	16.3m/s	死者	2人
			最大瞬間風速N (17日)	24.0m/s	行方不明	1人
			最低気圧 (17日)	986.4hpa	家屋全壊流出	11戸
			総降水量 (13日～17日)	462.8 mm	家屋半壊	28戸
			日降水量の最大 (15日)	175.6 mm	床上浸水	1,424戸
			一時間最大 (15日)	48.0 mm	床下浸水	15,063戸
					ため池決壊	7箇所
					崖崩れ	30箇所
					田畑の冠水流出	4,000ha
					河川欠損壊	19箇所
昭和49年 7月7日	洪水害・浸水害	台風第8号	最大風速SE (7日)	11.5m/s	床上浸水	53戸
			最大瞬間風速SSE (7日)	17.9m/s	床下浸水	1,269戸
			最低気圧 (7日)	1,005.0hpa	田畑の冠水	700ha
			総降水量 (6日～7日)	101.0 mm	橋流出	1件
			日降水量の最大 (7日)	98.5 mm	堤防決壊	1箇所
			一時間最大 (7日)	37.5 mm	山、崖崩れ	6箇所

年 月 日	種 類	原 因	姫路特別地域気象観測所 (旧姫路測候所) における観測値		被 害 状 況	
昭和51年 9月8日 ～13日 ☆災害救助法 適用	洪水害・浸水害	台風第17号	最大風速 S S E (13日)	14.1m/s	死者	6人
			最大瞬間風速 S S E (13日)	25.6m/s	傷者	4人
			最低気圧 (13日)	997.2hpa	家屋全壊	7戸
			総降水量 (8日～13日)	633.5mm	家屋半壊	63戸
			日降水量の最大 (10日)	294.0mm	床上浸水	6,891戸
			一時間最大 (10日)	45.5mm	床下浸水	22,412戸
					田畑冠水	3,253ha
					橋流出	12件
					道路決壊	128箇所
					山、崖崩れ	241箇所
昭和55年 8月31日	洪水害	低気圧	総降水量 (28日～31日)	177.5mm	床上浸水	12戸
			日降水量の最大 (31日)	84.5mm	床下浸水	775戸
			一時間最大 (31日)	30.0mm	道路決壊	1箇所
					堤防浸蝕	3箇所
					堤防崩壊	2箇所
					山、崖崩れ	7箇所
					国鉄不通	2箇所
昭和57年 8月8日	洪水害・浸水害	低気圧	総降水量 (8日)	99.5mm	床上浸水	408戸
			一時間最大	70.5mm	床下浸水	2,337戸
					崖崩れ	3箇所
					堤防溢水	2箇所
昭和58年 9月27日	洪水害	台風第10号	最大風速 N (28日)	10.8m/s	床下浸水	207戸
			最大瞬間風速 N (28日)	22.1m/s	山崩れ	1箇所
			最低気圧 (28日)	993.5hpa	堤防溢水	1箇所
			総降水量 (24日～28日)	176.5mm		
			一時間最大 (28日)	15.5mm		
昭和62年 10月17日	洪水害	台風第19号	最大風速 N N E (16日)	15.5m/s	床上浸水	125棟
			最大瞬間風速 N N E (16日)	26.4m/s	床下浸水	2,047棟
			最低気圧 (17日)	981.1hpa	田畑の冠水	209ha
			総降水量 (16日～17日)	174.0mm	道路冠水	4箇所
			日降水量の最大 (17日)	120.0mm	橋梁流出	1箇所
			一時間最大 (17日)	39.5mm	堤防損壊	13箇所
					崖くずれ	5箇所
平成2年 9月18日 ～20日 ☆災害救助法 適用	洪水害	秋雨前線 台風第19号	最大風速 N (19日)	17.7m/s	死者	1人
			最大瞬間風速 N (19日)	27.6m/s	家屋半壊	3戸
			最低気圧 (19日)	983.3hpa	床上浸水	1,146戸
			総降水量 (12日～20日)	380.0mm	床下浸水	7,667戸
			日降水量の最大 (18日)	208.5mm	田畑の冠水	944ha
			一時間最大 (18日)	33.5mm	橋流出等	3件
					堤防浸食等	30箇所
					山、崖崩れ	46箇所
					道路決壊	115箇所
平成3年 9月27日	塩風害	台風第19号	最大風速 S (27日)	24.5m/s	床下浸水	14戸
			最大瞬間風速 S S E (27日)	39.0m/s	家屋損壊	21戸
			最低気圧 (27日)	987.0hpa	停電戸数	36,000戸
			総降水量 (26日～27日)	36.0mm	電話不通	5,000戸
			日降水量の最大 (27日)	25.5mm		
			一時間最大 (27日)	15.0mm		
平成8年 8月14日	浸水(海水)害	台風第12号	最大風速 S S E (14日)	18.7m/s	床上浸水	3戸
			最大瞬間風速 S S E (14日)	31.6m/s	床下浸水	290戸
			総降水量 (13日～15日)	38.5mm	鉄道不通	3箇所

年 月 日	種 類	原 因	姫路特別地域気象観測所 (旧姫路測候所) における観測値		被 害 状 況	
平成9年 7月26日 ～27日	洪水害	台風第9号	降水量の最大(14日)	38.5 mm	軽傷者	2人
			一時間最大(14日)	30.0 mm		
平成12年 10月9日	浸水害	局地的短時間豪雨	最大風速NNE(26日)	16.3m/s	傷者	2人
			最大瞬間風速NNE(26日)	29.0m/s	床上浸水	17戸
平成16年 8月30日 ～31日	強風・高潮 浸水害	台風第16号	最低気圧(26日)	980.8hpa	床上浸水	224戸
			総降水量(26日～29日)	218.5 mm	非住家浸水	2戸
平成16年 9月7日	強風・高潮 浸水害	台風第18号	日降水量の最大(26日)	122.5 mm	道路冠水	20箇所
			一時間最大(26日)	37.5 mm	道路損壊	1箇所
平成16年 10月19日 ～20日	洪水害・強風害	台風第23号	河川溢水		河川溢水	4箇所
			崖くずれ		崖くずれ	3箇所
平成16年 8月30日 ～31日	強風・高潮 浸水害	台風第16号	船舶破損		船舶破損	10隻
			倒木		倒木	32箇所
平成16年 9月7日	強風・高潮 浸水害	台風第18号	飾磨区阿成 ※…一時間最大(12時～13時)	72.0 mm	傷者	1人
			※…兵庫県姫路土木事務所参照		火災(落雷)	1件
平成16年 10月19日 ～20日	洪水害・強風害	台風第23号	床上浸水		床上浸水	25件
			床下浸水		床下浸水	185件
平成16年 8月30日 ～31日	強風・高潮 浸水害	台風第16号	道路冠水		道路冠水	20箇所
			鉄道冠水		鉄道冠水	1箇所
平成16年 9月7日	強風・高潮 浸水害	台風第18号	車両冠水		車両冠水	8台
平成16年 10月19日 ～20日	洪水害・強風害	台風第23号	最大風速SSE(30日)	23.5m/s	死者	2人
			最大瞬間風速SSE(30日)	42.0m/s	傷者	10人
平成16年 8月30日 ～31日	強風・高潮 浸水害	台風第16号	最低気圧(30日)	982.7hpa	家屋全壊	2戸
			日降水量の最大(30日)	44.0 mm	家屋半壊	5戸
平成16年 9月7日	強風・高潮 浸水害	台風第18号	一時間最大(30日)	25.0 mm	一部損壊	251戸
			最高潮位(30日)	3.22 m	床上浸水	35戸
平成16年 10月19日 ～20日	洪水害・強風害	台風第23号	床上浸水		床上浸水	211戸
			床下浸水		床下浸水	211戸
平成16年 8月30日 ～31日	強風・高潮 浸水害	台風第16号	道路冠水等		道路冠水等	15箇所
			田畑流出等		田畑流出等	58ha
平成16年 9月7日	強風・高潮 浸水害	台風第18号	河川溢水		河川溢水	3箇所
			河川損傷		河川損傷	5箇所
平成16年 10月19日 ～20日	洪水害・強風害	台風第23号	船舶破損		船舶破損	17隻
平成16年 8月30日 ～31日	強風・高潮 浸水害	台風第16号	最大風速S(7日)	24.5m/s	傷者	12人
			最大瞬間風速SSE(7日)	31.0m/s	一部損壊	83戸
平成16年 9月7日	強風・高潮 浸水害	台風第18号	最低気圧(7日)	988.0hpa	床上浸水	1戸
			日降水量の最大(7日)	28.5 mm	床下浸水	30戸
平成16年 10月19日 ～20日	洪水害・強風害	台風第23号	一時間最大(7日)	7.5 mm	道路冠水	6箇所
					田畑流出等	14ha
平成16年 8月30日 ～31日	強風・高潮 浸水害	台風第16号			河川損傷	2箇所
					港湾護岸等損傷	6箇所
平成16年 9月7日	強風・高潮 浸水害	台風第18号			鉄道不通	10箇所
平成16年 10月19日 ～20日	洪水害・強風害	台風第23号	最大風速NNE(20日)	24.5m/s	死者	1人
			最大瞬間風速NNE(20日)	39.6m/s	傷者	1人
平成16年 8月30日 ～31日	強風・高潮 浸水害	台風第16号	最低気圧(20日)	977.8hpa	家屋半壊	3戸
			総降水量(19日～20日)	266.0 mm	一部損壊	118戸
平成16年 9月7日	強風・高潮 浸水害	台風第18号	日降水量の最大(19日)	195.0 mm	床上浸水	12戸
			一時間最大(20日)	49.0 mm	床下浸水	167戸
平成16年 10月19日 ～20日	洪水害・強風害	台風第23号	道路冠水等		道路冠水等	74箇所
			崖崩れ		崖崩れ	4箇所
平成16年 8月30日 ～31日	強風・高潮 浸水害	台風第16号	河川溢水等		河川溢水等	20箇所
			ため池掘削		ため池掘削	1箇所
平成16年 9月7日	強風・高潮 浸水害	台風第18号	倒木		倒木	10箇所

年 月 日	種 類	原 因	姫路特別地域気象観測所 (旧姫路測候所) における観測値	被 害 状 況
平成18年 7月18日 ～31日	浸水害・土砂災害	梅雨前線	総降雨量(18日～25日) 276.0mm ☆避難勧告 59世帯167人	床下浸水 10世帯 道路冠水等 26箇所 河川侵食等 5箇所 ため池決壊 2箇所 崖崩れ 62箇所
平成22年 5月24日	浸水害・土砂災害	梅雨前線	総降雨量(23～24日) 203.0mm	床上浸水 1世帯 床下浸水 34世帯 崖崩れ 7箇所
平成23年 9月1日 ～4日	洪水害・浸水害	台風第12号	最大風速NNE(2日) 12.1m/s 最大瞬間風速NNE(2日) 19.3m/s 最低気圧(3日) 988.4hpa 総降水量(1日～4日) 318.5mm日 降水量の最大(3日) 218.0mm 一時間最大(4日) 79.0mm ☆避難勧告 42,411世帯99,732人	半壊 7件 床上浸水 161件 床下浸水 825件 がけ崩れ 6箇所
平成24年 6月19日	洪水害・浸水害	台風第4号	総降水量(19日) 167.5mm 一時間最大(19日) 44.5mm ☆避難勧告 23世帯66人	半壊 1件 床上浸水 17件 床下浸水 145件 がけ崩れ 12箇所
平成25年 9月4日	浸水害	秋雨前線	総雨量(2日～4日) 306.5mm 一時間雨量 65.0mm	床下浸水 20戸 道路冠水 8箇所 通行止め 10箇所
平成26年 8月8日 ～10日	洪水害・浸水害	台風第11号	総降水量(8日～10日) 286.5mm 一時間最大(10日) 60.5mm	床上浸水 2戸 床下浸水 72戸 がけ崩れ 1箇所 河川侵食 1箇所
平成27年 7月16日 ～18日	浸水害・強風害	台風第11号	総降水量(16日～18日) 211.5mm 一時間最大(17日) 38.0mm ☆避難準備情報 28,924世帯71,739人	床上浸水 1戸 床下浸水 6戸 がけ崩れ 2箇所 河川侵食 3箇所
平成28年 9月18日 ～19日	浸水害・土砂災害	秋雨前線	総降水量(18日～19日) 187.0mm 一時間最大(18日) 38.0mm	死者 1人 法面崩壊 1箇所
平成28年 9月20日 ～21日	浸水害・土砂災害	台風第16号 秋雨前線	総降水量(20日) 61.5mm 一時間最大(20日) 15.0mm ☆避難勧告 57世帯191人	傷者 1人 土砂災害 1箇所
平成28年 9月28日	土砂災害	秋雨前線	総降水量(28日) 33.5mm 一時間最大(28日) 14.5mm ☆避難準備情報 3,246世帯8,159人	
平成29年 8月7日	浸水害・土砂災害	台風第5号	総降水量(7日) 30.0mm 一時間最大(7日) 7.0mm	軽症者 1人
平成29年 9月17日	浸水害・土砂災害	台風第18号	総降水量(17日) 131.5mm 一時間最大(17日) 69.0mm ☆避難勧告等 (土砂災害) 55,328世帯129,504人 ※家島校区避難勧告、その他校区避難準備・高齢者等避難開始	床上浸水 41棟 床下浸水 246棟 土砂崩れ 4箇所

年 月 日	種 類	原 因	姫路特別地域気象観測所 (旧姫路測候所) における観測値	被 害 状 況
平成29年 10月22日 ～24日	浸水害・土砂災害・強風害	台風第21号	(河川) 98,774世帯219,151人 ※全校区避難準備・高齢者等避難開始 総降水量(22日～23日) 110.5 mm 一時間最大(21日) 13.0 mm ☆避難勧告 57世帯191人	軽症者 2人 非住家被害 1棟 土砂崩れ 2箇所
平成30年 7月5日 ～8日 ☆災害救助法適用	浸水害・土砂災害	平成30年7月豪雨(台風第7号、梅雨前線)	総雨量(5日～7日) 298.0mm 一時間最大雨量(7日) 20.5mm ☆避難準備・高齢者等避難開始 68,876世帯 156,961人 ☆避難勧告 18,894世帯45,266人	非住家被害 1棟 床下浸水 9棟 がけ崩れ 17箇所
平成30年 8月23日	浸水害・高潮	台風第20号	総雨量(23日～24日) 45.0mm ☆避難準備・高齢者等避難開始 29,610世帯68,639人	軽症者 1人 非住家被害 1棟 道路冠水 5箇所
平成30年 9月4日	浸水害・高潮	台風第21号	総雨量(4日) 55.0mm ☆避難準備・高齢者等避難開始 59世帯 197人	被害なし
平成30年 9月30日	浸水害	台風第24号	総雨量(30日) 44.0mm ☆避難準備・高齢者等避難開始 59世帯 197人	被害なし
令和3年 7月6日 ～8日	浸水害・土災害	梅雨前線	総雨量(6日～8日) 155.0mm ☆高齢者等避難 2,980世帯 6,990人	被害なし
令和4年 9月19日 ～20日	浸水害・高潮	台風第14号	総雨量(19日～20日) 41.0mm ☆高齢者等避難 440世帯 1,000人	軽症者 1人 中等症者 1人

第4節 災害の危険性と被害の想定

第1 地震被害の危険性と被害の想定

1 本市の地盤の状況と危険性

(1) 地盤の状況

地震発生時における揺れと地盤条件との間には相関関係があるため、地盤区分基準に基づき本市の地盤状況を整理し、地域的な分布を図に示す。

ランク	地形条件	地質条件
A	山地	火成岩・チャート
B	台地・段丘	段丘堆積物
C	山麓・自然堤防	沖積層
D 1	低地の一般面	砂質沖積層
D 2	人工地形・頻水地形	シルト質沖積層（基盤地質）

① 地盤条件ランク「A」の区域

この区域は、地盤条件はよいが、斜面がほとんどであるため開発はあまり進んでいない。しかし、城見台等大規模な宅地開発も見られる。

地震発生時には、この区域内及び周辺地域において、地盤が風化により脆くなっている可能性も高いので、傾斜地の崩壊等の危険性についても注意が必要である。

山間部である夢前町、香寺町、安富町に広く分布が見られる。

② 地盤条件ランク「B」の区域

この区域は、台地・段丘地帯で、堆積物は段丘堆積物であるため沖積平野と比較すると地盤条件は良いとされる。土地利用は水田が主で、大規模な宅地造成は行われていない。

山田町、花田町、書写台で分布が見られる。

③ 地盤条件ランク「C」の区域

この区域は主に、沖積平野に島状に点在する自然堤防、山地部周辺に分布する扇状地である。自然堤防には、昔から集落が形成される傾向がある。自然堤防上は沖積層に比べ地盤振動は弱いと考えられるが、古い木造住宅が密集している場合が多いと考えられ、地震火災が発生する危険性が非常に高い区域である。近年、人口の増加により集落は膨張し、自然堤防から滲み出す傾向が見られる。

一方、山地から土砂が供給され堆積したやや勾配のある地域であり、集落の立地しやすい場所でもある。近年、新興住宅地の開発が進行している地域でもある。

姫路市内で比較的標高差のある地域を中心に分布が見られる。

④ 地盤条件ランク「D 1」「D 2」の区域

この区域は、主に礫・砂及び泥の未固結で軟弱な堆積物で構成された沖積平野と、臨海部に工業地帯が立地する埋立地である。沖積平野は地盤が弱く不安定であるため、地震発生時には強い地盤振動が起こるものと考えられる。本市において社会的重要度の高い施設のほとんどがこの区域に集積している。特に姫路城周辺の旧市街地においては、木造住宅が密集し

ているため、家屋の倒壊、地震火災、ライフラインの破損等社会的混乱に陥りやすい地域である。

由来、沖積平野は土地が肥沃なため、土地利用は水田が主であった。しかし、人口の増加地域の社会重要度が増すにつれ、開発が進行してきている。この区域の開発に当たっては、建築物の倒壊、不等沈下を防止するため、地盤改良や建造物の基礎工事を慎重に行うことなどの注意が必要である。一方、臨海部工業地帯の埋立地においても地盤振動が強いと考えられるため、工業施設の破壊による火災、化学薬品の漏出、そしてガス、電気供給元の壊滅など姫路市において大規模な影響を与えうる区域である。なお、埋立地等の人工地形は工法によってかなり地盤条件が異なるので、一概に非常に危険な区域とはいえない。

主に各河川の下流に向けて姫路市南部に広く分布が見られる。

(2) 地震災害に対する地域別の特徴

本市域は、沿岸部に臨海工業地帯と旧集落を核とした市街地を持ち、ほぼ中央に旧姫路城下町を核とした市街地が形成されている。また、市域の東部と西部は、山地の多い地勢となっているが、大部分の市街地は市川及び夢前川の氾濫原や海岸低地、沿岸砂州等低地に展開している。このような基本的な地勢条件、地形・地盤条件と、その上での土地利用状況、建物・施設等の社会的条件などを総合的に検討すれば、防災上の視点から見て、次のように地域別の地震災害に対する特性を整理することができる。

① 臨海埋立地ゾーン

主に旧海岸線から沖合へ人工的に埋立造成された区域であり、大部分が工業地帯となっている。埋立造成地であるため、地盤高からは河川氾濫や高潮に対し比較的安全と考えられるが、自然土と比較して地盤の固結度は低く、地盤振動による液状化の危険性が高い。

② 旧沿岸部ゾーン

旧海岸線から内陸側に帯状に広がる区域であり、工業地帯を除く灘、飾磨、広畑、網干など、山陽電鉄沿いに点在する旧集落や、その周辺の新市街地はほぼこのゾーンに含まれる。このゾーンの地盤は、地質的に最も新しく形成された未固結の堆積物（砂泥）で覆われており、沿岸砂州の部分を除いて一般に軟弱・低湿であるため、地震・風水害とも市内で最も危険性の高い区域が多くなっている。

市街地として計画的に造成された地区では避難路、防火帯、緊急輸送道路の機能がある道路網は一応整備されている。

③ 中央ゾーン

本市域の中央に位置する区域であり、大部分は市川の形成した緩扇状地からなるが、市街地中央部にある姫路城は自然の小丘陵を利用しており、地震や水害に対する地盤条件は周辺区域よりも良い。

このゾーンの地盤は河川が堆積した未固結の礫・砂が主体であり、一般的に地盤振動や液状化に対しては旧沿岸部ゾーンより若干条件がよい。ただし、氾濫原に残る旧河道部は地下水位が高い場合が多く、液状化に対する警戒が必要である。

一方、このゾーンには本市における中心的な市街地が展開しており、商業・業務地や高密度な居住地域が多く分布しており、災害時の避難路・延焼防止帯・緊急輸送道路等の整備により都市型の災害防止の対策が必要である。また、中心市街地の周辺部では、スプロール化により街路網など都市基盤が十分でない市街地や、傾斜地を造成した団地などがあり、これ

らの地区での災害防止にも留意すべきである。

④ 東部ゾーン

市川以東、本市域の東部に位置し、主として山地とその周辺の丘陵・台地から形成されるこのゾーンの基盤岩からなる山地・丘陵地は一般に地盤振動に対する条件は良く、液状化の可能性はない。また、山地・丘陵地の周辺に広がる台地部も地盤振動・液状化に対する条件は比較的良い部分となっている。

このゾーンの市街地は、旧集落を核として、分散的に広がっており、居住密度は高くない。しかし、山陽自動車道や播但連絡道路などの広域幹線道路が通っており、交通上は重要な区域となっている。

⑤ 西部ゾーン

主として夢前川の流域を含む山地の多い区域であり、東部よりも平地に乏しく狭小な谷底平地が主な集落や農地となっている。東部同様基盤岩からなる山地・丘陵地は一般に地盤振動に対する条件はよく、液状化の可能性はない。ただし、山麓部における土砂災害や傾斜地の人工造成部における土砂災害の危険性に留意すべきである。

⑥ 北部ゾーン

林田川、夢前川、菅生川等の河川が山地に両側からはさまれるように存在し、段丘部への集落が目立つ。

山地は、東西方向に山崎断層帯があり、これに沿って走る断層線谷は広域の重要な交通ルートになっている。

宅地や主要施設・道路等は、谷底平野や低位段丘などの低地部の軟弱地盤上に位置し、河川に沿っているため橋梁も多く、山麓の急傾斜地を通る区間も見られる。そのため、大規模地震発生時には、低地部では路面の変状や落橋、山間部では土砂災害による閉鎖が発生する可能性がある。

⑦ 島しょ部ゾーン

家島・坊勢島・男鹿島・西島からなり、ほとんどが急峻な丘陵地のため、山林が海岸線まで迫っている。丘陵地に家屋が密集し、これら密集地には、いわゆる急傾斜地を形成しているところが多く、しかも平地が乏しいことから、自然災害を受けやすい環境にある。

また、道路が狭小で、自動車の通行不能区間も多くある。

2 地震と被害の想定

(1) 姫路市内に影響を及ぼすとされる地震

兵庫県地域防災計画、兵庫県地震被害想定調査結果に基づく兵庫県内に大きな影響が予想される地震のうち、今後本市に大きな影響を与える可能性が高い地震としては、次のような地震があげられる。

① 山崎断層帯地震

【断層帯の位置及び形態】

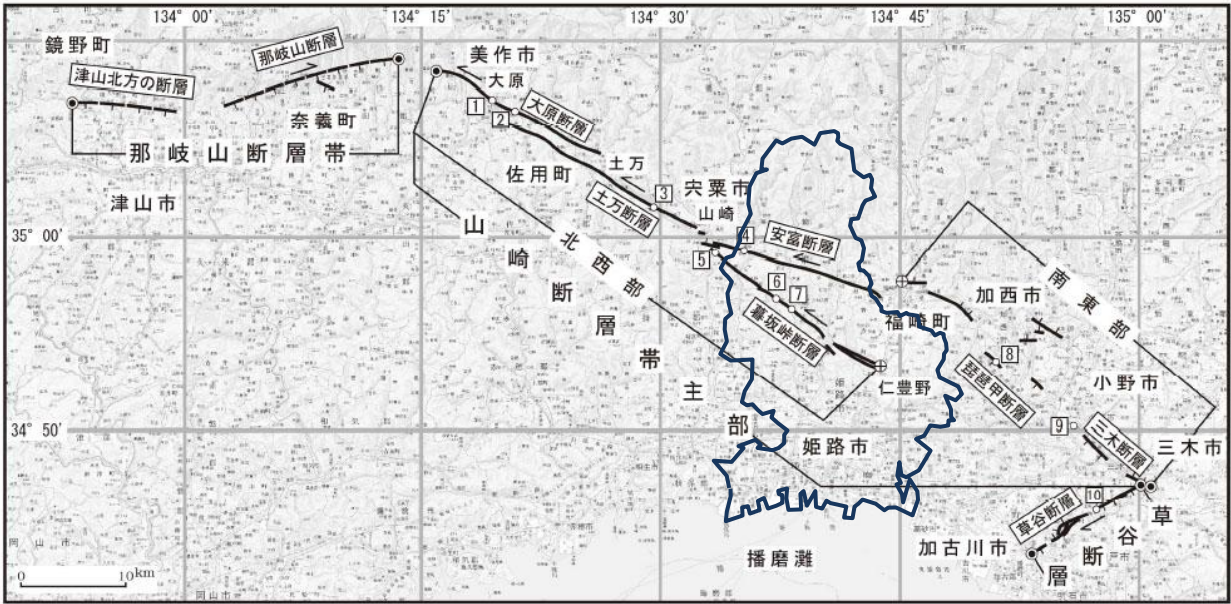
山崎断層帯は、那岐山（なぎせん）断層帯、山崎断層帯主部、草谷断層の3つの起震断層に区分される。那岐山断層帯は、岡山県苫田郡鏡野町から岡山県勝田郡奈義町に至る断層帯である。長さは約32kmで、ほぼ東西方向に延びており、断層帯の北側が南側に対して相対的に隆起する断層帯である。山崎断層帯主部は、岡山県美作市（旧勝田町）から兵庫県三木市に至る断層帯で、ほぼ西北西－東南東方向に一連の断層が連なるように分布している。全体の

長さは約80kmで、主として左横ずれ断層帯である。草谷断層は、三木市から加古川市にかけて分布する断層で、東北東－西南西方向に延びる主として右横ずれの断層である。

なお、山崎断層帯主部は、姫路市より北西側と神崎郡福崎町より南東側とではそれぞれ最新活動時期が異なり、北西部の最新の活動時期は、868年（播磨国地震）であったと推定される。

今後30年間の地震発生確率は、山崎断層帯主部のうち北西部で0.1%－1%、南東部ではほぼ0%－0.01%と評価されており、各地震発生確率の最大値をとると、山崎断層帯主部の北西部は、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになる。

内陸直下型地震であり、その場所が臨海部に近いほど播磨地域を中心としてかなりの数の家屋倒壊や火災の発生、ライフライン等への大きな被害の発生が予想されるほか、断層に沿って高速道路が走っているという条件も考慮する必要がある。また、断層周辺では地滑りが起きやすいので、土砂災害にも注意する必要がある。



(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価(山崎断層帯主部の評価)

将来の活動時の 地震規模 (M)			地震発生確率			平均活動間隔(上段)
			30年以内	50年以内	100年以内	最新活動時期(下段)
北西部	7.7程度	連動 8.0程度	0.1%～1%	0.2%～2%	0.5%～4%	約1,800～2,300年
						868年播磨国地震
南東部	7.3程度		ほぼ0%～ 0.01%	0.001%～ 0.02%	0.003%～ 0.05%	3,900年程度
						4世紀～6世紀

(令和7年1月1日現在)

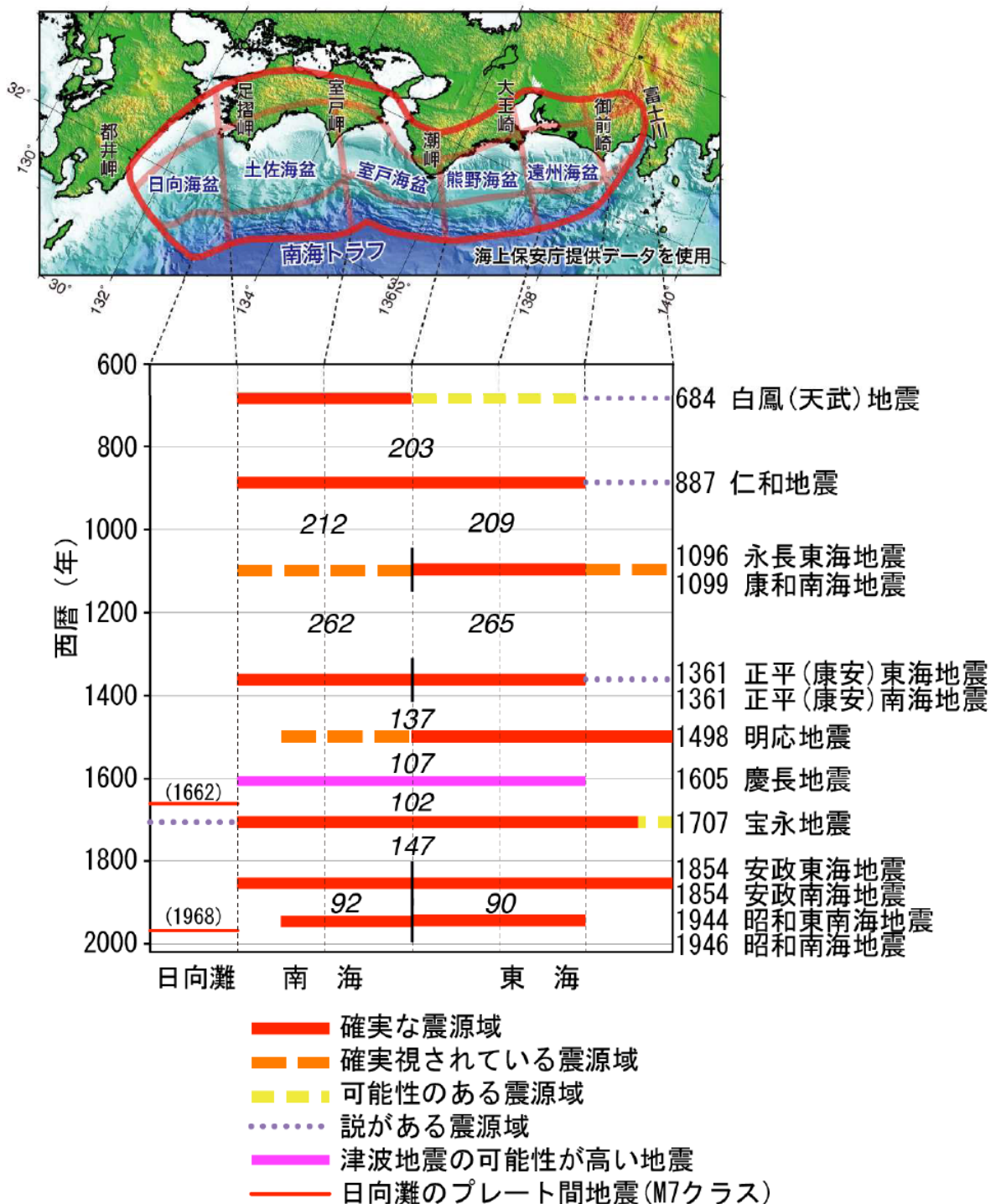
② 南海トラフ地震

南海トラフ地震とは、南海トラフ（駿河湾から日向灘沖までの太平洋沖の海底の溝）沿いで発生する大規模地震のことである。

紀伊水道沖ではM8を超える地震が繰り返し発生しており、古文書等で684年、887年、1099年、1361年、1605年、1707年、1854年、1946年に起きたことが知られている。こうした意味で、比較的サイクルがわかっている地震である。

前回の地震の規模が比較的小さかったことから、次回発生時には、エネルギーの発生が大きくなり、広範囲に及ぶ被害が予想される。また、今回は早まるのではないかという意見もある。

○ 684年以降に南海トラフで発生した地震



○ 南海トラフの地震活動の長期評価

地震調査研究推進本部の長期評価によると、今後30年以内で80%程度、50年以内で90%程度もしくはそれ以上の可能性がある。

	長期評価で予想した 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率		
		10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ の地震	M8～M9クラス	30%程度	80%程度	90%程度もしくは それ以上

(令和7年1月1日現在)

③ 六甲・淡路島断層帯地震

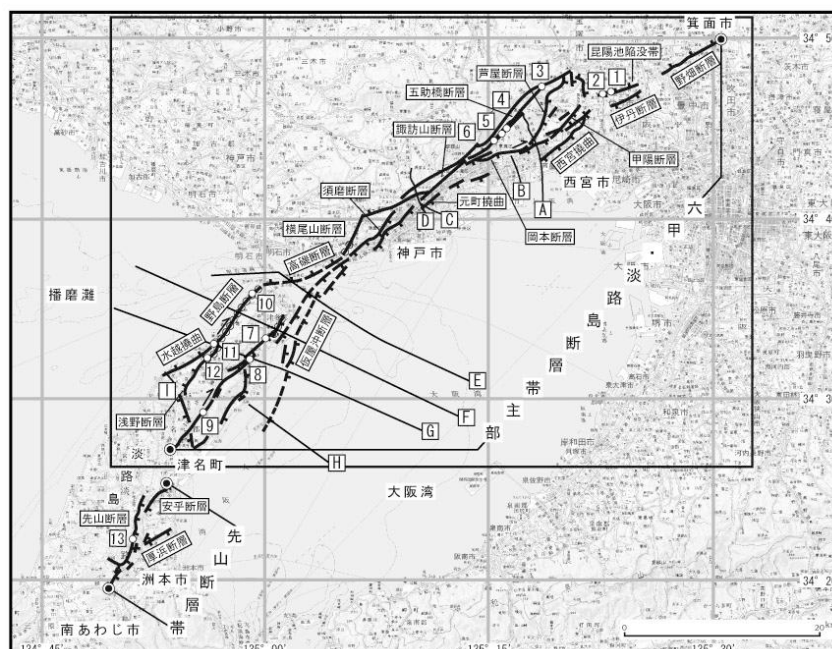
【断層帯の位置及び形態】

六甲・淡路島断層帯は、大阪府箕面市から兵庫県西宮市、神戸市などを経て淡路島北部に至る六甲・淡路島断層帯主部と淡路島中部の洲本市から南あわじ市に至る先山断層帯からなる。六甲・淡路島断層帯主部は、断層の分布形態や過去の活動時期の違いなどから、長さ約71kmの六甲山地南縁－淡路島東岸区間及び長さ約23kmの淡路島西岸区間の2つに区分される。

平成7年の兵庫県南部地震では、淡路島西岸区間と六甲山地南縁－淡路島東岸区間のうちの、西宮市から明石海峡にかけての全長約30kmの範囲の地下で活動し、甚大な被害を生じた。淡路島西岸区間では断層活動が地表まで達し明瞭な地表地震断層が出現したほか、六甲山地南縁においては余震活動や地震波形の観測・解析等から地下において断層活動が起こったことが明らかになっている。

ただし、六甲山地南縁において、測量観測とそれを基に解析された地殻変動は、六甲山地南縁－淡路島東岸区間全域には及んでおらず、変動量も淡路島西岸区間沿いに比べて小さかった。また、断層を挟んでの地殻変動も、淡路島西岸区間沿いほどは顕著でなかった。

これらのことより、兵庫県南部地震を、淡路島西岸区間においては最大規模の地震と見なして最新活動としたが、六甲山地南縁－淡路島東岸区間においては固有規模の地震よりひとまわり小さい地震とみなして最新活動ではないと考えられる。



(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価(主部(六甲山地南縁ー淡路島東岸)の場合)

長期評価で予想した 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均活動間隔(上段)
	30年以内	50年以内	100年以内	最新活動時期(下段)
7.9程度	ほぼ0% ～1%	ほぼ0% ～2%	ほぼ0% ～6%	900年～2,800年程度
				16世紀

(令和7年1月1日現在)

④ 中央構造線断層帯地震

【断層帯の位置及び形態】

中央構造線断層帯は、奈良県香芝市から五條市、和歌山県和歌山市、淡路島の兵庫県南あわじ市の南方海域を経て、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。断層はさらに西に延び、別府湾を経て大分県由布市に至る全長約444kmの長大な断層である。過去の活動時期や断層の形状等の違い、平均的なずれの速度などから、全体が10の区分に分けられる。

本市に最も近い紀淡海峡～鳴門海峡区間が活動すると、マグニチュード7.5程度の地震が発生すると推定され、その際に4m程度の右横ずれが生じる可能性がある。

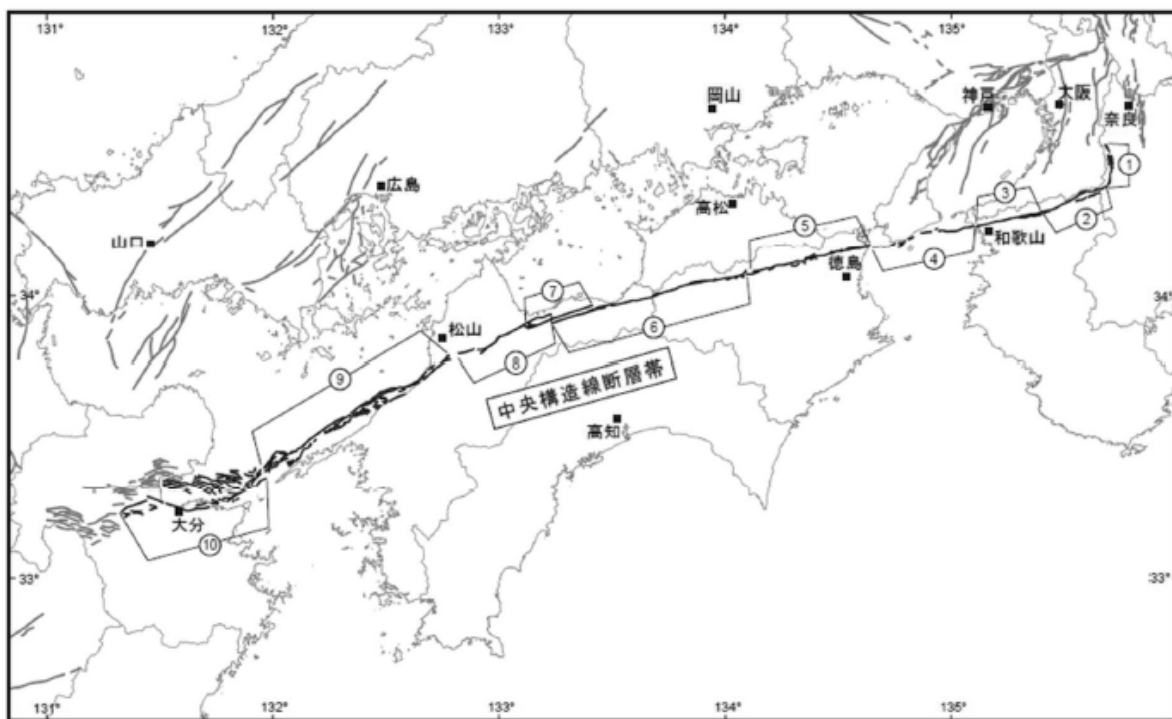


図1 中央構造線断層帯の概略位置図

①から⑩は区分された断層区間を示す。

- ①：金剛山地東縁 ②：五条谷 ③：根来
- ④：紀淡海峡ー鳴門海峡 ⑤：讃岐山脈南縁東部
- ⑥：讃岐山脈南縁西部 ⑦：石鎚山脈北縁 ⑧：石鎚山脈北縁西部
- ⑨：伊予灘 ⑩：豊予海峡ー由布院

(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価(紀淡海峡～鳴門海峡の場合)

将来の活動時の 地震規模(M)	地震発生確率			平均活動間隔(上段)
	30年以内	50年以内	100年以内	最新活動時期(下段)
7.5程度	0.005%～1%	0.009%～2%	0.02%～4%	約4,000～6,000年
				約3,100年前～2,600年前

(令和7年1月1日現在)

⑤ 上町断層帯地震

【断層帯の位置及び形態】

上町断層帯は、大阪府豊中市から大阪市を経て岸和田市に至る断層帯である。全体として長さは約42kmで、ほぼ南北方向に延びており、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層である。活動時には、阪神地域に甚大な被害をもたらすとともに、本市域にも強い揺れがある。

(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

将来の活動時の 地震規模(M)	地震発生確率			平均活動間隔(上段)
	30年以内	50年以内	100年以内	最新活動時期(下段)
7.5程度	2%～3%	3%～5%	6%～10%	8,000年程度
				約28,000年前～9,000年前

(令和7年1月1日現在)

⑥ その他の断層地震

その他、活断層の存在する場所や歴史上大地震の記録がある場所については、将来、大地震の発生する可能性がある。日本海沿岸では、過去に北但馬地震や北丹後地震(京都府)が起き、震度6を記録している。また、近隣府県にも生駒断層帯、三峠・京都西山断層帯など、多くの活断層が分布している。

また、比較的地震エネルギーが小さい(M7未満)ために地表に痕跡を生じることが無く、その存在が知られていない未知の断層(伏在断層)が存在している可能性があり、「M6.9クラスの地震はどこでも起こりうる」ということを想定しておく必要がある。

<想定される地震の概要> (平成21年度・22年度兵庫県地震被害想定調査報告書)

活断層 規模等	山崎断層帯 地震	南海トラフ 巨大地震	六甲・淡路島 断層帯地震 (六甲山地南縁 ー淡路島東岸)	中央構造線断層 帯地震(紀淡海 峡ー鳴門海峡)	上町断層帯 地震	伏在断層に よる地震
想定規模	M 8.0	M 9.1※	M 7.9	M 7.7	M 7.5	M 6.9
最大被害地域	播磨地域	淡路地域	神戸・阪神地域	淡路地域	神戸・阪神地域	震源付近
姫路市域にお ける最大震度	震度7	震度6強	震度6強	震度5強	震度5強	震度7

(南海トラフ巨大地震については、兵庫県が平成26年2月に公表した「南海トラフ巨大地震津波浸水想定図」による。)

(2) 被害の想定

本市に大きな被害をもたらすと予想される以下の2つの地震を、被害の想定とする。

- 山崎断層帯地震 ○ 南海トラフ巨大地震

① 地震の種類による留意事項

ア 山崎断層帯地震【内陸活断層地震】

- ・ 市街地から中山間地にかけて広域に地震被害が及ぶ地震
- ・ 市内の直下を横断する断層であり、市内の広範囲にわたり大きな被害を発生させる
- ・ 内陸活断層地震であることから、揺れによる建物被害・人的被害が甚大となる
- ・ 東西の主要交通網（鉄道（新幹線）、国道・高速道路（中国道・山陽道））に大きな被害を発生させる

イ 南海トラフ巨大地震【海溝型地震】

- ・ 津波被害が発生する
- ・ 長周期地震であり、高層建築物の被害や、広範囲で液状化被害が発生する
- ・ 全県、全国規模で甚大な被害が発生、周辺都市からの応援が困難

※南海トラフ巨大地震の想定震源断層域は、現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波を推計するために設定されたもので、現在のデータの集積状況と研究レベルでは、その発生確率を予測することは困難である。

② 山崎断層帯地震による被害の想定

ア 想定断層及び規模

- ・ 山崎断層帯全体（大原・土万・安富・主部南東部）
- ・ マグニチュード8.0

イ 被害想定実施ケース（想定シーン）の設定

発災季節・時刻・風速		特 徴	対象人口
冬の早朝 5時	風速 6 m/s未満	阪神・淡路大震災と同様の時間帯で、多くの人が自宅で就寝中若しくは起床の時間帯。建物倒壊、屋内収容物移動・転倒等自宅での被災による人的被害が最大となるケース	夜間人口 (5時の屋内滞留人口)
	風速 6 m/s以上		
春夏秋冬 昼間12時	風速 6 m/s未満	外出者が多く、市街地や観光地等に買い物客や観光客が集まっている時間帯。帰宅困難者が最大となるケース	昼間人口 (12時の屋内滞留人口)
	風速 6 m/s以上		
冬の夕方 18時	風速 6 m/s未満	家事や暖房で最も火気の頻度が高くなり、火災発生率が高くなる季節・時間帯であり、火災による人的被害、物的被害が最大となるケース。また、屋外人口も多く、ブロック塀等の倒壊による人的被害が最大となるケース	(0.6×昼間人口) + (0.4×夜間人口) (18時の屋内滞留人口)
	風速 6 m/s以上		

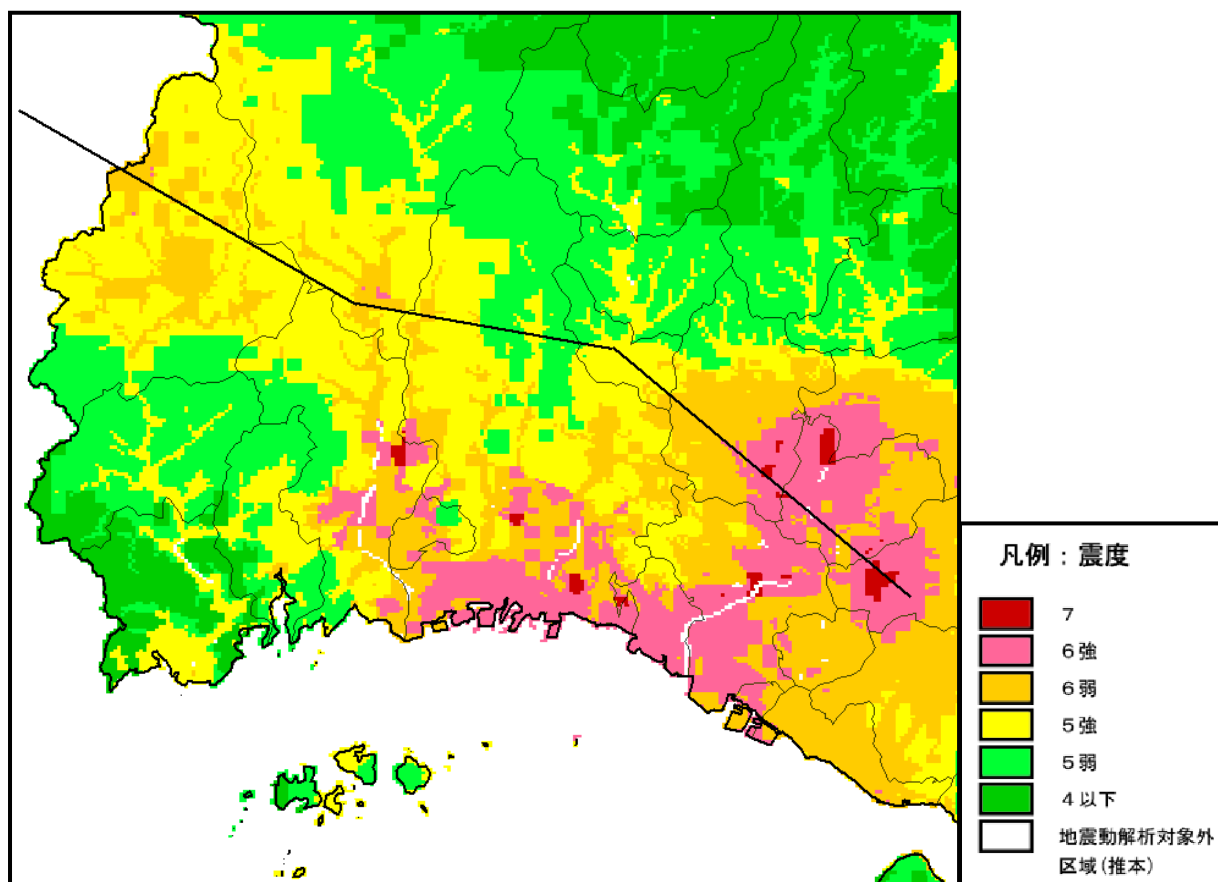
ウ 想定項目

項 目		種 別	内 容	計算単位
基本項目	建物被害	揺れ	全壊・半壊棟数	250mメッシュ
		液状化	全壊棟数	250mメッシュ

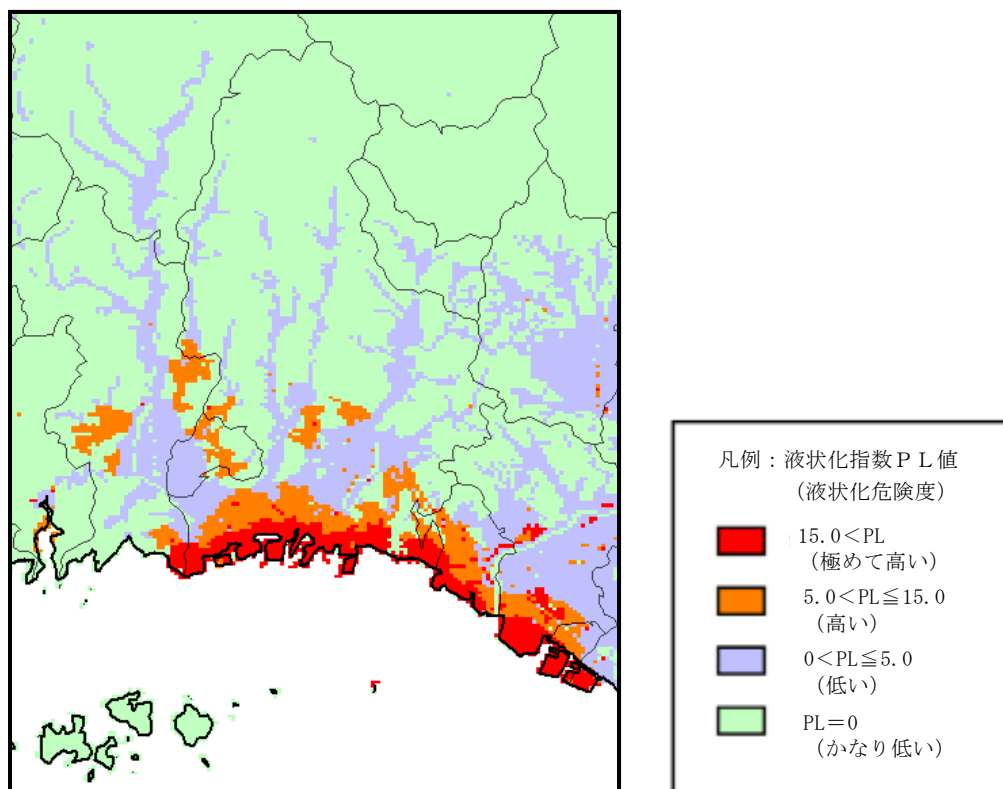
基本項目	建物被害	火災	全出火件数、炎上出火件数、焼失棟数	250mメッシュ
		土砂災害 (急傾斜地の崩壊)	全壊・半壊棟数	250mメッシュ
	人的被害	建物倒壊	死者・負傷者・重傷者数	250mメッシュ
		火災	焼死者数	250mメッシュ
		土砂災害 (急傾斜地の崩壊)	死者・負傷者数	250mメッシュ
	生活支援	避難者数	家屋被害による避難者数	市町
その他の項目	建物被害	危険物施設	震度 6 弱以上エリア内の施設数	市町
		文化財		
		避難所		
		病院		
		福祉施設		
		警察施設		
		消防施設		
	人的被害	交通被害	道路災害、鉄道災害による死者、負傷者、重傷者数	250mメッシュ
	交通施設	緊急輸送道路	道路は橋梁被害を基に被害箇所数を算出	主要道路
		鉄道		鉄道
		港湾		港湾
		空港		空港
	ライフライン施設	上水道	上水道及び工業用水道の断水率、断水人口、復旧日数	250mメッシュ
		下水道	下水機能支障人口、復旧日数	250mメッシュ
		電力	電力会社ヒアリング（停電件数）	—
		通信		—
		ガス		—
	生活支援	物資不足量	食糧、生活用水、仮設トイレの不足量	市町
		帰宅困難者	帰宅困難者数	市町
		避難所	施設の耐震性と震度分布等から定性的評価	市町
		病院・警察・消防	施設の耐震性と震度分布等から定性的評価	市町
		エレベータ閉じ込め	震度分布、液状化危険度分布から定性的評価	県全域
	その他施設等	河川堤防	震度 6 弱以上エリア内の施設数	河川
		ため池	震度 6 弱以上エリア内の施設数	ため池
		震災廃棄物発生	発生量（トン）	市町
	経済被害	直接被害	被害額	市町
		間接被害	被害額	市町

エ 想定結果（姫路市における被害）

(7) 震度分布



(i) 液状化危険度分布



(ウ) 想定被害量

・物的被害

揺れによる建物被害	揺れ	全壊	木造	14,812	棟
			非木造	1,078	棟
		半壊	木造	34,466	棟
			非木造	3,286	棟
	液状化	全壊	木造	811	棟
			非木造	444	棟
土砂災害による建物被害	がけ崩れ	全壊		720	棟
		半壊		1,679	棟
火災による建物被害	焼失棟数	焼失棟数（冬早朝5時）		57	棟
		焼失棟数（春夏秋冬12時）		88	棟
		焼失棟数（冬夕方18時）		144	棟
道路被害	橋梁被害箇所数	高速道路	大被害	0	箇所
			中小被害	5	箇所
		直轄道路	大被害	0	箇所
			中小被害	3	箇所
ライフライン施設の被害	上水道	管被害箇所		1,638	箇所
		管被害率		0.66	箇所/km
		断水率		67	%
		断水人口	1日後	356,777	人
			4日後	107,033	人
			1箇月後	0	人
		復旧日数		26	日
	下水道	管被害延長		75,890	m
		管被害率		3.63	%
		下水道支障人口	1日後	13,193	人
			4日後	7,862	人
			1箇月後	0	人
		下水道支障人口割合	1日後	2.91	%
			4日後	1.73	%
			1箇月後	0.00	%
		復旧日数		6	日
	電力	停電戸数		64,161	戸数
		停電率		28.8	%
		応急送電復旧日数		約4	日

ライフライン施設の被害	ガス		停止戸数	88,000	戸数
			停止率	100	%
			復旧期間	約33	日
	通信	固定電話	被災回線数	53,825	回線数
			被災率	27.0	%
			復旧日数	10	日
		携帯電話（ドコモネットワーク）	影響加入者数	200,000	人
			影響内容	・無線基地局への影響（停電、伝送路断線等） ・通信が殺到し、通信がつながりにくい	

・人的被害

建物倒壊による死傷者数	早朝 5 時	屋内人口	481,571	人
		死者	1,007	人
		負傷者	6,693	人
		うち重傷者数	795	人
	昼12時	屋内人口	318,196	人
		死者	368	人
		負傷者	2,605	人
		うち重傷者数	306	人
	夕方18時	屋内人口	424,720	人
		死者	744	人
		負傷者	5,023	人
		うち重傷者数	595	人
火災による死傷者数	冬早朝 5 時 (風6m/s未満)	焼死者数	4	人
	冬早朝 5 時 (風6m/s以上)	焼死者数	7	人
	春夏秋冬12時 (風6m/s未満)	焼死者数	6	人
	春夏秋冬12時 (風6m/s以上)	焼死者数	11	人
	冬夕方18時 (風6m/s未満)	焼死者数	9	人
	冬夕方18時 (風6m/s以上)	焼死者数	18	人
土砂災害による死傷者数	がけ崩れによる人的被害	死者数	49	人
		負傷者数	62	人
道路被害による死傷者数	揺れによるハンドル操作ミス	死者数	3	人
		負傷者数	137	人
		うち重傷者数	9	人
	落橋、桁折、大変形による	死者数	0	人
		負傷者数	0	人
		うち重傷者数	0	人

鉄道被害による死傷者数	死者数	18	人
	負傷者数	75	人
	重傷者数	20	人

・避難者数等

避難者数等	建物被害による 避難者数	全壊・焼失	38,524	人
		半壊	45,627	人
		合計	84,151	人
	断水被害による 避難者数	1 日後	97,960	人
		4 日後	76,555	人
		1 箇月後	0	人
	避難者数	1 日後	182,111	人
		4 日後	123,904	人
避難所生活者数		10時間後	47,349	人
		100時間後 (約 4 日後)	18,586	人
		1,000時間後 (約 1 箇月後)	558	人
災害時要援護者数 (避難生活者数の内数)	1 日後	高齢者	1,379	人
		乳幼児	2,648	人
		障害者	1,991	人
		要介護者	1,756	人
	4 日後	高齢者	541	人
		乳幼児	1,040	人
		障害者	782	人
		要介護者	689	人
	1 箇月後	高齢者	16	人
		乳幼児	31	人
		障害者	23	人
		要介護者	21	人
帰宅困難者数			120,925	人

・物資需要量

物資	食糧	1日後	170,456	食
		4日後	578,279	食
		1箇月後	2,253,028	食
	飲料水	1日後	170,456	ℓ
		4日後	578,279	ℓ
		1箇月後	2,253,028	ℓ
	生活必需品 (毛布及び被服)	1日後	47,349	個
		4日後	18,586	個
		1箇月後	558	個

物資	仮設トイレ	1日後	473	個
		4日後	186	個
		1箇月後	6	個
	簡易トイレ	1日後	4,735	個
		4日後	1,859	個
		1箇月後	56	個

・経済被害

直接被害（億円）	建物	木造	6, 530	億
		非木造	4, 623	億
		合 計	11, 153	億
	家財		2, 983	億
	その他償却資産		362	億
直接被害合計			14, 721	億
間接被害（億円） （資本労働喪失による生産低下額）	被災地生産額減少		930	億

オ 地域別被害の想定

山崎断層帯地震により、市域で震度 6 強～7 の地盤振動が発生した場合に、市域に発生しうる被害を、防災上の視点から見た地域ゾーニング毎に想定する。

ゾーニング	被害の特徴
臨海埋立地ゾーン	・液状化現象が発生し、ほとんどの事業所が被害を受ける。 ・ほとんどの橋梁で自動車通行が不可能になる。 ・事業所内で危険物災害が発生する可能性がある。
旧沿岸部ゾーン	・点在する小丘で崖崩れが発生し、いくつかの道路が通行不可能となる。 ・建物被害が全般的に大きくなる。 ・夢前川の橋梁で倒壊が発生し、自動車通行が不可能になれば、夢前川以西の地区は孤立するおそれがある。 ・広幅員の道路以外は建物の倒壊等のため、自動車通行が不可能となるところが多い。 ・幅員の狭い道路では歩行も困難となる。 ・全般的に人的被害が大きい。
中央ゾーン	・山麓部沿いでは崖崩れが発生する。 ・姫路城の東側及び北西側の一部で建物被害の大きい地区がある。 ・主要幹線道路が集中しており、通行可能な道路（広幅員の道路）には自動車が集中し混乱する。 ・幅員の狭い道路では歩行も困難となる。 ・全般的に人的被害が大きい。特に、昼間に災害が発生した場合は商業・業務地で混乱が発生する可能性があり、延焼火災が発生する。
東部ゾーン	・山麓部で崖崩れが発生するが、応急対策上の大きな支障はない。 ・住宅密集地で建物被害、人的被害が大きい。 ・広幅員の道路以外は建物の倒壊等のため、自動車通行が不可能となるところが多い。 ・市川にかかる橋梁で倒壊が発生し、山陽自動車道、播但連絡道路が通行不可能となれば緊急輸送道路がなくなる。
西部ゾーン	・山麓部沿いでは崖崩れが発生し一部の道路で通行が不可能になる。 ・夢前川や国道 2 号線沿いの人口集中地区で、人的被害が多数発生する。 ・菅生川以西は人的被害が比較的軽微であるが、道路や橋梁で自動車通行が不可能となれば孤立する。
北部ゾーン	・山麓部沿いでは崖崩れが発生する。 ・アクセス道路が土砂災害警戒区域等に隣接しており、道路や橋梁で自動車通行が不可能となるため孤立する。 ・宅地や主要施設・道路等は、軟弱地盤上に位置し、低地部では路面の変状や落橋、山地部では土砂災害による集落の孤立が発生する。
島しょ部ゾーン	・幅員の狭い道路では歩行も困難となる。 ・急峻な丘陵地に家屋が密集し、急傾斜地を形成しているため、崖崩れが発生し、一部の道路で通行が不可能になる。

③ 南海トラフ巨大地震による被害の想定

ア 想定規模

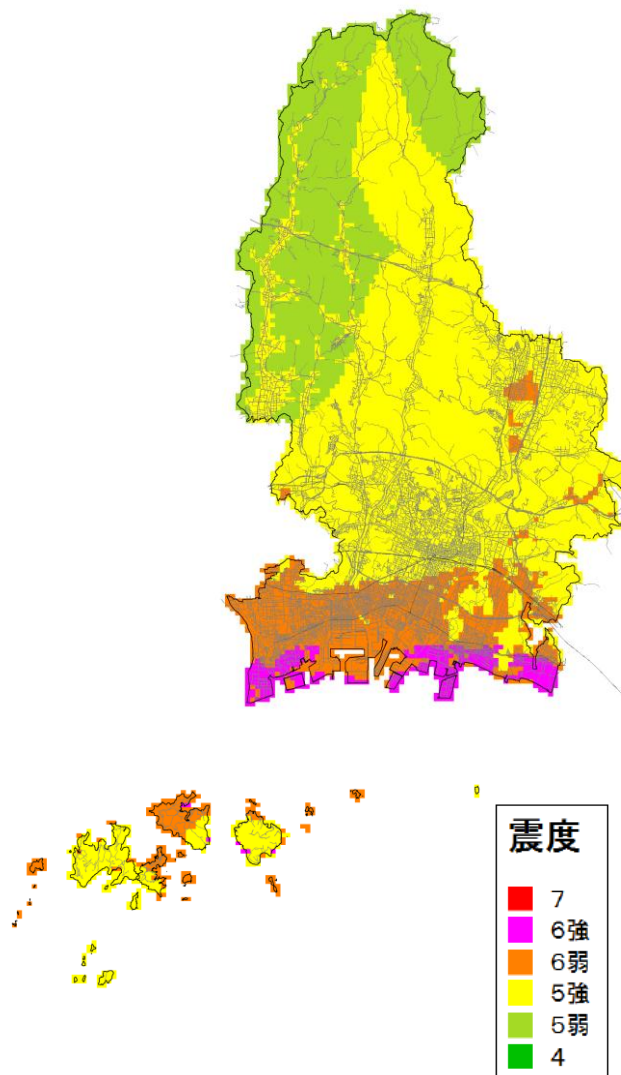
マグニチュード9.1（津波断層域）

イ 被害想定実施ケース（想定シーン）

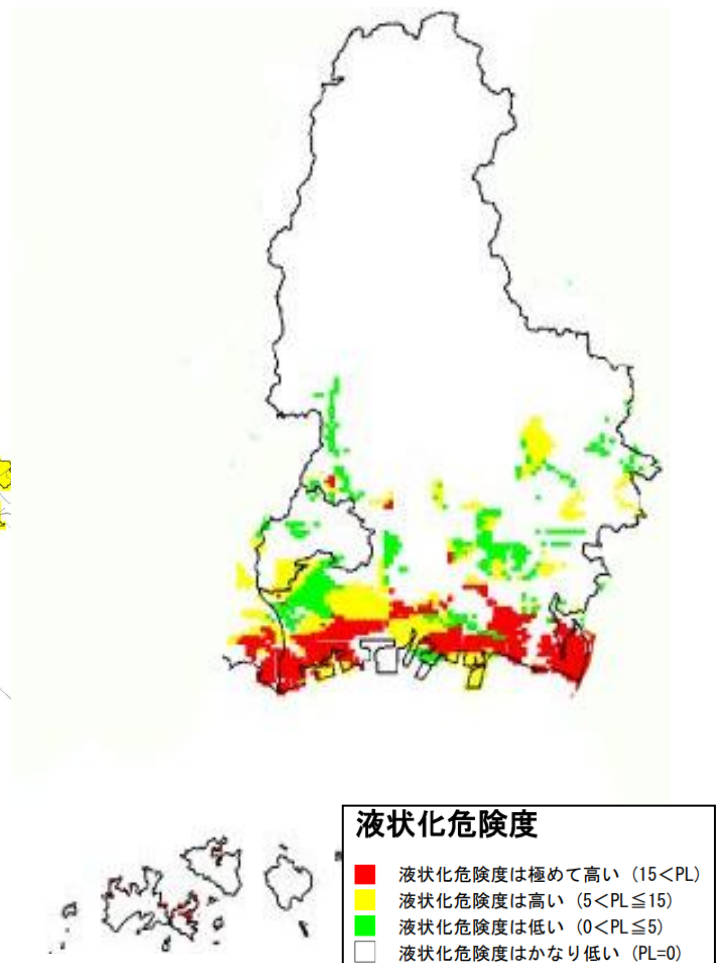
発災季節・時刻	特 徴
冬の早朝 5 時	多くの人々が自宅で就寝中に被災。家屋倒壊による人的被害発生危険性が高く、津波からの避難が遅れる可能性がある。
夏の昼間 12 時	木造建築物の滞留人口が一日の中で最も少ない時間帯。就業中や在校中の人が多く、海水浴客等海浜利用者も存在する。
冬の夕方 18 時	最も火気の使用が多く、火災の危険性が高まる季節・時間帯

ウ 想定結果

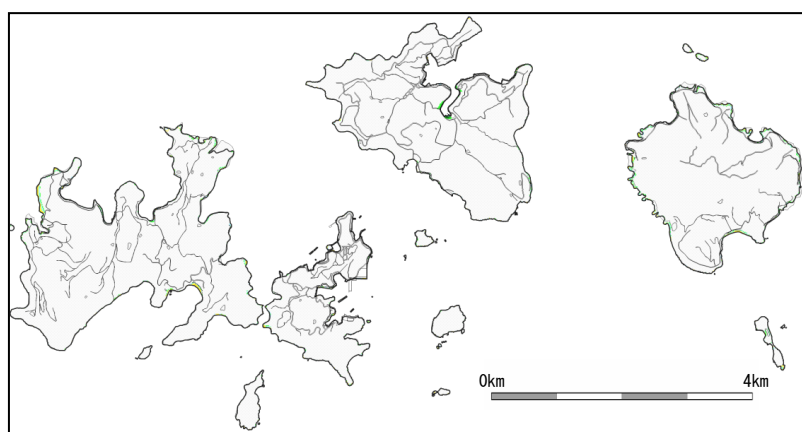
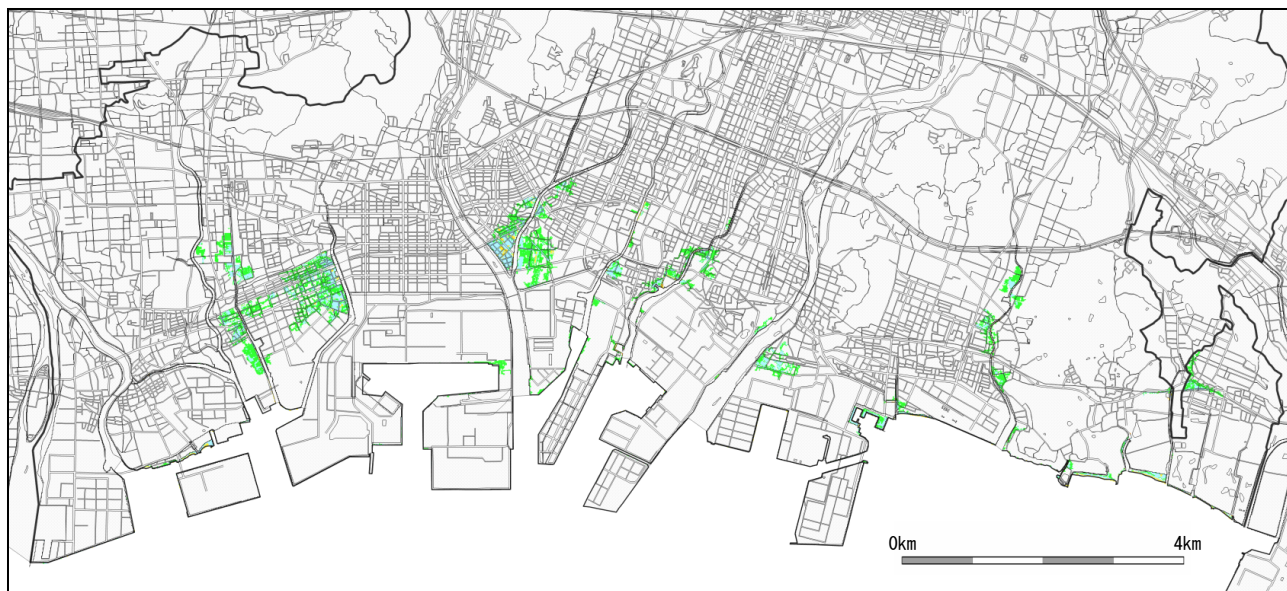
(ア) 震度分布



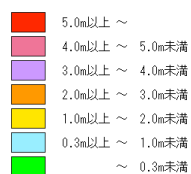
(イ) 液状化危険度分布



(ウ) 浸水予想図



凡 例【浸水深】



津波浸水想定図（ケース 1 の条件）

- ・地震動による沈下あり
- ・津波が堤防を越流した場合破堤
- ・防潮門扉開放（常時閉鎖、耐震性を有する門扉以外）

(エ) 想定被害量

主な被害（姫路市）

外力情報

震度別面積率(%)	震度 7	0.0	震度 5 強	60.5
	震度 6 強	3.2	震度 5 弱以下	16.7
	震度 6 弱	19.6		
最大津波水位(T.P. (m))	2.5			
1 m 津波の到達時刻(分後)	120			
浸水面積(ha) [津波ケース 1 (越流時破堤あり)]	計		1 m 以上	32
	5 m 以上	0.0	0.3 m 以上	134
	3 m 以上	0.0	0.3 m 未満	142

被害情報

項 目	発災時刻		冬 5 時	夏12時	冬18時
原因別建物全壊棟数 (棟)	計		2,018	2,014	2,033
		揺れ	1,817	1,817	1,817
		液状化	122	122	122
		火災	10	6	25
		土砂災害	36	36	36
		津波	33	33	33
原因別建物半壊棟数 (棟)	計		15,137	15,137	15,133
		揺れ	10,051	10,050	10,047
		液状化	4,505	4,506	4,505
		土砂災害	83	83	83
		津波	498	498	498
原因別死者数 (人)	計		369	404	435
		揺れ	83	109	140
		(うち屋内収容物落下等)	(5)	(3)	(4)
		火災	1	1	3
		土砂災害	3	1	2
		津波	282	293	290
		ブロック塀等の転倒、落下物	0	0	0
原因別負傷者数 (人)	計		2,447	2,733	2,767
		揺れ	1,854	2,167	2,180
		(うち屋内収容物落下等)	(73)	(53)	(65)
		土砂災害	4	2	3
		津波	585	556	567
		ブロック塀等の転倒、落下物	0	4	13
		交通(道路)	4	4	4
原因別重傷者数 (人) (負傷者数の内数)	計		333	424	409
		揺れ	132	232	210
		(うち屋内収容物落下等)	(15)	(12)	(14)
		土砂災害	2	1	1
		津波	199	189	193
		ブロック塀等の転倒、落下物	0	2	5
		交通(道路)	0	0	0
避難者数 (人)	当日		9,490	8,894	9,139
	1 日後		9,490	8,894	9,139
	1 週間後		4,811	4,846	4,858
	1 箇月後		2,480	2,499	2,504

帰宅困難者数(人)	当日	-	25,801	17,965
断水人口(人)	1日後	51,311	51,311	51,311
下水道支障人口(人)	1日後	7,828	7,828	7,828
停電(軒)	1日後	342	342	342
通信支障回線(回線)	1日後	1,433	1,433	1,433
復旧対象となる ガス供給停止(戸)	1日後	427	427	427
災害廃棄物等 (千トン)	計	319～379	319～379	320～380
	災害廃棄物	218	218	219
	津波堆積物	101～161	101～161	101～161

④ 地震による津波の影響

兵庫県南部では、南海トラフ地震及び南米太平洋沿岸沖、カムチャツカ半島付近の地震による津波の影響を受ける可能性がある。

津波は、紀伊半島南端から紀伊水道を北上し、大阪湾に到達するまでには波高がかなり減少する。その状態は、震源が沿岸に近い地震と遠い地震でやや異なり、後者では減少の程度が小さい。

また、紀伊水道を北上した津波は、ほとんどが紀淡海峡を通ると考えられるが、安政南海地震の際、播磨灘でも津波が発生したとの記録もあり、本市沿岸部においても津波に対する注意が必要である。

南海トラフ巨大地震における津波の想定

1 mの到達時間	120分後
最高津波水位(注1)	T.P. +2.5m (家島町：T.P. +1.9m)
津波継続時間	少なくとも12時間後においても、約1mの水位上昇が見られる。
注意点	津波により沿岸部や河川遡上による内陸部での浸水の発生が予想される。 海水浴場、潮干狩り、魚釣り等のレクリエーションの利用や漁業活動が盛んに行われており、津波に対する注意が必要である。

注1) T.P. …±0.0m (東京湾平均海面)

注2) 過去に発生した南海トラフ巨大地震をみると、発生には多様性があり、浸水想定を上回る津波がより早く襲ってくる可能性もある。

第2 風水害等の危険性と被害の想定

1 本市の風水害に対する危険性

(1) 風水害の危険性

① 概況

高潮浸水想定区域のほとんどは、洪水浸水の危険性が非常に高い区域（洪水浸水想定区域）に重なる。強くて大雨をもたらす台風等が接近した場合、こういった地域は河川氾濫と高潮の二重の災害を被り、甚大な被害が生じる危険性が極めて高い地域である。この地域における災害時の対応策を十分に検討すると同時に、防災上の対策も検討を進める必要がある。

これらの区域には、人家だけでなく、JR山陽本線、山陽電鉄や国道250号といった幹線交通路も通過しており、これらの施設への被害も想定できる。総合的に見ても姫路市は広域交通の要地で、放射状に鉄道・道路が広域的に他地方とつながっており、これらが災害時には麻痺することも想定され、輸送や情報の混乱を生じる危険性も考えられる。

② 重要水防区域（河川）

ア 国土交通省

番号	河川名	左右岸の別	種別	重要度	地先名	距離杭(km)	延長(m)
1	揖保川	右岸	越水(溢水)	B	姫路市網干区浜田	-0.4 ～ 1.9	2,300
2	揖保川	左岸	越水(溢水)	B	姫路市網干区興浜	-0.4 ～ 2.1	2,500
3	揖保川	—	工作物	B	左岸：姫路市網干区余子浜 右岸：姫路市網干区興浜	1.2	
4	揖保川	右岸	基礎地盤漏水	B	姫路市網干区興浜	1.3 ～ 2.5	1,200
5	揖保川	右岸	越水(溢水)	A	姫路市余部区下余部	2.5 ～ 2.7	200
6	揖保川	左岸	越水(溢水)	B	姫路市余部区上川原	4.5 ～ 4.9	400
7	中川	左岸	越水(溢水)	B	姫路市網干区浜田	0.0 ～ 1.9	1,900
8	中川	左岸	基礎地盤漏水	B	姫路市網干区浜田	1.3 ～ 2.5	1,200
9	中川	左岸	越水(溢水)	A	姫路市余部区下余部	2.5 ～ 2.6	100

イ 兵庫県（姫路土木事務所他）

番号	河川名	左右岸の別	延長(m)	地点名
1	林田川	両岸	600	姫路市林田町中構 新町橋 ～ 林田橋（国道29号）
2	林田川	右岸	250	姫路市安富町塩野 植塩橋上流
3	八家川	両岸	2,200	姫路市木場 （三ツ橋）～ 姫路バイパス
4	八家川	両岸	100	姫路市四郷町見野 （大年神社上下流）
5	市川	両岸	600	姫路市飾磨区妻鹿 （永世橋～工業用水堰）
6	市川	右岸	3,000	姫路市花田町高木 （高木橋）～ 砥堀（生野橋）

7	市川	左岸	300	姫路市豊富町御蔭 (神谷川合流地点直上流)
8	市川	右岸	3,800	姫路市香寺町犬飼 (江鮒井堰上流) ～香寺町溝口 R312 (中津橋下流)
9	市川	右岸	2,800	姫路市飾磨区阿成～中島 (市川潮止堰下流)
10	市川	左岸	2,100	姫路市飾磨区妻鹿 (市川潮止堰下流)
11	船場川	両岸	1,720	姫路市大野川合流点～伊伝居 市道東川橋
12	船場川	左岸	420	姫路市細江
13	船場川	右岸	200	姫路市手柄 (生矢橋上流～手柄橋下流)
14	姫路港	—	3箇所	姫路港飾磨港区須加地区
15	夢前川	両岸	200	姫路市夢前町糸田 (糸田橋上流)
16	夢前川	右岸	500	姫路市夢前町新庄 (新中橋上下流)
17	菅生川	右岸	300	姫路市実法寺 (井堰上下流)
18	菅生川	左岸	500	姫路市夢前町戸倉 (戸倉橋上流)
19	坪川	左岸	500	姫路市夢前町寺 (御門橋上流)
20	西山川	左岸	100	姫路市夢前町新庄

ウ 姫路市

番号	河川名	岸別	延長(m)	地点名
1	増位川	両岸	400	姫路市西中島・白国
2	清水川	両岸	1,000	姫路市亀山、都倉、清水、飾磨区恵美酒 (姫路バイパスより南)
3	八家川	両岸	300	姫路市御国野町西御着 (西御着川との合流)
4	辻井川	両岸	500	姫路市辻井 (県道姫路神河線沿い)
5	宮内川	両岸	300	姫路市網干区大江島 (大津茂川合流より上流)

備考： 1級河川 揖保川 中川 林田川 安志川 三森川 佐見川 蟠洞川

2級河川 天川 思出川 西浜川 八家川 市川 神谷川 須加院川 恒屋川

恒屋川放水路 矢田部川 平田川 野田川 外堀川 船場川 大野川

夢前川 水尾川 大井川 菅生川 坪川 護持川 明神川 西山川

寺河内川 汐入川 大津茂川 西汐入川放水路 西汐入川 網干川

揖保川左岸網干大橋東詰の位置 距離杭約1.25km (注) A 水防上最も重要な区間

右岸 西詰の位置 約1.30km B 水防上重要な区間

中川左岸中川橋東詰の位置 約1.30km

③ 危険が予想される地域

ア 特定ため池のうち重点的に整備を進めるため池

番号	た め 池	所 在 地	貯 水 量 (㎡)	堤 高 (m)	満水面上 の余裕(m)
1	牧野新池	山田町牧野	23,000	5.2	1.5
2	相合池	飾東町佐良和	352,000	14.7	1.8
3	皿池	飾東町豊国	11,000	6.0	1.5
4	大谷池	飾東町塩崎	100,000	8.8	1.4
5	別所横池	別所町北宿	104,000	8.3	1.3
6	竹太郎上池	林田町下伊勢	8,300	6.1	1.2
7	奥池	林田町林谷	6,800	5.2	1.4
8	古法華池	加西市東剣坂町	150,000	10.8	1.1
9	大日池	的形町の形	1,630	5.0	—
10	追谷上池	林田町上伊勢	4,000	5.0	1.6
11	才加大池	香寺町中村	16,000	2.4	1.15
12	摺鉢池	姫路市上大野	4,800	4.0	0.98
13	奥山池	姫路市夢前町芦田	27,000	9.5	—
14	大門上池	姫路市林田町上伊勢	5,600	5.5	—
15	万丈寺池	姫路市夢前町前之庄	2,000	4.0	—

(注) 特定ため池：決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれがあるため池

市内の特定ため池数：457箇所(資料編：「8－6 特定ため池一覧」)

イ 土砂流出のおそれのある造成地

番号	宅 地 の 所 在	予 想 さ れ る 危 険 内 容	
1	北新在家	壁面崩壊	道路・水路に土砂流入
2	辻井八丁目	壁面崩壊	道路・水路に土砂流入
3	勝原区朝日谷	法面落石、土砂流出	道路・水路に土砂流入

ウ 土砂災害警戒区域

資料編：「8－2 土砂災害警戒区域等一覧」

エ 土砂災害危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所

資料編：「8－3 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧」

オ 山地災害危険地区

(ア) 山腹崩壊危険地区

資料編：「8-4 山腹崩壊危険地区一覧」

(イ) 崩壊土砂流出危険地区

資料編：「8-5 崩壊土砂流出危険地区一覧」

(2) 人為的な原因による災害

① 大規模火災

大規模火災は、これまでにもしばしば発生しているが、強風、乾燥といった気象条件の時に発生した火災は、大火につながりやすい。特にフェーン現象が起きたときは注意が必要である。

② 危険物事故

危険物施設についてこれまで特に大規模な事故の事例はないが、臨海部に危険物取扱施設が多く、場合によっては大惨事につながるおそれもある。

③ 突発性重大事故

船舶事故や航空機墜落事故等の突発性重大事故は、本市内では発生していないものの、全国どこでも起きる可能性のあるものである。また、雑踏等で無差別に毒物が散布されると、物質の種類や量にもよるが大量の殺傷につながる危険性が高い。

2 風水害等の想定

本市の地域に発生する災害のうち最も多いものは、梅雨前線による豪雨及び台風による風水害であるが、法の趣旨並びに本市域内における気象、地勢等の特性によって起こりうる災害を想定し、概ね次に掲げる災害の種類、規模を基礎として策定する。

(1) 想定する災害の種類

本計画で対象とする風水害等は、暴風、豪雨、洪水、高潮等の異常な自然現象及び大規模な火災、爆発等に起因する災害とする。

(2) 被害の想定

想定する災害のうち、風水害による被害の規模は、昭和40年台風第23号、第24号及び昭和51年台風第17号の集中豪雨並びに平成16年台風第16号の高潮による被害の規模とする。

第4章 基本方針

第1 基本的視点

この計画は、基本的に次のような視点に立って策定する。

- 1 災害の発生を未然に防止し、被害をいかに最小限に抑えるか。
- 2 発生した災害にいかに迅速かつ的確に対応し、災害の拡大を防止するか。
- 3 社会経済活動をいかに早期に再開させ、市民生活の安定を図るか。

第2 基本方針

上記の視点に立って策定するこの計画は、国の法令等や防災基本計画及び兵庫県地域防災計画を踏まえるとともに、本市の実情に即した計画とし、統一的かつ実効ある推進を期するため、以下のとおり基本方針を設定する。

市民の誰もが、安全で安心して暮らせる災害に強い都市づくり

1 減災対策の推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本に、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先とし、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えることとする。

2 防災基盤の強化

被災しても被害を最小限に抑えられるよう、都市の防災空間、防災拠点等の整備、建築物等の耐震性の確保、災害に強い交通、ライフライン施設の整備を進めるほか、地盤災害の防止対策を徹底するなど都市の防災基盤の充実、強化を図る。

また、ＪＲ姫路駅や姫路港をはじめとする交通結節点や交通網の整備により、陸・海・空が相互に補完できる総合交通ネットワークの形成を図る。

3 防災体制の充実

災害による被害を最小限に抑えるため、行政や防災関係機関の危機管理体制等初動体制をはじめとする応急対策について、現実の災害に対応できる実践的かつ弾力的な体制の整備・充実を図る。

4 応急対策の充実・強化

災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備等に努め、想定でき得る範囲での「最大の被害事象」及び「最悪の条件」を前提とした情報の収集・伝達、ボランティア支援、避難対策、医療、備蓄、緊急輸送、災害時要援護者対策など応急対策の充実を図るとともに、応急対策が長期化した場合の住民ニーズの変化や高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者に対する対応策の充実を図る。

5 広域防災体制の確立

広域的な防災体制の整備を図るため、播磨地域及び姉妹都市等との広域防災支援体制を確立するとともに、災害時には播磨地域の拠点として重要な役割を担うよう、市域を越えたレベルの情報通信機能、緊急物資、復旧資機材の備蓄・保管等多様な防災拠点機能の強化・充実を図る。

6 市民参加による防災体制の確立

本市における自治会、婦人会、老人クラブ等の各種団体を中心とした活発なコミュニティ活動を活かし、「自らの生命、自らのまちは自ら守る」という防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図るとともに、行政、関係機関及び市民等が一体となった防災体制の確立を図る。

その際、市防災会議の委員に占める女性割合を高めるよう取り組む等、男女共同参画の視点から、地域防災計画、復興計画や避難所運営等の意思決定の場における女性の参画を促進するとともに、救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、女性や子育て家庭のニーズに配慮することとする。

第3 計画の効果的推進を図るための留意事項

次の事項に留意して計画の効果的な推進を図る。

1 「都市防災化」の観点からの事業推進

行政の各部門において関係機関と連携、協力し、平常時から都市基盤整備に関する事業等の一層の推進を図るとともに、これら事業等に関しては、その本来の事業目的に加えて、常に「都市防災化」の観点からの事業推進に努めるものとする。

2 防災対策の計画的、継続的实施

大規模災害等の災害対策は、その範囲も広範にわたり、万全な体制を整えるには一定の期間と財源が必要となり、現実には短期間での整備は難しい側面があるが、本計画を効果的に推進するために、行政の各部門においては、可能なものから随時実行することを基本としながら、個々の施策の実効性や優先度等をよく見極めるとともに、効率性の観点から総合計画や他の関連事業との調整等を行い、計画的かつ継続的な実施に努めるものとする。

3 行政と市民等との連携、協力体制の維持、向上

大規模な災害に対しては、行政能力に一定の限界が生じる場合があり、特に、発災直後における初期消火、救助活動や長期的な応急対策については、行政だけではその対応が不可能と考えられることから、有事の際に本計画を有効に機能させるために、行政の各部門においては、平常時から防災訓練や情報交換等を通じ、市民や関係団体等との連携強化、協力体制の維持、向上に努めるものとする。

4 防災意識の高揚と実効ある訓練の継続

災害に対する「備え」は、なによりも防災関係機関をはじめ市民一人ひとりの防災に対する日常の心構えが重要であり、行政の各部門においては、職員や自主防災会の実効ある訓練を継続的に実施するとともに、これと併せて、市民に対してもあらゆる機会や手段を通じて、「自らの生命、自らのまちは自ら守る」という防災の原点を周知徹底し、その防災意識の高揚に努めるものとする。

5 災害時の行動マニュアルの整備と習熟

本計画が有効に機能するためには、防災に携わる職員が平素よりこの計画を熟知していることはもとより、いざという時に個々の職員がどこで何をするのかが具体的に決められている必要があることから、本計画を補完し、また、災害対策をより実効あるものとするため、災害対策本部の各班においては、組織としての具体的な行動と職員一人ひとりに関する行動のマニュアルを策定し、適宜必要な修正を加えるとともに、常に職員に対し習熟の徹底を図るものとする。

第 2 編 災害予防計画

I 安全で安心できる防災基盤の整備

第1章 都市の防災構造の強化

第1節 都市の防災構造化

安全で安心して暮らせる都市づくりを進めるため、災害に対してしなやかな防災構造の形成、水と緑あふれる安全で快適な都市空間の形成、安全・安心な生活空間の形成及び人・もの・情報が行き交う交流構造の形成により、都市の防災構造化を図る。

第1 災害に対してしなやかな防災構造の形成

災害時には市街地延焼の拡大を防止するための延焼遮断空間として、また、避難路や避難地等の防災空間として機能する広域防災帯を、自然の山系や河川、道路や緑地等の市街地の骨格となる施設の位置及び市街地の密度に応じて整備する。また、避難、救援・救助、復旧等様々な活動の拠点となる防災拠点を市街地の広がりを見直し、体系的に整備して防災拠点間を結ぶとともに、応急活動車両、人員及び物資の輸送車両の通行を確保するための道路を整備することにより、都市の総合的な防災骨格づくりを進め、被災しても被害を最小限にとどめ、迅速で円滑な防災活動ができるしなやかな都市の防災構造の形成を図る。

第2 水と緑あふれる安全で快適な都市空間の形成

阪神・淡路大震災では、公園、緑地、街路樹等の緑が火災の延焼防止に効果を発揮したり、災害時の消火、生活用水として河川水が利用されたりしたこと、公園緑地の整備、残存緑地の保全、山麓部の緑地の保全・整備、河川空間の整備等により、市街地内において緑の創出・保全とオープンスペースの確保を進め、自然と共生し、水と緑に包まれた安全でアメニティ豊かな都市空間の形成を図る。

第3 安全・安心な生活空間の形成

阪神・淡路大震災では、日常生活を営む中で形成されたコミュニティが、救援、防災活動に有効に機能したこと、地域住民の自発的な連携意識に支えられたコミュニティ活動の活性化を図ることにより、子供から高齢者まで、市民の誰もが、思いやりとふれあいの中で、共に助け合い、支え合う、心豊かな地域社会の形成を図る。このため、住民の身近な活動拠点となる公民館の整備や学校施設の開放を進めるなどコミュニティを育む日常的な交流空間の整備・充実を進めるとともに、建築物の耐震・不燃化と宅地内緑化の誘導によるコミュニティの防災安全性の向上及び住宅密集市街地の解消、狭隘道路の改善促進等によって、安心・安全な生活空間の形成を図る。

第4 人・もの・情報が行き交う交流構造の形成

大規模災害において、被害を最小限にとどめ、迅速な復旧・復興を図るためには、被災地外からの支援活動を円滑に受けるとともに、麻痺した都市機能等を広域で補完する必要がある、多方面での連携が重要視される。連携は、平常時から盛んに行われる人、もの、情報及び文化の交流の結果

として生まれるものであり、日頃からの盛んな交流が行われることこそが大切である。このため、国土軸を形成する広域的な幹線道路の整備や鉄道をはじめとする公共交通の充実強化、船舶の大型化やコンテナ化に対応した姫路港の整備により、総合的な交通ネットワークを確立するとともに、人、もの、情報及び文化が交流する都市機能を拡充し、多方面との連携が取れた交流構造の形成を図る。

第2節 防災空間の整備・拡充（兵庫県、都市局、建設局、上下水道局）

災害時において、避難者の安全確保と火災の延焼防止のため、市街地の中に公園・緑地、道路等のオープンスペースを確保することは、災害に強いまちづくりの基本的課題である。また、これらのオープンスペースは、延焼遮断帯として機能するほか、災害時の救援活動や緊急物資の集積等の拠点、応急仮設住宅の建設用地等としても利用でき、重要かつ多様な役割を有している。

第1 公園・緑地の整備

公園・緑地は、都市のオープンスペースとして、また、市民生活に安らぎを与える憩いの場、子供の遊び場を提供するという日常的な機能に加えて、災害時には避難場所、救援活動拠点等の防災活動拠点として重要な役割を果たすことができる。

令和7年3月31日現在、1,303箇所、526.74haの公園、緑地及び広場等を開設している。

今後も、良好な都市環境の形成を目指して、公園・緑地等の一層の整備を進めるとともに、各種の防災機能を充実する。

1 都市公園の整備

災害時の避難場所、救援活動・緊急物資集積分配拠点、応急仮設住宅建設用地等、都市防災に大きな役割を果たす公園・緑地の整備を進める。

（整備予定の公園）

公園名	公園種別	事業面積	事業予定年度
天満公園	地区公園	2.5ha	平成20年度～令和11年度
下野公園	近隣公園	3.2ha	令和3年度～令和14年度
手柄山平和公園	総合公園	4.3ha	令和4年度～令和8年度

2 広場の整備

災害時における市民の一時避難場所等として利用できる広場の整備を進める。

3 緑地の整備

延焼防止や都市型災害の防止等にも有効な緑地の整備を進める。

第2 道路・橋梁の整備

道路・橋梁は、災害時の避難、救援・救護、消防活動等に重要な役割を果たし、また、火災の延焼を防止するオープンスペースとなるなど、多様な機能を有する。このため、多元多重の交通ルートの確保を考慮のうえ、災害に強い道路施設の整備等を進める。

1 高規格道路の整備

高規格道路は、災害時に被災地外からの応援部隊のアクセスルート、緊急物資の輸送道路となるなど、大規模災害時には極めて重要な役割を有している。このため、中国横断自動車道姫路鳥取線の4車線化や播磨臨海地域道路の建設を促進していく。

2 幹線道路の整備

幹線道路は、災害に伴う火災の延焼遮断帯となるとともに、緊急物資等の輸送道路となるな

ど、災害時には重要な役割を有している。このため、姫路北バイパス、国道線、内環状東線、城北線、大日線、夢前川右岸線等の放射環状道路や、夢前川橋梁を含む広畑幹線・鹿谷田線等の主要な幹線道路の整備を進めるとともに、電線類の地中化、緑化、植栽を推進していく。

また、主要な駅の駅前広場は、災害時には、救援活動や緊急物資の経由地となることや、避難者及び帰宅困難者が多数集まることが予測されることから、安全でゆとりある利便性の高い公共施設整備を進めていく。

3 アンダーパス部等の整備

アンダーパス部は、主に市街地で道路や鉄道等と交差し、前後区間に比べて急激に道路の高さが低くなっている区間であり、大雨による冠水での交通障害や車両水没事故が懸念される。そこで、冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止等の対策を推進する。

4 生活道路の整備

生活道路は、平常時には市民に最も身近な道路であり、災害時には避難、救援物資等搬送のための代替道路、延焼遮断帯としての役割を果たす。このため、格子状の道路網を形成するよう整備するとともに、老朽化した橋梁等道路施設の長寿命化を図っていく。

5 快適な歩行空間の確保

歩道等は、平常時には歩行者が安全で快適に通行できる道路であり、災害時には、地域住民が安全に避難するためには必要不可欠なものである。このため、歩道を一層整備するとともに、修景、緑化に努め、ゆとりと潤いのある空間の確保を図る。

6 消防活動困難区域の解消に資する道路整備

火災が発生した場合に、消防活動が支障なく行われるように道路整備に努める。

7 避難路の整備

避難路とは、災害が発生した場合、一時避難場所及び避難所・拠点避難所から大規模避難場所へ通じる道路であって、避難圏域内の住民を当該大規模避難場所に迅速かつ安全に避難させるための指定道路等である。

避難路は、概ね、次により選定、整備する。

- (1) 避難路は、大規模避難場所に通じる道路又は緑道であること。
- (2) 避難路の幅員は、避難行動の安全性の観点から、十分な幅員を確保するように努める。
- (3) 災害時に一部不通となる場合に備え、代替となる避難路も配慮する。

第3 市街地緑化の推進

都市における緑は、潤いのある環境の創出や災害に強いまちの実現など市民生活に欠かすことのできないものであると共に、地球温暖化防止にも役立っている。このため、全市的な緑化を進め、花と緑にあふれる潤いある都市の実現に向けて、公園、道路、河川など公共施設の緑化を図るとともに、生け垣づくりによる民有地の緑化を促進するなど、緑豊かな都市環境を創出する。

第4 農用地の保全

農用地は、良好な環境の確保はもとより、防災上も火災の延焼防止、災害時の被災者への生鮮食料供給等の重要な役割を担っている。このため、これら生産機能や防災機能の優れた農用地を計画的に保全する。

第3節 面的整備及び住環境の整備（都市局）

第1 防火地域等の指定

火災等による建造物の災害を予防し、被害を最小限にするための耐火性の建造物の建築促進を図るため、用途地域及び過去の災害事情等を考慮し、防火・準防火地域の指定の拡大を図るとともに、建築基準法や消防法による防火上、構造上の審査及び適切な指導を行う。

防火地域	大手前通り、御幸通り、二階町通りの各両側、及び商業地域で容積率500%以上の区域	約56ha
準防火地域	都心部に準ずる主要市街地の大部分	約398ha

第2 土地区画整理事業の推進

地域危険度が高く、公共用地率が極めて低い木造密集市街地や、交通結節点となる駅周辺など特に防災上危険な地域において、道路、公園等公共施設を整備改善することにより、市街地における防災上重要なオープンスペースの確保や迅速な消火活動を可能とする道路の確保など防災性の向上を図るとともに、居住環境の改善を進め、安心して住めるまちづくりを行う。

第3 市街地再開発事業の推進

地震や火災等、災害の危険性の高い既成市街地における低層木造の老朽建築物が密集する地区などにおいて、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、居住環境の整備や緑地、広場等のオープンスペースの確保を図ることにより、防災性の向上を図る。

第4 居住環境の改善・整備

既成市街地において、不良住宅が密集し、また、災害の危険性が高い地区について、不良住宅の除去や居住者用の耐震耐火住宅を建設するとともに、道路、公園、広場等の公共施設を整備することにより、居住環境の改善及び防災空間の確保を図る。

第4節 河川、海岸、ため池、漁港施設の整備

1 河川施設の整備

(1) 一級河川（国土交通省姫路河川国道事務所）

揖保川流域を津波・高潮等から防御するため、必要な築堤、護岸工事等を早期に整備する。

(2) 二級河川（兵庫県姫路土木事務所、姫路港管理事務所）

市川、天川、野田川、船場川、水尾川、夢前川、汐入川、西汐入川、大津茂川、八家川、西浜川等の諸河川の溢水、津波、高潮等の災害を防止するため、生野ダムによる調整を行うとともに、必要な築堤、護岸工事、洪水調節池・水門設置等の早期整備に努める。

(3) 河川改良事業等（建設局、上下水道局）

都市基盤河川、準用河川、普通河川等の改修、整備を進めるとともに、排水の困難な地域では、排水ポンプの設置や雨水貯留施設の整備を重点的に実施する。

2 海岸施設の整備（兵庫県姫路港管理事務所）

(1) 災害発生時の海上からの救援物資等の輸送手段の確保のため、港湾施設の整備を図る。

(2) 臨海部の工場及び人家を高潮、波浪から防御するため、防潮堤、水門の整備を図る。

3 ため池施設の整備（兵庫県姫路土地改良センター、農林水産環境局）

ため池に関する防災事業・改良事業は、年次計画を立て改修増強を行っていく。

また、ため池に関する災害を予防するため、次の対策を実施する。

(1) それぞれのため池に管理者を置く。

(2) ため池の管理上必要な知識、応急措置の方法等について、講習会、リーフレット等により管理者及び農家の指導を行う。

4 漁港施設の整備

地震・津波・高潮による漁港施設及び漁船の災害を防止するため、漁港施設の整備を図る。

(1) 家島漁港（兵庫県姫路農林水産振興事務所）

漁港名	種別	指定年月日	所在地
家島漁港	第2種	昭和27年7月29日	姫路市家島町宮

(2) 妻鹿漁港（兵庫県姫路農林水産振興事務所）

漁港名	種別	指定年月日	所在地
妻鹿漁港	第2種	昭和27年5月2日	姫路市白浜町

(3) 坊勢漁港（農林水産環境局）

漁港名	種別	指定年月日	所在地
坊勢漁港	第2種	昭和27年5月28日	姫路市家島町坊勢

5 ダム施設の維持管理（兵庫県企業庁、兵庫県姫路土木事務所、光都土木事務所）

神谷ダム、生野ダム、菅生ダム、安富ダム、引原ダムに関する災害を予防し、関係河川の洪水

調節機能の確保が図れるよう適切な維持管理に努める。

6 危険箇所の点検（国土交通省、兵庫県、農林水産環境局、建設局、上下水道局）

各管理者は、特に危険度が高いと予想される箇所について点検を行い、その結果について関係機関へ連絡する。

7 浸水危険箇所の情報共有（危機管理室、上下水道局、消防局、都市局、建設局）

浸水被害の軽減を図るため、上下水道局、消防局、都市局、建設局、危機管理室で姫路市浸水危険箇所連絡会議を設置し、平時より浸水被害に対する情報を関係部局で共有する。

第5節 地盤災害の防止施設等の整備

第1 砂防・地すべり防災対策（兵庫県、農林水産環境局、都市局）

地震や風水害に伴う土砂の流出、地すべり等による被害を防止するために各種の対策について定める。

1 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域等においては、災害時、迅速に周辺住民の安全を確保するため避難誘導体制と巡視体制を確立する。

2 山地災害対策

(1) 森林災害の防止

森林災害を未然に防止するため、治山、治水事業及び一般造林事業を推進して林地の保護培養を図ることによって災害の根源を絶ち、同時に森林の緑地化を推進する。

(2) 予防治山

山腹崩壊危険地、はげ山移行地、浸食などにより荒廃のきざしのある溪流などの荒廃危険山地の崩壊等を未然に防止するための事業を行う。

(3) 復旧及び崩壊防止治山事業

山腹崩壊地、はげ山、浸食されたり異常な堆積をしている溪流などの荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図るための事業を行う。

3 地すべり災害対策

(1) 地すべり・山崩れ災害防止対策

森林の過伐、乱伐を防止し、肥料木を混植して林地の肥培管理を図り、材木の育成を助長し、地すべり、山崩れによる災害の発生を防止する。

(2) 巡視の実施

災害の未然防止と水資源確保のため巡視員を置き、1箇月2回程度の巡視を行い、危険箇所の発見、不法作業等の取締りを行う。

4 砂防対策

地震や風水害に伴う土砂の流出による被害を防止するため、砂防施設の整備を行う。

5 急傾斜地の崩壊防止対策

(1) 崩壊の軽減措置

- ① 急傾斜地崩壊危険区域の指定及び当該区域内における土木工事等の規制及び指導
- ② 建築基準法に基づく災害危険区域の指定及び当該区域内における建築行為の規制指導
- ③ 災害危険住宅の除去等に要する経費
補助限度額 2,000千円
- ④ 危険住宅に代わる移転先住宅の建設又は購入に要する経費
補助限度額 6,210千円（土地を取得しない場合 5,250千円）

年利8.5%を限度に金融機関からの借入利息相当額等について助成

(2) 崩壊の未然防止措置

急傾斜地崩壊危険区域内の崩壊防止工事の逐次施工を行う。

第2 宅地等防災対策（兵庫県、都市局）

土砂崩れ等の被害を未然に防止する。

1 宅地造成及び特定盛土等規制法、都市計画法による予防対策

- (1) 宅地造成等工事規制区域等の指定
- (2) 宅地造成等に関する工事の許可等
- (3) 違反工事の摘発
- (4) 宅地保全合同調査の実施
- (5) 危険な宅地に対する保全措置の命令

（宅地造成及び特定盛土等規制法の規制区域）

規制区域	規制区域面積
宅地造成等工事規制区域	337.92km ²
特定盛土等規制区域	196.43km ²

2 開発地における対策

開発に伴い実施する盛土については、極端な凸凹等段差がある場合は均一な盛土の仕上げ、急傾斜地の盛土は段切りを行い原地盤に食い込ませるなどによりすべりを防ぐ。切土については、より安全性を確保するため、勾配を緩やかにとるようにする。

3 その他予防対策

- (1) 今後行われる宅地造成工事に対し、宅地造成及び特定盛土等規制法に定める技術基準を確実に履行させるとともに、違反造成の発見のため、常時パトロール体制の強化を図る。
- (2) 崖崩れ等による土砂災害の知識の啓蒙と規制に関するPRに努める。
- (3) 適正な宅地造成工事を指導するため、宅地の保全についての相談窓口を設置する。
- (4) 相談窓口、パトロール及び違反に対する取締りのための組織を整える。
- (5) 被災宅地危険度判定士を養成する。
- (6) 宅地造成及び特定盛土等規制法の改正を踏まえ、盛土等の規制区域指定に係る基礎調査を基に、特定盛土等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定に向けた準備を進めるとともに、盛土等の工事の許可、指導等の実施に必要な組織、体制を整える。また、既存盛土の基礎調査についても実施に向けた準備を進める。
- (7) 災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく必要な措置を講じる。
- (8) 梅雨期又は台風期前に広報紙による防災特集号を作成し、各戸に配布する。

第3 液状化対策（兵庫県、各局）

液状化現象により、構造物に対しては次のような被害が発生するおそれがある。

- ・ 地盤全体の移動、すべり及びこれに伴う構造物、ライフラインの破壊
- ・ 地盤が支持力を失うことによる構造物の沈下傾斜、基礎の破壊、すべり
- ・ 浮力の増大による地中埋設物の浮き上がり
- ・ 土圧の増加による擁壁、護岸等の破壊

- ・ 地盤又は地盤構造物系の応答性状の変化及び地盤反力の低下に起因する杭基礎の破壊等

1 液状化の危険性の現況

液状化現象の起こりうる軟弱地盤箇所としては、臨海部、旧河道、ため池の埋立地及び河道付近等が考えられる。県及び市は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所をはじめとして、浅部の地盤データの収集に努める。

2 埋立地等における液状化対策

市は、液状化現象が地盤条件により一様でないことから、個々の地盤条件に適した液状化対策工法を検討、実施する。

3 液状化対策の普及啓発

市は、市民や建築物の施工主等に液状化対策の工法の周知を図るとともに、対策工法の実施の促進に努める。

資料編：「８－２ 土砂災害警戒区域等一覧」

「８－３ 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧」

「８－４ 山腹崩壊危険地区一覧」

「８－５ 崩壊土砂流出危険地区一覧」

第2章 建築物等の耐震性の確保

第1節 公共建築物等の耐震・不燃化（国、兵庫県、各局）

庁舎、消防施設等の災害時の防災拠点となる施設や、市民が多く集まる施設について、地震による建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、人命や財産を保護するため、既存建築物等の耐震性向上策として、姫路市耐震改修促進計画に基づき耐震診断・改修等を総合的かつ計画的に推進する。

また、国、県及びその他公共機関は、所管する公共建築物の耐震・不燃化を図る。

第1 公共建築物等

- (1) 市の災害応急対策の推進に不可欠な施設
 - ① 災害対策本部となる本庁舎
 - ② 災害応急活動の拠点となる庁舎
- (2) 地震発生時に避難所となる公共施設
- (3) 不特定多数の者が利用する公共施設（図書館、集会施設等）
- (4) 園児、児童、生徒、高齢者・障害者等の社会的弱者の支援のため不可欠な施設
 - ① 幼稚園、小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校
 - ② 市立社会福祉施設
- (5) 緊急輸送等災害応急活動及び避難の円滑化のため不可欠な土木施設（橋梁）

第2 国、県、その他公共機関が所管する公共建築物等

国、県、その他公共機関が所管する高架鉄道、道路、橋梁、公共建築物等の耐震・不燃化

第2節 一般建築物の耐震・不燃化

姫路市耐震改修促進計画に基づく民間既存建築物の耐震診断等により一般建築物の耐震化を促進する。震災時における建築物の安全性を確保するとともに、特定建築物、大規模建築物等に対する耐震改修に係る規定に基づく規制の遵守の指導と防火地域等の指定を検討する。

第1 耐震改修促進事業（都市局）

市は、民間住宅の耐震診断を促進させるため、申請者の一部負担により簡易耐震診断を実施する。また、民間住宅の耐震改修を促進させるため、県の事業と連動して、耐震改修に要する費用の一部を補助する。

多数の者が利用する施設、緊急輸送路沿道建築物、及び耐震改修促進法の改正により耐震診断が義務付けされた建築物についても、耐震診断等に要する費用の一部を補助する。

1 簡易耐震診断推進事業

〔対象住宅〕 昭和56年5月31日以前着工の住宅

〔診断費用〕 下表のとおり（長屋は別途）

建物・構造種別		一棟あたり診断経費	申請者負担金
戸建住宅	木造	31,500円	3,150円
	非木造	63,500円	6,350円
共同住宅	木造	63,500円	6,350円
	RC造	図面有り	217,000円
		図面なし	321,000円
		2棟目以降	155,000円
	鉄骨造	1棟目	114,000円
		2棟目以降	79,500円

2 ひめじ住まいの耐震化促進事業

(1) 耐震改修工事費補助

市は、住宅の耐震改修工事を実施するものに対し、耐震改修工事に要する費用の一部を補助する。

〔対象者〕 所得が600万円以下で、対象住宅を所有する者

〔対象住宅〕 昭和56年5月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅で兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅

〔補助額〕

戸建住宅の場合

耐震改修工事費の4/5（100万円が上限）

その他共同住宅の場合

耐震改修工事費の4/5（40万円×戸数が上限）

マンションの場合（3階建て以上かつ、1,000㎡以上）

耐震改修工事費の1/2（㎡限度額：25,100円/㎡）

（絶対限度額）

延べ面積	絶対限度額
1,000～5,000㎡以内	3,000万円
5,000㎡超～10,000㎡以内	6,000万円
10,000㎡超～15,000㎡以内	9,000万円
15,000㎡超	13,500万円

（2）小規模型耐震改修工事費補助

市は、地震に際して瞬時に倒壊に至らず避難時間を確保できる程度の改修工事の実施に対し、工事に要する費用の一部を補助する。

〔対象者〕 所得が600万円以下で、対象住宅を所有する者

〔対象住宅〕 昭和56年5月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅で兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅

〔補助額〕 耐震改修工事費の4/5（50万円が上限）

（3）建替工事費補助

耐震診断の結果、大地震で倒壊する危険性が高いと診断された戸建住宅を安全な住宅に建て替える場合に要する費用の一部を補助する。

〔対象者〕 所得が600万円以下で、対象住宅を所有する者又は2親等以内の親族

〔対象住宅〕 昭和56年5月以前に着工された耐震性がない戸建住宅を除却・現地建替えし、兵庫県住宅再建共済制度に加入する住宅（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内でないこと）

〔補助額〕 建替工事費の4/5（100万円が上限）

（4）防災ベッド等設置費補助

大地震時に人命を守る防災ベッド等の購入に要する費用の一部を補助する。

〔対象者〕 所得が600万円以下で、対象住宅に居住している者

〔対象住宅〕 昭和56年5月以前に着工された耐震性がない住宅に防災ベッド等を設置し、兵庫県住宅再建共済制度もしくは、兵庫県家財再建共済制度に加入する住宅

〔補助額〕 定額10万円/台

3 中規模多数利用建築物耐震診断助成事業

市は、耐震診断を実施するものに対し、耐震診断に要する費用の一部を補助する。

〔対象者〕 昭和56年5月以前に着工された耐震改修促進法で指示対象となっている施設所有者

〔補助額〕 耐震診断に要する経費の2/3（342.6万円が上限）

4 緊急輸送路沿道建築物耐震化助成事業

大規模災害時における緊急物資の輸送の確保や住民の円滑な避難の確保を行うために、道路を閉塞する可能性のある建築物に対し、耐震診断及び耐震補強設計に要する費用の一部を補助する。

〔対象者〕 昭和56年5月以前に着工された建物のうち、指定道路に面し道路を閉塞する可能性がある一定の基準に該当する建築物の所有者等

〔補助額〕 耐震診断に要する経費の2/3（514万円が上限）

5 耐震診断義務付け建築物耐震化助成事業

不特定多数の者が利用する大規模建築物のうち耐震診断が義務付けされた建築物に対し、耐震補強設計に要する費用の一部を補助する。

〔対象者〕 耐震改修促進法に定める要緊急安全確認建築物の所有者等

〔補助額〕 耐震補強設計に要する経費の2/3（補助限度は対象建築物用途による）

6 兵庫県等による耐震化支援策の活用

兵庫県、兵庫県住宅供給公社、（公財）兵庫県住宅建築総合センター等が実施する支援策を必要に応じて紹介し、耐震化への活用を働きかける。

第2 落下・転倒防止対策（各局）

落下物等による被害を防止するために、各種対策を行う。

1 市立施設

市立施設について、強化ガラス、網入りガラス、飛散防止フィルム等の使用により窓ガラス飛散防災策を実施する。

2 一般建築物

広いガラス面を持った建築物、外壁面に広告物を持った建築物に対し、次の対策を実施するものとする。

定期報告制度の実施に伴い、建築物の外壁等の落下による災害を防止するための啓発を行う。

3 普及啓発

市は、備付けの悪い自動販売機や立ち枯れしている樹木等の所有者、管理者に対して、転倒、倒壊防止措置の普及啓発を行う。

第3 ブロック塀の倒壊防止対策（建設局、都市局）

ブロック塀の倒壊による災害を防止するための調査及び改修指導については、スクールゾーンを中心として調査し、危険な箇所については改修指導を行うこととする。

（1）ブロック塀の危険箇所の調査

（2）危険なブロック塀の造り替えや生け垣化の奨励

（3）ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法の普及啓発

（4）小学校の通学路沿い又は小学校から500m以内の道路沿いにある危険なブロック塀の撤去費への助成

（5）建築基準法の遵守、指導

第4 耐震化を促進するための啓発・知識の普及（都市局）

市民や建築物の所有者等に対し、学校、自主防災会、建築士会、建築士事務所協会等と連携しながら、耐震化についての普及・啓発を行う。

（1）耐震診断・改修に関する制度についての相談体制の充実

（2）市の広報誌やホームページ、パンフレット、隣保回覧等による情報提供

- (3) 住宅の所有者などに対して耐震化に関する住宅相談会の開催
- (4) 住宅の耐震診断・耐震改修の必要性や市の耐震補助制度に関する市政出前講座の実施

資料編：「10－7 姫路市耐震改修促進計画（改定版）の概要」

第3章 交通関係施設の整備

第1節 緊急輸送道路の整備

第1 緊急輸送道路ネットワークの設定（兵庫県・建設局）

県は、災害発生後、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うため、また、被災者に緊急物資を供給するため、あらかじめ緊急輸送道路を定める。

1 緊急輸送道路ネットワークの形成

県は、道路状況や輸送拠点等をもとに、緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備を図り、代替路の設定などと併せ、大規模災害発生時の輸送手段の確保に努める。

緊急輸送道路を構成する路線は、県外からの救援物資等の輸送や被災者の搬送など諸活動を想定して選定し、道路や防災拠点の整備状況等の変化を踏まえ、適宜見直しを行う。

2 維持管理

道路管理者は、緊急輸送道路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、災害発生時に万一被災した場合には、生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り、迅速な復旧に努める。

3 通行の確保

県は、県外からの救援物資等を広域防災拠点等を経由して市区町ごとに定めた地域防災拠点等に輸送し、また、被災者を救助し災害拠点病院等に搬送するため、緊急輸送道路ネットワークに基づき、県内いずれの地点で災害が発生した場合でも、迅速な物資輸送や救援活動ができるよう、その通行確保に努める。

道路管理者は、道路啓開を実施する方針・計画をあらかじめ定めておくなど、迅速に緊急輸送道路の通行ができるようにするための体制確保に努める。また、緊急輸送道路における新設の電柱等による道路占用を原則として禁止するとともに、一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

第2 その他の緊急輸送道路の設定及び整備（建設局）

(1) 市の物資拠点に集積された物資を、避難所等に送るための道路を、迂回路を含めて設定し、これらの整備を促進するとともに、当該地域が被災した場合にはその通行確保に努める。

(2) 市民に災害時の車両使用自粛、緊急輸送道路指定予定路線等に関する情報提供を行う。

＜その他海上からのアクセスポイント・・・姫路港、家島港＞

第3 緊急交通路予定路線の事前指定（兵庫県警察）

県警察本部は、大規模災害が発生した場合において、被災地域内への緊急自動車等の通行を確保するため、被害想定状況、河川等の地理的条件等を勘案して、県内を阪神地域、東・西播地域、但馬・丹波地域及び淡路地域に分割し、高速道路及び幹線道路を中心に走路及びその区間を緊急交通路の予定路線として事前指定する。

第4 予防対策（兵庫県、建設局、上下水道局）

災害時に道路について特に留意しなければならない点は、次のとおりである。

- (1) 避難及び救助作業のために関係者が安全に通行し、また、十分に活動できること。
- (2) 救助車両が支障なく安全に通行できること。
- (3) 浸水や溢水の場合、路面の流水を早急に排水できること。

これらの要求を満たすためには、道路舗装、側溝及び雨水管の整備等を推進する。

資料編：「7－5 緊急輸送道路一覧」

第 2 節 輸送拠点の整備

第 1 輸送拠点の整備（兵庫県、姫路市）

大規模災害時における輸送拠点として重要な機能を果たす広域防災拠点、物資拠点、地域防災拠点を整備する。

第 2 道路施設の整備（建設局）

各道路管理者は、緊急輸送等、災害時に活用できる道路施設の整備に努める。

詳細は「災害予防計画Ⅰ 第 1 章第 2 節 第 2 道路・橋梁の整備（P50）」のとおり

第 3 海上及び航空輸送拠点の整備

災害時に、陸上交通が渋滞等により麻痺した場合において、陸上交通の代替ルートを確認するため、ヘリコプター等の海・空からのアクセスを確認する。

1 航空輸送機能の検討

航空輸送機能について検討する。

2 ヘリコプター臨時離発着場の確保（消防局）

空のルートを活用した広域消防航空応援、救援物資供給、被災者の搬送等を行うために、ヘリコプター臨時離発着場の候補地を選定する。

大規模災害に対応した臨時離発着場を十分確保するため、既存臨時離発着場の見直し及び新規臨時離発着場の調査、拡充を図る。

3 既存施設の活用（観光経済局）

大規模災害時における海上からの物資の集積拠点を確保する。

	拠 点 名	規 模
緊 急 物 資 集 積 拠 点	姫路みなとドーム	鉄筋コンクリート造り 延床面積 3,300㎡

4 港湾施設等の整備（兵庫県、農林水産環境局）

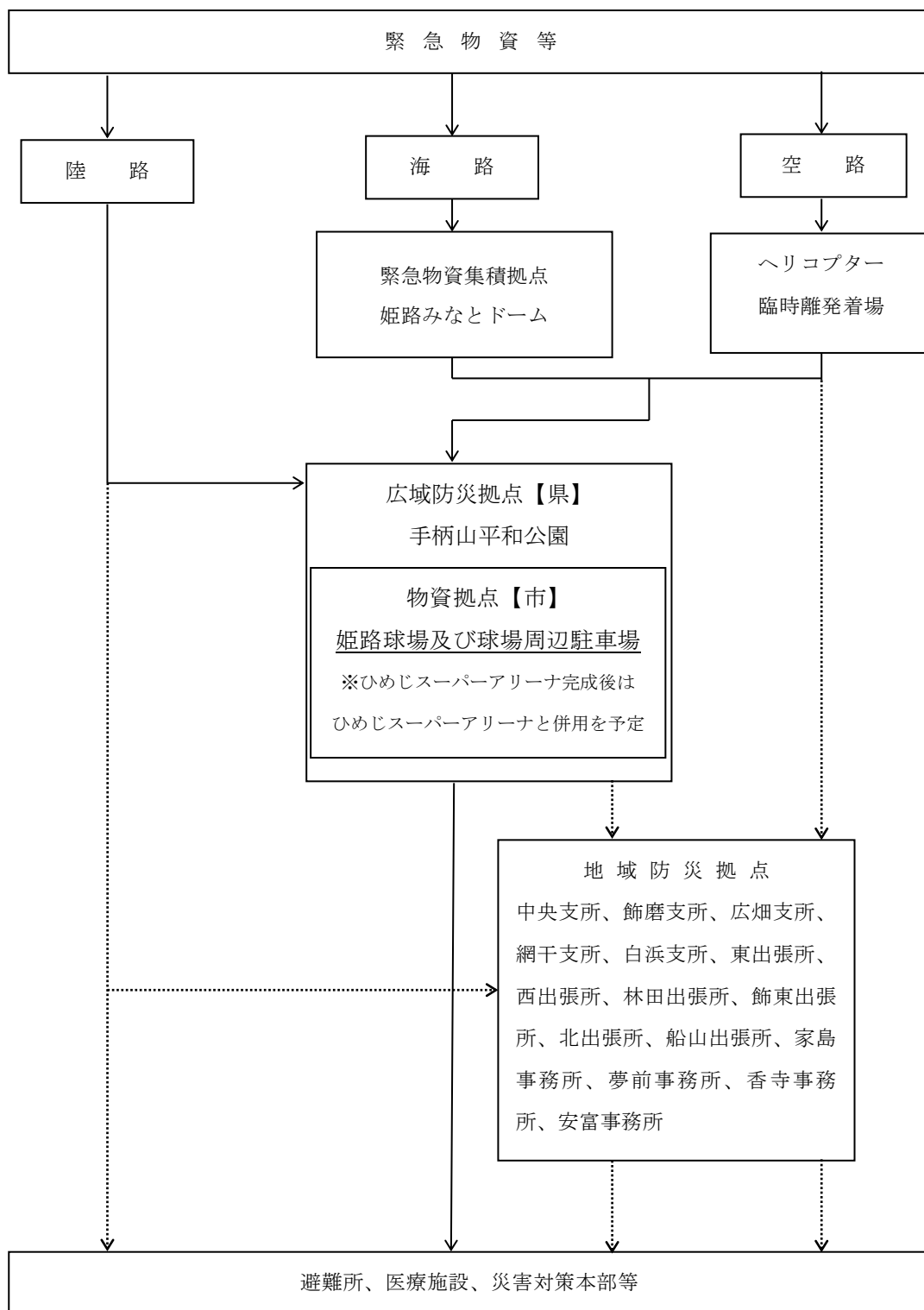
大規模災害時においても海のルートを確認するため、姫路港の公共港区において、船舶の大型化やコンテナ化に対応できる公共岸壁の整備等を進め、物流機能の充実及び海上輸送力の拡充を図る。

離島の家島、坊勢島では、家島港、家島漁港、坊勢漁港における海上輸送力の確保を図る。

(緊急輸送体制)

—— 主ルート

..... 補ルート



第3節 鉄道施設の整備（西日本旅客鉄道株式会社、山陽電気鉄道株式会社）

鉄道施設の災害防止のため、諸設備の実態を把握し、異常時においても機能を保持できるよう関係機関と調整のうえ、整備を行う。

第1 西日本旅客鉄道株式会社

1 各施設の現況

- (1) 耐震設計の計算方法は、建設時の設計基準に応じ、震度法、修正震度法、近年では動的解析法を採用している。
- (2) 兵庫県南部地震以降に設計した姫路高架橋等の設計基準は、原則として阪神・淡路大震災程度の地震まで耐え得るように考慮してある。
- (3) 平成13年度以降は「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」によることを標準としている。

2 地震対策

駅舎・橋梁・法面・電線路支持物等を計画的に改良強化

3 風害対策

対策を必要とする箇所について、沿線樹木の倒壊予防や架空電車線の振れ止め強化を行うほか、橋梁上又は高架部分等に設置の風速計により風速を監視する。

4 水害対策

雨量計、河川水位計、河川情報センター端末機並びに文字放送により、降雨状況、河川水位、台風、週間天気等の情報を収集し、状況把握を行う。

第2 山陽電気鉄道株式会社

1 各施設の現況

- (1) 耐震設計の計算方法は、建設時の設計基準に応じ、震度法、修正震度法、近年では動的解析法等を採用している。
- (2) 兵庫県南部地震以降に設計した主要構造物の設計基準は、原則として阪神・淡路大震災程度の地震まで耐え得るように考慮してある。
- (3) 平成13年1月以降は「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」に基づくことを標準としている。

2 地震対策

駅舎・橋梁・法面・電線路支持物等を計画的に改良強化

3 風害対策

対策を必要とする箇所について、沿線樹木の倒壊予防や架空電車線の振れ止め強化を行うほか、橋梁上又は高架部分等に設置の風速計により風速を監視する。

4 水害対策

雨量計、河川水位計並びに各種オンライン気象情報等により、降雨状況、河川水位、台風、週間天気等の情報を収集し、状況把握を行う。

第4章 ライフライン関係施設の整備

第1節 水道施設の整備（上下水道局）

水道施設について、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にするための対策について定める。

第1 施設の耐震化

1 基幹施設（中長期計画）

導水管・送水管・場内配水管の耐震性伸縮可撓管等の導入

2 配水管（中長期計画）

- (1) 配水幹線の耐震性強化（被害を受ける可能性の高い箇所を優先する。）
- (2) 市民に影響の大きい配水管の耐震化（耐震継手の使用）
- (3) 避難所・医療機関等災害時重要給水施設への配水経路の耐震化
- (4) 老朽管の更新
- (5) 水管橋取付け部等の補強・更新
- (6) 弁栓類の耐震化（弁室構造の強化・コンクリート枠等の軽量化等）
- (7) 共同溝への参加

3 設備等

(1) 短期計画

- ① 水質検査機器の固定等による防御
- ② 防火設備の整備

(2) 中長期計画

- ① 設備の転倒等を防ぐための固定等の実施
- ② 電気設備における2系統2回線受電の検討・導入と、自家発電設備の拡充

4 給水装置（中長期計画）

耐震性を有する配管方法と器具類についての検討と導入

5 バックアップ施設の整備（中長期計画）

- (1) 配水池の大容量化（1日最大給水量12時間）
- (2) 配水ブロック化の推進とブロック間等の連絡管設置による補完体制の整備
- (3) 緊急遮断弁の設置（浄水場、配水池等の直下・管路の重点地点に設置し、浄水の確保と二次災害の防止を図る。）

第2 重要施設の安全性診断及び安全性強化

災害による断・減水をできるだけ少なくするため、重要施設について被災を最小限にとどめるための計画を立て、施設の新設・拡張・改良計画に合わせて整備を進める。

特に、過去の災害による被災経験がある場合、山間地等の同じ地盤の地域内で他の公共施設等が土砂崩れ等で被災したことがある場合及び河川の増水で冠水するおそれがある場合は、施設の新設・更新に当たって、十分な防災対策を講じる。

第3 水道施設の保守点検

水道施設について、巡回点検、予備施設の整備及び地盤不良個所の調査を実施する。

1 貯水施設

- (1) 上流流域内の荒廃防止
- (2) ダムの安全確保に対する定期点検及び貯水量の調整

2 取水施設

- (1) 施設の保守

3 浄水施設

- (1) 付帯設備の保守
- (2) 消毒設備の保守
- (3) 薬品注入設備の保守

4 導水・送水・配水施設

- (1) 付属配管・諸設備の保守
- (2) 幹線管路の相互連絡

第4 断水対策

基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化及び配水ブロック（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化を実施する。

第5 図面の整備

緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃からGISを活用した図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。

第6 系統間の相互連絡

導水管路・送水管路及び配水幹線が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

また、隣接都市間等においても協定を締結し、幹線の広域的な相互連絡や広域情報ネットワークの整備を行うことを検討する。

第7 災害時用の資機材の整備

必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。

第8 危機管理体制の確立

緊急時における職員の招集と適切な対応を図り、関係部局、他都市等と必要な連携を円滑に行い、かつ、市民への適切な対応を実施するための方策を整備する。

1 危機管理マニュアルの充実

- (1) 危機管理マニュアルの見直し
- (2) 職員の訓練・育成

2 情報収集・連絡体制の整備

- (1) 配水コントロールシステムによる集中管理と防災化
- (2) 配管図面等の分散管理、電算機器のバックアップ等によるデータ保存策
- (3) 市民への情報提供と関係機関との連携
- (4) 無線電話、非常用電話の増強等緊急連絡方法の整備
- (5) 衛星携帯電話を用いた訓練の実施

第2節 下水道施設の整備（兵庫県、上下水道局）

下水道施設について、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にするための対策について定める。

第1 予防対策

1 処理施設の耐震化

処理施設及びこれを補完する施設の耐震化

2 浸水対策用ポンプ配置計画

下水道整備計画に基づき、公共下水道の排水区域内における各終末処理場並びにポンプ場のポンプ及び予備ポンプ（ディーゼルポンプを含む）を順次整備し、緊急時にはこれらのポンプをフル運転して浸水防止を図る。

3 応急復旧資機材の確保（自己保管又はリース業者等における保有状況の確認）

携帯電話、ユニック車（2トクレーン付きダンプ）、可搬式ポンプ、発電機（軽電気用、動力用）、水中ポンプ（小型、大型）、本管調査用テレビカメラ、廃水処理薬品類の確保

4 下水道施設管理の第二拠点の設置

下水道施設監視体制の確立

5 下水道施設の保守点検

下水道施設について、平常時の巡視及び点検を実施し、老朽施設及び故障箇所の改善を実施する。

第2 危機管理体制の確立

緊急時における職員の招集と適切な対応を図り、関係部局、他都市等と必要な連携を円滑に行い、かつ、市民への適切な対応を実施するための方策を整備する。

1 危機管理マニュアルの充実

- (1) 危機管理マニュアルの見直し
- (2) 職員の訓練・育成

2 情報収集・連絡体制の整備

- (1) 重要情報の保管及びバックアップ等によるデータ保存策
- (2) 市民への情報提供と関係機関との連携

（下水道施設の概要）

区 分	施 設	施 設 の 概 要
公共下水道	管 渠	・総延長 L=2,920km
	処理場	(1) 終末処理場 ・中部析水苑、東部析水苑、大的析水苑、家島浄化センター、城山浄化センター、上菅処理場、清水苑 (2) 前処理場 ・四郷、高木、高木川西、福井各前処理場、実法寺混和槽
	ポンプ場	・大塩、市川第一、書写、広畑、網干雨水、揖保川第一ほか39箇所

揖保川流域下水道〔兵庫県〕	処理場	・揖保川浄化センター
コミュニティ・プラント	管 渠	・総延長 L=156km
	処理場	・菅生澗、寺、古知、置塩南、前之庄、安志・長野の各コミュニティ・プラント
集落排水	管 渠	・総延長 L=118 k m
	処理場	・農業集落排水処理施設（10地区） ・漁業集落排水処理施設（1地区）

第3節 電力施設の整備（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

電力について、地震による被害を受けにくくするとともに、風水害による事故を未然に防止し、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にするための対策について定める。

第1 電力設備の災害予防措置に関する事項

1 地震対策

経済産業省防災業務計画に記載された設備区分に従い、下表の基本的な考え方に基づいて各設備の耐震性・耐浪性を確保する。

設備区分		対策の基本的な考え方			
		地震動		津波	
		一般的な地震動	高レベル地震動	頻度の高い津波	最大クラスの津波
区分Ⅰ	火力発電設備 〔LNGタンク 油タンク〕	個々の機能に重大な支障が生じないこと	人命に重大な影響を与えないこと	個々の機能に重大な支障が生じないこと	人命に重大な影響を与えないこと
	ダム				
区分Ⅱ	発電設備 (区分Ⅰ除く) 流通設備 電力保安通信設備 ※	個々の機能に重大な支障が生じないこと	著しい供給支障が生じないよう、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能が確保されること	個々の機能に重大な支障が生じないこと	設備の被害が電力の供給に与える影響の程度を考慮し、可能な範囲での津波の影響の軽減対策を行う。

※通信事業者から提供を受ける保安通信回線も含む

上記の基本的な考え方を踏まえ、各設備所在地域の地震・津波による被害想定に従い、次の諸対策を実施する。

なお、一般的な地震動による液状化に際しては、機能に重大な支障が生じないよう必要に応じて設計を行う。

(1) 火力発電設備

機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(2) 送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱及び給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。

また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用する

など、不同沈下を考慮した設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(3) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(4) 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

(5) 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確認し、通信機能の維持を図る。

2 津波対策

(1) 火力発電設備

機器の耐浪化は、発電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案するほか、消防法等に基づいて耐浪化を進める。

(2) 送電設備

送電設備は、必要に応じて、代替性の確保、多重化等の対策を行う。

(3) 変電設備

変電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要に応じて、基礎のかさあげ等の対策を実施する。

(4) 配電設備

地域防災計画、浸水後の需要の有無等との整合を図り、被害軽減及び復旧を容易とする設備形成を考慮した設計とする。

(5) 通信設備

主要通信回線の代替ルートを確認し、通信機能の維持を図る。

3 水害対策

(1) 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。

やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

(2) 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。

また、屋外機器は、基本にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化、又は防水壁等を組み合わせて対処する。

4 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

5 塩害対策

塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

(1) 火力発電設備

活線がいし洗浄装置を設置する。

(2) 送電設備

耐塩懸垂がいしの採用、がいし増結で対処するとともに、必要に応じ、がいし洗浄を実施する。

(3) 変電設備

耐塩用がいし、耐塩用ブッシング、活線がいし洗浄装置等を使用して対処するとともに、特に必要な箇所には、がいしにシリコン塗布を行う。

(4) 配電設備

耐塩用がいし、耐塩用変圧器及び耐塩用開閉器等を使用して対処する。

6 高潮対策

火力・原子力発電所における高潮対策は、過去の被害調査等から最大水位を想定し、必要に応じて諸電動機のかさあげを行い、設備の安全性を確保する。

また、必要箇所には防潮扉、防潮壁等を設置して対処する。

7 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

(1) 送電設備

鉄塔には、オフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線・架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

(2) 変電設備

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

(3) 配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

8 雷害対策

(1) 送電設備

架空地線、避雷装置、アークホーンの設置及び接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

(2) 変電設備

耐雷しゃへい及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

(3) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

9 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

10 火災、爆発、油流出等の対策

消防法、石油コンビナート等災害防止法、高圧ガス保安法等に基づき、設備ごとに所要の対策を講ずる。

特に、石油コンビナート等特別防災区域における火力発電所においては、その規模に応じ、次の対策を講ずる。

- (1) 防災管理者、副防災管理者の選任及び防災規程作成による管理体制の確立
- (2) 自衛防災組織、共同防災組織による化学消防車、油回収船、オイルフェンス展張船等、防災資機材等の設置及びこれに必要な防災要員の配置
- (3) 連絡通報体制その他防災体制の確立

11 土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのPRを徹底する。

第2 復旧用資機材等の確保及び整備

1 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資機材、工具、消耗品等の確保に努める。

2 復旧用資機材の輸送

平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

3 復旧用資機材の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量把握及び整備点検を行う。

4 復旧用資機材の広域運営

平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、電力広域的運営推進機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

5 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

6 復旧用資機材等の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

第3 電気事故の防止に関する事項

1 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図

るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

2 広報活動

(1) 電気事故防止 P R

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

- ① 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ② 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに送配電コンタクトセンターに通報すること。
- ③ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- ④ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること。
- ⑤ 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、及び電気工事店等で点検してから使用すること。
- ⑥ 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- ⑦ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- ⑧ 台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。
- ⑨ その他事故防止のため留意すべき事項

(2) P R の方法

電気事故防止 P R については、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ及び S N S 等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

(3) 停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設並びに人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

第 4 防災訓練・防災教育に関する事項

1 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年 1 回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。

また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

2 防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

第4節 ガス施設の整備

災害に対してガス施設の被害を防止するために、耐震性の向上を図るとともに、防災システムの強化及び防災体制の整備に努める。

第1 都市ガス施設の予防に関する事項（大阪ガスネットワーク株式会社）

1 ガス施設の耐震性向上

(1) 製造設備、ホルダー等

製造設備、ホルダーの建設に当たっては、ガス事業法、消防法、建築基準法並びに日本ガス協会「製造設備耐震設計指針」に基づき、設計、施工する。また、動的解析手法を用いて耐震性の検討を実施し、各種法規、基準における地震度に対しても耐震性を確保する。さらに、これらの耐震機能を維持するため、点検基準を作りこれに従って、点検整備を実施する。

万一の災害時の対策としては、ガスホルダーには、緊急遮断弁の設置、防消火設備、保安電力設備の設置等を行う。

(2) ガス導管

ガス導管は、ガス事業法並びに日本ガス協会「ガス導管耐震設計指針」に基づき設計、施工する。高圧導管は主として溶接鋼管を使用し、また、中圧導管については、溶接鋼管ほか、耐震性に優れた機械的接合のダクタイル鋳鉄管又は鋼管を使用する。低圧導管については、災害時に強さが証明されたポリエチレン管の導入をさらに進める。

2 防災システムの強化

(1) ガス管の「地震被害予測システム」の開発、導入

地震計から無線で届いた揺れのデータや事前に入力しておいた地盤情報などから、ガス管の被害状況を予測するシステムを独自に開発し導入する。

(2) 地震計の設置

供給区域内に地震計を設置し、地震の揺れ（SI値）等の情報を迅速に把握できるようにしている。

(3) 保安用通信設備

本社中央指令室を中心にして、データ伝送、指令電話及び移動無線は全て無線化されており、本社、製造所、地区導管部、供給所、高圧ステーション間は、ループ化された無線通信回線で運用している。

無線通信網をより強固なものにするために、通信システムを多重化している。また、ポータブル衛星通信設備（6箇所）を配備している。

さらに本社中央指令室機能のバックアップとして、京都に情報の収集・発信、緊急措置の指示を代行できるサブセンターを設置している。

(4) 災害応急復旧用無線電話

災害応急復旧用無線電話は、本社を含めて各府県の事業所に設置されており、有線不通時にも社内における通信連絡のみならず、各地域の災害対策機関との通信も確保されている。

(5) 導管網ブロック化

災害発生の際にガス供給を継続することにより二次災害発生のおそれのある地域についてはガスの供給を一時的に停止し、他の地域に対してはガス供給を継続するために、導管網をブロック化するシステムを採用する。

(6) 緊急時のガス供給停止システムを強化

緊急時に遠隔操作でガスの供給をストップできるシステムと、設定された基準値以上の揺れを感知すると自動的に各家庭の都市ガス供給を停止するシステムを設置している。

(7) マイコンメーターの設置

マイコンメーターをほぼ全ての家庭に設置した。災害発生時は、マイコンメーターで自動的にガスを遮断し、設備の安全を確保する。

3 災害対策用資機材等の確保及び設備

(1) 応急復旧用資機材の確保

必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏洩調査機器、道路工事保安用具、携帯無線等）について必要な数量を確保する。

(2) 復旧作業を効率化する技術を向上

管内テレビカメラをはじめ、ガス管の損傷箇所をより早く正確に見つける技術、ガス管の中に入った水・土砂を素早く取り除く技術等の改良、開発を進める。

4 公衆災害、二次災害防止

(1) 危険防災対策

都市ガスは生活に欠くことのできない重要なエネルギーであることから、災害時においても可能な限りガス供給を継続するが、都市ガスにより二次災害のおそれがあると判断される場合には、本社災害対策本部の指示に基づいて、スーパーブロック、ミドルブロック等によりガス供給を停止する等適切な危険防止措置を講じる。

(2) 防災広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じて、テレビ、ラジオ等の報道機関及び工作車に装備したスピーカーにより、ガス施設の災害及びガスの安全装置に関する各種の情報を広報する。

5 防災訓練・防災教育に関する事項

災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について必要な教育を定期的に行うとともに、年1回全社規模での訓練を実施する。

第2 LPガスの安全対策（（一社）兵庫県LPガス協会姫路支部）

ガス漏れが発生した場合の措置や日常の点検等について、消費者に対して周知徹底を図る。

1 ガス施設の耐震性強化

(1) 地震による配管の損傷を防止するため、可とう性のある（フレキシブル）配管（埋設管の場合、PE管等可とう性及び耐腐食性のある配管材料）の導入を図ることとする。

(2) LPガス容器の転倒防止対策として適切な鎖掛け（原則、容器1本ごとに鎖掛け）、適切な鎖の使用及び建物等に取り付けたフック、ビスの適切な取り付け方法並びに転倒防止対策に係る定期点検を実施する。

(3) 容器回りの配管は、サドル等により固定し、万一容器が傾斜したときの荷重にも耐える強度を確保する。

(4) 固定式燃焼器具を取り付ける際には、設置場所の耐震性を配慮し、適切な施工を実施する。

2 防災システムの強化

(1) 震度5弱相当でガス供給を自動的に停止するマイコンメーターSの設置がほぼ100%に達し

ている。

- (2) マイコンメーターSの設置が不可能な大口供給先には、耐震自動ガス遮断器の設置の完了、容器周辺からの大量ガス漏れ防止対策の地震対策用安全機器としてのガス放出防止器の設置の促進を図ることとする。

(3) 集中監視システムの導入

マイコンメーターと電話回線を通じ接続されている集中監視センターに、地震等による遮断情報が自動的に入り、被害地域が把握でき、速やかに対策を講じられるので、その設置促進を図ることとする。

3 啓蒙活動と防災訓練の実施

(1) 啓蒙活動の推進

- ① 各販売店は、地震時等の対策を掲載している文書にて緊急対応について年1回周知し、啓蒙を図ることとする。
- ② LPガス使用家庭を対象とした消費者安全教室を開催し、災害時における緊急対策の周知を図ることとする。

(2) 防災訓練の実施

- ① 地震を想定した総合防災訓練を実施する。
- ② 姫路市等が行う防災訓練に積極的に参加する。

第5節 電気通信施設の整備（N T T西日本株式会社兵庫支店）

電気通信について、災害対策基本法により会社がとるべき防災に関する措置について、基本となる事項を定める。

第1 電気通信施設等の整備

1 通信施設の強化

(1) 建物及び鉄塔

独自の構造設計指針により、耐震設計の実施及び建築基準法で定める基準を満足するように設計している。また、診断及び補強も実施する。

(2) 所内設備

① 機械設備

建物に設置している交換機伝送設備等は、振動による倒壊、損傷を防止するため、梁、壁及び床等に支持金物でボルト固定を施すとともに、各装置に搭載している電子部品等も脱落やズレが生じないように固定し、耐震補強を実施する。

② 電力設備

電力設備は、受電装置、整流装置、信号電源装置、蓄電池及び自家発電装置から構成されている。これらの装置は、耐震対象に指定され、建物へ支持金物により固定し、また、蓄電池には耐震枠による移動防止等の対策を講じている。さらに発電装置系の始動用補給水の確保、燃料配管のフレキシブル長尺化、蓄電池及び自家発電装置の耐震設計を実施している。

(3) 所外設備

架空ケーブルが家屋倒壊や火災による損傷を受けたのに対し、地下ケーブルはそれらを免れ、数倍以上の信頼性の高さが確認できたため、都市部の需要の多いところから計画的に地中化を推進する。

2 電気通信施設の防災対策

(1) 建物設備

建物は、耐震・耐火構造とするほか、周辺の諸条件により保護施設（水防壁、水防板等）を設置している。

(2) 電力設備

① 停電対策用予備エンジンの設置、整備及び長時間容量蓄電池の設置

② 電力用各種装置の災害対策の整備充実

(3) 通信設備

① とう道（共同溝を含む）網の拡充

② 通信ケーブルの地中化を推進

③ 地下埋設物等、注意標識板の整備・充実

④ 災害対策機関の通信回線は、当該加入者との協議により加入者伝送路の2ルート化を推進

⑤ 主要な伝送路を多ルート構成、或いはループ化

⑥ 中継交換機及びIP網設備の分散設置

第2 災害対策用機材

1 通信途絶防止用無線網の整備

次のものを整備する。

- (1) 可搬型無線機（TZ-403D）、可搬型デジタル無線方式（11P-150M）

2 災害対策用機器の整備・充実

次のものを整備する。

- (1) 応急復旧ケーブル
- (2) 非常用可搬形デジタル交換装置、汎用多重化装置、衛星車載局、ポータブル衛星通信システム
- (3) 移動電源車、可搬型発動発電機
- (4) 排水ポンプ

第3 通信手段の確保

N T T西日本株式会社は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

第4 防災体制

災害発生に備え、災害対策機器の取り扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災演習等を計画的に実施するとともに地方行政機関が主催する防災訓練に積極的に参加する。

1 訓練内容

(1) 演習の種類

- ① 災害対策情報伝達演習
- ② 災害対策演習
- ③ 大規模地震を想定した復旧対策演習

(2) 演習方法

- ① 広域規模における復旧シミュレーション
- ② 事業所単位での駆け付け・情報伝達演習
- ③ 防災機関における総合防災訓練への参加

第 5 章 地震防災緊急事業の推進（兵庫県、姫路市）

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の作成とそれに基づく事業の推進について定める。

第 1 地震防災緊急事業五箇年計画

1 事業の概要

地震防災対策特別措置法に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関して兵庫県知事が作成する計画

2 計画年度

第 6 次地震防災緊急事業五箇年計画 令和 3 年度～令和 7 年度

Ⅱ 災害応急対策への備えの充実

第1章 即応体制の整備

第1節 緊急地震速報の活用

市及び防災関係機関は、気象庁が発表する緊急地震速報を有効に活用し、被害の軽減を図る。

第1 緊急地震速報の内容

緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度、長周期地震動階級を予測し、可能な限り素早く知らせる情報である。

第2 伝達体制及び通信設備等の充実

市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信設備等の充実を図る。

第3 利活用マニュアルの整備

市は、来客者及び職員の安全確保を図るため、公共施設等において、緊急地震速報の利用方法等を定める緊急地震速報利活用マニュアルの整備を図る。

第4 普及、啓発

緊急地震速報はその特性や限界をよく理解した上で利用することにより、減災効果を高めるとともに混乱や事故などを防ぐことが期待される。そのため、市は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努める。

第5 訓練等による活用

防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

第２節 被害情報の収集伝達体制の整備

災害による被害が市の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、防災関係機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集、連絡体制の明確化などの確立に努める。

第１ 各局の情報収集・連絡体制の整備（各局、防災関係機関）

- (1) 防災関係機関は、災害対策本部が設置された場合に災害対策本部との円滑な連携を図るため、災害対策本部要員を指名するなど、あらかじめ体制を整備しておく。
- (2) 各局は、災害発生後、災害情報や被害状況の迅速な収集及びとりまとめを確実に実施するために、あらかじめ所属職員の役割、手順及び使用する通信手段等を明確に定め、「活動マニュアル」に明記する。
- (3) 「活動マニュアル」は、常に見直しを行い、実効性を高めるよう努める。
- (4) 報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- (5) 各局は、平常時より、無線、有線各通信系統の通信方法、利用方法等の習熟に努める。

第２ ICTを活用した市民との情報共有体制の整備（危機管理室）

- (1) ICTを活用した情報収集手段の整備に努める。
 - ① 「ひめじ減災プロジェクト」などの市民参加型情報共有ウェブサイトを活用し、災害情報等の収集手段の多様化や周知に努める。
 - ② 提供情報の信頼性の向上、情報交換の活性化及び情報共有意識の向上を図る。
- (2) 市民と行政が互いに情報共有を図る試みについて、継続して調査・研究に努める。

第３ 人材の育成（各局）

- (1) 各局は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成を図る。
- (2) 職員は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努める。

第3節 情報通信機器・施設の整備

第1 姫路市防災情報システムの活用（危機管理室、消防局）

地域公共ネットワークを使用した全庁的な防災情報システムにより、災害対策本部を中心として関係部局と災害情報、避難所情報等を共有し、迅速な状況把握、情報伝達、災害対応を図る。

1 主な機能

- (1) 通報情報管理機能
市民からのさまざまな通報情報を幅広く管理
- (2) 要請対応管理機能
通報情報をもとに関係部局に対応を要請し、その状況を管理
- (3) 被害詳細管理機能
被害箇所、措置内容、現場画像等について管理
- (4) 災害広報機能
避難情報、防災情報等をホームページで公開

2 その他の機能

高機能消防指令システムの通報、映像、気象等の情報を防災情報システムにリアルタイムに提供することにより、消防指令センターと災害対策本部で災害時の情報を共有し、災害活動を円滑化する。

第2 防災行政無線の活用（危機管理室）

固定系防災行政無線を活用し、市内全域に整備した屋外拡声子局より、防災情報等を迅速に伝達する。また、移動系防災行政無線の代替えとして、IP無線機を災害対策本部と現場及び現場間の情報を伝達する手段として活用する。

第3 フェニックス防災システムの活用（兵庫県）

各市町、消防本部、警察、自衛隊、海上保安本部、県関係機関、ライフライン事業所等に接続している「フェニックス防災システム(兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム)」を活用して、迅速・的確な応急対策を図る。

1 主な機能

- (1) 地震被害予測機能
県内に設置した震度計からの震度情報と、建物・人口等の基礎データをもとに、震度分布、建物倒壊数や死者・負傷者数等の被害予測を行う。県が行った地震被害予測調査で使用したデータと計算プログラムを活用する。
- (2) 需給推計・分析機能
被害予測機能で算出した被害量をもとに、要員、救援物資等の必要量を推計する。
〔推計項目〕要員数：救助要員（消防、警察、自衛隊）、消火隊、救急隊、医療スタッフ、
救護班、病院受入、危険箇所調査班、応急危険度判定士
物資量：非常食、毛布、仮設トイレ、棺、ドライアイス、火葬場
- (3) ヘリコプターテレビ映像
災害発生時、消防防災ヘリ、県警察本部が保有するヘリコプター搭載テレビカメラからの映

像を、兵庫県災害対策本部で見ることができるシステム

(4) 固定監視カメラ映像

神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、加古川市の各消防本部が設置している監視カメラの画像や、南あわじ市設置の津波監視カメラからの映像を受信するシステム

(5) 広報システム

インターネット、Ｌアラート等を用いた災害情報提供システムのほか、翻訳支援、展示資料作成等災害時要援護者への情報提供に配慮したシステム

2 概要

(1) 震度情報ネットワークシステム

(2) 観測情報集配信機能

(3) 被害予測機能

(4) 災害情報システム

(5) 地図情報システム

(6) 映像情報システム

(7) 防災コミュニケーション機能

(8) バックアップシステム

(9) 需給推計機能

(10) 兵庫県災害救急医療情報システム

第4 兵庫県防災行政無線衛星系の活用（兵庫衛星通信ネットワーク）

県、市町等は、被災、輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通信ネットワークを使用して市町、消防等の関係機関との通信を確保することとする。

1 構成

計109局

県庁統制局1局、県関係局（広域防災センター・災害医療センター）2局、市町・消防本部95局、防災関係機関局9局、平面可搬局2局

地域衛星通信ネットワークの一翼を担うことにより、消防庁、東京事務所、各都道府県との通話が可能

2 機能

(1) 音声、FAX

(2) データ回線

(3) 映像情報伝達

第5 兵庫県災害救急医療情報システムの活用

県、市、各消防本部、病院・診療所等をネットワーク接続し、医療機関等に関する情報を検索することができる「兵庫県災害救急医療情報システム」を活用して、迅速・的確な応急対策を図る。

[主な機能]

受傷別、症状別、科目別、地域別などの条件で、受入病院を検索することができる。

第6 V S A T搭載型消防無線中継車の活用

消防庁より貸与されたV S A T搭載型消防無線中継車を活用して、広域的な消防救急無線通信網の確保を図る。

1 運用体制

- (1) 広域的な災害応援
 - ・播磨広域防災連携協定に基づく派遣
 - ・兵庫県広域消防相互応援協定に基づく派遣
 - ・緊急消防援助隊として派遣
- (2) 市域における無線不感地域への出動

2 主な機能

- (1) ラスコム衛星回線を使用した電話及びファクス機能
- (2) ラスコム衛星回線を使用した消防救急無線の中継機能（無線不感地域での通信確保）
- (3) 一般衛星携帯電話回線を使用した電話機能

※ 車体は走行性と操作性を考慮した4WDの普通車（ハイエース）で、後部に資器材積載スペースを確保

第7 多様な通信手段の整備

1 災害時優先電話の確保（危機管理室）

災害対策本部の電話については、N T T西日本が指定する災害時優先電話を充てるものとし、その電話番号は、平常時は市民に公表しないものとする。また、必要に応じて災害時優先電話の増設を図る。さらに、県等防災関係機関とのホットラインの整備を図る。

2 通信連絡手段の整備（政策局）

(1) 多様な通信連絡手段の整備充実

市は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線、戸別受信機、登録制電話・ファクス配信サービス、聞き直しテレフォンサービス（T E L 240-9107）、ひめじ防災We b、市公式ウェブサイト、メール配信（ひめじ防災ネット、エリアメール、緊急速報メール）、S N S（X（旧Twitter））、市公式L I N E、防災アプリ「全国避難所ガイド」、ケーブルテレビ、テレビ（NHK、サンテレビのデータ放送）、コミュニティFM放送等のメディアの活用等災害時における多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

(2) 災害時におけるホームページ等のアクセス集中対策

災害時において、市ホームページへのアクセス集中等による情報発信機能の低下がないよう、サーバの強化、S N Sの活用、I C T関係事業者との連携等によるアクセス集中対策を図る。

題 名	内 容
災害時の情報発信に関する協定の締結	ヤフー株式会社と災害時の情報発信に関する協定を締結し、インターネットによる災害情報伝達の充実強化を図る。
避難所等の情報提供に関する協定の締結	ファーストメディア株式会社と避難所等の情報提供に関する協定を締結し、情報発信手段の充実を図る。

第8 災害無線通信体制の充実強化（危機管理室）

市及び防災関係機関は、災害時等に加入電話等（携帯電話含む）又は自己の所有する無線通信施設等が使用できない時、又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常無線通信の活用を図ることとし、市は近畿地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の整備充実に努める。

1 非常通信訓練の実施

市及び防災関係機関は、災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通報の伝送訓練等を行い通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

2 非常通信の普及、啓発

市は、近畿地方非常通信協議会の活動を通して、防災関係機関等に対し、災害時等における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行う。

資料編：「1－11 姫路市防災行政無線局管理運用規程」

「3－8 消防通信系統図」

「3－9 非常通信の経路」

「3－10 兵庫衛星通信ネットワーク衛星電話番号簿・操作説明書」

第2章 活動体制の整備

第1節 即応体制の確立

第1 災害警戒本部（危機管理室）

災害警戒本部構成員は、参集基準、参集場所等を十分習熟するとともに、必要な判断及び指揮を行うために、日頃から本地域防災計画の全般を習熟するよう努める。

また、災害警戒本部構成員は、警戒本部の運営を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて所管職員を配備できるようあらかじめ体制を構築する。

第2 地震災害における初動要員の確保（本部班、各班）

本部班及び各班は、地震災害発生時の初動体制に万全を期し、市役所から徒歩30分圏内の職員を中心に、特に緊急に必要な初動要員の確保に努める。

- (1) 人事課から本部班の初動要員に指名された職員は、地震時に本部班員に先駆けて防災センターに参集し、災害対策本部の機器等の立ち上げと被害情報等の収集を行う。
- (2) 本部班又は各班の初動要員に指名された職員は、初動体制時における参集場所、業務内容等を十分習熟しておかなければならない。
- (3) 本部班及び各班は、初動体制時の活動内容についてマニュアルを作成する。訓練時には、これを用いて活動し、常に必要な見直しを実施する。
- (4) 職員は、転居等により初動要員となることが不可能となった場合は、その都度、危機管理室へ届け出る。

第3 避難所担当職員の確保（総務局）

迅速に避難所を開設できるよう、あらかじめ各避難所へ配置する職員を指名しておくとともに、指名された職員は、自分の任務、参集基準、参集場所等を十分習熟するよう努める。

配置職員としては、拠点避難所に2名、その他の避難所に1名をそれぞれ指名するとともに、避難所開設後に避難所担当職員と交代を行うこと等を想定し、交代要員も指名しておく。

第4 風水害における家島支援員の確保（総務局、危機管理室）

家島地域にあっては、風水害発生時に船舶の欠航が予想され、災害対策本部から応援職員の派遣が不可能であることが予測されるため、本庁等に勤務する職員で家島地域に派遣する職員をあらかじめ指名しておく。

また、指名された職員は自分の任務、参集場所等を十分習熟するよう努める。

第5 本部班支援員の確保（総務局）

災害発生後に、災害対策本部等の運営及び各班との円滑な調整を図るため、あらかじめ本部班を支援する職員を指名しておくとともに、指名された職員は、自分の任務、参集基準、参集場所等を十分習熟するよう努める。

第6 災害対策本部（各局）

1 参集に対する備え

- (1) 災害対策本部会議を構成する本部員は、参集基準、参集場所等を十分習熟するとともに、必要な判断及び指揮を行うために、日頃から本地域防災計画の全般を習熟するよう努める。
- (2) 危機管理室は、災害発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合に必要な活動を事前に検討し、迅速に初動体制を構築できるよう全職員共通の「職員初動マニュアル」を作成し、全職員に配布するなどにより周知徹底する。また、訓練時には、これを用いて活動し、常に必要な見直し・修正を実施する。
- (3) 各局は、勤務時間外に災害が発生した場合における、局内の連絡網を整備する。
- (4) 職員は、参集基準及び災害時における各自の任務について十分習熟しておく。
- (5) 職員は、災害による被害のために参集が妨げられないよう、自宅建物の耐震性向上、家具等の固定、家族との連絡方法の確立等、必要な対策を講じる。
- (6) 職員は、携帯用ラジオ、懐中電灯等、必要な携行品を事前に準備する。
- (7) 職員は、公共交通機関の途絶時にも可能な限り迅速に参集できるよう、單車、自転車、徒歩等により参集するための経路を日頃から検討し、訓練時等に確認しておく。

2 運営に対する備え

- (1) 各班は、災害応急対策として必要な活動を事前に検討し、迅速に活動体制を構築できるよう、各班別の「活動マニュアル」を作成する。これを所属職員に配布するなどにより周知徹底する。また、訓練時にはこれを用いて活動し、常に必要な見直し・修正を実施するとともに、毎年度、危機管理室へ提出する。
- (2) 職員は、各班の活動マニュアルに基づき、各職員が初期段階で行うべき事項について所属長等と協同で検討し、いつでも活用できるようにしておく。
- (3) 災害時に的確な情報の収集・伝達ができるよう、防災業務の流れも含めた防災情報システムの習熟に努めるとともに、端末操作研修を定期的実施していく。
- (4) 各班は、災害時に災害対策本部に参集する本部詰職員をあらかじめ指定しておく。指定された本部詰職員は、災害対策本部の機器の取扱いや防災情報システムの習熟に努める。

資料編：「1－6 姫路市災害対策本部条例」

「1－7 姫路市災害対策本部規程」

「1－8 姫路市災害警戒本部設置要領」

第2節 防災拠点等の充実

自然の山系や河川、道路及び公園・緑地を防災空間として捉え、これらを骨格とした「防災ブロック」の形成を図るとともに、広域災害に対処可能な「広域防災拠点」と市域の地域、コミュニティ単位の「防災拠点」とのネットワーク化を図り、体系的な整備を行う。

第1 防災ブロック等の形成（都市局）

市街地を、幹線道路や河川、緑地等の延焼遮断帯（広域防災帯）に囲まれた自立的な防災ブロックにより構成し、各ブロック内において防災活動の拠点及び市民の避難地を体系的に整備する。

防災ブロックの形成に当たっては、防災ブロックを基礎単位に「地域防災拠点」の整備を行う。また、身近な日常生活圏（小学校区及び義務教育学校区）において災害時には避難と救援の拠点として、平常時には地域住民のコミュニティ形成の拠点として機能するコミュニティ防災拠点の整備を推進する。

第2 防災拠点の整備

大規模災害時における防災拠点として、西播磨地域全体の救援・救護、復旧活動等の拠点となる広域防災拠点、市域における応急対策の中核となる防災中枢拠点、物資拠点、災害対策拠点、市民に対して密接に対策活動を行う地域防災拠点及びコミュニティ防災拠点をそれぞれ整備する。

1 広域防災拠点の整備（兵庫県）

県は、大規模災害時において救援・救護、復旧活動等の拠点となる広域防災拠点を整備する。

広域防災拠点は、被災地外から被災地への人員や物資搬入等救援・復旧のための前線基地であるため、広域的な交通上の枢要な地区を対象に、フェイル・セイフの観点から臨海部及び内陸部に複数箇所整備する。

配置に当たっては、陸路や空路等により1時間以内に救援・復旧のための人員や物資が到着できることを基本とし、市街地の連担する地域では、半径15km以内をカバー圏域として内陸部及び臨海部に配置することとし、それ以外の市街地が分散する地域では、地形や人口分布の特性に応じて配置する。また、各拠点内には、被災地外からの人員・物資を集結・搬送するための設備や緊急情報の通信施設を整備する。

(1) 機能

- ① 救援物資、復旧用資機材の備蓄及び地域内外からの物資の集積・配送拠点
- ② 救援・復旧活動に当たる機関の部隊駐屯拠点
- ③ 非常時における県災害対策本部と広域防災拠点相互を連絡する情報通信の拠点

(2) 構成

① 中核となる公園等の広場

広域的な応急対策、復旧・復興時の支援対策など防災活動基地としての役割を担う。

ア 緊急物資、復旧資機材の集積・配送基地（荷卸し・仕分け・保管・荷積みヤード）

イ 他都市からの救援部隊・要員の駐屯基地（要員の野営・宿泊場所、車両の集結スペース）

ウ 緊急物資、復旧資機材の備蓄施設

エ 大型防災ヘリポート

オ 緊急用ライフライン設備（非常用発電施設、井戸等）

② 防災センター施設

ア 応急対策・支援活動のための情報収集・発信及び指示・調整機能を担う。

イ 情報通信施設及び会議室

ウ 物資備蓄設備

(3) 配置計画

県民局・センター名	拠点のタイプ	広域防災拠点名称	要員宿泊 出動機能	物資集積・ 配送機能	備 蓄 機 能
神戸	その他	神戸東部新都心	○	○	×
	その他	しあわせの村	○	○	×
東播磨	その他	明石海浜公園	○	○	×
	その他	日岡山公園	○	○	×
北播磨	全 県	三木総合防災公園	◎	◎	◎
	その他	播磨中央公園	○	○	×
阪神南	ブロック	阪神南広域防災拠点(今津浜公園)	○	○	○
阪神北	その他	有馬富士公園	○	○	×
	その他	西猪名公園・東久代運動公園	○	○	×
丹波	ブロック	丹波の森公苑・丹波県民局内	○	○	○
中播磨	その他	手柄山平和公園	○	○	×
	その他	市川町スポーツセンター	○	○	×
西播磨	ブロック	西播磨広域防災拠点 (播磨科学公園都市内)	○	○	○
	その他	赤穂海浜公園	○	○	×
但馬	ブロック	但馬広域防災拠点 (但馬空港内)	○	○	○
	その他	朝来市和田山中央文化公園 道の駅「但馬のまほろば」	○	○	×
	その他	但馬ドーム	○	○	×
淡路	ブロック	淡路広域防災拠点 (淡路ふれあい公園)	○	○	○
	その他	県立淡路島公園 国営明石海峡公園(淡路地区)	○	○	×
【凡 例】	◎：県内最大規模 ○：有 △：一部有 ×：無				
【全 県】	各地域の広域防災拠点を支援する全県拠点				
【ブロック】	救助物資の集積・配送機能、被災者用物資等の備蓄機能、応急活動要員の集結・宿泊・出動機能を有するブロック拠点				
【そ の 他】	主に既存施設を利用した物資集配及び集結・宿泊基地とする拠点				

(4) 整備計画等

県は、当面次の考え方の下に、全県拠点及びブロック拠点の整備を進めるとともに、その他の拠点の設定を行う。

- ① 各地域の広域防災拠点を支援する全県拠点として、三木総合防災公園を整備
- ② 救助物資の集積・配送機能、被災者用物資等の備蓄機能、応急活動要員の集結・宿泊・出動機能を有するブロック拠点を計画的に配置する。
- ③ 主に既存施設を利用した物資集配及び集結・宿泊基地として、その他拠点を設定する。
- ④ ブロック拠点の第1号施設として、西播磨広域防災拠点を平成11年3月より供用開始
 - ・位置 赤穂郡上郡町（播磨科学公園都市内）
 - ・規模 建物延床面積（管理棟等）1,132.18㎡ 敷地面積 約7.0ha

2 防災中枢拠点の運用（危機管理室）

防災センターと市役所は、防災中枢拠点として一体的に運用し、特に円滑な災害対応を実施するため、高度な災害対策本部機能を有する防災センターの効果的な活用を図る。

3 物資拠点の運用（健康福祉局・危機管理室）

物資の拠点は、手柄山平和公園周辺の施設を利用し、救援物資、復旧資機材の集積・配送場所としての役割を担う。ひめじスーパーアリーナが完成するまでは姫路球場及び球場周辺駐車場に物資拠点を開設し、完成後はひめじスーパーアリーナも併用して物資拠点を開設する。また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

4 地域防災拠点（各局）

防災ブロックにおいて、防災ブロックの防災活動の拠点となる地域防災拠点を整備する。整備に当たっては、情報収集・伝達機能を有する各地域事務所・支所・出張所と各種応急対策活動を行うオープンスペースを1組として整備していく。

地域防災拠点は、派遣された要員や緊急物資の受け皿であり、市街地の消防、救援、救助、復旧等の活動拠点や要員・資材の集積、さらには物資の備蓄・保管場所としての役割を担う。

拠点となる施設については、耐震性の向上と設備等の自立性の確保を図るとともに、公園やオープンスペース等との一体的整備など、より効果的な拠点形成を図る必要がある。

(1) 役割

- ① 災害応急対策、復旧等の活動拠点
- ② 地域情報収集、集約及び伝達拠点
- ③ 職員の参集拠点
- ④ 現地災害対策本部
- ⑤ 搬送される緊急物資、復旧資機材の集積・配送（緊急輸送拠点）
- ⑥ 派遣された要員の駐屯地

(2) 必要な機能・設備

- ① 緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース
- ② 地域の防災活動のための駐屯スペース
- ③ 物資、復旧資機材の備蓄施設
- ④ 災害対策本部、医療機関、消防本部や他の拠点と交信可能な通信設備
- ⑤ 緊急用エネルギー設備（非常用発電施設等）

⑥ 防災ヘリポート

⑦ 耐震性消防用貯水槽・井戸等

(3) 配置計画

拠点となる支所、 地域事務所等	オープンスペース
北出張所 船山出張所	豊富球場 農業振興センター
中央支所	城北公園、姫路公園、安室中学校、 高丘中学校、西庄公園、運河公園
林田出張所	林田中学校
西出張所	書写中学校
東出張所、飾東出張所	球技スポーツセンター
白浜支所	大的中学校 灘中学校
飾磨支所	高浜総合公園 飾磨中部中学校 津田公園
広畑支所	広畑中学校
網干支所	大津団地第2公園 朝日中学校 網干南公園 垣内公園
家島事務所	家島中学校 家島高等学校 坊勢スポーツセンター
夢前事務所	鹿谷中学校 夢前高等学校
香寺事務所	香寺総合公園スポーツセンター 香寺中学校 香寺温水プール
安富事務所	安富中学校 安富スポーツセンター コミュニティ防災公園

5 災害対策拠点（健康福祉局、消防局）

消防署や保健所、医師会館等についても、それぞれの分野における災害対策拠点として機能を強化するとともに、地域防災拠点との連携を強化する。

6 コミュニティ防災拠点（危機管理室）

地区（小学校区及び義務教育学校区）を基本とした生活圏において、圏内の中心となるコミュニティ防災拠点を小学校及び義務教育学校等に整備する。

コミュニティ防災拠点は、災害時には地区（小学校区及び義務教育学校区）住民の避難及び防災活動の拠点、物資拠点等から搬送される緊急物資等の受け皿として、平常時には地域住民のコミュニティ形成の拠点としての役割を担う。

コミュニティ防災拠点周辺の不燃化促進と安全性の向上を図る。

(1) 役割

- ① 地区住民の拠点避難所
- ② 地区住民の防災活動拠点
- ③ 応急救護拠点
- ④ 物資拠点等から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積

(2) 必要な機能・設備

- ① 避難応急生活が可能なシェルター機能
- ② 情報通信設備
- ③ 防災活動に必要な設備
- ④ 電気、飲料水等の自給自足機能
- ⑤ 物資拠点等から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積スペース

7 帰宅困難者対策拠点（観光経済局）

文化コンベンションセンターは、交通機能の停止により、速やかに帰宅できない姫路駅周辺地域の帰宅困難者等に対し、一時滞在施設として提供する帰宅困難者対策拠点とする。また、広域防災拠点が担う緊急物資、復旧資機材の集積・配送機能を補完するなど、一定の防災機能を有する施設としての役割も担う。

8 防災拠点の体系（兵庫県、姫路市）

防 災 拠 点	設 置 場 所	機 能 ・ 設 備 等
広域防災拠点（県） （物資拠点（市）※）	手柄山平和公園 （姫路球場及び球場周辺駐車場）	緊急物資、復旧資機材の集積・配送基地 応援部隊の駐屯基地 防災情報通信設備 防災用資機材、備蓄物資倉庫 大型防災ヘリポート 緊急用ライフライン設備
防災中枢拠点	市役所 防災センター	防災情報通信設備 非常用発電設備
地域防災拠点	地域事務所、支所、出張所	緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース 防災情報通信設備
災害対策拠点	消防署所 保健所 医師会館	各分野の中核機能・高度災害対策機能 災害に強いライフラインシステム 非常用発電施設
コミュニティ防災拠点	小学校及び義務教育学校等	拠点避難所 緊急物資受入 防災用資機材 防災情報通信設備 応急救護所 炊事・給水設備
帰宅困難者対策拠点	文化コンベンションセンター	帰宅困難者受入れ機能 緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース

※物資拠点は市の緊急物資、復旧資機材の集積・配送基地とする。

第3 防災機能を踏まえた公共施設の整備

公共施設は、災害時に防災拠点等の役割を担うことから、整備に際しては防災機能についても検討する。

1 手柄山平和公園 ひめじスーパーアリーナ

手柄山平和公園は、兵庫県の広域防災拠点に位置付けられており、ひめじスーパーアリーナの整備に際しては、本市の物資拠点として位置付け、完成後は姫路球場及び球場周辺駐車場と併用して救援物資、復旧資機材の集積・配送機能等を担う。また、災害対策本部代替え施設、救助部隊等の休憩スペース等のその他防災機能も担うとともに、ひめじスーパーアリーナの各諸室についても、災害時での活用を検討する。

2 (仮称)道の駅姫路

広域防災拠点の位置付けを目指し、国や県の協力を得ながら検討を進める。

資料編：「3－1 防災関係機関連絡先一覧」

第3節 業務継続体制の構築

第1 業務継続体制の確立

大規模災害発生時に、災害応急対策業務や優先度の高い通常業務等の非常時優先業務を実施するため、業務継続・受援計画に基づき、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分等を行い、業務立ち上げ時間の短縮や適切な業務執行により早期の復旧・復興に努める。

第2 業務継続体制の運用・改善

非常時優先業務について、作業手順の具体化等を進め、速やかな業務再開が可能となるようマニュアルの策定に努めるとともに、訓練等を通して業務継続・受援計画の定期的な見直しに努める。

第3章 災害広報・広聴体制の整備

第1節 災害広報体制の整備

第1 災害応急対策のための事前準備（各局）

- (1) 政策局は、災害時広報マニュアルをあらかじめ作成しておく。
 - ① 被災者に対して提供すべき広報内容について、時系列で整理しておく。
 - ② 発災直後に発行する広報紙や緊急広報案文をあらかじめ作成しておく。
- (2) 各局は、広報する必要がある情報を収集、整理する者をあらかじめ指定しておく。

第2 多様な広報手段の整備（政策局）

- (1) 政策局は、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関と、災害時の報道要請及び協力について事前に調整しておく。
- (2) 政策局職員は、災害時の広報手段の多様化を図るため、日頃からインターネット、掲示板等、多様な情報提供手段に習熟しておく。
- (3) コミュニティFMの活用(FM GENKI:79.3MHz)
 - ① 災害時の利用
 - ・災害が発生した直後から、全市に一齐に24時間体制で発信できる。
 - ・Jアラート（全国瞬時警報システム）から配信される緊急情報（津波情報、地震情報等）を放送する。
 - ・市の災害対策本部や防災関係機関から直接情報を伝達できる。
 - ・停電時に、携帯ラジオやカーラジオで情報を伝達できる。
 - ・地域に密着したきめ細かい情報を聴くことができる。
 - ・視力障害者や活字が読みづらい高齢者にも伝達できる。

② 緊急放送

時 期	必要とされる情報
災害発生直後	○ 災害警報 ○ 住民への避難誘導
災害発生～1日後	○ 救護・安否情報 ○ 二次災害情報 ○ 地震情報・津波情報 ○ 救助・救援・避難誘導等の情報（避難所等の情報）
災害発生2～3日後	○ 救助・救援・避難誘導等の情報（避難所等の情報） ○ 生活情報（水、食料の配給情報等）
災害発生4日目以降	○ 生活情報（ライフライン復旧情報、交通機関復旧情報、生活関連情報）

③ その他

- ・緊急放送時は、放送局が行う他の放送に優先して、事態に即応した番組編成により放送する。これらは、放送法、電波法、災害対策基本法等の諸法令による。
 - ・また、放送局と市との間で防災協定を結び地域防災計画の中に位置付けることで、市の防災情報システムと連携を図りながら、社内の責任体制、連絡体制、動員体制等に関する災害対策要綱や災害対策マニュアル等を策定、整備していく必要がある。
- (4) 防災行政無線の整備
危機管理室は災害時、防災行政無線を利用できるよう整備しておく。

第２節 各種相談体制の整備（市民局）

- (1) 災害発生直後の市民からの通報や問い合わせに対応する災害相談窓口及び相談所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、設置・運営に関するマニュアルを作成する。
- (2) 市民等からの緊急問い合わせ・要望に対応するため、問い合わせ・要望内容の処理、担当課への連絡方法、本部会議への報告方法等に関するマニュアルを作成する。
- (3) 緊急問い合わせの対応に必要な地図、資料等をあらかじめ準備する。

第４章 他都市及び防災関係機関との連携及び応援体制

第１節 広域的応援体制の確立（各局）

- (1) 各局は、すでに締結している相互応援協定の実効性を高めるため、連絡会の開催や訓練等を実施するとともに、播磨広域防災連携協定に基づき、播磨地域各市町間等の連携強化を図る。
- (2) 各局は、指定公共機関、防災関係民間団体等と日常の業務、連絡会議、訓練等を通じて、日頃から良好な関係づくりに留意する。また、協力協定が未締結の団体等に対しては、必要により、災害時の協力協定等を締結する。
- (3) 災害発生時に他の地方公共団体や関係機関からの支援を迅速かつ効率的に受け入れるため、姫路市業務継続・受援計画に基づき、応援職員等の執務スペースや宿泊場所の確保及びリスト化に努める。総務局は他の地方公共団体等への応援要請に関する様式や受入体制などの運営方法等のマニュアルを、各局（各班）は受援シート・受援業務チェックリスト及び業務別のマニュアルを、それぞれ作成するとともに定期的な見直しに努める。
- (4) 応援職員の派遣に当たっては、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意し、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底する。

施策名	事業名（全体計画）	事業内容
広域防災体制の整備	県、近隣市町等との協力体制の強化	① 災害時相互応援協定の締結 ・播磨広域 13市9町 ・西播磨 5市6町 ・中核市 62市 ・兵庫県及び県内29市12町 ・榊原公ゆかり都市（豊田市、館林市、上越市） ・HOTトライアングル（岡山市、鳥取市） ・姉妹都市（松本市、鳥取市） ・隣接市（高砂市、加古川市、加西市） ② 広域防災計画の策定、推進 ・播磨地域広域避難計画

- 資料編：「2-1-1 播磨広域防災連携協定」
- 「2-1-2 西播磨地域災害時等相互応援に関する協定」
- 「2-1-3 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」
- 「2-1-4 中核市災害相互応援協定」
- 「2-1-5 榊原公ゆかり都市災害時相互応援に関する協定」
- 「2-1-6 災害時相互応援協定（HOTトライアングル）」
- 「2-1-7 災害時相互応援協定（鳥取市）」
- 「2-1-8 災害時相互応援協定（松本市）」
- 「2-1-9 災害時相互応援協定（高砂市）」
- 「2-1-10 災害時相互応援協定（加古川市）」
- 「2-1-11 災害時相互応援協定（加西市）」
- 「2-1-12 瀬戸内・海のパネットワーク災害時相互応援に関する協定」

第２節 防災関係機関との連携体制の確立

大規模な災害の発生時には、他都市及び防災関係機関との連携体制が極めて重要であるため、災害応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時より連携を強化する。

第１ 防災関係機関との連携（各局）

各局は、防災会議、その他の連絡会議、訓練等を通じて、平常時から防災関係機関と良好な関係づくりに留意する。

第２ 自衛隊との連携体制の構築（危機管理室）

- (1) 危機管理室は、日頃から自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科連隊）との間で情報交換等を行い、スムーズな連絡体制を確立する。
- (2) 自衛隊の派遣要請を想定した訓練を実施する。

- 資料編：「2-2-1 兵庫県広域消防相互応援協定／同覚書」
 「2-2-2 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」
 「2-2-3 兵庫県緊急消防援助隊受援計画」
 「2-2-7 消防業務に係る燃料調達に関する覚書」
 「2-2-8 船舶火災の消火等に関する業務協定」
 「2-2-9 ガス漏れ及び爆発事故等の防止対策に関する覚書」
 「2-6-2 姫路市大規模災害等における隊友会の協力に関する協定」
 「2-6-11 兵庫県水道災害相互応援に関する協定」
 「2-6-14 下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」

第3節 ボランティアとの連携体制の構築（市民局、健康福祉局）

第1 災害ボランティア活動の支援体制の整備

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合などに、ボランティアの参画による円滑な災害応急活動の推進を図るため、市は、平常時から社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害ボランティア活動の支援体制の整備に努める。

第2 受入体制の整備

市は、大規模災害等が発生した場合、主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとし、受入体制の整備に努めることとする。

- (1) 災害情報、生活情報等の収集、伝達
- (2) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- (3) 救援物資、資機材の搬入、仕分け、保管、配送
- (4) 軽易な応急・復旧作業
- (5) 災害ボランティアの受入事務

第3 災害ボランティア活動の環境整備

市は、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、災害に係るボランティアの活動マニュアルの作成、ボランティアの活動拠点の整備、ボランティア活動資機材の整備、感染予防措置の徹底等の環境整備に努める。

資料編：「2-6-20 姫路市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定」

第5章 消火、救助・救急及び医療体制の整備

第1節 火災等の予防対策（消防局）

火災等の発生を未然に防止するため、消防施設の整備、教育訓練等を強化して、消防体制の充実を図るとともに、防火対象物の査察及びその他予防行政を実施する。

第1 出火防止及び初期消火体制の整備

火災の発生を防止するためには、防災機関、市民及び事業所が一体となった取り組みが必要であり、特に市民及び事業所の担う役割は大きい。このことから、市民及び事業所を対象に出火防止及び初期消火体制について積極的に育成指導し、防火防災教育を充実することにより、災害の未然防止、被害の軽減を図る。

1 市民による出火防止

(1) 家庭における出火防止

- ① 市民参加の予防運動行事等を積極的に実施し、家庭防火を推進する。
- ② 婦人防火クラブを地区ごとに強化し、それを核とした家庭防火を推進する。
- ③ 住宅用火災警報器等の設置及び適正な維持管理の促進を図る。
- ④ 感震ブレーカーの普及・啓発を推進する。

(2) 地域における防災体制の整備

- ① 地域防災を推進するため、全自治会に自主防災会の結成を推進する。
- ② 家庭及び地域防火を推進するため、婦人防火クラブ等の女性の参画を促進する。
- ③ 幼児期から防火思想を育むため、園児を対象に幼年消防クラブの結成を推進する。
- ④ 自主防災会を対象に、自主防災思想の普及、徹底を図る。

2 事業所における防火・防災体制の整備

- (1) 立入検査を積極的に実施し、火災予防及び火災時の初動体制等、防火管理体制の整備を図る。
- (2) 消防計画等に基づく自主防火管理体制の整備を推進する。
- (3) 地階を有する防火対象物に対する豪雨時等における危険性の周知と浸水対策を促進する。
- (4) 災害時要援護者施設に対する立地条件（土砂災害等に対する危険性）の把握と災害対策を促進する。
- (5) 法令で義務化された一定規模以上の防火対象物及び事業所に対して、防火対象物定期点検報告制度並びに防災管理定期点検報告制度を遵守させるとともに、点検基準に適合している対象物については、防火基準点検済証等の表示を指導する。また、重大な消防法令違反の建物を公表する違反公表制度により、建物の利用者自らが火災危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用することができるようホームページで公表するとともに、屋内消火栓設備等の重要な消防用設備等の未設置対象物（重大違反対象物）に対して是正指導・違反処理を行うなど、利用者の安全確保体制を確立することとする。

第2 消防力の充実

災害による被害を極力軽減するため、常備消防力及び消防団の消防活動体制を整備強化する。

1 消防施設、消防機動力の増強

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、計画的に消防施設、設備等の整備を進める。また、

大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

(1) 消防装備の充実

- ① 消防車両の整備
- ② 消防活動資機材の整備

(2) 消防署所の適正配置の推進

(3) 消防情報通信体制の確立

- ① 消防情報通信施設等の整備
- ② 緊急通報受信体制の拡充

(4) 救助業務の高度化

- ① 救助隊の充実強化
- ② 救助資機材の整備

(5) 消防署所の耐震性の向上

2 消防水利の整備

消防水利の基準の達成を目標に、整備を図るとともに消防水利の多様化とその適正な配置に努める。

(1) 消火栓の増設

水道配管の改良工事等に伴い増設を図る。

(2) 消火栓以外の消防水利の確保

消防水利については、火災の危険の大きい地区を重点的に、かつ渇水期においても有効な耐震性を有する防火水槽を主体にして整備を図る。

また、プール、井戸、河川の活用なども合わせて充実し、多様な消防水利の確保を図る。

3 消防団の整備・充実

(1) 消防団による即応体制の拡充

分団施設・装備の充実強化を図るとともに、災害時に迅速な消防・防災活動が実施できるよう、消防団員を中心とした消防・防災訓練等を地元住民と一体となって実施する。また、地域防災力の中核を担う消防団員の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。県は市の消防団加入促進の取り組みへの支援を行う。

(2) 消防団協力事業所表示制度の推進

消防団員の多くが被雇用者となっている状況の中、消防団の活性化を図るためには、事業所の消防団活動に対する一層の理解と協力が必要である。

そこで、勤務時間中の消防団活動への便宜や従業員の入団促進に協力する事業所を認定する「消防団協力事業所表示制度」を推進し、消防団の活性化を図る。

第3 津波浸水想定を勘案した消防体制の整備

津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、県や危機管理室等と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努める。

第4 立入検査時における出火危険排除の徹底

立入検査時においては、火災予防及び人命の安全を主眼とし、立入検査実施計画を立て防火対象物の状況に応じて、位置・構造・設備及び管理について検査を行い、出火危険の排除を図る。

第5 防災資機材の整備

1 消防機械器具の整備点検

消防機械器具の安全性及び性能の保持を図るため、国土交通省令（保安基準）及び機械器具管理規程に基づいて、点検並びに整備を行う。

2 自主防災会用資機材等の配備（危機管理室）

自主防災活動が円滑に実施できるよう、地区毎に拠点避難所としての小学校等にコミュニティ防災資機材を配備するとともに、組織単位で防災資機材を配備する。

資料編：「7－2 コミュニティ防災倉庫資機材・自主防災会交付防災資機材・水防資器材一覧」
「7－3 化学消火薬剤の備蓄状況」

第 2 節 災害医療体制の整備

多数の負傷者等に対する救急医療や避難所・仮設住宅等における医療対策を想定した災害医療体制の整備について定める。

第 1 災害医療体制の整備

1 災害拠点病院の整備（兵庫県）

災害時に被災患者の受入れ・治療、救護班の派遣等を行う災害拠点病院を、各 2 次保健医療圏に原則 1 箇所整備することとし、各病院に対しては、耐震強化工事や受水槽、自家発電装置、備蓄倉庫、医療機器等の計画的な整備を指導する。

- ・（独）国立病院機構 姫路医療センター
- ・兵庫県立はりま姫路総合医療センター
- ・姫路赤十字病院

2 機動性のある医療チーム（兵庫 DMA T）等の整備（兵庫県）

- (1) 災害拠点病院の救護班及び災害拠点病院のうち兵庫 DMA T 指定病院に指定された病院の DMA T（以下、「兵庫 DMA T」という。）の運用方法を定めるとともに、通信用機器、衛星携帯電話、簡易心電図モニター、共通ユニホームなどの資機材を整備し、特別な訓練を実施することとする。
- (2) 状況によっては、災害拠点病院が初動時に、自らの判断に基づき、速やかに救護班及び兵庫 DMA T の派遣を行うことができるようにするとともに、その場合は、県からの要請に基づいた派遣・活動として扱うこととする。
- (3) 災害拠点病院の医師に、災害医療コーディネーターを委嘱し、初動時に院内調整や自主判断による救護班及び兵庫 DMA T の派遣、災害医療現場における各救護班に対する指導、さらに地域保健医療情報センター等、関係機関との連携により災害医療の確保を図る役割を担うこととする。

3 医療災害対策拠点（姫路市医師会）

医師会災害対策本部を拠点とし、災害時においても医療機能が維持できるよう、建物、機器等の耐震性を向上させるとともに、ライフラインの多重化等を推進し、災害対策本部との通信手段を確保する。

4 災害医療救護体制（姫路市医師会、健康福祉局、消防局）

- (1) 消防局は、先発救急隊の活動内容等を定めておくとともに、迅速かつ的確な活動ができるよう平常時より訓練を実施する。
- (2) 健康福祉局は、医師会との連携・協力要請、災害医療活動の全体調整や人員確保、医薬品の確保等を行う保健医療福祉活動本部を保健所に設置することについて、あらかじめ編成及び役割を定めておくとともに、災害時における活動マニュアルを作成する。
- (3) 姫路市医師会は、災害時医療に対応するため、医師会救護班の編成、運営方法等について定めておくとともに、その他の医療体制を整備する。
- (4) 市及び医療関係機関は、中播磨圏域災害時保健医療マニュアルに沿って、中播磨地域保健医療情報センターと協力して情報の収集にあたり、患者搬送、救護班・医療スタッフの派遣等について連携を図ることとする。
- (5) 市は、患者の搬送途上において高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養

成を推進するとともに、県、災害医療圏内の医師会・医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を図ることとする。

第2 医薬品等の確保（健康福祉局）

1 医薬品の確保

医薬品卸売業者及び薬局等と連携を図り、必要な医薬品（輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）を確保することとする。また、市内の各医療機関等において必要医薬品の備蓄を促進する。

2 救護所用資機材の確保

救護所設置に必要な資機材の確保に努める。

第3 医療マンパワーの確保（健康福祉局）

- (1) 県が災害拠点病院の医師に委嘱している災害医療コーディネーターとの連携を図り、医療ボランティア等医療マンパワーの派遣要請等を行う。
- (2) 平常時より、医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会等との連携を図り、災害時において円滑な協力体制がとれるように努める。

第4 住民に対する啓発

県及び市は、講習会や研修会等を通じ、住民に対する応急手当及び災害医療の普及啓発を行うこととする。

第6章 避難収容対策

第1節 避難所・避難誘導体制の整備

第1 自主避難場所の確保（危機管理室）

避難情報を発令していない段階において、自宅での待機に不安を持つ住民の避難場所の1つとして、一時的に開設する施設を確保する。

なお、市は、自治会、自主防災会が開設する自主避難場所を補完する目的で、原則、開設の基準を満たした場合に開設する。

第2 避難場所、避難所の指定と周知（危機管理室、健康福祉局）

災害の危険から市民の安全を確保するため、被災者が一時的に危険を回避する場所、応急生活する場所及び避難路をあらかじめ確保しておく必要がある。

そこで、避難先として、一時避難場所、指定緊急避難場所及び指定避難所、拠点避難所、福祉避難所を確保するとともに、施設情報の把握に努める。

1 一時避難（危険を一時的に回避する避難）

切迫した災害の危険から身の安全を確保するために避難する場所として、指定緊急避難場所とともに市、自治会、自主防災会等が選定する施設等（一時避難場所）を確保する。

(1) 一時避難場所

災害時に危険を一時的に回避する場所又は集団を形成する場所であり、自治会、自主防災会等が選定する施設や空地等とする。

(2) 指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した場合に、公園や広場等の大規模避難場所を含めた、災害の危険から緊急的に逃れるための場所又は施設で、洪水、津波、土砂災害等の災害の種類ごとに市が指定する避難場所である。（大規模避難場所は、指定緊急避難場所のうち、地震、大火災などの大規模災害時に、多数の市民が危険を回避するための場所で、市が指定する。）

2 中期避難（被害を受けた住民の応急生活のための避難）

災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所を確保する。

(1) 指定避難所

一定期間滞在する場として、円滑な救援活動を実施し、一定の生活環境が確保できる学校や公民館等の公共施設等で、市が指定する避難所である。

(2) 拠点避難所

指定避難所のうち、小学校及び義務教育学校等をその校区の拠点避難所とし、コミュニティ防災拠点を兼ねる。

(3) 福祉避難所

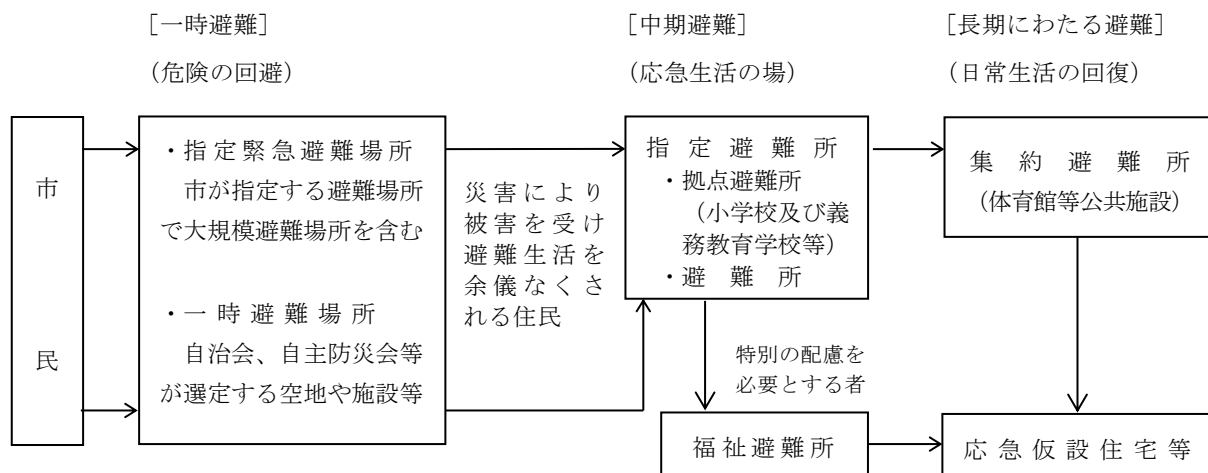
介助や見守りなど特別な支援を必要とする高齢者や障害者等が避難生活を送るための避難所として福祉避難所を確保する。

3 長期にわたる避難（集約避難所）

避難生活の改善と避難者の自立促進並びに避難所施設の本来機能（教育等）の回復を図るため、避難所開設後一定期間が経過した時点で、応急仮設住宅建設までの間、集約避難所を開設

し、避難所を段階的に解消する。なお、集約避難所については、事前指定を行わず、災害時の避難者の状況や施設の被災状況を勘案し選定するものとする。

＜避難所体系＞



4 住民一人ひとりが適切な避難行動をとるための対策

風水害時の適切な避難行動は、「いのちを守る」という観点から、切迫する危険を回避するための行動を基本とし、一人ひとりが置かれる状況に即して、適切な避難の時期や方法、避難する場所を選択し、最適な行動を実現する必要がある。

避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、一時避難場所、安全な親戚・知人宅等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うことなど、災害時に住民が、地域事情や災害状況に即して適切な避難行動をとることができるよう、以下の対策及び啓発を行う。

(1) 避難行動の整理と周知啓発

避難行動	避難先	(詳細)	居住者等が平時にあらかじめ確認・準備すべきことの例	当該行動が関係する災害種別
緊急安全確保	・安全とは限らない 自宅・施設等 ・近隣の建物 (適切な近隣にあると限らない)	・上階へ移動 ・上層階に留まる ・崖から離れた部屋に移動など	・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を確認等	洪水等 土砂災害 高潮 津波
～～～～～～～～～警戒レベル４までに必ず避難～～～～～～～～～				
立退き避難	安全な場所	・指定緊急避難場所 (小中学校・公民館等) ・安全な自主避難先 (親戚・知人宅等)	・避難経路が安全かを確認 ・自主避難先が安全かを確認 ・避難先への持参品を確認	洪水等 土砂災害 高潮 津波
屋内安全確保	安全な自宅・施設等	・安全な上階へ移動 ・安全な上層階に留まる等	・ハザードマップ等で家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深、浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で身の安全を確認でき、かつ、浸水による支障を許容できるか確認 ・孤立に備え備蓄等を準備 等	洪水等 高潮（土砂災害と津波は立退き避難が原則）

過去の被害状況や、内水氾濫による被害、地域特性（ため池の存在など）など画一的な避難方法では対応できない場合もあり、地域の実情にあわせた避難方法を検討することを呼びかける。

(2) 立退き避難（水平避難）すべき地域住民に対する一時避難場所の確保

立退き避難（水平避難）すべき地域住民に対して、市と自主防災会は、連携して安全に避難できる施設等を選定し、風水害時の一時避難場所の確保に努める。

(3) 水害時の移動の困難性の認識

夜間時や浸水している道路を徒歩や車で移動する危険性などを周知する。

5 姫路市版携帯・災害避難カード「命のパスポート」の普及による避難意識の向上

想定される災害に備え、一人ひとりが「避難行動に移るタイミング」、「避難先」、「避難経路」をあらかじめ検討し、記載しておく「命のパスポート」の作成を普及促進することにより、市民の避難意識の向上を図る。

6 感染症に対応した避難

新型インフルエンザ等感染症を含む感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）発生時における自宅療養者の被災に備えて、災害発生前から、保健所と危機管理室が連携し、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認するよう努める。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整（民間施設やホテル等を含む）を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行われるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。

7 避難場所、避難路の周知等

災害時には、極めて混乱した状況の中で多数の住民等の避難が必要となる事態が予想される。このため、避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、また、事前に周知させるため、次の対策を実施する。

- (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
- (2) 指定避難所における家庭動物の受入れ可否の指定
- (3) 避難誘導標識の設置
- (4) 避難場所等の案内板の設置
- (5) 避難場所等の夜間照明施設等の整備
- (6) 避難に関する地図等の配布等の広報活動
- (7) 避難時における行動規範の啓発活動
- (8) 避難訓練及び避難所運営訓練の実施
- (9) ハザードマップの配布等による警戒避難体制の整備

第3 避難誘導体制の確立（危機管理室、健康福祉局、消防局）

1 地震災害における避難誘導

地震発生後、市民の避難行動は、まず身近な一時避難場所へ自発的に避難し、災害の状況によって再び避難行動を起こすことが予想される。そのため、地震時の避難誘導は、このような市民の行動に合致したものとするよう、段階的に対応するものとする。

2 風水害等における避難誘導方法の検討

立退き避難（水平避難）すべき地域や土砂災害警戒区域内の地域については、避難情報発令時や災害により危険が生じるおそれのある場合に、速やかに避難場所等への避難行動がとれるよう、避難誘導体制について検討することとする。

また、時刻、避難路の浸水状況、地域特性等を想定し、状況に応じて屋内安全確保（垂直避

難)に切り替えるなど、適切な避難誘導を行うことができるよう検討することとする。

3 避難誘導体制の整備

消防局は、消防団と自主防災会が協力した避難誘導体制を整備するため、自主防災会毎の避難誘導計画の作成を支援するとともに、地域の実情に応じた訓練を指導する。

また、健康福祉局は、高齢者、障害者その他のいわゆる災害時要援護者を適切に避難誘導するため、自主防災会や災害時要援護者地域支援協議会の協力を得ながら、平常時より災害時要援護者に係る避難誘導及び避難介助体制の整備に努める。

詳細は、「災害予防計画Ⅱ 第6章第3節 災害時要援護者対策(P115)」に記載

第4 避難所の管理運営体制の整備(教育委員会、危機管理室)

1 避難所運営マニュアルの作成

指定避難所の良好な生活環境を確保するため、教育委員会は、感染症対策を念頭に置き、避難所運営マニュアルを作成するとともに、危機管理室、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努め、状況に応じて適宜見直しを行う。また、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。

各避難所の避難所担当職員等は、災害発生後はこの避難所運営マニュアル等に基づき管理運営を行う。

避難所運営マニュアルは、次により構成される。

- (1) 配備体制
- (2) 避難者の受入準備
- (3) 避難者の世話
- (4) 避難所の管理
- (5) 避難所の閉鎖

2 避難所運営の知識の普及

平常時において自主防災会や住民に対し、災害時における避難所の管理・運営のための必要な知識等の普及に努める。また、地域防災リーダーを育成し、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保に努める。

さらに、ひめじ防災マイスターと連携し、避難所運営訓練をはじめとする各種訓練を各地区で実施する。

3 避難所の鍵の管理

施設管理者は、あらかじめ近隣に居住する職員や自主防災会等市民に鍵を預ける等、災害発生時は直ちに対応できるようにしておく。

4 避難所機能・施設の充実

危機管理室は、各避難所において、要援護者、女性、子供にも配慮しつつ、避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、各拠点避難所において、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電機能、情報通信機能、救護所機能及び炊き出し機能の確保も検討するとともに、プール、受水槽等により生活用水の確保を図る。

また、避難所となる施設については、高齢者及び障害者等の利用を考慮して、施設のバリアフリー化に努める。

5 集約避難所の選定

集約避難所の選定に当たっては、小部屋がある等生活環境の良好な施設の利用を図るよう配慮するものとする。

第5 広域避難体制の整備（危機管理室）

大規模な風水害が発生するおそれがある場合に、播磨地域内での円滑な広域避難が可能となるよう、播磨地域広域避難計画を作成する。

また、県や他市町等と連携して広域避難に関するさらなる検討を進め、以下の取り組みを実施し、避難体制の強化に努める。

- (1) 大規模水害が市民生活に与える影響を市公式ウェブサイト、ハザードマップ、SNS等を活用し、市民にわかりやすく周知することで、自主避難を含む事前避難の重要性の普及啓発に努める。
- (2) 関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的な避難・受入方法を含めた手順、オペレーション、被災市町村と受入先の市町村間における被災住民に関する情報の共有方法等を定め、かつ実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- (3) 避難場所について、市内施設の使用可能性や、市内の広域避難対象者数の把握などを進め、広域避難場所の確保を推進する。
- (4) 「避難行動要支援者名簿」を活用し、避難行動要支援者の事前把握及び円滑な避難に向けた個別計画の作成を行うなど、避難支援体制の強化に努める。

資料編：「6－1 指定避難所・指定緊急避難場所標識」

「6－2 指定避難所・指定緊急避難場所一覧」

第２節 避難所以外での避難者対策

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

第１ 在宅避難（危機管理室）

在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置するなど、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

第２ 車中泊避難（危機管理室）

やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置するなど、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

第 3 節 災害時要援護者対策

第 1 災害時要援護者の把握と情報伝達体制（健康福祉局、危機管理室、消防局）

1 災害時要援護者の日常的把握

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、保有する福祉情報から避難行動要支援者を抽出して、氏名、生年月日、住所、性別、電話番号、障害・介護状況等を掲載した避難行動要支援者名簿を作成し、毎年度更新するものとする。また、市は避難行動要支援者名簿掲載者に対し、自身の名簿情報を市が避難支援等関係者へ提供することの意思確認を行い、名簿提供に関する情報を作成・更新する。

<避難行動要支援者の範囲>

次のいずれかに該当する者

- ・身体障害者手帳所持者で第 1 種身体障害者
- ・療育手帳所持者でその障害の程度が A である者
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者でその障害の程度が 1 級である者
- ・介護保険の要介護状態区分が要介護 3 以上の者
- ・災害時要援護者台帳への登録のある者

<避難支援等関係者>

災害時要援護者地域支援協議会（以下、「地域支援協議会」という。）、消防機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、NPO その他の避難支援等の実施に携わる関係者として規則で定めるもの

(2) 災害時要援護者台帳の作成

市は、自主防災会、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会支部等で構成する地域支援協議会や福祉専門職等と連携し、要支援者の状況や個別避難計画を記載した災害時要援護者台帳（以下、「台帳」という。）を作成しておくなど、災害時に迅速な対応ができる体制を整備することとする。

台帳には、氏名、生年月日、住所、性別、電話番号、避難支援等を必要とする事由、緊急連絡先等を、個別避難計画として、避難支援等実施者、避難場所及び避難路等を記載し、毎年度地域支援協議会において更新するものとする。

<要援護者の範囲>

災害時に自力で安全な場所への避難が困難な者で次のいずれかに該当する者

- ・高齢者（一人暮らし、高齢者のみ世帯、寝たきり、認知症など）
- ・障害のある者（身体障害、知的障害、精神障害など）
- ・その他（難病の者、妊婦、日本語に不慣れな外国人など）

(3) 情報の共有

① 台帳の共有

手上げ方式・同意方式による台帳情報を平常時から福祉部局、防災部局及び地域支援協議会で共有する。

② 避難行動要支援者名簿の共有

避難行動要支援者名簿掲載者のうち、市の意思確認に対して自身の名簿情報の提供に同意する者と不同意の意思が示されなかった者の名簿情報を平常時から福祉部局、防災部局及び

避難支援等関係者で共有する。また、災害時には不同意の意思を示した者も含めた名簿情報を避難支援等関係者に提供する。

(4) 情報漏洩防止のための措置

台帳、名簿情報が無用に共有、利用されないよう避難支援等関係者に対して十分な説明を行うとともに、災害時における避難支援者の安全確保についても周知する。

(5) デジタル化の検討

被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等へのデジタル技術の活用を検討する。

2 情報伝達体制の確立

避難情報発令時に、自主防災会、消防団のほか災害時要援護者地域支援協議会関係者等を通じ、災害時要援護者に避難情報を伝達できるよう、情報伝達体制の確立に努める。

また、災害時要援護者が自らにより避難情報等を迅速かつ確実に取得することができるよう、戸別受信機、登録制電話・ファクス配信サービス、聞き直しテレフォンサービス、緊急速報メール、ひめじ防災ネット、全国避難所ガイド、テレビ（NHK、サンテレビのデータ放送）、ケーブルテレビ、コミュニティFMなどによる避難情報の発信について啓発する。

3 緊急通報システムの活用

災害時要援護者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるよう災害時要援護者と消防局間の緊急通報システム、見守り安心サポート事業、NET119などを活用するとともに、その周知に努める。

第2 福祉避難所の整備（健康福祉局）

1 福祉避難所の指定

あらかじめ避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者の避難所として、福祉避難所を確保しておく。

2 福祉避難所の運営体制の確立

社会福祉協議会とヘルパー派遣に関する協定を、福祉機材のレンタル会社等と福祉機材等の優先的確保のための協定を締結し、福祉避難所開設時に対応できる体制を整える。

また、対象者の移送に当たっては、神姫バス株式会社と協定を締結するほか介護タクシー等の事業者との連携を図る。

第3 防災知識の普及・啓発（健康福祉局、危機管理室）

市は、災害時要援護者及び関係者に対し防災知識の普及啓発に努めるほか、防災上の相談・指導を行う。

第4 応急保育の事前措置（こども未来局）

(1) 各保育所・認定こども園・放課後児童クラブの責任者は災害の発生に備えて、児童の避難訓練、災害時の事前及び事後措置並びに保護者との連絡方法を検討し、その周知を図るとともに、市、消防本部、警察署等の防災関連機関との連絡網を確立する。

(2) 各保育所・認定こども園・放課後児童クラブの責任者は保育所等の立地条件等を考慮した上、災害時の応急計画を樹立するとともに、応急保育の実施方法等についての的確な計画を立てて

おく。

- (3) 各保育所・認定こども園の責任者は災害発生に備えて、保存食料、飲料水、離乳食等の備蓄をする。
- (4) 勤務時間外における職員の非常招集の方法を定め、日頃より職員に周知する。
- (5) 保育時間内に災害が発生した場合に備えて、保護者の引き取りがない場合における残留する児童の保護に関する対策を講じる。

第5 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要援護者利用施設の所有者又は管理者の責任

- (1) 水害及び土砂災害に対し、要援護者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。
- (2) 水害及び土砂災害に対する避難訓練等を実施し、結果を市へ報告する。
- (3) 自衛水防組織を置くように努める。

第6 災害時要援護者が利用する施設に対する指導・助言

危機管理室及び関係部局は、上記第5について、計画の策定がされていない場合及び策定されている項目等が不十分である場合には、助言又は勧告を行う。

また、避難訓練についても、定期的に実施できていない場合及び結果の報告を受けた場合には、助言又は勧告を行う。

資料編：「2-5-11 災害時における福祉避難所に関する協定」

「2-5-12 災害時における福祉避難所へのヘルパー派遣に関する協定」

「2-5-13 災害時における福祉避難所への介護用品等の確保に関する協定」

「2-5-14 災害時における福祉避難所への要援護者移送に関する協定」

「6-3 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の災害時要援護者関連施設・地下街一覧」

第4節 災害時の通勤・通学・帰宅困難者対策

第1 災害時の通勤・通学・帰宅困難者への支援（兵庫県、都市局、観光経済局、危機管理室）

1 災害時の徒歩帰宅者への支援

- (1) 災害時における徒歩帰宅者を支援するため、市は、兵庫県石油商業組合姫路支部や姫路商工会議所と協定を締結している。また、兵庫県を含む関西広域連合は、当該地域に店舗が存在するコンビニエンスストア・外食事業者と「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」を締結している。

【協定に基づく支援内容】

- 災害時帰宅支援ステーションとして、水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等、帰宅支援サービスの提供
- (2) 事業所、学校等は、従業員、児童・生徒の保護や情報収集・提供、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の呼びかけ等の的確な対応に努め、鉄道駅周辺や路上での滞留人口の減少に配慮する。
- (3) 通勤・通学・帰宅途中その他外出先で救援が必要になった者に対して、学校や事業所内での施設内待機や一時退避場所への誘導、一時滞在施設での受入等、適切な対応を図る。
- (4) 県は、一時滞在施設の確保など通勤・通学・帰宅困難者対策に係る市の取り組みについて支援することとする。
- (5) 道路管理者は、道路情報板等を活用して道路の被災に関する情報を提供し、関係事業者は、輸送障害発生時の乗客に対する適切な情報提供等を行う。
- (6) 県、市、関係事業者は、災害時要援護者等に対して代替輸送の確保や調整に努めるなど、状況に応じて通勤・通学・帰宅支援のための多様な交通手段の確保を図る。

2 姫路駅周辺地域の帰宅困難者への支援

(1) 姫路駅周辺地域エリア防災計画の改定

姫路駅周辺地域帰宅困難者対策協議会において策定した姫路駅周辺地域エリア防災計画を訓練等を通じて改定するとともに、推計した帰宅困難者数をふまえて一時退避場所及び一時滞在施設の確保に努める。また、帰宅困難者対策として必要な食料、飲料水等の備蓄に努める。

(2) 帰宅困難者支援の推進

災害時、姫路駅北駅前広場等の一時退避場所では、災害情報、公共交通機関運行状況、一時滞在施設の情報を提供する等、姫路駅や姫路駅周辺に立地する企業等との緊密な連携を図りながら徒歩帰宅の促進を図るとともに、帰宅困難者対策拠点として位置付けている文化コンベンションセンターや一時滞在施設への誘導等、姫路駅周辺に滞留者が集中しないように努める。

3 普及啓発

- (1) 関西広域連合との協定事業者は、統一ロゴマーク及びモデルデザインに基づき県等が作成した「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」を、支援可能な店舗に掲示することとする。
- (2) 県及び市は、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本原則の周知、企業等における従業員等の施設内待機のための物資の備蓄、災害時帰宅支援ステーションのサービス、家族等との災害伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板サービスの活用などについて、広報啓発を行うとともに、帰宅困難者への情報伝達体制の整備にも努める。

第 5 節 住宅対策（都市局）

第 1 応急仮設住宅（都市局）

1 建設予定地

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅が建設可能な用地を事前に把握し、応急仮設住宅建設候補地としてリストアップする。

2 管理・運営マニュアル

応急仮設住宅に関する管理・運営マニュアルをあらかじめ作成しておく。

第 2 市営住宅（都市局）

災害時に、市営住宅の応急修理等が速やかに実施できるよう、修理に必要な資機材等の調達先（業者）と事前に協議しておく。

また、災害時に迅速に市営住宅の被災状況を調査できるよう体制を整備する。

第 3 住宅再建共済制度（フェニックス共済）の加入促進（兵庫県、危機管理室）

兵庫県が実施する相互扶助の制度である住宅再建共済制度について、パンフレットの配布、広報紙での周知など、市民の加入促進に努める。

第 7 章 交通の確保対策の実施

第 1 災害時の道路交通規制（道路管理者、警察各署）

- (1) 県公安委員会と連携し、信号機、情報板等の道路交通関連施設について耐震性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備する。
- (2) 道路管理者及び警察各署は、災害時の交通規制実施の手順についてマニュアルを作成する。

第 2 輸送力の確保

1 車両の確保（財政局）

災害時に迅速に各局より車両を移管できるよう、各局における車両の所有状況（種別、台数、積載能力等）をあらかじめ把握しておく。また、車両別にどの災害応急対策に活用がされるのが最も有効かをあらかじめ検討し、車両配備計画を作成しておく。

2 運送事業者等の活用（財政局）

緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努める。

3 緊急通行車両等の事前届出（財政局）

公用車両の緊急通行車両等事前届出を警察署を経由して、県公安委員会に届け出るとともに、同届出済証の保管をし、災害時に備える。また、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。

4 ヘリコプターの活用（消防局）

災害時において、陸上以外のルートを確認するため、必要によりヘリコプターによる災害応急対策活動を要請する。

5 船舶の活用（兵庫県、観光経済局）

船舶等による海上からの緊急物資等の輸送については、大型船舶の受入機能やコンテナターミナル機能を有した大規模岸壁等の整備により、姫路港を海上からのアクセス拠点とし、輸送ルートの確保を図る。

また、離島の家島、坊勢島では、海上輸送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努め、海上輸送の確保を図る。

資料編：「7－6 姫路市所有車両等種別一覧」

「10－6 緊急通行車両確認のための標示・標章」

第 8 章 二次災害等の防止活動

第 1 節 土砂災害の予防対策

土砂災害の予防対策については、その特殊性から、特に留意するものを次のとおり定める。

第 1 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の確立

1 土砂災害警戒区域等の指定

県は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域を土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）に、特に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）にそれぞれ指定する。

2 警戒区域における警戒避難体制の整備

当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

3 ハザードマップによる周知

警戒区域の範囲、土砂災害に関する情報の伝達ルート、土砂災害のおそれがある場合の指定緊急避難場所、避難方法等を警戒区域内の住民に十分に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布し、説明会の実施等必要な措置を講じる。

4 警戒区域の住民への情報伝達体制

市と警戒区域の住民等は協力して、迅速かつ適切な災害対応を図るため、避難場所、避難経路、緊急連絡先等を定めておく。

第 2 土砂災害の警戒・連絡体制の確立

各局は、県、国土交通省姫路河川国道事務所と協力しながら、豪雨、長雨等に伴う土砂災害防止のための警戒・連絡体制を確立する。

第 3 専門アドバイザーとの連携

土砂災害警戒区域等の危険度を応急的に判定する砂防ボランティアの専門アドバイザーと締結している協定に基づき、土砂災害が発生した場合には、早期に緊急点検活動が実施できる体制を確立する。

第 4 市民への啓発

各局は、市民に対し土砂災害に対する防災意識の高揚を促すための啓発を行う。

- (1) 土砂災害警戒区域等を記載した印刷物（マップ等）の作成・配布
- (2) 土砂災害に対し警戒を要する区域であることを明示した看板の設置
- (3) 過去の土砂災害に関する情報の提供
- (4) 土砂災害警戒情報等の土砂災害発生のおそれを判断する基準に関する情報の提供
- (5) 防災体験施設等を活用した土砂災害の原理、前兆現象の認知、避難行動等の知識の啓発

資料編：「2-6-28 土砂災害の緊急点検活動に関する協定」

- 「6－3 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の災害時要援護者関連施設・地下街一覧」
- 「8－2 土砂災害警戒区域等一覧」
- 「8－3 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧」
- 「8－4 山腹崩壊危険地区一覧」
- 「8－5 崩壊土砂流出危険地区一覧」

第 2 節 中山間地等における災害対策

中山間地等における災害対策について定める。

第 1 中山間地域等の特性に配慮した防災対策の実施

1 施設等の整備

県及び市は、森林や農地が本来備えている保水機能や土砂災害防止機能を維持し、さらに災害を軽減・防止するため、森林整備や土砂災害対策の総合的推進に努める。

2 防災啓発の実施

中山間地域では、土砂災害の危険が高く、高齢者や災害時要援護者が多いという特性を鑑み、平常時から、住民に対し、早期避難の実施や土砂災害等に対する対応などの啓発に努める。

第 2 孤立集落対策

集落へのアクセス道路が少なく、災害時に道路等の損傷により、孤立する可能性のある集落（孤立集落）について、対策を実施する。

1 孤立の可能性がある集落の把握

市は、地形条件、アクセス道路の本数、災害発生危険性等により、災害時に孤立する可能性がある集落の把握に努める。

2 集落の孤立に備えた対策の推進

(1) 通信の確保

市は、孤立するおそれのある集落との通信途絶を防止するため、携帯電話、衛星携帯電話、防災行政無線、ケーブルテレビ等地域の実情に応じて、適切な通信手段の確保に努める。

(2) 物資供給の備え

① 市は、集落の孤立の可能性に応じて、集落の公民館等に水、食料等の生活物資を備蓄する。また、公的備蓄のみならず、自主防災会及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進にも努める。

② 高齢者の多い集落などでは、孤立した場合、日常的に服用している医薬品等の不足も懸念されることから、孤立時の供給体制について検討しておく。

③ 市は、救援物資の緊急輸送が可能となるよう、孤立可能性のある集落へのヘリポートやヘリコプターの夜間離着陸設備の整備（フェンス等の設置方法の変更や夜間照明設備の配備など）のほか、無人航空機やバイク等地域の実情に応じた輸送手段の確保に努める。

(3) 道路・ライフライン等寸断への対策

① 迅速な道路被害情報の収集及び関係機関への情報提供が行えるよう、連携体制等の整備に努める。

② 地震により、土砂災害のおそれがあり孤立することが予見できる場合は、あらかじめ拠点避難所等へ物資供給、医師の派遣などを実施する。

③ 市は、県と協力し、ヘリコプター等による支援を検討するとともに、ヘリコプター離着陸適地をヘリコプターの大小も考慮して選定・確保する。また、着陸可能な箇所（田畑、農・林道）についても検討しておく。

(4) 災害時要援護者に対する支援対策

市は、防災関係機関、自主防災会、福祉関係者等との連携による災害時要援護者への避難情報等の伝達体制について整備しておく。

(自然災害により孤立の可能性のある集落及び孤立集落対策)

集 落 名		住 所	情 報 通 信 手 段		ヘリコプター臨時 着陸場候補地	食料備蓄場所
			連絡通話装置	ケーブル テレビ		
夢前町	立船野	夢前町山之内	双方向通信可	○	旧山之内小学校	立船野公民館
夢前町	我孫子	夢前町山之内	双方向通信可	○	ホバリングで 物資投下	我孫子公民館
夢前町	佐中	夢前町山之内	双方向通信可	○	佐中ふれあいの里	佐中公会堂
夢前町	熊部	夢前町山之内	双方向通信可	○	ホバリングで 物資投下	熊部公民館
夢前町	寺河内	夢前町山之内	双方向通信可	○	〃	寺河内公民館
夢前町	坂根	夢前町山之内	双方向通信可	○	〃	坂根公民館
夢前町	馬頭	夢前町山之内	双方向通信可	○	〃	馬頭公会堂
夢前町	小畑	夢前町山之内	双方向通信可	○	〃	小畑集会所
安富町	関	安 富 町 関	双方向通信可	×	グリーンステーション鹿ヶ壺	関公民館

※防災行政無線の連絡通話装置により、危機管理室と孤立集落との双方向通信が可能

第 3 節 危険物施設等の予防対策（消防局）

危険物施設等の予防対策の実施に当たり、消防局及び事業所の役割を明確化することにより、危険物施設等の保全、耐震性の強化及び保安対策を講じる。

1 消防局の役割

(1) 危険物施設への適切な規制

事業所への計画的かつ積極的な立入検査等を行い、消防法に適合しない場合は、直ちに改修、使用停止、許可取消等の適切な危険物規制を行う。

(2) 危険物施設の設置（変更）許可

消防法に基づき危険物施設の設置（変更）許可申請に対し、法令に定める技術上の基準に適合し、かつ公共の安全及び災害発生防止の観点から許可を行う。

(3) 危険物施設等における危険物等の把握及び警防計画の策定

危険物施設等で貯蔵、取扱いされている危険物等の性質及び数量を把握し、地震、火災等の災害による漏洩、爆発等を想定した警防計画を事業所ごとに策定する。

(4) 消防体制の強化

消防体制を強化するため、人員、化学消防車、水利、消火薬剤の調達等を各消防署及び相互応援協定締結消防本部等と事前に調整するとともに実践的消防訓練を行う。

(5) 防災教育の実施

2 事業所の役割

(1) 消防関係法令の遵守

消防法及びその他危険物関係法令を遵守し、災害予防に万全を期す。

(2) 保安教育の強化

自主保安基準を推進するとともに、従業員に対し保安教育を実施し、安全対策を図る。

(3) 自主保安管理体制の確立

災害の発生を未然に防止するため、自主保安管理体制を確立するとともに危険物施設等が集中している地域にあっては、各事業所は相互に連絡調整して総合的な自主保安体制の確立を図る。

また、施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のための必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めることとする。この場合において、危険物施設の風水害対策ガイドライン（ver2）（総務省消防庁通知 令和3年3月30日付け消防災第41号・消防危第49号の別添1）を活用するものとする。

(4) 危険物施設等の耐震性強化

危険物施設等の設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

資料編：「7－3 化学消火薬剤の備蓄状況」

「8－8 危険物製造所等現有数」

第４節 ガス漏れ及びガス爆発事故等の予防対策 (消防局、警察署、大阪ガスネットワーク 株)、関西電力送配電株)

第１ 地下街防災に関する体制

消防局、姫路警察署、大阪ガスネットワーク株式会社及び関西電力送配電株式会社は、それぞれの機関の任務が効果的に行われるよう基本的事項について、相互に連携し、姫路市内で発生するガス漏れ及びガス爆発事故等の防止を図る。

第２ 関係機関の業務

１ 地下街等関係者

- (1) 地下街の防火・防災管理体制の整備
- (2) 従業員に対する教育訓練
- (3) 施設の点検・管理と改善措置
- (4) 防火防災用資機材の整備と効率的配置

２ 消防局

- (1) 消防用設備等の設置維持に関する指導
- (2) 防火・防災管理に関する指導
- (3) 防火・防災体制の整備充実に関する指導

３ 姫路警察署

- (1) 人命救助及び避難誘導
- (2) 交通規制

４ 関西電力送配電株式会社

電力供給施設の調査・点検

５ 大阪ガスネットワーク株式会社

- (1) ガス供給施設の調査・点検
- (2) ガスの安全使用に関する周知

資料編：「2-2-9 ガス漏れ及び爆発事故等の防止対策に関する覚書」

「6－3 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の災害時要援護者関連施設・地下街一覧」

第5節 地下空間における浸水対策

豪雨や洪水により短時間で地下空間に浸水した場合には、通常の地上での水害の実態と大きく異なり、電気設備の浸水による停電や地下空間の天井までの冠水など大きな被害を受けるおそれがあることから、以下の対策を実施する。

1 豪雨及び洪水時における地下空間での危険性の事前の周知・啓発

豪雨時における建築物の地下階への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について、地下空間の管理者及び利用者への周知・啓発を図る。また、地下空間の浸水被害の実績や浸水想定区域等の公表・周知に努める。

2 豪雨及び洪水時における地下空間管理者への洪水情報等の的確かつ迅速な伝達

豪雨及び洪水時には地下空間の管理者が適切な対応をとることが必要であることから、地下空間の管理者に対する水防警報時の伝達体制を整理するよう努める。また、河川管理者は、洪水時において水防警報等を地下空間の管理者に対して直接伝達するルートについて整備する。

詳細は、「水防計画 第5章 指定河川洪水予報・水防警報及び気象等の通報（P16）」を参照

3 避難体制の確立

市長又は知事は、河川管理者からの情報に基づく避難のための立退きの指示等を、防災行政無線の活用や自治会などの協力等の方策により行うことを検討するとともに、マスメディア等を通じた情報伝達についても充実させる。

さらに、地下空間の管理者と共同して、浸水被害の発生を想定した訓練の実施内容について検討する。

4 浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者の責務

- (1) 地下街等の利用者の洪水・雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水・雨水出水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、市長に報告し、公表しなければならない。
- (2) 洪水・雨水出水時の避難、浸水防止のための訓練を行わなければならない。
- (3) 自衛水防組織を設置し、国土交通省令で定める事項を市長に報告しなければならない。

(水防法第15条第1項第4号に定める地下街)

施設名	所在地	電話番号	FAX番号
姫路駅前地下街 (ピオレ姫路、グランフェスタ、キャッスルガーデン、中央地下通路、駅西地下連絡通路、姫路駅西地下駐輪場)	姫路市駅前町210番地	221-3505	289-0960
山陽百貨店	姫路市南町1番地	223-1523	223-1523
キャスパビル	姫路市西駅前町88番地	223-9441	223-9442
大手前地下駐車場	姫路市白銀町	288-6507	288-6507
大手前公園地下駐車場	姫路市本町68番地	281-8338	281-8333
イーグレひめじ	姫路市本町68番290	287-0210	287-0210

5 地下施設への流入防止等浸水被害軽減対策の促進

県及び市は、地下街の管理者が、地下空間の浸水防止施設（防水壁等）設置を推進できるよう、施設の具体的事例等の必要な情報提供に努める。

第6節 海上災害の予防対策（海上保安庁、国土交通省、兵庫県、警察、各局）

海上において人命救助、消火活動、流出した油又は有害液体物質（以下「油等」という。）への対応、付近の船舶の航行安全措置、沿岸住民の安全及び漁業等への被害の拡大防止を図るため、防災関係機関及び関係団体等が取るべき予防対策について定める。

1 災害の範囲

海上災害とは、以下の場合を示し、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に適用する。

- (1) 本市の沿岸海域における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合
- (2) 油等の大量流出等により著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、本市沿岸海域及び陸岸に被害が及んだ場合又は及ぶ可能性がある場合

2 基本的な考え方

- (1) 船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生によって生ずる人命に対する救助義務は、当該船舶の船長にあり、また、船舶が衝突したときは相互の船舶の船長は人命及び船舶の救助に必要な手段を尽くさなければならない。更に、他の船舶又は航空機の遭難を知ったときは、船長は人命救助に必要な手段を尽くさなければならない。

また、海難救助を必要とする場合、海上保安部が救助活動を行う。

特に、陸岸に近い海難については、最初に事件を認知した沿岸市長が救護活動を行う。

（海難による人身事故における対応と責任者）

区 分	責 任 者	根 拠 法 令
人命などの救助義務	当該船舶の船長等	船員法第12～14条

（海難による人身事故における各関係機関の任務等の根拠法令）

主 体	任 務 等 の 内 容	根 拠 法 令
海上保安庁	海難救助に関する事務をつかさどる	海上保安庁法第2条
市町村長	遭難船舶救護の事務は最初に事件を認知した市町村長の責務	水難救護法第1条
警察本部	救護の事務に関し市町村長を補助	水難救護法第4条

- (2) 油等の流出事故により防除が必要となった場合、その防除義務者は、当該船舶又は施設の船長又は管理者等であるが、これらの者が必要な措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合には、海上保安部及び関係機関等が防除に当たる。

また、一旦、陸岸に漂着した場合の回収、収集、運搬、処分の責任者は、船舶所有者又は施設の設置者であるが、船舶所有者の対応だけでは処理ができない場合には、生活環境の保全等のため市が対応せざるを得ない。

(油又は有害液体物質の流出事故の防除義務者等について)

主 体	防 除 義 務	根 拠 法 令
排出の責任者 (船長又は施設 管理者等)	防除措置を講ずる義務	海防法第2条、第39条の①② □ 油、有害液体物質等が排出された場合
海上保安庁	海洋の汚染の防止に関する事務をつかさどる	海上保安庁法第2条
海上保安庁長官	船舶所有者又は施設の設置者に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる	海防法第39条③⑤ □ 船舶又は施設から大量の油又は有害液体物質が排出し、又は排出のおそれがある場合
	船舶所有者等に汚染物資の除去等必要な措置を講ずべきことを命ずることができる	海防法第40条 □ 廃棄物その他の物が出された場合

(油又は有害液体物質の防除に関する関係機関の任務・権能等)

主 体	防 除 の 任 務 等 の 内 容	根 拠 法 令
海上保安庁	① 海上保安庁法による一般的な海洋汚染防止 ② 防除措置義務者に必要な措置の命令 ③ 指定海上防災機関に排出油等の防除措置を指示	海上保安庁法第2条 海防法第39条③ 〃 第42条の26①
国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部	海洋汚染の防除に関する事業の実施に関する事務をつかさどること	国土交通省設置法 第31条①の2
港湾管理者	・港湾区域及び港湾局の管理する港湾施設を良好な状態に維持する ・消火、救難及び警備に必要な設備を設け、並びに港湾区域内に流出した油の防除に必要なオイルフェンス、薬剤その他の資材を備える	港湾法第12条第2号 〃 第6号 港湾法第34条
市	区域内における清掃、消毒、美化、公害の防止等に関する事項の処理	地方自治法第2条
漁港管理者	漁港漁場整備事業の一環 (汚泥その他公害の原因となる物資の堆積の排除) (汚濁水の浄化その他公害防止のための事業)	漁港及び漁場の整備 等に関する法律第4条 〃 第36条

3 予防対策の推進

(1) 国の機関（姫路海上保安部）の予防活動

姫路海上保安部は、油流出事故等による大規模海上災害の発生を未然に防止するため、電力会社、石油会社、関係官庁等で構成されている「大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会」関係者、大型タンカーバース管理者等に対し、次の措置等を講じて海上防災思想の普及並びに海上安全防災対策に関する指導等を推進する。

① 大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会関係者に対しては、定例会議等を利用して海上安全防

災対策に関する指導を行う。

- ② 大型タンカーバースの設置者・管理者及び危険物受入施設関係者に対しては、船舶の荷役管理体制の充実・強化を指導する。
- ③ 船舶乗組員に対しては、巡視船艇による訪船、立入検査時等の機会をとらえ海上交通関係法令等の周知徹底を図るとともに、安全運航の励行、危険物荷役時の安全確認等に関する指導を行う。
- ④ 防災関係機関等相互間の連携、協力体制の維持・強化を図るため、官民一体となった海上防災訓練を実施する。

(2) 県の予防活動

県は、油等が大量流出した場合、沿岸市町が行う防除作業を支援することとし、必要となる防除資機材の関係機関ごとの保有状況を把握し、緊急時の調達方法についてあらかじめ定めておく。

- ① 兵庫県漁業協同組合連合会等と油等が流出した場合の対応策をあらかじめ協議しておく。
- ② 油等回収手順マニュアルを作成するとともに、防除方法等に関する専門家のネットワーク構築に努める。
- ③ 姫路港管理事務所は、防除資機材及び保管倉庫の整備に努める。
- ④ 国の機関の情報等を的確に沿岸の関係市町に伝わるよう、連絡体制の整備に努める。

(3) 市の予防活動

油等が大量流出した場合に備えて、必要に応じた体制整備に努める。

- ① 油防除資機材の保有、管理
- ② 化学消火薬剤等消火機材の整備
- ③ 近隣市町の資機材の保有状況の把握
- ④ 市町間の応援体制の整備

(4) その他団体の予防活動

船舶所有者及び石炭法に基づく特定事業者等は、防除措置を実施するために必要な資機材を保有・整備するとともに、災害発生時の応急対策につき平時から油濁防止緊急措置手引書又は有害液体汚染防止緊急措置手引書を備え置く。

資料編：「2-2-8 船舶火災の消火等に関する業務協定」

「7－8 大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会資機材一覧」

第9章 生活必需品等の供給体制の整備

第1節 食料、生活必需品等の備蓄・調達

第1 食料、飲料水及び生活必需品備蓄・調達の方針（兵庫県、危機管理室）

災害時の食料及び物資の調達については、市民による自主備蓄、市、県等の備蓄拠点における備蓄及び流通備蓄による総合的な備蓄体制を確立し、災害発生後3日間の非常用物資等を確保する。

- (1) 市は、市民が各家庭や職場で、平時から最低でも3日間、可能な限り1週間分の食料、飲料水及び生活必需物資を備蓄するよう、自主防災会や自治会等を通じて啓発するとともに、事業所等における物資の確保についても啓発する。
- (2) 市は、市民の備蓄を補完するため、3日分の食料、物資等の備蓄及び調達に努める。うち、被災者1日分については、現物備蓄を実施する。
- (3) 県は、広域的な立場から市の備蓄を補完するため、阪神・淡路大震災における最大避難者数（30万人）を基準に、現物備蓄及び流通在庫備蓄により、食料、生活必需物資の供給体制を整備する。
- (4) 市及び防災関係機関は、災害対策要員に必要な食料を備蓄する。
- (5) 備蓄物資については、男女のニーズの違いや、妊産婦、乳幼児、子育て家庭、高齢者、食事制限のある方、家庭動物の飼養等のニーズを踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資の備蓄に努めるとともに、マスク、消毒液、パーティションなど災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行うための衛生物資等の備蓄・調達体制の整備に努める。また、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。
- (6) 県及び市は、備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の新物資システム（B-PLo）を活用し情報共有を図るよう努める。

第2 備蓄拠点の整備（危機管理室）

- (1) 備蓄物資を、大規模災害時において計画的に配給するため、備蓄拠点を整備する。
- (2) 備蓄拠点は、市域の地理的条件を勘案し、市域に5箇所配置する。
- (3) 避難者に対して迅速に対応できるよう、避難所開設事務用品、食料、毛布等を拠点避難所（小学校及び義務教育学校等）単位で備蓄する。

（災害対策用備蓄倉庫）

倉庫名	設置場所及び連絡先	備蓄倉庫の構造・規模
中央南部	飾磨区構二丁目 津田公園 TEL 235-3702	鉄筋コンクリート造 平屋建 1棟 256㎡
西 部	勝原区勝原町 大津茂公民館北 TEL 238-3679	
東 部	花田町加納原田 球技スポーツセンター TEL 252-6572	
中央北部	田寺東二丁目 安室公園 TEL 292-9532	
北 部	夢前町前之庄 夢前福祉センターぱるむ	鉄筋コンクリート造 2階建ての一部 146㎡

(その他備蓄倉庫)

倉庫名	設置場所	倉庫名	設置場所
網手防災倉庫	家島町真浦2046番地 2	香寺事務所南倉庫	香寺町中屋14番地
坊勢スポーツセンター	家島町坊勢700番地24	安富町防災倉庫	安富町安志960番地 1
苅野防災倉庫	夢前町苅野326番地 3	安富町コミュニティ防災公園倉庫	安富町長野231番地 1、233番地 1、233番地 3、234番地
宮置防災倉庫	夢前町宮置292- 1	山之内防災倉庫	夢前町山之内594番地6

(コミュニティ防災倉庫)

連合自主防災会単位で 1 箇所整備 (72箇所)

第 3 緊急調達体制の確立

1 民間企業等との協定等の締結による連携強化

災害時における食料、生活必需品の供給確保と災害応急対策の円滑化を図るため、流通業界等 23者と輸送団体 7 者と協定を締結しており、主食、副食、日用品等の関係業界と協議し、緊急時における調達に万全を期する。

区 分	協 定 先	企 業 等 名 称
食料・生活必需品の確保	スーパー関係 5 者	イオンリテール(株)近畿カンパニー、マックスバリュ西日本(株)、(株)銀ビルストアー、(株)山陽マルナカ広畑店、(株)イトーヨーカ堂
	コンビニ関係 2 者	(株)ローソン、(株)ファミリーマート
	農協関係等 2 者	兵庫西農業協同組合、生活協同組合コープこうべ
	百貨店 1 者	(株)山陽百貨店
	ホームセンター関係 5 者	NPO コメリ災害対策センター、(株)アークランドサカモト、(株)カインズ、(株)ジュンテンドー、(株)ナフコ
	ドラッグストア 2 者	ゴダイ(株)、(株)スギ薬局
	その他 4 者	ハリマ共和物産(株)、(株)カシタニ、本田冷蔵(株)、(株)ほっかほっか亭総本部
飲料水の確保	その他 2 者	(株)六甲商会、(株)ニッスイ姫路総合工場
非常用物資等輸送の確保	運輸関係等 7 者	(一社)兵庫県トラック協会西播支部、赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合、(一社)兵庫県タクシー協会姫路支部、佐川急便株式会社関西支店、西濃運輸株式会社姫路支店、福山通運株式会社姫路支店、ヤマト運輸株式会社姫路主管支店

2 広域的受入体制の強化 (健康福祉局、こども未来局)

広域的な救援物資の受入については、県の広域防災拠点 (手柄山平和公園) 等を通じて支援を受ける体制及び広域的な相互応援体制を整備する。

また、(一社)兵庫県トラック協会西播支部等と協定を締結しており、受け入れた救援物資の一

時保管場所の確保、仕分け等により迅速な輸送に努める。佐川急便株式会社、西濃運輸株式会社、福山通運、ヤマト運輸については、その他物資拠点の提供及び運営の補助に努める。

第4 食料、生活必需品等の管理・配布体制の整備（健康福祉局、こども未来局、危機管理室）

- (1) 食料及び生活必需品等の受け取りに関する方法を定め、市民に周知する。
- (2) 食料、生活必需品等の搬送、管理及び配布についてのマニュアルを作成する。
- (3) 民間物流事業者の協力を視野に入れた物資拠点から各避難所への輸送体制の構築など、地域の状況を踏まえた上で、被災者への物資の迅速な提供を目的とした体制整備に努める。

- 資料編：「2-3-1 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定」
 「2-3-2 災害時における物資等の輸送に関する協定」
 「2-3-3 災害時における物資等の輸送、一時保管、仕分け等に関する協定」
 「2-3-4 災害時における輸送業務に関する協定」
 「2-3-5 災害時等における船舶による輸送等に関する協定」
 「2-3-6 災害時における船舶による輸送及び応急対策業務に関する協定」
 「2-3-9 災害時における生鮮食料品等の供給協力等相互応援に関する協定」
 「2-3-10 災害時における物資の供給に関する協定」
 「2-3-11 災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定」
 「2-3-12 緊急時における生活物資確保に関する協定」
 「7-1 姫路市災害対策用備蓄物資一覧」
 「7-2 コミュニティ防災倉庫資機材・自主防災会交付防災資器材・水防資器材一覧」

第2節 応急給水

第1 応急給水体制の整備（上下水道局）

1 応急給水目標量

大規模災害時に上水道の給水が停止した場合、断水世帯に対し、次表を目標に給水体制を整備する。

（応急給水の供給目標）

給水体制	災害発生後の期間	水量	水量の根拠
第1次応急給水	3日まで	3ℓ／人・日	生命維持に必要な水
第2次応急給水	4日～30日	20～100ℓ／人・日	生活上必要最低限の水
第3次応急給水	31日～	250ℓ／人・日	通常の生活に必要な水

2 相互応援体制の確立

他都市水道事業体との災害相互応援協定の締結に基づき、速やかに他の市町水道事業体等に応援要請できる体制を確立する。

また、自衛隊、ボランティア組織等にも速やかに応援・協力体制を取るよう整備を図る。

3 民間企業等との協定等の締結による連携強化

より速やかかつ円滑に飲料水等を供給できるよう、飲料水等を保有する企業等との協定の締結を進め、緊急時における調達に万全を期する。

第2 給水資機材等の整備

1 応急給水用資機材の整備（上下水道局）

非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水に必要な資機材（高圧給水タンク車、給水タンク、仮設給水栓、携行缶、非常用飲料水袋等）を整備する。

2 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備（危機管理室、消防局、観光経済局）

災害時における初期の火災に対応し、かつ、住民の飲料水を確保するため、市域の9箇所に飲料水兼用耐震性貯水槽（100トン級）を配置している。

（飲料水兼用耐震性貯水槽）

番号	場 所 等		容 量	設 置 年
1	東雲町一丁目	船場小学校 校庭	100トン	平成8年
2	御国野町御着	御国野小学校 校庭	100トン	平成9年
3	勝原区勝原町	西部備蓄倉庫前 駐車場	100トン	平成9年
4	田寺六丁目	安室小学校 校庭	100トン	平成10年
5	飾磨区阿成鹿古	高浜小学校 校庭	100トン	平成11年
6	白浜町宇佐崎中二丁目	灘市民センター 駐車場	100トン	平成12年

7	夢前町前之庄	夢前事務所 駐車場	80トン	平成20年
8	安富町安志	安富事務所 駐車場	60トン	平成20年
9	香寺町香呂	香呂小学校 校庭	100トン	平成21年

また、防災拠点等についても、一定の飲料水を確保するため、飲料水兼用耐震性貯水槽等を配置するとともに、公共施設の整備の際には、防災機能についても検討を行う。

(防災拠点等における飲料水兼用耐震性貯水槽)

番号	場 所 等		容 量	設 置 年
1	三左衛門堀西の町	防災センター 駐輪場 (防災中枢拠点)	100トン	平成19年
2	駅前町	姫路駅北にぎわい交流広場 芝生広場	10トン	平成27年

3 飲料水の現物備蓄（危機管理室）

飲料水は、原則、給水車等による応急給水により対応するものとするが、発災直後の緊急用や離島対策等、応急給水を補完する形で、ペットボトル等で飲料水の現物備蓄を行う。

4 水資源の活用（危機管理室）

井戸及び受水槽等の活用や雨水等の利用を検討し、総合的な生活用水確保のための対策を講じる。

資料編：「2-3-13 災害時における飲料水等の供給に関する協定」

「2-6-11 兵庫県水道災害相互応援に関する協定」

「2-6-12 災害時における応急復旧等業務の応援に関する協定」

「2-6-13 災害時における水道及び下水道の応急対策への協力に関する協定」

「7-1 姫路市災害対策用備蓄物資一覧」

第10章 生活環境の整備対策

第1節 トイレ対策

下水道が発達した都市部において、災害時の断水等に伴う水洗トイレが使用不能となる事態は生活上の大きな問題であり、被災者救援について、水、食料の配布が最優先課題としてとらえられがちだが、下水道普及率が高い都市部においては、トイレ対策も最優先課題となる。

災害時のトイレ対策は、単に災害用トイレ（携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ等）の基数を増やせばよいというものではなく、ハード・ソフト両面にわたって極めて多くの要素が関係している。

このため、各種トイレ施設の整備、応急トイレ対策、災害用トイレの確保等市民生活の保健及び環境衛生を維持し、生活の早期安定を図ることを目的にトイレ関係企業6社と協力協定を締結しているが、引き続き、トイレの確保対策や市民に対する教育・訓練・広報等（携帯トイレ等の災害用トイレの備蓄の必要性等）の総合的なトイレ対策について検討を進める。

第1 仮設トイレの配備計画（農林水産環境局、危機管理室）

(1) 配置場所

拠点避難所（小学校及び義務教育学校等）・公園等オープンスペースの活用

(2) 数量

計 2,400基 *50人に対し1基と仮定

(3) 配置時期

3日以内

*災害直後においては、各避難所での仮設トイレの必要数の確保が困難であることから、仮設トイレが避難所に設置されるまで、本市で備蓄している携帯トイレ、簡易トイレ等を利用する。各避難所への簡易トイレの割り当て数については、仮設トイレの確保・設置状況を踏まえ、関係班と連携して決定する。

資料編：「2-6-8 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定」

「2-6-17 災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定」

「7-1 姫路市災害対策用備蓄物資一覧」

第2節 廃棄物対策

災害により生じた廃棄物の処理に関する基本方針として定めた姫路市災害廃棄物処理計画に基づき、次のとおり必要な対策を実施する。

第1 し尿処理対策（農林水産環境局）

- (1) 災害時において、し尿処理が必要となった場合の各業者の役割を定めておき、即座に対応できるところから収集できるよう定めておく。
- (2) 非常時対応用収集車両の確保を検討する。
- (3) 仮設トイレの調達に関して、協定を締結し確保に努める。
- (4) 大型のし尿車を保有している業者及び自治体の情報をあらかじめ把握しておくとともに、必要に応じて応援協定を締結する。

第2 ごみ処理対策（農林水産環境局）

- (1) 高温高压の施設を有しているので、災害時における緊急停止等のマニュアルを作成し、施設の安全確保に即座に対応できるよう定めておく。
- (2) 所管施設の被災状況及び必要作業量の調査方法について、マニュアルを作成する。
- (3) 仮置場の候補地を選定しておく。

第3 がれき対策（農林水産環境局、建設局）

1 がれき処理体制

- (1) 災害時に効率的ながれき処理を実施できるよう、あらかじめお互いに連携がとれる体制、処理方法等について検討するとともに、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、災害廃棄物、がれき、土砂などの撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。
- (2) 農林水産環境局は、がれきの処理ができる業者の能力を把握し、災害時の搬入割当を計画する。また、他都市及び他の行政機関への救援要請については、その被害状況に応じて行うこととし、広域災害の場合は、県の環境整備課に調整を依頼する。
- (3) 農林水産環境局は、災害発生時に、動員できる許可業者数、保有資機材及び車両を平常時より把握するとともに、業者に対する災害時における対応についての研修及び協議の場を設ける。
- (4) 災害時に適正処理が困難な廃棄物等が発生した場合に備え、必要な対策を検討する。

2 がれきの仮置場候補地の選定

災害時のがれきの処分は、市内に仮置きした後、リサイクルを心がけながら、処理施設又は最終処分場に搬送する。そのため、建設局は、災害時におけるがれき仮置場を、周辺環境及び接道条件等を勘案しながらあらかじめ選定しておく。

第 3 節 感染症・衛生対策（健康福祉局）

- (1) 災害時における感染症対策及び食品衛生監視・指導活動マニュアルを作成する。
- (2) 災害時の衛生、安全に関わる事項について、平常時より市民への周知を実施する。
- (3) 避難所における衛生管理対策に関する計画について、避難所運営マニュアルの内容を確認し、迅速な対応ができるように準備する。
- (4) 感染症対策資機材や防災活動に必要な薬品等を調達する業者と平常時より連携しておく。

資料編：「10－8 姫路市健康危機管理要綱」

第４節 建築物等の解体及び撤去に伴う環境保全 対策（農林水産環境局）

- (1) 災害時の建築物等の解体及び撤去に伴う石綿（アスベスト）の飛散を防止するため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（平成19年8月環境省）」及び関係法令に基づいて、建築物等の所有者及び解体工事業者等に対する指導を行う。また、公費解体が認められた場合の手順は、環境省の「公費解体・撤去マニュアル」に準じて行う。
- (2) 市内パトロールにより、(1)の遵守状況の確認を行い、必要に応じて、事業者に対する指導を行う。
- (3) 関係機関への情報提供を行う。
- (4) 市民からの石綿（アスベスト）に関する相談に対応できるよう相談窓口を設置する。

第11章 文教対策（教育委員会）

第1節 防災体制の強化充実

第1 防災計画の充実

- (1) 各教育施設管理者は、各種災害に対応した防災計画（学校安全計画）を作成する。
- (2) 災害発生時に迅速に対応できる連絡体制の整備と、地域住民を含めた役割分担の明確化を図る。

第2 防災訓練の実施

- (1) 各教育施設において、各種災害に対応した防災訓練、避難訓練を実施する。
- (2) 防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟を図る。
- (3) 地域住民と学校が連携した防災訓練等を実施する。

第3 学校園防災教育の推進

- (1) 児童生徒等に、防災教育副読本「明日に生きる」等の資料を活用し、防災に関する知識を習得させる。
- (2) 各種災害に備え、防災訓練を通して避難など適切な行動がとれるよう指導する。
- (3) 危機管理室及び消防局は、教育委員会及び学校園と連携をとりながら、消防団、自主防災会、防災リーダー等が参画した体験的・実践的な防災教育に向けた実施体制の構築を検討する。
- (4) 各学校園の実情に応じた学校災害対応マニュアルを作成する。

第4 防災教育推進連絡協議会の設置

教育委員会、学校園、防災担当部局の三者による姫路市防災教育推進連絡協議会を設置し、防災教育等の充実・推進について協議を行う。

第２節 文化財の保護対策

第１ 文化財保護体制の確立

災害時に文化財を保護するため、人材確保と体制づくりを図る。

第２ 文化財の予防対策

指定文化財保護のため、次の予防対策を実施する。

- (1) 重要な建造物については、消防法に基づき消防用設備等の設置及び適正な維持管理を図り、火気の規制、防火管理体制の確立に努める。また、毎年、文化財防火デー（１月26日）を期し、教育委員会と消防局合同で防火指導する。
- (2) 重要な建造物については、所有者、管理者、関係機関と協議し、指定文化財としての価値を損なわない範囲で、防火防災対策に努める。

第12章 その他の災害への備え

第1 雑踏事故の予防対策（海上保安庁、国土交通省、兵庫県、警察、各局）

雑踏が想定される行事等の実施に当たり、行事等の主催者等、市及び関係機関等の役割、連携を明示することにより、雑踏が想定される行事等の安全対策を講じる。

- (1) 行事等の主催者等は、行事内容、雑踏警備体制、緊急時の救急・救護体制等について、警察署、消防局、医療機関等と十分に連絡調整を行うなど、雑踏事故防止に万全を期す。
- (2) 警察署は、必要に応じて、行事等の計画段階から、主催者等に対して、雑踏警備に関する指導、助言を行うとともに、主催者等の自主警備とも連携し、組織的な警備を行う。
- (3) 危機管理室は、事故発生時の対応体制について、必要に応じて、事前に、主催者等と調整を行うとともに、緊急車両の進入路の確保等を含め、必要な警備体制をとる。
- (4) 事故発生時の広域支援に備える観点から、市は、行事等の計画段階において、必要に応じて、関係機関等の協議の場に参加し、情報伝達体制等について助言する。
- (5) 県は、迅速な広域支援の調整等に備える。

Ⅲ 地域防災力の向上

第 1 章 防災に関する学習等の充実

第 1 節 市民に対する防災知識の普及（各局）

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

第 1 市民の防災意識の高揚

各局及び防災関係機関は、所管業務に関して次の方法により、市民の防災意識の高揚を図る。

- (1) ひめじ防災プラザの活用
- (2) 広報ひめじの利用
- (3) 「命のパスポート」等のリーフレット、ポスター等印刷物の配布
- (4) 防災に関する動画及び映像による P R
- (5) 有線放送、防災行政無線、ホームページ、広報車の活用
- (6) S N S、市公式 L I N E
- (7) 出前講座や防災講習会の開催及び各種会合の利用
- (8) 人と防災未来センター及び県立広域防災センターの活用
- (9) テレビ、ラジオ等による普及・啓発
- (10) 新聞、冊子、その他の印刷物による普及・啓発
- (11) 標語、図面、作文募集等による普及・啓発
- (12) その他有効適切な方法

施 策 名	事 業 名（全体計画）	事 業 内 容
市民参加による防災体制の確立	(1) 防災訓練の実施 (2) 広報・教育活動の展開	① 総合防災訓練の実施 ② 防災動画の作成 ③ 防災ハンドブックの作成 ④ 防災シンポジウムの開催 ⑤ 防災講演会の開催 ⑥ 災害ボランティアの育成 ⑦ ハザードマップ等の活用
火災予防対策の推進	防火思想の普及・啓発	① 火災予防運動の展開 ② 「まもりんピック姫路」の実施（消防署単位） ③ 文化財防火デーの実施 ④ 防火ポスター等啓発資料の作成 ⑤ 市政出前講座の開催 ⑥ 民間防火組織の育成指導等の充実

第 2 市民の責務

行政の対策「公助」には限界があることから、市民一人ひとりが自分の命や財産を自分で守る

「自助」、地域で助け合う「共助」を適切に組み合わせた取り組みを推進する。また、平素から次の防災への取り組みに努める。

- (1) 食品、飲料水その他生活必需品の備蓄
- (2) 防災訓練への参加

第2節 職員等に対する防災教育

災害応急対策は、職員の心構え及び防災知識が重要な要素となるので、研修、講演会、防災の手引書等の手段をもって職員の防災教育を行い、防災知識の周知徹底を図る。

第1 職員に対する防災教育

1 防災研修会

学識経験者等を講師として、防災関係職員の研修会を実施し、専門的知識の習得を図る。

2 防災検討会（各局）

各課毎に検討会を開催し、所属職員の事務分掌を定めるとともに、各職員の具体的な役割を整理するなどして徹底を図る。

3 防災の手引書等の配付

防災活動を円滑に推進するため、防災活動の手引書等を配付する。

4 都市計画等への防災の観点の取り入れ

都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めることとする。

第2 消防団員に対する防災教育（消防局）

消防団員が防災時のリーダーとしての役割を担えるよう、研修及び訓練を実施する。

第3 防災上重要な施設の職員等に対する教育（施設管理者、防災関係機関）

1 防災上重要な施設管理者が行う防災教育

施設管理者等は職員に対し、講習会や防災訓練等を通して防災学習の徹底を図る。

2 防災関係機関が行う防災教育

防災関係機関は、施設管理者及び防災要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会を通じ、防災施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

第4 専門知識を有する職員の育成

1 家屋被害認定士制度

(1) 家屋被害認定士の育成

家屋被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に資するため、兵庫県の実施する家屋被害認定士養成講習会に計画的に参加し、十分な知識と技術を持って即時に被害調査に従事できる家屋被害認定士を育成する。

(2) 家屋被害認定士の役割

- ① 災害時に家屋被害調査の中心的な役割を担う。
- ② 家屋被害調査に関する調査方法、判定方法及びこれらの考え方を必要に応じて被災者等に説明する。
- ③ 常に自己研鑽を行うとともに、調査員となる他の職員等に対し、必要な教育・訓練を行う。

第 2 章 自主防災組織等の育成

第 1 節 自主防災会の育成・指導

住民の隣保協同の精神に基づき、発災直後の初期消火活動や避難誘導等を行うため、地域住民による自主的な防災活動を推進する自主防災会の育成、指導を行う。

第 1 自主防災会の規約及び防災活動計画（自主防災会、消防局）

自主防災会は、市と十分協議の上、それぞれの組織において規約及び防災活動計画を定める。

第 2 自主防災会の活動

1 平常時の活動

- (1) 防災に関する知識の普及
- (2) 防災関係機関・隣接の自主防災会との連絡
- (3) 地域における危険度等（危険箇所、災害時要援護者の有無）の把握
- (4) 地域における消防水利の確認
- (5) 地域における防火・防災等予防上の措置
- (6) 地域における情報収集・伝達体制の確認
- (7) 避難場所・医療救護施設の確認
- (8) 防災資機材の備蓄
- (9) 防災訓練の実施等
- (10) 避難所運営訓練
- (11) 地区防災計画又は災害対応マニュアルの作成
- (12) 地域防災マップの作成及び活用

2 災害時の活動

- (1) 出火防止及び初期消火
- (2) 負傷者の救助
- (3) 地域住民の安否確認
- (4) 情報の収集伝達
- (5) 避難誘導
- (6) 給食・給水
- (7) 地域の災害時要援護者への援助
- (8) 避難所の運営
- (9) 他地域への応援等

第 3 育成強化対策（危機管理室、消防局）

1 自主防災会の育成・指導

災害発生時に的確な行動ができるよう、災害に関する正しい知識、防災対応、防災計画又は災害対応マニュアル作成等について計画的に育成・指導を行う。また、消防団や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

2 災害対応手引きの配布

災害時における自主防災活動の基本的な内容を、災害発生前から発生後まで順を追って記載した「自主防災組織の災害対応手引き」及び「姫路市避難所運営のポイント」、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた姫路市避難所運営のポイント」を配布し、自主防災会自らが、地域の実情に応じた災害対応マニュアルを作成するよう育成・指導を行う。

3 コミュニティ防災資機材の活用及び啓発

自主防災活動や活動が円滑にできるよう、地区毎に拠点避難所としての小学校及び義務教育学校等にコミュニティ防災資機材を整備するとともに、組織単位で防災資機材を整備する。

また、災害時において、自主防災会、消防団等の地域自らが救助用資機材などのコミュニティ防災資機材を活用し、地域での災害対応等に取り組むよう、周知・啓発する。

4 地域防災リーダーの育成

自主防災会の活動をサポートするため、防災・減災に関する知識や技能を有する地域防災リーダーを育成する。

5 各種自主防災訓練の開催

ひめじ防災マイスターと連携し、避難所運営訓練や各種訓練を各地区で実施する。

- 資料編：「9－1 姫路市連合自主防災会規約」
「9－2 自主防災会規約」
「9－3 自主防災会防災計画書」
「9－4 姫路市連合自主防災会一覧」

第2節 企業等の地域防災活動（各事業所）

災害が発生した場合、多数の人が出入り又は利用する施設及び危険物施設においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により、大規模な被害発生と混乱が予想される。これらの被害防止と軽減を図るため、法令等に基づき事業所等においては自ら防災組織を編成し、地域の自主防災会等と連携を図りながら、あらかじめ消防計画及び防災計画を策定しておく。

企業は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、事業所の耐震化、予想される被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直しに努める。

市は、災害発生直後の初動対応において事業所と連携して迅速・的確に災害応急対応を行うことができる仕組みづくりをする。

第1 企業の役割

1 災害時に企業が果たす役割

- (1) 従業員、顧客の安全
- (2) 経済活動の維持
- (3) ボランティア活動への支援、地域への貢献等
- (4) 二次災害の防止
- (5) 市の要請に基づく応急対策業務

2 企業の平常時対策

- (1) 自衛防災組織の育成
- (2) 防災訓練の実施
- (3) 地域の自主防災会との連携及び地域の防災訓練への参加
- (4) 防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成
- (5) 防災体制の整備
- (6) 事業継続計画（BCP）の作成

第2 事業所等の自衛防災組織

1 対象施設

- (1) 多数の人が利用する施設及び一定規模以上の事業所
（中高層建築物、劇場、百貨店、旅館、学校、病院、工場、地下街等）
- (2) 危険物等を取り扱う施設
（石油類、高圧ガス、火薬類、毒物、劇物、放射性物質等を貯蔵又は取り扱う施設）
- (3) 多数の従業員がいる事業所等で、自衛防災組織を設置することが効果的な施設
- (4) 複数の事業所が共同して自衛防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル等）等

2 自衛防災計画の作成

自衛防災計画は、予防計画、教育訓練計画及び応急対策計画、復旧計画に区分して作成するものとする。

- (1) 予防計画
 - ① 予防管理組織の編成
 - ② 火気使用施設、危険物、指定可燃物等の点検整理
 - ③ 消防用設備等の点検整備

(2) 教育訓練計画

- ① 防災学習
- ② 防災訓練

(3) 応急対策計画

- ① 応急活動組織の編成
- ② 情報の収集、伝達
- ③ 出火防止及び初期消火
- ④ 避難、誘導
- ⑤ 救出、救護

3 自衛防災組織の活動

(1) 平常時

- ① 防災訓練
- ② 施設及び設備等の整備
- ③ 従業員等の防災に関する教育の実施

(2) 災害時

- ① 情報の収集、伝達
- ② 出火防止及び初期消火
- ③ 避難、誘導
- ④ 救出、救護

第3 市の役割

(1) 自衛防災組織の育成・指導

(2) 防災マニュアルの作成・指導

(3) 地域の防災活動等の参加促進

- ① 姫路市地域防災貢献事業所登録制度の推進
- ② 地域の防災訓練への参加促進

(4) 防災に関するアドバイス

資料編：「2-6-29 姫路市地域防災貢献事業所登録制度実施要綱」

第3章 防災訓練（危機管理室、消防局）

災害時において関係機関の緊密な連携のもとに、迅速かつ的確な防災活動が実施できるようにするため、防災訓練を実施する。

1 総合防災訓練

地震・大雨・台風などの災害時に備えて、防災関係機関及び市民の協力のもとに、災害対策本部運営、水防、消火、救出、救助、救護、防疫、清掃、通信、給水、その他各種の訓練内容を包含した総合的な防災訓練を計画実施する。

2 水防訓練

水防法第32条の2に基づき水防管理者が、水防活動の完全な習熟を目的として訓練演習を行う。

3 消防訓練

現有消防力の合理的運用及び的確な防御活動の万全を期するため、消防技術の徹底及び習熟を目的として必要な訓練を行う。

4 その他の訓練

通信訓練、図上演習訓練、非常招集及びその他の災害救助に関する訓練は、前各号と合わせ又は単独で適宜実施する。

5 国、県、西播磨5市6町、播磨広域13市9町その他関係機関の実施する訓練への参加

国、県、西播磨5市6町、播磨広域13市9町その他関係機関の実施する訓練には、積極的に参加し相互の連絡を密にするとともに、災害発生時の混雑と被害を最小限に防御し得るよう努めるものとする。

資料編：「2-1-1 播磨広域防災連携協定」

「2-1-2 西播磨地域災害時等相互応援に関する協定」

IV 調査研究体制等の強化

第1章 防災に関する調査研究

災害の未然防止と被害の軽減のため、防災行政が効率的、効果的に行われるよう防災に関する調査研究体制の整備を図る。

1 調査研究体制の整備

災害は、自然的・社会的条件に伴い、複雑、多様な形で、人的・物的被害をもたらし、地域特性により被害の様相も異なってくる。

このため、市及び防災関係機関は、大学等の研究機関と連携を図りながら、災害と被害の因果関係等災害現象について、科学的に分析、検討することができる調査研究体制の整備に努め、地域に応じた総合的かつ一体的な防災活動の実施を図る。

2 防災に関する資料の収集及び分析

防災研究の基礎となる過去の災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害及び防災に関する資料を収集し、これらを分析、整理し、いつでも活用できるように努める。

第 2 章 地震観測体制の整備

地震に関する研究の推進と地震発生時の迅速な初動体制の構築に資するため、地震観測体制の整備について定める。

1 県内の地震動の観測施設

(1) 気象庁の行う観測

気象庁は、地震発生時の地震の規模や震源の決定、各地の震度、津波発生の有無・規模の判定と来襲地域の予想のため、地震計・計測震度計等を設置して観測を行っており、報道機関にも情報を提供している。

県内では、従前から計測震度計を 4 箇所に、計測震度計・地震計を 2 箇所に設置していたが、兵庫県南部地震以降増強され、現在、計測震度計を 14 箇所に、地震計・計測震度計を 5 箇所に設置（加西市下万願寺町には広帯域地震計も設置）している。

(2) 国立研究開発法人防災科学技術研究所（強震観測事業推進連絡会議）の行う観測

防災科学技術研究所は、地震観測の充実・強化を図るため、兵庫県南部地震以降、新たに県内 27 箇所に強震計を設置し、データを集約して公表している。

また、県内 15 箇所に高感度地震観測施設を設置し、さらに宍粟市山崎町に広帯域地震計を設置している。

(3) 消防庁及び県の行う計測震度計による観測

消防庁、県は、兵庫県南部地震を契機に、地震発生時に防災機関が迅速に対応できるよう、県内各市町に設置した計測震度計と県庁内に整備する送受信装置や消防庁の交信装置とをネットワークさせる「計測震度計設置事業」を整備した。

計測震度計の設置箇所は、県内 75 箇所であり、気象庁（19 箇所）及び防災科学技術研究所（27 箇所）の機器も活用することにより、県内全市町のデータ（121 箇所）を集約することができる。

また、平成 18 年 3 月の合併に伴い、地域事務所等の地震動についても、平成 9 年に設置された兵庫県震度情報システムの地震計により、県を通じ把握する。

(4) 西日本旅客鉄道株式会社が行う観測

西日本旅客鉄道株式会社は、地震発生時の列車運行を規制するため、県内で、在来線 12 箇所、山陽新幹線 9 箇所に地震計警報機を設置して観測を行っている。

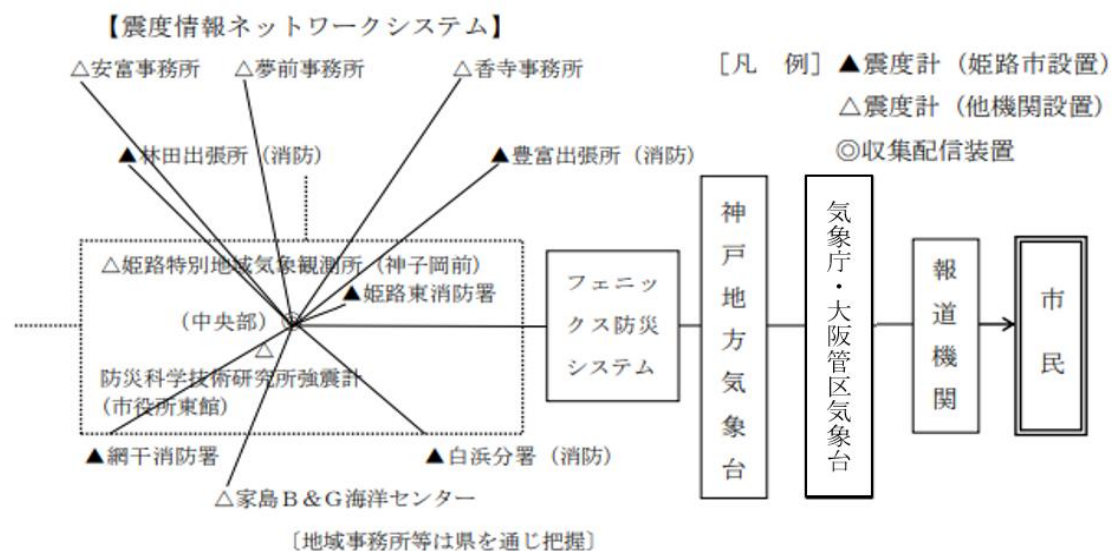
(5) 山陽電気鉄道株式会社が行う観測

山陽電気鉄道株式会社は、地震発生時の列車運行を規制するため、沿線 3 箇所に計測地震計を設置して観測を行っている。また、各機関が沿線に設置した地震計からの情報を自社の防災情報システムに統合して把握する。

(6) 姫路市震度情報ネットワークシステムによる観測

姫路市の地層・地質は、平野部は沖積層からなり市街地の大半は軟弱地盤となっている。また、姫路市域は、臨海部から内陸部まで広範にわたり、地盤もかなり差があることから、市内各地の震度も一様ではない。これらの理由から、地震直後に市内各地の地震動の状況をいち早く把握し、①市内各地の震度を市民へ公表、②初動体制を素早く確立、③災害応急対策を的確に実施することを目的とし、市域を中央部、西部北、東部北、西部南、東部南、北部東、北部中、北部西、家島地域の 9 ブロックに分け、各ブロック 1 箇所に計測震度計を設置、リアルタ

イムで市内の揺れの大きさを把握し、兵庫県及びフェニックス防災システムを経由し気象庁へも送信する姫路市震度計情報ネットワークシステムを整備し、観測を行っている。



2 県内の潮位の観測施設

津波の高さ等を観測するため、県内16箇所（気象庁は洲本と神戸の2箇所）に潮位の観測施設を設置している。

第3章 地震に関する調査研究

地震に関する調査研究の推進体制や内容について定める。

1 国の推進体制

(1) 地震調査研究推進本部地震調査委員会による調査

阪神大震災を契機に、地震対策特別措置法により1995年に設置された調査委員会で、政府の地震調査研究推進本部のなかに設置された政府の特別機関で、地震に関する調査結果を収集・整理・分析して、総合的な評価を行う。地震に関する評価として、

- ① 地震発生可能性の長期評価
- ② 強震動評価
- ③ 地震動予測地図

などがある。

(2) 東南海・南海地震等に関する専門調査会による調査

地震対策の充実強化の検討を行うために「中央防災会議」に平成13年6月に設置された専門調査会で、東南海・南海地震と内陸の地震の両方を対象として検討している。同調査会はこれまでに、

- ① 東南海・南海地震防災対策推進地域の指定について
- ② 東南海・南海地震に関する報告
- ③ 東南海・南海地震の強震動と津波の高さ
- ④ 中部圏・近畿圏の内陸地震の震度分布等について（平成18年12月7日）

を発表している。

(3) 国土地理院による1:25,000活断層図の公表

国土地理院では、地震防災対策の一環として地震の調査研究に資するため、地形図上に活断層の位置を詳細に表示した「1:25,000活断層図」を作成している。

2 兵庫県における調査研究

兵庫県では、昭和47年度から60年度にかけて、地震調査研究を継続的に実施した。

平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機に、新たに地震に関する諸調査を実施し、その成果の提供、活用を図ることとする。

(1) 阪神地域活断層調査

神戸・阪神地域の市街地の地盤構造を把握するため、平成7年度に反射法地震探査、ボーリング調査等を実施し、県内全域の地質調査の結果と合わせて兵庫県地質図をとりまとめた。

(2) 活断層調査研究事業

平成7年度から8年度にかけて、山崎断層帯、六甲・淡路島断層帯を対象に、文部科学省の地震調査研究交付金を活用して、活断層の活動状況等についての調査研究を行った。更に、平成10年度から12年度にかけて、山崎断層帯（東部）を対象に同様の調査研究を進めた。

また、平成10年度から12年度にかけて、文部科学省の地震関係基礎調査交付金を活用して、山崎断層帯東部を中心に、活断層の活動状況等についての調査研究を実施するとともに、山崎断層帯全体についての調査結果をとりまとめた。さらに、平成13年度から16年度にかけて、六甲・淡路島断層帯等を対象に、文部科学省の地震関係基礎調査交付金を活用して、活断層の活動状況等の調査研究を実施した。

(3) 地震被害予測調査

本計画で想定した5つの地震について、平成7年度から8年度にかけて、地震ごとに最大加速度分布、震度分布、液状化分布を予測し、それをもとに人的、物的被害を予測し、地震ごとの被害を想定した。

(4) 津波災害対策に関する調査研究

平成10から12年度及び平成16から17年度にかけて津波災害研究会を設置し、将来発生が予想されている南海地震津波等に対する兵庫県沿岸部における津波被害想定及び危険度評価を実施し、具体的な津波被害想定を検討した。

(5) 「兵庫の地質」発行

兵庫県全域の地質図（1/100,000）並びに解説書（地質編、土木地質編）を発行し、地質専門分野、土木分野に限らず、治山、防災、環境など広い分野に活用されている。

3 防災関係機関における調査研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所（地質研究所）、大学の研究機関、国立研究開発法人土木研究所、国土交通省大阪国道事務所、海上保安庁、国土地理院、国立研究開発法人防災科学技術研究所等が、県内で、それぞれ地表面変位調査、反射法探査、ボーリング調査、トレンチ調査、広帯域地震計観測等を実施している。

4 西播磨地域及び姫路市における取組

山崎断層帯を震源とする大地震発生の可能性が指摘されており、これによりもたらされる災害に対処するため、文部科学省や京都大学防災研究所が広帯域地震計及び伸縮計を設置し、山崎断層の観測と調査を進めている。

西播磨地域5市6町においても、平成10年4月に地震、地質、社会心理学等の各分野の大学の研究者と西播磨地域の防災担当者と構成する「西播磨地域地震防災研究会」を設置し研究を進めてきたが、各先生方の熱心かつ精力的な調査研究の結果、報告書の作成や行政への提言など一定の成果が得られた。そこで、同研究会については「西播磨地域地震防災連絡会」を経て、「西播磨地域防災担当者事務主管者会議」において、新たな取組をはじめた。

第4章 気象観測体制の整備

風水害に関する研究の推進に資するため、気象観測体制の整備について定める。

1 気象庁

神戸地方気象台のほか、姫路、洲本、豊岡に特別地域気象観測所を、県内各地に地域気象観測所等を設置し、観測を行っている。

2 国土交通省近畿地方整備局

河川・道路管理上必要な範囲で、テレメータ等気象観測施設を整備し、観測を行っている。

3 県

雨量計193箇所（うちテレメータ191箇所）、風向、風速計13箇所、検潮器15箇所等を整備し、観測を行っている。

4 市

防災センターに雨量計、風向、風速計、気圧計、温度計、湿度計を、各消防署所に雨量計19箇所（市内17箇所、市外2箇所）を整備し、観測を行っている。

5 西日本旅客鉄道株式会社、山陽電気鉄道株式会社

雨量計、風速計等を整備し、観測を行っている。

第5章 風水害等に関する調査研究

風水害等の未然防止と被害の軽減等に向けた調査研究の推進について定める。

1 調査研究体制の整備

災害は地域的特性を有し、自然的・社会的条件が相まって広範な分野にわたって複雑、多様な現象を示す。

防災関係機関は、この災害現象を科学的に分析及び検討する調査研究体制の整備に努め、地域に応じた総合的かつ一体的な防災活動の実施を図る。

2 防災に関する資料の収集及び分析

防災関係機関は、防災研究の基礎となる過去の災害記録、防災施設に関する資料及びその他各種災害に関する資料を収集・分析並びに適切な項目に分類整理し、必要により活用できるよう努める。

3 調査研究事項

- (1) 災害想定
- (2) 本市災害の特質と最近の傾向
- (3) 危険地区の実態把握と被害想定
- (4) 災害情報の収集伝達に関する総合的システム
- (5) 地球温暖化が風水害等を与える影響

4 研究成果の活用

防災関係機関は、風水害等に関する研究成果等を十分活用し、災害対策が合理的かつ効果的に実施できるよう努める。

第 3 編 災害応急対策計画

I 迅速な災害応急活動体制の確立

第1章 災害情報体制の確立

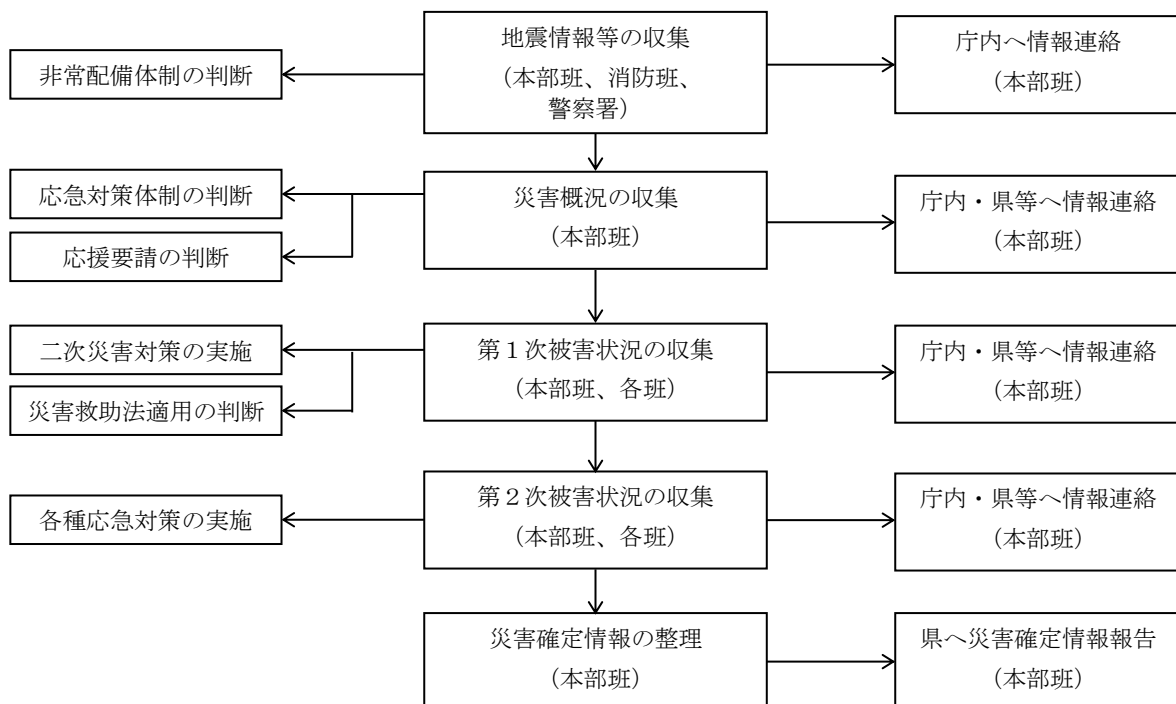
第1節 災害情報の収集・連絡

災害時の被害状況や災害関連情報の迅速な収集及び連絡の実施について定める。

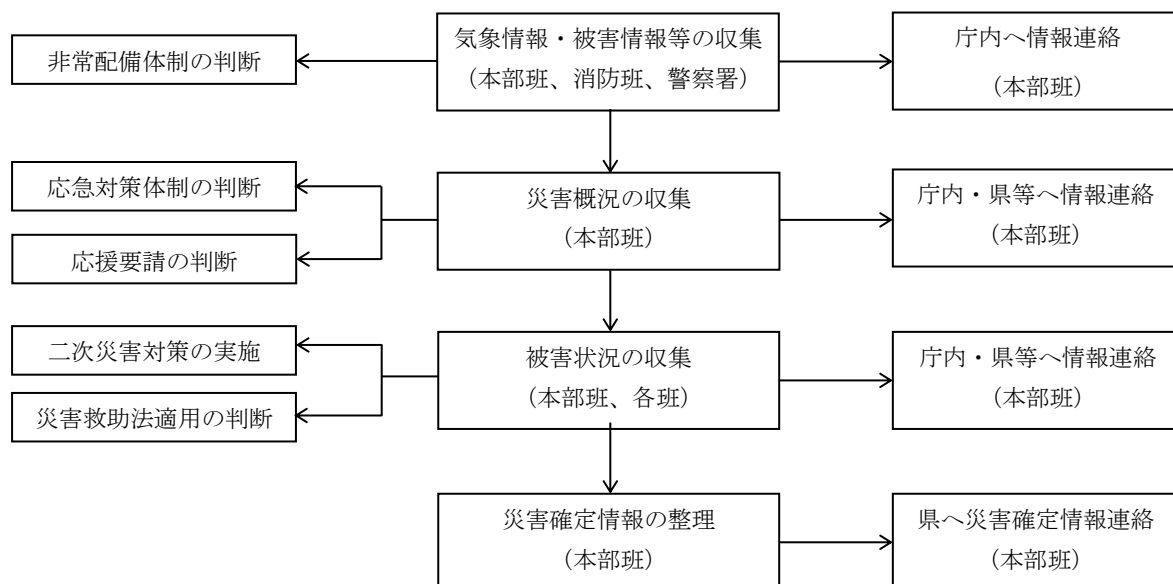
【役割分担】

担 当 班 等		業 務 内 容
初動要員		○ 地震災害における災害対策本部の開設までの間の情報収集等
市 災 害 対 策 本 部	本部班	○ 地震情報、気象情報、被害情報等の収集・連絡 ○ 情報のとりまとめ及び情報文書等の管理 ○ 兵庫県への報告（通信不通等・緊急の場合の消防庁への報告）
	各班	○ 地震情報、気象情報等の収集・連絡 ○ 所管する被害情報及び応急対策活動に関する情報の収集・連絡
警察署		○ 地震情報、気象情報、被害情報等の収集・連絡
市民、事業所		○ 地震発生直後のテレビ、ラジオ等による正確な地震情報等の収集 ○ 被害情報等の収集に関する協力
防災関係機関		○ 各機関の所管する被害情報及び応急対策活動に関する情報の収集

【応急対策の流れ（地震災害）】



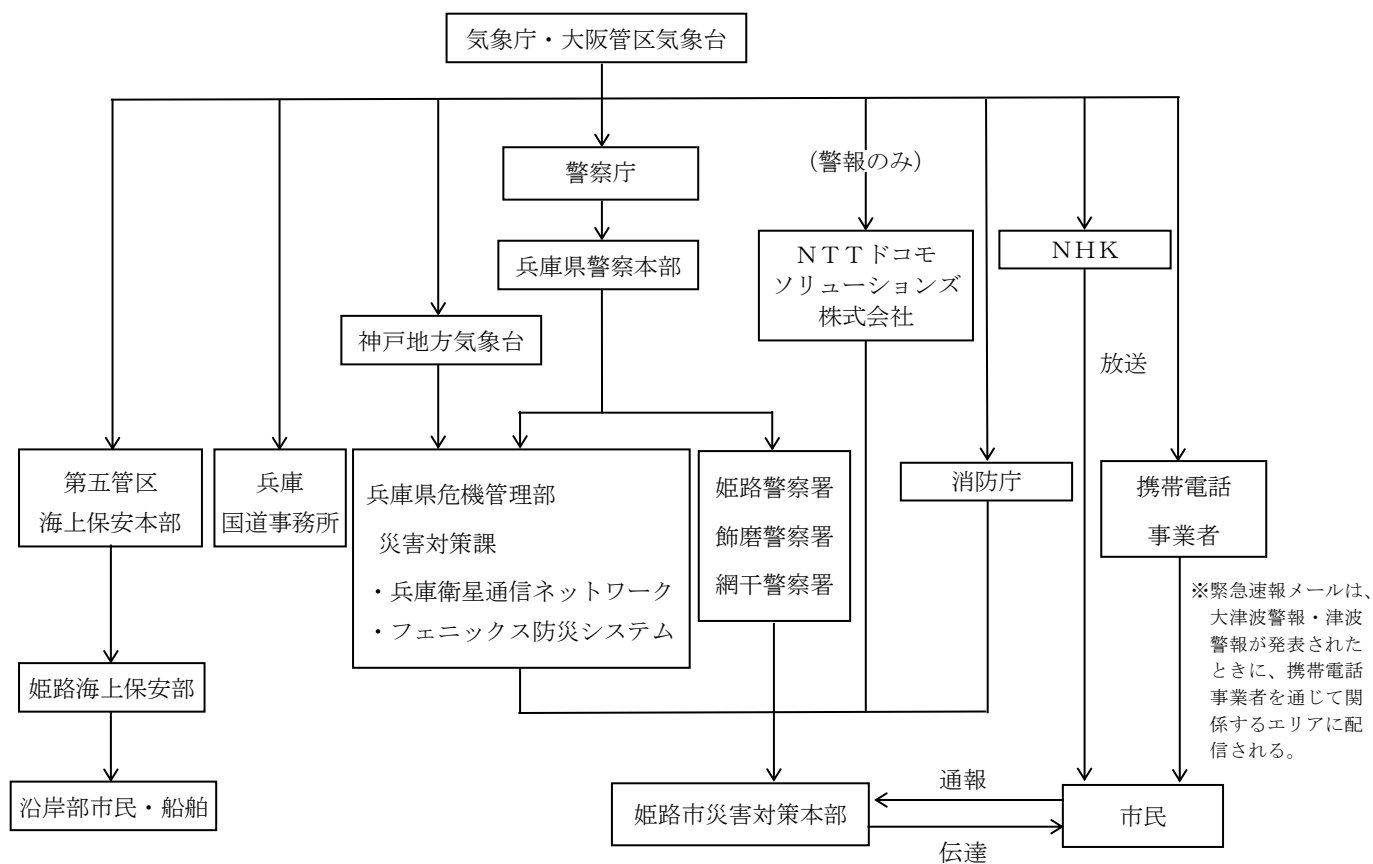
【応急対策の流れ（風水害等）】



第 1 地震情報等の収集・連絡

1 情報の収集・連絡系統

津波警報等及び地震並びに津波に関する情報の収集・連絡系統は、次のとおりである。



神戸地方気象台は、気象庁本庁・大阪管区気象台から発表される大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震並びに津波に関する情報等、中継して関係機関へ伝達する。

2 情報の収集

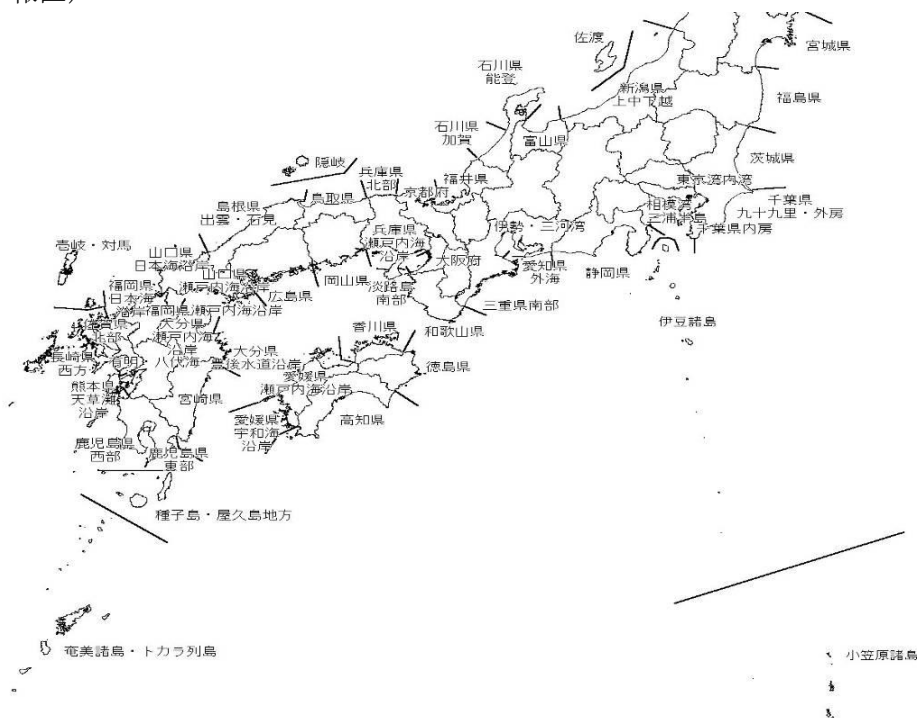
(1) 津波警報等の連絡と津波監視

- ① 消防班及び家島事務所は、市域において震度4以上（気象庁発表）の地震が観測された場合、又は津波警報等を入手したときは、海面状態を監視する。
- ② 本部班、消防班及び家島事務所は、所定連絡系統による連絡を待つほか、速やかに当地方のNHK放送等のテレビ、ラジオを聴取し、地震・津波に関する情報を入手する。

(2) 地震・津波情報の収集

- ① 消防班及び本部班は、電話、無線等を通じて気象台の発する地震・津波情報等を速やかに収集する。
- ② 電話が不通の場合は、テレビ、ラジオ放送等の方法によりこれを入手する。

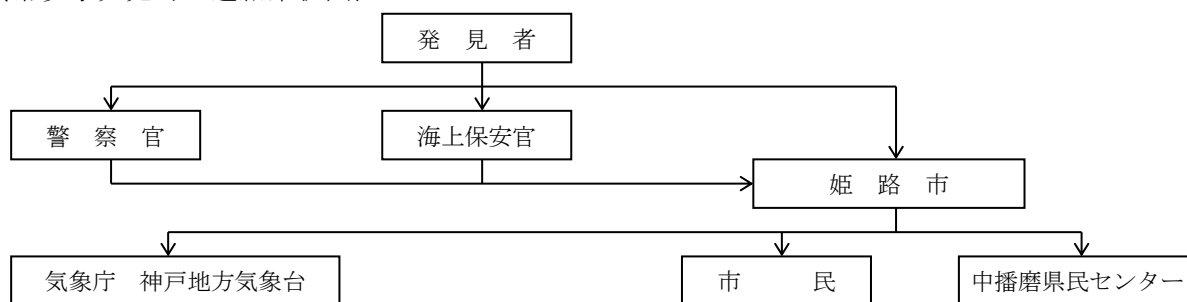
（津波予報区）



(3) 異常現象発見者の通報（災害対策基本法第54条）

- ① 災害が発生するおそれのある異常現象（津波・異常潮位・地形の変動等）を発見した者は、電話等をもって姫路市、警察官及び海上保安官に通報する。
- ② 上記の通報を受けた警察官及び海上保安官は、直ちに消防局へ通知する。
- ③ 市は、異常現象の通報を受けたときは、直ちに気象庁その他の関係機関に通報し、早急にそれに対する応急対策を行う。

（異常現象発見時の連絡系統図）



3 収集する情報の種類・内容

(1) 緊急地震速報の内容

種 類	内 容	
緊急地震速報	気象庁は、最大震度が震度 5 弱以上又は長周期地震動階級 3 以上と予想された場合に、震度 4 以上又は長周期地震動階級 3 以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震度 6 弱以上又は長周期地震動階級 4 の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。	
	緊急地震速報で用いる区域名	市町名
	兵庫県南西部	姫路市、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町

※発表官署：気象庁本庁又は大阪管区気象台

(2) 大津波警報・津波警報・津波注意報の種類と内容

気象庁は、地震が発生した時は、地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約 3 分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は 5 段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード 8 を超えるような巨大地震に対しては精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

(表 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)

種 類	発 表 基 準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	発表官署
		数値での発表 (予想される津波 の高さ区分)	巨大地震 の場合の 発表		
大津波警報	予想される津波 の最大波の高さ が 3 m を超える場合	10m 超 (10m < 予想され る津波の最大波の 高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全 壊・流失し、人は津波による流れに 巻き込まれる。沿岸部や川沿いにい る人は、ただちに高台や津波避難ビ ルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所か ら離れない。	気象庁本 庁又は大 阪管区気 象台
		10m (5m < 予想され る津波の最大波の 高さ ≤ 10m)			
		5 m (3m < 予想され る津波の最大波の 高さ ≤ 5 m)			

津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで 1 m を超え、3 m 以下の場合	3 m (1 m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 3 m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	気象庁本庁又は大阪管区気象台
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで 0.2 m 以上、1 m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2 m ≤ 予想される津波の最大波の高さ ≤ 1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(留意事項)

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ・火山噴火等による潮位変化に関して、潮位や気圧の観測結果を基に津波警報・注意報の仕組みを活用し、注意警戒を呼びかける。防災対応の中では「津波」として情報提供する。

(3) 地震情報・津波情報の種類と内容

気象庁は地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下の地震情報を発表する。

また、津波警報等を発表した場合、以下の内容を津波情報で発表する。

情報の種類		発表基準	情報の内容	発表官署
地震情報	震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報	気象庁本庁又は大阪管区気象台
	震源に関する情報	・震度 3 以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表	

地震情報	震源・震度情報	- 震度 1 以上 - 津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された時 - 緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表	気象庁本庁又は大阪管区气象台
	推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表	
	長周期地震動に関する観測情報	震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）	
	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ - マグニチュード 7.0 以上 - 都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね 30 分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※ ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表	
	その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表	

情報の種類		発表内容	発表官署
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを 5 段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 〔発表される津波の高さの値は、別表（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照〕	気象庁本庁又は大阪管区气象台
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※ 1）	
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※ 2）	

注） 津波に関する情報に利用する検潮所

気象庁…神戸・洲本 兵庫県…姫路・豊岡市津居山

（※ 1）津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第 1 波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(留意事項)

1 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

2 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

3 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

4 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合がある。

(4) 津波予報の種類と内容

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。（津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。）

発 表 基 準	内 容	発 表 官 署
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	気象庁本庁又は大阪管区気象台
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	

4 情報の連絡

(1) 庁内の情報連絡

① 連絡する情報

地震情報等の庁内の連絡は、次の情報について行う。

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報

イ 本市域において震度4以上（気象庁発表）の地震が観測された場合の地震情報

ウ その他重要なもの

② 勤務時間内における連絡方法

ア 各班への連絡は、本部班が庁内放送、防災情報システム、電話、携帯電話又は伝令で行う。

イ 電話、携帯電話又は伝令の場合は、各班長に対して行う。ただし、班長に連絡できない場合は、これに代わる者に対して行う。

ウ 各班内における連絡は、あらかじめ定められた班内連絡網に基づき行う。

③ 勤務時間外における連絡方法

ア 地震発生時は通信の混乱が予想されるため、職員は、自らテレビ、ラジオ、メール配信等によって地震情報等を収集し、震度階級に応じて自主的に出勤する。電話連絡が可能な場合は、各班長から班内連絡網により連絡することもある。

イ 上記の際の基準は、次のとおりとする。

（配備基準）

種 類	発 令 基 準	体 制 区 分	配 備 内 容
警戒指令	・市域で震度4を観測した場合 ・南海トラフ地震臨時情報が発表された場合 ・兵庫県瀬戸内海沿岸の予報区に津波注意報が発表された場合	警戒配備体制	警戒本部構成員、防災担当職員、消防局職員その他必要な人員を配備して、主として情報連絡及び警戒に当たる体制
防災指令 第1号	・市域で震度5弱を観測した場合 ・災害のおそれがあるが、その時期規模等の予測が困難な段階又は小規模の災害が発生した場合 ・兵庫県瀬戸内海沿岸の予報区に津波警報が発表された場合	1号配備体制	少数の人員を配置して、主として情報連絡及び警戒に当たる体制
防災指令 第2号	・市域で震度5強を観測した場合 ・中規模の災害が予想される段階又は中規模の災害が発生した場合	2号配備体制	所属職員の概ね5割以内の人員を配置して、防災活動に当たる体制
防災指令 第3号	・市域で震度6弱以上を観測した場合 ・大規模な災害が予想される段階又は大規模の災害が発生した場合	3号配備体制	所属職員全員を配置して、防災活動に当たる体制

（ただし、初動対応等を行う班にあっては、必要に応じた配備内容とする。）

(2) 市民への連絡

① 市民に対する連絡方法

- ア 市民は、まずテレビ、ラジオ、インターネット等により情報入手に努める。
- イ 市民に対する災害情報等の連絡活動は、「災害応急対策計画Ⅰ 第3章第1節 災害広報の実施（P199）」に基づき行う。
- ウ 勤務時間外等のため、本部班による市民への連絡活動が間に合わないと考えられる場合は、消防班が、消防団、自主防災会等と連携し、自主的に市民への連絡活動を開始する。
- エ 地震情報等は、報道機関が自主的にテレビ、ラジオ等により報道することによって、相当詳細かつ広範囲にわたり連絡されるが、災害対策本部が必要と認めた地震情報等についても、県知事又は各放送機関に依頼して周知を図る。
- オ コミュニティFM(FM GENKI:79.3MHz)における緊急放送
 - 災害時には、放送局が行う他の放送に優先して(通常勤務時間外：本市災害対策本部)緊急放送を行う。
- カ 市災害対策本部及び放送事業者等は、受信した緊急地震速報を防災行政無線等により住民等への伝達に努める。
- キ 特殊な情報、特定地域のみに対する連絡方法
 - 次の方法のいずれかにより周知する。
 - 防災行政無線による放送
 - 消防団による町内放送
 - 広報車等の拡声装置の利用
 - 口頭、電話等による個別通知

② 連絡する情報

市災害対策本部は、必要と認められる地震情報等だけでなく、予想される事態並びにこれに対処する処置も併せて市民に周知するように努める。

- ア 津波警報等、地震情報、津波情報、気象情報
- イ 火の始末に関する注意事項

資料編：「2-4-1 災害情報放送に関する協定」

「2-4-2 災害等緊急放送の実施に関する協定」

「3-6 気象注意報、警報、情報伝達系統図（気象情報伝達組織）」

「3-7 津波警報・注意報伝達系統」

「4-1 気象警報等の種類及び発表基準」

「4-2 地震及び津波に関する情報」

「4-3 気象庁震度階級関連解説表」

第2 気象予警報等の収集・連絡

1 気象予警報等の種類

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

(2) 気象予警報

① 特別警報

予想される気象現象が特に異常であるため重大な災害がおこるおそれが著しく大きい場合にその旨を警告して行う予報で、神戸地方気象台が発表する。

② 警報

気象現象により重大な災害がおこるおそれがある場合にその旨を警告して行う予報で、神戸地方気象台が発表する。

③ 注意報

気象現象により災害がおこるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報で、神戸地方気象台が発表する。

(3) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当

洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) 洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（南部・北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

大雨、高潮に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(5) 気象情報

気象情報は、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。気象情報には、大雨に関する情報、顕著な大雨に関する気象情報、記録的短時間大雨情報、台風に関する情報などがある。また、線状降水帯等の災害をもたらす可能性がある自然現象に関する情報を早い段階から分かりやすい形で発表する。

(6) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、兵庫県と神戸地方気象台が共同で発表する。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当

(7) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっ

ている場所をキキクルで確認する必要がある。

(8) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（南部・北部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（南部・北部）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(9) 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。揖保川については姫路河川国道事務所と神戸地方気象台が、市川については兵庫県と神戸地方気象台が、共同で下表の標題により発表する。警戒レベル2から5に相当する。

① 洪水予報の実施区域

ア 姫路河川国道事務所と神戸地方気象台の発表する指定河川洪水予報（一級河川：揖保川）

揖保川 左右岸 菅野川合流点から海まで

中 川 左右岸 揖保川からの分岐点から海まで

元 川 左右岸 中川からの分岐点から中川との合流点

イ 兵庫県と神戸地方気象台の発表する指定河川洪水予報（二級河川：市川）

市 川 左岸 姫路市砥堀字林ノ谷1400番地の22地先から海まで

右岸 姫路市砥堀字荒砂839番地先から海まで

② 洪水予報の種類と発表基準

洪水予報の種類等とそれぞれの発表基準は、以下を基本とする。

種類	標題	発表基準
「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき※1 ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき※2 ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）

「氾濫注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報（警報解除）」 「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」 「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

注：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

また、令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、揖保川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。

※1 姫路河川国道事務所と神戸地方気象台の発表する指定河川洪水予報のみの発表基準

※2 兵庫県と神戸地方気象台の発表する指定河川洪水予報のみの発表基準

(10) 火災気象通報

消防法第22条第1項の規定により、気象の状況が「乾燥注意報」又は「強風注意報」と同一の基準に達したときに神戸地方気象台が兵庫県知事に対して通報し、兵庫県を通じて姫路市や姫路市消防局に伝達される。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

(11) 水防警報

国土交通大臣又は知事は、洪水、高潮等により災害の発生が予想される場合に、それぞれの指定する河川、湖沼又は海岸について、水防法第16条に基づき水防警報を発する。

(12) 避難判断水位到達情報

国土交通大臣又は知事は、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれのあるものとして水防法第13条に基づきそれぞれが指定した河川の水位が避難判断水位に到達したときは、国土交通大臣にあつては、避難判断水位到達情報を知事に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知し、知事は、県の水防計画で定める水防管理者等に通知するとともに報道機関の協力を求めて一般に周知する。

2 気象予警報等の収集・伝達系統

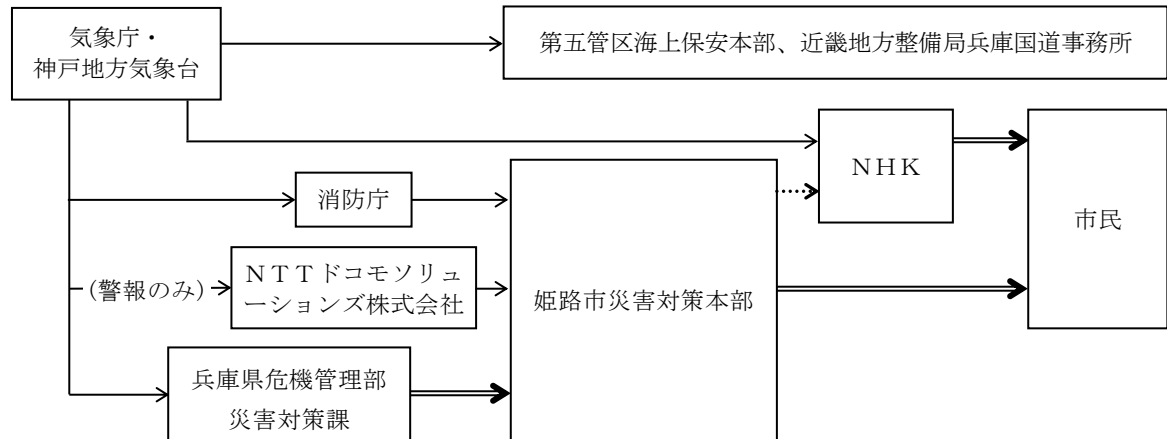
気象予警報等の収集・連絡系統は、次のとおりである。

被害を及ぼす可能性のある状況が予想される場合、関係機関、報道機関等を通じて住民に対し、速やかに伝達する。

(1) 気象台の発表する気象予警報等

本部は、兵庫県から電話、FAX、兵庫衛星通信ネットワーク、兵庫県災害対応総合情報ネットワーク等を通じ、神戸地方気象台の発表する気象予警報等を速やかに収集する。

気象予警報等は、報道機関が自主的にテレビ、ラジオ等より報道することにより、迅速、かつ広範囲にわたって周知されるが、本部が必要と認めた気象情報等については、関係機関、報道機関等に依頼して、市民に対し速やかに周知する。特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線、ケーブルテレビ、コミュニティFMなどにより周知する。



※二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

(2) 指定河川洪水予報

- ① 姫路河川国道事務所と神戸地方気象台の発表する指定河川洪水予報（１級河川：揖保川）
通知系統は、「水防計画 第５章１（１）① 通知系統（P16）」を参照
- ② 兵庫県と神戸地方気象台の発表する指定河川洪水予報〔二級河川：市川（砥堀生野橋下流）〕
通知系統は、「水防計画 第５章１（２）① 通知系統（P17）」を参照

(3) 水位周知河川における水位情報の周知（氾濫警戒情報の発表）

〔対象河川〕

- ・一級河川（林田川）
- ・二級河川（天川、市川、夢前川、菅生川、大津茂川）

※ 市川の対象区域：砥堀生野橋から上流

通知系統は、「水防計画 第５章２① 通知系統（P19）」を参照

(4) 水防警報

- ① 国土交通大臣の発する水防警報（一級河川：揖保川、林田川（県道中井橋～揖保川合流点））
通知系統は、「水防計画 第５章３（１）① 通知系統（P20）」を参照
- ② 知事の発する水防警報（二級河川及び海岸並びに１級河川の内、国土交通大臣が水防警報を発する河川の区域以外の区域）
通知系統は、「水防計画 第５章３（２）② 通知系統（P21）」を参照

(5) 県水防指令

通知系統は、「水防計画 第５章４（１） 通知系統（P22）」を参照

(6) 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置

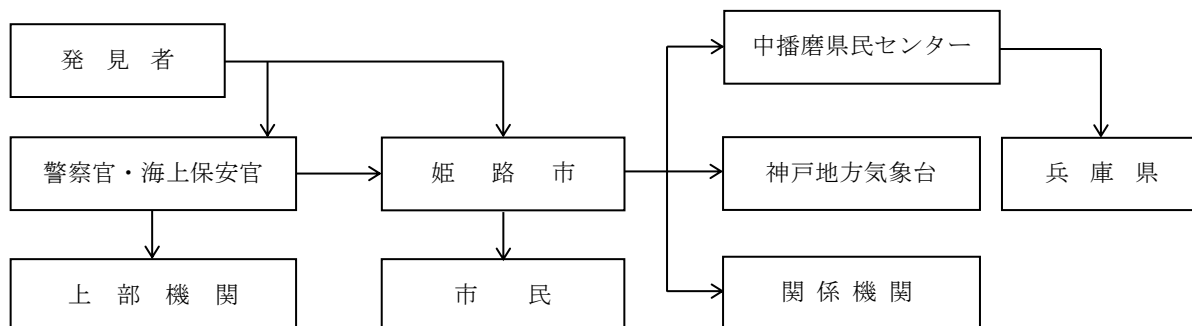
災害が発生するおそれのある異常現象（異常潮位、洪水、土砂災害等）を発見した者は、次の方法により関係機関に通報することとする。

- ① 災害が発生するおそれのある異常現象（異常潮位、洪水、土砂災害等）を発見した者は、

電話等をもって消防局、警察官若しくは海上保安官に通報する。

- ② 上記の通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに消防局及び上部機関へ通知する。
- ③ 消防局は、異常現象の通報を受けたときは、直ちに中播磨県民センター及び神戸地方気象台その他関係機関に通報し、早急にそれに対する応急対策を行う。

(異常現象発見時の連絡系統図)



3 情報の連絡

(1) 庁内の情報連絡

① 連絡する情報

気象予警報等の庁内の連絡は、次の情報について行う。

- ア 気象警報等（暴風、大雨、暴風雪、大雪、波浪、高潮、洪水警報。暴風、大雨、暴風雪、大雪、波浪、高潮特別警報。ただし、警報解除、切替を含む）
- イ 火災警報
- ウ 水防警報
- エ 洪水予報及び避難判断水位到達情報
- オ 火災情報、突発性事故等
- カ その他重要なもの

② 勤務時間内における連絡方法

- ア 各班への連絡は、本部班が庁内放送、防災情報システム、電話、携帯電話又は伝令で行う。
- イ 電話、携帯電話又は伝令の場合は、各班長に対して行う。ただし、班長に連絡できない場合は、これに代わる者に対して行う。
- ウ 各班内における連絡は、あらかじめ定められた班内連絡網に基づき行う。

③ 勤務時間外における連絡方法

勤務時間外における連絡は、電話又は携帯電話等により、各班長から班内連絡網により連絡する。

(2) 市民への連絡

① 市民に対する連絡方法

- ア 市民は、まずテレビ、ラジオ、インターネット等により情報入手に努める。
- イ 市民に対する災害情報等の連絡活動は、「災害応急対策計画Ⅰ 第3章第1節 災害広報の実施（P199）」に基づき行う。
- ウ 勤務時間外等のため、本部班による市民への連絡活動が間に合わないと考えられる場合は、消防班が、消防団、自主防災会等と連携し、自主的に市民への連絡活動を開始する。

エ 気象予警報等は、報道機関が自主的にテレビ、ラジオ等により報道することによって、相当詳細かつ広範囲にわたり連絡されるが、災害対策本部が必要と認めた気象情報等についても、県知事又は各放送機関に依頼して周知を図る。

オ コミュニティFM（FM GENKI:79.3MHz）における緊急放送

災害時には、放送局が行う他の放送に優先して（通常勤務時間外：本市災害対策本部）から緊急放送を行う。

カ 特殊な情報、特定地域のみに対する連絡方法

次の方法のいずれかにより周知する。

- 防災行政無線による放送
- 消防団による町内放送
- 広報車等の拡声装置の利用
- 口頭、電話等による個別通知

② 連絡する情報

市災害対策本部は、必要と認められる気象予警報等だけでなく、予想される事態並びにこれに対処する措置を併せて市民に周知するように努める。

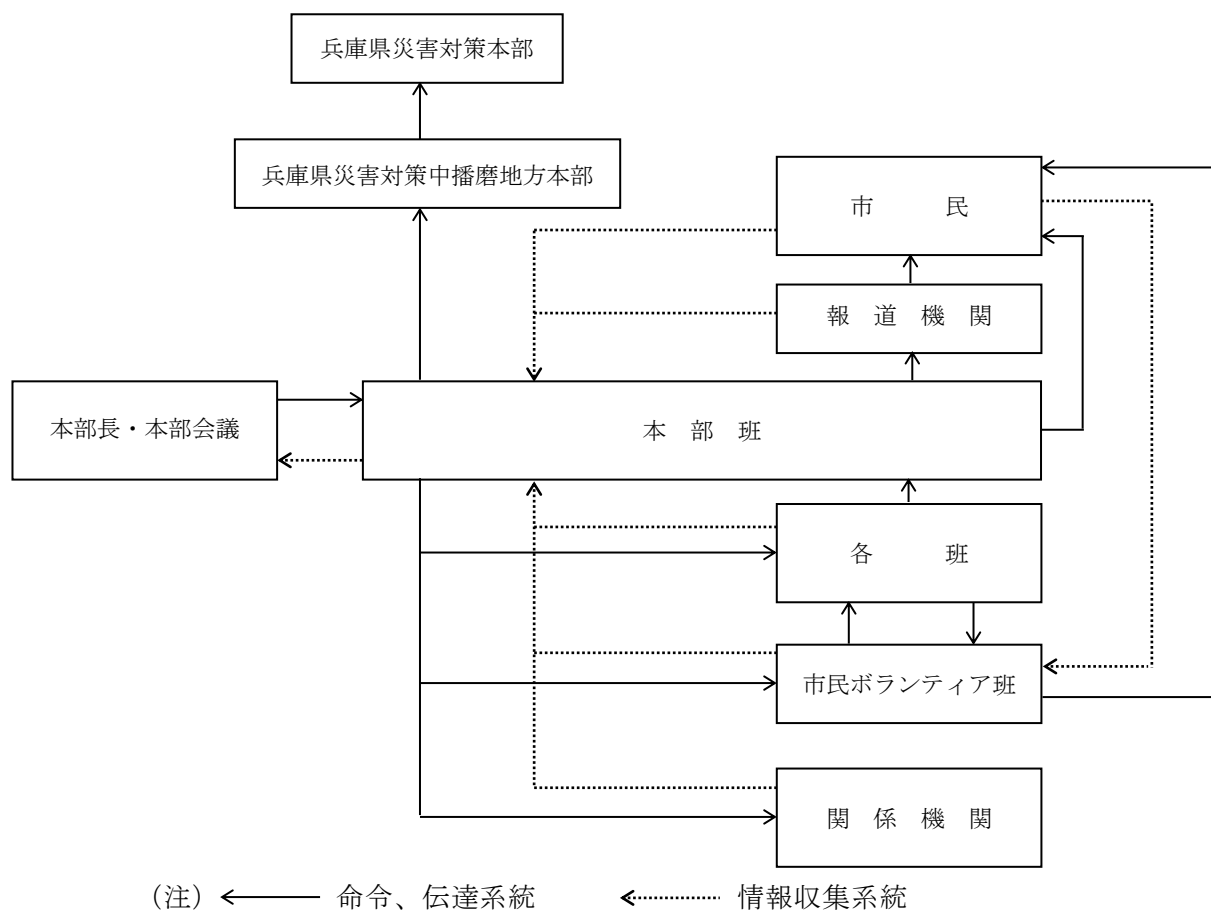
資料編：「2-4-1 災害情報放送に関する協定」

「2-4-2 災害等緊急放送の実施に関する協定」

第3 災害概況の収集・連絡

1 収集・連絡系統

- (1) 各班が収集した情報は本部班に集約する。
- (2) 広報する必要のある情報は、各班から直接本部班へ連絡する。
- (3) 市民からの相談等の受付は、市民ボランティア班が対応する。市民ボランティア班は、必要に応じて、各班へ対応を依頼するとともに、本部班へ依頼内容を報告する。



2 緊急報告

(1) 庁舎緊急報告

本部班は、災害警戒本部若しくは災害対策本部を設置した場合又は災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害が発生した場合、庁舎周辺の状況をできるだけ早く中播磨県民センターを経由して兵庫県災害対策本部に、庁舎緊急報告として防災端末により報告する。それによりがたい場合は、衛星電話やFAX等最も迅速な方法で通報することとする。

報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。また、緊急の場合には衛星通信、無線等を用いた口頭報告で差し支えない。

(2) 火災、死傷者発生に関する緊急報告

消防班は、火災・災害等即報要領等に該当する場合や火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防班への通報が殺到した場合、直ちに消防庁及び県（中播磨県民センター経由）へそれぞれに報告する。

報告内容は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。

報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災システム又はそれによりがたい場合は、衛星電話やFAX等最も迅速な方法で通報する。

3 収集する情報の種類

本部班は、災害発生後の初期段階に、次表に示す情報を収集連絡する。この場合、詳細な情報より、被害の全体像を大まかに把握することに留意する。

項 目	収 集 内 容	担 当
(1) 被害情報概略	① 現地調査	各 班
	② 自主防災会からの情報	消防班
	③ 出勤途上情報（勤務時間外の場合）	全職員
	④ ヘリコプターによる情報収集	消防班
	⑤ 高所監視カメラ・車載カメラ等による情報収集	消防班
	⑥ 無人航空機による情報収集	消防班
(2) ライフラインの被害の範囲	① 上水道	上下水道班
	② 下水道	上下水道班
	③ ライフライン（電話、ガス、電力）	本部班
(3) 医療機関の負傷者の状況	① 姫路市医師会	被災者救援班
(4) 119番 110番等通報の状況	① 119番通報状況	消防班
	② 110番通報状況（警察署より）	本部班
	③ 118番通報状況（海上保安部より）	本部班
	④ 市役所への市民通報	市民ボランティア班
(5) その他	① 各避難所の避難者の状況	避難所班
	② 所管施設・設備の損壊状況	各 班
	③ 応急対策の内容	各 班
	④ その他災害の発生拡大防止措置	各 班

4 情報の収集・連絡方法

(1) 勤務時間内における情報収集・連絡方法

- ① 災害の発生後又は災害の発生のおそれがある場合、各班は直ちに前記3に示す情報収集を開始する。
- ② 収集の手段は、電話、携帯電話、FAX、無線、現場画像伝送装置等の通信手段を用いるほか、バイク等を活用して速やかな情報収集に努める。
- ③ 各班は、収集した情報を班長及び本部班に報告する。また、必要に応じて県の所管部署に報告する。
- ④ 各班長は、収集した情報を取りまとめた上で、本部会議又は関係班長に速やかに報告する。
- ⑤ 本部会議において決定した対策等は、出席した本部員又は本部詰職員が、所属各班に連絡

する。

- ⑥ 本部会議を行わないで、本部長若しくは副本部長が決定した対策等は、本部班が各班長に連絡し、各班長は所属各班に連絡する。

- ⑦ 各班内における収集・連絡は、あらかじめ定められた連絡網による。

(2) 勤務時間外における情報収集・連絡方法

- ① 勤務時間内における収集・連絡方法に準じる。
- ② 各職員は、参集途上の被害状況を確認の上、各班及び各避難所において速やかにとりまとめる。その際、各班の担当以外の情報についても報告する。

(3) ヘリコプターの支援要請

各班において、ヘリコプター等による被災状況の調査が必要であると認められる場合は「災害応急対策計画Ⅰ 第4章第4節ヘリコプター支援要請計画（P220）」に基づき、本部長が要請する。

(4) 緊急を要する災害情報の隣接市町への通報

河川の破堤等緊急を要する災害情報は、本部班を経由して直ちに隣接する市町に対し通報する。

5 情報の整理・分析

- (1) 本部班は、各班から報告された情報に基づき、防災情報システム内の被害詳細管理機能により被害状況等を取りまとめる。また、必要に応じて分析を行い、その結果を本部会議に報告する。
- (2) 情報の入手に難航し、被害の全容把握に時間を要するときは、フェニックス防災システムの被害予測機能を活用して震度分布、建物倒壊数、死者・負傷者数等、必要物資量等を推計する。
- (3) 収集した情報及び決定した対策等は、本部班が速やかに中播磨県民センターを経由して兵庫県災害対策本部に報告する。

6 得られた情報に基づく判断

(1) 災害対策本部体制の判断

- ① 本部長は、得られた情報に基づき、本部会議において、重点的に取り組むべき応急対策、その実施方針及びそのために必要な体制を決定する。
- ② 勤務時間外等のため本部会議の開催が困難な場合は、本部長が決定する。

(2) 応援要請の判断

本部長は、得られた情報に基づき、応援の必要性を認めた場合は、県、他の市町、自衛隊等への応援要請を「災害応急対策計画Ⅰ 第4章第2節 行政機関に対する応援要請（P208）、第3節 自衛隊の派遣要請・受入れ（P216）」に基づき行う。

(3) 各班の判断

上記(1)(2)について緊急を要すると認められる場合は、各班において実施し、事後速やかに本部長に報告する。

7 市民への連絡

本部班は、市民の安全確保及び応急対応を迅速に行うために必要と認められる情報を、「災害応急対策計画Ⅰ 第3章第1節 災害広報の実施（P199）」に基づき周知する。

8 被害状況の報告（災害概況即報）

本部班は、整理した内容の中播磨県民センターを經由して兵庫県災害対策本部に災害概況即報として報告する。

至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災システム又はそれによりがたい場合は衛星電話やFAX等最も迅速な方法で行う。

通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、消防庁に対し直接災害情報を報告することとする。ただし、その場合も県との連絡確保に努め、通信手段が確保された後、速やかに県に対し報告する。

また、以下の基準に該当する場合は、原則として、覚知後30分以内に直接消防庁に報告を行う。

〔直接即報基準〕

(1) 地震が発生し、市域で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない）。

(2) 火災等即報

① 交通機関の火災

ア 航空機火災

イ タンカー火災

ウ トンネル内車両火災

エ 列車火災

② 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

③ 原子力災害

④ 危険物に係る事故（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く）

(3) 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの。

① 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

② バスの転落等による救急・救助事故

③ ハイジャックによる救急・救助事故

④ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

⑤ その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

資料編：「10－3 火災・災害等即報要領」

第4 地震災害における被害状況の収集及び伝達

1 第1次被害状況の収集及び伝達

(1) 収集する情報の種類

本部班、各班は、被害の発生拡大状況や二次災害の危険性の把握、災害救助法適用を要請するため、次表の情報を収集・整理する。この場合、把握できた範囲から一刻も早く第一報として報告することに留意する。二次災害防止に関する情報及び人的被害、住家被害数の把握に重点を置く。特に、行方不明者、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）については、要救助者の迅速な把握のため、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

項 目	収 集 内 容
(1) 人的被害	① 死者、行方不明者、安否不明者の状況
	② 負傷者の状況
(2) 住家被害	① 全壊、半壊の状況
	② 全焼、半焼の状況
	③ 津波による浸水の状況
(3) 公共土木施設等の被害	① 道路、橋梁、河川、港湾等の状況
	② 急傾斜地、宅地等の状況
	③ 交通施設、交通の状況
	④ ライフライン施設の状況
(4) その他被害	① 救急救助活動の状況
	② 医療活動の状況
	③ 応急給水の状況
	④ 出火の状況
	⑤ 津波の発生、浸水の状況
	⑥ 社会的混乱の発生状況
	⑦ 避難所の状況
	⑧ 避難情報、警戒区域設定の状況
	⑨ 非住家（公共建物等）の状況
	⑩ 応急対策活動の状況等その他

(2) 情報の収集・連絡方法

- ① 被害規模の早期把握のための調査後又は並行して、各班は直ちに情報収集を開始する。電話、FAX、無線等を用いるなど、速やかな情報収集に努める。
- ② 各班は、収集した情報を本部班に防災情報システムにより報告する。
- ③ 各班内における収集・連絡は、あらかじめ定められた連絡網による。

(3) 得られた情報に基づく判断

① 二次災害防止対策の判断等

得られた情報に基づき、本部会議において、重点的に取り組むべき二次災害防止対策及びその実施方針を定める。

② 災害救助法適用の判断

被害が災害救助法の適用基準に該当し又は該当する見込みがあると判断される場合は「災害応急対策計画Ⅰ 第7章 災害救助法の適用（P235）」に基づき、知事に被害状況を報告するとともに災害救助法の適用を要請する。

(4) 被害状況の報告（被害状況即報）

本部班は、整理した内容の中播磨県民センターを経由して兵庫県災害対策本部に被害状況即報として報告する。

2 第2次被害状況の収集及び伝達

(1) 収集する情報の種類

本部班及び各班は、事態がある程度落ち着いた段階で、詳細な被害状況等の把握を行う。この場合、被害情報の確定報告に向けて正確な数量的把握に努め、確定情報に至るまでの間は、把握できた範囲から整理する。

項 目	収 集 内 容	項 目	収 集 内 容
(1) 人的被害	① 死者、行方不明者、安否不明者の状況	(4) その他被害	⑨ 水道
	② 負傷者の状況		⑩ 清掃施設
(2) 住家被害	① 全壊、半壊の状況		⑪ 崖くずれ
	② 全焼、半焼の状況		⑫ 鉄道不通
	③ 津波による浸水の状況		⑬ 船舶及び沿岸部の被害
(3) 非住家被害	① 公共建物		⑭ 電話
	② その他		⑮ 電気
(4) その他被害	① 田畑		⑯ ガス
	② 文教施設		⑰ ブロック塀等
	③ 病院	(5) 罹災者	○ 罹災地帯、罹災者数
	④ 道路	(6) 火災	○ 火災発生(建物、危険物、その他)
	⑤ 橋梁	(7) 被害額	① 公立文教施設
	⑥ 河川		② 農林水産業施設
	⑦ 港湾		③ その他の公共施設
	⑧ 砂防		④ 農林畜水産・商工被害

(2) 情報の収集・連絡方法

① 地震発生直後の被害の第1次情報の収集後又は並行して、各班は第2次情報収集を開始する。電話、FAX、無線等を用いるなど、速やかな情報収集に努める。

② 各班は、収集した情報を本部班に報告する。

③ 各班内における収集・連絡は、あらかじめ定められた連絡網による。

(3) 被害状況の報告（被害状況即報）

中播磨県民センターを経由して、兵庫県災害対策本部に被害状況即報として報告する。

通信の不通等により中播磨県民センター又は兵庫県災害対策本部に報告できない場合及び緊

急報告を要する場合、消防庁に対し直接災害情報を報告することとする。ただし、その場合も県との連絡確保に努め、通信手段が確保された後、速やかに県に対し報告する。

第5 風水害等における被害状況の収集及び伝達

1 収集する情報の種類

本部班及び各班は、事態がある程度落ち着いた段階で、詳細な被害状況等の把握を行う。

この場合、被害情報の確定報告に向けて正確な数量的把握に努め、確定情報に至るまでの間は、把握できた範囲から整理する。特に、行方不明者、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）については、要救助者の迅速な把握のため、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

項 目	収 集 内 容	項 目	収 集 内 容
(1) 人的被害	① 死者、行方不明者、安否不明者の状況	(4) その他被害	⑨ 水道
	② 負傷者の状況		⑩ 清掃施設
(2) 住家被害	① 全壊、半壊の状況		⑪ 崖くずれ
	② 全焼、半壊の状況		⑫ 鉄道不通
	③ 津波による浸水の状況		⑬ 船舶及び沿岸部の被害
(3) 非住家被害	① 公共建物		⑭ 電話
	② その他		⑮ 電気
(4) その他被害	① 田畑		⑯ ガス
	② 文教施設		⑰ ブロック塀等
	③ 病院	(5) 罹災者	○ 罹災地帯、罹災者数
	④ 道路	(6) 火災	○ 火災発生（建物、危険物、その他）
	⑤ 橋梁	(7) 被害額	① 公立文教施設
	⑥ 河川		② 農林水産業施設
	⑦ 港湾		③ その他の公共施設
	⑧ 砂防		④ 農林畜水産・商工被害

2 情報の収集・連絡方法

- (1) 被害規模の早期把握のための調査後又は並行して、各班は電話、FAX、無線等を用いるなど、速やかな情報収集に努める。
- (2) 各班は、収集した情報を防災情報システムにより報告する。
- (3) 各班内における収集・連絡は、あらかじめ定められた班内連絡網による。

3 得られた情報に基づく判断

- (1) 二次災害防止対策の判断等

得られた情報に基づき、本部会議において、重点的に取り組むべき二次災害防止対策及びその実施方針を定める。

(2) 災害救助法適用の判断

被害が災害救助法の適用基準に該当し又は該当する見込みがあると判断される場合は、「災害応急対策計画Ⅰ 第7章 災害救助法の適用（P235）」に基づき、知事に被害状況を報告するとともに災害救助法の適用を要請する。

4 被害状況の報告（被害状況即報）

本部班は、中播磨県民センターを経由して、兵庫県災害対策本部に被害状況即報として報告する。

通信の不通等により中播磨県民センター又は兵庫県災害対策本部に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、消防庁に対し直接災害情報を報告することとする。ただし、その場合も県との連絡確保に努め、通信手段が確保された後、速やかに県に対し報告する。

第6 災害確定情報の整理及び報告

本部班は、災害応急対策が概ね完了した時点で、被害状況等報告様式に必要事項を整理・記入し、中播磨県民センターを経由して県へ報告する。

資料編：「10－1 災害情報等連絡票（様式・記入要領）」（注）

「10－3 火災・災害等即報要領」

「10－4 被害の認定基準」

「10－5 水防各種様式」

（注）当分の間、防災情報システムと災害時情報等連絡票とを併用して運用を行う。

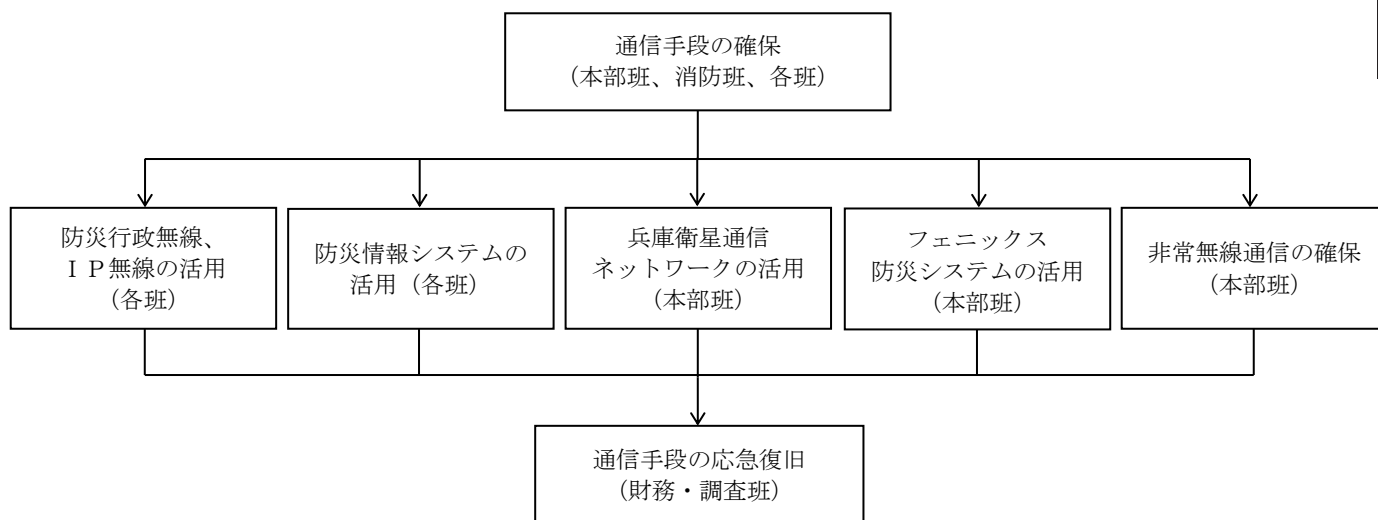
第２節 通信手段の確保

指令・情報伝達収集活動を迅速に行うための通信手段の確保について定める。

【役割分担】

担 当 班 等		業 務 内 容
市 災 害 対 策 本 部	本部班	○ 防災関係機関とのホットラインの点検・確保 ○ 非常無線通信の確保 ○ 防災情報システムの点検・確保 ○ 兵庫衛星通信ネットワークの点検・確保 ○ フェニックス防災システムの点検・確保 ○ 防災行政無線の点検・確保
	消防班	○ 加入電話、災害時優先電話等の点検・確保 ○ 消防用無線の確保 ○ 防災相互通信波の確保
	財務・調査班	○ 民間業者等に通信機器の応急復旧の要請 ○ 加入電話、災害時優先電話等の点検・確保
	各班	○ 災害時優先電話等の点検・確保 ○ I P 無線機の確保

【応急対策の流れ】



第 1 通信手段の確保

1 災害時における通信連絡

(1) 使用通信設備

- ① 市及び各防災関係機関が行う災害に関する予・警報及び情報の伝達、被害状況の収集・連絡、その他応急対策に必要な情報の通信には、次の通信設備を使用する。

- ア 加入電話・携帯電話
- イ 防災行政無線・I P 無線機
- ウ 消防用無線
- エ 防災情報システム
- オ 兵庫衛星通信ネットワーク
- カ フェニックス防災システム
- キ 防災相互通信波
- ク 気象庁防災情報提供システム（インターネット）

- ② 加入電話に対するN T T西日本の通信統制が行われた場合には、N T T西日本兵庫支店が指定した災害時優先電話を利用する。

- ③ 財務・調査班は、通信の緊急度及び輻輳状態により、N T T西日本兵庫支店に対して災害時優先電話以外に必要な電話の増設を依頼する。

(2) 非常無線通信の利用

加入電話及び防災行政無線が利用できないか、あるいは利用することが著しく困難となった場合は、非常通信経路計画(兵庫県)により、非常無線通信を実施する。

非常無線通信としての通報内容は、概ね次の内容のものを通報する。

- ① 人命の救助、遭難者の救助に関するもの
- ② 犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの
- ③ 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
- ④ 鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの
- ⑤ その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関することなど、全て災害に関係して緊急措置を要する内容のもの

第 2 防災行政無線、I P 無線機の活用

1 通信方法

- (1) 災害時における災害通信（連絡）等については、防災行政無線及びI P 無線機によりの確、迅速に行う。
- (2) 同報系の通信は危機管理室の他、必要に応じて情報指令課、家島事務所及び坊勢サービスセンターより行う。
- (3) 移動系の通信はI P 無線機により行う。

2 防災行政無線通信の種類・優先順位

防災行政無線通信の種類及び優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 緊急通信 災害が発生及び発生のおそれのある場合その他特別の理由がある場合に行う通信
- (2) 一般通信 緊急通信以外の通信

(I P 無線配置一覧)

配置先	台数	個別 I D (端末名)	配置先	台数	個別 I D (端末名)	配置先	台数	個別 I D (端末名)
危機管理室	3	0001			0019	家島事務所	5	0037
		0002			0020			0038
		0003			0023			0039
美化業務課	3	0004			0026			0040
		0005			0028			0041
		0006			0021	坊勢サービスセンター	3	0042
市川美化センター	3	0007	道路保全課	5	0022			0043
		0008			0024			0044
		0009			0025	夢前事務所	3	0045
家島美化センター	2	0010			0027			0046
		0011			0029			0047
環境政策室	3	0012	北部道路事務所	3	0030	香寺事務所	3	0048
		0013			0031			0049
		0014	河川整備課	2	0035			0050
林産振興課	3	0015			0036	安富事務所	3	0051
		0016	まちづくり指導課	3	0032			0052
		0017			0033			0053
道路管理課	6	0018			0034			

第 3 防災情報システム

地域公共ネットワークを使用した全庁的な防災情報システムにより、災害対策本部を中心として関係部局と災害情報、避難所情報等を共有し、迅速な状況把握、情報伝達を行う。

第 4 兵庫衛星通信ネットワーク

積極的に兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系）を使用し、関係機関との通信を確保する。

第 5 フェニックス防災システム（兵庫県災害対応総合情報ネットワーク）

フェニックス防災システムを活用し、気象情報や地図情報システム等による県からの情報収集及び被害情報報告等による県への情報提供を行う。

第 6 防災相互通信波

発災現場等においては防災行政無線等とともに、防災相互通信波を活用し、海陸防災関係機関相互における情報伝達及び支援要請等を行う。

第 7 気象庁防災情報提供システム（インターネット）

気象庁防災情報提供システムを活用し、気象台が発表する気象情報や防災情報の収集を行う。

第 8 通信手段の応急対応

市が保有する通信機器等で十分に機能しない場合は、災害発生後、本部班及び消防班は保有する通信機器の点検を行い、非常用電源等の確保を図る。また、通信機器等に事故が発生した場合は、財務・調査班は直ちに民間保守業者等に連絡し、機器の修理を依頼する。

第9 緊急通信路の確保

市長は、災害対策基本法第79条に基づき、応急措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要がある場合、電気通信設備の優先的利用、有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。なお、「緊急かつ特別の必要がある場合」とは、災害の拡大を防止するため急を要する場合であって、他の利用できる通信が途絶したほか通常利用している通信手段では到底間に合わない等、他の方法では目的を達成できない場合である。

第10 移動通信手段の確保

被災情報の収集・伝達や応急・復旧活動の円滑な遂行を行うため、市が保有する通信機器等だけで不足する場合は、国に対して、携帯型の移動通信機器（衛星携帯電話、簡易無線、MCA無線）及び移動電源車の貸与を要請し、通信の確保に努める。

また、「災害時における応急対策用無線機等の優先供給に関する協定」に基づき、無線機等の優先供給について協力の要請を行う。

資料編：「2-4-5 災害時における応急対策用無線機等の優先供給に関する協定」

「3-1 防災関係機関連絡先一覧」

「3-8 消防通信系統図」

「3-9 非常通信の経路」

「3-10 兵庫衛星通信ネットワーク衛星電話番号簿・操作説明書」

第2章 活動体制の確立

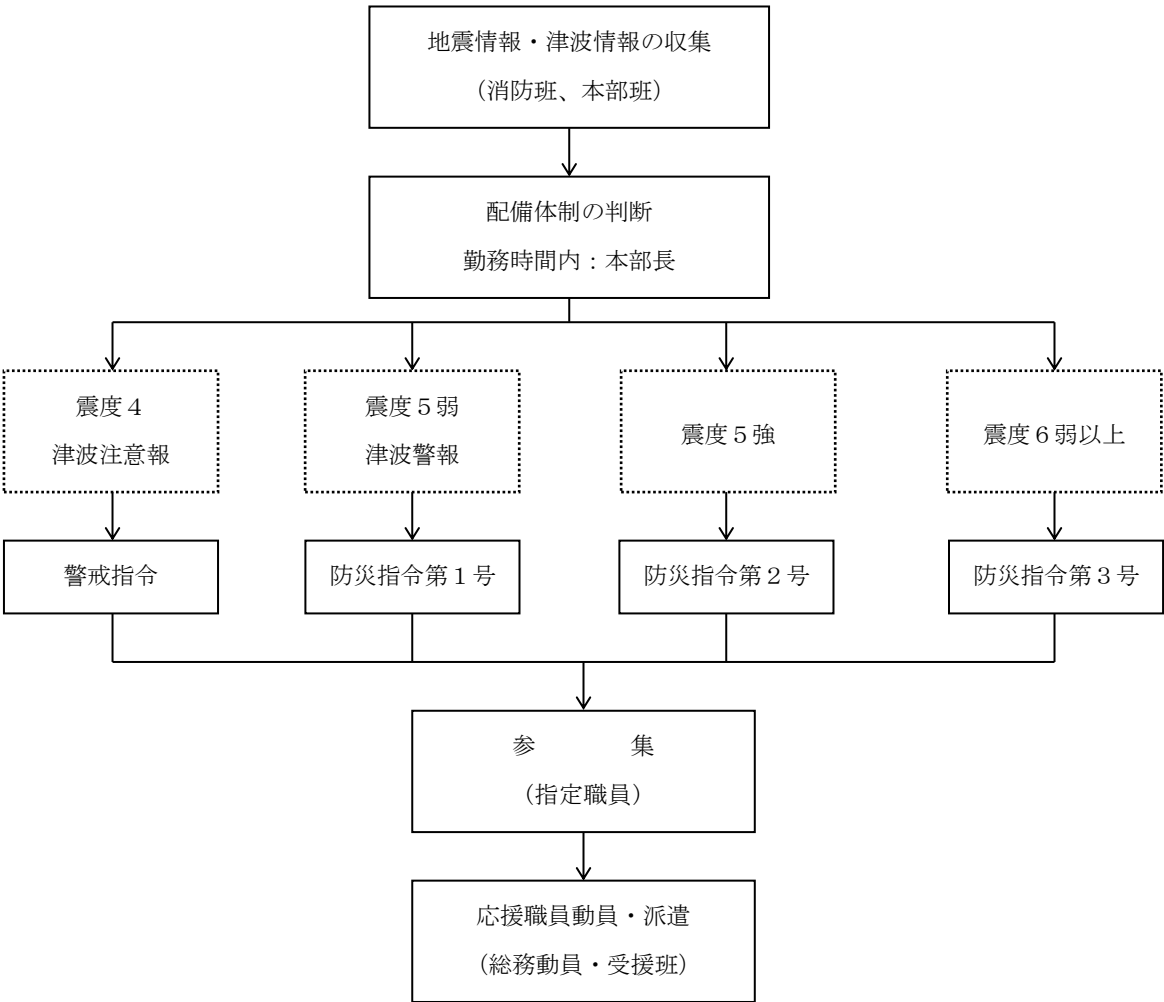
第1節 職員の動員・配備

災害が発生し又は被害が拡大するおそれのある場合に応急対策活動を迅速かつ的確に行うために必要な職員の動員・配備について定める。

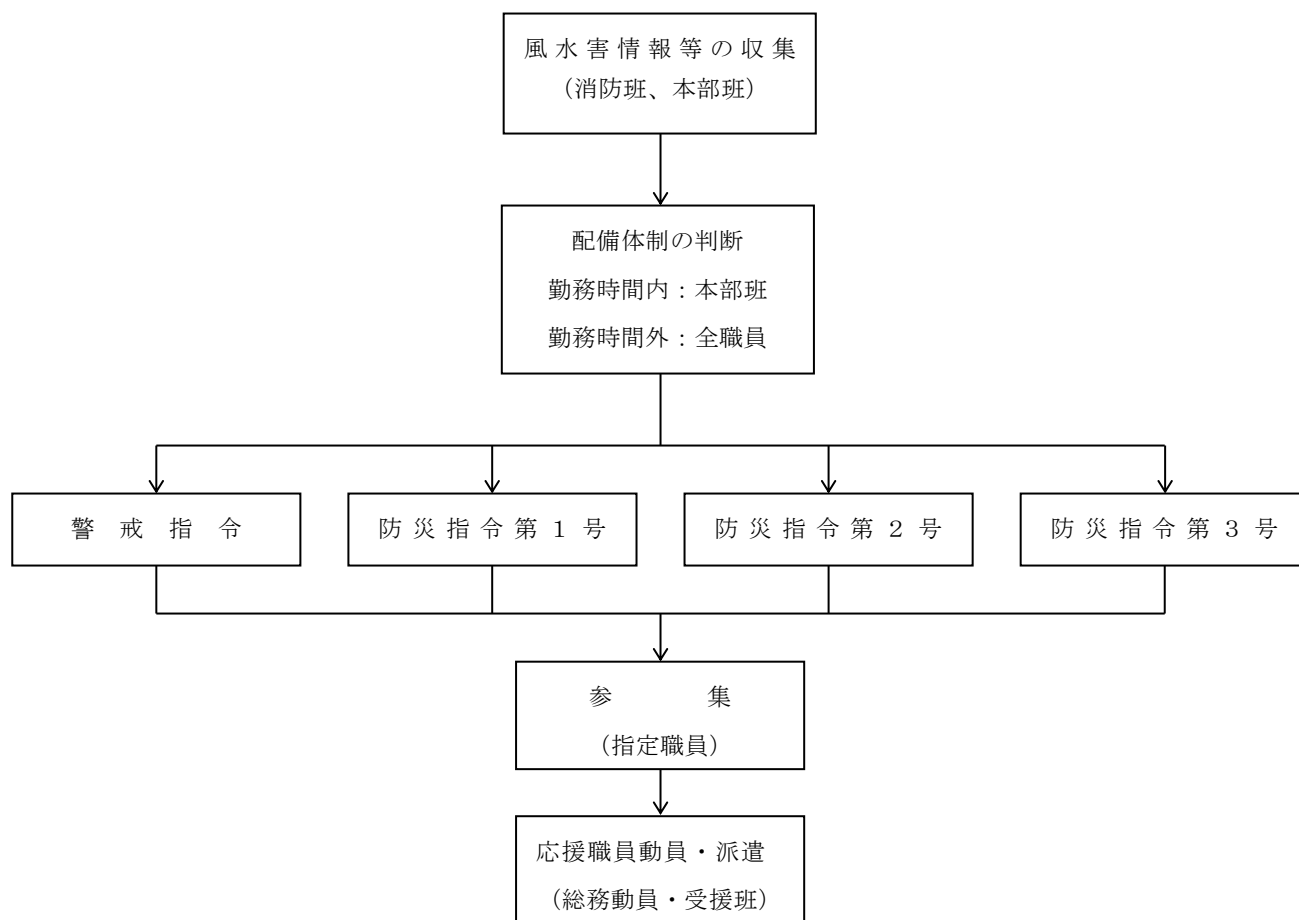
【役割分担】

担 当 班 等		業 務 内 容
市 災 害 対 策 本 部	本部長	○ 配備体制の決定
	本部班	○ 防災指令の各班への連絡（庁内放送、防災情報システム等） ○ 自衛隊への応援要請
	総務動員・受援班	○ 各班の参集状況の収集 ○ 他都市等への応援要請 ○ 職員の派遣
	全職員	○ 災害の情報を収集し、自主参集

【応急対策の流れ（地震災害）】



【応急対策の流れ（風水害等）】



第1 職員の動員配備

1 防災指令の発令及び伝達

(1) 本部長は、地震情報、風水害情報、被害情報に基づき防災指令を発令する。

(2) 各班は、防災指令の種類に応じ、必要な人員を配備する。

(防災指令の種類、発令基準及び配備内容)

種 類	発 令 基 準	体 制 区 分	配 備 内 容
警戒指令	・市域で震度4を観測した場合 ・兵庫県瀬戸内海沿岸の予報区に津波注意報が発表された場合 ・南海トラフ地震臨時情報が発表された場合 ・暴風、大雨、洪水又は高潮警報が発表され、災害の発生のおそれがあるが、その時期規模等の予測が困難な段階又は小規模の災害が発生した場合	警戒配備体制	警戒本部構成員、防災担当職員、消防局職員その他必要な人員を配備して、主として情報連絡及び警戒に当たる体制
防災指令第1号	・市域で震度5弱を観測した場合 ・災害のおそれがあるが、その時期規模等の予測が困難な段階 ・小規模の災害が予想される段階又は小規模の災害が発生した場合 ・兵庫県瀬戸内海沿岸の予報区に津波警報が発表された場合	1号配備体制	少数の人員を配置して、主として情報連絡及び警戒に当たる体制

防災指令第2号	・市域で震度5強を観測した場合 ・中規模の災害が予想される段階又は 中規模の災害が発生した場合	2号配備体制	所属職員の概ね5割以内の人員を配置 して、防災活動に当たる体制
防災指令第3号	・市域で震度6弱以上を観測した場合 ・大規模な災害が予想される段階又は 大規模の災害が発生した場合	3号配備体制	所属職員全員を配置して、防災活動に 当たる体制

※ 初動対応等を行う班にあつては、必要に応じた配備内容とする。

ただし、家島地域に勤務する職員は1号配備とする。

2 防災指令の伝達

本部班は、勤務時間内に発災した場合は、庁内放送で指令するとともに、所属職員に周知するよう各班長へ逐次伝達する。勤務時間外についてはあらかじめ定められた各班の連絡網に基づいて行う。

3 地震災害における防災指令の自動発令

- (1) 勤務時間外において、市域に震度4を観測した場合、又は災害の発生が予想される場合、警戒指令が自動発令されたとみなし、災害警戒本部構成員及び関係職員は自主参集する。
- (2) 市域で震度5弱を観測した場合、防災指令第1号が自動発令されたとみなし、あらかじめ指定された職員は自主参集する。
- (3) 市域で震度5強を観測した場合、防災指令第2号が自動発令されたとみなし、あらかじめ指定された職員は自主参集する。
- (4) 市域で震度6弱以上を観測した場合、防災指令第3号が自動発令されたとみなし、全職員は自主参集する。

4 地震災害における各班初動要員の確保

各班においては、勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合に、迅速に情報収集、警戒活動等を行うための初動要員を確保する。

初動要員は、30分以内に出勤可能な職員をあらかじめ指名する。

初動要員は、勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合、可能な限り速やかに指定場所に参集し、次の活動を開始する。

ただし、初動要員が参集するまでの間は消防局職員が実施する。

- (1) 情報収集伝達（各班）

「災害応急対策計画Ⅰ 第1章第1節 災害情報の収集・連絡（P159）」による。

- (2) 警戒活動（消防班、農林水産環境班、観光経済班、道路公園河川班）

火災、土砂災害、河川決壊、道路決壊、津波等の警戒巡視を実施する。

5 本部班の充実強化

本部班は、災害対策本部等の運営及び各班との円滑な調整を図るため、あらかじめ職員を指名し、本部班の体制強化を図る。

第2 参集の方法及び配備状況の報告

1 参集場所

- (1) 職員の参集場所は、原則として各職員が所属する部署に参集する。ただし、次の場合はその指定された場所とする。

指 定 さ れ た 職 員	参 集 場 所
(1) 各班長	災害対策本部設置場所
(2) 班長から指定があった職員	指定された場所
(3) 初動要員	災害対策本部設置場所

(2) 所属部署に参集が困難な場合は、最寄りの地域事務所、支所、出張所、消防署に参集する。

(3) 公共交通機関が利用できない場合は、バイク、自転車、徒歩により参集を行う。

2 配備状況の報告

(1) 職員は、参集した後、直ちに各班長へ参集の報告を行う。

(2) 各班長は、参集状況を総務動員・受援班へ報告する。

(3) 総務動員・受援班は、各班の参集状況を取りまとめる。

第3 応援職員の要請・動員

1 各班への応援要請

(1) 各班は、職員が不足し他班等の職員の応援を必要とするときは、総務動員・受援班に要請する。

(2) 総務動員・受援班は、上記の要請があった場合は、関係班長と協議のうえ、職員を派遣する。

2 応援要請

総務動員・受援班は、上記の要請に対し、市職員をもって動員が不足する場合は、他都市等への応援を要請する。

詳細は「災害応急対策計画Ⅰ 第4章 防災関係機関との連携・応援体制の確立（P207）」による。

第4 風水害における家島支援員の要請・動員

1 応援要請

(1) 家島事務所長は、風水害における災害応急活動を実施するうえで家島支援員の応援を必要とするときは、危機管理担当理事に要請する。

(2) 危機管理担当理事は、上記の要請があり、船舶の欠航が予想され、災害の発生のおそれがあると判断した場合、家島支援員の応援派遣を行う。

2 活動の実施

家島支援員は、家島事務所長の指揮の下、災害応急活動を実施する。

第5 動員における留意事項

1 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、災害発生直後の動員対象から除外する。これらに該当する者は、可能な限り速やかに所属長に連絡し、以後の指示を受ける。ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

(1) 職員自身が、災害発生時に療養中又は災害の発生による傷病の程度が重傷である場合

- (2) 親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、職員が付き添う必要がある場合
- (3) 自宅から火災が発生し又は周辺で火災が発生し延焼するおそれがある場合
- (4) 同居する家族に高齢者、障害者、乳幼児等があり、職員の介護や保護がなければ、そのものの最低限の生活が維持できない場合
- (5) 自宅又は親族の居住する住宅が被害を受け、職員が保護・保全しなければ居住者及び財産の安全が確保できない場合

2 参集時の留意事項

(1) 災害情報等の収集

職員は、災害が発生したときは、テレビ、ラジオ等により、災害の状況、災害関連情報等を収集し、必要な配備体制をとる。

(2) 服装及び携行品

参集する際は、応急活動に便利で安全な服装とし、手拭い、水筒、食料、携帯ラジオ、懐中電灯等の必要な用具をできる限り携行する。

(3) 参集途上の措置

職員は、参集途上における被害状況等を把握する。

(4) 被害状況の報告

職員は、参集途上に収集した被害状況等を参集場所の責任者に報告し、責任者は本部班又は消防班に報告する。

(5) その他

災害対策本部が早く知りたい情報は、次のとおり

- ① 市内の被害の全容（全域なのか、局地的なのか）
- ② 被害が集中している地域（特に火災や建物倒壊の多い地域）
- ③ どのような被害が発生しているか（死者、負傷者、火災、建物倒壊）

資料編：「1－9 災害対策本部職員配備表」

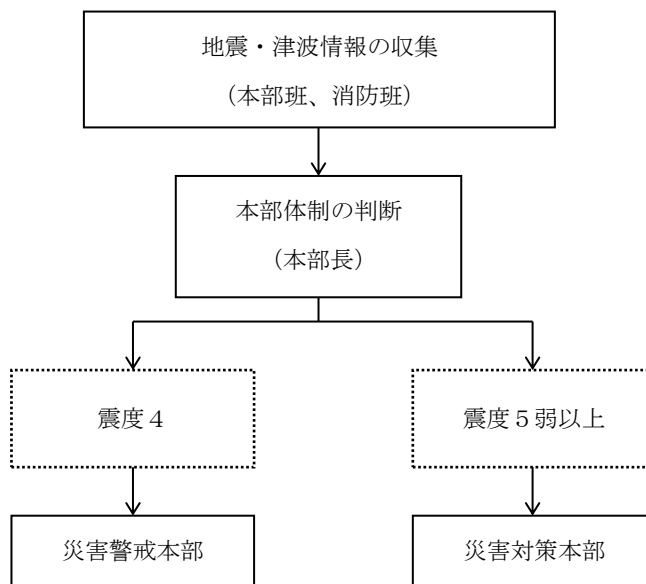
第 2 節 組織の設置

姫路市域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、災害の応急対策を行うための活動体制について定める。

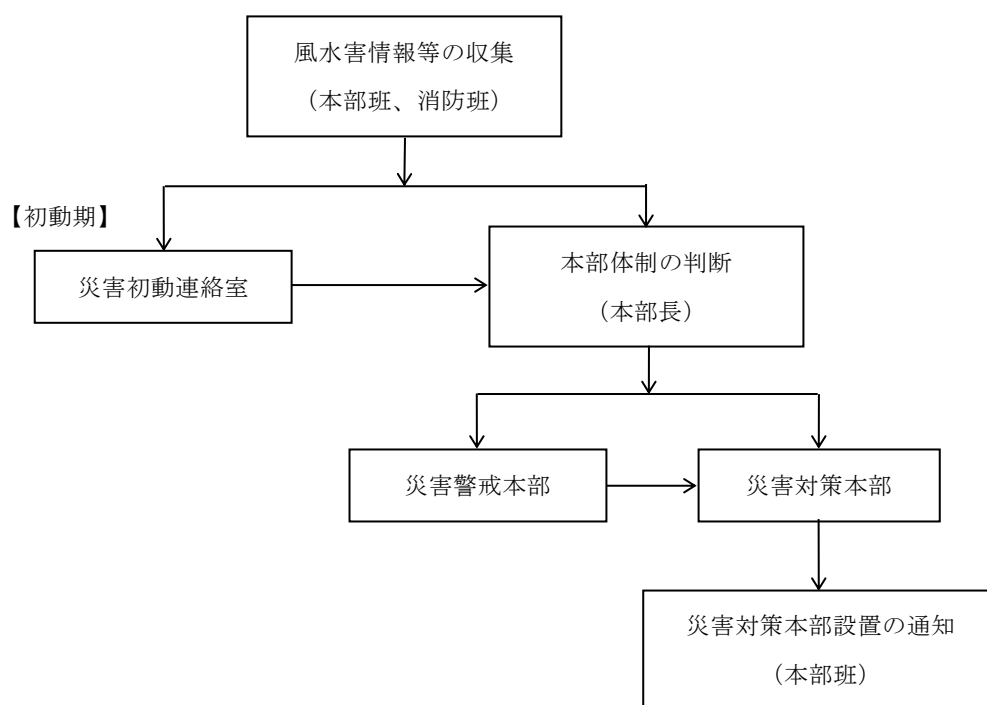
【役割分担】

担 当 班 等		業 務 内 容
市 災 害 対 策 本 部	本部長	○ 災害対策本部設置の決定 ○ 災害対策本部廃止の決定 ○ 現地災害対策本部設置の決定
	本部班	○ 災害対策本部又は警戒本部設置に関すること ○ 本部会議の開催 ○ 副班長会議の開催 ○ 防災関係機関会議の開催
	消防班	○ 発災初期の情報収集・伝達
防災関係機関		○ 災害対策本部へ職員を派遣 ○ 他機関との情報交換及び連携

【応急対策の流れ（地震災害）】



【応急対策の流れ（風水害等）】



第 1 連絡員待機

危機管理室長は、次の場合に危機管理室の必要人員を参集・待機させ、情報収集及び発信を行うことができる。

地震災害	・ 気象庁発表による「震度 3」の地震を姫路市域で観測したとき ・ 兵庫県南西部に長期地震動「階級 3」以上を観測したとき
風水害等	・ 気象警報等が発表されたとき又は発表されるおそれがあるとき

第 2 災害初動連絡室の設置

1 設置基準

危機管理室長は、災害警戒本部を設置されるまでの間で、情報の収集及び共有等を行う必要があるとき、災害初動連絡室を防災センター 5 階「危機管理室」に設置することができる。

2 構成

- (1) 室長には危機管理室長を、副室長には消防局次長を充てる。
- (2) その他の構成員は、室長が災害の対応に応じた関係職員を招集する。

3 所掌事務

- (1) 情報の収集及び共有
- (2) 災害警戒本部設置の検討
- (3) その他、室長が必要と認める業務

4 報告

室長は、必要な事項を防災審議監に報告する。

5 解散

室長は、次の場合に災害初動連絡室を解散する。

- (1) 災害対策本部又は災害警戒本部が設置されたとき。
- (2) 災害発生のおそれが無くなったとき。

第3 災害警戒本部の設置

1 設置基準

防災審議監は、次の場合に災害警戒本部を防災センター5階「災害対策本部会議室」に設置する。

(災害警戒本部の設置基準)

組 織	災害種別	設 置 基 準
災害警戒本部	地震災害	(1) 気象庁発表による「震度4」の地震を姫路市域で観測したとき (2) 気象庁が、兵庫県瀬戸内海沿岸の予報区に津波注意報を発表したとき (3) 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき (4) その他防災審議監が特に必要と認めるとき
	風水害等	(1) 暴風、大雨、洪水又は高潮警報が発表され、災害の発生のおそれがあるとき (2) 風水害等により小規模の災害が発生したとき (3) その他防災審議監が特に必要と認めるとき

2 構成

次に掲げる構成員は、招集された時は速やかに参集し、姫路市災害警戒本部設置要領に基づき所掌業務を行う。なお、本部長は、初期の応急対策を強化するため、必要に応じ関係職員を配備することができる。

(災害警戒本部の構成)

本 部 長	副 本 部 長	本 部 員		
防災審議監	危機管理担当理事	危機管理室長 市長室長 議会事務局次長 職員部長 財務部長 税務部長 市民参画部長	美化部長 農林水産部長 福祉総務部長 教育保育部長 観光コンベンション室長 まちづくり部長 道路管理部長	公園部長 河川部長 水道部長 下水道部長 消防局次長 教育総務部長

3 本部長等の職務

- (1) 本部長は、本部業務を掌理する。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐する。

4 所掌事務

本部員は、次の事項を所掌するとともに、適宜、本部長に報告を行う。

- (1) 被害情報の収集及び分析
- (2) 県及び防災関係機関からの情報収集並びに分析
- (3) 初期応急対策並びに配備体制の検討
- (4) その他、本部長が必要と認める業務

5 報告

本部長は、必要な事項を市長に報告する。

6 解散

本部長は、災害対策本部が設置された場合又は災害発生のおそれなくなった時は、災害警戒本部を解散する。

第4 災害対策本部の組織と運営

1 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市長は、次の場合に災害対策本部を設置する。

(災害対策本部の設置基準)

組 織	災害種別	設 置 基 準
災害対策本部	地震災害	(1) 気象庁発表による「震度5弱」以上の地震を姫路市で観測したとき (2) 気象庁が、兵庫県瀬戸内海沿岸の予報区に津波警報を発表したとき (3) 気象庁が、姫路市に特別警報を発表したとき (4) 災害が発生し又は発生するおそれがある場合であって、特に本部の設置が必要と認められるとき
	風水害等	(1) 暴風、大雨、洪水又は高潮警報が発表され、かつ、災害対策について特別の措置が必要と認められるとき (2) 気象庁が、姫路市に特別警報を発表したとき (3) 災害が発生し又は発生するおそれがある場合であって、特に本部の設置が必要と認められるとき

(2) 廃止

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したときは、本部の活動を終了し、本部を廃止するものとする。

(3) 設置及び廃止の通知

災害対策本部長は、災害対策本部を設置し又は廃止したときは、関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表する。

(4) 設置場所

災害対策本部は、防災センター5階「災害対策本部会議室」に設置する。ただし、災害により支障が生じた場合は他の施設に設置する。また、災害対策本部を設置したときは、「災害対策本部」の標示を掲示する。

(5) 職務権限の代行

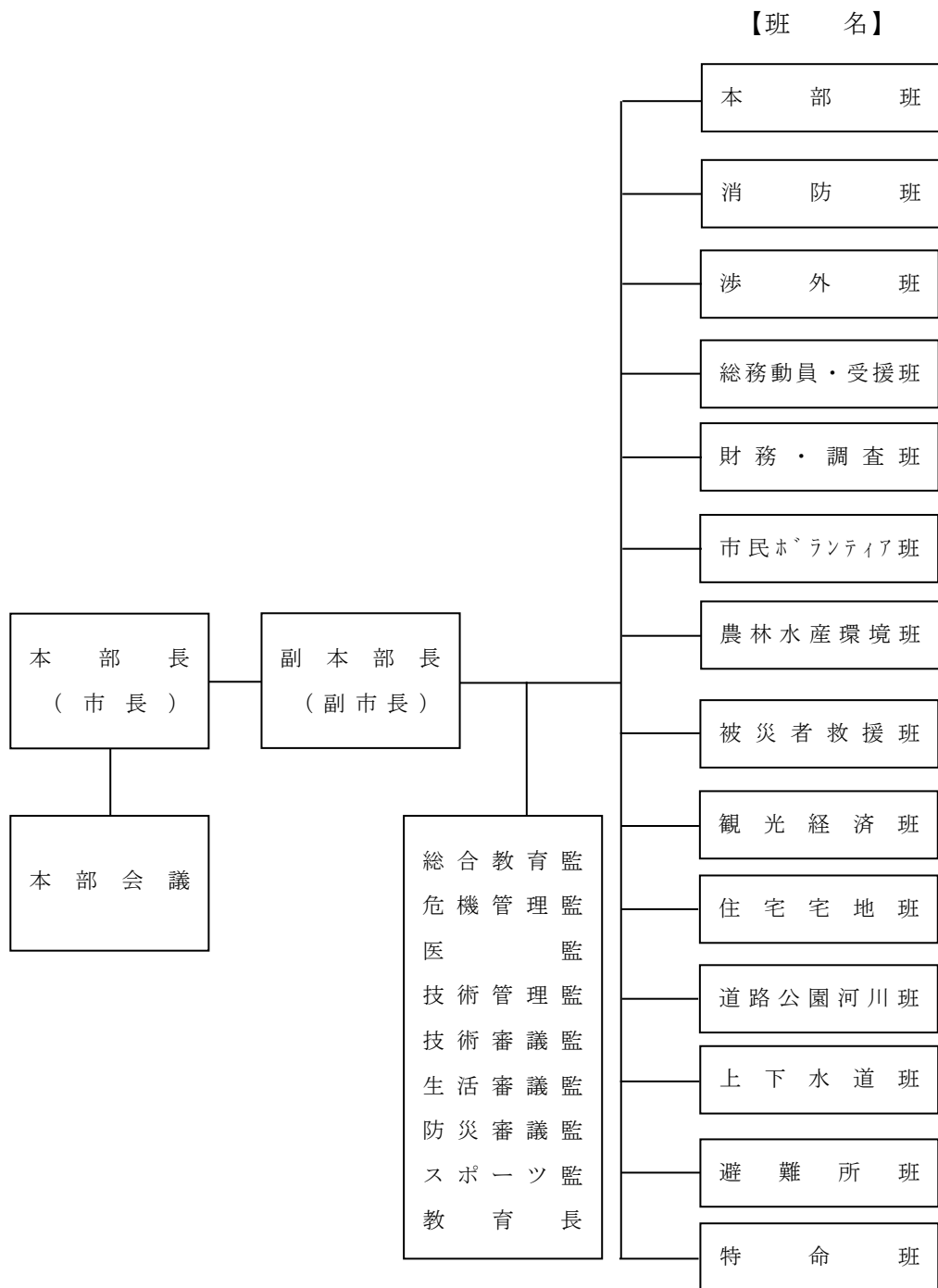
災害発生時において、市長が不在等の非常時には、災害対策本部の設置等の市長権限は、危機管理を所掌する副市長が代行する。当該副市長が不在時には、「市長職務代理規則」の定める順序に基づく者が代行する。

2 組織

(1) 組織体制

災害対策本部の組織は、「姫路市災害対策本部条例」及び「姫路市災害対策本部規程」に定めるところにより、次のとおりとする。

【姫路市災害対策本部組織図】



(2) 事務分掌

災害対策本部における各班の事務分掌は、「資料編：１－７ 姫路市災害対策本部規程 別表（第５条関係）」のとおりとする。

(3) 本部会議

① 本部会議員

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、災害対策の基本的な事項について協議し、決定する。

（災害対策本部会議構成表）

本 部 長	副 本 部 長	本 部 員	
市 長	副 市 長	上下水道事業管理者 総合教育監 危機管理監 医監 技術管理監 技術審議監 生活審議監 防災審議監 スポーツ監 政策局長 総務局長 財政局長	市民局長 農林水産環境局長 健康福祉局長 こども未来局長 観光経済局長 都市局長 建設局長 危機管理担当理事 消防局長 教育長 教育次長

② 事務分掌（協議事項）

- ア 災害応急対策の総合調整に関すること。
 - 各班間の応急対策業務に係る調整
 - 防災関係機関及び応援部隊等との調整
- イ 県災害対策本部との協議に関すること。
- ウ 職員の動員・配備体制に関すること。
- エ 避難情報及び警戒区域の設定に関すること。
- オ 関係機関への応援要請に関すること。
 - 自衛隊に対する災害派遣要請
 - 行政機関に対する応援要請
 - 防災関係機関に対する協力要請
- カ 災害救助法適用の要請に関すること。
- キ 激甚災害の指定の要請に関すること。
- ク 応急対策に要する予算及び資金に関すること。
- ケ その他災害応急対策の重要事項の決定に関すること。

(4) 副班長会議

① 設置及び開催

- ア 本部会議と各班との情報伝達を円滑にするため、本部班は副班長会議を設置する。
- イ 開催については、必要に応じ本部班が招集する。

② 事務分掌

- ア 各班の所管の被害状況、応急対策の実施状況、その他防災活動に必要な情報等のとりまとめに関すること。
- イ 各班間の連絡調整に関すること。
- ウ 本部会議の協議事項の作成に関すること。
- エ 本部会議からの指令その他連絡事項等の連絡に関すること。

(5) 防災関係機関会議

① 設置

災害対策本部と防災関係機関の連携を効率的に行い、一体的な防災活動の実施を図るために、必要に応じ災害対策本部に設置する。

② 構成

ア 自衛隊	オ ライフライン関係機関
イ 海上保安部	カ 医療機関
ウ 警察	キ その他必要な機関
エ 兵庫県（中播磨県民センター）	

③ 所掌事務

- | |
|--|
| ア 各機関の所管の被害状況、応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報等のとりまとめに関すること。
イ 本部会議及び各防災関係機関からの指令その他連絡事項等の連絡に関すること。 |
|--|

(6) 現地災害対策本部

① 設置

災害対策本部長は、市域の一定の地域に係る災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、緊急に円滑かつ的確な防災活動を実施するため必要があるときは、場所を指定して、現地災害対策本部を設置する。

ただし、家島町にあつては、地域事務所に現地災害対策本部を設置する。

② 構成

役 職	担 当
現地災害対策本部長	災害対策本部副本部長、家島事務所長
現地災害対策本部員	災害対策本部員、家島事務所構成員
その他	指名する職員

③ 所掌事務

- | |
|--|
| ア 地域内の応急対策に関すること。
イ 災害対策本部との連絡に関すること。
ウ 各種情報の収集に関すること。
エ その他地区住民対応に関すること。 |
|--|

資料編：「１－６ 姫路市災害対策本部条例」

「１－７ 姫路市災害対策本部規程」

「１－８ 姫路市災害警戒本部設置要領」

「１－９ 災害対策本部職員配備表」

「１－１０ 災害対策本部配置図」

「１０－１ 災害情報等連絡票（様式・記入要領）」

「１０－２ 避難所情報台帳兼連絡票」

第3章 被災者への的確な情報伝達

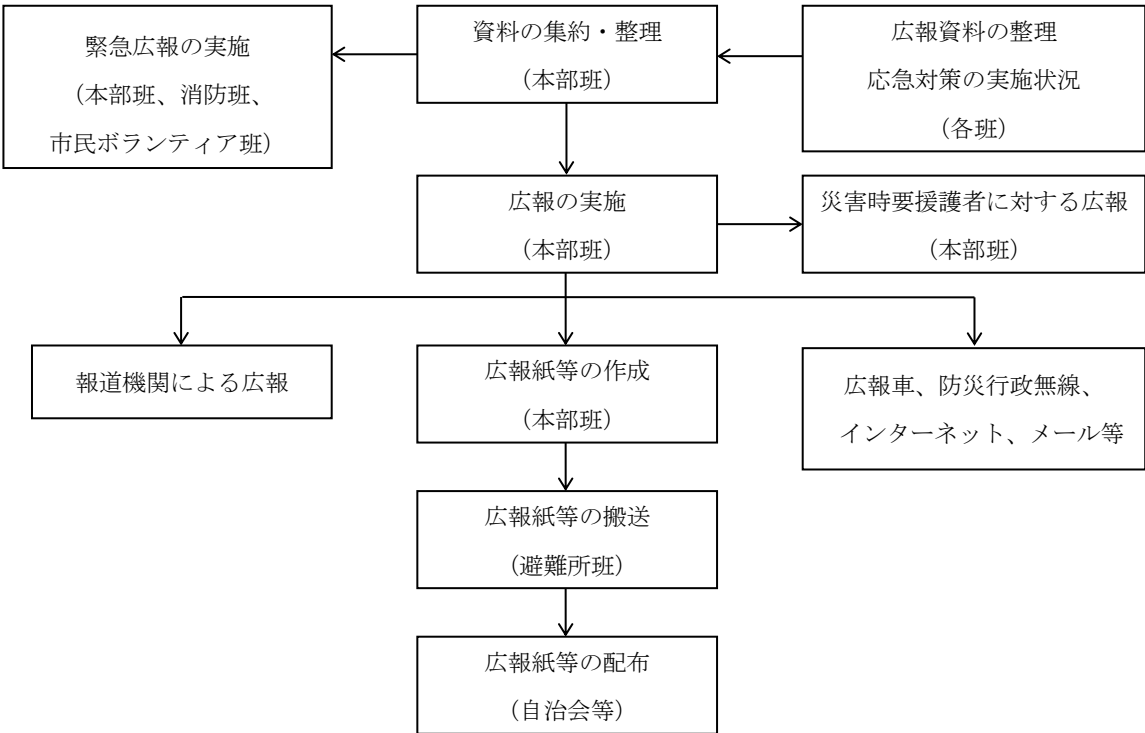
第1節 災害広報の実施

災害時に、被災者をはじめとする住民に対して各種情報を迅速・的確に提供するための広報対策について定める。

【役割分担】

担 当 班 等		業 務 内 容
市 災 害 対 策 本 部	本部班	○ 広報資料の統括 ○ 広報紙等の作成（編集、印刷） ○ 広報車、防災行政無線、インターネット、メール等各種媒体による広報の実施 ○ 報道機関に対する発表、報道依頼等 ○ 広報資料の収集（現地取材、災害写真の撮影） ○ 各班の情報を整理し、本部会議資料を作成
	各班	○ 本部班へ広報すべき事項を提供
	避難所班	○ 広報紙等の避難所への搬送及び配布
	市民ボランティア班	○ 防災行政無線（家島地区）等の各種媒体による広報の実施
自治会、自主防災会等		○ 有線放送の実施、広報紙等を避難所等から町内へ配布
消防団		○ 消防団車両等による広報

【応急対策の流れ】



第1 災害時における広報体制

- (1) 本部班は、災害情報の収集、広報資料の作成等を統括するほか、記者会見の日時等の諸調整を行う。
- (2) 各班の本部詰職員は、それぞれの班における広報関連情報の収集・整理等を行う。また、広報する必要がある情報については、本部班へ提出する。
- (3) 本部班は広報する事項を決定し、市民等への広報を行う。

第2 広報内容

1 緊急広報

災害発生後から概ね24時間経過後までの初動対応期における緊急広報は、原則として次に掲げる内容について実施する。ただし、災害の状況等により、適宜、必要な項目についても広報を実施する。

広 報 事 項	内 容
(1) 災害の発生状況	① 災害の規模、範囲、内容の概要情報 ② 地震情報、津波情報 ③ 気象予警報情報 ④ 二次災害に関する情報
(2) 初期消火活動、人命救助活動の呼びかけ	① 初期消火、出火防止（ガスの元栓、電気ブレーカーの点検等）の協力依頼 ② 一般市民、自主防災会、事業所等への人命救助、要援護者救助の協力依頼
(3) 避難場所、避難経路等避難に関する事項	① 避難情報、警戒区域設定関連情報 ② 避難場所、避難経路の情報 ③ 避難時の注意（携行品、車の利用規制、連絡先の標示等）
(4) 医療、救護に関する事項	① 救護所の開設状況 ② 医療機関等の受入情報 ③ 専門医療（透析等）機関の情報
(5) その時点で判明している被害の状況	① ライフライン情報 ② 道路情報（交通規制、緊急道路） ③ 交通機関情報（運休、運行状況）
(6) 市及び関係機関の応急対策の状況	① 応急対策の実施状況 ② 全国からの救援情報
(7) その他必要な事項	① 飲料水、食料、物資等の支給情報 ② 安否に関する情報 ③ 遺体収容関係情報 ④ その他必要な情報

2 一般広報

災害発生後から概ね24時間経過した後における一般広報は、その時点における応急対策の状況や被災者の生活維持に必要な情報等、原則として次に掲げる内容について行う。

広 報 事 項	内 容
(1) 災害情報	○その時点での被害情報
(2) 市及び関係機関の応急対策状況	○その時点での各応急対策の実施状況
(3) 給水、給食、物資等の支給に関する事項	①飲料水、食料、生活必需品等の支給情報 （場所、日時、対象者等） ②救援物資の受入、支給情報
(4) ライフラインの復旧情報	①ライフラインの復旧情報 ②復旧見込み及び代替措置等の情報
(5) 道路情報、交通機関の運行・復旧状況	①道路情報（交通規制、緊急道路等） ②公共交通機関の運行・復旧情報 ③代替交通機関の情報
(6) 市民の安否に関する事項	①避難所での名簿記載、自宅への避難先標示等の協力依頼 ②自主防災会等への安否確認の協力依頼 ③安否確認、死亡者確認等の問い合わせに関する情報
(7) 医療機関、救護所の運営状況	①医療機関の受入情報 ②専門医療機関に関する情報 ③救護所の運営状況
(8) 避難施設、地域での生活関連事項	①要援護者の対応に関する情報 ②ごみ処理、し尿処理等衛生関連の情報 ③風呂の情報 ④商店等の営業情報
(9) 施策の実施等に関する事項	①住宅関連情報（応急危険度判定、応急仮設住宅等） ②倒壊家屋、がれき処理関連情報 ③各種相談窓口の開設情報 ④罹災証明書、義援金関連情報 ⑤教育関連情報（休校、再開等） ⑥見舞金、弔慰金等の支給関連情報 ⑦税、手数料等の減免措置の状況 ⑧各種貸付、融資制度関連情報 ⑨市の一般平常業務の再開情報
(10) その他必要な事項	①ボランティア関連情報 ②その他の必要な情報

第3 広報の方法

1 市民等に対する広報

(1) 広報手段の有効活用

本部班及び市民ボランティア班は、市民等に対して広報を行う場合には、災害の状況等により次に掲げる手段等を適宜有効に活用して実施する。

- ① 広報車
- ② 消防分団車両
- ③ 広報紙（臨時号）、防災行政無線、チラシ等印刷物の配布又は掲示
- ④ テレビ（NHK、サンテレビ）、ラジオ

- ⑤ ケーブルテレビ、コミュニティFM（FM GENKI:79.3MHz）
- ⑥ インターネット（市ホームページ、ひめじ防災WEB、SNS（X（旧Twitter））、市公式LINE）
- ⑦ メール（ひめじ防災ネット、エリアメール、緊急速報メール）
- ⑧ スマートフォン用アプリケーション（全国避難所ガイド、Yahoo!防災速報、ひょうご防災ネット）

(2) ホームページ等のアクセス集中対策

災害時において、市ホームページへのアクセス集中等による情報発信機能の低下がないよう、SNSの活用や、ICT関係事業者（LINEヤフー株式会社等）と連携し、アクセス集中対策を講じる。

(3) その他の方法

- ① 警察署その他の防災関係機関に対し、広報依頼を行う。
- ② 新聞、テレビ、ラジオ等報道関係機関に対し、広報依頼を行う。

2 一時市外避難者に対する広報

本部班は、市外への一時避難者に対する広報については、初期段階においては報道関係機関へ協力を依頼して対応する。その後、時間の経過等に応じてインターネット（市公式ウェブサイト）や広報紙を直接郵送する等の方法により広報を行う。

3 災害時要援護者に対する広報

(1) 障害者等への広報

本部班は、在宅及び避難所の障害者等への情報伝達を行うため、被災者救援班、市民ボランティア班等の協力を得て、次の手段で広報を行う。

- ① 視覚障害者に対して的確な情報提供を行うため、本部班は、広報紙、テレビ等に広報情報を提供する際に、ラジオ、防災行政無線、戸別受信機、登録制電話配信サービス、聞き直しテレホンサービス、広報車等の媒体を利用するよう徹底する。また、被災者救援班や市民ボランティア班、ボランティア団体等の協力を得て、必要に応じて広報紙等を点訳、又は音声情報に置き換え、視覚障害者に提供する。
- ② 聴覚障害者に対して的確な情報提供を行うため、本部班は、広報紙、テレビ、登録制ファクス配信サービス、掲示板等の多様な媒体を活用するとともに、テレビ局に文字放送や字幕付放送を流してもらうように協力要請する。また、市民ボランティア班は、手話通訳者等のボランティアを募集し、福祉避難所等に派遣する。

(2) 外国人への広報

本部班は、被災外国人への情報伝達を行うため、観光経済班及び市民ボランティア班を通じて通訳ボランティア、外国人団体等の協力を得て、必要に応じて広報紙等を翻訳するとともに、主要な外国語による広報を行う。

4 観光客等一時滞在者に対する広報

観光経済班は、観光客等一時滞在者への情報伝達を行うため、観光案内所等において、必要に応じて、災害の状況、交通機関の運行状況、避難行動等についての広報を行う。さらに、デジタルサイネージ等を利用して、一時退避場所や一時滞在施設への誘導を行う。

第4 報道機関に対する発表等

1 災害放送の要請

(1) 市の協定に基づくもの

姫路ケーブルテレビ(株)、(株)姫路シティFM21

Jアラートから配信される緊急情報のうち「気象警報」、「津波情報」、「地震情報」等の情報は、自動配信により放送する。

(2) 県の協定に基づくもの

NHK神戸放送局、(株)ラジオ関西、(株)サンテレビジョン

2 報道機関に対する資料提供による広報

本部班は、災害対策本部がとりまとめた災害情報や応急対策状況等に関して、定期的に記者会見を開催し、報道関係機関に対して資料提供を行う。なお、報道関係機関による取材は、市政記者クラブを通じて行う。

3 防災関係機関の情報等の発表

防災関係機関の災害情報等の発表は、原則としてそれぞれの関係機関が所管する事業等に関して適宜行う。ただし、災害時の情報の一元化のため必要な場合又は効率性確保の上で必要な場合等においては、本部班を通じて統一的に行う。

なお、災害対策本部が発表するに際し、必要な場合は各関係機関に対し、説明のための同席を求める。

4 関係機関が発表する情報の把握

本部班は、情報の共有化の立場から各関係機関が独自に報道関係機関に発表する事項についても把握する。

第5 広報資料の収集

1 現地取材の実施

本部班は、広報資料等に資するため、災害対策本部でとりまとめた災害情報等に基づき、必要に応じて災害現場における現地取材を行う。

なお、取材の結果、災害応急対策上必要と判断されるものについては、速やかに関係部等へ報告する。

2 災害写真の撮影及び収集

本部班は、広報資料等に資するため、必要に応じて次に掲げる災害写真の撮影等を行う。

- (1) 被害状況、災害対策活動等災害に関する写真撮影
- (2) 他の機関等が撮影した災害写真の収集
- (3) 災害応急対策に必要な災害写真の災害対策本部への掲示
- (4) 他の機関等から依頼があった場合における写真の提供

資料編：「2-4-1 災害情報放送に関する協定」

「2-4-2 災害等緊急放送の実施に関する協定」

「2-4-3 ひめじ減災プロジェクトに関する協定」

「2-4-4 姫路市の避難所等の情報提供に関する協定」

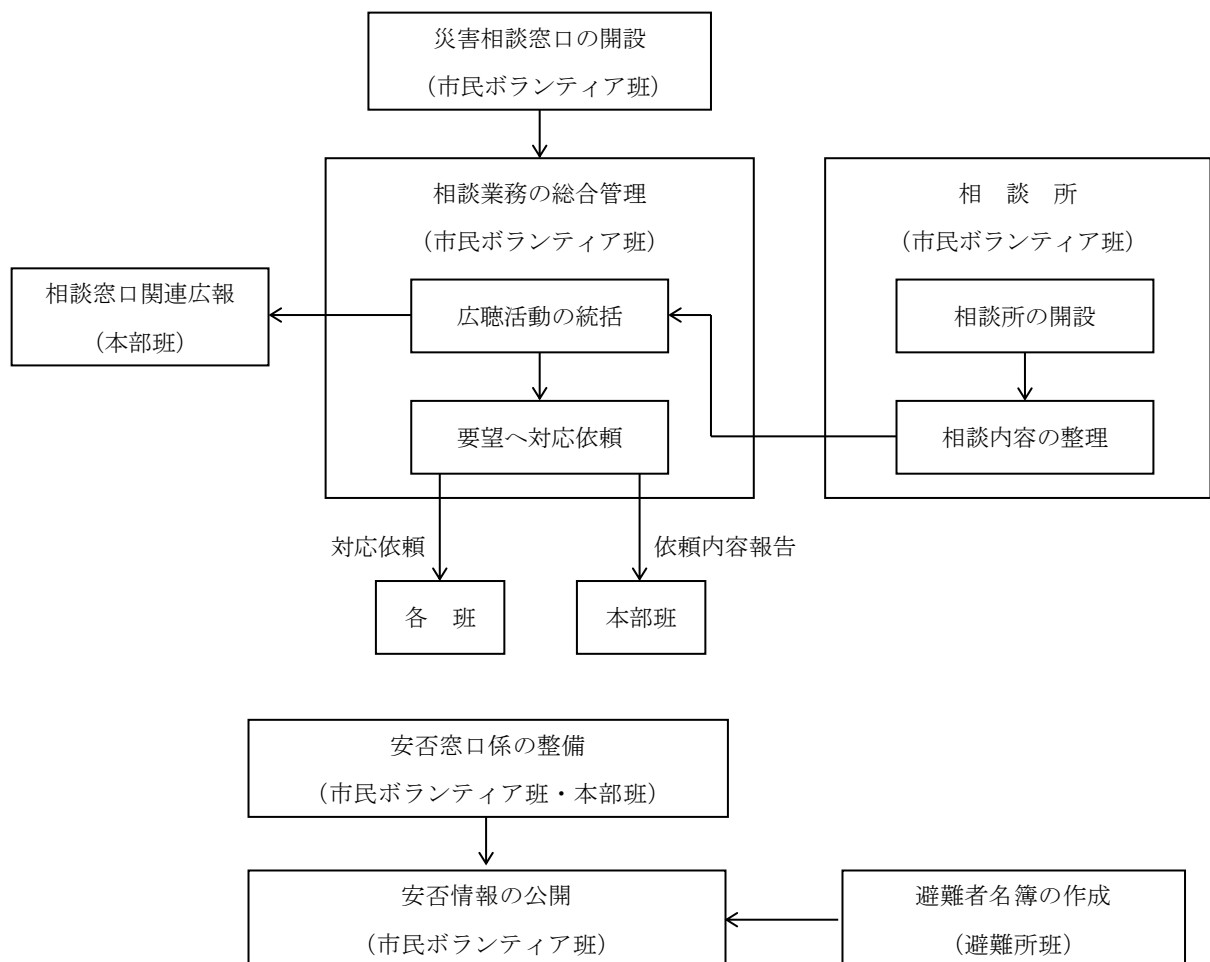
第2節 問い合わせに対する対応・相談の実施

災害発生時に、人心の動揺、混乱により社会不安のおそれがあるため、被災者の問い合わせや生活相談等の広聴活動について定める。

【役割分担】

担 当 班 等		業 務 内 容
市 災 害 対 策 本 部	市民ボランティア班	○ 災害相談窓口の開設 ○ 市内の公共施設や避難所に相談所を開設 ○ 問い合わせ、要望内容の総括 ○ 各班へ要望への対応依頼及び本部班への報告 ○ 安否情報の提供
	本部班	○ 災害相談窓口設置状況の広報 ○ 問い合わせ頻度の高い事項の広報 ○ 安否情報提供への協力
	避難所班	○ 避難者名簿の作成及び市民ボランティア班への提供

【応急対策の流れ】



第1 体制

1 災害相談窓口

(1) 市民ボランティア班は、災害発生直後から大量に発生する市民からの通報や問い合わせに迅速かつ効率的に対応するため、速やかに災害相談窓口を庁内及び地域事務所等に開設する。あわせて、弱い立場に陥りやすい女性のために、女性相談員や女性専用の相談窓口を設置する。

ただし、安否に関する問い合わせには、市民ボランティア班内に安否窓口係を設置し専属的に業務に当たる。

(2) この窓口には、専用の電話、FAX等の有効な通信手段を設置するとともに、必要な人員を常時配置して対応するものとする。

(3) 窓口開設に当たっては、日本語を解さない外国人に対応するため、英語等による相談窓口を併設するほか、法律相談等専門的な相談窓口も設置する。

2 相談所

市民ボランティア班は、自主防災会等と協力して、市内の公共施設や拠点避難所に相談所を開設する。あわせて、弱い立場に陥りやすい女性のために、女性相談員や女性専用相談窓口を設置する。各相談所は、市民からの問い合わせへの対応や要望の受付を実施するとともに、相談内容や要望事項の整理を行い、市民ボランティア班にそれらの内容を報告する。

3 相談業務の総合管理

(1) 市民ボランティア班は、相談所が整理した問い合わせや要望などの情報を統括管理する。

(2) 要望については、直ちに各班に対応依頼を行い、併せて依頼内容について本部班に報告する。

第2 緊急問い合わせへの対応方法

(1) 市民ボランティア班の電話受付担当は、大規模災害発生後に多発すると想定される市民からの電話による問い合わせ、相談に対応する。問い合わせ内容は、災害情報等連絡票に記入し、本部班へ送付する。

(2) 本部班は、市災害対策本部の決定事項等、市民に情報提供する事項については、その内容を統一的な文書で市民ボランティア班に連絡し、その後の対応の迅速化を図る。

(3) 市民ボランティア班は、市民からの問い合わせについては、直ちにその内容を精査し、関係各班に連絡するとともに、必要に応じ、市災害対策本部に報告する。

第3 相談窓口関連広報

本部班は、市民ボランティア班から相談窓口設置状況、問い合わせ頻度の高い事項についての情報を受けて広報する。広報の方法は「災害応急対策計画Ⅰ 第3章第1節 災害広報の実施（P199）」に準じる。

第4 安否情報

1 安否確認受付体制の確保

大規模災害が発生した場合、混乱時には、被災した家族や親戚等の安否を確認するため、市内外から多数の問い合わせが一時期に殺到することが予想されるため、市民ボランティア班は、本部班と連携しながら、災害対策本部内の初期における専属的な安否確認受付体制（安否窓口係）

を整備する。

2 安否情報の範囲

(1) 発災初期

発災初期段階では、詳細な情報収集が困難であるため、この時期に安否情報として取り扱うものは警察等の検案が済み、身元が判明している死亡者のみとする。

(2) 一定時間経過後

発災初期の混乱期が収束すると、時間経過とともに被害状況及び避難状況等の詳細が判明し、死亡者又は行方不明者の身元確認も進むので、原則として次の情報を取り扱う。

- ① 死亡者
- ② 行方不明者
- ③ 安否不明者
- ④ 避難施設等の避難者
- ⑤ 病院収容者

3 避難所における安否確認対策

発災後における安否確認に関する問い合わせの混乱を極力避けるため、避難所における安否確認対策として、避難所班は早期に避難者名簿を作成し、その情報を市民ボランティア班に提供する。安否情報の公開に当たっては、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する等、個人情報に留意しながら行うこととする。

4 安否不明者等の氏名等の公表

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、安否不明者等の氏名等を原則公表する。市は、安否不明者等について、関係機関の協力を得ながら、積極的に情報収集を行い、県に報告する。

第4章 防災関係機関との連携・応援体制の確立

第1節 防災関係機関との連携

災害が発生した場合、災害対策本部と防災関係機関の連携を効率的に行い、一体的な防災活動の実施を図るための体制について定める。

第1 防災関係機関会議の設置

本部長は、各防災関係機関の間で活動の調整を行う必要があると認められる場合は、防災関係機関会議を設置する。

詳細は、「災害応急対策計画Ⅰ 第2章第2節 組織の設置（P192）」を参照

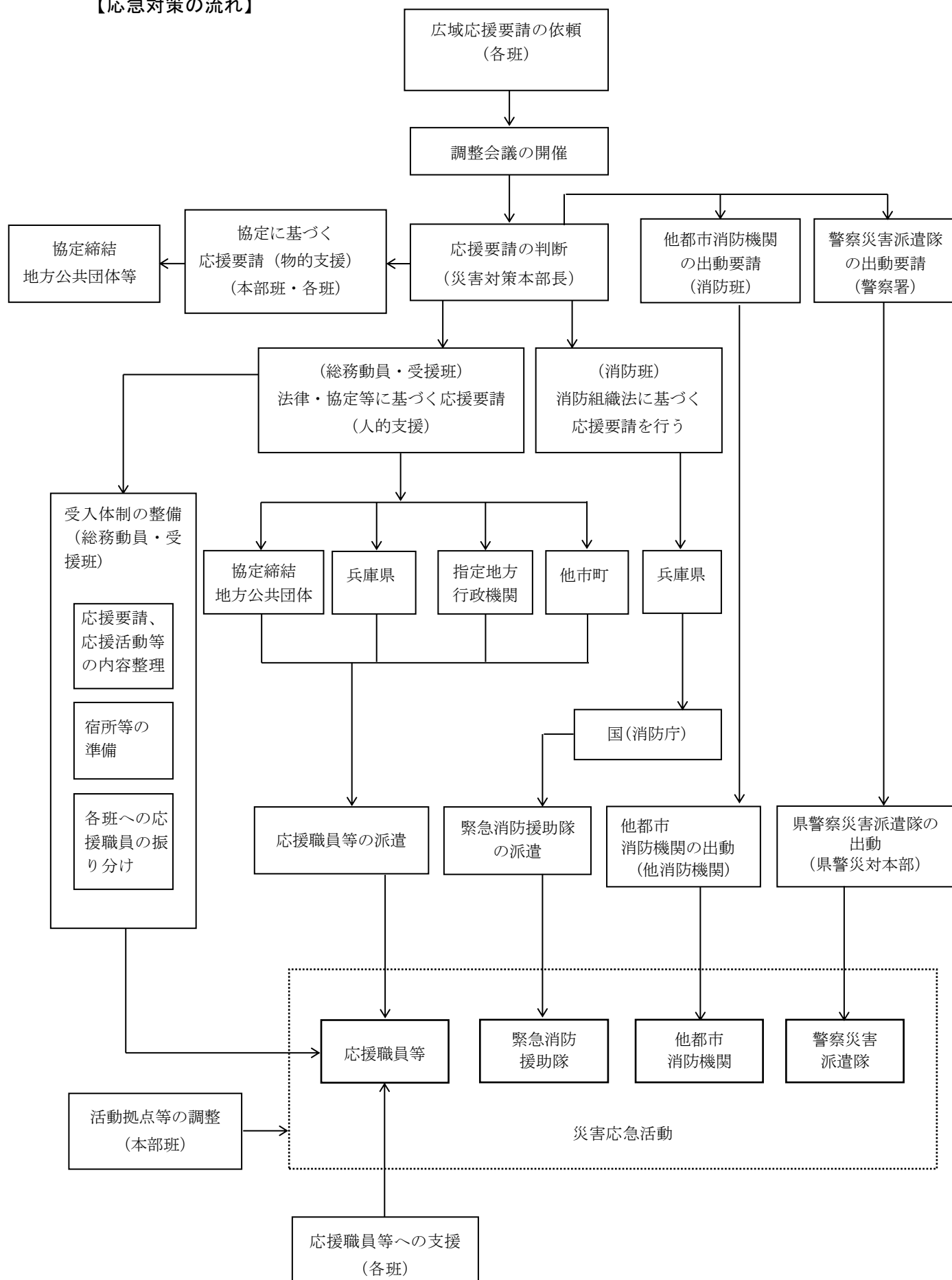
第 2 節 行政機関に対する応援要請

災害対策基本法や各種協定等に基づき、他の地方公共団体、関係機関等に対し応援を要請し、円滑な応急・復旧活動を確保するため、応援要請について定める。

【役割分担】

担 当 班 等		業 務 内 容
市 災 害 対 策 本 部	総務動員・受援班	○ 災害対策基本法及び相互応援協定等に基づく応援職員等の要請 ○ 受入体制の整備 ○ 関係各班への応援職員等への引き継ぎ
	本部班	○ 相互応援協定に基づく応援要請 ○ 県知事に自衛隊の派遣要請の要求 ○ 県知事に海上保安庁への支援要請 ○ 各種応援部隊の活動拠点等の調整
	消防班	○ 県知事に緊急消防援助隊の応援要請 ○ 消防局長の判断による他消防機関への応援要請
	各班	○ 広域応援要請を総務動員・受援班に依頼 ○ 応援職員等との連絡・対応
警察署		○ 警察災害派遣隊の出動要請
県警察災害対策本部		○ 県警察災害派遣隊の出動 ○ 被害増大の場合、県外警察災害派遣隊の派遣を要請

【応急対策の流れ】



第1 地方公共団体、指定行政機関等への応援要請

1 姫路市業務継続・受援計画の発動

姫路市業務継続・受援計画は、次のいずれかの場合に発動する。

- (1) 地域防災計画で定める防災指令第3号を発令した場合
 - ① 大規模な災害が予想される段階又は大規模の災害が発生した場合
 - ② 市域で震度6弱以上の地震を観測した場合（自動発令）
- (2) 「危機」の発生により、業務に必要不可欠な資源の確保が困難となり、重要業務の遂行に支障が生じた又は生じるおそれのある場合で、市長が必要と認めた場合

2 応援要請の依頼

各班は、各自の担当応急対策活動を行うことが、各班のみで対応できない場合、総務動員・受援班に対して速やかに人員の応援及び派遣を要請する。本市のみで対応できない場合、地方公共団体等への人的支援の要請を、総務動員・受援班が行う。物的支援の要請については、本部班又は各班が行う。

3 受援の調整会議の開催

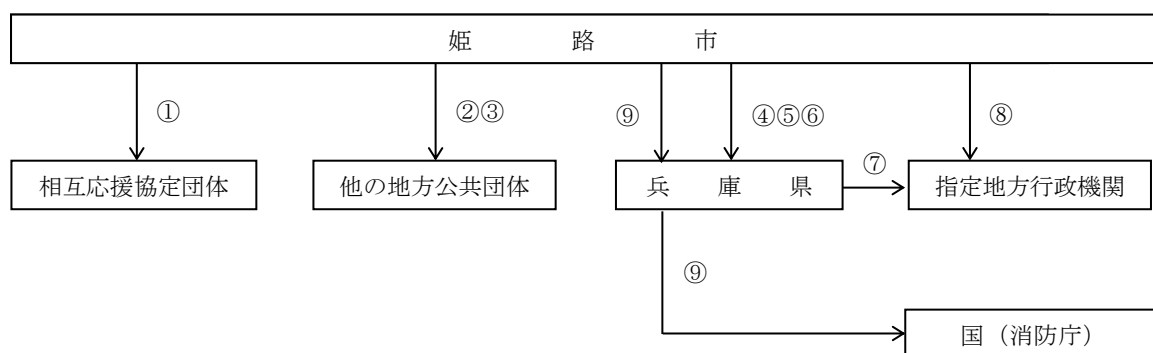
総務動員・受援班は、各班から依頼のあった広域応援要請について、調整会議を開催し、災害対策本部に報告する。なお、総務動員・受援班は、定期的に調整会議を開催し、災害対策本部の受援に関する方針等の各班への周知及び調整を行う。

4 応援要請の判断

- (1) 本部長は、総務動員・受援班からの調整会議の報告に基づき、地方公共団体、指定行政機関等への応援要請の判断を行う。
- (2) 緊急消防援助隊の応援要請を必要と判断した場合は、消防班は本部班及び総務動員・受援班と調整後、県を通じて消防庁への応援要請を行う。
- (3) 相互応援協定を結んだ地方公共団体等への応援要請の判断基準は、以下のとおりとする。
 - ① 各班相互の協力体制をもっても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合
 - ② 特別な技術・知識・経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援が必要と認められる場合

5 法律、協定に基づく応援及び派遣の要請系統

災害対策基本法及び相互応援協定に基づく関係行政機関に対する応援協力要請等の系統及び要請等の内容・根拠は、概ね次のとおりである。



要 請 等 の 内 容		要 請 等 の 根 拠
①	相互応援協定に基づく応援要請	災害時相互応援協定
②	災害の応急措置のための応援要請	災害対策基本法第67条第1項
③	地方公共団体職員の派遣要請	地方自治法第252条の17
④	応急措置の応援又は応急措置の実施要請	災害対策基本法第68条
⑤	災害応急対策又は災害復旧のための指定 地方行政機関の職員の派遣あっせん要求	災害対策基本法第30条第1項
⑥	災害応急対策又は災害復旧のための他の 地方公共団体職員の派遣あっせん要求	災害対策基本法第30条第2項
⑦	災害応急対策又は災害復旧のための当該 指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条第1項
⑧	災害応急対策又は災害復旧のための当該 指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条第2項
⑨	緊急消防援助隊の派遣要請	消防組織法第44条第1項

6 法律、協定に基づく応援要請

(1) 職員の応援要請の種類

① 法律に基づく応援要請

本市に災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条第1項に基づき、他の市町村長等に対し応援を求め、また、同法第68条に基づき、県知事に対し応援を求め又は県が行うべき応急措置の実施を要請する。さらに、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県知事に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求める。ただし、その要求ができない場合には、その旨及び本市における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

② 協定に基づく応援要請

本市に災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、以下の相互応援協定を締結している地方公共団体等への応援を要請する。

- ア 播磨広域防災連携協定
- イ 西播磨地域災害時等相互応援に関する協定
- ウ 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定
- エ 中核市災害相互応援協定
- オ 榊原公ゆかり都市（豊田市、館林市、上越市）災害時相互応援に関する協定
- カ 鳥取市との災害時相互応援協定・松本市との災害時相互応援協定
- キ HOTTライアングル（岡山市・鳥取市）災害時相互応援協定
- ク 隣接市（高砂市・加古川市・加西市）との災害時相互応援協定
- ケ 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定
- コ その他機関等の応援協定等

(2) 応援要請の手続等

応援要請の手続き等は、次のとおりとする。

- ① 本市における応援要請者は本部長とする。
- ② 応援要請の手続きは、総務動員・受援班が行う。ただし、協定等の内容によっては本部班が行うこととする。
- ③ 応援の要請には、次の事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合には、電話その他の方法をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

- 被害の状況
- 資機材、物資等の提供を要請する場合にあっては、その品名、数量等
- 職員の派遣を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- 応援場所及び応援場所への経路
- 応援の期間
- その他応援要請に必要な事項

7 指定地方行政機関等職員の派遣要請及び派遣あっせん要求

(1) 職員派遣要請及び派遣あっせん要求の種類

① 指定地方行政機関の職員の派遣要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条第2項に基づき、総務動員・受援班は、指定地方行政機関の長に対し、当該機関職員の派遣を要請する。

② 指定地方行政機関の職員の派遣あっせん要求

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第30条第1項に基づき、総務動員・受援班は、県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣のあっせンを要求する。

③ 他の普通地方公共団体の職員の派遣あっせん要求

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第30条第2項に基づき、総務動員・受援班は、県知事に対し、地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体の職員の派遣についてあっせンを要求する。

(2) 職員の派遣要請及び派遣あっせん要求の手続

① 職員の派遣要請手続

指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、災害対策基本法施行令第15条に基づき、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

- 派遣を要請する理由
- 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 派遣を必要とする期間
- 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- その他職員の派遣について必要な事項

② 職員の派遣あっせん要求手続

県知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせンを求めるときは、災害対策基本法施行令第16条に基づき、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。

- 派遣のあっせンを求める理由
- 派遣のあっせンを求める職員の職種別人員数
- 派遣を必要とする期間
- 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

第2 応援職員等の受入れ

行政機関への応援要請等により、応援職員等が決定した場合の受入れは次により行う。

1 関係班への連絡

総務動員・受援班は、応援職員等が決定した場合は、当該応援職員等の人員、到着日時等必要な事項を本部及び関係する班に対し速やかに連絡する。

2 受入体制の整備

総務動員・受援班は、応援要請や応援活動等の内容整理、各班への応援職員の配置（職種等に対応した業務分担）を行うとともに、応援職員の宿所等を準備する。

(1) 要請、応援活動等の内容

- ① 要請場所、要請作業、要請時間（先方に対して）
- ② 集積場所
- ③ 応援職員に対する情報提供窓口
- ④ 応援職員の到着時間、人員、責任者の氏名、連絡先
- ⑤ 活動・滞在期間、食料、飲料水の有無
- ⑥ 搬入物資内容・量、返却義務の有無
- ⑦ 応援活動実績記録（事故等の記録を含む）
- ⑧ 応援職員間の連絡方法

(2) 食料、飲料水等の準備

要請する応援職員等は自立できることが原則であるが、応援職員等が自立できない場合、総務動員・受援班は必要最小限の食料、飲料水、待機場所、駐車場等を準備する。

3 受入れの手続き等

(1) 総務動員・受援班

総務動員・受援班は、応援職員等を受け入れたときは、その責任者に対し、宿舎、派遣期間中の対応、連絡方法等必要な案内を行った後、速やかに関係班の責任者に引き継ぐものとする。

(2) 関係班

- ① 関係班は、当該応援職員等の現地への誘導、業務の事前調整等を行うとともに、当該業務が終了するまで応援職員等との連絡、応対等に当たるものとする。
- ② 関係班は、応援職員等の団体名、人員、業務内容、業務場所、責任者名、連絡先等についての必要な記録を行う。
- ③ 関係班は、1日の業務終了後速やかに活動記録を作成し、総務動員・受援班に提出する。

(3) 本部班

応援部隊（救助部隊）の宿营地（活動拠点）の調整を行う。

第3 受援終了の決定

1 調整会議への報告

受援の必要がなくなった業務については、各班において受援の終了についての検討・決定を行い、調整会議に報告する。

2 災害対策本部へ受援終了の要請

総務動員・受援班は、調整会議において各班からの報告により受援終了の検討を行い、災害対

策本部に受援終了の要請を行う。

3 受援終了の決定

本部長は、総務動員・受援班からの受援終了の要請により、本市単独での業務遂行が概ね可能と総合的に判断したときは、受援の終了を決定し、県知事等へ撤収を要請する。撤収に係る要請手続きは、総務動員・受援班が行う。

第4 関係機関との連携

1 警察災害派遣隊の出動要請

(1) 警察災害派遣隊の派遣要請

警察署、災害警備本部は、それぞれの判断で警察災害派遣隊の派遣を要請する。なお、本部班は、必要に応じて、警察署を通じ、警察災害派遣隊の派遣を要請する。

(2) 警察災害派遣隊の出動

- ① 兵庫県警察災害対策本部は、県警察災害派遣隊を出動させる。
- ② 被害増大の場合、兵庫県警察災害対策本部は、県外警察災害派遣隊の派遣を要請する。

2 緊急消防援助隊の派遣要請

消防班は、本部班及び総務動員・受援班と調整したうえで、県を通じて国（消防庁）に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(1) 要請基準

災害の状況、本市の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したとき。

(2) 応援要請

県知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請する。ただし、県知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に対して要請する。

3 海上保安庁への支援要請

(1) 支援要請事項

- ① 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- ② 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ③ その他、姫路市が行う災害応急対策の支援

(2) 支援要請の依頼手続き

災害応急対策又は災害復旧のため、海上保安庁の支援を必要とするときは、支援を要請する事項を明らかにして、前記「第1 6 法律、協定に基づく応援要請 (2) 応援要請の手続等」に定める応援要請の手続きに準じて、本部班から県知事に支援要請を依頼する。

ただし、緊急を要するときは県防災行政無線等又は口頭により行い、事後速やかに文書により要請する。

また、県知事への依頼ができない場合は、直接姫路海上保安部又は沖合いに配備された海上保安庁の巡視船若しくは航空機を通じ、第五管区海上保安本部長に対して要請するものとし、県知事に対してその旨を速やかに連絡する。

※ 海上保安庁の船艇・航空機は、防災相互通信波の受信機を搭載

第5 活動拠点の調整

本部班は、各種応援部隊が大量の応急活動・復旧活動の資機材等を搬入するため活動拠点となる

広場等が必要な場合、大規模避難場所等の使用を調整する。

資料編：「３－１ 防災関係機関連絡先一覧」

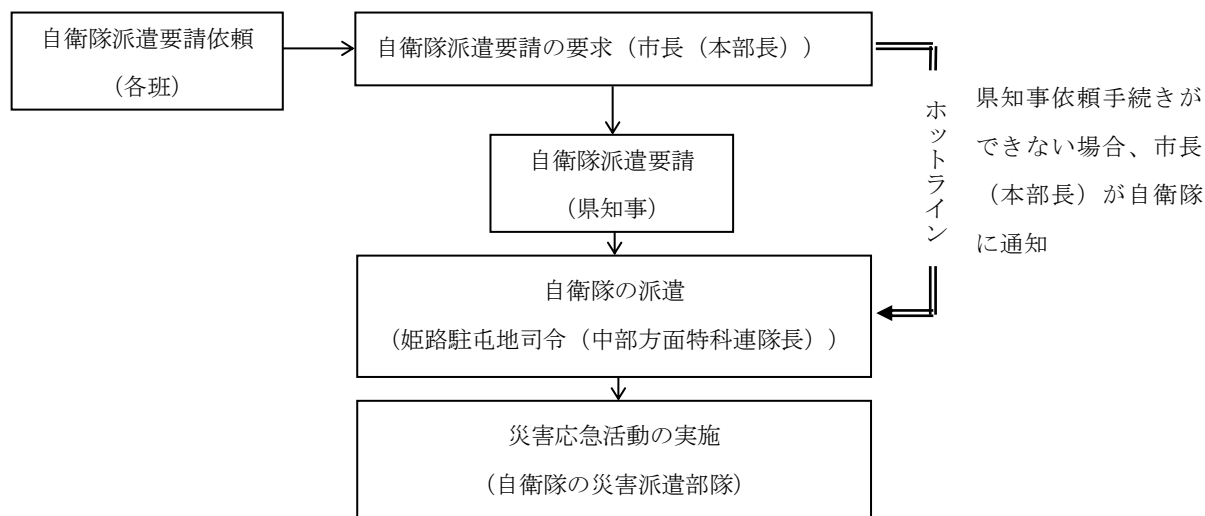
第3節 自衛隊の派遣要請・受入れ

人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認められる場合の自衛隊の派遣要請について定める。

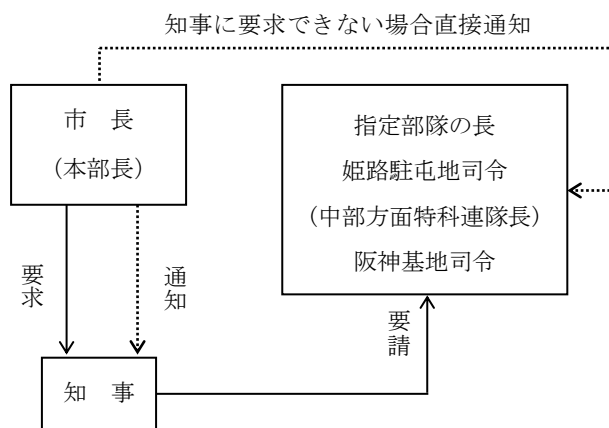
【役割分担】

担 当 班 等		業 務 内 容
市 災 害 対 策 本 部	各班	○ 自衛隊の派遣を本部班に依頼
	本部班	○ 県知事に自衛隊の派遣要請を要求 ○ 自衛隊との連絡調整
	総務動員・受援班	○ 自衛隊からの緊急に必要な資機材等の要請への対応
	農林水産環境班	○ 自衛隊からの食料、飲料水等の要請への対応

【応急対策の流れ】



【派遣及び撤収要請手続き経路】



第1 派遣要請

1 派遣要請の判断基準

- (1) 本部班は、被害の規模や初動活動期に収集された情報に基づき、人命及び財産の保護を必要とし、現有の人員、資機材、備蓄物資等では災害応急対策を実施することが困難であると判断した場合、速やかに県知事へ自衛隊の派遣を要請する。

また、自衛隊への迅速かつ適切な派遣要請を行い、自衛隊の派遣に係る時間の短縮に供するため、本部班は、災害警戒本部又は災害対策本部を設置したときは、県及び自衛隊と緊密な連絡体制を保ち、被害や応急対策の状況などの防災情報を適宜提供し、場合によっては、連絡員（リエゾン）の派遣を陸上自衛隊姫路駐屯地に要請する。

- (2) 各班は、災害応急対策の実施に当たり、災害発生後の被害情報概略から市の組織等を活用しても事態を収拾することができないと判断した場合又は緊急を要すると判断した場合で、かつ、自衛隊の応援が必要であると判断した場合には、本部班に自衛隊派遣要請の手続きを求めることができる。

- (3) 特に大規模の災害が発生した場合は、概括的情報に基づき判断する。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、概ね次のとおりとする。

- (1) 車両、船舶、航空機等、状況に適した手段による偵察
- (2) 避難者の誘導、輸送等
- (3) 死者、行方不明者及び負傷者等の捜索、救助
- (4) 水防活動及び消防活動
 - ① 堤防護岸等の決壊に対する土のう作り、積込み及び運搬
 - ② 大火災の発生に伴う消防機関等への協力
- (5) 道路又は水路の啓開
 - ① 道路又は水路等交通路上の障害物の排除
 - ② 施設の損壊又は障害物がある場合の啓開、除去
 - ③ 街路、鉄道線路上の崩土等の排除
- (6) 応急医療、救護及び防疫
 - ① 負傷者の応急処置、救護
 - ② 大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は県又は本市において準備）
- (7) 緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合における救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
- (8) 緊急を要し、他に適当な手段がない場合における給食、給水及び入浴支援※

※入浴支援については上級部隊への依頼及び調整が必要
- (9) 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）による。ただし、譲与は、県市町その他公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命身体が危険であると認められる場合に限る。
- (10) 能力上可能なものについての火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
- (11) 市長が必要と認め、自衛隊の能力で対応可能な業務

3 災害派遣要請の手続等

- (1) 県知事に対する派遣要請

自衛隊の派遣要請を求める場合、本部班は、県知事に対して次の事項を記した文書によって行う。ただし、急を要する場合は、電話等で求めた後速やかに文書を提出する。

- ① 災害状況、派遣要請理由
- ② 派遣希望期間
- ③ 希望派遣区域、活動内容
- ④ 要請責任者の職氏名
- ⑤ 特殊携行装備又は作業種類
- ⑥ 派遣地への最適経路
- ⑦ 連絡場所・現場責任者氏名、標識又は誘導地点とその標示

(2) 県知事に要請できない場合の自衛隊への通知

本部長は、上記の手続きができない場合に、その旨及び災害の状況を直接自衛隊（姫路駐屯地司令(中部方面特科連隊長)）に通知することができる。この場合は、速やかに県知事にその旨を通知しなければならない。

この場合において、自衛隊はその事態に照らし特に緊急を要するときは、部隊等を派遣することができる。

4 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、県知事からの派遣要請に基づくことが原則であるが、その事態に照らし、特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊は、部隊等の自主派遣を行うことができる。

5 自衛隊の近傍派遣

自衛隊の庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊を派遣することができる。

第2 災害派遣部隊の受入体制

自衛隊に応援要請した場合は、直ちに市の受入体制を整備する。

- (1) 自衛隊との連絡調整は、災害対策本部本部班を窓口として統一する。
- (2) 他の応急対策、復旧活動と重複競合のないよう効率的な作業計画を樹立する。
- (3) 自衛隊と協議の上、自衛隊用ヘリポートの最適地を決定する。
- (4) 自衛隊派遣部隊の活動に必要な装備は、原則として自衛隊が準備するが、被災現場で急に必要となった資機材等で自衛隊から要請があった場合は、総務動員・受援班が行う。
- (5) 自衛隊から食料、飲料水等の要請があった場合は、農林水産環境班が確保する。
- (6) 自衛隊と協議の上、仮泊地を決定する。

第3 経費負担

自衛隊の救援活動に要した次の経費は、原則として本市が負担する。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に関わるものは除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の野営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話、入浴料等
- (4) 派遣部隊の救援活動実施に際し発生した（自衛隊装備に関わるものは除く）損害の補償

- (5) その他救援活動の実施に要する費用で、負担区分に疑義があるときは、本部長と派遣部隊長との間で協議する。

第4 撤収の要請

自衛隊派遣部隊の撤収は、兵庫県、各機関及び自衛隊派遣部隊と協議の上、「撤収要請書」により県知事に求める。

資料編：「3-1 防災関係機関連絡先一覧」

第４節 ヘリコプター支援要請計画

災害に際し必要な応急対策を実施するため、兵庫県消防防災ヘリコプターによる支援を要請すること及び状況により防災機関に対し、ヘリコプター等による支援を要請することについて定める。

【役割分担】

担 当 班 等		業 務 内 容
市 災 害 対 策 本 部	消防班	○ 派遣ヘリコプターの受入体制の確立 ○ 県にヘリコプターの支援要請 ○ 海上保安庁にヘリコプターの支援要請（県知事に要請） ○ 自衛隊にヘリコプターの支援要請（県知事に要請）
	各班	○ 消防班にヘリコプターの支援を要請

１ 兵庫県消防防災ヘリコプターの支援要請

(1) 現に災害が発生し又は発生するおそれのある場合で次の用務に該当するとき、本部長が要請する。

なお、ヘリコプターの運航は原則として日の出から日没までの間とし、運行の可否は県防災監（消防保安課長）が決定する。

- ① 救急活動
- ② 救助活動
- ③ 火災防衛活動
- ④ 情報収集活動
- ⑤ 災害応急対策活動

(2) 要請方法

- ① 各班は、県にヘリコプターの支援要請をする必要がある場合は、消防班に「３ 要請に際し連絡すべき事項（P221）」を明らかにして、本部長に上申する。
- ② 県に対するヘリコプター支援要請は、神戸市消防局警防部司令課を通じて消防防災航空隊に対し手続きを行う。
- ③ 防災監に対する支援要請は、消防班が市長名をもってFAX等で行う。

(3) 連絡先

区 分		電 話 番 号	
兵 庫 県	神戸市消防局警防部司令課	(078)333-0119	FAX (078)325-8529
	消防防災航空隊	(078)303-1192	FAX (078)302-8119
	消防保安課消防班	(078)362-9881	FAX (078)362-9915
	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局 (県災害対策センター内)	(078)341-7711 (078)362-9988 7-151-5545～5581(衛星電話)	(代) (時間内) (休日・夜間) FAX (078)362-9911
	(災害対策本部設置時) 神戸市消防局警防部司令課	(078)333-0119 FAX (078)325-8529	
	(災害対策本部設置時) 消防保安課	勤務時間内 (9:00～17:30) (078)362-9821 FAX (078)362-9915	勤務時間外 (17:30～翌朝9:00・休日) (078)362-9988 FAX (078)362-9911
	県災害対策中播磨地方本部 (中播磨県民センター)	(079)281-3001 (079)281-9017 FAX (079)285-1102	(代) (時間内) (休日・夜間)

2 他機関所有ヘリコプターの支援要請

(1) 要請方法

- ① 自衛隊に対するヘリコプター等の支援要請は、県知事に対して要請を行う。ただし、その手続きができない場合には、その旨及び災害の状況を直接自衛隊に通知し、その後、速やかに県知事に対して所定の手続きを行う。
- ② 海上保安庁に対するヘリコプター等の支援要請は、県知事に対して要請を行う。ただし、その手続きができない場合には、その旨及び災害の状況を直接姫路海上保安部に通知し、その後、速やかに県知事に対して所定の手続きを行う。

(2) 連絡先

区 分		電 話 番 号
自衛隊	陸上自衛隊姫路駐屯地部隊	(079) 222-4001 時間内（内線）238・650 時間外（内線）302
海上保安庁	姫路海上保安部	(079) 234-1016 FAX (079) 234-2106 (079) 234-4999

3 要請に際し連絡すべき事項

支援を要請する場合は、次の事項について連絡を行う。

- (1) 支援要請内容（救急活動、救助活動、火災防衛活動、情報収集活動、災害応急対策活動）
 - ・災害の発生場所、発生時間、内容、原因
 - ・現場の状況、受入体制、連絡手段
 - ・現場の気象状況
 - ・現場指揮者
 - ・その他必要事項
- (2) 支援を求める理由及び目的地
- (3) 現地責任者氏名
- (4) 人命救助、医薬品の緊急輸送等の内容
- (5) 人命救助の場合、救助されるものの性別年齢等
- (6) 着陸場との連絡方法

4 要請者において措置する事項

本部長は、消防班に次の措置をとるよう指示する。

- (1) 着陸すべき場所には適当な人員を配置し、危険防止のための措置を行う。
 - (2) 着陸場に至る交通機関等を確保する。
 - (3) 現地責任者は着陸場に待機し、必要に応じ機長等との連絡に当たる。
 - (4) 緊急輸送の場合は、患者の航空機輸送について医師が承認していることを明らかにする。
- なお、搬送のため、搭乗できる者は医師又は看護師1名とする。

5 ヘリコプター臨時離発着場適地

No.	名称及び所在地	UTM座標	土地の状況 (m)	連絡先 (電話番号)
1	陸上自衛隊姫路駐屯地ヘリポート 峰南町1-70	725 574	延長 132×幅 86	陸上自衛隊姫路駐屯地 079-222-4001
2	姫路市立陸上競技場 中地377-1	699 533	延長 190×幅 135	陸上競技場 079-293-8571
3	姫路公園競馬場 広峰町2丁目7-8	727 572	延長 300×幅 100	兵庫県 競馬組合管理事務所 079-282-5181
4	シロトピア記念公園 本町68	721 555	延長 150×幅 90	姫路市 姫路城総合管理室 079-284-5684
5	姫路セントラルパーク 豊富町神谷字大蔵1436-1	784 584	延長 160×幅 150	姫路セントラルパーク事務所 079-264-1611
6	市川河川敷グラウンド 四郷町山脇 (市川左岸 J R山陽本線南)	742 534	延長 75×幅 60	姫路市公園緑地課 079-221-2413
7	青山スポーツ広場 青山1470	665 565	延長 160×幅 75	姫路市公園整備課 079-221-2427
8	飾西公園 町田19-1外	668 581	延長 135×幅 120	姫路市公園緑地課 079-221-2413
9	市川北スポーツ広場 船津町4468-2	770 623	延長 125×幅 90	姫路市 公園整備課 079-221-2427
10	家島運動広場 家島町真浦1732-63	561 365	延長 100×幅 100	家島B&G海洋センター 079-325-1000
11	姫路市家島事務所書庫棟 (家島ヘリポート跡地) 家島町真浦1563-10	571 373	延長 80×幅 65	姫路市家島事務所 079-325-1001
12	坊勢スポーツセンター 家島町坊勢700-24	558 344	延長 86×幅 84	坊勢スポーツセンター 079-327-1900
13	夢前スポーツセンター 夢前町神種1042	686 700	延長 160×幅 125	夢前スポーツセンター 079-336-0767
14	置塩小学校 駐車場 夢前町宮置301-6、301-7	702 633	延長 32×幅 66	置塩小学校 079-335-2252
15	山之内運動広場 夢前町山之内乙133	699 764	延長 55×幅 65	姫路市公園緑地課 079-221-2413
16	すがの運動広場 夢前町菅生潤117-5	669 625	延長 110×幅 130	姫路市公園緑地課 079-221-2413
17	香寺総合公園スポーツセンター 香寺町行重335	752 649	延長 105×幅 110	香寺総合公園スポーツセンター 079-232-2442
18	安富スポーツセンター 安富町安志673-3	623 723	延長 110×幅 100	安富スポーツセンター 0790-66-4180
19	姫路赤十字病院屋上 下手野1-12-1	678 558	延長 23×幅 23	姫路赤十字病院 079-294-2251
20	兵庫県立いえしま自然体験センター 家島町坊勢字東尾友688	533 343	延長 45×幅 43	兵庫県立いえしま自然体験センター 079-327-1508
21	坊勢西ノ浦漁港 家島町坊勢700-29	556 343	延長 160×幅 48	姫路市水産漁港課 079-221-2111
22	ツカザキ病院ヘリポート 網干区和久68-1	625 521	延長 63×幅 110	ツカザキ病院 079-272-8555
23	男鹿島ヘリポート 家島町宮2165-16	602 366	延長 30×幅 30	真浦区会 079-325-0214
24	西島採石場ヘリポート 家島町真浦猫面2540	510 359	延長 30×幅 30	真浦区会 079-325-0214
25	夢前川前之庄河川敷 夢前町前之庄1212 夢前川河川敷	555 343	延長 50×幅 200	中播磨県民センター 079-281-3001
26	兵庫県立はりま姫路総合医療センター 病院棟 屋上ヘリポート 神屋町三丁目264	727 538	延長 24×幅 24	兵庫県立はりま姫路総合医療センター 079-289-5080

6 ヘリコプターの受入要領

(1) 適地使用に当たっての留意点

通常、ヘリコプターが飛行場（空港・ヘリポート）以外の場所に離着陸する場合、使用する航空機ごとに飛行場外離着陸場の許可（航空法第79条但書）を得る必要がある。ただし、航空機の事故、海難、ビル火災、地震・風水害の災害、山火事等の場合に、国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関の捜索又は救助を任務とする救難機並びに国土交通省の依頼により捜索又は救助を行う航空機は、許可なくとも離着陸することができる。（航空法第81条の2）

(2) 適地における受入準備

① ヘリコプターの着陸地点に、下図を参考にHマーク及びヘリポート番号を表示すること。

なお、ヘリポート番号は、各適地データの欄外に施設名称とともに付された番号のうち、3ケタの数字のみを表示する。



[表示方法]

- ・ Hマークは直径4 m以上で描く。
- ・ 表示は原則として石灰で行う。
- ・ 積雪時は墨汁、絵具等明瞭なもので行う。

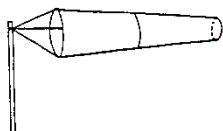
② 離着陸及び進入空域に、ヘリコプターの離着陸の障害となる物件がある場合はそれを除去し、着陸帯に近接して道路がある場合は、離着陸の際に通行止め等必要な措置を講じて事故の防止を図る。

③ 木片、小石等、ヘリコプターにより吹き飛ばされるおそれのあるものは、でき得る限り除去し、着陸帯がグラウンド等である場合は、散水などにより砂塵対策を講じること。

④ ヘリコプターの離着陸時は、着陸帯への人の出入りを禁止して事故防止に努めるとともに、吹流しを設置して、ヘリコプターに地上の風向きを知らせる。

なお、吹流しが設置できない場合及び自衛隊等の大型機が離着陸する場合は、発煙筒により風向きを知らせること。

[設置方法]



- ・ 吹流し及び発煙筒は、ヘリコプターの進入区域下を避け、着地地点から20m以上離して設置する。
- ・ 設置の際、国旗掲揚ポールなど固定できる場所がない場合は、人力等で支持して固定すること。

資料編：「2-2-4 兵庫県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」

「2-2-5 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」

第5章 市民等の協力

第1節 市民、自主防災会、事業所等の協力

災害発生時に各応急対策を実施するに当たって極めて重要となる市民、自主防災会及び事業所等の活動や協力が効果的かつ円滑に進められるための対応等について定める。

第1 市民、事業所等の責務

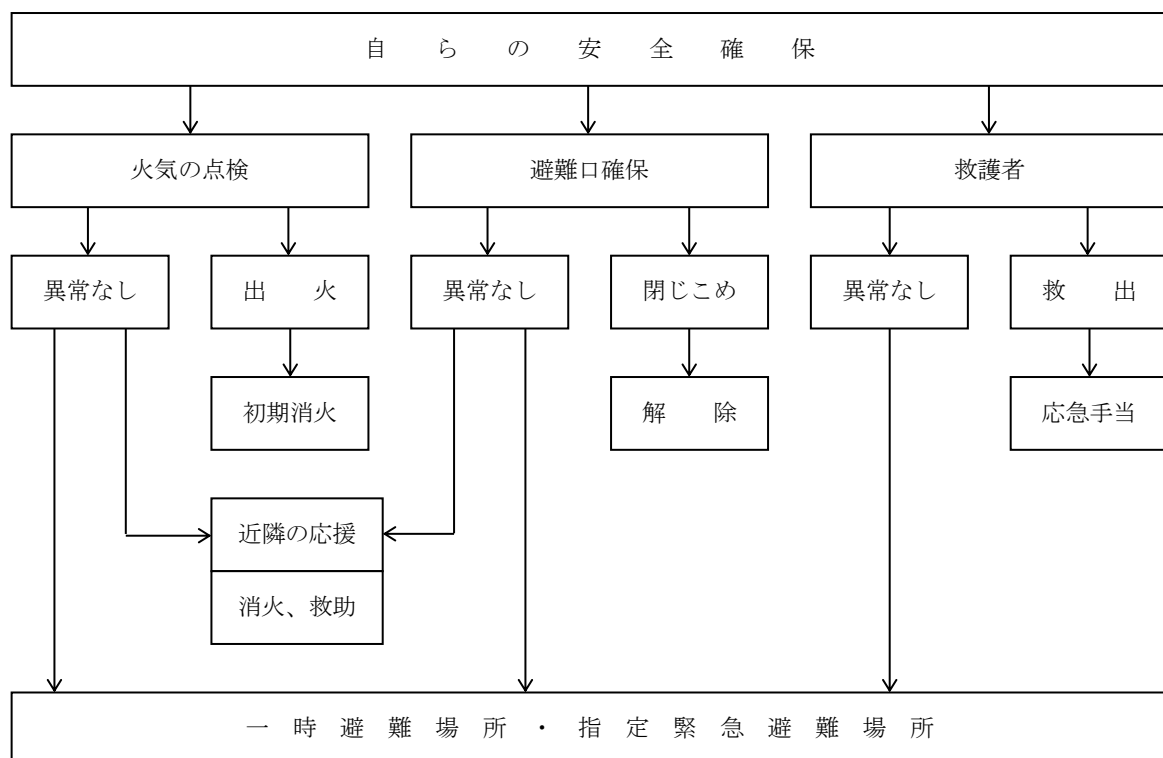
市民、事業所等は、自ら震災に備えるための手段を講ずるとともに、自主的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努めなければならない。

第2 市民、事業所等としての活動

1 市民としての活動

市民は、災害が発生したときは、次の活動を行うものとする。

- (1) 出火防止、初期消火活動の協力
- (2) 情報を収受したときの速やかな災害対策本部への連絡
- (3) 避難、給食等に際しての隣保協力
- (4) 被災者の救出、救護活動の協力
- (5) 自主防災会活動の協力
- (6) 住居から一定期間離れる場合における避難先、寄宿先等の表示
- (7) 避難施設入所時又は移動時における名簿登録
- (8) その他、必要な災害応急対策業務の協力



2 事業所等としての活動

事業所等は、災害が発生したときは、次の活動を行うものとする。

- (1) 当該事業所等の出火防止、初期消火活動
- (2) 従業員等の安全確保、従業員等の一斉帰宅の抑制、避難及び帰宅困難者の措置
- (3) 要請があった場合の地域における救助活動等の協力又は必要な資機材等の貸与、譲与、避難場所等の提供
- (4) 要請があった場合の地域における自主防災会活動の協力
- (5) その他、要請があった場合の災害応急対策業務の協力

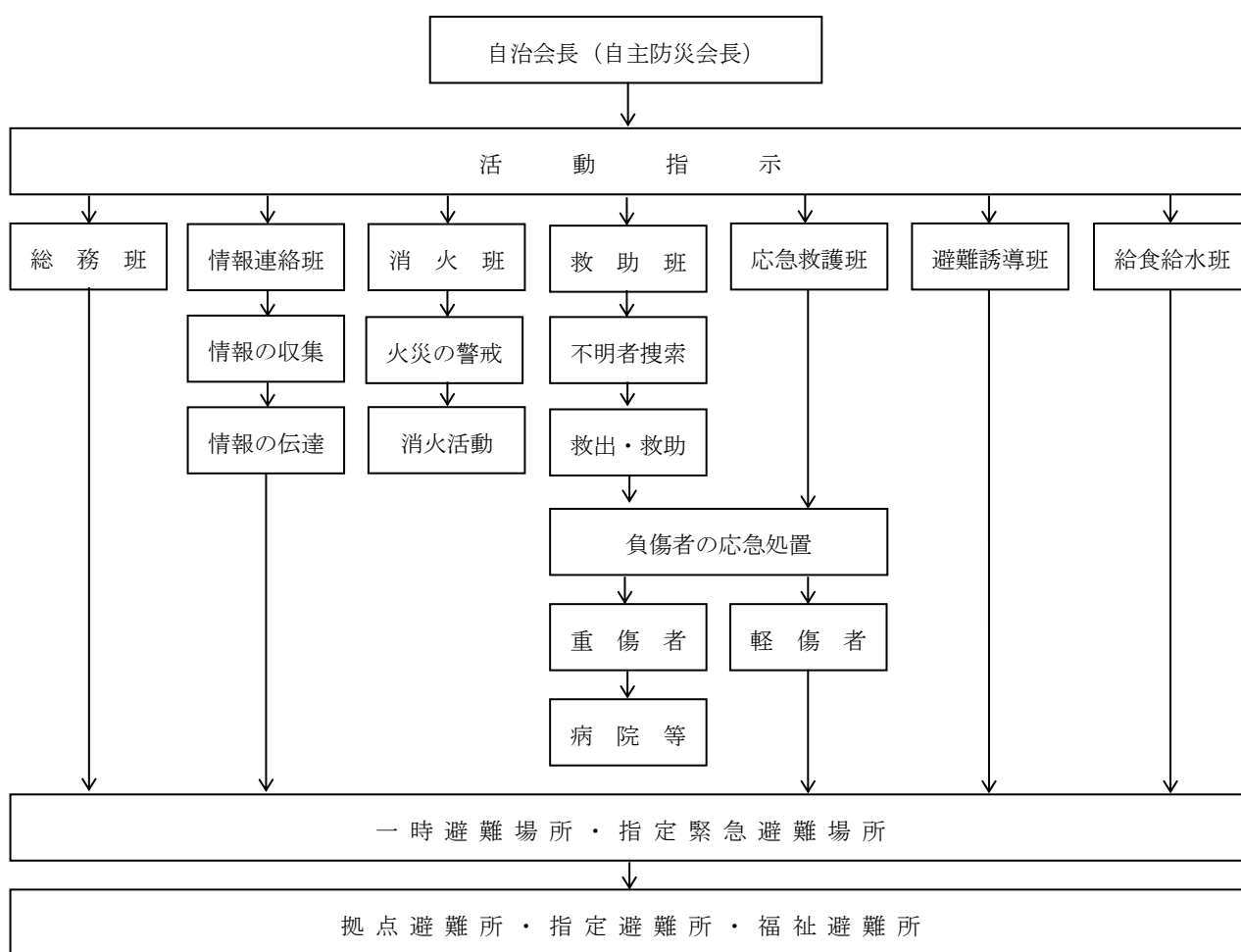
第3 自主防災会としての活動

1 自主的に行う活動

災害が発生した直後において、自主防災会が自主的に行う活動は次のとおりとする。

この場合、活動するに当たっては、別に定める自主防災会の手引又は活動マニュアル等に基づき、統一的かつ効率的に行うものとする。

(1) 出火防止及び初期消火	(6) 給食・給水
(2) 負傷者の救助	(7) 地域の災害時要援護者への援助
(3) 地域住民の安否確認	(8) 避難所の運営
(4) 情報の収集伝達	(9) 他地域への応援等
(5) 避難誘導	



2 市又は防災関係機関に協力する活動

市又は防災関係機関の応急対策が開始された後は、これらの補完的活動として次の応急対策業務に積極的に協力するものとする。この場合、活動を行うに当たっては、災害対策本部又は防災関係機関の要請等に基づき行うものとする。

- (1) 給水、給食、救援物資の配分等
- (2) 清掃、防疫活動
- (3) 区域内住民の安否情報収集
- (4) 住民の避難先、連絡先等の住居への表示の徹底
- (5) 住民の避難施設の入所時、移動時における名簿登録の徹底
- (6) 避難施設、避難場所等の運営
- (7) その他、必要な応急対策業務の協力

第4 事業所・自衛防災組織に対する活動の要請方法

1 事業所等に対する活動要請方法

(1) 活動の要請者

事業所等に対する活動要請は、災害対策本部の関係班の長又は自衛防災組織の責任者が必要と認めるとき、直接事業所等の責任者に対して行うものとする。

(2) 要請の手続き

上記活動要請を行う場合には、次の点について明らかにし、活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

- ① 活動の場所、時間（期間）
- ② 協力希望の人員
- ③ 活動の内容
- ④ 資機材の貸与等の場合は、その必要とする資機材等の品名、数量
- ⑤ その他参考となる事項

(3) 活動決定後の報告

活動の協力が決定した場合には、要請を行った班長等は、その内容を本部長（本部班）に報告する。

2 地域防災貢献事業所に対する活動要請方法

(1) 活動の要請者

地域防災貢献事業所に対する活動要請は、市長（災害対策本部長）が必要と認めるとき、要請するものとする。

(2) 要請の手続き

次の点について明らかにし、要請する。

- ① 要請する理由
- ② 要請する協力の内容
- ③ 必要とする場所
- ④ 協力の期間
- ⑤ その他必要な事項

3 自衛防災組織に対する活動要請方法

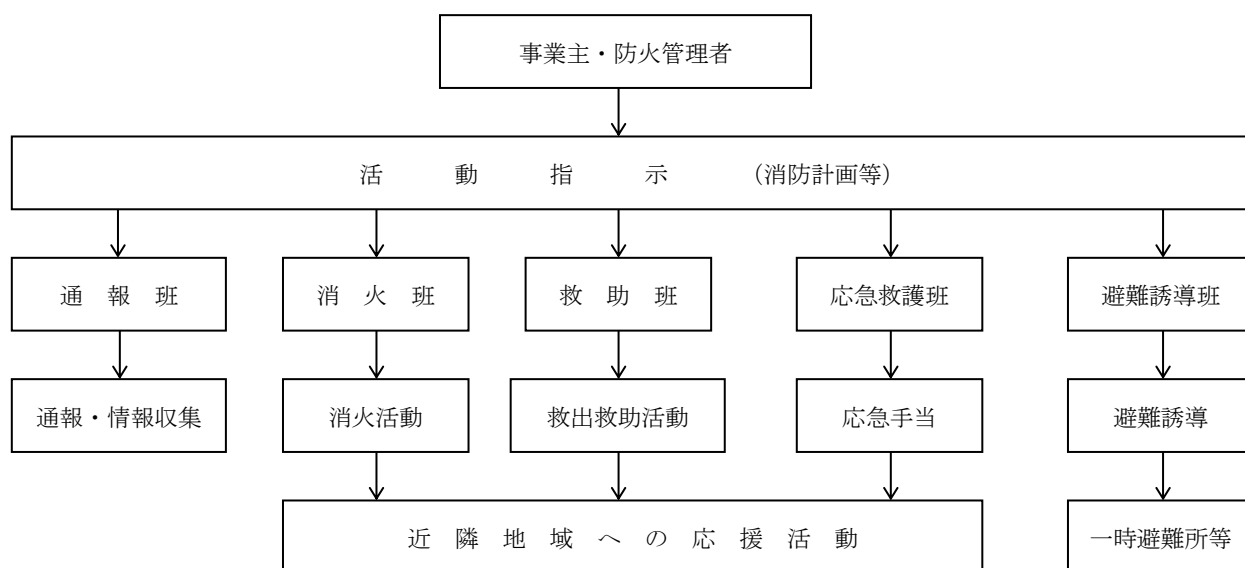
(1) 活動の要請者

自衛防災組織等に対する活動要請は、災害対策本部の関係班においてその協力の必要を認めたとき、各班長が、直接自衛防災組織の責任者に対して行うものとする。

(2) 要請の手続き

自衛防災組織の活動要請を行う場合には、次の点について明らかにし、活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

- ① 活動の場所、時間（期間）
- ② 協力希望の人員
- ③ 活動の内容
- ④ 調達を必要とする資機材等の品名、数量
- ⑤ その他参考となる事項



第 2 節 民間団体との連携

応急対策を実施するに当たり、役割分担に応じた民間団体との連携について定める。

【役割分担】

担 当 班 等		業 務 内 容
市 災 害 対 策 本 部	本部班	○ 協定締結団体及び企業等への要請 ○ 民間団体への要請
	消防班	○ 各地区自治会代表者に対する協力要請
	被災者救援班	○ 各地区自治会代表者に対する協力要請 ○ 姫路市連合婦人会（姫路市赤十字奉仕団）の分団長に対する協力要請

1 姫路市連合自治会及び自主防災会等との連携

消防班及び被災者救援班は、災害時の救助活動の円滑を期するため、必要に応じて各地区代表者に協力要請する。

- (1) 被災世帯の調査への協力
- (2) 救援物資の配布への協力
- (3) 避難の周知徹底及び避難者の炊き出しへの協力
- (4) その他災害応急対策の実施への協力

2 姫路市赤十字奉仕団との連携

被災者救援班は、姫路市連合婦人会（姫路市赤十字奉仕団）の動員を必要とするときは、各分団長に協力を要請する。

- (1) 災害援護に関する奉仕
- (2) その他社会福祉施設及び援護を要する奉仕等

3 その他の民間団体との連携

(1) 協定締結団体及び企業等との連携

本部班は、災害により応急対策業務の応援を必要とするときは、協定締結の各種団体及び企業へ応援を要請し、協定締結団体及び企業等は、要請に基づく応急対策業務を実施する。

(2) 民間団体の自主活動と市の応急対策への協力

災害時において、民間団体はそれぞれの団体の災害時の活動規範等に従い、自ら可能な範囲で各種活動又は業務サービスの提供などに努める。また、市の行う災害応急対策に関し、市から協力要請のあった場合は、可能な範囲で協力する。

(3) その他民間団体の範囲

団 体 等 の 区 分	団 体 等 の 名 称 等
公共的団体	○ 姫路商工会議所 ○ 農業協同組合 ○ 漁業協同組合 ○ 森林組合 ○ 姫路ケーブルテレビ株式会社 ○ 株式会社姫路シティFM21 ○ 社会福祉法人姫路市社会福祉協議会 等
地域活動関係団体	○ N P O 等
教育関係団体	○ P T A ○ その他の教育関係団体 等

社会奉仕関係団体	○ ライオンズクラブ ○ ロータリークラブ ○ 姫路青年会議所 ○ その他の社会奉仕関係団体 等
商工業、サービス業関係団体	○ 兵庫県建築士会姫路支部 ○ 兵庫県建築事務所協会姫路支部 ○ 一般社団法人兵庫県建設業協会姫路支部 ○ 一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会 ○ 全日本葬祭業協同組合連合会 ○ 一般社団法人全国霊柩自動車協会 ○ 一般社団法人兵庫県トラック協会西播支部 ○ 赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合 ○ 一般社団法人全国クレーン建設業協会兵庫支部 ○ 一般社団法人兵庫県自動車整備振興会 ○ 家島船舶協同組合 ○ 一般社団法人兵庫県測量設計業協会姫路支部 ○ 播磨測量設計ネットワーク ○ 兵庫県石油商業組合姫路支部 ○ 一般社団法人兵庫県解体工事業協会 等
大学、専門学校など	○ 兵庫県立大学 ○ 姫路獨協大学 ○ 姫路大学 ○ 姫路日ノ本短期大学・日ノ本学園高等学校 ○ 専門学校等その他の教育機関 等

- 資料編：「2-3-1 災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定」
- 「2-3-2 災害時における物資等の輸送に関する協定」
- 「2-3-3 災害時における物資等の輸送、一時保管、仕分け等に関する協定」
- 「2-3-5 災害時等における船舶による輸送等に関する協定」
- 「2-3-6 災害時における船舶による輸送及び応急対策業務に関する協定」
- 「2-3-8 災害時における支援協力に関する協定（兵庫県石油商業組合姫路支部）」
- 「2-4-1 災害情報放送に関する協定」
- 「2-4-2 災害等緊急放送の実施に関する協定」
- 「2-4-3 ひめじ減災プロジェクトに関する協定」
- 「2-5-1 避難所に関する協定・覚書」
- 「2-5-4 災害時における帰宅困難者支援、受入施設の提供並びに物資等の供給及び運搬に関する協定」
- 「2-6-4 災害時等における相互協力に関する協定（西日本高速道路(株)）」
- 「2-6-5 災害時における応急対策業務に関する協定（建設資機材等）」
- 「2-6-6 災害時における障害物除去等の協力に関する協定」
- 「2-6-7 災害時におけるムービングハウスを活用した宿舍等の建設に関する協定」
- 「2-6-8 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定」
- 「2-6-9 災害時における緊急時及び被災建築物の解体撤去の協力等に関する協定」
- 「2-6-16 災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定」
- 「2-6-18 災害時における遺体の安置・搬送等の協力に関する協定」
- 「2-6-27 災害時における緊急測量業務等に関する協定」

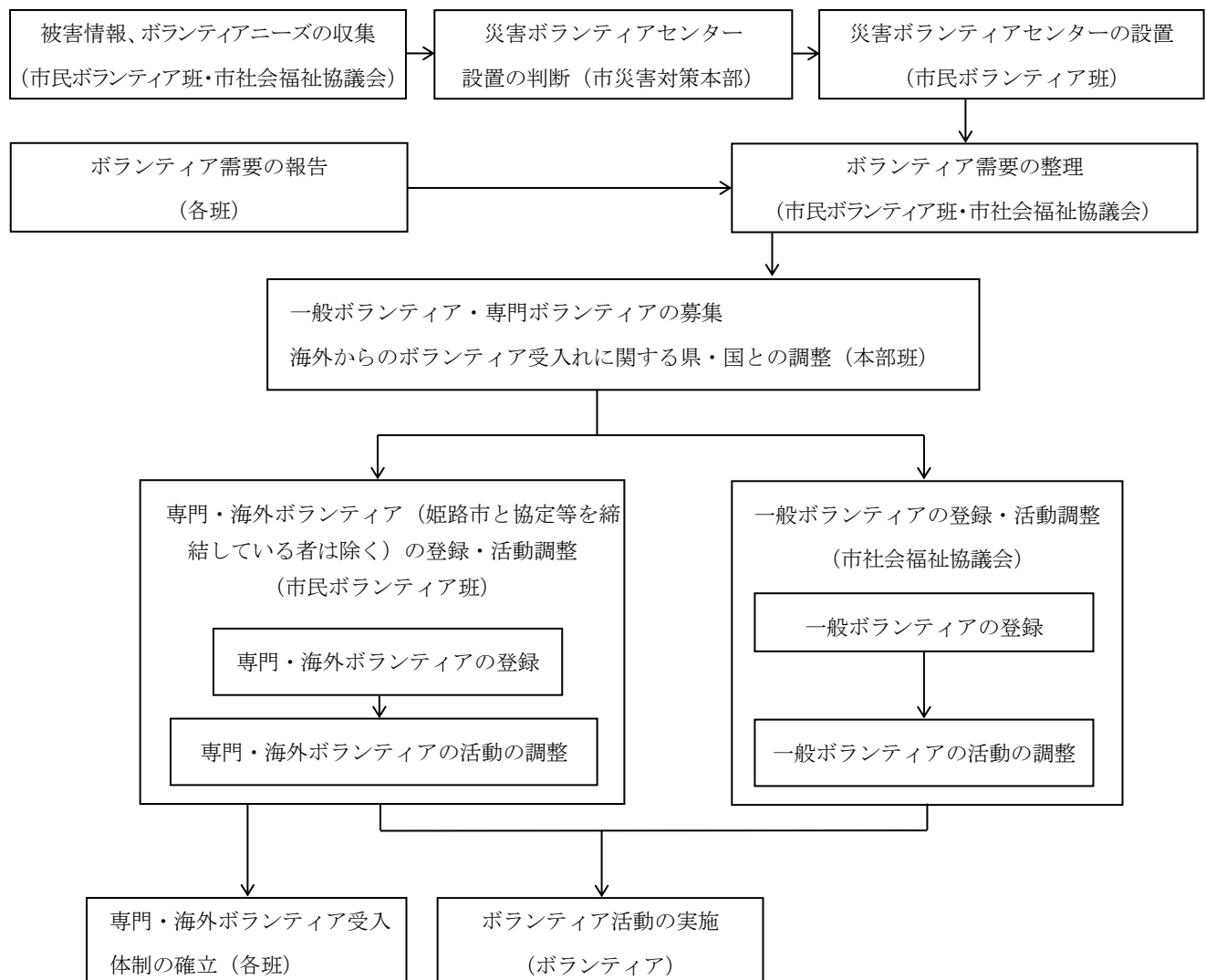
第3節 ボランティアの受入れ

災害発生後に災害応急対策を実施するうえで、効果的にボランティアの支援活動を受け入れるため、ボランティア活動の調整に関する事項について定める。

【役割分担】

担 当 班 等		業 務 内 容
市 災 害 対 策 本 部	市民ボランティア班	○ 姫路市災害ボランティアセンターの設置及び運営協力 ○ ボランティア需要・活動状況の整理 ○ 市の専門・海外ボランティアの登録・活動調整 ○ ボランティアが必要とする機器・資機材及び活動拠点の提供
	本部班	○ ボランティアの募集 ○ 海外からのボランティア受入れに関する県・国との調整
	各班	○ 市民ボランティア班へのボランティア需要報告 ○ 市の専門・海外ボランティアの受入れ ○ ボランティア需要・活動状況の報告
姫路市社会福祉協議会		○ 姫路市災害ボランティアセンターの開設、運営 ○ 一般ボランティアの登録・活動調整 ○ ボランティアが必要とする機器・資機材及び活動拠点の提供

【応急対策の流れ】



第1 姫路市災害ボランティアセンター

1 姫路市災害ボランティアセンターの設置及び運営等

- (1) 市民ボランティア班は、ボランティア調整機関である姫路市災害ボランティアセンターを設置し、その開設・運営を姫路市社会福祉協議会に要請する。
- (2) ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営については姫路市災害ボランティアセンター自らの決定に委ねる。
- (3) 市民ボランティア班は、姫路市災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、災害対策本部との連絡・調整に当たる。

2 姫路市災害ボランティアセンターの設置場所

姫路市災害ボランティアセンターは姫路公園内の大手前公園部分に設置するものとする。ただし、災害の種類及び規模、被災地の状況等を勘案し、より最適なセンターの設置場所が考えられる場合、又は姫路公園内の大手前公園部分にセンターを設置することが困難な場合は、市民ボランティア班は、これに代わる施設を確保するものとする。

3 姫路市災害ボランティアセンターの業務

「姫路市災害ボランティアセンター設置等に関する協定」に基づき、以下の業務を行う。

- (1) 災害ボランティア（姫路市と災害ボランティア等に係る協定等を締結しているものを除く）の受入れ及び派遣に関すること。
- (2) 災害対策本部からの依頼に基づき、ボランティアの派遣を行う。
- (3) 災害ボランティア活動を支援するための募金活動に関すること。
- (4) その他ボランティア活動を支援するために必要な業務を行う。

例 ボランティアの募集等

第2 ボランティアの受入れ

1 ボランティア需要の把握

(1) ボランティア需要の報告

各班は、応急対策実施時に必要とされるボランティア需要を市民ボランティア班に報告する。

(2) ボランティア需要の整理

市民ボランティア班は、各班から報告されたボランティア需要の活動内容や必要な人数などを整理する。

2 ボランティアの募集

本部班は、ボランティア需要をもとに、マスコミや広報紙等を活用し、一般ボランティア・専門ボランティアの募集を行う。

3 海外からのボランティア

本部班は、海外からのボランティアの受入れについて、県、国と協議の上、災害対策本部でその対応を協議する。

4 ボランティアの登録・活動調整

(1) ボランティアの登録

姫路市災害ボランティアセンターは、ボランティア活動を申し込んだボランティアについて、その救援活動項目や人数などを登録する。

(2) 一般ボランティアの活動調整

姫路市災害ボランティアセンターは、各班のボランティア需要と登録された一般ボランティアの活動項目等を調整し、一般ボランティアの派遣先などの総合的調整を行う。また、調整結果については、要請を行った各班に報告する。

(3) 専門・海外ボランティアの活動調整

市民ボランティア班は、各班のボランティア需要と登録された専門・海外ボランティアの活動項目等を調整し、専門・海外ボランティアの派遣先などの総合的調整を行う。また、調整結果については、要請を行った各班に報告する。

5 ボランティア活動への支援

市民ボランティア班及び姫路市社会福祉協議会は、ボランティア活動に対して、次の支援を行う。

- (1) 災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供し、ボランティア活動の円滑化を図るとともに、ボランティア活動からもたらされる情報についても積極的に受け入れる。
- (2) ボランティア活動が効果的に行えるように、必要な機器・資機材及び活動拠点を提供する。
- (3) 感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底し、ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図る。
- (4) ボランティア活動に従事する者が被った損害に対する賠償等は、ボランティア活動保険により対応するものとする。ボランティア活動保険の加入に係る費用は、原則、ボランティアの自己負担とする。ただし、市の要請に基づくボランティア等に係る費用は市の負担とする。

資料編：「2-6-20 姫路市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定」

第6章 オープンスペース等の管理体制の確立

オープンスペースは、震災発生直後の一時避難場所から、その後の救援活動拠点、輸送拠点、ガレキ等の仮置き場、応急仮設住宅建設用地まで、利用目的や需要が時系列に変化していく。

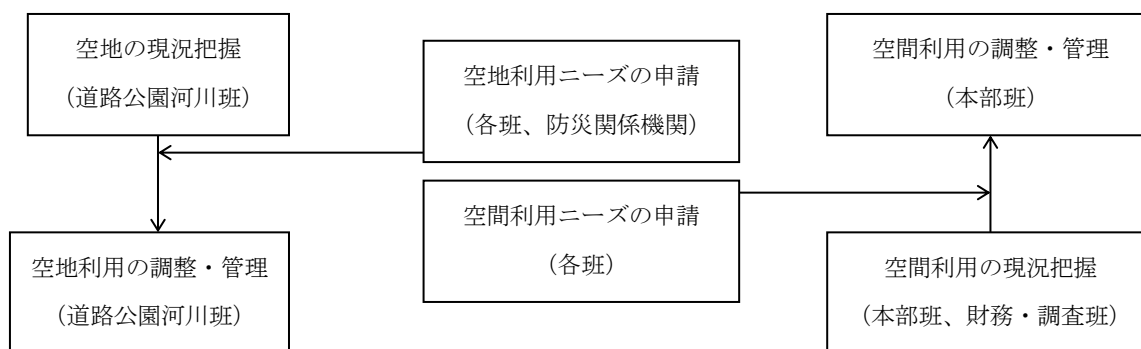
そのため、限られたオープンスペースを効果的に活用するため、時系列に変化していく利用需要を調整しながら、必要度の高いものから利用方法を決定していく必要がある。

また、各班の庁舎等の空間（スペース）の利用調整も合わせて行っていく必要がある。

【役割分担】

担 当 班 等		業 務 内 容
市 災 害 対 策 本 部	道路公園河川班	○ 空地の現況把握（被害状況、利用可能性等） ○ 空地利用の調整・管理
	財務・調査班	○ 市有財産の現況把握（被害状況、利用可能性等）
	本部班	○ 空間利用の調整・管理 ○ 各班間の連絡調整のための副班長会議の開催
	各班	○ 必要とする空地の面積、場所、利用目的等の整理及び申請 ○ 利用状況・撤去等の情報の道路公園河川班及び災害対策本部への逐次報告
防災関係機関		○ 必要とする空地の面積、場所、利用目的等の整理及び申請 ○ 利用状況・撤去等の情報の道路公園河川班及び災害対策本部への逐次報告

【応急対策の流れ】



1 空地の現況把握

道路公園河川班は、あらかじめピックアップしておいた市域内の空地について、各班から情報提供を受け、現状を把握する。

これら把握した情報については、市有地、県有地、国有地、民有地別に、現在の用途、位置、面積等を整理する。

2 空地利用ニーズの申請

各班及び防災関係機関は、道路公園河川班に、必要とする空地について、望ましい面積、場所、利用目的などを申請する。なお、道路公園河川班は、各機関からの空地利用要望の内容が時間とともに変化することを考慮しておく。

(オープンスペースに必要とされる機能と特性)

用 途	機 能	特 性
(1) 緊急避難	・ 発災直後、身の安全を守る場 ・ 近隣の救助活動の拠点 ・ 大規模火災等から身の安全を守る	・ 被災者にとって最も身近で安全なスペース ・ 津波の危険性がある場合は、河川敷や港湾などのオープンスペースは除く
(2) 救援活動拠点	・ ボランティア活動拠点 ・ 自衛隊活動拠点 ・ 近隣・他府県からの応援拠点 ・ 風呂、炊事施設等の被災者の生活サポート ・ 医療サービス	・ 中～大規模なオープンスペース
(3) 輸送拠点	・ 物資の集積 ・ 中継拠点 ・ 輸送の利便性の良い場所 ・ ヘリポート ・ 緊急輸送道路（河川敷）	・ 必要な空間が確保できること ・ 輸送路となる河川敷等 ・ 輸送の利便性の良い場所 ・ 居住地から離れたところ
(4) スtockヤード	・ 救援、復旧、復興資機材のストックヤード	・ 輸送の利便性の良い場所 ・ 居住地から離れたところ
(5) 廃棄物置き場	・ 瓦礫などの廃棄物の仮置き場 ・ 避難所などから出る生活ゴミの仮置き場	・ 長期的な使用が可能なスペース
(6) 仮設住宅建設	・ 仮設住宅の建設	

3 空地利用の調整・管理

道路公園河川班は、各班の空地利用ニーズを基に、あらかじめ定めていた空地利用の優先順位を考慮しながら、空地の利用を調整し、空地利用申請者にその調整結果を通知する。

また、時系列に応じて空地利用ニーズを把握し、適宜、利用目的を変更していく。

空地利用した各班及び防災関係機関は、その利用状況や撤去等の情報を道路公園河川班及び災害対策本部（本部会議、防災関係機関会議）に逐次報告する。

4 空間利用の現状把握及び調整・管理等

本部班及び財務・調査班は、あらかじめピックアップしておいた代替庁舎候補について、各班から情報提供を受け、現状を把握する。

本部班は、副班長会議等を開催し、姫路市業務継続・受援計画に基づき、各班ニーズに合わせて、あらかじめ想定していた庁舎等の空間（スペース）の利用調整を効果的に行う。

第 7 章 災害救助法の適用

本市域において一定の規模以上の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要請し、県その他関係機関及び市民が一体となって被災者の救助を実施するものとする。

第 1 災害救助実施責任機関

1 知事が行う救助

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、県知事が当たることとされている。

2 市長が行う救助

上記 1 について、知事は権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができるほか、市長は知事が行う救助を補助することとされている。

（知事は権限の委任を行う場合、当該事務の内容及びその期間を通知することとする。）

災害救助法の定める範囲外のもの及び災害救助法が適用されない小災害時の災害救助については、市（市長）の責任において実施する。

3 費用の負担区分

災害救助法に基づく救助の費用……………県負担

その他の費用……………市負担

4 庶務

災害救助法が適用された後の庶務は、被災者救援班が行う。

第 2 災害救助法の適用

「資料編：5－2 災害救助法の適用基準」に該当するときに、県知事が災害救助法を適用する。

第 3 救助の実施

次に掲げる救助の実施に関する事務は、災害救助法第13条第1項の規定に基づき、その一部を市長が行うこととすることができるとされている。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 被災者の救出
- (7) 被災した住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 障害物の除去

第４ 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法は、「資料編：５－３ 災害救助法による災害救助基準」のとおりである。この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て県知事が定める基準により実施する。

資料編：「５－１ 災害救助法の適用様式」

「５－２ 災害救助法の適用基準」

「５－３ 災害救助法による災害救助基準」

「５－４ 災害救助事務のフローチャート」

Ⅱ 円滑な災害応急活動の展開

第 1 章 消防及び医療活動

第 1 節 消火活動

災害発生時における消火活動を実施するための組織体制、活動業務、情報連絡等について定める。

【情報の流れ】

○ 情報収集先

情報収集者	情報収集先	情報収集内容
消防班	市民、事業所等	・消火依頼、救助・救急依頼
	消防団	・市内各地域の被災状況
	本部班	・フェニックス防災システムによる被害概況情報
	高所監視カメラ・車載カメラ等	・市内被害概況及び火災発生状況
	被災者救援班	・姫路市医師会、被災者救援班の活動状況 ・対応可能な医療機関情報 ・救護所の開設状況

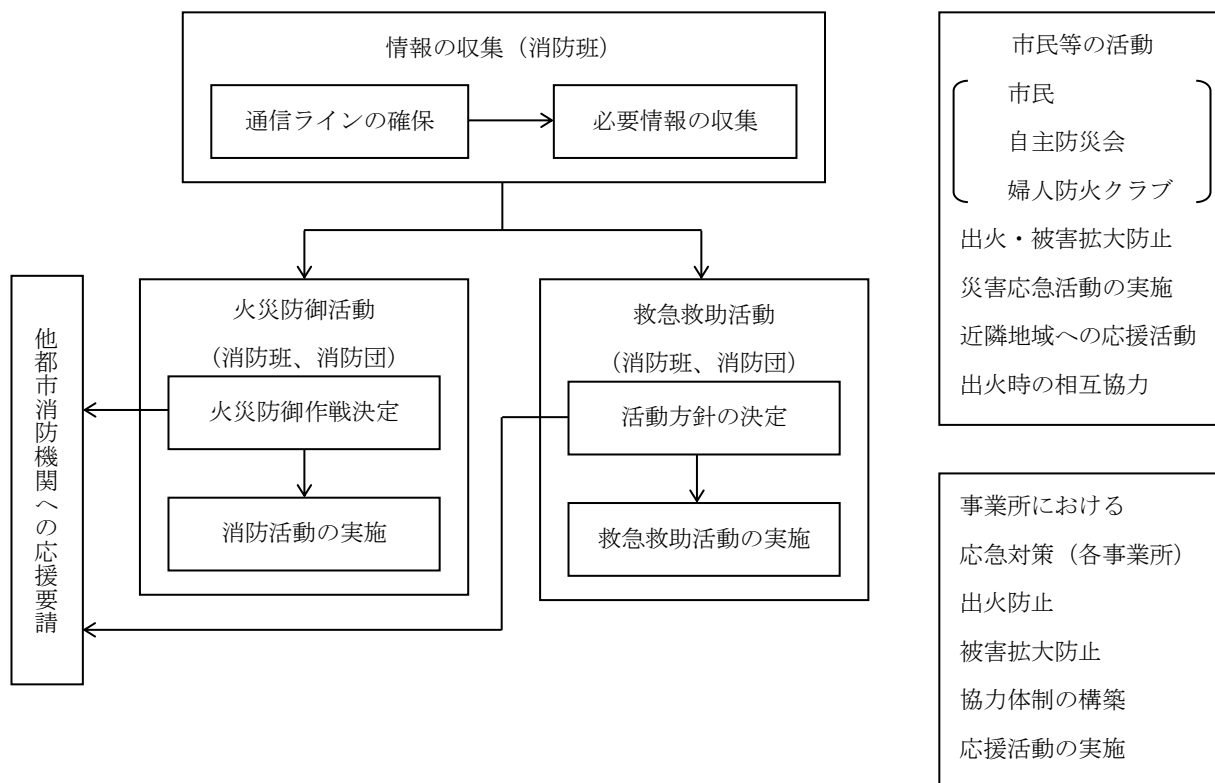
○ 情報発信先

情報発信者	情報発信先	情報発信内容
消防班	本部班	・火災の発生状況及び二次災害関連情報 ・人的被害状況
	兵庫県消防保安課	・林野火災の発生状況

【役割分担】

担 当 班 等		業 務 内 容
市 災 害 対 策 本 部	消防班	○ 庁舎の安全及び機能確保 ○ 通信施設の確保 ○ 消防局指揮本部の設置 ○ 火災・救急救助情報の収集・伝達 ○ 火災防御活動、救急救助活動の実施 ○ 近隣消防本部との連携 ○ 広域消防応援要請及び消防応援隊の運用
消防団		○ 消防団本部の設置 ○ 非常参集 ○ 消火活動準備、救助活動準備
市民		○ 身体の安全確保 ○ 出火防止措置及び初期消火
自主防災会・自治会等		○ 地域内の災害応急活動の実施 ○ 近隣地域への応援活動の実施
事業所		○ 出火防止及び被害の拡大防止 ○ 近隣地域への応援活動

【応急対策の流れ】



第1 消防活動の基本方針

災害時における活動方針は人命の安全確保を最優先とし、基本方針を次のとおりとする。

1 消火活動

二次的に発生する火災に対処するため、出火防止と火災の早期鎮圧及び延焼拡大の防止を図るものとする。

2 人命救助・救急活動

消防の人員資機材を活用し、人命救助、救急活動を優先に行い、人命の安全確保に努める。

3 安全避難の確保

火災の発生件数が多く、延焼火災の鎮圧が困難と予想される地域については、住民の安全避難を確保するための活動を行う。

第2 初動体制の確立

1 非常体制

消防局長又は消防署長は、非常事態において警防体制を強化する必要があると認めるときは、非常体制を確立する。

(1) 局指揮本部の設置

各消防署所の災害活動を総合的に掌握し、適正な指揮管制を行うとともに、災害情報の収集、分析を行うため、防災センター内の消防局に局指揮本部を設置する。

(2) 初動措置の指令

消防局情報指令課は、市域で震度4以上（気象庁発表）の地震を覚知したとき又は大規模な災害の発生若しくはその発生が予想されたときは、各消防署所に初動措置の実施を指令する。

各消防署所は、指令受信後直ちに初動出動体制を確立するとともに、市内の被害状況の把握に努める。

(3) 非常招集の基準

所属長は、緊急に警防力を増強する必要があると認めるときは、次の基準に定める非常招集を発令する。

区 分	配 備 体 制	参 集 場 所
1号招集	少数の人員に対して行う招集	自己の勤務場所 ただし、交通途絶、その他特別の理由により参集できないときは、最寄りの消防署所又は局へ参集し、その旨を報告して指示を受ける。
2号招集	職員の半数以内の人数を招集	
3号招集	所属の全職員を招集	
消 防 団	所要の人員を招集	本部員は団本部、分団員は分団車庫に参集する。

(4) 報告

所属長は、非常招集の参集結果を、発令時、参集完了時、発令解除時等の時期ごとに、消防局長に報告する。

分団長は、非常招集の参集状況及び非常招集結果報告を、消防団長に報告する。

2 初動措置

(1) 消防本部・署所の初動措置

各消防署所は、消防局情報指令課から初動措置の実施の指令があったときは、早期に非常体制の確立を図り、消防本部との連絡を密にするとともに、直ちに次の措置をとる。

① 通信施設の確保、無線基地局の開局	④ 情報の収集・伝達
② 庁舎の安全及び機能確保	⑤ 非常招集体制の確立
③ 車両の安全確保	⑥ 救急隊等の出動準備

(2) 消防団の初動措置

消防団長は、災害発生時に消防団の全機能を発揮できる体制を確立し、災害の様相に応じた有効な活動を実施して、地域住民の生命、身体の安全を確保する。

初動措置として、次の措置をとる。

① 消防団本部の設置	③ 消火活動準備
② 非常招集	④ 救助活動準備

第3 情報の収集・伝達

情報の収集は、消防車両等あらゆる手段で正確な被害状況の把握に努め、無線等により無線基地局へ伝達する。

また、災害発生時における情報及び伝達等は消防団又は自主防災会を経由して各地域と連絡する。

第4 火災防御活動の基本方針

災害は、人命に対するあらゆる危険現象が複合的に発生するが、最も被害を増大させるものは、二次的に発生する火災である。

したがって、災害時における警防活動は、人命の安全確保を優先とするため、消防の全機能をあげて出火防止、火災の早期鎮圧及び拡大防止を図るものとする。

災 害 種 別	防 御 活 動
(1) 同時に複数の火災が発生した場合	延焼危険度の高い地域及び重要対象物を優先する。
(2) 広域避難場所及び避難路の周辺で火災が発生した場合	当該避難場所及び避難路の安全確保を優先する。
(3) 高層建築物又は地下街等の火災	延焼拡大の危険性が高い箇所を優先する。
(4) 工場又は大量危険物貯蔵取扱施設等から火災が発生した場合、又は既に延焼拡大した火災	住宅密集地域への延焼危険のある部分を優先する。
(5) 林野火災が発生した場合	林野火災を覚知した場合、速やかに県に報告し、災害の規模によっては県に応援を要請する。

資料編：「8－7 著しく消火困難な施設」

第2節 救助・救急活動

災害のため生命身体が危険な状態にある者や生死不明の状態にある者を捜索し、又は救助・救急を行うための対策を実施する。

【情報の流れ】

○ 情報収集先

情報収集者	情報収集先	情報収集内容
消防班	市民・企業等	・人命救助・救急依頼（119番通報）
	消防団	・市内各地域の被災状況
	本部班	・フェニックス防災システムによる被害概況情報
	高所監視カメラ・車載カメラ等	・市内被害概況
警察署	市民・企業等	・人命救助依頼（110番通報）

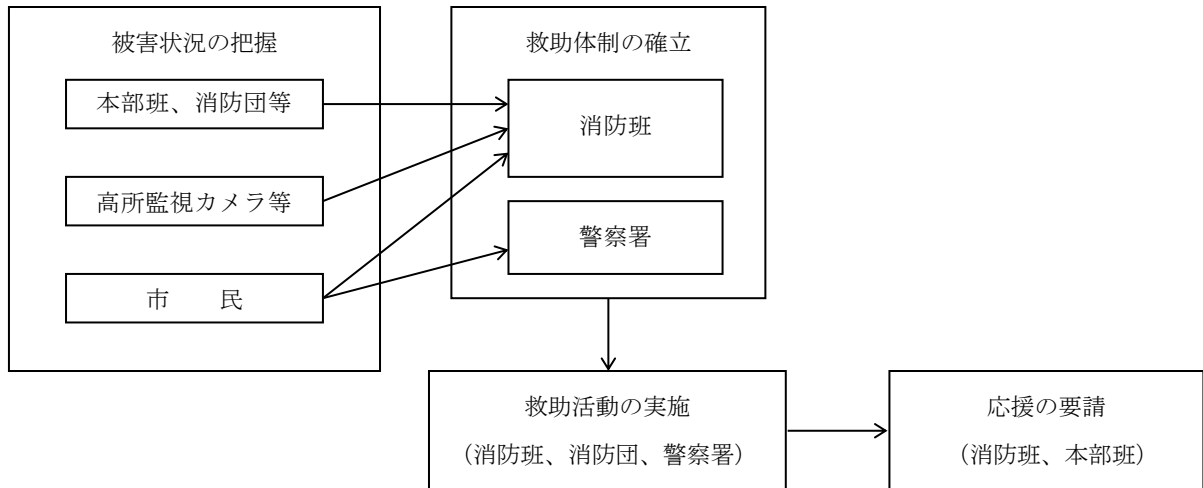
○ 情報発信先

情報発信者	情報発信先	情報発信内容
消防班	本部班	・人的被害概況
警察署	本部班	・人的被害概況

【役割分担】

担当班等		業務内容
市災害対策本部	本部班	○ 人的被害状況の把握 ○ 県に自衛隊の救助活動出動要請
	消防班	○ 救急救助活動隊の編成 ○ 救助活動の実施 ○ 近隣消防本部との連携 ○ 他都市消防機関への応援要請 ○ 県を通じて国への緊急消防援助隊の出動要請
警察署		○ 警察署部隊の編成 ○ 救助、捜索活動、身元確認等の実施
消防団		○ 救助活動

【応急対策の流れ】



第 1 救助・救急体制の確立

1 消防班の救助・救急体制

消防班は、市内全般の被害状況を勘案し、消防隊、救助隊、救急隊を出動させ、状況により現地指揮本部及び救護所を設置する。

2 警察の救助・救急体制

警察署は、被害状況を早期に把握して、署員招集等を行い、迅速に署部隊を出動させる。

第 2 救助・救急活動の実施

1 救助活動の方針決定

消防班は、本部班や関係機関等から正確な被害情報を入手して速やかに分析を行い、人命に対する危険が高いと判断されるところからの救助隊及び消防隊の出動調整をする。

2 救助活動の基本方針

救命、身体の救助、精神的・肉体的苦痛の軽減及び財産の保全を図る。

人命救助とは、自然災害や人的災害を問わず、広く一般の災害事象により要救助者の生命又は身体の現実の危険が及んでいる場合で、要救助者の生存が確認又は予想される状況下において、人力、機械力等を用いてその危険を排除し、安全な場所に救助し、その後、救急隊により医療機関、その他の場所（救護所等）へ緊急に搬送する一連の活動をいう。

3 救助・救急活動の原則

救助・救急事故の内容から判断して、住民の生命を守るための効果が大である事故を選択して実施する必要がある。

- (1) 火災現場における人命救助活動は最優先する。
- (2) 救命処置を必要とする負傷者及び災害時要援護者を優先し、その他の負傷者はできる限り、自主的な処置を行わせるとともに、他の関係機関及び姫路市医師会等との連携の上実施する。
- (3) 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先する。
- (4) 延焼火災が少なく、救助・救急事案が多発している場合の活動は、多数の要救助者が発生している火災現場を優先する。
- (5) 救助・救急活動は、緊急度が高く救命効率の高い事案を優先する。

4 関係機関との調整

災害の状況に応じて必要があると認めるときは、時機を逸することなく、「災害応急対策計画Ⅰ 第4章 防災関係機関との連携・応援体制の確立（P207）」に基づいて、関係機関への救助応援要請を行うとともに、各機関の動員数、場所、提供可能な資機材等について調整を図る。

- (1) 兵庫県、他市町、指定行政機関等行政機関に対する応援要請
- (2) 姫路市医師会、建設業界等防災関係団体に対する応援要請
- (3) 自衛隊に対する応援要請
- (4) 海上保安部に対する応援要請
- (5) 緊急消防援助隊、消防相互応援等消防班における応援要請
- (6) 警察に対する機動隊、広域緊急援助隊等の派遣要請

第3 災害救助法の実施基準

1 実施責任機関

- (1) 災害救助法が適用された場合における災害にかかった者の救助は、市長が知事の委任を受けて実施する。
- (2) 災害救助法が適用されない小災害の場合における災害にかかった者の救助は市長が行う。

2 救助基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「被災者の救出」の実施基準は、次のとおりである。

項 目	基 準 等
対 象	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者
費 用 の 限 度 額	当該地域における通常の実費
期 間	災害発生の日から3日（72時間）以内
備 考	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上

資料編：「7-2 コミュニティ防災倉庫資機材・自主防災会交付防災資機材・水防資器材一覧」

第3節 医療活動

災害のため、医療機能が喪失、不足した場合や医療機関が混乱した場合における医療及び助産対策について定める。

【情報の流れ】

○ 情報収集先

情報収集者	情報収集先	情報収集内容
被災者救援班	姫路市医師会	・医師会救護班の活動状況 ・各医療機関の被災状況
	救護所	・負傷者、死者等人的被害状況 ・患者の後方医療機関への搬送依頼 ・医薬品、資機材など必要物資の調達依頼

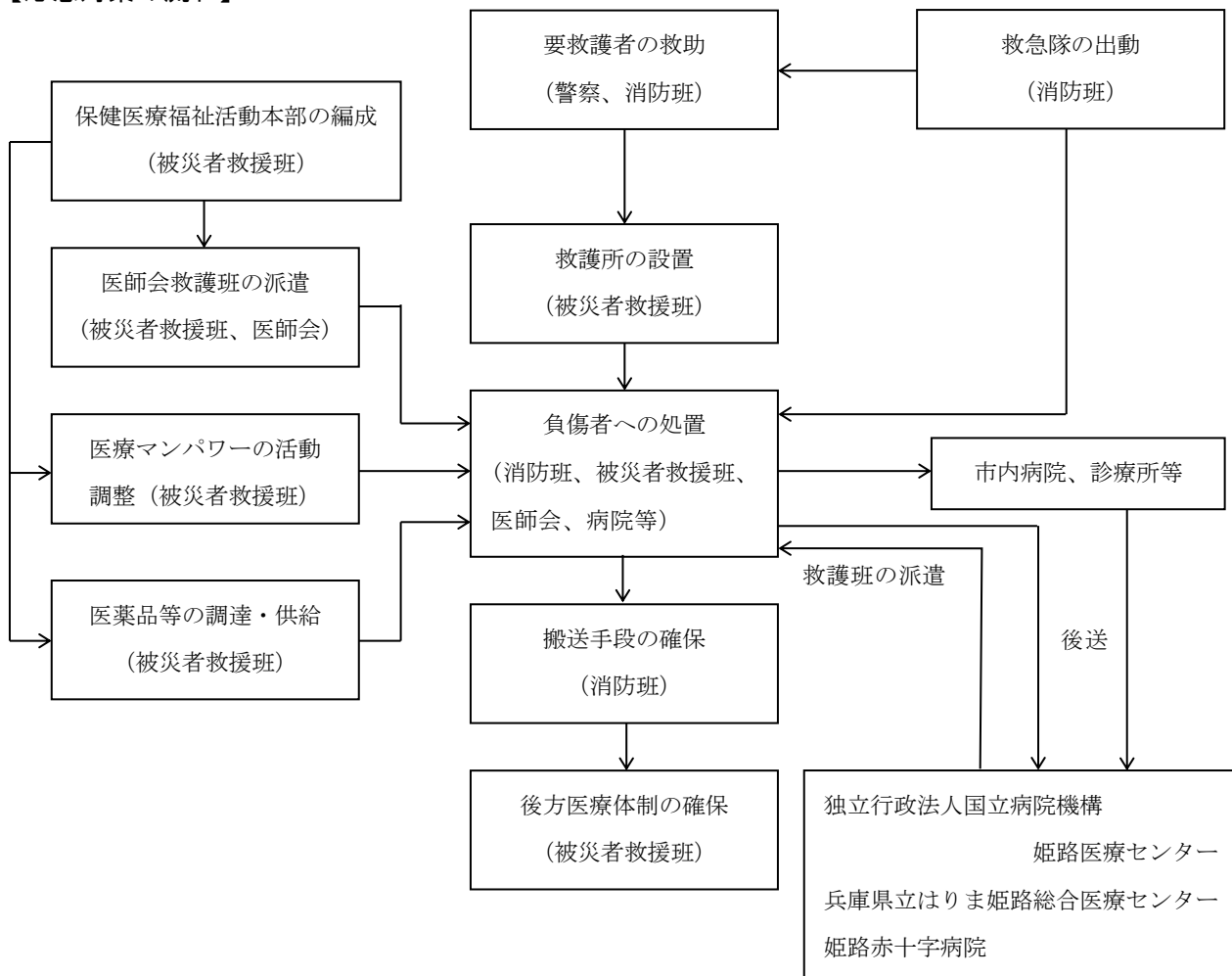
○ 情報発信先

情報発信者	情報発信先	情報発信内容
被災者救援班	姫路市医師会	・医師会救護班の派遣要請 ・医療マンパワーの活動調整
	救護所	・対応可能な後方医療機関情報
	消防班	・被災者救援班、姫路市医師会の活動状況 ・医療機関の被災状況 ・救護所の開設状況 ・患者の搬送依頼
	医療機関	・患者の搬送に関する情報
	市民ボランティア班	・ボランティア需要の申請
	本部班	・人的被害状況 ・医療対応可能な医療機関の情報
消防班	本部班	・自衛隊等関係機関による患者の搬送依頼

【役割分担】

担 当 班 等		業 務 内 容
市 災 害 対 策 本 部	消防班	○ 救急隊の出動 ○ 負傷者の搬送 ○ 要救護者の救助、救護活動 ○ 近隣消防本部との連携
	被災者救援班	○ 保健医療福祉活動本部の編成 ○ 救護所の設置 ○ 後方医療機関への受入要請等の連絡調整 ○ 医療マンパワーの活動調整 ○ 医薬品等の調達
警察署		○ 要救護者の救助
一般社団法人姫路市医師会		○ 医師会救護班の編成・出動 ○ 救急医療活動
独立行政法人国立病院機構 姫路医療センター		○ 災害医療班の派遣
兵庫県立はりま姫路総合医療 センター		○ 救護班の派遣
姫路赤十字病院		○ 救護班の派遣

【応急対策の流れ】



第1 救急医療活動

1 救急隊

(1) 構成と役割

消防班は、救急隊を各現場へ派遣し、現場の状況把握、応援要請有無の判断、負傷者数の把握、救助活動、トリアージ等を行う。

(2) 救急隊の出動

消防班は、災害発生後、直ちに救急隊を出動させる。

2 保健医療福祉活動本部

被災者救援班は、医療救護活動の全体調整、救急医薬品の調達・確保及び人員確保を行う保健所長を本部長とする保健医療福祉活動本部を編成する。

3 医師会救護班

(1) 医師会救護班の編成

姫路市医師会は、医師会災害時行動指針に基づき、初期救急医療活動を実施するため、医師会救護班を編成する。医師会救護班は、医師、看護師、薬剤師、事務員をもって1班とする。各小学校区及び義務教育学校区（69）には近隣会員医師を1名ないし2名を担当とし、救護活動参加を努力できる範囲で勧奨する。

(2) 医師会救護班の出動

本部長（被災者救援班）は、医師会救護班を出動させる必要があると認められる場合は、姫路市医師会長に出動を要請する。ただし、急を要すると判断される場合は、要請を待たずに、姫路市医師会に所属する各医師が自主的に出動する。

(3) 活動場所

- ① 医師会救護班は、災害発生後48時間は医師会館を救急医療の拠点として活動する。
- ② 48時間以降は、本部長（被災者救援班）と医師会が相互連携を図り、医療救護が必要とされる場所で巡回診療等を行う。

4 救護所の設置（応急救護所：各小学校及び義務教育学校等）

被災者救援班は、被災者の応急処置及び後方医療機関等への搬送手配を行うため、救護所を拠点避難所（小学校及び義務教育学校等）に設置する。

ただし、拠点避難所が不適当な場合は、保健所等交通に便利な場所にある公共施設を利用する。

5 後方医療体制の確保

- (1) 救護所において救護ができない者又は適当でない者については、救急告示医療機関、一般医療機関、助産所において医療助産を行うこととする。
- (2) 特に、人工透析を必要とする患者の救護については、透析医会を通じて透析可能な医療機関の把握に努めるとともに、透析に必要な上水の確保について、水道事業者との調整をすることとする。

6 指揮系統

保健医療福祉活動本部は、保健医療福祉活動本部長の指示により出動するものとする。ただし、各班長、その他関係機関の長より要請があり、急を要すると認めたときは、保健医療福祉活動本部長の指示を待たず出動することができる。

この場合において出動を要請した班長、その他関係機関の長は、その旨を保健医療福祉活動本

部長に報告しなければならない。

第2 負傷者への処置

1 現場における諸活動の調整

事故等の規模、内容により必要があるときは、各関係機関は概ね次表の諸活動の調整を行う。

区 分	担 当 機 関				
	一般道路上	高速道路上	鉄 道 上	工 場 等	海 上
発見・通報	事故等発見者	同 左	同 左	事故等発生責任機関	事故等発見者
関係機関への連絡	第1報受信機関（消防、警察）	第1報受信機関（高速道路株式会社、警察、消防）	事故等発生責任機関 第1報受信機関（事故等発生責任機関、警察、消防）	事故等発生責任機関 第1報受信機関（労働基準監督署、警察、消防）	事故等発生責任機関 第1報受信機関（海上保安部、市）
現場における傷病者の救助	警察 消防	警察 消防 高速道路株式会社	事故等発生責任機関 警察、消防	事故等発生責任機関 （警察・消防）	海上保安部（市）
現場から医療施設への傷病者の搬送	消防 警察		事故等発生責任機関 消防	事故等発生責任機関 消防	海上間 海上保安部（市） 陸上間 消防
医師等医療関係者の出動要請	事故等発生責任機関（市） （県）	事故等発生責任機関（市） （県）	事故等発生責任機関（市） （県）	事故等発生責任機関	事故等発生責任機関（市） （県）
現場及び搬送中の救急処置	医療関係者及び救急隊員	医療関係者及び救急隊員	医療関係者及び救急隊員	医療関係者及び救急隊員	医療関係者及び救急隊員
傷病者の収容	救急指定病院 その他医療機関 事故等発生責任機関 市	救急指定病院 その他医療機関 事故等発生責任機関 市	事故等発生責任機関	事故等発生責任機関	事故等発生責任機関 市
死体の収容	事故等発生責任機関 市	事故等発生責任機関 市	事故等発生責任機関		
関係機関への協力（出動）要請	警察 市、県 事故等発生責任主体	警察 市、県 事故等発生責任主体	事故等発生責任主体 市、県	事故等発生責任主体 （市、県）	海上保安部

2 各箇所での救急医療対策

(1) 負傷者等の発見、通報及び関係機関への連絡

負傷者等の発見者又は発生責任機関から第1報を受信した機関は、災害の状況（日時、場所、原因、死傷者の概数）を必要に応じ関係機関（1に掲げる機関）へ直ちに連絡する。

(2) 現場における負傷者等の救助

救助を要する負傷者に関する通報を受信した救助担当機関は、災害の規模・内容等を考慮のうえ、直ちに必要の人員機材等を現場に出動させ、救助に当たる。

(3) 現場救護所における救護活動

災害発生より72時間までの救護活動はトリアージタグを使用し、負傷者救護を決定する。

また、初療救護程度にとどめ、短時間に可及的多数の救護に当たることを原則とする。

① 傷病者の応急処置

② 要収容患者の収容医療機関への振り分け搬送指示（トリアージタグ）

③ 死体検案

④ 医療活動の記録

(4) 現場から医療施設への傷病者の搬送

① 負傷者等の発見の通報を受信した搬送担当機関は、直ちに救急車、船艇及び救急隊員を現場に出動させ搬送に当たる。

② 救急自動車等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。

ア 救急指定病院の患者搬送車の活用

イ その他の応急的に調達した車両の活用

ウ 隣接市町の応援要請

③ 搬送担当機関は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、速やかに県に出動を要請する。

(5) 医療関係者の出動要請及び現場及び搬送中の救急措置

① 事故等発生責任機関は、事故等の規模・内容を考慮の上、医療機関に対し、医療関係者の出動を要請し、現場及び搬送中の負傷者等に対する救急措置の万全を期する。

② 本部長は、事故等の状況により、自らが必要と認めるとき又は事故等発生責任機関等から要請があり必要と認めたときは、医療関係者を現場へ出動させる。

(6) 負傷者等の収容

① 負傷者等の収容については、事故等発生責任機関が特に指示する場合を除き、次の施設を活用する。

ア 救急告示病院・診療所

イ その他の医療施設

ウ 小学校及び義務教育学校等に設置された救護所

② 死亡して発見された場合等は、速やかに警察に連絡し、所用の処理を行わなければならない。

(7) 関係機関への協力要請

災害の規模・内容等により必要があるときは、時機を失することなく関係機関に協力を要請する。

(8) 災害の現場における諸活動の調整

① 災害対策本部が設置された場合

災害対策本部長又は災害対策本部長が指名する者が諸活動の調整を行う。

② 災害対策本部が設置されない場合

ア 道路、宅地等での事故等の場合、警察又は消防局の現場指揮者が諸活動の調整を行う。

イ 鉄道、工場等での事故等の場合、事故等発生責任機関（鉄道会社、工場等）の現場指揮者が諸活動の調整を行う。

ウ 海上での事故等の場合、海上保安部の現場指揮者が諸活動の調整を行う。

3 災害拠点病院による災害医療活動

(1) 独立行政法人国立病院機構姫路医療センター

① 災害に関する情報の収集及び連絡

独立行政法人国立病院機構姫路医療センター院長は、災害発生直後から被害状況の情報収集等を開始する。把握した病院及び周辺の被害状況等を可及的速やかに独立行政法人国立病院機構本部へ連絡し情報の一元化を図る。

② 被災地域への初動医療班の派遣準備

独立行政法人国立病院機構姫路医療センター院長は、本市において震度6弱以上の地震が発生した場合又は発生した風水害の規模等により必要と判断される場合には、初動医療班の派遣準備を行う。

③ 被災地域への初動医療班の派遣

独立行政法人国立病院機構姫路医療センター院長は、次の場合には初動医療班の派遣を行う。

ア 独立行政法人国立病院機構理事長の派遣指示を受けたとき。

イ 医療救護活動を早急に実施する必要があるにもかかわらず、通信の途絶等により独立行政法人国立病院機構理事長の指示を待つ時間的猶予がないと独立行政法人国立病院機構姫路医療センター院長が認めたとき。

④ 被災地域への医療班の派遣

独立行政法人国立病院機構姫路医療センター院長は、次の場合には医療班の派遣を行う。

ア 独立行政法人国立病院機構理事長が被災地域での医療救護活動を実施するために医療班の派遣が必要と認め、独立行政法人国立病院機構近畿グループ担当理事を通じて独立行政法人国立病院機構理事長の派遣指示を受けたとき。

イ 地方自治体等から医療班の派遣要請を受け、独立行政法人国立病院機構近畿グループ担当理事を通じて独立行政法人国立病院機構理事長の派遣指示を受けたとき。

⑤ 災害派遣医療チームとの協働

初動医療班、医療班は、被災地の病院支援等の現地活動を行う場合は、災害派遣医療チーム（DMAT）と協働して医療救護活動を実施する。

(2) 兵庫県立はりま姫路総合医療センター

① 兵庫県立はりま姫路総合医療センターは、医師1名、看護師2名、連絡要員1名をもって救護班を編成する。ただし、災害の状況、現在の人員の都合により適宜増減する。

② 兵庫県立はりま姫路総合医療センターは、国又は兵庫県知事からの要請があり、出動可能な場合は、災害派遣医療チーム（DMAT）を出動させる。

(3) 姫路赤十字病院

- ① 姫路赤十字病院は、DMAT隊員を派遣する場合には、兵庫県知事からの要請により対応するが、それとは別に赤十字独自で救護班を派遣することができる。その場合の構成は、医師1名、看護師の長1名、看護師2名、主事2名をもって救護班を編成する。ただし、災害及び救護業務の状況に応じ、個々の基準人員を増減することができるほか、必要がある場合は、薬剤師、特殊技術要員を加えることができる。
- ② 災害救助法の適用前又は適用のない場合及び法の解除後の救護は、日本赤十字社独自の救護とし、法の適用のあった場合は、原則として県災害対策本部の指揮下に入ることとする。

第3 患者搬送体制

1 現場からの傷病者の搬送

- (1) 消防班は、事故等発生機関及び事故等発見者からの通報を受信したときは、直ちに、救急隊を出動させ、傷病者の救急救護を行うとともに、迅速、的確に医療機関又は救護所に収容するための情報の収集と搬送に当たる。

なお、救急車が不足するときは、次の措置を講ずる。

- ① 救急指定病院の救急車、患者搬送車の活用を図る。
 - ② 事故等発生関係機関及び市所有の車両を応急的に活用する。
 - ③ 近隣消防機関へ応援を要請する。
- (2) 傷病者が多発している場合の救護所への搬送に当たっては、消防団、付近住民及び自主防災会等への協力を求めて実施する。

2 救護所からの傷病者の搬送

救護所からの救急搬送要請については、災害拠点病院への搬送を原則とするが、救護所にいる医師の指示により、収容医療機関を選定するとともに、傷病者の傷病状況に応じて、医師の同乗により搬送する。この場合、収容医療機関に対して、診察、収容の可否の確認と、傷病者情報の提供を行う。

3 二次搬送及び被災地外医療機関への搬送

救護所及び災害拠点病院での傷病者の収容と処置対応が困難となり、被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、ヘリコプター等を活用して搬送する。

第4 医療マンパワーの確保

1 医療マンパワーの活動調整

- (1) 被災者救援班は、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の医療ボランティアの配置等、マンパワーの活動調整を、姫路市医師会と協力して行う。
- (2) 被災者救援班は、市内の被災状況に基づき、医療マンパワーの配置等を決定し、指示する。

2 医療ボランティア

- (1) 被災者救援班は、県を通じ、兵庫県医師会、兵庫県民間病院協会、兵庫県看護協会等に派遣を要請することとする。
- (2) 被災者救援班は、医療ボランティア等と協力し、救護所等での医療活動を行い、医師会救護班、医療機関等との連携を図り、被災者の救護を行うこととする。

第5 医薬品等の調達、供給

1 品目

区 分	期 間	主 な 医 薬 品
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
急性疾患用	4日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

2 調達方法

- (1) 被災者救援班は、医薬品卸売業者・薬局等との連携を図り、救護所で使用する医薬品等を確保することとする。

また、医療機関で使用する医薬品等は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合は、被災者救援班と連携し、補給を行うこととする。

- (2) 被災者救援班は、医薬品等が市内で供給が困難な場合は、県へ供給のあつせんを要請することとする。

3 搬送、供給方法

- (1) 被災者救援班は、搬送に当たって県があらかじめ定めた緊急輸送道路の活用を要請することとする。

- (2) 卸売業者は、広域輸送基地まで搬送し、市は仕分け・運搬人員の確保、保冷車等運搬手段を確保し、救護所等への供給を行うこととする。なお、状況により、本部長から自衛隊に搬送を要請する等、目的地への迅速な供給に努めることとする。

- (3) 被災者救援班は、広域輸送基地での仕分けについての安全管理に努めるとともに、専門知識を有する人材による整理分類が必要であるため、薬剤師会等の協力を要請することとする。

第6 災害救助法の実施基準

1 実施責任機関

- (1) 災害救助法が適用された場合における災害にかかった者の医療及び助産は、広域災害等の場合は、知事が実施し、市長が補助する。局地的な災害の場合は、知事の委任を受けて市長が実施する。

- (2) 災害救助法が適用されない小災害の場合における災害にかかった者の医療及び助産は、市長が行う。

2 救助基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「医療及び助産」の実施基準は、次のとおりである。

(1) 医療

項 目	基 準 等
対 象	医療の途を失った者（応急的処置）
費用の限度額	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具の破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者・・・協定料金の額以内
期 間	災害発生の日から14日以内
備 考	患者等の移送費は、別途計上

(2) 助産

項 目	基 準 等
対 象	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）
費用の限度額	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額
期 間	分べんした日から7日以内
備 考	妊婦等の移送費は別途計上

資料編：「3－2 救急告示指定医療機関一覧」

第2章 避難収容対策

第1節 避難誘導の実施

地震による避難のための立退きの指示、風水害等の差し迫った危険から住民の生命を守るための避難指示等の避難情報の発令及び避難誘導について定める。また、災害により住家を失った被災者を一時収容するための避難所の開設、避難所への収容保護等について定める。

【情報の流れ】

○ 情報収集先

情報収集者	情報収集先	情報収集内容
本部班	神戸地方気象台等	・津波警報 ・気象予警報
	消防班、警察署、海上保安部、市民・企業等	・市域各地区の災害発生状況 ・危険物保有事業所における事故情報
	警察官、自衛官、海上保安官	・避難指示、警戒区域の内容
被災者救援班	自主防災会、災害時要援護者地域支援協議会	・災害時要援護者の安否情報及び救助状況、被災状況
	本部班	・避難情報の内容
消防班	消防団 市民	・市域各地区の災害発生状況
	本部班	・避難情報の内容
避難所班	本部班	・避難情報の内容 ・警戒区域の設定情報 ・避難所開設の指示

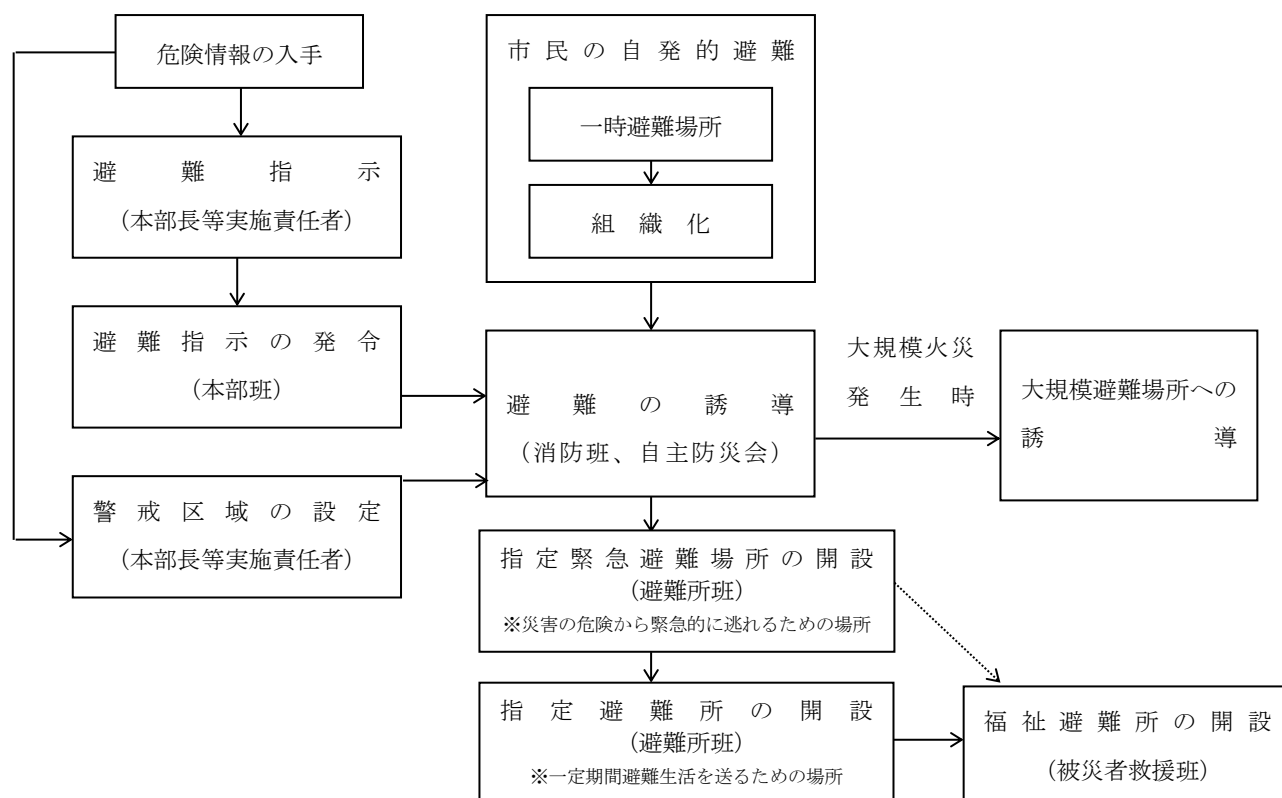
○ 情報発信先

情報発信者	情報発信先	情報発信内容
本部班	被災者救援班 避難所班 消防班・消防団 市民、自主防災会 報道機関	・避難情報の内容 ・警戒区域の設定 ・避難誘導・移送の応援
	県災害対策本部 関係機関	・避難情報の内容 ・警戒区域の設定
消防班	被災者救援班、本部班、消防団、自主防災会	・大規模火災の発生状況

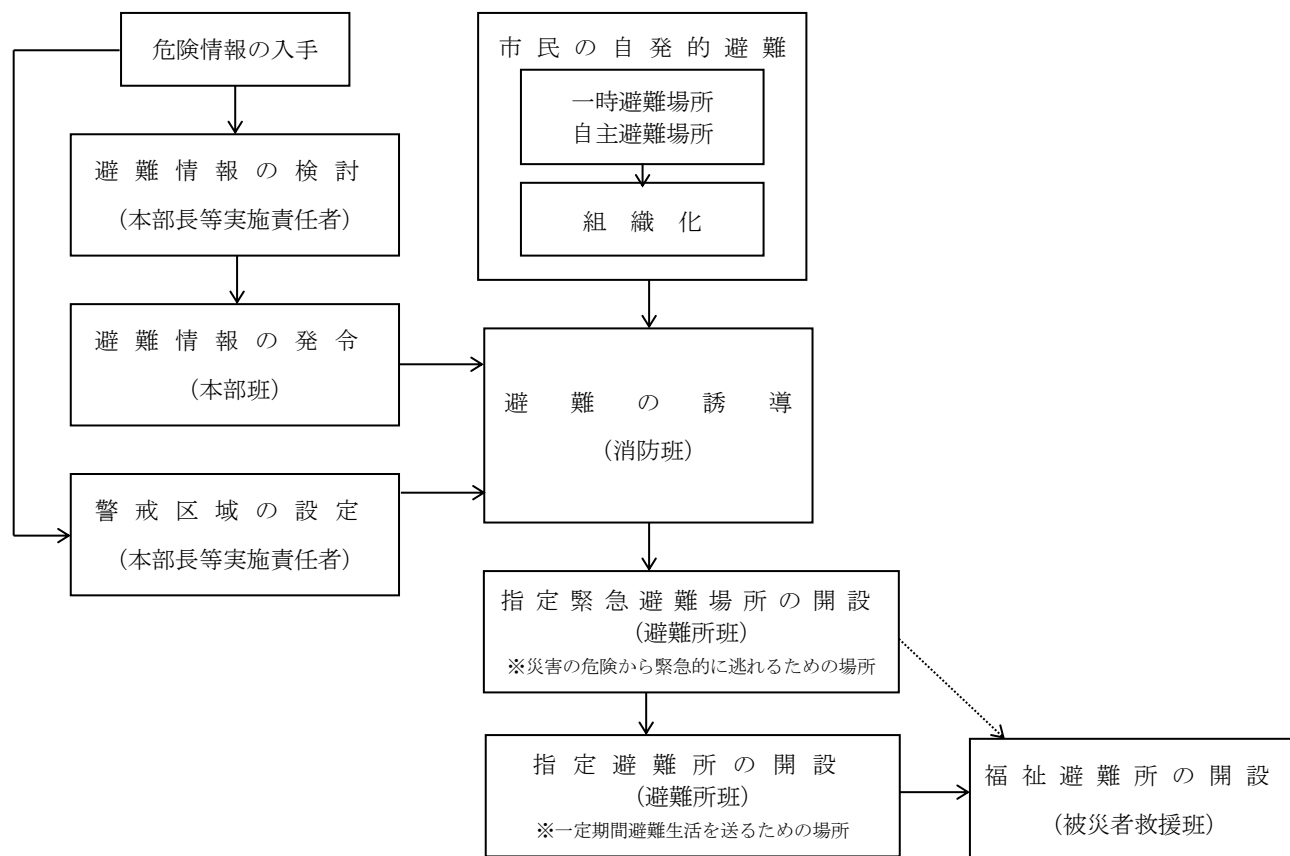
【役割分担】

担 当 班 等		業 務 内 容
市 災 害 対 策 本 部	本部長（市長）	○ 避難情報の発令 ○ 警戒区域の設定
	本部班	○ 避難情報、警戒区域等の関係機関への伝達 ○ 避難情報、警戒区域の設定に関する伝達・広報の実施
	消防班	○ 警戒区域設定後の立入の制限・禁止、退去命令の市民等への伝達 ○ 火災現場等における避難誘導及び火災警戒区域、消防警戒区域の設定 ○ 避難情報等の伝達 ○ 避難誘導・移送の実施
	被災者救援班	○ 自主防災会、災害時要援護者地域支援協議会との連携による避難誘導及び移送
	住宅宅地班	○ 姫路駅周辺地域の帰宅困難者への対応
警察署		○ 避難の指示 ○ 避難誘導の応援
市民、自主防災会		○ 避難情報等の市民相互の連絡 ○ 地域住民の避難誘導 ○ 避難時における地域の災害時要援護者の安全確保に関する協力
自主防災会、災害時要援護者地域支援協議会		○ 災害時要援護者の避難誘導

【応急対策の流れ（地震災害）】



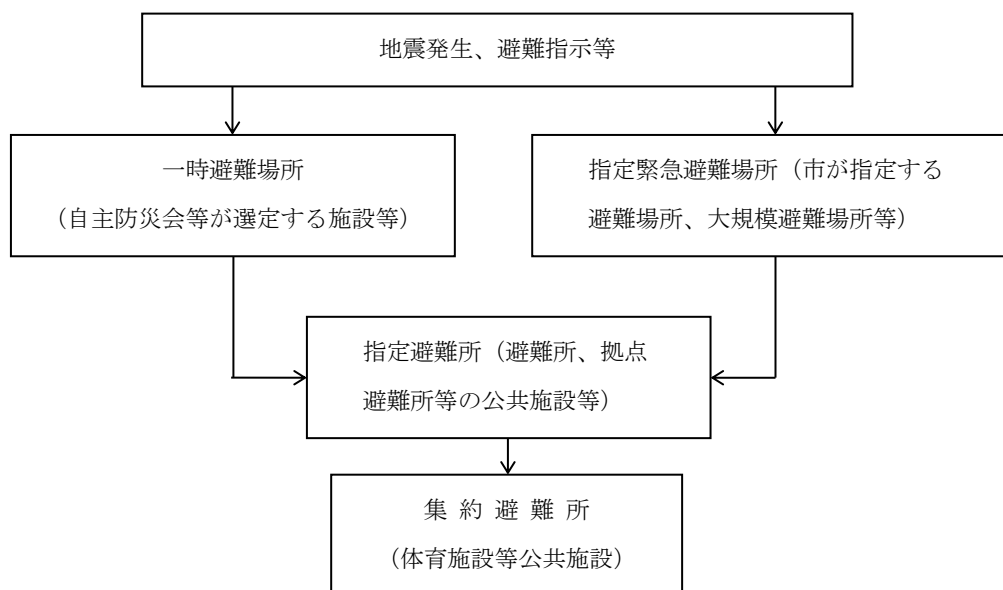
【応急対策の流れ（風水害等）】



第1 地震災害における避難の流れと指示

1 避難の流れ

地震発生後、市民自らが避難する場合、又は誘導員等が市民を避難誘導する場合は、下図の流れによる。



(1) 一時避難場所又は指定緊急避難場所への避難（市民の自主的避難）

地震発生直後においては、市民の自主的判断で避難が必要な状況が発生する場合又は火災延焼や土砂災害、津波の危険が迫り、市からの避難指示が発令された場合、市民は、あらかじめ自主防災会等が選定している一時避難場所又は市が災害の種類ごとに指定する指定緊急避難場所に避難する。一時避難場所又は指定緊急避難場所に集合した市民は、自主防災会等を中心に組織化し、周辺の状況に注意する。

(2) 大規模避難場所への避難

地震発生後、火災延焼や土砂災害等により一時避難場所が危険な状況になった場合又は大規模災害が発生し避難指示が出された場合、市民は一団となってあらかじめ定められた大規模避難場所へ避難を行い、危険を回避した後は、安全性が確保された指定避難所へ最終避難する。

(3) 指定避難所への避難

地震災害において、倒壊や焼失等により自宅に帰宅できず中期の一定期間避難生活を送る必要が生じた被災者は、安全性が確保された指定避難所に避難する。

(4) 集約避難所への集約

避難所生活が長期化し、指定避難所によっては避難者が少数となるなど、指定避難所に指定している施設の本来機能が回復できる見込みとなった場合、集約避難所を設置し、応急仮設住宅建設までの間、当該避難者は指定された集約避難所へ移動する。

2 避難の指示

(1) 実施責任者

実施責任者	災害の種類	実施要件	根拠法
市長	災害全般	生命の保護、災害の拡大防止のため、特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般	市長等がその措置を行ういとまがないとき、あるいは市長等から要請があったとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	災害全般	市長等がその措置を行ういとまがないとき、あるいは市長等から要請があったとき	災害対策基本法第61条
知事又はその命を受けた吏員	洪水、高潮 地すべり	著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者 (市長)	洪水、高潮	著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
自衛官	災害全般	危険な事態が発生した場合で特に急を要するとき	自衛隊法第94条

(2) 避難の指示

① 避難指示の基準

避難指示は、次の状況が認められるときを基準として実施する。

- ア 地震火災の拡大により、市民の生命に危険が及ぶと認められるとき
- イ 大津波警報、津波警報が発表され、津波による家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき（ただし、海水浴等により海岸保全施設等よりも海側にいる人に対し、津波注意報でも避難指示を発令する。）
- 資料編：「6－5 避難情報発令の判断基準及び対象地区」参照
- ウ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し又はそのおそれがあり、市民に生命の危険が認められるとき
- エ 地震で被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与えるおそれがあるとき
- オ 不特定多数の者が集まる施設、学校、病院、工場等防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき
- カ その他災害の状況により、市長が認めるとき

② 避難指示の発令

避難指示は、実施責任者（上記1に記載）又はその委任を受けた者が発令する。

- ア 避難の指示権の委任を受けた者

(イ) 市長の命を受け災害現場に派遣された職員

(ロ) 消防長の命を受け、災害現場に派遣された職員及び消防分団長

- イ 緊急の場合の指示

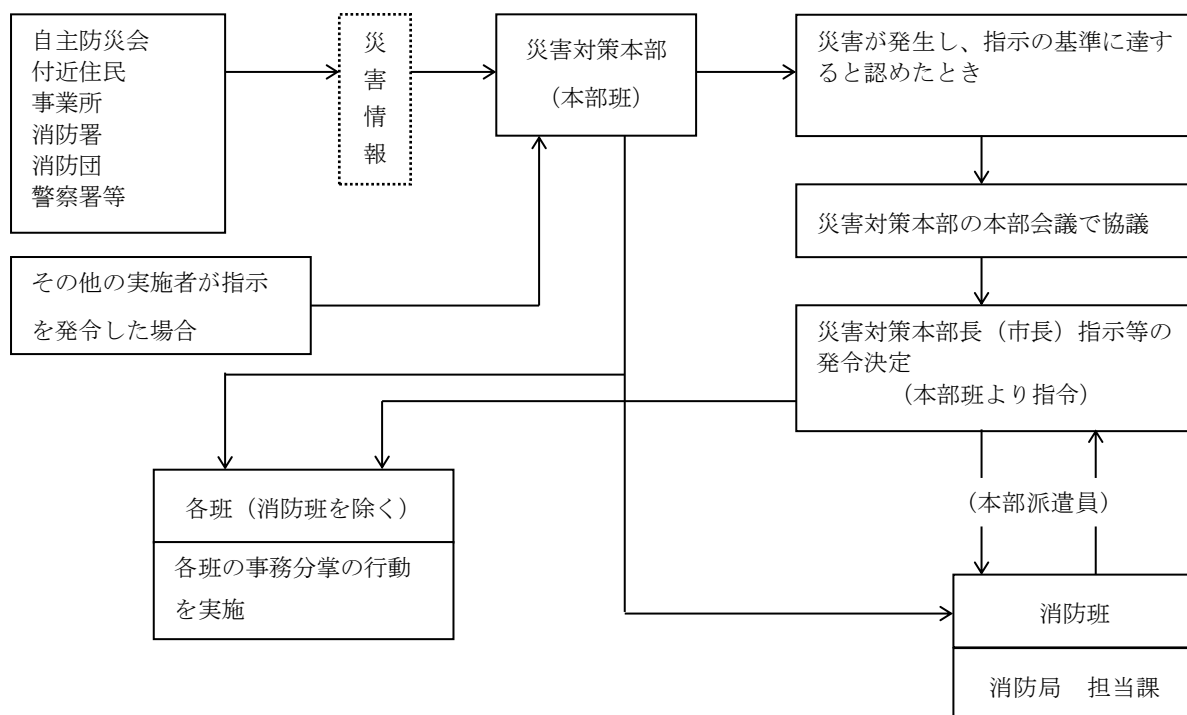
緊急を要する場合の避難の指示については、あらかじめ市長がその権限を委任した者により、事態を考慮し、学校その他安全な場所を確認し、避難させることができる。この場合、速やかにその状況等を市長に報告し、以後の措置等について指示を受ける。

ウ 避難指示の伝達方法

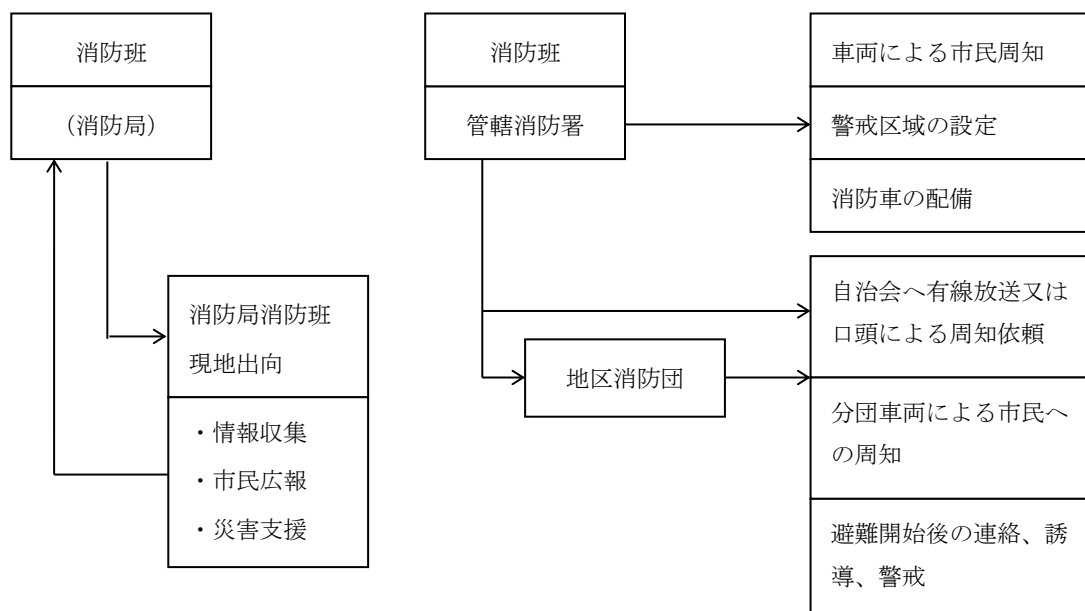
- (ア) 市長等が避難指示を発令する場合、要避難地域の住民に対し、コミュニティFM、ケーブルテレビ、テレビ（NHK、サンテレビ）、市公式ウェブサイト、メール配信（ひめじ防災ネット、エリアメール、緊急速報メール）等による広報及び広報車、防災行政無線等により伝達を行うとともに、自主防災会、消防団等、組織的な伝達を行う。また、必要に応じて、各家庭への個別訪問等により避難指示の徹底を図る。
- (イ) テレビ、ラジオ放送により避難指示の周知を図るため、放送局へ協力を依頼する。
- (ウ) 気象庁から津波警報が発表された場合、警察、海上保安部等の防災関係機関をはじめ、臨海地区の特定事業所等において、汽笛やサイレン、警鐘等の吹鳴を行う。

エ 避難の指示の決定フロー

（災害対策本部の避難指示の決定フロー）



（指示等の決定後の消防班のフロー）



オ 避難指示の内容

- (ア) 避難指示の発令者
- (イ) 避難指示を必要とする理由
- (ウ) 避難指示の対象区域
- (エ) 避難先とその場所
- (オ) 避難経路
- (カ) 注意事項

カ 県及び関係機関への連絡

市長は、避難指示を発令した場合は、災害対策基本法の定めるところにより、知事へ報告するとともに、関係機関へ通報するなど、応急対策の円滑を図る。

通報内容については、次の通り。

- (ア) 避難指示の発令者
- (イ) 避難指示の日時
- (ウ) 避難指示の理由
- (エ) 避難対象者
- (オ) 避難先

(3) 警戒区域の設定

① 市長の措置（災害対策基本法第63条第1項）

市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要と認める時は、警戒区域を設定し、立入りの制限、禁止、又は退去を命ずる。

なお、市長の警戒区域設定権は、地方自治法第153条第1項に基づき、市の吏員に委任し又は臨時に代理させることができる。

② 警察官・海上保安官の措置（災害対策基本法第63条第2項）

警察官又は海上保安官は、市長が現場にいないとき又は市長から要請があったときは、警戒区域を設定することができる。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。

③ 消防長又は消防署長の措置（消防法第23条の2）

消防長又は消防署長は、ガス、火薬、危険物の漏洩、飛散、流出等の現場において、火災警戒区域を設定することができる。

④ 消防吏員又は消防団員の措置（消防法第28条、消防法第36条）

消防吏員又は消防団員は、火災の現場において、消防法第28条に基づき消防警戒区域を設定することができる。また、消防法第36条に基づき、水災を除く他の災害に関してもこれを準用する。

⑤ 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者（水防法第21条）

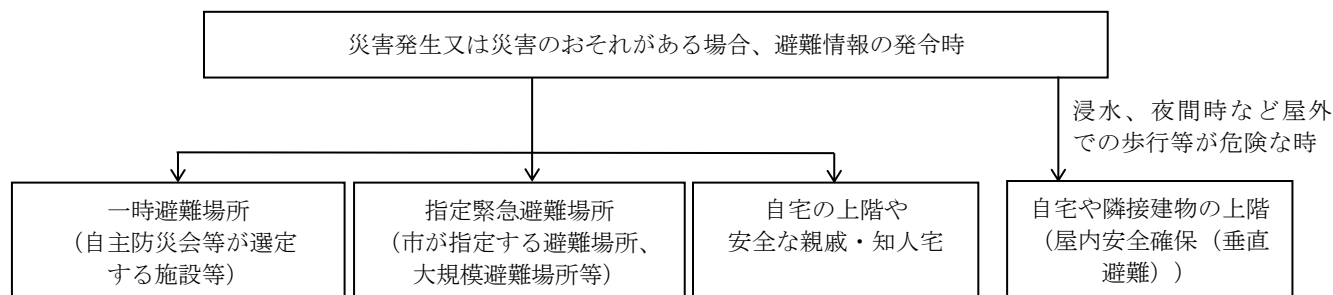
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、水防上必要がある場所において警戒区域を設定することができる。

第2 風水害等における避難の流れと指示

1 避難の流れ

大雨時の適切な避難行動は、「自らの命は、自らが守る」という観点から、切迫する危険を回避するための行動を基本とし、状況に即して、適切な避難の時期や方法、避難する場所を選択し、最適な避難行動をとる必要がある。

立退き避難(水平避難)すべき地域及び建物において、災害の危険を回避する避難行動の基本的な考え方は、下図の流れによる。



(1) 適切な避難行動の実現の流れ

大雨時の適切な避難行動は、切迫する危険を回避するための行動を基本とし、地域特性や状況に即して、早期避難や適切な避難場所を選択することとする。

① 姫路市版携帯・災害避難カード「命のパスポート」で災害時の行動を確認

一人ひとりが「避難行動に移るタイミング」、「避難先」、「避難経路」をあらかじめ検討し、記載しておいた「命のパスポート」で、災害時における自身の行動を確認する。

② 被害発生予想が可能となるような情報収集

早期で適切な避難行動を開始するために、大雨時には、テレビ、ラジオ、インターネット、ひめじ防災ネット、防災行政無線等、多様なメディアを通して、気象警報や避難情報をはじめとする防災・災害情報を幅広く収集する。

③ 自主避難

避難情報が発令されていない段階において、自宅での待機に不安を持つ住民は、自主避難場所及びハザードマップ等で危険が想定されていない区域の建物等へ避難を開始する。なお、自主避難場所への避難を希望する場合は、地域が開設する自主避難場所については自治会又は自主防災会に、市が開設する自主避難場所については市に、避難を開始する前に開設状況を確認する。

④ 立退き避難（水平避難）すべき地域に居住する住民の早期避難

家屋倒壊等氾濫想定区域又は土砂災害警戒区域、氾濫した水が床上まで浸水する平屋の建物又は最上階の床の高さを上回り浸水する建物、浸水が長期間継続する地域内に居住している住民は、避難指示発令時や災害により危険が生じるおそれのある場合は、身の安全を確保するための場所（一時避難場所、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅）へ早期に避難を開始する。

特に、高齢者、障害者等の災害時要援護者が立退き避難（水平避難）すべき地域又は建物に居住している場合は、確実に身の安全が確保されるよう、災害時要援護者地域支援協議会関係者等とともに、早期に避難を開始する。

⑤ 地域特性に応じた避難

④の避難を原則とした上で、過去の被害状況や水路、ため池等の存在など地域特性、高層マンション等の建物事情を考慮した地域の実情にあった避難方法を自主防災会等で検討することが望ましい。

⑥ 一時避難場所の開設

避難情報発令時、立退き避難（水平避難）すべき地域について、自主防災会等は風水害に適応する一時避難場所を開設することとする。

⑦ 屋外の危険な状況における自宅2階等への緊急避難（屋内安全確保（垂直避難））立退き避難（水平避難）すべき地域等であっても、夜間や急激な降雨、浸水により、屋外での歩行等が危険な状態になった場合は、避難行動中に危険が及ぶおそれがあるため、屋外での移動は避け、自宅や隣接建物の2階等へ緊急的に避難（屋内安全確保（垂直避難））し、救助を待つ。

(2) 指定避難所の開設

災害時において、被災者が一定期間避難生活を送るための避難所として、円滑な救援活動を実施し、一定の生活環境が確保できる学校や公民館等の公共施設等で、市が指定する避難所を指定避難所として開設する。

(3) 集約避難所への集約

避難所生活が長期化し、指定避難所によっては避難者が少数となるなど、指定避難所に指定している施設の本来機能が回復できる見込みとなった場合、集約避難所を設置し、応急仮設住宅建設までの間、当該避難者は指定された集約避難所へ移動する。

2 避難の指示

(1) 実施責任者

実施責任者	災害の種類	実施要件	根拠法
市長	災害全般	生命の保護、災害の拡大防止のため、特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般	市長等がその措置を行ういとまがないとき、あるいは市長から要請があったとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	災害全般	市長等がその措置を行ういとまがないとき、あるいは市長から要請があったとき	災害対策基本法第61条
知事又はその命を受けた吏員	洪水、高潮 地すべり	著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者 (市長)	洪水、高潮	著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
自衛官	災害全般	危険な事態が発生した場合で特に急を要するとき	自衛隊法第94条

(2) 発令時の状況及び市民に求める行動

避難行動は、準備にかかる時間的余裕が必要であることから、警戒レベルとの関連を明確化して伝えることにより、住民の主体的な行動を促す。

警戒レベル	行動を促す情報	住民が取るべき行動	発表又は発令者
警戒レベル 1	早期注意情報	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	気象庁が発表
警戒レベル 2	洪水、大雨、高潮注意報	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	
警戒レベル 3	高齢者等避難	高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自発的に避難する。	市が発令
警戒レベル 4	避難指示	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	
警戒レベル 5	緊急安全確保	立退き避難がかえって危険である場合、緊急安全確保する。	

※ 避難行動の基本的な考え方は、「第 1 避難の流れ」に基づくこと

(3) 発令基準

① 避難情報の基準

避難情報は、次の状況が認められるときを基準として実施する。

ア 災害の拡大により、市民の生命に危険が及ぶと認められるとき

イ 警報が発表され、風水害による家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき

資料編：「6－5 避難情報発令の判断基準及び対象地区」参照

ウ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し又はそのおそれがあり、市民に生命の危険が認められるとき

エ 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害等の発生があるとき

「災害応急対策計画Ⅱ 第4章第1節第2－1 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制（P300）」参照

オ 災害で被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与えるおそれがあるとき

カ 不特定多数の者が集まる施設、学校、病院、工場等防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき

キ その他災害の状況により、市長が認めるとき

② 避難情報の発令

避難情報は、実施責任者（1に記載）又はその委任を受けた者が発令する。

ア 避難の指示権の委任を受けた者

(ア) 市長の命を受け災害現場に派遣された職員

(イ) 消防長の命を受け、災害現場に派遣された職員及び消防分団長

イ 緊急の場合の指示

緊急を要する場合の避難の指示については、あらかじめ市長がその権限を委任した者に

より、事態を考慮し、学校その他安全な場所を確認し、避難させることができる。この場合、速やかにその状況等を市長に報告し、以後の措置等について指示を受ける。

ウ 避難情報の伝達方法

台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対し、分かりやすく適切に情報を下記の方法により伝達する。

(ア) 市長等が情報を発令する場合、要避難地域の住民に対し、コミュニティFM、ケーブルテレビ、市公式ウェブサイト、メール配信（ひめじ防災ネット等）等による広報及び広報車、防災行政無線等により伝達を行うとともに、自主防災会、消防団等により組織的な伝達を行う。また、必要に応じて、各家庭への個別訪問等により避難情報の周知を図る。

(イ) テレビ、ラジオ放送により避難情報の周知を図るため、放送局へ協力を依頼する。

(ウ) 気象庁から津波警報が発表された場合、警察、海上保安部等の防災関係機関をはじめ、臨海地区の特定事業所等において、汽笛やサイレン、警鐘等の吹鳴を行う。

エ 避難情報の伝達内容、ルート

資料編：「6－4 避難情報の伝達内容」

オ 避難情報の内容

(ア) 避難情報の発令者

(イ) 避難情報を必要とする理由

(ウ) 避難情報の対象区域

(エ) 避難先とその場所

(オ) 避難経路

(カ) 注意事項

カ 県及び関係機関への連絡

市長は、避難情報の発令を行った場合は、知事へ報告するとともに、関係機関へ通報するなど、応急対策の円滑を図る。

通報内容については、次のとおり。

(ア) 避難情報の発令者

(イ) 避難情報の日時

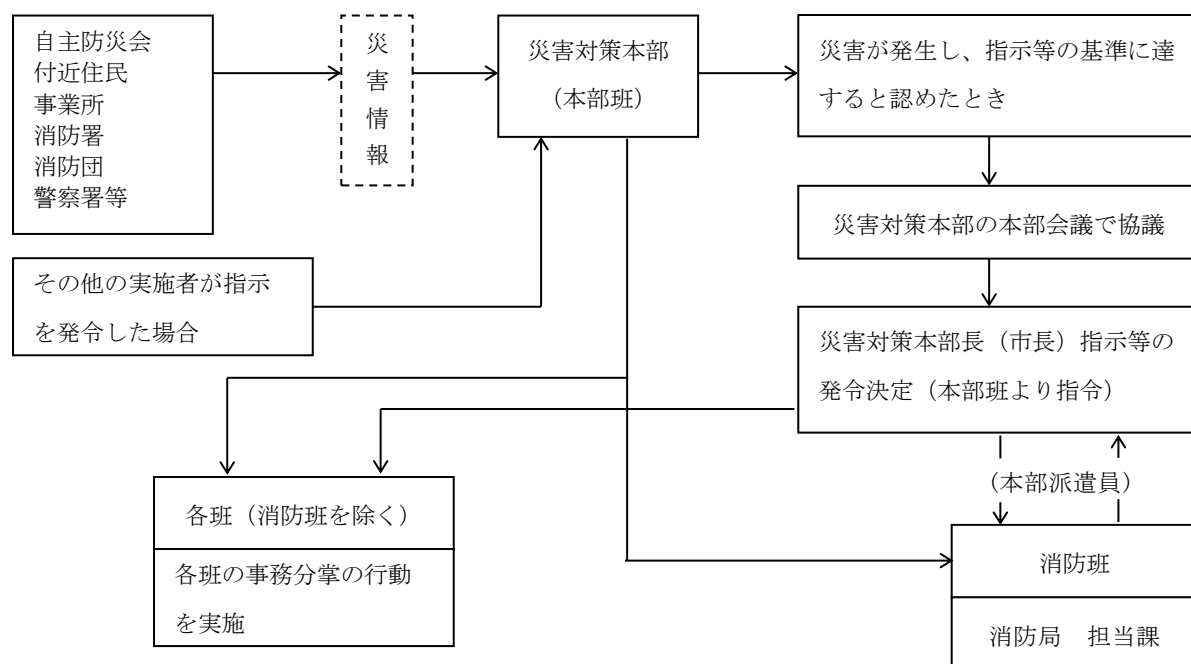
(ウ) 避難情報の理由

(エ) 避難対象者

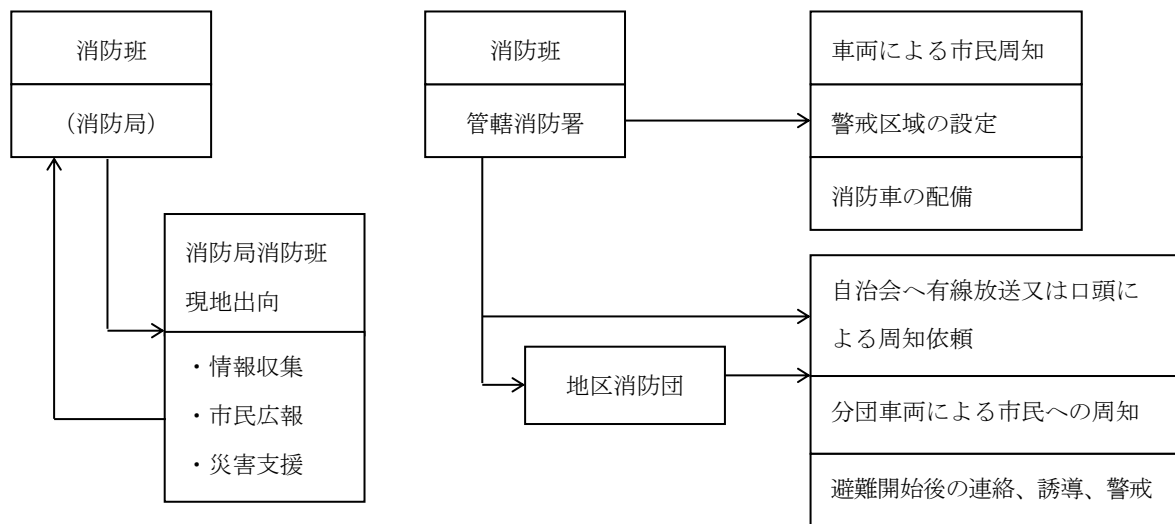
(オ) 避難先

キ 避難情報の決定フロー

(災害対策本部の避難情報発令の決定フロー)



(指示等の決定後の消防班のフロー)



(4) 警戒区域の設定

① 市長の措置 (災害対策基本法第63条第1項)

市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要と認める時は、警戒区域を設定し、立入りの制限、禁止又は退去を命ずる。

なお、市長の警戒区域設定権は、地方自治法第153条第1項に基づき、市の吏員に委任し又は臨時に代理させることができる。

② 警察官・海上保安官の措置 (災害対策基本法第63条第2項)

警察官又は海上保安官は、市長が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは、警戒区域を設定することができる。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。

③ 消防長又は消防署長の措置 (消防法第23条の2)

消防長又は消防署長は、ガス、火薬、危険物の漏洩、飛散、流出等の現場において、火災警戒区域を設定することができる。

④ 消防吏員又は消防団員の措置（消防法第28条、第36条）

消防吏員又は消防団員は、火災の現場において、消防法第28条に基づき消防警戒区域を設定することができる。

また、消防法第36条に基づき、水災を除く他の災害に関してもこれを準用する。

⑤ 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者（水防法第21条）

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、水防上必要がある場所において警戒区域を設定することができる。

第3 避難誘導及び移送

1 避難誘導担当者

避難誘導は、指示を出した機関が行う。ただし、市長は他の機関からの避難指示を出した旨の通知を受けた場合、消防班の職員を災害現場に派遣し避難誘導に当たらせる。なお、災害発生初期段階においては、消防団員及び自主防災会が避難誘導に当たる。

2 避難の順位

緊急避難に当たっては、高齢者、幼児、病弱者、障害者、妊産婦及びこれらに必要な介助者を優先して行う。

3 災害時要援護者の避難誘導

被災者救援班は、高齢者、障害者、乳幼児及び日本語を解さない外国人等の災害時要援護者が、確実に避難できるよう、次の対策を講じる。

- (1) 災害発生直後は、災害時要援護者地域支援協議会に対し、手上げ方式、同意方式による名簿を活用し、安否確認及び避難誘導に当たるよう要請する。あわせて、避難行動要支援者名簿を提供し、手上げ方式、同意方式による名簿と同様の対応を要請する。
- (2) 避難生活が長期化するおそれがあり、避難所での生活で何らかの特別な配慮を必要とする人は、福祉避難所に収容する。
- (3) 寝たきり等、施設での生活が必要な人は、老人福祉施設等での対応を要請する。
- (4) 日本語を解さない外国人に対しては、ボランティア等の協力により外国語による広報活動を行う。
- (5) その他、市民は、地域の災害時要援護者に留意し、安全に避難できるよう相互に協力する。

第4 大規模避難場所の対応

- (1) 消防班は、大規模避難場所への避難が開始された場合は、避難場所の安全かつ適切な管理を図るため職員を派遣する。
- (2) 派遣された職員は、避難者数や避難場所の状況等を避難所班に連絡し、適切な指示を受ける。

第5 帰宅困難者への対応

- (1) 交通機能が停止した場合において、速やかに自宅等に帰宅できない者に対して、一時退避場所への誘導や一時滞在施設での受入等、適切な対応を図る。

- (2) 事業所、学校等は、従業員、児童・生徒の保護や情報収集・提供、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の呼びかけ等の的確な対応に努め、鉄道駅周辺や路上での滞留人口の減少に配慮することとする。
- (3) 県、市、関係事業所は、帰宅困難者に対して代替輸送の確保や調整に努めるなど、状況に応じて帰宅支援のための多様な交通手段の確保を図る。
- (4) 住宅地等は、災害時、姫路駅北駅前広場等の一時退避場所において、災害情報、公共交通機関運行状況、一時滞在施設の情報を提供する等、ＪＲ姫路駅や姫路駅周辺に立地する企業等との緊密な連携を図りながら、帰宅困難者対策拠点として位置付けている文化コンベンションセンターや一時滞在施設への誘導等の帰宅困難者対策を実施する。

資料編：「2-5-4 災害時における帰宅困難者支援、受入施設の提供並びに物資等の供給及び運搬に関する協定」

「6－2 指定避難所・指定緊急避難場所一覧」

第2節 避難所の開設・運営

災害による避難所の開設、避難所への収容保護及び管理・運営方法について定める。

【情報の流れ】

○ 情報収集先

情報収集者	情報収集先	情報収集内容
本部班	消防班 警察署 県・関係機関	・市域の災害概況 ・市域の被害概況 ・ライフライン被害情報
	避難所班	・市民の避難状況
避難所班	本部長	・避難所開設指示
	避難所担当職員	・市民の避難状況 ・避難所の運営状況
被災者救援班	自主防災会、災害時要 援護者地域支援協議会	・災害時要援護者の安否情報及び救助状況、被災状況

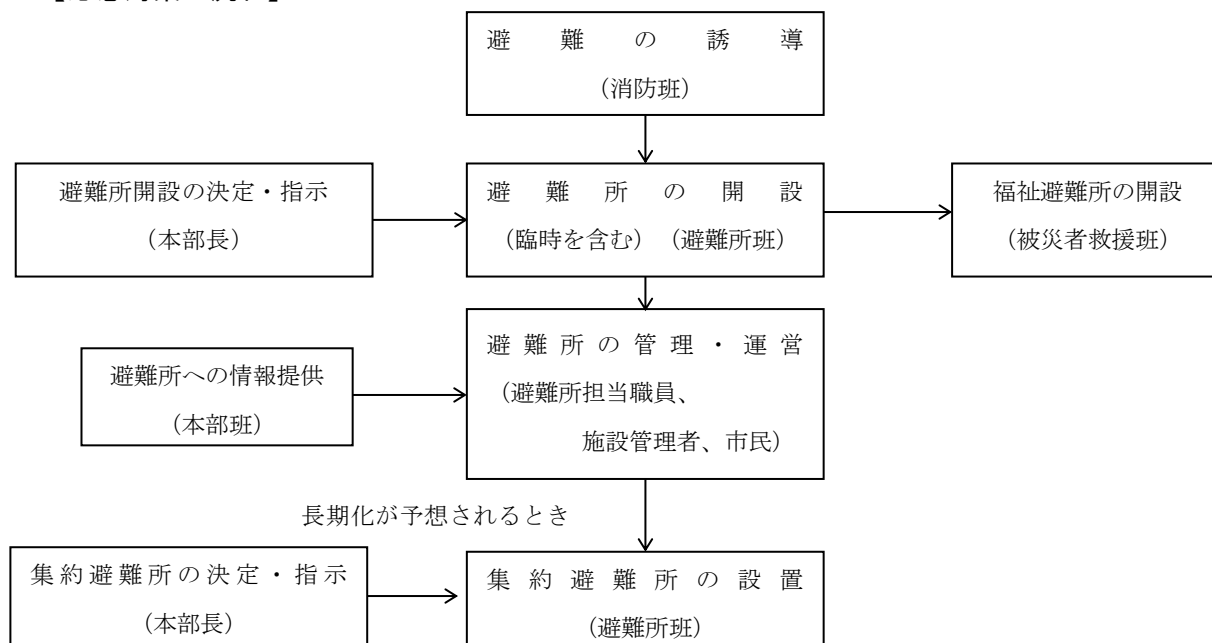
○ 情報発信先

情報発信者	情報発信先	情報発信内容
本部長	避難所班	・避難所開設の指示 ・集約避難所開設の指示
	施設管理者	・避難所開設の要請（緊急時）
避難所担当職員	本部班 避難所班	・市民の避難状況 ・避難所の運営状況
本部班	避難所	・各種情報の提供

【役割分担】

担 当 班 等		業 務 内 容
市 災 害 対 策 本 部	本部長	○ 避難所開設の決定・指示 ○ 集約避難所の決定・指示
	避難所班	○ 避難所の開設 ○ 臨時の避難所の開設 ○ 集約避難所の設置
	被災者救援班	○ 福祉避難所の開設
	本部班	○ 避難所への情報提供
避難所担当職員		○ 避難所の管理 ○ 初期段階における避難所の運営 ○ 避難状況等の報告
施設管理者		○ 避難所の管理・運営への協力
市民		○ 避難所の運営

【応急対策の流れ】



第 1 避難所の開設

1 開設基準

本部長は、災害の発生又は災害が発生するおそれがある場合に、避難所の全て又は一部を開設することとし、避難所班長に避難所の開設を指示する。また、市域で震度 5 強を観測した場合は、拠点避難所を開設、市域で震度 6 弱以上を観測した場合は、全避難所を開設することとする。

2 収容対象者

- (1) 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- (2) ライフラインが被害を受け、通常の生活が困難になった者

- (3) 避難情報が発せられた場合又は災害が発生するおそれがある場合に、より緊急避難の必要がある者

3 避難所の開設方法

避難情報を発令した場合、又は災害が発生するおそれがある場合、本部長は、必要に応じて避難所開設の決定を行い、避難所班に避難所の開設を指示する。避難所班は、速やかに管理及び運営要員として避難所担当職員を当該避難所へ派遣し、避難所担当職員が開設する。

ただし、開設に急を要する場合は、次の方法をとる。

(1) 勤務時間内に避難所を開設する場合

- ① 避難所となる施設管理者に対して開設を要請する。
- ② 市民が自発的に避難を開始し、収容を求めた場合は、本部からの要請がなくとも施設管理者が開設し、避難所班長に避難所担当職員の派遣を要請する。

(2) 勤務時間外に避難所を開設する場合

避難所担当職員は、避難所開設が必要な場合直ちに各避難所に参集し、避難所を開設する。

4 臨時の避難所

(1) 指定された避難所だけでは不足する場合

事前に指定された避難所だけでは避難者を収容するのに不足する場合は、本部班は、避難所に指定されていない市の施設を充てるほか、他の公共及び民間の施設管理者に対して、臨時の避難所としての施設の提供を要請する。このとき、市役所本庁舎等の防災中枢拠点は極力避ける。

(2) 臨時の避難所の開設

- ① 臨時の避難所を開設するときは、避難所班は避難所担当職員を配置する。
- ② 開設後は、指定の避難所と同等に扱う。

5 福祉避難所

避難生活が長期化するおそれがあり、避難所において、高齢者及び障害者等への特別な配慮を必要とする状況となった場合には、被災者救援班は、福祉避難所を開設する。

福祉避難所は、受入スペースや人員などの体制が整い次第開設する。

第2 避難所の運営管理

1 避難所の運営組織

(1) 避難所の管理

避難所の管理は、避難所担当職員が当たり、施設管理者は、施設の避難所利用に対して協力する。

(2) 避難所の運営

避難所の運営は、自主防災会等を中心とした市民組織が自主的に運営することを原則とする。ただし、発災後の初期段階では、避難所担当職員及び施設管理者が運営に協力する。

なお、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に該当する災害であって、県教育委員会が指定する極めて重大な災害時において学校避難所が開設された場合、教職員が避難所運営業務に従事できることとし、この期間は7日以内を原則とする。

(3) 報告

避難所担当職員は、本部班又は避難所班本部からの要請によるほか、適宜、市民の避難状況

等について避難所班本部に報告するものとする。

2 避難所の管理・運営における留意点

- (1) 避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、入退所者や避難者数の把握等の情報管理を行い、避難生活に必要な物品の確保や食料・飲料水等の提供、炊き出し等を迅速かつ的確に行う。また、パーティションやダンボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。
- (2) 避難所運営は、高齢者や障害者等の災害時要援護者支援、男女双方の視点などきめ細やかな配慮を行うものとし、避難所運営の意思決定には、女性や子育て家庭の参画を図り、男女及び性的マイノリティなどの多様な性のニーズの違いや子ども・若者などの多様な生活者の視点等に配慮する。特に、プライバシーの確保、着替え場所やトイレの確保、物資の確保、学習スペースの設置等に配慮する。
〔災害時要援護者支援の例〕
ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問介護員の派遣等（その際、避難所においても介護保険サービス及び障害福祉サービスの利用が可能であることに留意する。）
- (3) 災害時要援護者や傷病者等を把握し応急措置を行う。
- (4) アレルギーを有する者のニーズ把握、アセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に配慮する。
- (5) 栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努める。
- (6) 快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況の把握に努める。
- (7) 施設の安全性や衛生状態の管理に努めるとともに、本部班は、仮設風呂、洗濯機の設置等衛生対策・生活環境対策について検討する。
- (8) 感染症等の疾病予防、健康問題の悪化防止のため、「避難所運営マニュアル」及び「新型コロナウイルス感染症を踏まえた姫路市避難所運営のポイント」に基づき、避難者の過密抑制など感染症対策を行う。
- (9) 市の応急対策状況等の災害関連情報や医療及び生活関連情報等の伝達に関して、障害者や外国人への情報提供に配慮する。
- (10) 女性や子どもに対する暴力等を防止するため、トイレ・更衣室等の設置場所は、昼夜問わず安心して使用できる場所を選び、安全に配慮する。
- (11) 避難所での家庭動物同行避難の対応について、必要に応じてスペースの確保に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。
- (12) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。
- (13) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。
- (14) 避難生活環境の向上による災害関連死防止に必要な対策について留意する。
- (15) 避難場所から自宅に戻ろうとする住民等の安全確保のため、津波警報等の情報の提供につい

て配慮する。

第3 集約避難所の設置

避難生活の改善と避難者の自立促進並びに避難所施設の本来機能（教育等）の回復を図るため、避難所開設後一定時間が経過した時点で、応急仮設住宅建設までの間、集約避難所を設置し、避難所を段階的に解消する。

第4 災害救助法の実施基準

1 実施責任機関

- (1) 災害救助法が適用された場合における避難所の設置は、市長が知事の委任を受けて実施する。
- (2) 災害救助法が適用されない小災害の場合における避難所の設置は、市長が行う。

2 救助基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「避難所の設置」の実施基準は、次のとおりである。

項 目	基 準 等
対 象	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれの者を供与する。
費用の限度額	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。
期 間	災害発生の日から7日以内
備 考	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難が長期化する場合や避難行動要支援者等を対象に、内閣府と連絡調整のうえ、民営の旅館・ホテルを借り上げることも可能で、要援護者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を有する者）及びその家族が優先的に利用する。 利用金額は7,000円/泊・人（税込み、食事込み）の範囲内）であらかじめ県と協議

資料編：「2-5-1 避難所に関する協定・覚書」

「2-5-11 災害時における福祉避難所に関する協定」

「10-2 避難所情報台帳兼連絡票」

第3節 災害時要援護者対策

高齢者、障害者、乳幼児や日本語を解さない外国人などの災害時要援護者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るための体制について定める。

【情報の流れ】

○ 情報収集先

情報収集者	情報収集先	情報収集内容
消防班	災害時要援護者	・ F A X 119、N E T 119及び外国語同時通訳機能による災害時要援護者の緊急状況の把握
被災者救援班	自主防災会、災害時要援護者地域支援協議会	・ 災害時要援護者の被災状況 ・ 災害時要援護者の避難状況
自主防災会、災害時要援護者地域支援協議会等	本部班	・ 災害時要援護者に伝達する災害に関する情報

○ 情報発信先

情報発信者	情報発信先	情報発信内容
本部班	自主防災会、災害時要援護者地域支援協議会	・ 災害時要援護者に伝達する災害に関する情報
被災者救援班	本部班	・ 災害時要援護者の被災状況、避難状況 ・ 福祉避難所の開設状況 ・ 災害時要援護者向け情報
自主防災会、災害時要援護者地域支援協議会等	被災者救援班	・ 災害時要援護者の被災状況 ・ 災害時要援護者の避難状況

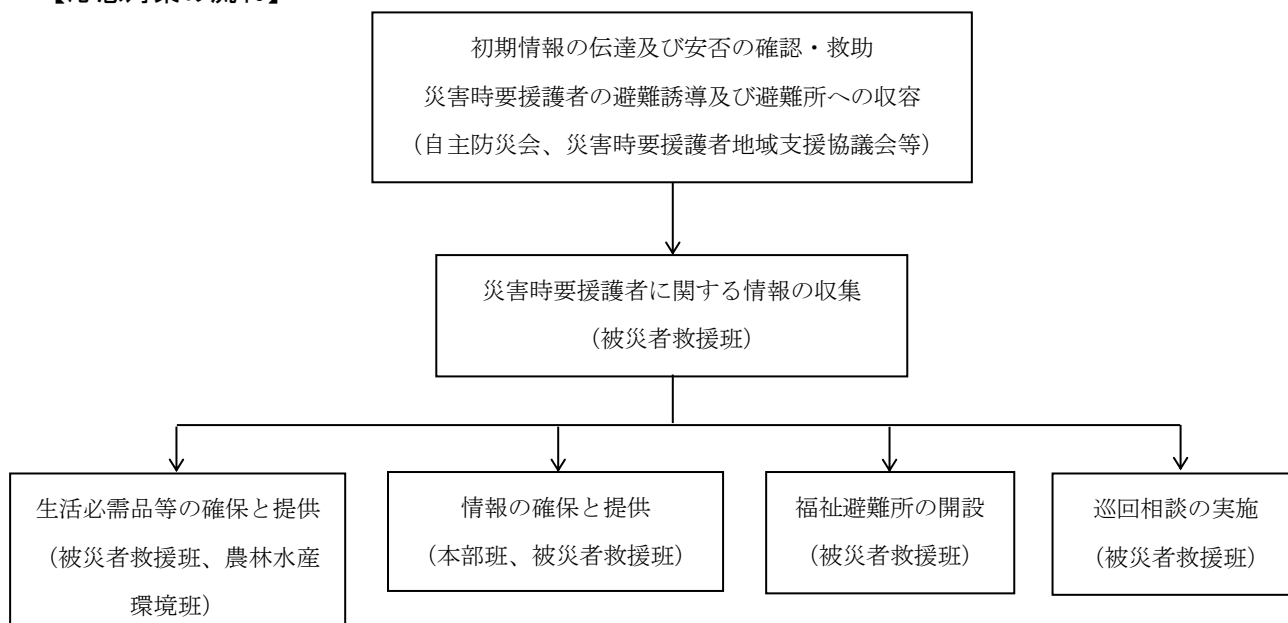
○ 他班との調整事項

調整主体	調整先	調整内容
被災者救援班	住宅地班	・ 災害時要援護者用住宅の確保に関する調整

【役割分担】

担 当 班 等		業 務 内 容
市 災 害 対 策 本 部	消防班	○ F A X 119、N E T 119及び外国語同時通訳機能による災害時要援護者の緊急状況の把握 ○ 災害時要援護者の救助等に必要な措置
	被災者救援班	○ 災害時要援護者の被災状況に関する情報収集 ○ 生活必需品や災害時要援護者の特性に配慮した食料等の確保及び提供 ○ 福祉避難所の開設 ○ 避難所、仮設住宅、在宅での災害時要援護者に対する巡回相談
	本部班 被災者救援班	○ 災害時要援護者に対する情報提供（多様な媒体、外国語）
	市民ボランティア班	○ 手話通訳者等の募集・確保及び避難所等への派遣
	農林水産環境班	○ 生活必需品や災害時要援護者の特性に配慮した食料等の確保及び提供
自主防災会、災害時要援護者地域支援協議会		○ 災害時要援護者への情報伝達 ○ 災害時要援護者の安否確認及び避難誘導に必要な措置

【応急対策の流れ】



第1 災害時要援護者対策の基本方針

1 近隣住民の助け合い

災害発生直後は、公的な救援活動に制約があるため、地域住民自らが助け合い、特に高齢者や障害者等の災害時要援護者の安否を確認することを基本とする。

2 福祉行政と地域組織との連携

災害時における災害時要援護者対策は、被災者救援班と自主防災会、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会支部等で構成する災害時要援護者地域支援協議会と連携して実施する。

第2 災害時要援護者に対する対策

1 情報の伝達及び安否の確認・救助

(1) 本部班及び被災者救援班は、災害時要援護者地域支援協議会の関係者を介して、在宅の災害時要援護者に対して災害に関する情報等を伝達する。また、被災者救援班は被災状況に関する情報を収集する。災害時要援護者地域支援協議会の関係者は、情報を伝達するとともに、災害時要援護者の安否確認を行う。

(2) 消防班は、FAX119、NET119によって、災害時要援護者から異常事態や緊急事態の発生が通報された場合、出動等必要な措置を講じ、また、外国人からの通報は、外国語同時通訳機能を活用する。

2 災害時要援護者の避難誘導及び避難所等への収容

(1) 災害時要援護者地域支援協議会関係者は、在宅の災害時要援護者に対して避難誘導を実施する。

(2) 避難生活が長期化するおそれがあり、高齢者及び障害者等への特別な配慮を必要とする状況となった場合には、被災者救援班は、福祉避難所を開設するとともに、自主防災会等と協力して、対象となる災害時要援護者を当該避難所に搬送する（災害応急対策計画Ⅱ 第2章第1節 避難誘導の実施（P253）参照）。

(3) 避難所の運営の際にも、十分災害時要援護者へ配慮する（災害応急対策計画Ⅱ 第2章第2節 避難所の開設・運営（P267）参照）。

3 災害時要援護者に対する情報の提供

本部班は、障害者、外国人等の災害時要援護者に対して、確実に情報が伝達できるよう多様な手段を用いて広報活動を実施する。（災害応急対策計画Ⅰ 第3章第1節 災害広報の実施（P199）参照）

4 災害時要援護者の生活必需品等の確保と提供

被災者救援班は、農林水産環境班と協力して、福祉避難所に収容した高齢者、障害者や、各避難所にいる乳幼児、妊産婦等に対して、生活必需品や災害時要援護者の特性に配慮した食料等を確保し、災害時要援護者に提供する。

5 応急仮設住宅の設置

住宅地班は、応急仮設住宅の建設の際、必要に応じて災害時要援護者向け応急仮設住宅を設置する。（災害応急対策計画Ⅱ 第2章第4節 応急住宅対策の実施（P276）参照）

6 巡回相談の実施

被災者救援班は、避難所、応急仮設住宅、在宅の災害時要援護者に対し、巡回相談を実施し、必要な物資の確保や心理的な支援等必要かつ的確な措置を実施する。

7 在宅者への配慮

被災者救援班は、災害時要援護者地域支援協議会と連携し、在宅の災害時要援護者を訪問するなど、必要な援護措置を実施する。

第3 応急保育

1 災害発生後の措置

- (1) 被災者救援班は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合、各保育所・認定こども園の責任者に対し災害に関する情報を伝達するとともに、確認と幼児の保護者への引渡、休所などの適切な措置を指示する。
- (2) 保育所・認定こども園の責任者は、状況に応じて緊急避難の措置を講じる。
- (3) 保育所・認定こども園の責任者は災害の規模、幼児及び職員並びに施設設備等の被害状況を把握し、速やかに被災者救援班に報告する。

2 応急保育の実施

- (1) 保育所・認定こども園の責任者は、あらかじめ定めた応急保育計画に基づき、応急保育の早期実施に努めるとともに、決定事項については速やかに幼児及び保護者に周知する。
- (2) 各保育所・認定こども園長は職員を掌握し保育所・認定こども園の整理を行うとともに、幼児の被災状況を把握して、応急保育を早期に実施できる体制の確立に努める。
- (3) 保育所・認定こども園の一部が使用できない場合には残存施設を利用して応急保育を実施する。
- (4) 保育所・認定こども園の全部又は大部分が倒壊又は焼失により大被害を受けて、早急に改築などの復旧対策ができない場合には、影響を受けてない保育所・認定こども園、あるいは公民館等の施設を利用する。前記施設を利用できない場合には応急仮設施設を建設する。
- (5) 通所可能な幼児については応急保育計画に基づいて保育するように検討する。
- (6) 入所幼児以外の幼児の受入れについては、可能な限り応急保育計画に基づいて保育するように検討する。
- (7) 避難所などに保育所・認定こども園を提供したため長期間保育所として使用できない場合、被災者救援班は関係班と協議して、早急に保育が再開できるような措置を講じる。

資料編：「2-5-11 災害時における福祉避難所に関する協定」

「6-3 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の災害時要援護者関連施設・地下街一覧」

第4節 応急住宅対策の実施

災害時における被災者等への住宅の確保対策について定める。

【情報の流れ】

○ 情報収集先

情報収集者	情報収集先	情報収集内容
住宅宅地班	本部班	・地域別避難者数
	被災者救援班	・災害時要援護者用住宅の必要数
	兵庫県	・県営住宅の利用可能戸数
	県内各市町、住宅供給公社等	・各組織が所有する空家の情報
	民間企業	・民間企業の提供する居住可能施設情報
本部班	住宅宅地班	・応急仮設住宅の募集予定及び募集要項 ・公営住宅等の空き状況 ・民間住宅の受入状況

○ 情報発信先

情報発信者	情報発信先	情報発信内容
住宅宅地班	本部班	・応急仮設住宅建設に関する情報 ・公営住宅等に関する情報 ・建設型応急仮設住宅の募集予定及び募集要項 ・公営住宅等の空き状況 ・民間住宅の受入状況

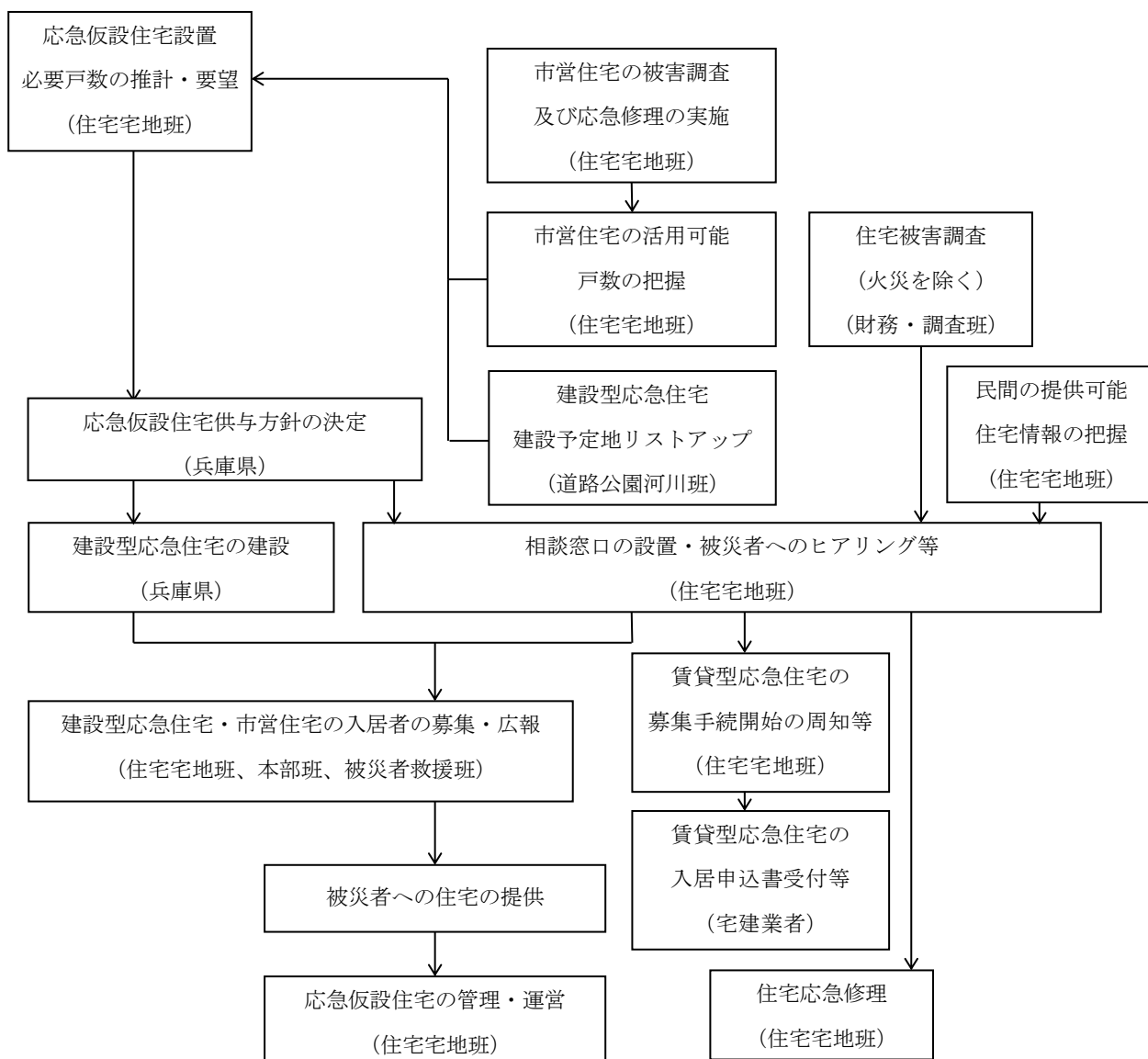
○ 他班との調整事項

調整主体	調整先	調整内容
住宅宅地班	道路公園河川班	・応急仮設住宅建設予定地に関する調整
	被災者救援班	・災害時要援護者用住宅の確保に関する調整
	市民 (入居希望者)	・建設型応急仮設住宅、公営住宅等入居審査及び手続き ・賃貸型応急住宅の募集手続開始の周知等 ・相談窓口の設置・被災者へのヒアリング等

【役割分担】

担 当 班 等		業 務 内 容
市 災 害 対 策 本 部	住宅宅地班	○ 市営住宅の被害状況調査及び応急修理の実施 ○ 建設型応急仮設住宅の管理運営 ○ 建設型応急仮設住宅・市営住宅等の入居者募集 ○ 災害救助法に基づく民間住宅応急修理の実施
	本部班	○ 公営住宅等、応急仮設住宅の入居者募集の広報実施
	道路公園河川班	○ 応急仮設住宅建設用地の選定
	財務・調査班	○ 住宅の被害調査の実施（火災を除く）
兵庫県		○ 応急仮設住宅供与方針の決定 ○ 応急仮設住宅の建設
民間企業		○ 各企業の保有する居住可能施設の提供

【応急対策の流れ】



第1 公営住宅及び応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅等の供与については、被災者が希望する場合は、県・市等が管理する公営住宅を活用するほか、賃貸型応急住宅を優先的に提供する。公営住宅及び民間賃貸住宅等の数が少ない地域や、被災者がまとまって居住するのが効果的な場合においては、建設型応急住宅を中心に提供する。

1 市営住宅の被害調査等

(1) 市営住宅の被害調査

住宅地班は、チーム編成に基づき担当地域の市営住宅の被害程度、状況を調査し、報告する。

(2) 市営住宅の応急修理

住宅地班は、市営住宅の被害調査結果をもとに、応急修理により使用が可能と考えられる市営住宅の戸数を把握し、速やかに市営住宅の応急修理を実施する。

(3) 県営住宅の利用可能情報の収集

住宅地班は、県から県営住宅の被害状況及び利用可能戸数に関する情報等を収集・整理する。

2 相談窓口の設置・被災者へのヒアリング等

住宅地班は、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、相談窓口を設置する。また、必要に応じて、被災世帯に係る住家被害の状況や応急仮設住宅への入居希望等についてヒアリング調査を実施する。

3 公営住宅等の供与

(1) 対象

市営住宅の他、県、県内各市町村、全国の都道府県、住宅供給公社、都市再生機構、高齢・障害・求職者雇用支援機構等の所有する空き家とする。

(2) 募集

① 市営住宅については、住宅地班が募集を行う。

② 住宅地班は、市民への情報提供や相談に対応するに当たって、県が国土交通省の支援により設置する被災者用公営住宅等あっせん支援センターに協力を要請する。

4 建設型応急仮設住宅建設用地の選定

道路公園河川班は、応急仮設住宅設置が相当長期間になることを考慮し、オープンスペース利用計画（災害応急対策計画Ⅰ 第6章 オープンスペース等の管理体制の確立（P233））に基づき、あらかじめ設定された候補地から応急仮設住宅建設用地をリストアップする。

5 応急仮設住宅設置必要戸数の推計・要望

(1) 住宅地班は、市営・県営住宅等公営住宅の利用可能戸数（空き家数）や被災状況等の情報をもとに、原則として、全焼、全壊世帯数の3割以内として応急仮設住宅の設置戸数を推計し、兵庫県に設置を要望する。

(2) ただし、被災の程度、深刻さ、住民の経済的能力、住宅事情等により設置戸数の引上げが必要な場合は、兵庫県と協議する。

6 応急仮設住宅供与方針の決定

県は、供与戸数、供与時期、建設戸数及び民間賃貸住宅活用戶数等の供与方針を決定し、市に周知する。

7 建設型応急仮設住宅の建設

- (1) 応急仮設住宅の建設は、災害救助法が適用された場合に県が行い、市が補助する。
- (2) 応急仮設住宅として、供与する期間は、工事を完了した日から2箇年以内とする。

8 建設型応急仮設住宅の入居者の選考

(1) 入居者の募集

住宅宅地班は、応急仮設住宅募集窓口を設置し、応急仮設住宅への入居募集を行う。

(2) 入居者の決定

住宅宅地班は、被災者救援班と協力し、以下の点に留意しながら、入居者を決定する。

- ① 住家が全焼、全壊又は流出した者であること
- ② 居住する住家のない者であること
- ③ 自らの資力でもって、住宅を確保することのできない者であること
- ④ 入居者選定の際には、高齢者、障害者等の災害時要援護者に十分配慮するとともに、高齢者、障害者向けの応急仮設住宅の確保に努めること

9 賃貸型応急住宅の募集手続開始の周知等

住宅宅地班は、兵庫県が賃貸型応急住宅の募集手続を開始した場合は、市民へその旨を周知し、宅建業者等から入居申請書等の提出があった場合等の審査等を行う。

10 応急仮設住宅の管理・運営

住宅宅地班は、被災者の応急仮設住宅への入居後、応急仮設住宅内のコミュニティの形成や独居老人等に配慮しながら、応急仮設住宅の管理・運営を行う。

第2 住宅応急修理の実施方法

- (1) 財務・調査班は、市域の住宅被害状況（火災を除く）を調査する（災害応急対策計画Ⅱ 第11章第1節 罹災証明書等の発行（P386））。
- (2) 住宅宅地班は、住宅の応急修理を希望する市民を受け付け、災害救助法による実施基準等を満たす者に対して、建築業者等を派遣する。
- (3) 業者が不足したり、建築資機材等を調達することが困難な場合は、県に対して可能な限り次の事項を示して、あつせん、調達を依頼する。
 - ① 被害戸数（半焼、半壊）
 - ② 修理を必要とする戸数
 - ③ 調達を必要とする資機材の品目及び数量
 - ④ 派遣を必要とする建築業者数
 - ⑤ 連絡責任者
 - ⑥ その他参考となる事項

第3 災害救助法の実施基準

1 応急仮設住宅の供与

(1) 実施責任機関

- ① 災害救助法が適用された場合における応急仮設住宅の供与は、広域災害等の場合は、知事が実施し、市長が補助する。局地的災害の場合は、知事の委任を受けて市長が実施する。
- ② 災害救助法が適用されない小災害の場合における応急仮設住宅の供与は、市長が行う。

(2) 救助基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「応急仮設住宅の供与」の実施基準は、次のとおりである。

項 目	基 準 等
対 象	住家が全焼、全壊又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者
費用の限度額	1 規 格 (建設型応急住宅) 応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に (1戸当たり) 応じて設定 (賃貸型応急住宅) 世帯の人数に応じて、建設型応急住宅に準じて設定 2 基本額 (建設型応急住宅) 7,089,000円以内 (1戸当たり) (賃貸型応急住宅) 地域の実情に応じた額(実費) 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置する場合は集会施設を、50戸未満の場合は、その戸数に応じた小規模な施設を設置できる(規模、費用は別に定めるところによる)。
期 間	(建設型応急住宅) 災害発生の日から20日以内に着工 (賃貸型応急住宅) 速やかに供与
備 考	1 建設型応急住宅の場合における限度額は、平均1戸当たり7,089,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要支援者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 応急修理の期間が災害発生の日から1箇月を超えると見込まれる場合、県と相談の上、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することができる。

2 災害にかかった住宅の応急修理

(1) 実施責任機関

- ① 災害救助法が適用された場合における災害にかかった住宅の応急修理は、市長が知事の委任を受けて実施する。
- ② 災害救助法が適用されない小災害の場合における災害にかかった住宅の応急修理は、市長が行う。

(2) 救助基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「被災した住宅の応急修理(住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理)」の実施基準は、次のとおりである。

項 目	基 準 等
対 象	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者
費用の限度額	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 53,900円以内
期 間	災害発生の日から10日以内に完了
備 考	1 大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象(全壊は、修理することで居住することが可能な場合) 2 ブルーシート、ロープ、土のうなど資材費及び建設業者・団体等が行う際の施行費用の合計

災害救助法による「被災した住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限の部分の修理）」の実施基準は、次のとおりである。

項 目	基 準 等
対 象	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損壊を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 3 災害のため住家が半壊に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では、応急修理をすることができない者
費用の限度額	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり イ 半壊又は半焼の世帯 739,000円以内 ロ 半壊に準ずる程度の損壊の受けた世帯 （一部損壊10%以上20%未満） 358,000円以内
期 間	災害発生の日から 3 箇月以内に完了 （ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から 6 箇月以内に完了）
備 考	全壊（焼）の場合は、住宅が修理を行えない程度の被害を受けているため、基本的には対象とならないが、修理することで居住することが可能となる場合は、事前協議の上、個別に対象とすることが可能 住宅が半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については、事前協議の上、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することが可能

資料編：「2-6-5 災害時における応急対策業務に関する協定（建設資機材等）」

第 3 章 交通・輸送対策

第 1 節 交通の確保対策の実施

災害発生後、特に初期における緊急輸送のための陸・海・空の交通の確保等について定める。

【情報の流れ】

○ 情報収集先

情報収集者	情報収集先	情報収集内容
本部班	道路公園河川班	・道路、橋梁の支障箇所 ・道路、橋梁の交通支障箇所 ・公安委員会の指定した緊急交通路等の情報
	観光経済班	・港湾の交通支障箇所
	農林水産環境班	・漁港の交通支障箇所
	西日本旅客鉄道 山陽電気鉄道	・軌道の支障箇所及び応急活動状況等
	神姫バス	・市域の被害状況及び応急活動状況等
道路公園河川班	国・県等の道路管理者	・国道、県道等の道路、橋梁の支障箇所 ・国道、県道等の交通支障箇所
	兵庫県	・緊急交通路、緊急輸送道路、緊急啓開道路の設定
観光経済班	港湾管理者	・港湾の交通支障箇所
農林水産環境班	漁港管理者	・漁港の交通支障箇所

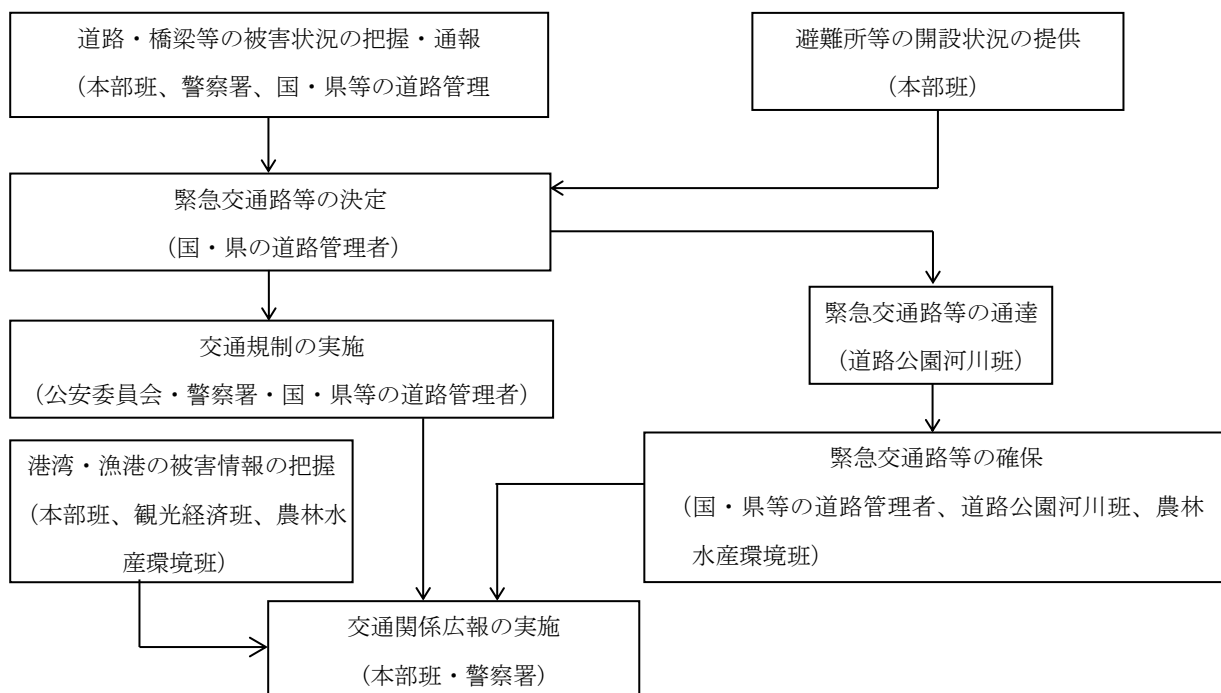
○ 情報発信先

情報発信者	情報発信先	情報発信内容
本部班	兵庫県	・市の管理する道路・橋梁等の被害状況、交通支障箇所 ・防災上重要な機関の立地場所及び被災状況 (防災センター、市役所、消防署所、地域防災拠点、警察署、 物流拠点、病院等) ・避難所の開設状況
	市民・関係機関	・交通に関する広報内容
道路公園河川班	本部班	・道路、橋梁等の支障箇所 ・道路の交通支障箇所 ・公安委員会の指定した緊急交通路等の情報
	農林水産環境班	・啓開作業でのがれき回収・処理依頼
	国・県等の道路管理者 警察署 市内郵便局	・市の管理する道路、橋梁の支障箇所 ・市の管理する道路の交通支障箇所 ・啓開作業の優先順位（市の啓開作業状況）
観光経済班	本部班	・港湾の交通支障箇所
農林水産環境班	本部班	・漁港の交通支障箇所

【役割分担】

担 当 班 等		業 務 内 容
市 災 害 対 策 本 部	本部班	○ 市内道路・橋梁・港湾・漁港等の被害状況の情報収集 ○ 公安委員会に対し、避難所、病院、物流拠点などの被害や開設状況の情報の提供 ○ 交通規制や緊急交通路等に関する広報の実施
	道路公園河川班	○ 市内道路・橋梁等の被害状況の情報収集及び関係機関への通報 ○ 緊急交通路指定路線及び緊急啓開路線の交通機能の確保 ○ 交通規制や緊急交通路等に関する広報の実施 ○ 農林水産環境班と協力した緊急啓開路線の啓開作業
	農林水産環境班	○ 道路公園河川班と協力した緊急啓開路線の啓開作業 ○ 漁港の被害状況の情報収集
	観光経済班	○ 港湾の被害状況の情報収集
警察署 国・県などの道路管理者		○ 市内道路の被害状況の情報収集の実施 ○ 交通規制の実施 ○ 交通規制や緊急交通路等に関する情報の広報活動 ○ 緊急交通路指定路線の交通機能の確保
公安委員会		○ 緊急交通路等及び迂回路、啓開道路の設定 ○ 交通規制の決定
海上保安部		○ 海上交通規制の実施 ○ 船舶交通の整理・指導による船舶の円滑な運航の確保
西日本旅客鉄道 山陽電気鉄道 神姫バス		○ 各社の防災業務計画に基づいた処置

【応急対策の流れ】



第1 交通支障箇所等の情報収集

道路公園河川班は、市の管理する道路、橋梁等の支障箇所及び交通の支障箇所に関する情報を収集する。また、国道、県道の状況についても、各管理者から同様の情報収集を行う。これらの情報収集は、県及び警察があらかじめ指定した緊急輸送道路ネットワーク路線及び緊急交通路を優先して行う。

観光経済班は、港湾の交通の支障箇所に関する情報収集を行う。

農林水産環境班は、漁港の交通の支障箇所に関する情報収集を行う。

第2 関係機関への通報

1 市の管理する道路、橋梁等の支障箇所に関する通報

道路公園河川班は、市の管理する道路、橋梁等の支障箇所について、本部班に伝達するとともに、県土木事務所、警察署及び関係機関に速やかに通報する。

2 国道、県道の支障箇所に関する通報

道路公園河川班は、国道、県道の支障箇所について、各道路管理者、警察署等からの情報収集に努め、収集した情報を速やかに本部班に伝達するとともに、関係機関に通報する。

3 港湾の交通の支障箇所に関する通報

観光経済班は、港湾の支障箇所について、本部班に伝達する。

4 漁港の交通の支障箇所に関する通報

農林水産環境班は、漁港の支障箇所について、本部班に伝達する。

第3 交通規制に関する措置

1 被災地内の交通規制

- (1) 道路管理者、県公安委員会、警察署は、道路等の危険な状況を発見したとき若しくは危険が予想されるとき又は避難路及び緊急交通路の確保の必要があるとき等は、第3の2に掲げる範囲において、それぞれ関係機関と密接な連絡を取り、速やかに必要な規制を行う。
- (2) 交通規制を行うときは、実施責任者は災害対策基本法施行令第32条第1項の規定による標示（別記様式第2（災害対策基本法施行規則第5条関係））を設置する。ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する警察官の現場における指示により、これを行うことができる。
- (3) 交通規制を行ったときは、市及び道路管理者等は、規制内容を立看板、テレビ、ラジオ等のマスコミ、交通情報、広報車両等を利用し、一般に周知徹底する。

2 交通規制の実施責任者等

関係法令に基づく交通規制の実施責任者、範囲等は、次の表のとおりである。

実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項

公安委員会	1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき 2 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認められるとき	道路交通法第4条第1項 災害対策基本法第76条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき	道路交通法第5条第1項
警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険を生ずるおそれがある場合	道路交通法第6条第4項

3 警察官、自衛官及び消防吏員の行う措置

通行禁止区域等における緊急通行車両の通行の確保のため、警察官、自衛官及び消防吏員は、次のとおり必要な措置を実施する。

実施責任者	範 囲	根 拠 法
警察官	1 通行禁止区域等において、緊急車両の通行妨害となる車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること等必要な措置を命ずることができる。 2 措置命令に従わないとき又は相手が現場にいないため措置をとることを命ずることができないときは、自ら措置をとることができる。また、措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法第76条の3
自衛官 消防吏員	自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行の確保のため、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれ自衛官又は消防吏員は通行の妨害となる車両その他物件について、上記措置をとることができる。	

4 緊急交通路の確保

警察署は、緊急自動車等の通行を確保するため、あらかじめ設定した予定路線の中から、必要な区間及び地域について交通規制を実施する。

(緊急交通路(迂回路含む))

優先順位	路 線 等
1	中国自動車道～播但連絡道路～姫路バイパス～姫路市役所
2	山陽自動車道～播但連絡道路～姫路バイパス～姫路市役所
3	国道250号～国道2号～姫路市役所
4	国道2号～姫路市役所

第4 道路の応急復旧等

1 緊急啓開路線の選定

災害発生後、倒壊建物や看板、電柱等の障害物により交通障害が発生した場合、緊急車両の通行を確保するために、公安委員会は以下に示す基準により緊急道路啓開路線を選定する。

(1) 緊急啓開路線の選定基準

- ① 防災センター、市役所、消防署所、地域防災拠点、警察署、病院等防災対策上重要な機関を結ぶ路線
- ② 緊急輸送道路ネットワーク（災害応急対策計画Ⅱ 第3章第2節 輸送対策の実施（P293）参照）
- ③ 避難所等主要な防災拠点到に接続する路線
- ④ その他上記のルートを補完する路線

(2) 緊急啓開路線の優先順位

緊急啓開作業を行うに当たっては、道路管理者、警察、自衛隊等の各関係機関がそれぞれ連絡を密にし、有機的かつ迅速に実施するとともに、被害の状況に応じて救急・救援活動等を考慮した優先順位を定め、効率的に実施する。

2 放置車両等の移動等について

道路管理者等（道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者）は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があるときは、その管理する道路について、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等を命ずることができる。

運転者が不在の場合等により車両の移動が困難な場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うことができる。

3 道路啓開の実施

- (1) 道路公園河川班、農林水産環境班は協力しながら効率的に、緊急啓開路線の道路啓開作業を実施する（災害応急対策計画Ⅱ 第7章第1節 障害物の除去（P340）参照）。
- (2) 原則として二車線の車両通行帯が確保できるよう道路上の障害物等を除去し、緊急車両の走行に支障のない程度に道路陥没、亀裂等の舗装破損個所の応急復旧を行う。

4 応急復旧業務に係る建設業者等の運用

道路管理者は、建設業界と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。

第5 海上交通規制及び海上交通の確保

1 海上交通規制

災害により海上交通に危険が生じ又は生じるおそれのある場合、姫路海上保安部は次の規制及び対策を実施する。

- (1) 津波警報、大津波警報が発表された場合、姫路港長は在港船舶に対して津波第二体制を発出する。

津波第二体制	在港各船は、乗組員の生命の安全確保を第一に考慮し次のとおり対応すること。 1 一般船舶 (1) 速やかに荷役・作業を中止し、津波到達予測時刻等を考慮のうえ安全な海域へ避難すること。 (2) 修繕中の船舶等は、係留の強化を行うなど保船に万全の措置をとること。 (3) 小型船舶は、陸上避難又は安全な海域に避難すること。陸上避難する場合は、津波到達予想時刻等を考慮のうえ、余裕のある範囲で係留強化、陸揚げ固縛等、流出防止措置をとること。 2 危険物船 直ちに荷役を中止し、速やかに港外の安全な海域へ避難すること。

- (2) 必要に応じ、港内の区域を指定して航行の制限、禁止等の措置を講ずるほか、必要に応じて

港内に係留若しくは停泊している船舶に対し、移動を命令又は制限する。

- (3) 在泊船舶に対しては、巡視船艇等を巡回させ、拡声器、電光表示等により周知する他、第五管区海上保安本部から航行船舶に対し、航行警報又は安全通報等により周知する。

2 海上交通の確保

船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行うとともに、航路標識の応急措置を実施する。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

第6 バス

バスは、災害により鉄道が機能停止した際における代替ルートとして重要な役割を果たすとともに、緊急交通路等の交通量の緩和対策としても速やかに運行を回復すべきものである。

そのため、市域の被害情報、応急活動状況等を把握し、路線バスを応急運営するのか、被災者のバスによる輸送活動を実施するのか等を判断し、適切な対応をとる。

資料編：「10－6 緊急通行車両確認のための標示・標章」

第7 鉄道施設

西日本旅客鉄道株式会社及び山陽電気鉄道株式会社は、各社の防災業務計画に基づき、適切な処置をとる。

1 西日本旅客鉄道株式会社

(1) 災害発生時の初動措置

① 地震発生時の取扱い

●震度4以上と認められる地震が発生したときの取扱いは次による。

地震警報装置	取扱い
黄色灯点灯 ブザー鳴動 参考（規制基準） 40ガル以上 80ガル未満 （震度4）	自駅に列車がいる場合、その列車の運転見合わせ 輸送指令の指示 輸送指令に速報 指令 関係駅に通報 施設指令に連絡 運転規則の実施 運転通告券の交付 初列車 速度制限 15K/H 以下 次列車 速度制限 45K/H 以下
参考 40以上で運転見合 せとする区間	1. ○○線 ○○～○○間 2. ○○線 ○○～○○間
赤色灯点灯 ブザー鳴動 参考（規制基準） 80ガル以上 （震度5以上）	自駅に列車がいる場合、その列車の運転見合わせ 輸送指令に速報 輸送指令 関係駅に通報 列車の運転見合わせ 施設指令に連絡

※ 〰 線で囲んだ部分は、駅社員の扱い

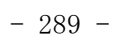
駅長の取扱い

- (1) 列車停止手配
- 速報
- 輸送指令・通信指令
- 施設指令・電力指令
- (2) 自駅に列車がいる場合
- その列車の運転見合わせ
- 輸送指令に速報
- (3) 列車が停車場付近に停止した場合
- 支障がないとき停車場内に誘導
- (4) 輸送指令の指示により運転士に通告
- 運転見合わせ
- 口頭通告
- 速度制限
- 運転通告券交付

運転規制（速度制限）の標準的な取扱い

規制区間内を初列車は15km/H以下の速度で運転し、初列車が異常なく規制区間を運転し終われば、次列車以降は異常なしの通報があるまで45km/H以下の速度で運転する。

災害応急対策計画Ⅱ



② 降雨時の取扱い

○姫路駅雨量計のエリア

○規制区分

曾根～網干駅間 甲区間

姫路～太市駅間 丙区間

○運転規制

甲区間 -- 警備のみで規制なし

丙区間 -- (青)警備のみ、(黄)徐行 運転規制30km/H以下、(赤)停止 運転見合わせ

○雨量計値と表示

甲区間

規制	表示	雨 量		
		時間	連続	連続+時間
警備	黄・赤	45	200	150+25

丙区間

規制	表示	雨 量		
		時間	連続	連続+時間
警備	青	35	150	125+20
徐行	黄	45	200	150+25
		(積算) 250+120+10		
停止	赤	65	280	210+30

時間 ----- 1 時間雨量 連続 -----24時間雨量 積算----- 5 日間積算雨量

ア 警報器の警戒ランプが鳴動した時は、施設指令に連絡すること

イ 警報器の徐行又は停止が鳴動した時は、列車の運転を一時見合わせるとともに、輸送指令に連絡し、運転規制の指示を受ける

ウ 姫路鉄道部指令にも報告し、運転規制の指示を受ける

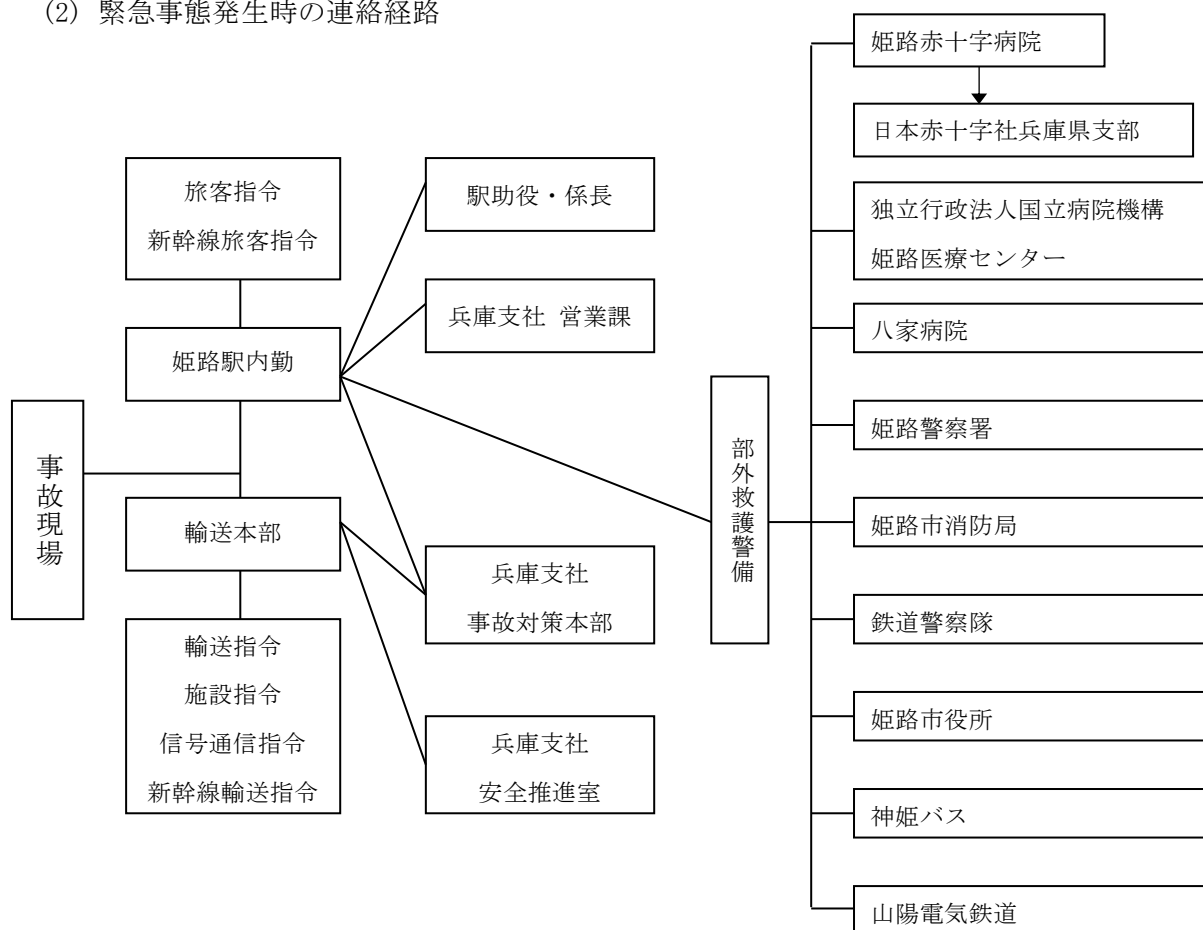
○ 浸水した時（軌条面上） 運転禁止

電車	25mm	客車・気動車・貨車（充電のあるもの）	80mm
電気機関車・ディーゼル機関車	50mm	貨車（充電のないもの）	200mm

③ 強風時の取扱い

風の状態	風速計が装置してある停車場の駅長	風速計が装置していない停車場の駅長
風速20m/s以上	風速が20m/s以上になったとき ↓ その状況を輸送指令に報告する	目測により風速が20m/s以上になったと認めたとき ↓ その状況を輸送指令員に報告する
風速25m/s以上	突風等のため列車の運転が危険であると認めたとき ↓ 列車の出発又は通過を見合わせる	空車又は軽量で大きな貨物を積載した貨物車 ↓ つとめて列車に連結しない 留置してある車両 ↓ 嚴重に転動を防止する手配をとる

(2) 緊急事態発生時の連絡経路



2 山陽電気鉄道株式会社

(1) 災害発生時の初動措置

① 地震発生時の取扱い

ア 運転規則

計測震度計により震度4以上の地震の発生を感知したとき、又は緊急地震速報により震度4以上の地震を受報したときは、直ちに全列車の運転を停止する。

計測震度計により震度4の地震の発生を感知したときでその震動が無くなったと認めたときは、全列車の速度を毎時25km以下に制限して運転を再開する。

計測震度計により震度5弱以上の地震の発生を感知したときは、線路施設・路盤等の点検を行い、その結果が判明し、列車の運転の安全が確認されるまで、運転を再開しない。

ただし、震度5弱の地震の発生を感知した後、その震動が無くなったと認めたときは、運転指令の指示により安全確認のうえ毎時15km以下で最寄り駅に可能な限り移動する。

緊急地震速報により予測震度の取消を受信したとき、又は計測震度計により震度3以下の地震の感知で確定したときは、全列車の運転を再開する。

イ 通報

運転指令は、計測震度計、緊急地震速報及びその他の情報により地震の発生を感知したときは、関係先に指令又は通報しなければならない。

② 降雨時、強風時等の取扱い

ア 運転規則

風速が毎秒20m以上となったと認めたとき、運転速度を規制する。毎秒25m以上となった

と認めたとき、又は豪雨、高潮、津波のため列車の運転が危険と認めたときは、運転を休止する。

自動雨量計等により、1時間雨量又は積算雨量（12時間内に、通算6mm以上又は1時間4mm以上の降雨がない場合リセット）があらかじめ定められた基準に達したときは、区間を指定して運転速度を規制する。

自動雨量計等により、1時間雨量又は積算雨量があらかじめ定められた基準に達したときは、区間を指定して運転を休止する。

土砂災害警戒情報を感知し、当社線上の危険箇所について土砂災害危険度分布がレベル4となった場合は、区間を指定して運転を規制または休止する。

濃霧又は吹雪のため、通常の運転ができなくなったときは、時速25km未満で運転する。線路が冠水したときの運転は、次のとおりとする。

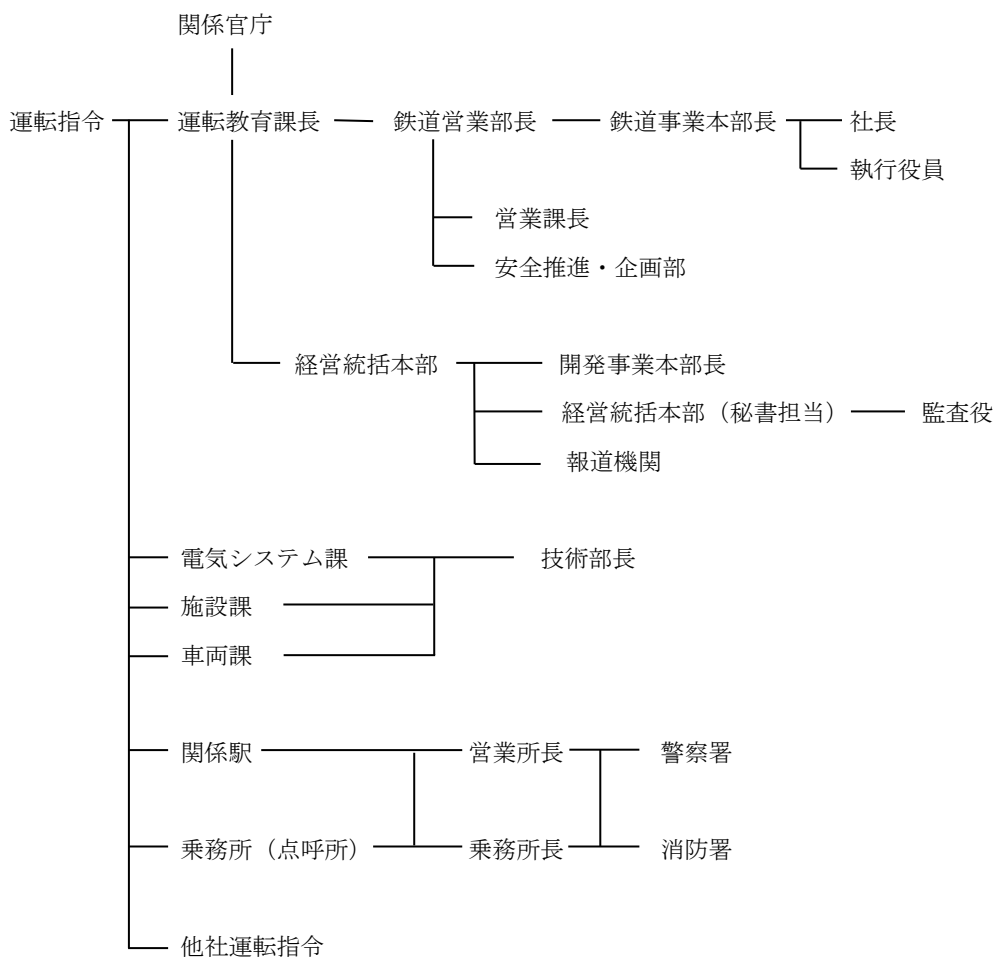
(ア) 水位がまくらぎ上面を越えたときは、時速15km以下で運転する。

(イ) 水位がレール面上まで達したときは、運転を休止する。

イ 通報

運転指令は、運転規制が必要な状況になったときは、関係先に指令又は通報しなければならない。

(2) 緊急事態発生時の連絡経路



第２節 輸送対策の実施

被災者、災害応急対策要員の移送並びに救助用物資、災害対策用資機材の輸送等について定める。

【情報の流れ】

○ 情報収集先

情報収集者	情報収集先	情報収集内容
道路公園河川班	本部班	・市内の被害状況
本部班	道路公園河川班	・緊急輸送道路の指定及び交通規制に関する情報
	観光経済班	・海上輸送手段の状況
	消防班	・空中輸送手段の状況
総務動員・受援班	各班	・輸送用人員の必要状況の確認
財務・調査班	各班	・市有車両の現況報告 ・配車必要状況の確認
	本部班	・市内の被害状況及び各班の応急対策実施状況
観光経済班	各班	・海上輸送必要状況の確認
消防班	各班	・空中輸送必要状況の確認

○ 情報発信先

情報発信者	情報発信先	情報発信内容
道路公園河川班	本部班	・緊急輸送道路の指定及び交通規制に関する情報
	警察署	・緊急輸送道路の指定情報 ・交通規制依頼
	道路管理者	・緊急輸送道路の指定情報 ・交通規制、道路啓開、応急復旧の依頼
財務・調査班	民間業者	・車両用燃料の供給依頼
観光経済班	海上保安部、海上自衛隊、海事事務所等	・海上輸送に係る支援（輸送・情報収集等）及び関連情報
消防班	県、自衛隊、海上保安部等	・空中輸送の依頼及び関連情報

○ 他班との調整事項

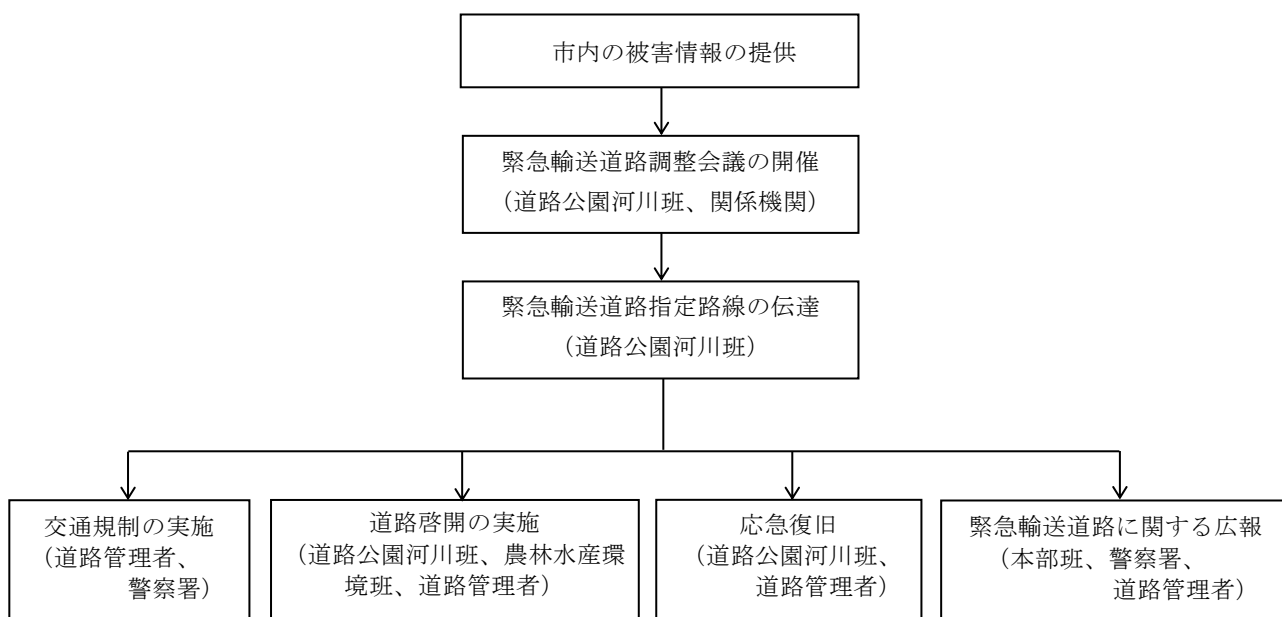
調整主体	調整先	調整内容
消防班	道路公園河川班	・ヘリコプター臨時離発着場の開設場所

【役割分担】

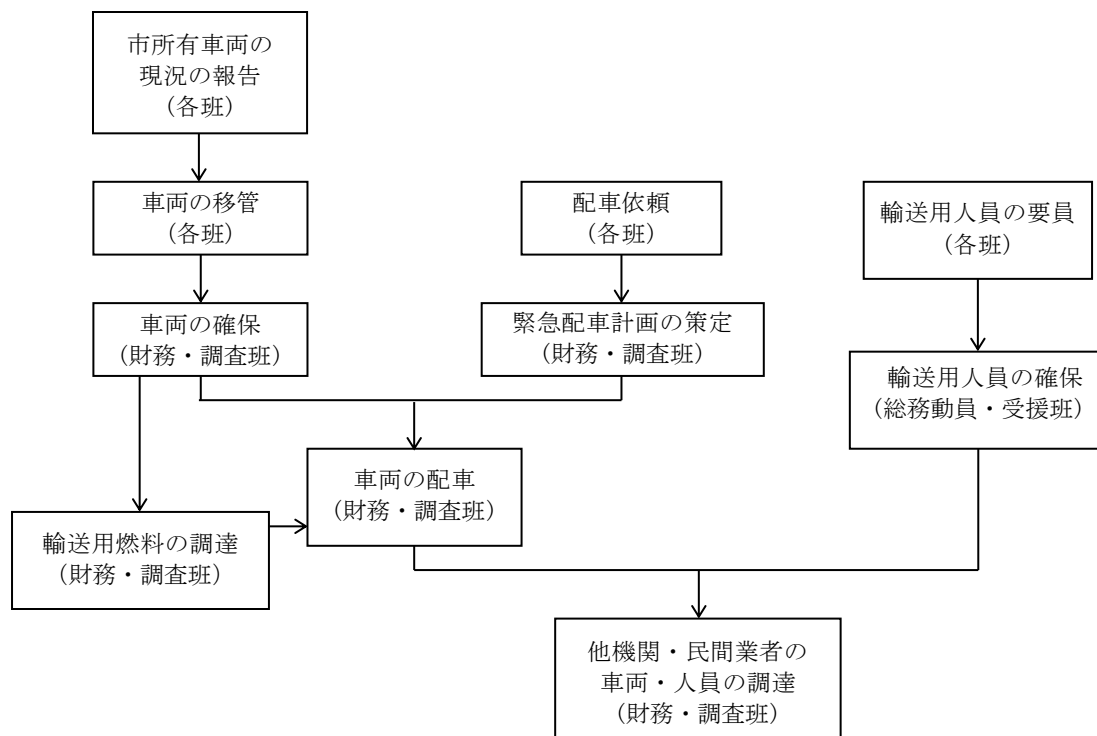
担 当 班 等		業 務 内 容
市 災 害 対 策 本 部	道路公園河川班	○ 市内で利用する緊急輸送道路の選定 ○ 緊急輸送道路調整会議の開催及び緊急輸送道路指定路線の伝達
	本部班	○ 緊急輸送道路の指定及び交通規制に関する広報の実施
	総務動員・受援班	○ 運転手や搬入・搬出用人員等輸送に必要な人員の確保 ○ 物資の陸揚げ現場及びヘリコプター臨時離発着場への人員の派遣
	財務・調査班	○ 市有車両の現況把握及び車両の管理 ○ 市有車両用燃料の調達 ○ 各班への配車の実施
	観光経済班	○ 海上保安部、海事事務所等の関係機関による海上輸送に係る支援（輸送・情報収集等）の依頼
	消防班	○ 県や自衛隊等の関係機関による空中輸送実施の依頼 ○ ヘリコプター臨時離発着場の確保
警察署 関係機関		○ 緊急輸送道路指定に基づく交通規制の実施 ○ 緊急輸送道路の指定及び交通規制に関する広報の実施
姫路海上保安部 海上自衛隊 姫路海事事務所 協定事業所		○ 海上輸送に係る支援（輸送・情報収集等）の実施
県、自衛隊、海上保安部		○ 空中輸送の実施

【応急対策の流れ】

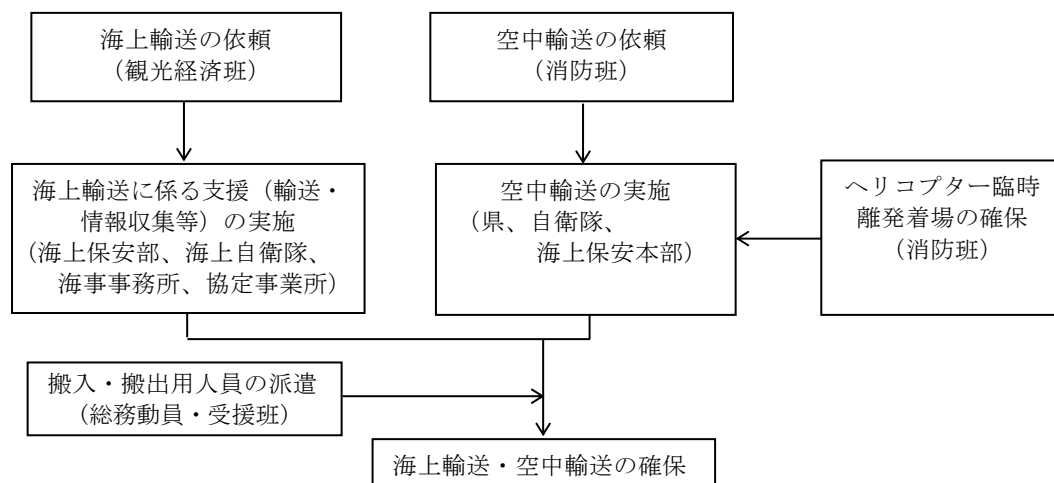
〈緊急輸送道路の確保〉



(輸送力の確保)



(海上・空中輸送手段の確保)



第1 緊急輸送道路の確保

1 緊急輸送調整会議

道路公園河川班は、災害発生後の被害状況を踏まえ、緊急輸送道路ネットワークの中から、実際に利用する緊急輸送道路及び市指定緊急輸送道路を指定するため、緊急輸送調整会議を開催する。

2 緊急輸送道路指定路線

緊急輸送道路に指定された路線に対しては、各機関は必要な交通規制、道路啓開及び応急復旧を重点的に実施する。

3 緊急輸送道路指定情報の伝達

(1) 緊急輸送道路が指定された場合は、道路公園河川班は各班、兵庫県及び防災関係機関に伝達する。

- (2) 本部班は、速やかに市民に対して広報する。
- (3) 警察による広報は、県警察本部による。

第2 輸送力の確保

1 車両等の確保

(1) 市有車両等の現況把握

各班が所有している全車両、全船舶について、車両及び船舶の被災状況、災害応急対策等での使用状況等を財務・調査班に報告する。

(2) 車両の移管・管理

全車両を財務・調査班に移管する。

ただし、各班が所有する特殊車両については、財務・調査班から要請があるまで、当該班が実施する応急業務に使用することができる。

2 輸送用燃料の調達

財務・調査班は、市有車両用の燃料を調達する。調達方法はあらかじめ協定を締結した業者等を活用する。

3 配車の方法

財務・調査班は、各班から申請された配車依頼、及び被害状況等の情報収集に努め、効率的に配車するための緊急配車計画を策定し、これに基づき各班に車両を配車する。

4 人員の確保

総務動員・受援班は、各班からの輸送用人員の要請を受け、必要な人員を確保する。

5 応援要請

財務・調査班は、現在稼働可能な車両や車両運行を行う人員が不足する場合、他機関や民間業者等に車両調達を要請し、必要な車両・人員を確保する。

第3 海上・空中輸送手段の確保

1 海上輸送、空中輸送の実施

(1) 海上輸送の依頼

① 観光経済班は、陸上交通が困難な場合又は緊急を要する場合、市有船舶等により海上輸送を実施するとともに、神戸運輸監理部姫路海事事務所、海上保安部、海上自衛隊等の関係機関に海上輸送に係る支援（輸送・情報収集等）を依頼する。

② 観光経済班は、港湾管理者に対し、効果的な緊急輸送を行うため、陸揚げ可能な岸壁の確保を要請する。

③ 観光経済班は、家島地域への海上輸送が困難な場合又は緊急を要する場合は、協定事業所に海上輸送の実施を依頼する。

(2) 空中輸送の依頼

消防班は、陸上交通が困難な場合又は緊急を要する場合、県や自衛隊、海上保安部等の関係機関に空中輸送の実施を依頼する。

2 ヘリコプター臨時離発着場の確保

消防班は、ヘリコプターを利用する場合、陸上自衛隊中部方面特科連隊等の関係機関と調整し、ヘリコプターの臨時離発着場を選定する。

3 人員の確保

総務動員・受援班は、海上輸送及び空中輸送による物資の受入、搬入・搬出に必要な人員を確保し、物資の陸揚げ現場やヘリコプター臨時離発着場へ派遣する。

資料編：「2-3-8 災害時における支援協力に関する協定」

「3-3 輸送業者一覧」

「7-5 緊急輸送道路一覧」

「7-6 姫路市所有車両等種別一覧」

「7-7 船舶保有状況」

第 4 章 二次災害の防止

第 1 節 土砂災害対策の実施

【情報の流れ】

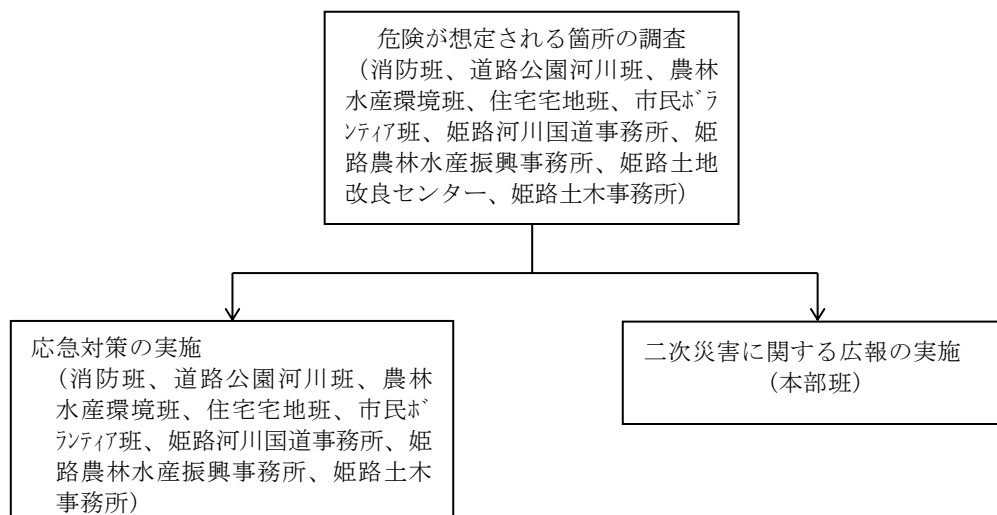
○ 情報発信先

情 報 発 信 者	情 報 発 信 先	情 報 発 信 内 容
消防班 道路公園河川班 農林水産環境班 住宅宅地班 市民ボランティア班 姫路河川国道事務所 神戸地方気象台 姫路農林水産振興事務所 姫路土木事務所 姫路土地改良センター	本部班 市民ボランティア班	・被害状況 ・気象情報 ・土砂災害警戒情報 ・土砂災害の発生可能性 ・土砂災害発生箇所の被害状況・土砂災害に関する情報（土砂災害の発生が予想される場所、緊急度等） ・被害調査及び応急対策実施のためのボランティアに関する情報（必要な人員数、スキル、活動内容、活動期間等）
本部班	各局、関係機関	・避難情報の発令伝達及びその内容

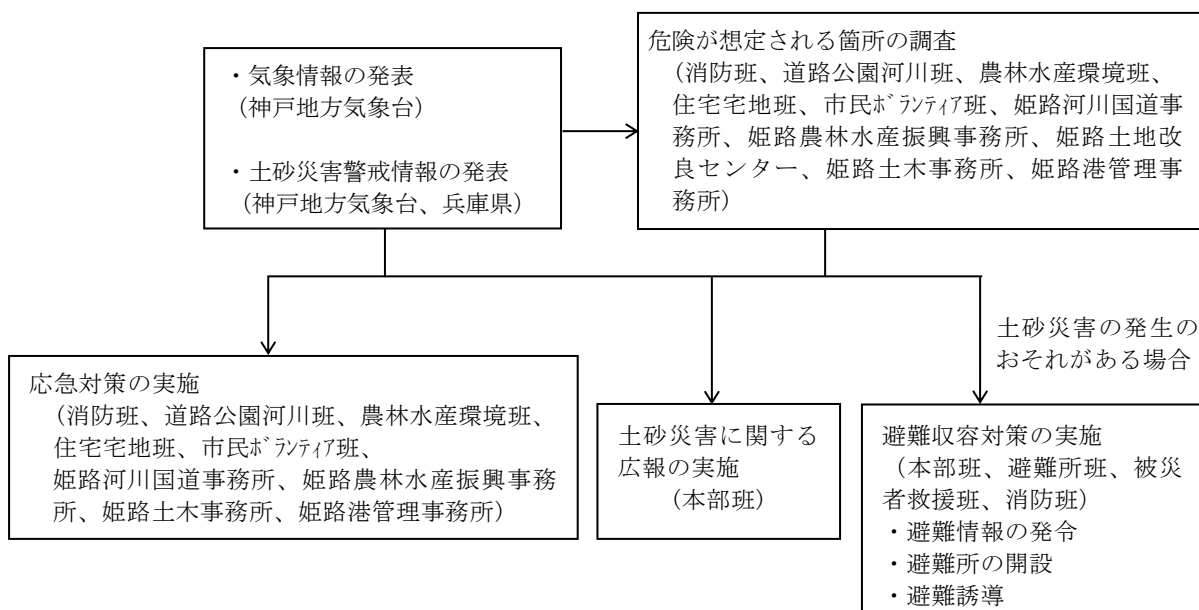
【役割分担】

担 当 班 等		業 務 内 容
市 災 害 対 策 本 部	本部長	○ 避難情報の発令
	本部班	○ 避難応報の市民及び関係機関への伝達 ○ 土砂災害に関する情報の収集及び伝達 ○ 土砂災害専門アドバイザーの要請 ○ 土砂災害に関する広報の実施
	消防班	○ 土砂災害等危険個所の巡視 ○ 避難情報の市民への伝達 ○ 量水標等の監視
	道路公園河川班	○ 河川の応急対策の実施
	農林水産環境班	○ ため池の応急対策の実施
	住宅宅地班	○ 宅地崖崩れの応急対策の実施
	市民ボランティア班	○ 家島地域内の応急対策の実施
	避難所班	○ 避難所の開設
気象庁神戸地方気象台 兵庫県砂防課		○ 土砂災害警戒情報の発表
姫路河川国道事務所 姫路土木事務所 姫路港管理事務所		○ 土砂災害の応急対策の実施 ○ 河川の応急対策の実施
姫路農林水産振興事務所		○ 土砂災害の応急対策の実施
姫路土地改良センター		○ 市が行うため池の応急対策の指導
姫路土木事務所		○ 土砂災害警戒避難基準雨量等の各種情報の提供 ○ 宅地崖崩れの応急対策の実施

【応急対策の流れ（地震災害）】



【応急対策の流れ（風水害等）】



第1 地震災害に伴う水害・土砂災害対策

地震災害発生後の水害や土砂災害等の二次災害を防ぐための活動について定める。

1 二次災害防止のための応急復旧対策の実施

(1) 点検調査及び応急工事等の実施

- ① 危険箇所の点検は、危険が想定される箇所の事前想定を基に調査ルートを想定し、優先順位を決めて対応する。
- ② 危険箇所点検要員は、市及び各機関の職員を確保するとともに、専門技術者等への事前委託、災害ボランティア等により対応する。
- ③ 二次災害のおそれがある場合、「災害応急対策計画Ⅱ 第2章第1節 避難誘導の実施(P253)」に基づき、迅速に適切な避難対策を実施する。
- ④ 二次災害を防止するため、次のような応急工事等を検討、実施する。

- ア 仮排水路の設置
- イ 不安定土砂の除去
- ウ ブルーシート貼り
- エ 土のう積み
- オ 仮設防護柵の設置

(2) 市民への広報

二次災害に関する情報は、「災害応急対策計画Ⅰ 第3章第1節 災害広報の実施（P199）」に基づき、次の事項を市民に伝達する。

- ① 二次災害の発生が予想される箇所
- ② 避難場所
- ③ 避難時の注意事項、携行品等

2 警戒体制

(1) 量水標等の監視

量水標及び潮位計の監視には、消防班が当たる。

(2) 土砂災害に関する監視

各管理者は、土石流の予想される箇所に対して監視を行う。

第2 風水害に伴う土砂災害対策

1 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条の規定に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を受けた区域について、次のとおり警戒避難体制を定める。

(1) 土砂災害に関する情報の収集

- ① 本部班は、大雨警報（土砂災害）が発表中においては、気象庁が提供する土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）を気象庁ホームページから収集し、避難情報の発令の参考とする。
- ② 関係各班及び関係機関は、「災害応急対応計画Ⅰ 第1章第1節第3 災害概況の収集・連絡（P174）」に基づき、警戒区域内の斜面状況や前兆現象、土砂災害発生状況等を収集する。

(2) 土砂災害に関する情報の伝達

- ① 土砂災害の発生等、緊急を要する土砂災害情報を収集した場合は、速やかに当該警戒区域ごとの連絡者に対し情報の伝達を行う。
- ② 市民及び関係機関は土砂災害に関する異常現象を発見した場合、「災害応急対応計画Ⅰ 第1章第1節第2－2－(6) 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置（P172）」に基づき、情報の伝達を行う。

(3) 予報又は警報の発令及び伝達

各班は、神戸地方気象台の発表する気象予警報等を速やかに収集し、災害対策本部が必要と認める気象情報等については、広報車、テレビ、ラジオ、インターネット等を有効に活用して、市民に対し速やかに伝達する。

(4) 土砂災害警戒区域内にある災害時要援護者関連施設に対する情報伝達

被災者救援班は、警戒区域内にある災害時要援護者関連施設の施設管理者に対して、電話、FAXやEメール等により土砂災害に関する情報の伝達を行う。なお、施設管理者自らもテレ

ビやコミュニティFM及びインターネット等による情報取得に努め、広報車の巡回等市の広報に注意する。

(5) 避難情報の基準及び避難に関する事項

- ① 本部班は、大雨警報（土砂災害）が発表され、引き続き強い雨が見込まれる場合、土砂災害のおそれのある地域に対して、避難所の開設を検討する。
- ② 土砂災害警戒区域内の住民等は、前兆現象などに注意し、異常を感じた場合は、避難場所や知人宅等に自主避難を行う。
- ③ 本部長は、以下の基準を参考に、土砂災害警戒情報、予想される雨量情報、土砂災害の前兆現象、巡視等により収集する現地情報、避難行動の難易度等を総合的に判断し、避難情報の発令を行う。

(避難情報の判断基準)

警戒レベル	種 類	判 断 基 準
警戒レベル3	高齢者等避難	・大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）が発表され、かつ土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）となった場合 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合）（夕刻時点で発令）
警戒レベル4	避難指示	・「土砂災害警戒情報」（警戒レベル4相当情報【土砂災害】）が発表された場合 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報【土砂災害】）となった場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
警戒レベル5	緊急安全確保	・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報【土砂災害】）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞込むこと） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報【土砂災害】）となった場合 ・土砂災害の発生が確認された場合

※ 発令対象区域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、発令判断基準に該当する地区の土砂災害警戒区域とする。ただし、土砂災害警戒区域の指定の有無に関わらず、土砂災害の前兆現象が発生した場合などは、危険と判断した区域についても発令対象区域とする。

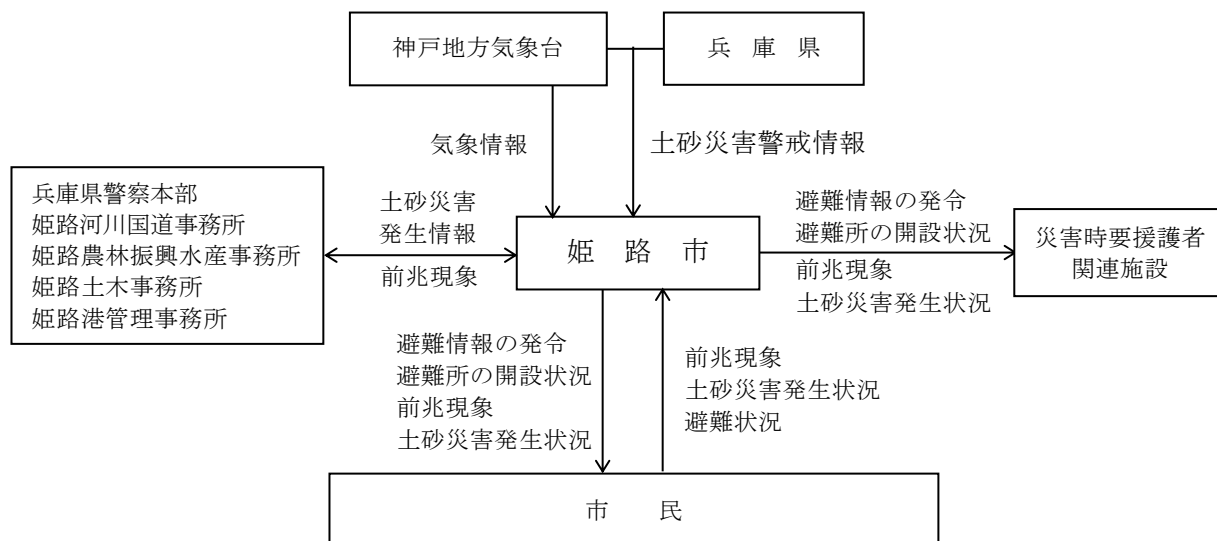
- ④ 避難情報については、広報車、防災行政無線、戸別受信機、ケーブルテレビ、コミュニティFM、FAX、市公式ウェブサイト、メール配信、戸別訪問、自主防災会及び消防団を通じた伝達等あらゆる手段により伝達する。
- ⑤ 避難情報の発令があった該当警戒区域の住民等は、あらかじめ定められた避難場所等に避難する。
- ⑥ 避難に当たっては、自主防災会が中心となって、災害時要援護者に配慮し、地域ぐるみで

行うものとする。

(6) 救助

「災害応急対応計画Ⅱ 第1章第2節 救助・救急活動（P241）」による。

（土砂災害に関する情報の収集・伝達系統図）



2 その他土砂災害警戒区域等における警戒避難体制

関係班は、集中豪雨、長雨等で土砂災害のおそれがある場合、土砂災害警戒区域等についてパトロール等を行い、土砂災害の危険性が高い場合においては、「災害応急対策計画Ⅱ 第2章第1節 避難誘導の実施（P253）」に基づき、迅速に適切な避難対策を実施する。特に次の場合は警戒体制を強めることとする。

(1) 避難誘導の実施

- ① 土砂災害警戒情報が発表された場合
- ② 市民からの通報や職員等のパトロールにより、土砂災害の前兆現象が見られる場合
- ③ 過去土砂災害が多発する地域で、集中豪雨等が発生した場合
- ④ 土砂災害が発生することで、集落の孤立化のおそれがある場合

(2) 市民への広報

土砂災害に関する情報は、「災害応急対策計画Ⅰ 第3章第1節 災害広報の実施（P199）」に基づき、次の事項を市民に伝達する。

- ① 土砂災害の発生が予想される箇所
- ② 避難場所
- ③ 避難時の注意事項、携行品等
- ④ 気象情報等

3 再発の防止

(1) 緊急パトロール等の実施

土砂災害は一旦発生すると再発のおそれがあるため、発生箇所について緊急パトロールを実施し、危険箇所の把握に努める。危険箇所点検要員は、市及び各機関の職員を確保するとともに、専門アドバイザー等への事前要請、災害ボランティアの募集等を実施し対応する。

(2) 緊急対策の実施

管理者は次の緊急対策を実施することとする。

- ① 緊急復旧資材の点検・補強
- ② 観測機器の強化
- ③ 崩壊箇所における砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策

資料編：「3－4 非常用水防資材調達予定先一覧」

「3－5 水門一覧」

「6－2 指定避難所・指定緊急避難場所一覧」

「6－3 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の災害時要援護者関連施設・地下街一覧」

「7－4 水防倉庫一覧」

「8－2 土砂災害警戒区域等一覧」

「8－3 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧」

「8－4 山腹崩壊危険地区一覧」

「8－5 崩壊土砂流出危険地区一覧」

「8－6 特定ため池一覧」

「10－5 水防各種様式」

第 2 節 孤立集落対策の実施（兵庫県、各班）

土砂災害等により中山間地の交通、通信が途絶し、集落が孤立した場合において、住民を救助・救出するとともに、孤立集落での生活を維持し、孤立状態を解消するための対策について定める。

第 1 孤立状況の情報収集

各集落に配備した無線の疎通や道路の被災状況等から孤立状況の情報を収集する。

第 2 県への応援要請

ヘリコプターによる支援（救急活動、救助活動、情報収集活動、災害応急対策活動等）が必要な場合は、県に対し応援要請を行う。

第 3 通信の確保

一般加入電話や携帯電話等の通信が途絶した場合、自然災害により孤立の可能性がある集落については、配備している双方向通信可能な防災行政無線もしくはケーブルテレビを使用し、通信を確保する。防災行政無線もしくはケーブルテレビが使用できない場合、又はそれらが設置されていない集落については、各班及び関係機関と協力し、応急的な情報伝達・通信の確保に努める。

第 4 道路の応急復旧活動

孤立集落に通じている道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に一刻も早い交通確保に努める。

第 5 新技術の検討

被災地域の状況を迅速に把握するとともに、救援物資の緊急輸送手段を確保するため、無人航空機の活用等を検討するよう努める。

資料編：「2-2-4 兵庫県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」

「2-2-5 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」

第3節 建築物、構造物の倒壊対策の実施

被災した建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するための応急危険度判定について定める。

【情報の流れ】

○ 情報収集先

情報収集者	情報収集先	情報収集内容
住宅宅地班	本部班	・市域の被害概況（建物の倒壊状況等）

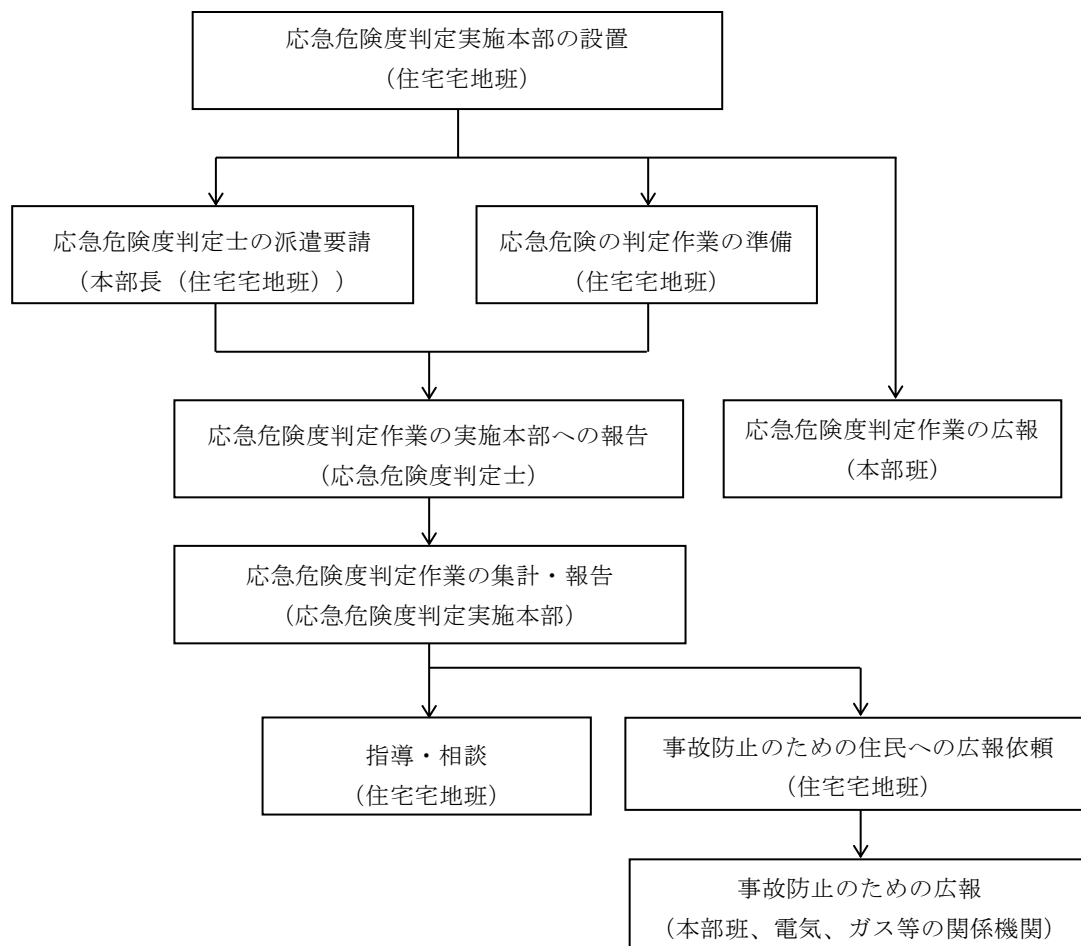
○ 情報発信先

情報発信者	情報発信先	情報発信内容
住宅宅地班	県	・応急危険度判定士の派遣要請（判定士の必要数、受入窓口） ・応急危険度判定結果
	本部班	・危険度判定に関する広報依頼（応急危険度判定調査の実施内容判定調査実施時の協力依頼事項等） ・事故防止のための広報依頼
	電気・ガス等関係機関	・事故防止のための連絡調整及び広報依頼

【役割分担】

担当班等		情報内容
市災害対策本部	住宅宅地班	○ 応急危険度判定実施本部の設置 ○ 応急危険度判定士の派遣要請（本部長） ○ 応急危険度判定作業の準備（応急危険度判定実施本部） ○ 応急危険度判定結果の集計（応急危険度判定実施本部） ○ 県に判定結果の報告（応急危険度判定実施本部） ○ 応急措置に関する指導・相談の実施 ○ 復旧に関する指導・相談の実施
	本部班	○ 応急危険度判定作業に関する広報
応急危険度判定士		○ 応急危険度判定調査への協力

【応急対策の流れ】



第 1 応急危険度判定実施体制の確立

1 応急危険度判定実施本部の設置

(1) 応急危険度判定実施本部設置の判断

住宅宅地班は、本部班がまとめる地震発生後の災害概況等に基づき、被災建物の応急危険度判定実施の必要性の検討を行う。

被災建物の応急危険度判定の実施が必要であると判断した場合、住宅宅地班は、直ちに被災応急危険度判定実施本部を設置する。

(2) 応急危険度判定士の派遣要請

応急危険度判定実施本部設置と同時に、本部長（住宅宅地班）は、県に対し応急危険度判定士の派遣の要請を行う。

2 応急危険度判定作業の準備

住宅宅地班は、以下のような応急危険度判定作業実施のために必要な準備を行う。

- (1) 判定マップと判定街区の割り当ての決定
- (2) 判定士受入名簿の作成と判定チームの編成
- (3) 判定調査票、判定標識、判定備品等の調達
- (4) 判定実施マニュアルの交付
- (5) 車両の調達、判定士の宿泊場所等の確保

3 応急危険度判定作業の広報

住宅宅地班は、応急危険度判定の実施に関わる内容、注意事項を整理し、市民への広報を、本部班に依頼する。

第2 応急危険度判定の実施

1 判定

応急危険度判定士は、判定結果に基づき、次の3段階のいずれかを建物の玄関付近に掲示するとともに、関係者へ安全指導を行うものとする。

危険	この建築物に立ち入ることは危険です。
要注意	この建築物に立ち入る場合は、十分注意してください。
調査済	この建築物の被害程度は小さいと考えられます。

2 判定結果の報告

応急危険度判定士は、判定作業を実施した場合、判定結果、進捗状況等を応急危険度判定実施本部に報告する。

3 判定結果の集計・報告

応急危険度判定実施本部は、必要に応じ県判定実施支援本部へ応急危険度判定結果について中間報告を行い、判定調査完了後、判定結果の最終確定報告を行う。

第3 指導・相談

1 応急措置に関する指導・相談

- (1) 住宅宅地班は、倒壊のおそれのある建築物（工事中の建築物を含む）及び外壁等の脱落等のおそれのある屋外取り付け物等の危害防止に関する相談・指導を実施するとともに、本部班に依頼し、これらの事故防止のための住民に対する広報を実施する。
- (2) 住宅宅地班は、電気、ガス等の建築設備による事故防止のため、関係機関と連絡調整を図るとともに、住民への広報を依頼する。

2 復旧に関する指導・相談

住宅宅地班は、被災建築物の復旧に関する技術的な指導・相談を実施するため、必要に応じ相談窓口を設置し、次の相談を行う。

- (1) 復旧に関する技術的指導及び相談
- (2) 復旧の助成に関する相談

第4 被災宅地危険度判定制度の整備

1 目的

大地震又は豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を敏速に把握し、宅地の危険度判定を実施する。

2 危険度判定実施体制の整備

県は、全国組織である被災宅地危険度判定連絡協議会と連携しながら、県内の市町と協力して

危険度判定の実施体制の整備に努めることとする。

また、近隣府県の相互応援体制を確立するために、近畿被災宅地危険度判定連絡協議会の設置に努めることとする。

3 被災宅地危険判定実施要綱の策定

県は、兵庫県被災宅地危険度判定実施要綱を定め、必要な判定業務実施マニュアル（以下「実施マニュアル」という）を策定するとともに、判定士の育成に努めることとする。

4 実施計画

(1) 実施主体

- ① 市は、危険度判定を実施する場合は、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、県に必要な支援を要請することとする。
- ② 県は、市町又は他の都道府県から支援要請を受けた場合は、実施マニュアル第3章（支援本部の業務）に基づき、支援本部を設置し、その業務にあたることとする。

(2) 対象

地震又は豪雨により被災した宅地を対象とすることとする。

(3) 実施方法

- ① 実施本部、支援本部及び判定士は、危険度判定を実施するための体制をとり、危険度判定を実施することとする。
- ② 県は、被災規模が甚大な場合は、他の都道府県に支援を要請するとともに、国土交通省に調整を依頼することとする。

(4) 判定結果の活用

判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努めることとする。

第4節 危険物対策の実施

災害時における危険物施設等の保安及び応急対策について定める。

【情報の流れ】

○ 情報収集先

情報収集者	情報収集先	情報収集内容
消防班	関係事業者	・発災状況（119番通報）

○ 情報発信先

情報発信者	情報発信先	情報発信内容
消防班	本部班、県	・被害情報
本部班	上下水道班 県 警察署 海上保安部 道路管理者	・災害発生状況

【役割分担】

担当班等		業務内容		
市 災 害 対 策 本 部	消防班	○ 災害情報の収集・報告 ○ 消防応急対策 ○ 災害原因の究明	○ 救急医療 ○ 避難誘導対策 ○ 災害広報の実施	○ 負傷者等の救助
	上下水道班	○ 給水活動		
	本部班	○ 住民救済対策	○ 災害広報の実施	
関係事業所		○ 連絡通報 ○ 応急救護 ○ 被災地区住民救済対策	○ 初期防除 ○ 従業員等の避難 ○ 防災資機材の調達	
警察署		○ 避難誘導対策	○ 負傷者等の救助	○ 災害警備 ○ 交通応急対策
海上保安部		○ 被害状況の把握、情報伝達 ○ 交通応急対策	○ 負傷者等の救助	○ 災害警備
県		○ 災害広報 ○ 広域応援要請	○ 海上避難等の調整 ○ 自衛隊・日本赤十字社等への出動要請	
道路管理者		○ 交通応急対策		

第 1 危険物事故対策

1 関係事業所の役割

消防法に規定する危険物を貯蔵し又は取り扱う危険物施設の所有者、管理者及び占有者で、その権限を有する者（以下、「責任者」という。）は、災害発生と同時に直ちに次の措置をとる。

(1) 連絡通報

- ① 責任者は、発災時に直ちに 119 番で消防機関に通報するとともに、必要により、付近住民並びに近隣企業に連絡する。
- ② 責任者は、被害の概要を発災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

(2) 初期防除

責任者は、各種防災設備を効果的に活用し、迅速なる初期防除を行う。なかでも、特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の対策を講ずる。

(3) 応急救護

企業内救護班は、応急救護を実施する。

(4) 従業員等の避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

(5) 被災地区の住民救済対策

企業は、被災地区の僅少なものについて、企業自体の補償で救済する。

(6) 防災資機材の調達

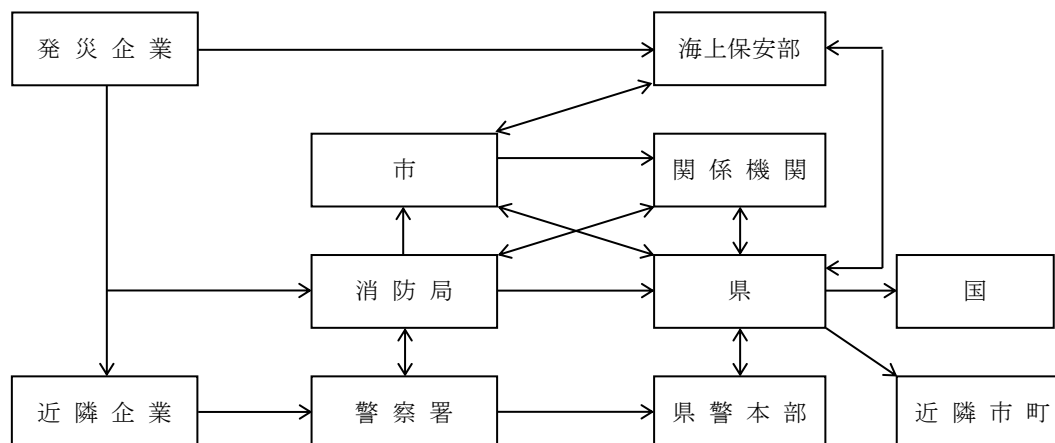
防災資機材の不足又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

2 市、県その他関係機関の役割

(1) 災害情報の収集及び県報告等

消防班は、被災現地に職員を派遣する等により、被災状況の実態を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

(情報系統図)



(2) 災害広報

市、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、広報車、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。

(3) 救急医療

当該事業所、警察署、海上保安部、消防班、県、医療機関、その他関係機関は連携して負傷者等の救助及び救急医療業務を実施する。

(4) 消防応急対策

① 消防班は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

② 県は、必要に応じて知事の応援指示権の発動並びに他府県への応援要請を行う。

(5) 避難誘導対策

本部長は、警察署と協力して避難のための立ち退きの指示、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。なお、県は、災害の様態により海上避難等につき調整を行う。

(6) 災害警備

警察、海上保安部は、関係機関の協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期する。

(7) 交通応急対策

道路管理者、警察、海上保安部は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の万全を期す。また、海上に及ぶ場合は、その周辺海域の交通対策に万全を期する。

(8) 自衛隊、日本赤十字社等の出動

県は、必要により自衛隊及び日本赤十字社等に出動要請を行う。

(9) 公共機関応急対策

関西電力送配電、N T T西日本、大阪ガスその他の公共機関は、地域防災計画の定めるところによりそれぞれ必要により応急対策を実施する。

(10) 姫路臨海地区防災協議会の応援

特別防災区域外で災害が発生した場合、姫路臨海地区防災協議会に対して必要な資機材等の協力を要請する。

(11) 住民救済対策

企業、県、市、その他関係機関は、合同して住民の救済対策を講じる。なお、被災地区の拡大により災害救助法が適用される場合は、その定めるところによる。

(12) 災害原因の究明

消防班、県、警察、労働基準監督署、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たり、高度な技術を要する場合は、国の派遣する学術調査団の原因究明を待って、公式発表を行う。

第2 高圧ガス、火薬類、毒物・劇薬対策

当該事業者等が、管轄消防署等に通報の上、当該事業者等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、様態等により、県、市、その他関係機関が総合的な対策を実施する。

(1) 緊急通報

(2) 災害対策本部等の設置

(3) 応急措置の実施

(4) 防災資機材の調達

(5) 被害の拡大防止措置及び避難

第3 放射性物質事故対策

1 放射性物質取扱事業所等の事故等

(1) 放射性物質取扱事業所等の措置

- ① 放射性物質取扱事業所は、放射性物質に係る検知及び事故等が発生した場合、その状況について文部科学省、警察署、海上保安部、消防局、保健所等へ通報するとともに、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に基づいて、応急措置をとる。
- ② 放射性物質取扱事業所は、放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は拡大を防止するための緊急措置を実施する。

(2) 市の措置

- ① 消防班は、放射性物質取扱事業所等における放射性物質に係る事故等の発生を確認した場合、その旨、兵庫県危機管理部消防保安課へ直ちに連絡する。
- ② 市は、必要があるときは警戒区域を設定し、住民の立ち入り制限、避難等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動等を実施する。

(3) 警察署の措置

- ① 警察署は、事故等の発生の通報を受けた場合、警察庁等へ事故等の発生について、直ちに通報する。
- ② 必要により、警戒区域の設定、交通規制等を実施する。
- ③ 消防班等と共同して救助その他応急の措置、住民の避難誘導、広報活動を実施する。

(4) 県の措置

- ① 県は、市等から事故等について通報があった場合は、直ちに国（消防庁）へ通報する。
- ② 市等の行う広報活動に必要な情報を提供する。
- ③ 必要により放送機関に対して、事故及び応急対策の状況、市民のとるべき措置や注意事項に関する放送を要請する。

2 放射性物質取扱事業所以外の事故等

放射性物質取扱事業所以外の場所で放射性物質の発見や検出を認めたその施設等の所有者、管理者又は占有者若しくは立会人等は、被爆を未然に防止するため、人々を近づけないなどの緊急措置を行うとともに、遅滞なく文部科学省、国土交通省、警察、海上保安部、消防等の各機関へ通報する。

3 核燃料輸送車両の事故等

- (1) 事業者は、核燃料の輸送中に緊急事態が発生した場合、15分以内を目途に文部科学省、経済産業省、国土交通省、内閣府、県、警察、消防局、海上保安部等に連絡する。
- (2) 県は、情報を市に連絡するとともに、国と連携して必要な対応を図る。
- (3) 警察、消防局、海上保安部は、人命救助、消火等、状況に応じて必要な対策を講じる。

資料編：「7－3 化学消火薬剤の備蓄状況」

「8－8 危険物製造所等現有数」

第5節 地下街災害の応急対策の実施

ガス災害の発生に際して、消防班、警察署、大阪ガスネットワーク及び関西電力送配電が相互に協力し、被害を最小限にとどめるための対策について定める。

【情報の流れ】

○ 情報収集先

情報収集者	情報収集先	情報収集内容
消防班	大阪ガスネットワーク 関西電力送配電	- 被害状況 - 災害対策出動状況 - 現場活動内容

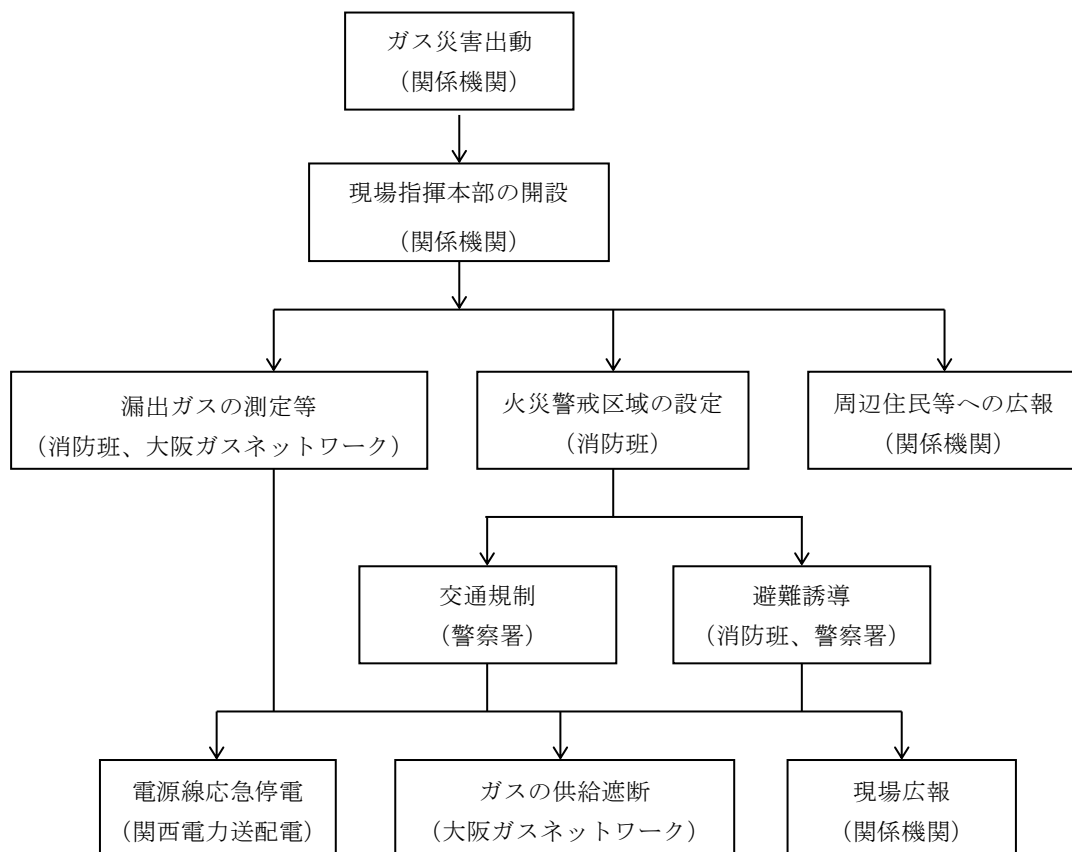
○ 情報発信先

情報発信者	情報発信先	情報発信内容
消防班	本部班	- 被害状況 - 現場応急対策活動状況
本部班	周辺住民等	現場広報
関係機関	周辺住民等	現場広報
	他関係機関	- 災害発生情報（連絡通報） - 現場指揮本部の開設

【役割分担】

担当班等		業務内容
市災害対策本部	消防班	○ 災害現場指揮 ○ 漏出ガスの測定 ○ 火災警戒区域の設定 ○ 現場広報 ○ 火災警戒区域住民等の避難誘導 ○ 必要と認める場合のガス供給遮断、要請、指示・指導
	本部班	○ 周辺住民等への広報
警察署		○ 火災警戒区域周辺の交通規制 ○ 火災警戒区域住民等の避難誘導
大阪ガスネットワーク		○ 漏出ガスの測定 ○ 災害発生時のガスの供給遮断 ○ 現場広報
関西電力送配電		○ ガス災害防止のための応急停電 ○ 現場広報

【応急対策の流れ】



第 1 連絡通報

関係機関は、ガス災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合には、直ちに発生場所、発生状況その他必要事項を相互に連絡通報する。

第 2 ガス災害

- (1) 関係機関は、ガス災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合は、直ちに出勤する。
- (2) 大阪ガスネットワーク及び関西電力送配電は、ガス災害に出勤したときは、速やかに次の事項について消防班に連絡する。
 - ① 出勤した車両台数及び人員
 - ② 出勤した時刻及び場所
- (3) ガス災害現場に到着した大阪ガスネットワーク及び関西電力送配電の現場責任者は、消防吏員（消防吏員が現場にいないときは、警察官）の現場指揮者に対し、次の事項について連絡する。
 - ① 到着した車両台数及び人員
 - ② 現場活動内容
 - ③ その他必要事項

第 3 ガス災害現場における措置

ガス災害現場に出勤した関係機関は、速やかに共同して現場指揮本部を開設し、関係機関相互の

ガス災害防止の措置が円滑に行えるよう必要な協議をするとともに、次に示す措置をとる。

1 漏出ガスの測定等

消防班及び大阪ガスネットワークは、ガス災害現場の区域を分担し、漏出ガスの測定等によりガス漏れの箇所及び範囲を早期に確認する。

2 火災警戒区域の設定

消防班は、現場警察官等の協力を得てガス漏れ区域及びその周辺について、速やかに火災警戒区域を設定する。

3 交通規制

ガス災害現場を管轄する警察署は、火災警戒区域周辺の交通規制を行う。

4 現場広報

関係機関は、ガス災害の拡大防止を図るため、相互に協力してガス災害現場及びその周辺の住民等に対して、次に示す内容の現場広報を行う。

- (1) 火災警戒区域内への関係者以外の立入禁止
- (2) ガス器具、電気器具及びその他の火気の使用禁止
- (3) ガスの供給遮断及び電源線の応急停電
- (4) 交通規制の状況
- (5) その他必要事項

5 避難誘導

消防班は、現場警察官等の協力を得て火災警戒区域内の住民等に対して、安全な場所への退去を命じ、必要に応じて避難の誘導を行う。

6 電源線の応急停電

関西電力送配電は、ガス災害防止のため応急停電を必要とする場合は、現場指揮本部の指示に基づいて、適切な電源線の応急停電の措置をとる。

7 ガスの供給遮断

- (1) ガス災害発生時のガスの供給遮断は、原則として大阪ガスネットワークが行う。
- (2) 消防班は、特定地下街地下室等のガス災害の防止又は拡大防止のため必要と認めるときは、大阪ガスネットワークの現場責任者に対し、ガスの供給遮断を行うよう要請する。
- (3) 消防班は、大阪ガスネットワークより先にガス災害現場に到着した場合で広範囲にわたり多量のガス漏れがあり、緊急やむを得ないと認めるときは、特定地下街地下室等のガスの供給遮断を行うことができる。
- (4) ガスの供給停止後の供給再開は、大阪ガスネットワークが行う。

資料編：「2-2-9 ガス漏れ及び爆発事故等の防止対策に関する覚書」

「6-3 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の災害時要援護者関連施設・地下街一覧」

第6節 海上災害の応急対策の実施

船舶、海洋施設及び陸上施設から海上への大量の油等の流出や海上火災が発生し、又は発生するおそれがある場合において、船舶の安全確保、港湾及び沿岸地域における人命・財産の保護を図るための応急対策について定める。

【情報の流れ】

○ 情報収集先

情報収集者	情報収集先	情報収集内容
姫路海上保安部、 兵庫県（警察、姫路港 管理事務所） 消防班	関係機関、本部班	・市域の被害状況

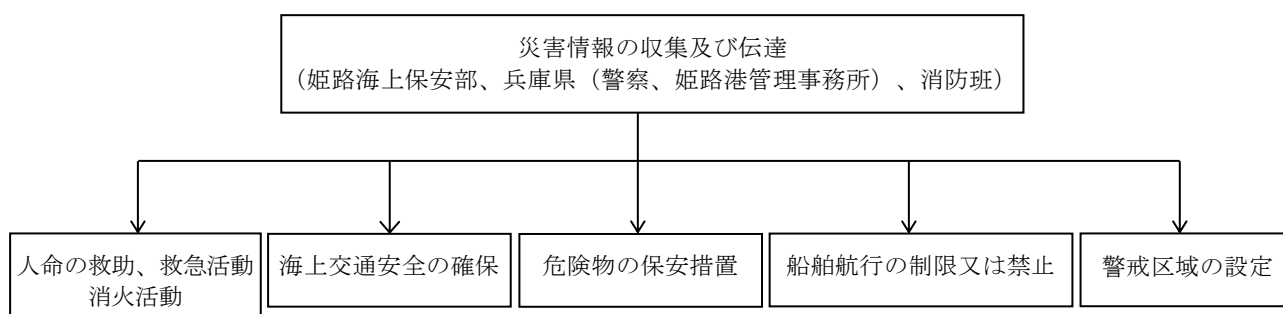
○ 情報発信先

情報発信者	情報発信先	情報発信内容
姫路海上保安部、 兵庫県（警察、姫路港 管理事務所） 消防班	関係機関、本部班	・海上災害の発生状況 ・船舶航行の規制内容 ・警戒区域の設定内容
姫路海上保安部等 港湾管理者 放送局	船舶	・海上災害の発生状況 ・安全措置等
消防班 警察署 姫路海上保安部 放送局	沿岸住民	・海上災害の発生状況 ・安全措置

【役割分担】

担当班等	業務内容
姫路海上保安部 兵庫県（警察、姫路港 管理事務所） 消防班	○ 災害情報の収集及び伝達 ○ 海上交通の安全確保 ○ 危険物の保安措置 ○ 船舶航行の制限又は禁止 ○ 警戒区域の設定 ○ 人命の救助、救急活動 ○ 消火活動

【応急対策の流れ】



第1 基本方針

海上災害が発生した場合における人命救助、消火活動、流出した油等への対応、付近の船舶の航行安全措置、沿岸住民の安全及び漁業等への被害の拡大防止を図るため、防災関係機関及び関係団体等が取るべき応急対策について定める。

1 各機関の役割

(1) 海難による人身事故の場合

- ① 姫路海上保安部は、災害が発生した場合、被害規模等の情報の収集を行い、次いでその情報連絡、人命の救助・救急活動、消火活動、海上交通の交通安全等を進める。さらに避難対策、救援物資の輸送活動等を行い、当面の危機的状況に対処する。
- ② 県は、県沿岸部において海上災害が発生した場合、法令、兵庫県石油コンビナート等防災計画並びに県地域防災計画等に基づき、海上保安本部等と連携をとり、必要な応急対応を速やかに実施するとともに、市が処理する消火活動、負傷者等の救急医療活動を支援し、かつ総合調整を行う。
- ③ 市は、当該地域付近において海上災害が発生した時は、自ら救助・救命活動を実施するほか、姫路海上保安部等と連携して、消火活動、負傷者等の救急医療活動等を行う。

(2) 油等の流出事故の場合

- ① 姫路海上保安部は、当該船舶の船長等の措置が不十分あるいは不適切なため、油等の防除に十分な効果が上がらない場合、自らの装備・資機材を用いて海上における救助、油等回収に全力を挙げ、被害を最小限度に止めるための措置を講じる。

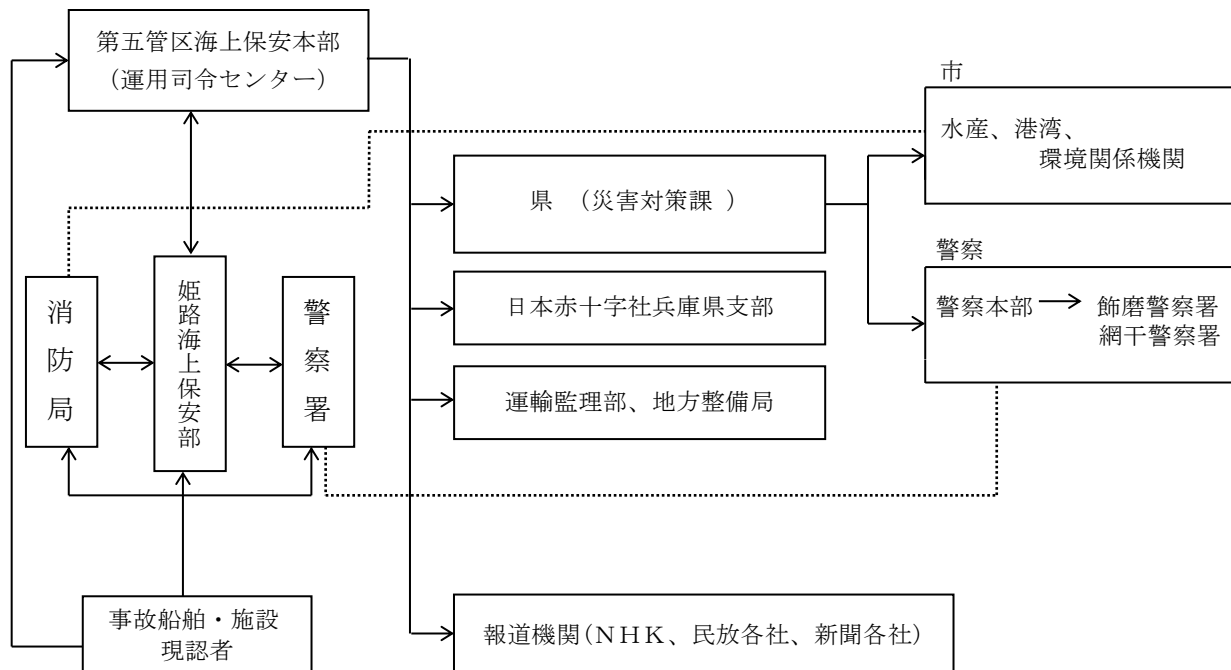
姫路海上保安部は、油等が流出し、陸岸に漂着した場合又は漂着するおそれがある場合は、県にその旨連絡するとともに、海上での防除作業の支障のない範囲で、県、市の行う陸岸における回収作業を支援する。

- ② 県は、県の沿岸海域及び陸岸に被害が及ぶおそれがあるときは、法令、県海上災害計画等に基づき、海上保安本部や沿岸の関係市等と連携を密にして、必要な応急対応を実施するとともに、市が処理する応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。
- ③ 市は、油等が流出し、当該地域の陸岸に漂着した場合又は漂着するおそれがある場合は、法令、地域防災計画等に定めるところに従って、姫路海上保安部や県等と連絡をとり必要に応じ防除措置のための応急対策の実施に努める。

第2 応急対策

1 事故発生情報等の伝達

防災関係機関等に対する事故発生及び災害の状況の伝達は、次の伝達系統により行う。



2 周知

(1) 船舶への周知

防災関係機関等は、流出油等や火災による災害が発生し、又は災害の波及が予想される場合は、海上における船舶等の安全を確保するため、災害の状況、安全措置等について、次の区分により船舶に対し周知する。

機 関 名	周 知 手 段	対 象 船 舶
第五管区海上保安本部	航行警報 安全通報	航行船舶
放送局（NHK、民放）	テレビ、ラジオ	船舶
港湾管理者	自動車、船舶等による訪問 又は拡声器	港内船舶
姫路海上保安部	巡視船艇等	在泊船舶

なお、必要に応じ航空機により上空から航行船舶に対する周知を実施する。

(2) 沿岸住民への周知

防災関係機関等は、沿岸住民、施設等に災害が波及し、又は災害の波及が予想される場合は、人命及び財産を保護するため、災害の状況及び安全措置について、次の区分により沿岸住民に対し周知する。

機 関 名	周 知 手 段	沿 岸 住 民
消防局	広報車、その他の車両等	1 事故の状況 2 防災活動の状況
警察	パトカーの拡声器等	

海上保安部	巡視船艇、航空機等	3 火気使用制限禁止及び交通の制限禁止等の制限事項
放送局（NHK、民放）	テレビ、ラジオ	4 避難準備等一般的注意事項 5 その他必要事項

第3 応急対策の流れ

(1) 海難による人身事故の場合（遭難者、行方不明者、死傷者等の数が多く、国の機関の通常の体制では対応不可能な場合を想定）

事 項	船長等	国	県	沿 岸 市 町 等
海難の発生	・最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報	・海上保安本部等による被害規模等の情報収集 ・海上保安本部等から県等への情報連絡	・県海上災害対策本部、地方本部設置	・沿岸市町の災害対策本部の設置
搜索活動		・海上保安本部等のヘリ等による搜索活動	・海上保安部等と連携をとった県、県警ヘリ等による搜索活動	・沿岸海域を中心とする沿岸市町の搜索活動
救急・救助活動	・救急・救助活動	・海上保安本部等は、県、沿岸市町等と連携をとり、救急・救助活動を行う。	・海上保安部等と連携をとった救急・救助のための県、県警ヘリの出動	・沿岸海域を中心とする沿岸市町の救急・救助活動
医療活動		・海上保安部から沿岸の関係市町への医療活動要請	・県は、沿岸の関係市町からの要請を受け、県立病院の救護班を派遣し、又は医療機関に救護班の派遣を要請	・沿岸の関係市町は医師を確保して救護班を編成し、負傷者等の医療、救護措置を行う。 ・沿岸の関係市町は必要に応じて、県に対して、県医師会、日本赤十字社等の派遣要請等を行う。 ・要請に基づく医療機関の医療救護活動
（消火活動が必要な場合）		・海上保安部は、沿岸市町の消防機関と連携をとり、消火活動を行う。	・消防庁を通じての他の都道府県の消防機関への応援要請	・沿岸市町の消火活動 ・沿岸市町は、必要に応じ消防応援協定締結消防機関に応援を依頼 ・沿岸市町は必要に応じて、県に県外の消防機関の派遣要請を行う。

緊急輸送活動		・海上保安本部等は、県からの要請を受け、ヘリ又は船艇による人員・救援物資の緊急輸送活動を行う。 ・海上保安部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。 ・神戸運輸監理部兵庫陸運部及び国土交通省神戸運輸監理部は県からの要請により、緊急輸送車両又は船舶の調達又はあっせんを行う。	・県警は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制を行い、迅速に負傷者や救援物資の緊急輸送活動を展開 ・県は、沿岸の関係市町とともに、必要に応じて、航空機の臨着場及び緊急物資の搬入・搬出等に関する職員の手配を行う。	

(注) 表の他、県知事等の要請で自衛隊が、捜索、救急・救助、医療、消火、緊急輸送の各活動を行うことがある。

(2) 油等の流出事故の場合（通常の防除体制では、すべての油等を海上で回収することが不可能な場合を想定）

事 項	船長等防除義務者	国	県	沿岸市町等
大規模な油等の流出事故の発生	・防除措置の実施 ・最寄りの海上保安本部の事務所、警察等への通報	・海上保安本部等から県等に事故情報連絡 ・海上保安本部等は防除義務者に防除作業を指導	・情報収集継続 ・海上災害警備本部設置の準備 ・防除関係者への情報提供	・防除関係者は出動待機
発災海域における防除措置		・海上保安本部は、緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、指定海上防災機関に防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。 ・海上保安部は、二次災害防止のため、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。		

(沿岸に漂着する可能性がある)		・海上保安本部は、緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、指定海上防災機関に防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。		
(陸岸に漂着する可能性がある)		・ヘリによる上空監視	・海上災害警戒本部及び地方本部の設置 ・防除資機材の調達	・沿岸市町の災害対策警戒本部設置 ・沿岸市町による防除資機材の調達
(陸岸に漂着可能性大)			・海上災害対策本部及び地方本部設置 ・県民局・センターによる陸岸のパトロール	・沿岸市町災害対策本部設置 ・沿岸市町による陸岸のパトロール
沿岸海域における防除対策		・海上保安本部等の沿岸海域における防除作業	・海上保安本部等からの要請を受けた場合、又は知事が必要と認めた場合、必要な対応を行う。	・大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会会員などによる沿岸海域での防除作業
陸岸における回収作業		・海上保安本部等は、県等からの要請に基づき、海上での防除作業に支障をきたさない範囲で陸岸での防除作業を実施	・回収方針策定 ・沿岸市町の回収作業計画の総合調整 ・災害救援専門ボランティアの派遣 ・ボランティアの紹介窓口設置 ・必要により、自衛隊に派遣要請 ・必要がある場合、国の機関や近隣府県に資機材の提供要請や、民間からの買い上げ、あっせんを行う。	・沿岸市町による回収作業計画の策定 ・沿岸市町による回収作業 ・沿岸市町によるボランティアの受入窓口の設置
回収後の処理	(産業廃棄物の場合) 船舶所有者は、県の指導を受け収集、運搬、処分を行う。		(産業廃棄物の場合) 県が収集、運搬、処分につき、船舶所有者を指導	
環境対策			・「環境対策チーム」を組織し、環境影響調査を実施する。	・県の「環境対策チーム」による環境影響調査に協力する。

第4 費用

海上災害に対する災害応急対策活動に要した費用については、現行関係法の適用により処理するものは、同法律により、その他の物については事故発生責任機関と災害応急対策実施機関が協議のうえ、負担することとする。

資料編：「2-1-12 瀬戸内・海的路ネットワーク災害時相互応援に関する協定」

「2-2-8 船舶火災の消火等に関する業務協定」

「7－7 船舶保有状況」

「7－8 大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会資機材一覧」

第5章 生活必需品等の供給

第1節 食料、生活必需品等の供給

災害時に、市民に対して食料、生活必需品等の安定供給を行い、市民生活の安定を図るための業務について定める。

【情報の流れ】

○ 情報収集先

情報収集者	情報収集先	情報収集内容
被災者救援班	本部班	・避難状況、避難所開設状況（避難者数、避難所の場所）
	応援主体	・物資供給の申し出
農林水産環境班	被災者救援班	・協定業者への物資供給要請
財務・調査班	被災者救援班	・輸送力の確保状況
	道路公園河川班	・交通関係情報（緊急輸送道路及び交通規制状況）

○ 情報発信先

情報発信者	情報発信先	情報発信内容
被災者救援班	道路公園河川班	・広域輸送基地の開設
	農林水産環境班	・協定業者への物資供給要請 ・県への政府所有米穀の引渡要請
	財務・調査班	・物資の輸送力の確保依頼
	本部班	・物資供給計画及び供給状況
	応援主体	・広域輸送基地の所在地
農林水産環境班	財務・調査班	・輸送力の確保依頼
	協定業者	・物資供給要請
	県等	・広域への支援要請

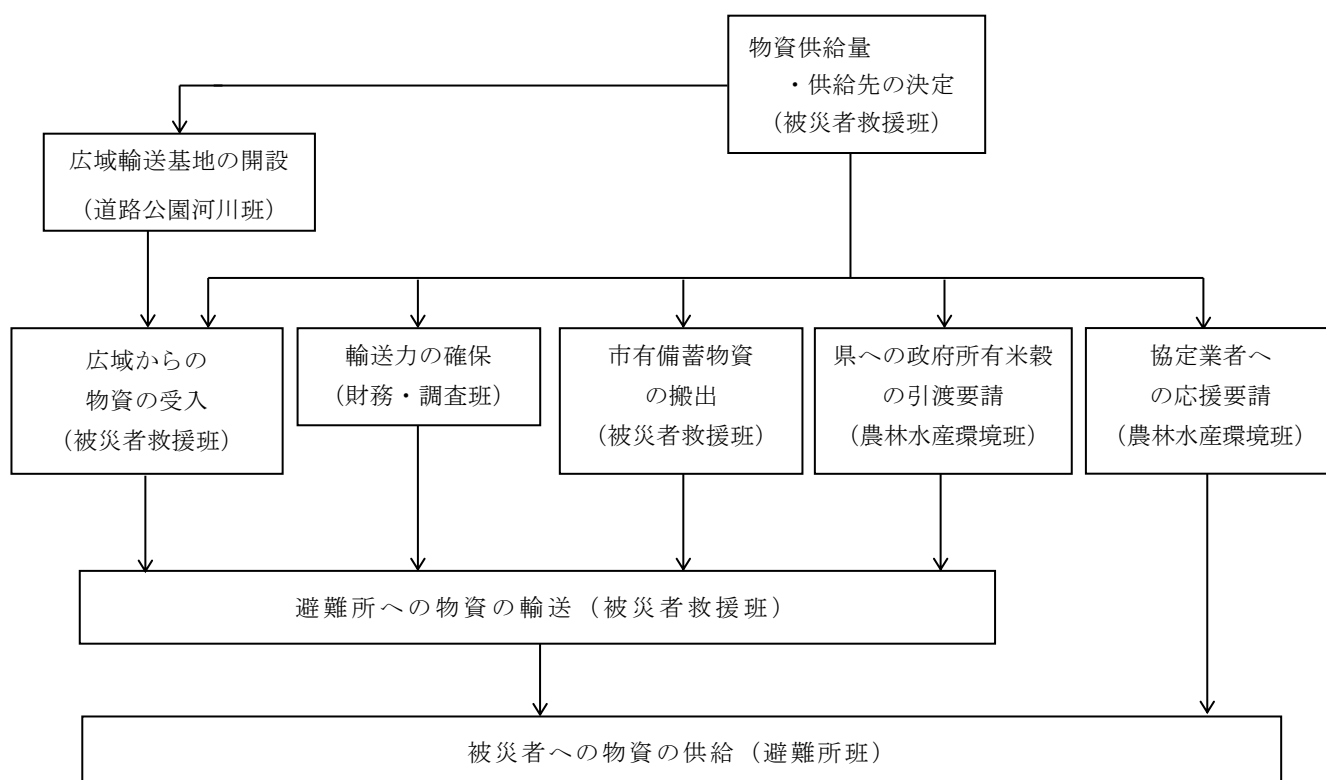
○ 他班との調整事項

調整主体	調整先	調整内容
被災者救援班	道路公園河川班	・広域輸送基地開設に関する調整
	財務・調査班	・物資供給計画における必要な輸送力及び輸送ルートの調整

【役割分担】

担 当 班 等		業 務 内 容
市 災 害 対 策 本 部	本部班	○ 被害状況や避難所情報を被災者救援班、農林水産環境班へ提供
	被災者救援班	○ 物資供給計画の策定 ○ 市有備蓄物資の搬出 ○ 広域輸送基地の管理・運営 ○ 広域からの物資の受入 ○ 避難所への物資の輸送
	農林水産環境班	○ 広域への物資調達の要請 ○ 協定業者への物資調達の要請 ○ 県への政府所有米穀の引渡要請 ○ 生鮮食料品の流通機能の確保
	道路公園河川班	○ 広域輸送基地の開設
	総務動員・受援班	○ 物資輸送用人員の確保
	財務・調査班	○ 物資輸送用車両の確保
	避難所班	○ 被災者に対する物資の供給

【応急対策の流れ】



第1 物資供給の基本方針

1 物資供給の基本的考え方

- (1) 市民は、自ら最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品を備蓄し、災害時に活用することとする。
- (2) 被災者救援班は、被災者に対する物資の供給を次の方法で行う。
 - ① 災害用備蓄物資
 - ② 流通備蓄物資
 - ③ 広域からの救援物資

2 供給対象者

- (1) 食料
 - ① 避難所に収容された者
 - ② 住居が全・半壊、全・半焼、流出又は床上浸水などにより炊事のできない者
 - ③ 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
 - ④ 救助作業に従事する者で、給食を行う必要がある者
 - ⑤ 通常の供給機能が一時的に阻害混乱し、主食の供給を受けられない者
- (2) 生活必需品

災害により、住居が全・半壊、全・半焼、流出又は床上浸水などの被害を受けた者で、次の事項に該当する者とする。

 - ① 寝具その他日常生活上必要な最低限の家財を喪失した者
 - ② 被服、その他生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者

3 供給品目

- (1) 食料
 - ・ アルファ化米、缶詰パン等の災害用備蓄食料
 - ・ 災害時要援護者用食料品
 - ・ 炊き出し用米穀、おにぎり、パン、弁当、乳児用ミルク等の主食
 - ・ 調理缶詰、ハム・ソーセージ類、即席めん、漬物、味噌、醤油等の副食
- (2) 生活必需品
 - ・ 寝具類
 - ・ 衣料
 - ・ 日用品雑貨
 - ・ 炊事用具
 - ・ 食器類
 - ・ 光熱材料
 - ・ 災害時要援護者用必需品
- (3) 衛生物資（避難所での感染予防のための物資）
 - ・ マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティションなど

第2 物資の調達

1 物資供給計画の策定

(1) 物資供給計画の策定

被災者救援班は、市域の被害状況や避難所の開設・運営状況、交通状況などに基づいて、供給先（避難所）別に必要な物資の品目・量を定めた物資供給計画を作成する。

- ① 供給先（避難所）別の供給物資の品目・量
- ② 調達先（市内備蓄物資、協定業者からの調達、広域からの調達）
- ③ 必要な輸送力及び輸送ルートの想定（財務・調査班）

(2) 広域（県等）への支援要請

- ① 被災者救援班は、市において必要な物資の調達が困難な場合、農林水産環境班を通じて県やその他の団体に、物資の調達を要請する。
- ② 被災者救援班は、広域からの調達が必要な場合、広域輸送基地の選定を道路公園河川班へ要請する。

2 物資の調達方法

(1) 備蓄物資の輸送準備

被災者救援班は、市有備蓄物資の搬出準備を行う。

(2) 協定業者への応援要請

農林水産環境班は、被災者救援班からの要請に基づき、必要な物資の調達・配送を協定業者等に要請する。おにぎり、弁当、パンなど消費期限の短い食料については、避難所へ直接配送するよう要請する。

(3) 広域からの物資の確保（食料の場合は、比較的保存が効く食料、調味料等）

① 広域輸送基地の選定

道路公園河川班は、被災者救援班からの依頼に基づき、市内の被災状況、避難所などの開設状況及び交通状況に配慮し、あらかじめ想定した広域輸送基地候補地から適地を選定する。

② 広域からの物資調達

ア 被災者救援班は、広域輸送基地の運営管理を行い、広域からの物資の受入れを行う。

イ 物資供給計画に基づき、各避難所に配送する物資の配分作業等を行う。

③ 政府所有米穀の緊急引渡に係る取扱い

ア 農林水産環境班は、本市のみで米穀の供給が困難な場合は、政府所有米穀の引渡を県に要請する。

イ 県は、市から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、知事が農林水産省政策統括官と売買契約を締結し、政府米の販売等業務を委託している事業者から供給を受ける。

(4) 物資の要請及び受入れ状況の報告並びに情報の集約

① 農林水産環境班は、物資を協定業者等に要請する場合又は要請した場合には、受援の調整会議において物資名、数量及び受入状況を報告する。

② 総務動員・受援班は、調整会議において農林水産環境班からの要請及び受入状況の報告を集約し、市災害対策本部に報告する。

3 物資の供給方法

(1) 避難所への物資の輸送

財務・調査班は、物資供給に必要な輸送力（輸送用車両）を確保し、被災者救援班は備蓄物資や広域輸送基地に集積された物資を各避難所に配送する。

(2) 避難所での物資の配布

各避難所に輸送された物資は、避難所担当職員を中心に、避難者、ボランティア等の協力により、高齢者や障害者等の災害時要援護者や食事制限のある方に配慮しながら、その配分を行う。

(3) 在宅避難者等への配給

在宅避難者等は、最寄りの避難所で配給を受ける。但し、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、その拠点で配給を受ける。

(4) 姫路駅周辺地域の帰宅困難者への配給

姫路駅周辺地域における帰宅困難者は、一時滞在施設で配給を受ける。

第3 炊き出し

1 炊き出しの方法

炊き出しは、初期段階においては、主として姫路市連合婦人会（姫路赤十字奉仕団）が当たるものとするが、発災3日以後は、避難所担当職員を中心に、避難者自らの積極的な協力により行うものとする。

2 炊き出し場所

炊き出しは、原則として避難所で行うものとする。

第4 災害救助法の実施基準

1 実施責任機関

(1) 災害救助法が適用された場合における「炊き出し、その他による食品の給与」及び「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」は、市長が知事の委任を受けて実施する。

(2) 災害救助法が適用されない小災害の場合における「炊き出し、その他による食品の給与」及び「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」は、市長が行う。

2 救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「炊き出しその他による食品の給与」の実施基準は、次のとおりである。

項 目	基 準 等
対 象	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）、流出、床上浸水等により炊事できない者
費用の限度額	1人1日あたり1,390円以内
期 間	災害発生の日から7日以内
備 考	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)

災害救助法による「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」の実施基準は、次のとおりである。

項 目	基 準 等							
対 象	全半壊（焼）、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者							
費 用 の 限 度 額	区 分		1 人 世 帯 (円)	2 人 世 帯 (円)	3 人 世 帯 (円)	4 人 世 帯 (円)	5 人 世 帯 (円)	6 人以上 1 人を増すごと に加算 (円)
	全壊 全焼 流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
		冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
		冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900
	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 上記金額の範囲内							
期 間	災害発生の日から10日以内							
備 考	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							

- 資料編：「2-3-1 災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定」
「2-3-2 災害時における物資等の輸送に関する協定」
「2-3-3 災害時における物資等の輸送、一時保管、仕分け等に関する協定」
「2-3-4 災害時における輸送業務に関する協定」
「2-3-5 災害時等における船舶による輸送等に関する協定」
「2-3-6 災害時等における船舶による輸送及び応急対策業務に関する協定」
「2-3-9 災害時における生鮮食料品等の供給協力等相互応援に関する協定」
「2-3-10 災害時における物資の供給に関する協定」
「2-3-11 災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定」
「2-5-7 災害時における畳の提供等に関する協定」
「2-5-8 災害時における避難所設営用物資の供給に関する協定」
「2-6-17 災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定」
「7-1 姫路市災害対策用備蓄物資一覧」

第 2 節 飲料水の供給

災害発生時に市民に対して、飲料水の安定供給を行うための業務について定める。

【情報の流れ】

○ 情報収集先

情報収集者	情報収集先	情報収集内容
上下水道班	本部班 避難所班 道路公園河川班	- 被害状況、避難所関連情報等 - 交通状況（道路の被災状況、緊急交通路）

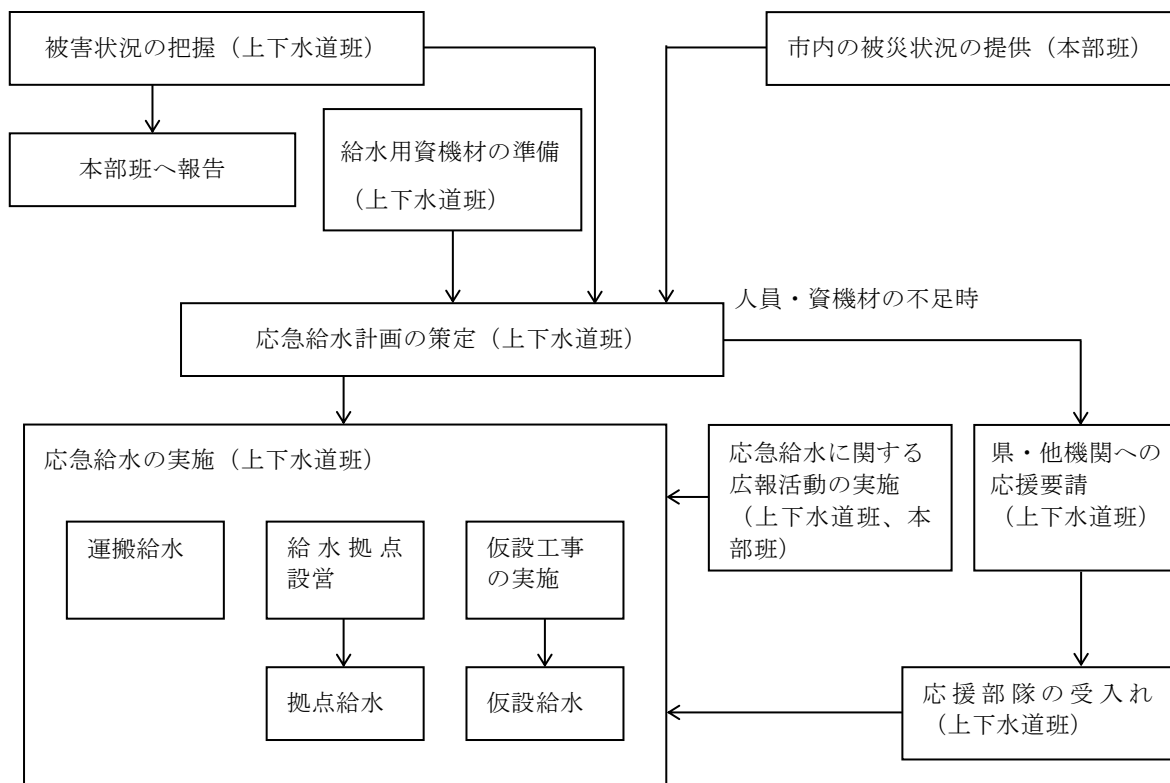
○ 情報発信先

情報発信者	情報発信先	情報発信内容
上下水道班	本部班	- 水道施設の被害状況、断水エリアの状況 - 応急給水計画の内容
	他機関（県・他の水道事業者等、自衛隊）	応援要請

【役割分担】

担当班等		業務内容
市災害対策本部	上下水道班	- 断水エリアや水道施設の概略被害状況の把握 - 応急給水に必要な資機材の準備 - 応急給水計画の策定 - 応急給水の実施 - 応援要請の実施及び受入体制の構築 - 応急給水に関する広報
	本部班	- 被害状況の概況や避難所関連情報などを上下水道班へ提供 - 応急給水に関する広報の実施

【応急対策の流れ】



第1 応急給水の目標水量

応急給水の目標水量は、施設の復旧が進捗するにつれ、段階的に増加していくこととする。
 なお、市民は自ら3日分の飲料水を備蓄し、災害発生時に活用することとする。

給水体制	災害発生後の時期	水量	水量の根拠
第1次応急給水	3日まで	3ℓ／人・日	生命維持に必要な水
第2次応急給水	4日から30日まで	20～100ℓ／人・日	生活上必要最低限の水
第3次応急給水	31日から	250ℓ／人・日	通常の生活に必要な水

第2 応急給水の実施

1 発災直後の情報収集及び初動給水の準備

(1) 情報収集及び整理

上下水道班は発災直後、直ちに班の初動体制を確立し、以下の情報の集約・整理を行う。

- ① 水道施設（配水池、浄水場、管路）の被害状況を確認し、配水量を把握
- ② 市内の断水エリアの把握
- ③ 応急給水用資機材の現況（利用可能性）
- ④ 避難所の開設状況及び避難者数、重要拠点の被災状況の把握及び必要給水量の概算
- ⑤ 交通状況（道路の被災状況、緊急交通路）の把握

(2) 給水用資機材の準備

上下水道班は、応急給水活動の実施に向けて、備蓄資機材を中心に、応急給水用資機材の準備を行う。

① 応急給水用資機材の備蓄

災害時の交通遮断や渋滞などによる輸送効率の極端な低下に備え、分散して管理する。

資 機 材	容 量	個 数	保 管 場 所
加圧式給水車	3.5m ³	2台	野田倉庫
加圧式給水車	3m ³	1台	香寺倉庫
給水用車両（3t）	—	2台	東館車庫、夢前事務所
緊急用飲料水製造装置	—	1基	香寺倉庫
応急給水用仮設水槽	4m ³	2基	野田倉庫
応急給水用仮設水槽	1m ³	40基	野田倉庫3、保城浄水場2、山崎浄水場8、糸田倉庫12、香寺倉庫4、網干配水場2、教育センター2、家島網手倉庫4、北平野配水池1、安富防災倉庫2
給水用アルミタンク	2m ³	2基	野田倉庫
給水用アルミタンク	1m ³	2基	野田倉庫
給水用アルミタンク	0.26m ³	1基	野田倉庫
給水用ポリタンク	2m ³	1基	香寺倉庫
給水用ポリタンク	1m ³	21基	山崎浄水場15、家島網手倉庫6
ポリ袋	100ℓ	29,447枚	野田倉庫11,897、糸田倉庫4,550、香寺倉庫2,750、網手倉庫2,500、北平野配水池750、山崎浄水場5,500、教育センター750、網干配水場750
ポリ袋	60ℓ	11,280枚	野田倉庫2,080、安富防災倉庫2,200、香寺倉庫2,000、北平野配水池1,000、教育センター1,000、網干配水場1,000、網手倉庫1,000、糸田倉庫1,000
仮設給水用器具	—	118組	野田倉庫32、山崎浄水場31、御蔭34、糸田倉庫2、香寺倉庫2、安富防災倉庫1、網手倉庫5、家島第二配水池2、家島観音配水池2、坊勢加圧ポンプ所2、男鹿配水池1、北平野配水池1、西島加圧ポンプ所1、網干配水場2
給水広報車	—	4台	上下水道局水道整備課車両
※給水用車両	1～2m ³	27台	姫路市管工事業協同組合
※給水用車両	1～3m ³	7台	※災害対策本部

② 応急給水用資機材の調達

応急給水に必要な資機材については、民間業者から調達する。

2 応急給水の実施

(1) 応急給水計画の策定及び応急給水の実施

上下水道班は、以下の事項からなる応急給水計画を策定し、速やかに応急給水活動を実施する。

なお、応急給水活動は、水道施設の復旧状況に併せて効率的に行う。

① 応急給水エリア及び給水方法の決定

断水状況や避難所開設状況に基づき、応急給水を実施するエリアを決定する。給水方法は断水状況や貯水槽の有無、発災からの時間経過などの状況に合わせて、以下の方法から適切な方法で行う。

ア 給水方法

運搬給水	給水車、袋詰め水などによる水の供給
拠点給水	給水拠点の貯水槽などによる水の供給
仮設給水	消火栓に取り付けた給水栓又は仮設配管による水の供給

イ 給水体制と給水方法

応急給水体制は、発災直後の第1次応急給水から水道施設の復旧状況に応じて、徐々に第2次応急給水、第3次応急給水へと移行させるものとする。

第1次応急給水	運搬給水を中心とし、可能な場合、拠点・仮設給水も併せて実施する。
第2次応急給水	運搬給水の増強、拠点給水及び仮設給水を実施する。
第3次応急給水	水道施設の応急復旧完了に伴い通常給水を開始。建物等の被害の復旧状況によっては拠点給水、仮設給水を継続する。

② 応急給水先の優先順位の決定

避難所や病院・救護所などの緊急に水を要する施設や、高齢者、障害者、日本語を解さない外国人などの災害時要援護者の施設には優先的に給水車を配備するとともに、応急給水栓を近くに設置する。

③ 応急給水体制の確立

応急給水に必要な要員を配置するなど、速やかに応急給水活動が実施できるような体制の構築を行う。

④ 取水場所の決定

以下の浄水場等から、応急給水の実施エリアや、水道施設の被害状況に基づき、適切な採水場所を決定する。

ア 第1次取水箇所：甲山・山崎浄水場、みどり丘配水池、又坂配水池、北平野配水池、家島第二配水池、青山配水池、安志西配水池

イ 第2次取水箇所：甲山・兼田・町裏・保城・山崎浄水場、機能を有する消火栓等

(2) 広報の実施

上下水道班は、本部班を通じて、給水時間、給水場所等を市民に伝達するとともに、自らも広報車等を用いて、給水活動について周知徹底を図る。

(3) 他機関への応援要請

- ① 他機関へ応援要請が必要な場合は、県や他の水道事業者などに支援要請を行う。
- ② 自衛隊の応援要請が必要な場合は、本部班を通じて兵庫県知事に要請を行う。
- ③ 上下水道班は、県・他機関からの応援部隊が効率的に活動できるように、受入体制を確立する。

(4) 応援の要請及び受入れ状況の報告並びに情報の集約

- ① 上下水道班は、他都市等に応援要請する若しくは要請した場合には、受援の調整会議において人数、車両台数及び受入れ状況を報告する。
- ② 総務動員・受援班は、調整会議において上下水道班からの要請及び受入状況の報告を集約し、市災害対策本部に報告する。

第3 渇水による時間給水

渇水により市川水系水利調整会議の結果に基づき、時間給水措置をとる可能性があるときは、災害対策本部を設置する。

1 時間給水の実施

- (1) 時間給水措置をとる必要がある場合は、状況の変化により次の順序で給水時間の短縮を行う。

- ① 夜間断水
- ② 夜間断水時間の拡大
- ③ 昼間の時間給水
- ④ 昼間の時間給水の拡大

(2) 給水体制

① 拠点給水

ア 拠点給水箇所は有人浄水場、各小学校及び義務教育学校、西部備蓄倉庫及び灘市民センター（飲料水兼用耐震貯水槽設置箇所）とする。

イ 有人浄水場以外においては、受水槽又は飲料水兼用耐震貯水槽を利用して給水を実施する。

② 運搬給水

病院・救護所などの緊急に水を要する施設や、高齢者、障害者、日本語を解さない外国人などの災害時要援護者の施設には、優先的に給水車を巡回させる。

- ③ 上下水道班は、総務動員・受援班に対し、拠点給水箇所（浄水場を除く）への人員配置及び給水車輛（人員の派遣を含む）の配置を要請する。

(3) 広報の実施

上下水道班は、本部班を通じて、給水時間、給水場所等を市民に伝達するとともに、自らも、給水活動について周知徹底を図る。

(4) 他機関への応援要請

- ① 渇水の規模によっては、独自で全ての給水体制を構築することが困難と考えられるため、協定などにより、他の水道事業者などに支援要請を行う。
- ② 自衛隊の応援要請が必要な場合は、本部班を通じて兵庫県知事に要請を行う。
- ③ 上下水道班は、県・他機関からの応援部隊が効率的に活動できるように、受入体制を確立

する。

第4 災害救助法の実施基準

1 実施責任機関

- (1) 災害救助法が適用された場合における「飲料水の供給」は、市長が知事の委任を受けて実施する。
- (2) 災害救助法が適用されない小災害の場合における「飲料水の供給」は、市長が行う。

2 救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「飲料水の供給」の実施基準は、次のとおりである。

項 目	基 準 等
対 象	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）
費 用 の 限 度 額	当該地域における通常の実費
期 間	災害発生の日から7日以内
備 考	輸送費、人件費は別途計上

資料編：「2-6-11 兵庫県水道災害相互応援に関する協定」

「2-6-12 災害時における応急復旧等業務の応援に関する協定」

「2-6-13 災害時における水道及び下水道の応急対策への協力に関する協定」

「7-1 姫路市災害対策用備蓄物資一覧」

第6章 行方不明者の捜索・遺体対応

災害による行方不明者の捜索、遺体の収容及び処置について定める。

【情報の流れ】

○ 情報収集先

情報収集者	情報収集先	情報収集内容
市民ボランティア班	本部班	・ 人的被害情報

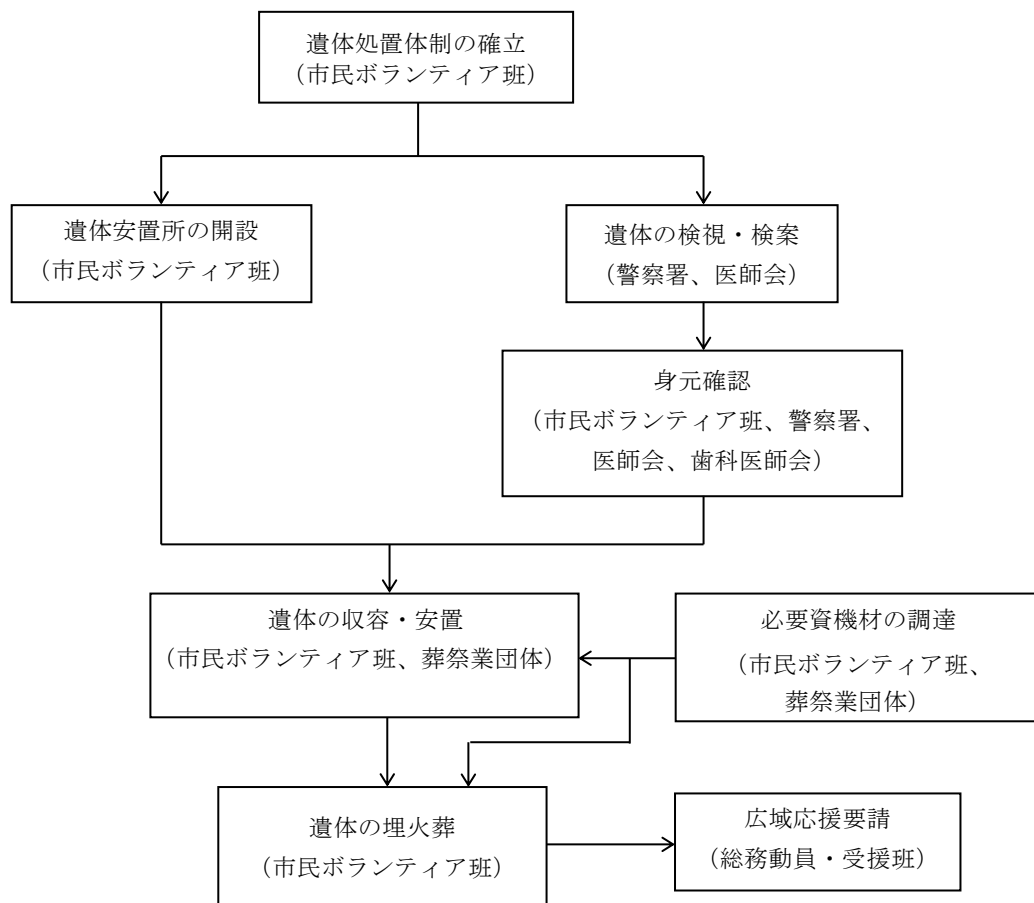
○ 情報発信先

情報発信者	情報発信先	情報発信内容
市民ボランティア班	総務動員・受援班	・ 応援要請
	被災者救援班	・ 行旅死亡人に関する火葬許可証の交付要請
	財務・調査班	・ 霊柩車等の不足による車両確保要請
	本部班	・ 死亡者数の報告 ・ 行方不明者及び捜索された遺体に関する広報依頼
	警察署	・ 遺体の検視 ・ 身元確認依頼、遺体の安置場所
	医師会	・ 遺体の検案 ・ 身元確認依頼、遺体の安置場所
	歯科医師会	・ 遺体の身元確認依頼、遺体の安置場所
	葬祭業団体等	・ 遺体の搬送要請 ・ 遺体の安置、搬送等に必要な資機材等の提供要請 ・ 遺体の安置に必要な施設の提供要請

【役割分担】

担 当 班 等		業 務 内 容
市 災 害 対 策 本 部	市民ボランティア班	○ 行方不明者等の捜索に関すること ○ 遺体安置所の開設 ○ 遺体の安置、身元不明者、引渡に関すること ○ 遺体搬送用車両・資機材の調達 ○ 遺体の搬送 ○ 遺体の埋火葬に関すること ○ 棺、ドライアイス等の確保
	財務・調査班	○ 霊柩車等の不足による車両の調達
	総務動員・受援班	○ 他都市、県への応援要請
	本部班	○ 行方不明者及び捜索された遺体に関する広報の実施
警察署、海上保安部		○ 行方不明者の捜索活動 ○ 遺体の検視、身元確認
医師会		○ 遺体の検案、身元確認 ○ 遺体の洗浄、消毒、縫合
歯科医師会		○ 歯形による身元確認
葬祭業団体等		○ 遺体の搬送 ○ 遺体の安置、搬送等に必要な資機材及び施設等の提供

【応急対策の流れ】



第1 行方不明者の捜索及び遺体の引渡

1 行方不明者の捜索

- (1) 行方不明者等の捜索については、救助活動に引き続いて、市民ボランティア班は、災害の規模及び地域、その他の状況を勘案しながら、警察署、海上保安部等関係機関と連絡をとりながら実施する。
- (2) 市民ボランティア班は、行方不明者や捜索された遺体については、間違いのないようリスト化する。
- (3) 行方不明者の捜索期間は、原則として、災害発生から10日以内とする。ただし、10日を経過してもなお捜索を要する場合には、捜索期間の延長について、県知事を経由して厚生労働大臣に協議し承認を得る。

2 検視・検案

- (1) 遺体を発見した場合は、発見者は、速やかに警察署又は海上保安部に連絡し、警察官又は海上保安官の検視、医師の検案を受ける。
- (2) 警察署は、遺体の検視・検案その他所要の処理を行った後、身元が判定し、遺族等引取人があるときは、引取人に引き渡す。身元が判明しない遺体については、市民ボランティア班に引き渡す。
- (3) 状況により現場における検視・検案等が困難なときは、遺体安置所に収容の後行う。

3 遺体の搬送

- (1) 市民ボランティア班は、警察から遺体の引渡し連絡を受けたときは、職員を現場に派遣するとともに、葬儀業者等へ委託し遺体の引渡しを受ける。
- (2) 引渡しを受けた遺体は、遺体安置所に搬送し、安置する。

第2 遺体の収容・安置

1 遺体安置所の開設

- (1) 市民ボランティア班は、遺体安置所をあらかじめ候補施設としてあげられた公共施設に開設する。
- (2) 市民ボランティア班は、遺体の安置に必要な葬儀式場を有する葬祭業団体等に施設の提供を要請する。
- (3) 遺体安置所の開設に当たっては、納棺用品、ドライアイス等を葬祭業団体等から調達する。

2 遺体の収容方法

- (1) 市民ボランティア班は、医師が遺体の洗浄、縫合、消毒等を行った後、遺品を整理し納棺の上、その性別、推定年齢、遺品その他必要事項を遺体収容台帳に記載するとともに、遺体安置所に安置する。
- (2) 身元が判明し、遺族等引取人があるときは、引取人に引き渡す。
- (3) 一定期間経過後、なお、引取人がいないときは行旅死亡人として取り扱うこととし、市民ボランティア班は、被災者救援班に連絡するとともに火葬許可証の交付を受ける。

第3 遺体の埋火葬

1 車両の調達

市民ボランティア班は、遺体を火葬場へ搬送するための車両として、葬祭業団体等が所有する

霊柩車等を活用することとするが、不足する場合は、財務・調査班に車両の確保を要請する。

2 遺体の埋火葬方法

(1) 市民ボランティア班は、遺体及び火葬許可証を(2)に掲げる火葬場に搬送し、火葬台帳に記入の上、火葬に付す。

(2) 火葬場の名称、所在、処理能力

名 称	所 在 地	処 理 能 力	備 考
名古屋斎場	名古屋町 14-1	45 体／日	1 体 3 時間 1 日 2.6 体（1 炉当たり）
清水谷斎場	夢前町宮置 2-60	8 体／日	1 体 3 時間 1 日 2.6 体（1 炉当たり）
こうふく苑	香寺町土師 333	炉 3 基	姫路福崎斎苑施設事務組合所有
あじさい苑	安富町安志 726	炉 3 基 7 体／日	宍粟市所管
宮区火葬場	家島町宮字東破風	炉 2 基	（宮区）自治会所有
真浦区会斎場	家島町真浦字矢内谷 1952	炉 2 基	（真浦区会）自治会所有
坊勢火葬場	家島町坊勢 669-2	炉 1 基	（坊勢）自治会所有

(3) 市の処理能力を超える場合、市民ボランティア班は、総務動員・受援班を通じ、県、他都市への応援を要請する。

第 4 災害救助法の実施基準

1 死体の搜索

(1) 実施責任機関

① 災害救助法が適用された場合における「死体の搜索」は、市長が知事の委任を受けて実施する。

② 災害救助法が適用されない小災害の場合における「死体の搜索」は、市長が行う。

(2) 救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「死体の搜索」の実施基準は、次のとおりである。

項 目	基 準 等
対 象	行方不明の状態にある、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者
費 用 の 限 度 額	当該地域における通常の実費
期 間	災害発生の日から10日以内
備 考	輸送費、人件費は別途計上

2 死体の処理

(1) 実施責任機関

- ① 災害救助法が適用された場合における「死体の処理」は、市長が知事の委任を受けて実施する。

- ② 災害救助法が適用されない小災害の場合における「死体の処理」は、市長が行う。

(2) 救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「死体の処理」の実施基準は、次のとおりである。

項 目	基 準 等
対 象	災害の際、死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。
費 用 の 限 度 額	1 洗浄、消毒等 1体当たり3,700円以内 2 一時保存 死体一時収容施設 通常の実費 上記が利用できない場合 1体当たり5,700円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金
期 間	災害発生の日から10日以内
備 考	1 検案は、原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

3 埋葬

(1) 実施責任機関

- ① 災害救助法が適用された場合における「埋葬」は、市長が知事の委任を受けて実施する。

- ② 災害救助法が適用されない小災害の場合における「埋葬」は、市長が行う。

(2) 救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「埋葬」の実施基準は、次のとおりである。

項 目	基 準 等
対 象	災害の際、死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給
費 用 の 限 度 額	1 体当たり 大人（12歳以上） 232,200円以内 小人（12歳未満） 185,700円以内
期 間	災害発生の日から10日以内
備 考	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

資料編：「2-6-18 災害時における遺体の安置・搬送等の協力に関する協定」

第 7 章 生活環境の整備

第 1 節 障害物の除去

災害によって発生した住宅、道路、河川等における障害物の除去について定める。

【情報の流れ】

○ 情報収集先

情報収集者	情報収集先	情報収集内容
住宅宅地班	本部班 警察署	・被災住宅の障害物に関する情報
道路公園河川班	本部班 警察署 消防班	・道路の被害状況及び道路障害物に関する情報 ・河川関係障害物に関する情報
	公安委員会	・緊急交通路、緊急輸送道路の設定情報
農林水産環境班	道路公園河川班	・道路及び住居に係るがれきの発生状況

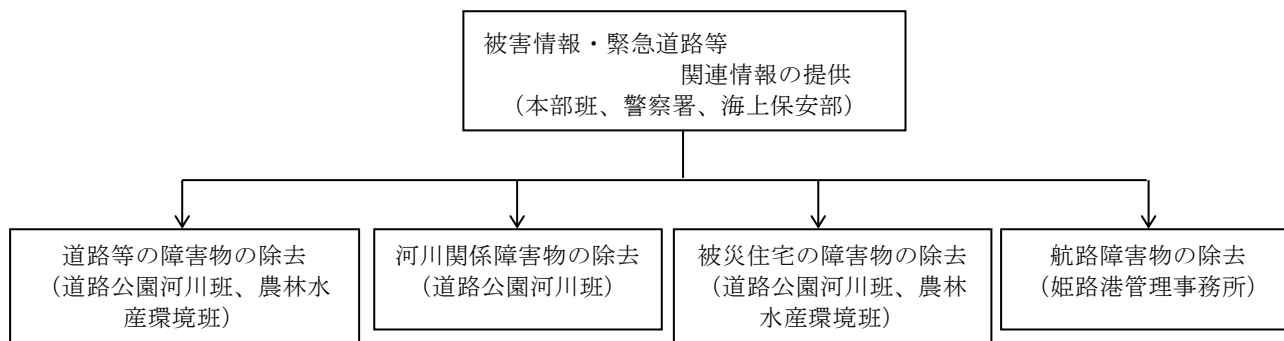
○ 情報発信先

情報発信者	情報発信先	情報発信内容
道路公園河川班	本部班	・道路の被害情報及び除去の予定・進捗状況等 ・河川の被害状況及び除去の進捗状況
	農林水産環境班	・道路及び住居に係るがれきの発生状況
	道路管理者	・道路障害物除去作業の要請
	関係機関 民間業者	・障害物除去作業の応援要請

【役割分担】

担 当 班 等		業 務 内 容
市 災 害 対 策 本 部	本部班	○ 被害状況、緊急輸送道路関連情報の提供 ○ 道路被害情報及び除去の予定・進捗状況等の広報の実施 ○ 河川の被害状況及び除去の進捗状況等の広報の実施
	住宅宅地班	○ 被災住宅の障害物の除去
	道路公園河川班	○ 道路閉塞情報等の収集 ○ 市道における障害物の除去 ○ 被災住宅の障害物の除去（住宅宅地班の所掌に属するものを除く） ○ 河川関係障害物の除去
	農林水産環境班	○ 市道及び住居に係る障害物除去により発生したがれき等の回収
警察署		○ 被害状況、緊急輸送道路関連情報の提供
道路管理者		○ 計画的な障害物除去の実施 ○ 兵庫県公安委員会等、関係機関への情報提供 ○ 住民への周知
海上保安部		○ 被害状況、緊急輸送航路関連情報の提供
姫路港管理事務所		○ 計画的な航路障害物除去の実施

【応急対策の流れ】



第 1 障害物の情報収集及び危険回避措置

1 情報の収集及び提供

道路管理者及び市町等の各実施機関は、障害物の除去対策を行うに当たり、それぞれ情報の収集を行うとともに、必要な場合は各防災関係機関に情報を提供する。

2 市における情報の収集

- (1) 市民等からの通報による情報や職員による市内パトロールの実施により得た情報等により障害物の概要を把握する。
- (2) 道路公園河川班は、情報を集約し、必要により現場の状況を確認し対策を決定する。とりまとめた情報については、随時災害対策本部へ連絡する。また、除去の予定や進捗状況についても、随時災害対策本部へ連絡し、広報する。

第 2 道路等の障害物の除去

1 障害物除去の対象

- (1) 住民の生命、財産等を保護するため、除去を必要とする場合
- (2) 交通の安全及び輸送を確保するため、除去を必要とする場合
- (3) 緊急な応急措置を実施するため、除去を必要とする場合
- (4) 災害対策基本法に基づき、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両等を移動するため、除去を必要とする場合
- (5) その他公共的立場から除去を必要とする場合

2 障害物除去の方法

- (1) 道路管理者は、自らの組織、労力、機械器具を用いて実施するが、労力、機械等が不足する場合は、建設業界等の協力を得て行う。
- (2) 道路管理者は、災害対策基本法に基づき、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両等を移動する場合、次のとおりとする。なお、車両等の移動場所を確保するためにやむを得ない必要があるときは、道路管理者は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用等することとする。
 - ① 道路管理者は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことにより路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて一定の区域内を包括的に指定する。
 - ② 道路管理者が、道路区間を指定する場合は、あらかじめ兵庫県公安委員会及び所轄警察署に道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後に通知する。
 - ③ 兵庫県公安委員会は、災害対策基本法の規定による通行禁止等を行うために必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路区間において、道路管理者による権限の行使を要請することができる。
 - ④ 道路管理者は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定した道路の区域内に在る者に対し、道路情報板、立看板、ラジオ等を活用して周知する。
 - ⑤ 国土交通大臣及び兵庫県知事は、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、道路管理者に対し、措置をとるべきことを指示することができる。
- (3) 障害物の除去は、交通に支障のない範囲の最小限の応急的な除去に限る。
- (4) 障害物の除去は、事後の復旧に支障がないよう配慮する。

3 障害物除去の優先順位

- (1) 災害の拡大防止、人命救助に必要な道路
- (2) 緊急輸送道路に使用する道路
- (3) 不通により住民の生活に著しい支障のある道路
- (4) その他必要と認める道路

4 他の道路管理者との協力

道路管理者が障害物の除去対策を進める場合には、他の道路管理者と密接な連携をとり、協力して効率的に行う。

5 市道における障害物の除去

市道における障害物の除去については、道路公園河川班が農林水産環境班と連携しながら除去を行う。

第3 河川関係障害物の除去

1 障害物除去の対象

- (1) 河川の洪水防止及び護岸等の決壊防止のため、除去を必要とする場合
- (2) 緊急な応急措置を実施するため、除去を必要とする場合
- (3) その他公共的立場から除去を必要とする場合

2 障害物除去の方法

河川管理者は、被害状況に応じ民間業者等の協力を得て効果的な方法により、除去する。

第4 被災住宅の障害物の除去

1 障害物除去の方法

- (1) 住宅宅地班及び道路公園河川班は、比較的小規模なものについては自らの組織、機械器具を用いて実施するが、機械等が不足する場合は、民間業者等の協力を得て行う。
- (2) 障害物の除去は、原状回復でなく応急的な除去に限り、障害物の除去は、事後の復旧に支障がないよう配慮する。

2 災害救助法の実施基準

(1) 実施責任機関

- ① 災害救助法が適用された場合における障害物の除去は、市長が知事の委任を受けて実施する。
- ② 災害救助法が適用されない小災害の場合における障害物の除去は、市長が行う。

(2) 救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「障害物の除去」の実施基準は、次のとおりである。

項 目	基 準 等
対 象	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者
費 用 の 限 度 額	1世帯当たり 143,900円以内
期 間	災害発生の日から10日以内
備 考	障害物の除去は、生活上欠くことができない場所の障害物の除去を行うことで、元の住宅に引き続き住むことを目的としており、「応急仮設住宅の供与」との併給はできない。

第5 航路等の障害物の除去

港湾管理者は、その所管する港湾区域内の航路等について、沈没、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、速やかに障害物の除去に努めることとする。

第 2 節 廃棄物対策の実施

災害によって発生した廃棄物の処分を迅速に行い、被災地域の環境整備について定める。

【情報の流れ】

○ 情報収集先

情報収集者	情報収集先	情報収集内容
農林水産環境班	本部班	・被害情報 ・避難所情報 ・交通情報
	道路公園河川班	・がれき回収・道路啓開路線作業情報 ・道路の被害状況及び道路障害物に関する情報
	上下水道班	・上下水施設の被災状況及び復旧状況に関する情報

○ 情報発信先

情報発信者	情報発信先	情報発信内容
農林水産環境班	本部班	・がれき、ごみ、し尿処理施設の被害状況の報告 ・ごみ、し尿処理計画の報告 ・仮設トイレの設置状況の報告
	総務動員・受援班	・がれき処理の応援要請 ・ごみ処理の応援要請 ・し尿処理の応援要請
	民間業者	・がれき、ごみ、し尿処理の動員要請
	市民ボランティア班 災害ボランティアセンター	・がれき処理、ごみ処理に関する情報
	県	・がれき処理の必要性の報告
本部班	市民等（ボランティア含む）	・ごみ処理、し尿処理に関する広報

○ 他班との調整事項

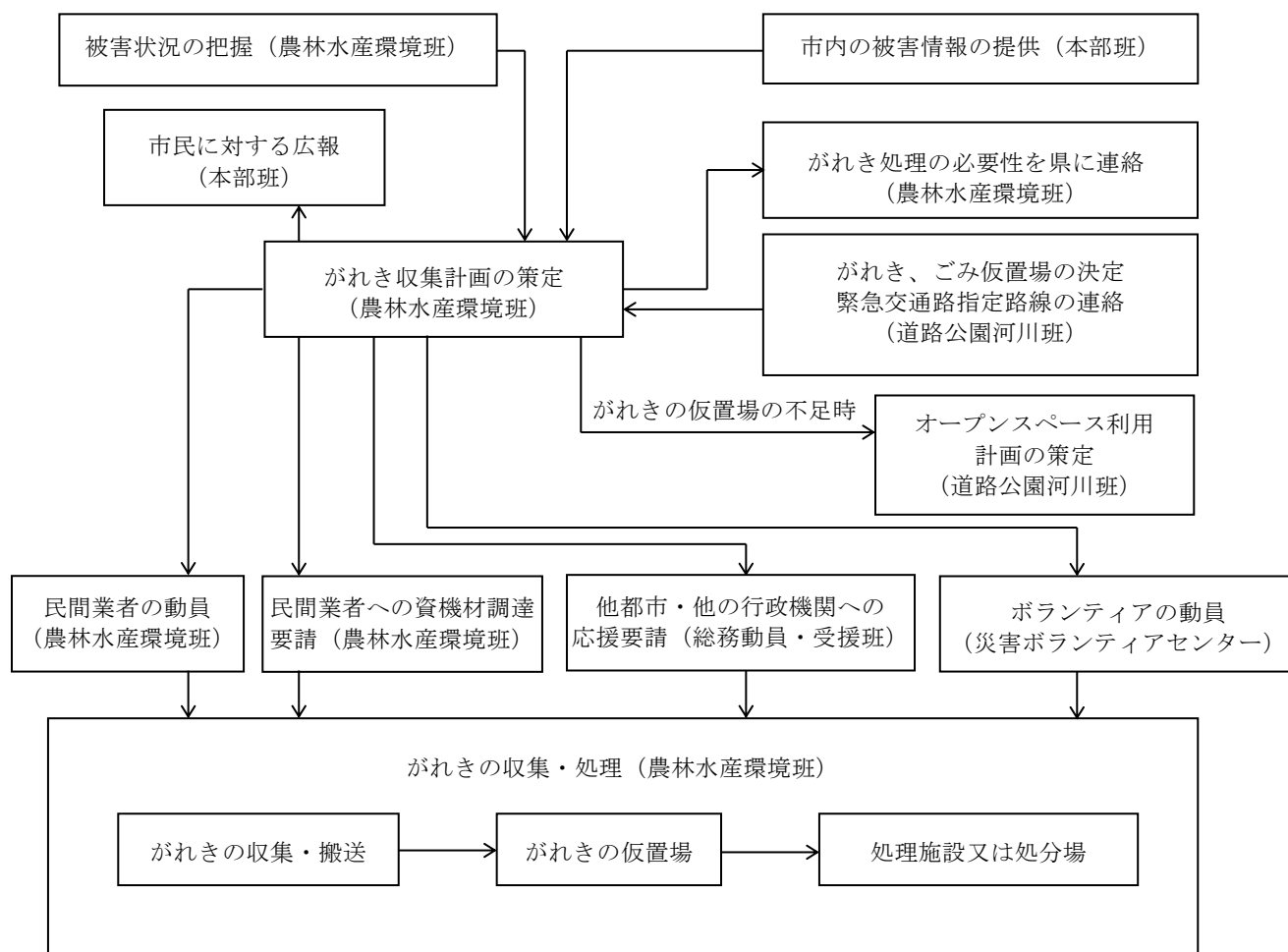
調整主体	調整先	調整内容
農林水産環境班	道路公園河川班	・がれき、ごみの置き場の決定に関する調整
	市民ボランティア班 災害ボランティアセンター	・災害廃棄物等の搬出に係るボランティアの動員に関する調整

【役割分担】

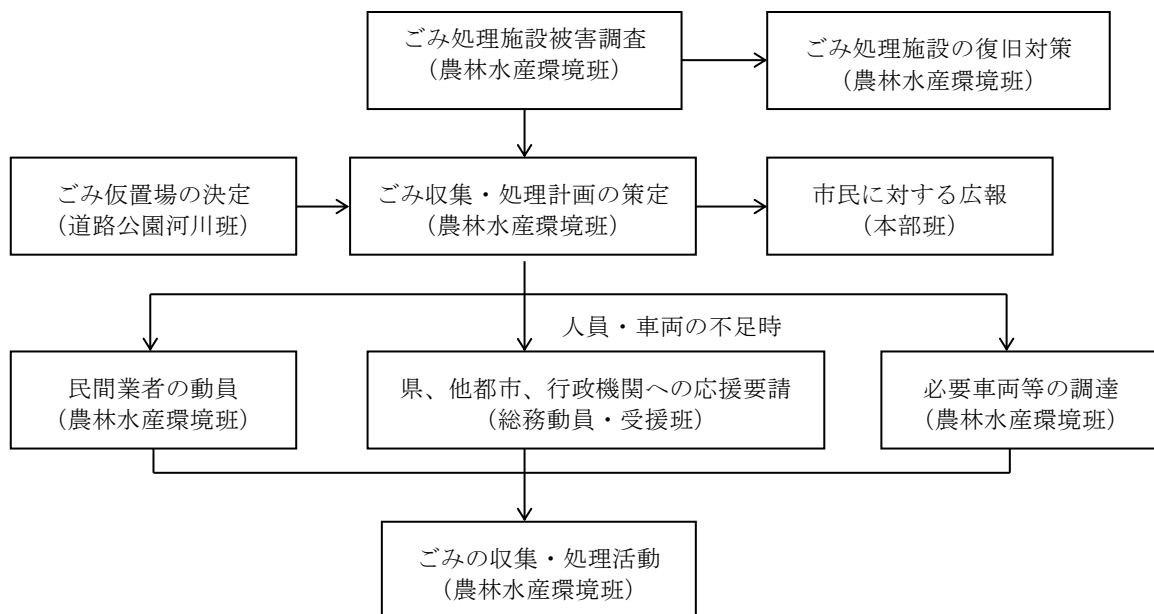
担 当 班 等		業 務 内 容
市 災 害 対 策 本 部	農林水産環境班	○ 処理施設・収集車両等の被災調査 ○ がれき収集、ごみ収集・処理、し尿収集・処理計画の策定 ○ 必要な人員及び資機材車両の調達を民間業者へ要請 ○ 収集・処理の実施 ○ 仮設トイレの調達・確保
	本部班	○ 基礎的情報を農林水産環境班に提供 ○ ごみ収集・処理に関する広報 ○ し尿処理、仮設トイレに関する広報
	道路公園河川班	○ がれき、ごみの仮置場を決定
	市民ボランティア班 災害ボランティアセンター	○ 災害廃棄物等の搬出に関するボランティアの動員
	総務動員・受援班	○ 他都市又は他の行政機関への応援要請

【応急対策の流れ】

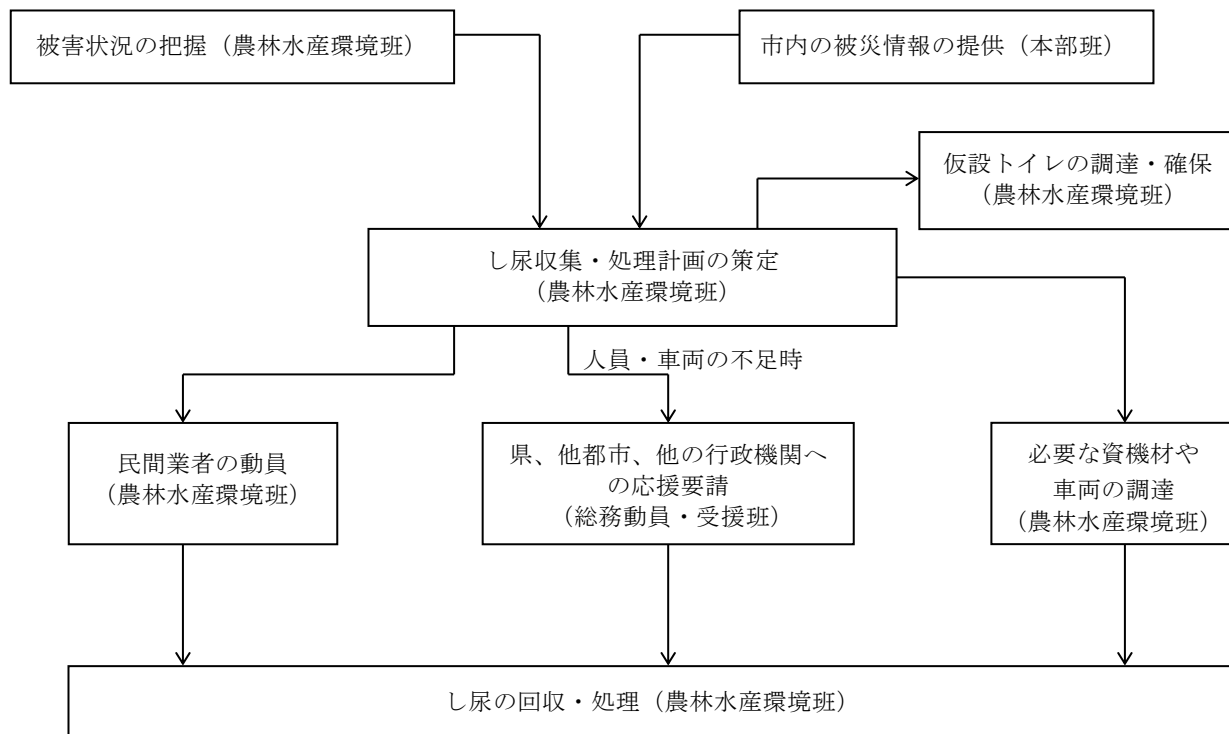
(がれき（災害廃棄物）の処理)



(ごみ (一般廃棄物) の処理)



(し尿処理)



第1 廃棄物処理の基本方針

災害により生じた廃棄物は、災害廃棄物処理計画に基づき対応する。

1 廃棄物の分類

災害時に発生する廃棄物は、次のとおり分類する。

(1) 通常のごみ（一般廃棄物）

通常は、可燃ごみ及び粗大ごみに分別される。

(2) 災害により発生するごみ（一般廃棄物）

- ① 屋内で破損した陶磁器等の不燃物
- ② 屋内で破損した家具類、電化製品等の粗大ごみ
- ③ 避難所、応急仮設住宅から発生する廃棄物

(3) 災害により発生するがれき（災害廃棄物）

- ① 倒壊していない建築物から発生する破損した内壁、外壁、屋根瓦等
- ② 倒壊した建築物から発生するがれき
- ③ 倒壊した家屋に残り、解体時に発生する廃棄物（畳、カーテン、カーペット、家具、電化製品等）

2 基本的な処理方針

(1) ごみ（一般廃棄物）の処理

上記「1 廃棄物の分類」のうち、(1)(2)については、市の通常の処理、他都市の応援及び許可業者等民間収集業者の協力により処理処分を行う。

(2) がれき（災害廃棄物）の処理

上記「1 廃棄物の分類」のうち、(3)については、自衛隊、土木建築・解体業者、ボランティア等の協力を求めて、解体、運搬を行い、処理処分については周辺自治体、産業廃棄物処理業者、大阪湾フェニックスセンター等の協力を求める。

(3) 分別の徹底

どの場合にも、分別を徹底させ、リサイクルを図るとともに、処分が容易となるように指導する。特に上記「1 廃棄物の分類」のうち(3)については、仮置場での分別は不可能な状況が予測されるため、解体現場における分別を徹底する。

第2 がれき（災害廃棄物）の処理

1 がれき（災害廃棄物）処理の基本方針

- (1) 農林水産環境班は、災害により損壊した建物から発生したがれきについて、危険なものや通行上支障があるものなどから優先的に撤去する。
- (2) がれき処理については、可能な限りリサイクルに努め、適切な処理を行う。
- (3) 災害の規模によっては、がれきの処理に長時間を要する場合があることから、十分な広さを有し、かつ、安全な仮置場を確保する。

2 がれき処理の実施方法

(1) 情報の収集及び報告

- ① 農林水産環境班は、自ら廃棄物処理施設やがれき処理関連民間業者などの被災状況を調査するとともに、本部班から情報提供を受け、市域の損壊建物等の情報を収集・整理し、全体のがれき量の概略を把握する。

- ② 被害状況に応じて、県にがれき処理の必要性を連絡する。

(2) がれき収集計画の策定

がれき収集を効率的に行うため、以下の項目からなるがれき収集計画を策定する。

- ① がれきの全体処理量の把握

本部班の情報を基に、がれきの全体量の概算を行う。

- ② がれき仮置場の決定

道路公園河川班の「災害応急対策計画Ⅰ 第6章 オープンスペース等の管理体制の確立 (P233)」と調整し、がれき仮置場を確保する。なお、がれき仮置場は以下の要件を満たす場所が望ましい。

ア 十分な広さを有すること

イ 住宅から離れていること

ウ 市内からの交通路が複数確保できること。また、被災しない交通路が確保できるか又は被災しても容易に復旧可能な道路を確保できること

エ 当面は異常な交通渋滞が予想されるため、幹線道路から500m以上離れていること

オ 周囲に植樹帯などがあり、区画されていることにより安全が確保されること

- ③ がれき収集の優先順位

緊急交通路指定路線の被災状況や危険度などを勘案し、がれき収集の優先順位を策定する。

- ④ がれき処理体制の確立

民間業者の被災状況や廃棄物処理施設の被災状況を勘案し、がれき処理体制を構築する。

- ⑤ 必要資機材の調達方法

がれき収集計画を実施するために必要な資機材をリストアップし、その調達方法を検討する。

(3) がれきの収集・処理の実施

- ① 民間業者の動員

民間業者に動員を要請し、がれき収集計画に基づき、がれき収集の指示を行う。

- ② 民間業者からの資機材の調達

必要な資機材が不足する場合、民間業者に対し、資機材の調達を要請する。

- ③ 他都市、他の行政機関への応援要請

ア 必要な場合、総務動員・受援班を通じて他都市や他の行政機関に対して、応援要請を行う。

イ 最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、速やかに県へ支援要請を行う。

- ④ ボランティア等の動員による災害廃棄物等の搬出

災害ボランティアセンターに動員を要請する。

- ⑤ がれきの収集・処理

ア 農林水産環境班は、民間業者を指揮・監督し、がれき収集計画に基づき迅速にがれきの収集・処理を行う。

イ がれきは収集の段階で種別毎に分別収集を行う。

ウ 収集したがれきは一旦がれき仮置場へ輸送し、その後、処理施設又は処分場へと移送し、最終処理を行う。

第3 ごみ（一般廃棄物）の処理

1 ごみ処理施設等の被害調査

農林水産環境班は、ごみ処理施設及びごみ収集車両等の被害状況を調査する。

2 ごみ収集・処理計画の策定

農林水産環境班は、市域の被災状況等を踏まえ、次の内容のごみ収集・処理計画を策定する。

- (1) ごみ収集量の推定
- (2) ごみ収集の優先順位
- (3) ごみ収集ルート及びごみステーションの位置
- (4) ごみ仮置場
- (5) ごみ処理方法

3 人員の確保

- (1) 農林水産環境班職員及び民間業者社員の被災状況を調査し、勤務可能人員を把握する。
- (2) ごみ収集・処理計画と照らし合わせ、所要人員が不足する場合、総務動員・受援班に人員の確保を依頼する。

4 車両等の確保

ごみ収集・処理に必要な車両等が不足する場合は、他都市への応援要請を総務動員・受援班へ依頼する。

5 収集

- (1) 収集活動は、避難所及び住宅密度の高いところから実施する。
- (2) 道路交通状況によっては、夜間収集も検討する。
- (3) 避難所の収集活動については、避難者数により、高頻度で実施する。

6 処理

- (1) 市川美化センター、エコパークあぼしで焼却、破砕処分する。
- (2) 市が行う焼却能力及び破砕能力の限界を超える場合、エコパークあぼし内、南部管理センター及び西部管理センターに一時保管する。
- (3) これらの一時保管場所に保管できない場合は、道路公園河川班と調整後、ごみ仮置場を確保し、ごみを一時保管する。
- (4) 市内の焼却処分等の処理が困難となった場合は、他都市への依頼を検討する。

7 広報

本部班は、ごみの収集・処理を円滑に行うため、市民に対して次の広報を行う。

- (1) ごみ収集の曜日、収集する品目
- (2) ごみステーションの位置
- (3) 可燃ごみと不燃ごみの分別等の徹底

8 処理施設の復旧対策

農林水産環境班は、ごみ処理施設の復旧活動が必要な場合は、各施設管理者の指揮のもと、速やかに実施する。この間ごみ等は一時保管場所及びごみ仮置場に保管する。

第4 し尿処理

1 被害状況等の情報収集

- (1) 農林水産環境班は、上下水道の被災状況及び避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の

復旧状況等を勘案のうえ、可能な限り早急に仮設トイレの必要箇所及び必要数を把握する。

(2) し尿の収集・処理見込み及びし尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握する。

2 仮設トイレの調達・設置

指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。特に、女性や配慮が必要な方が安心して利用できるトイレの確保に努める。

(1) 仮設トイレの設置基準

避難所等に避難人員に応じた仮設トイレを設置する。設置基準は、次表を目安とする。

	必要とする住民当たりの必要数
仮設トイレの設置箇所数	5 箇所／1,000世帯
仮設トイレの設置台数	1 台／50人

(2) 仮設トイレの調達

備蓄の仮設トイレ等に不足が生じた場合は、(一社)兵庫県水質保全センター等の業界団体及び協定業者等から仮設トイレを確保する。

団 体 名	住 所	連 絡 先
(一社)兵庫県水質保全センター	神戸市中央区港島南町3丁目3-8	078-306-6021

(3) 仮設トイレの設置

① 仮設トイレは、まず避難所等公共施設に優先的に設置する。続いて、在宅の被災者のために公園その他の空地に設置する。

② 公園等屋外で照明施設が必要な場合は、関西電力送配電と調整の上、照明施設を設置する。

(4) 簡易トイレ等の割り当て数決定

仮設トイレが避難所に設置されるまで、本市で備蓄している簡易トイレ等を利用する。各避難所への簡易トイレ等の割り当て数については、仮設トイレの確保・設置状況を踏まえ、関係班と連携して決定する。

(5) 仮設トイレの管理

① 清掃業者等に委託して、くみ取り及び消毒を行う。

② 設置場所の管理者及び自主防災会等の住民に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

3 し尿収集・処理計画の策定

効率的なし尿処理を行うため、次の内容のし尿収集・処理計画を策定する。

(1) し尿処理量の概算

(2) し尿収集の優先順位の決定

(3) し尿収集ルート決定

(4) し尿処理体制の確立

(5) し尿処理方法の決定

(6) 必要な機材の調達方法

(7) し尿処理施設の応急復旧計画

4 し尿収集・処理の実施

- (1) し尿収集・処理計画に基づき、民間業者に要員の動員及び必要車両の調達等を要請する。
- (2) 人員等が不足する場合、総務動員・受援班へ他都市等に対する応援の要請を依頼する。
- (3) し尿収集・処理に必要な資機材や車両等が不足する場合は、農林水産環境班は、関係業者等から調達する。
- (4) 農林水産環境班は、民間業者、他都市応援要員等の適切な配置を指示し、収集・処理活動を実施する。

資料編：「2-6-8 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定」

「2-6-17 災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定」

第 3 節 感染症・衛生対策の実施

災害発生時に感染症の流行等を未然に防止するための感染症対策及び食品衛生等について定める。

【情報の流れ】

○ 情報発信先

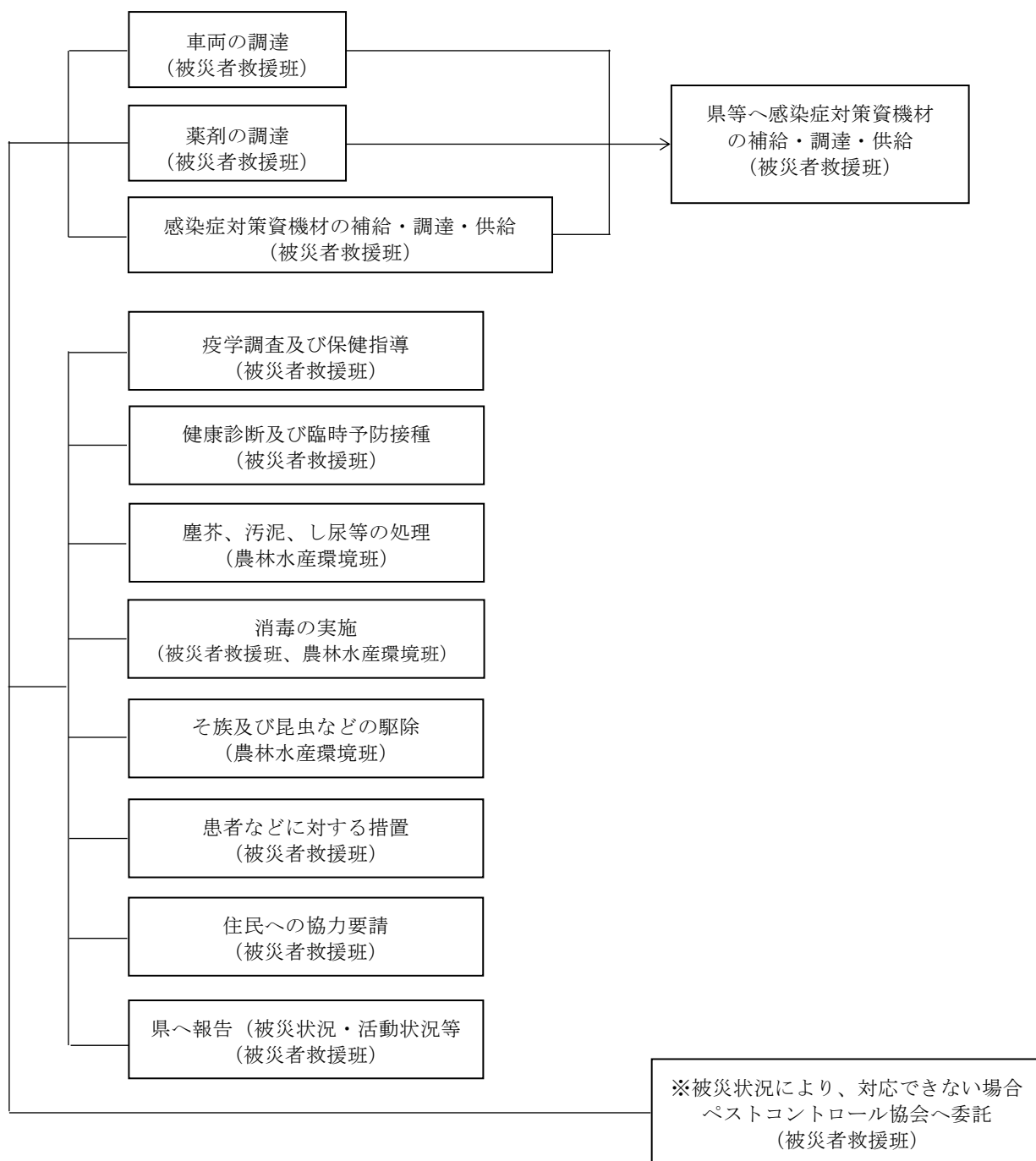
情報発信者	情報発信先	情報発信内容
被災者救援班	本部班	・感染症などの発生状況の報告 ・広報依頼
	財務・調査班	・車両確保依頼
	民間業者	・感染症対策薬剤の要請 ・必要資機材の要請
	兵庫県	・被害状況 ・感染症対策活動状況 ・災害感染症対策所要見込額の報告
本部班	市民	・感染症 ・衛生に関する広報の実施

【役割分担】

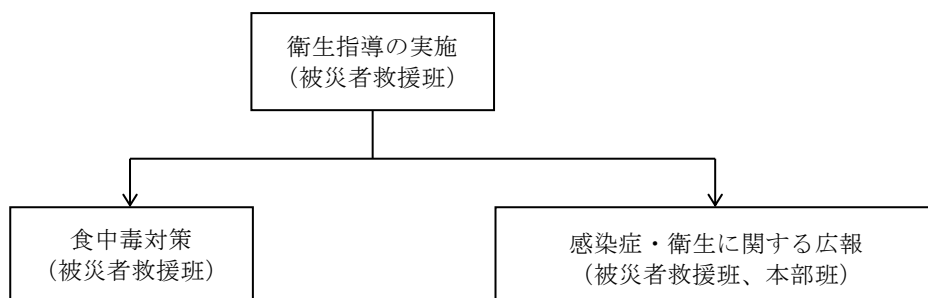
担当班等		業務内容
市災害対策本部	被災者救援班	○ 疫学調査及び保健指導 ○ 健康診断及び臨時予防接種の実施 ○ 感染症・衛生に関する広報 ○ 避難所の防疫指導等 ○ 食品衛生対策の実施 ○ 車両、器具及び機械の調達 ○ 消毒の実施
	本部班	○ 感染症・衛生に関する広報
	農林水産環境班	○ 消毒の実施 ○ そ族及び昆虫等の駆除
	上下水道班	○ 家庭用水の供給等

【応急対策の流れ】

(感染症対策の実施)



(食品衛生対策の実施)



第1 感染症対策の実施

1 感染症対策体制の確立

- (1) 被災者救援班及び農林水産環境班は、感染症対策のための体制を確立する。
- (2) 被災者救援班において対応できない場合は、ペストコントロール協会へ委託する。
- (3) 被災者救援班は、必要に応じ車両、器具及び機械の調達を行う。

2 防疫活動

(1) 疫学調査及び保健指導

- ① 被災者救援班は、機動力、感染症発生状況、衛生条件等を考慮の上、緊急度の高いものから実施し、感染症患者の早期発見に努める。
- ② 被災者救援班は、感染症予防教育等広報活動の推進を図る。

(2) 健康診断及び臨時予防接種

被災者救援班は、災害の状況及び被災地の感染症発生状況により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条に基づく健康診断の実施及び臨時予防接種を行う。

(3) 清潔方法

農林水産環境班は、塵芥、汚泥等について、積換所及び分別所を経て埋立若しくは焼却するとともに、し尿の処理に万全を期する。

(4) 消毒方法

被災者救援班及び農林水産環境班は、被害の状況により、次の事項について消毒を実施し、そのために必要な感染症対策用薬剤等の備蓄、調達を行う。

- ① 飲料水の消毒
- ② 家屋の消毒
- ③ トイレの消毒
- ④ 芥溜、溝渠の消毒
- ⑤ 患者輸送用器等の消毒

(5) そ族及び昆虫等の駆除

- ① 農林水産環境班は、災害時におけるそ族及び昆虫等の駆除の対象地域について、災害の性質や程度、感染症の蔓延のおそれ等の状況を勘案し、選択的、重点的に地域を定め、速やかに駆除を実施する。
- ② 罹災家屋については、無差別に行うことなく実情に応じ重点的に実施することとする。
- ③ 家屋においては、なるべく殺虫効果の高い薬剤を用い、戸外及び塵芥並びに汚物の堆積地帯に対しては、殺虫及び殺そ効果のある殺虫剤を使用することとする。

(薬剤所要量の算出方法)

撒布場所、種類別	算出方法
家屋内 1%フェニトロチオン油剤等	指示地域内の罹災戸数×85.8㎡×(1-0.5)×0.05ℓ
便所等 5%フェニトロチオン乳剤等	指示地域内の罹災戸数×1㎡×0.06ℓ
家屋外及び塵芥等 1.5%フェニトロチオン粉剤等	指示地域内の罹災戸数×56.1㎡×15g (敷地56.1㎡の場合)

(6) 家庭用水の供給等

上下水道班は、県の指示に基づき速やかに家庭用水を供給し、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等を現地の実情に応じた方法によって行う。

(7) 患者等に対する措置

被災者救援班は、被災地において、感染症患者等が発生したときは、保健所の指示に従い、患者等に対する医療を確保し、感染症の蔓延を防止するための健康診断や消毒等の措置を行う。

(8) 避難所の防疫指導等

被災者救援班は、避難所における感染症対策活動を実施し、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。

(9) 報告

被災者救援班は、県に被害状況・感染症対策活動状況・災害感染症対策所要見込額を報告する。

3 感染症対策資機材の確保、調達及び支給

被災者救援班は、感染症対策資機材が不足する場合、県及び民間事業者等に感染症対策資機材の調達を要請する。

第2 食品衛生対策の実施

1 体制の確立

(1) 被災者救援班は、食品衛生監視員等による食品衛生確保体制を確立する。

(2) 被災者救援班は、必要な車両、使い捨て手袋、消毒薬等を調達する。

(3) 被災者救援班は、必要な情報の収集分析を行う。

2 衛生指導の実施

被災者救援班は、災害発生後、季節や被災環境等を勘案しながら、必要に応じ、衛生指導を実施する。

(1) 避難所に関する情報を収集するとともに、食品衛生に関する指導を行う。

(2) 避難所における環境衛生について指導を行い、必要があれば消毒等を実施する。

(3) 避難所に配給される食品を提供する施設を把握し、衛生的な取扱いについて指導するとともに、市外の製造施設に対する指導を関係機関に依頼する。

(4) ボランティア等に対する衛生指導を行うとともに、使い捨て手袋等の配布を行う。

3 食中毒対策

(1) 食中毒防止対策

① 被災者救援班は、食品衛生監視員を食品の流通集積拠点に派遣し、衛生状態の監視及び指導を行う。

② 被災者救援班は、食品衛生監視員を避難所に派遣し、食品の取扱い状況や容器の消毒等について調査及び指導を行う。

③ 被災者救援班は、食品関係営業施設の実態を調査し、食品衛生上問題がある場合には、改善を指導する。

④ 必要に応じて食品関係営業施設に対する消毒薬及び使い捨て手袋等の配布を行う。

⑤ 弁当等の路上販売などの把握に努め、衛生的な取扱いについて指導を行う。

(2) 食中毒発生時の対応方法

- ① 被災者救援班は、食中毒患者が発生した場合は、食品衛生監視員による所要の検査等を行うとともに、原因調査を行い、被害の拡大を防止する。
- ② 避難所における二次感染の防止等について指導を行う。
- ③ 患者の治療に必要な措置を講ずる。
- ④ 排泄物、汚物等の処理施設を確保し、清潔を確保する手段を講じる。

4 食品衛生に関する広報

- (1) 被災者救援班は、梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を本部班に依頼し、食中毒の未然防止に努める。
- (2) 必要に応じて、パンフレット等を作成し配布する。

資料編：「10－8 姫路市健康危機管理要綱」

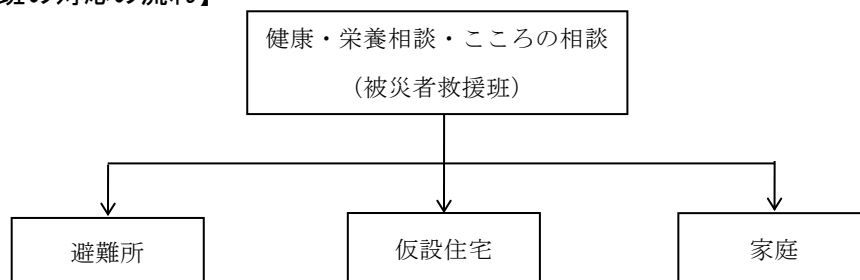
第4節 健康対策の実施

災害時における健康・栄養相談の実施について定める。

【役割分担】

担 当 班 等	業 務 内 容
被災者救援班	○ 被災者の健康管理や栄養状態の改善及びこころのケアのため、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、精神保健福祉相談員その他必要な職種が巡回健康・栄養相談、食生活支援及びこころのケア対策を実施する。

【被災者救援班の対応の流れ】



第1 健康対策・こころのケア対策チームの編成

被災者救援班は、被災者の健康管理や栄養状態の改善及びこころのケアを図るため、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、精神保健福祉相談員その他必要な職種により健康対策やこころのケア対策を行うチームを編成する。

人員が不足する場合、総務動員・受援班へ各班に配置されている保健師等の職員の応援を要請する。

第2 巡回健康相談の実施

- (1) 被災者救援班は、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- (2) 被災者救援班は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談及び健康教育を実施する。
- (3) 被災者救援班は、巡回健康相談の実施に当たり、災害時要援護者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努める。

第3 巡回栄養相談の実施と食生活支援

- (1) 被災者救援班は、災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、災害時要援護者をはじめとする被災者の栄養状態の改善と身体状況に応じた食料提供を行うため、栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等の関係団体と連携して、避難所、仮設住宅などを巡回し、栄養状態の把握と栄養相談を行う。
- (2) 被災者救援班は、巡回栄養相談により把握した対象者に対して適切な食生活支援が行えるよう炊き出し担当と連絡調整する。
- (3) 被災者救援班は、栄養状態の悪化を防ぐため、避難所解消後も巡回栄養相談を実施すると

もに地域における健康栄養教育や食の自立支援のための教室などを実施する。

第4 こころのケア対策

1 こころのケアに対する相談・普及啓発活動

被災者救援班は、こころのケアに関する相談訪問活動に努めるとともに、情報の提供や知識の普及に努める。

2 こころの相談支援拠点の設置

被災者救援班は、被災の状況をふまえ、被災者の精神的不安に長期的に対応するとともに、被災精神障害者の地域での生活を支援するため、関係機関の専門医、臨床心理士等の協力を得て、地域に根ざした精神保健活動の相談支援拠点を保健所に設置する。

第5節 家庭動物の収容対策等の実施

災害時における家庭動物の収容対策について定める。

【情報の流れ】

○ 情報収集先

情報収集者	情報収集先	情報収集内容
動物救援センター	被災者救援班	・避難所における家庭動物情報

○ 情報発信先

情報発信者	情報発信先	情報発信内容
動物救援センター	本部班	・広報依頼

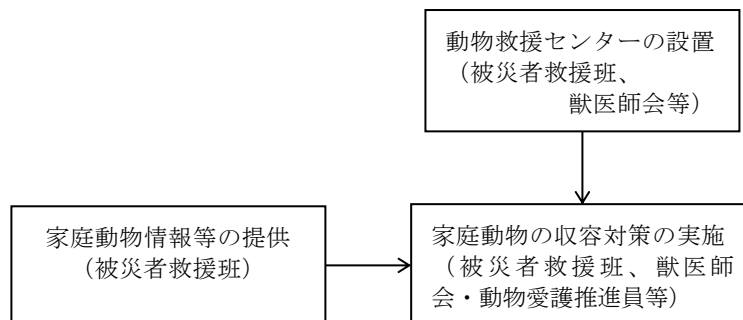
○ 他班との調整事項

調整主体	調整先	調整内容
被災者救援班	獣医師会・動物愛護推進員等	・動物救援センターの設置に関する調整

【役割分担】

担当班等		業務内容
市災害対策本部	被災者救援班	○ 動物救援センターの設置 ○ 動物救援センターへの家庭動物情報等の提供 ○ 動物救援センターへの支援
	獣医師会・動物愛護推進員等	○ 家庭動物対策の実施（餌の配布、負傷した動物の処置等）
	本部班	○ 家庭動物保護に関する広報の実施

【応急対策の流れ】



第1 平常時の対策

- (1) 「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」等による適正管理を推進する。

- (2) 飼い主に家庭動物の災害対策についての意識啓発を図る。
- (3) ボランティア、動物愛護団体、獣医師会、周辺自治体等と相互で情報共有できる体制を整備する。
- (4) 家庭動物の同行避難に備え、避難所周辺等に動物避難所を設置できるよう努める。
- (5) その他、家庭動物の救援に必要な活動に関することについて準備する。

第2 家庭動物の収容対策

1 実施責任機関

被災者救援班は、獣医師会・動物愛護推進員等との連携を図る。

2 動物救援センターの設置

- (1) 被災者救援班は、被害状況により必要と判断した場合は、獣医師会・動物愛護推進員等と連携協力して動物救援センターを設置する。
- (2) 獣医師会・動物愛護推進員等は、被災者救援班等の指導のもと家庭動物の収容対策を実施する。

3 家庭動物情報等の提供

被災者救援班は、動物救援センターに対し、避難所等における家庭動物の情報等、必要に応じ情報を提供する。

4 家庭動物の対策の実施

- (1) 動物救援センターは、次の事項を実施する。
 - ① 飼養されている動物に対する餌の配布
 - ② 負傷した動物の収容・治療・保管
 - ③ 放浪動物の収容・保管
 - ④ 飼養困難な動物の一時保管
 - ⑤ 動物の所有者や里親探しのための情報の収集、提供
 - ⑥ 家庭動物に関する相談の実施等
- (2) 被災者救援班は、次の事項について動物救援センターを支援する。
 - ① 被災動物救援体制の整備
 - ② 犬の登録数や猫の飼育統計についての情報提供
 - ③ 動物の応急保護収容施設設置のための調整等
- (3) 家庭動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

資料編：「2-6-21 災害時における動物救護活動に関する協定」

第8章 災害警備及び物資の安定供給

第1節 災害警備の実施

災害発生時において、住民の生命、身体及び財産を確保し、公共の安全と秩序を維持するための業務について定める。

【情報の流れ】

○ 情報収集先

情報収集者	情報収集先	情報収集内容
警察署	本部班	・被害状況等
	国・県等の道路管理者	・被害状況等
海上保安部	本部班	・被害状況等

○ 情報発信先

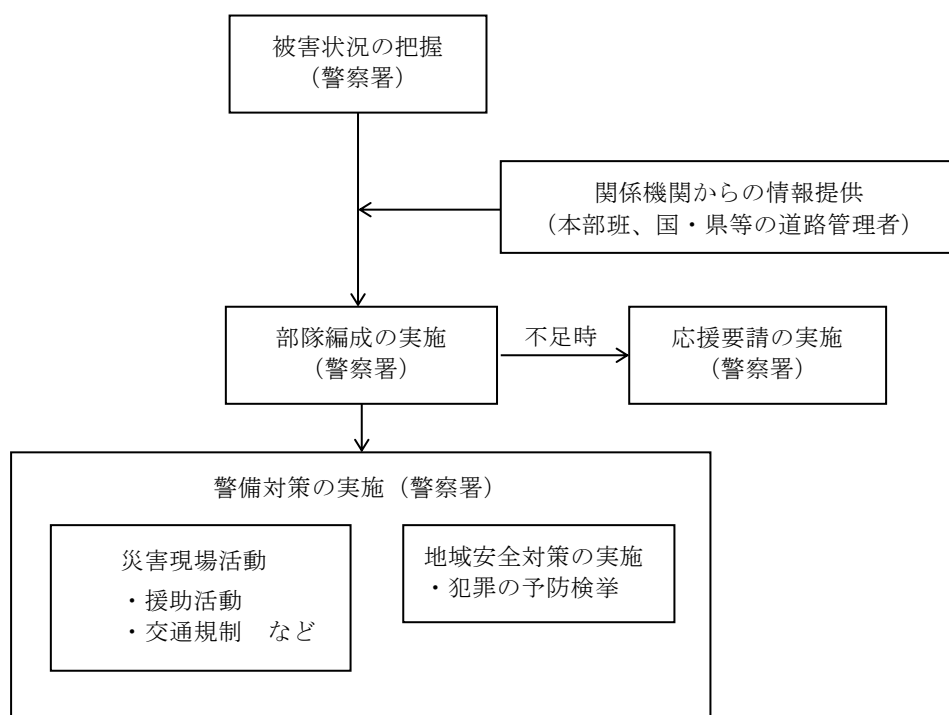
情報発信者	情報発信先	情報発信内容
警察署	本部班	・広報依頼
	市民	・広報
海上保安部	本部班	・広報依頼
	市民	・広報
本部班	市民	・災害情報の広報
	警察署、海上保安部	・被害情報等の情報提供

【役割分担】

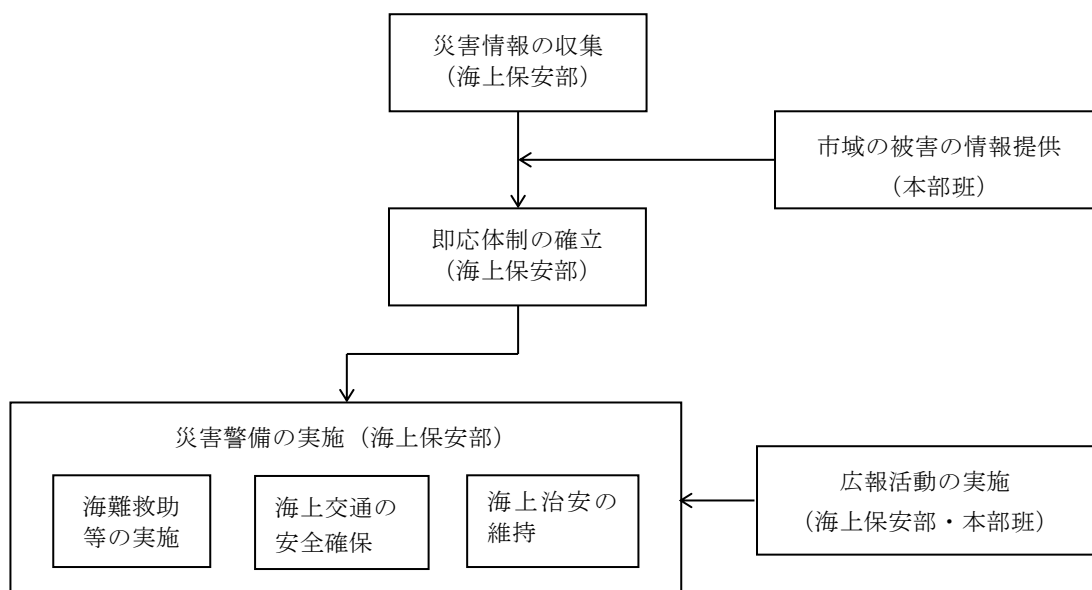
担当班等		業務内容
策本部 市災害対	本部班	○ 警察署及び海上保安部に対する市域の被害状況等の情報提供 ○ 被害状況、危険区域、交通規制などに関する広報
警察署		○ 被害状況の把握 ○ 警備体制の確立 ○ 陸上警備の実施 ○ 陸上警備に関する広報 ○ 他の警察署に対する応援の要請
海上保安部		○ 被害状況の把握 ○ 即応体制の確立 ○ 海上警備の実施 ○ 海上警備に関する広報
国・県等の道路管理者		○ 警察署に対する被害状況等の情報提供

【応急対策の流れ】

(陸上警備の実施)



(海上警備の実施)



第1 陸上警備の実施

1 被害状況の把握

- (1) 警察署は、災害発生後、直ちに被害状況の把握を行う。
- (2) 本部班及び国・県等の道路管理者は、警察署に対して被害状況等の情報提供を行う。

2 警備対策の実施

警備活動はおおむね次のとおり行うものとする。

- (1) 被害情報の収集と被害実態の早期把握
- (2) 避難指示の伝達と避難誘導
- (3) 被災者の救出救助
- (4) 緊急交通路等の確保と交通規制
- (5) 被災地等における警戒及び検挙活動
- (6) 災害時の死体の検視等
- (7) 行方不明者の捜索
- (8) 被災者等への広報活動

第2 海上警備の実施

1 災害情報の把握

- (1) 海上災害に関する情報の収集
海上保安部は、発災後、直ちに災害に関する情報の収集を行う。
- (2) 被害状況の情報提供
本部班は、海上保安部に対して、市域の被害状況の情報提供を行う。

2 即応体制の確立

被害状況に応じ、海上警備実施のために必要な要員の確保を行い、即応体制を確立する。

- (1) 陸上要員の増強
- (2) 所属巡視船艇の出動体制の完備
- (3) 必要資機材の点検、手配

3 海上警備実施事項

姫路海上保安部は被災地域における社会秩序の維持に万全を期すため、海上における犯罪の防止及び遺体の検視等を実施する。

4 広報活動の実施

海上保安部は、本部班を通して海上における以下の情報について広報を実施する。

- (1) 海上における被害状況、治安状況
- (2) 船舶の航行規制
- (3) 海難の発生状況

第2節 物価の安定・物資の安定供給計画

【情報の流れ】

○ 情報収集先

情報収集者	情報収集先	情報収集内容
市民ボランティア班	市民	・物価の実態等
観光経済班	商工関係団体・企業	・商店街等の被害状況及び営業状況、物資等の状況

○ 情報発信先

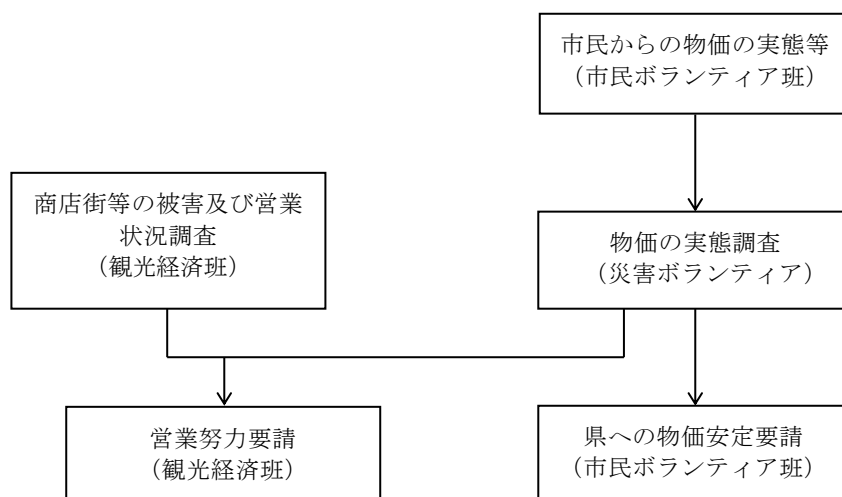
情報発信者	情報発信先	情報発信内容
観光経済班	県	・物価安定等の指導要請
	商工関係団体・企業	・営業再開、物資の供給等の要請

【役割分担】

担当班等		業務内容
市災害対策本部	観光経済班	○ 市内の量販店、商店街等の被害調査、営業状況調査 ○ 早期の営業再開、適正な物資供給の要請
	市民ボランティア班	○ 市民等からの物価に関する通報・苦情受付 ○ 物価の実態情報の収集 ○ 県への物資安定供給のための要請

【応急対策の流れ】

(物価の安定・物資の安定供給計画)



1 量販店等の営業状況調査等の実施

観光経済班は、商工会議所、関係団体、県、ボランティア等の協力を受けて、市内の量販店、商店街等の被害状況及び営業状況を調査するとともに必要に応じて商業施設の営業状況等の広報

を依頼する。

2 営業努力の要請

観光経済班は、市内の量販店、商店街、商工会議所等に対して、早期の営業再開、適正な物資等の供給等を要請する。

3 物価の監視

(1) 物価監視・苦情窓口

市民ボランティア班は、市民からの電話や県からの情報提供等により、物価の実態に関する情報収集に努める。

(2) 県への要請

市民ボランティア班は、県に対して、関係業者に対する適正な物資等の供給、流通、便乗値上げ等の事実確認及び是正指導等の実施を要請する。

第9章 ライフラインの応急対応

第1節 ライフラインの応急復旧の調整

市民が健全な生活を維持していくため、災害発生後ライフラインの被害を早急に調査し、迅速に復旧活動に取り組むための基本方針について定める。

1 防災関係機関会議の開催

- (1) 道路管理者及び各ライフライン関係機関は、必要に応じ、市災害対策本部内に設置される防災関係機関会議に職員を派遣する。
- (2) 本会議では、市災害対策本部に各所管施設の被害状況、応急対策の実施状況及び復旧の見込み等に関する情報を連絡する。

2 協議内容

- (1) 被害状況及び応急対策の実施状況等の報告
- (2) 復旧のスケジュール
- (3) 資機材置き場、駐車場等復旧拠点確保の調整
- (4) その他必要な事項

3 ライフライン関連情報の広報

- (1) 報道発表等の際の措置

ライフライン関係機関は、報道関係機関に対し、各応急活動等に係る発表を行う場合、又は市民への広報活動を行う場合は、情報の一元化のため市災害対策本部にその内容を通知する。

- (2) 市災害対策本部の広報媒体の活用

ライフライン関係機関が応急対策の状況その他について広報する場合は、必要に応じて、本部班に要請し、市の広報媒体の活用を図る。

第2節 水道施設

災害により機能が停止した水道の早期復旧のための対策について定める。復旧に当たっては、最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。

【情報の流れ】

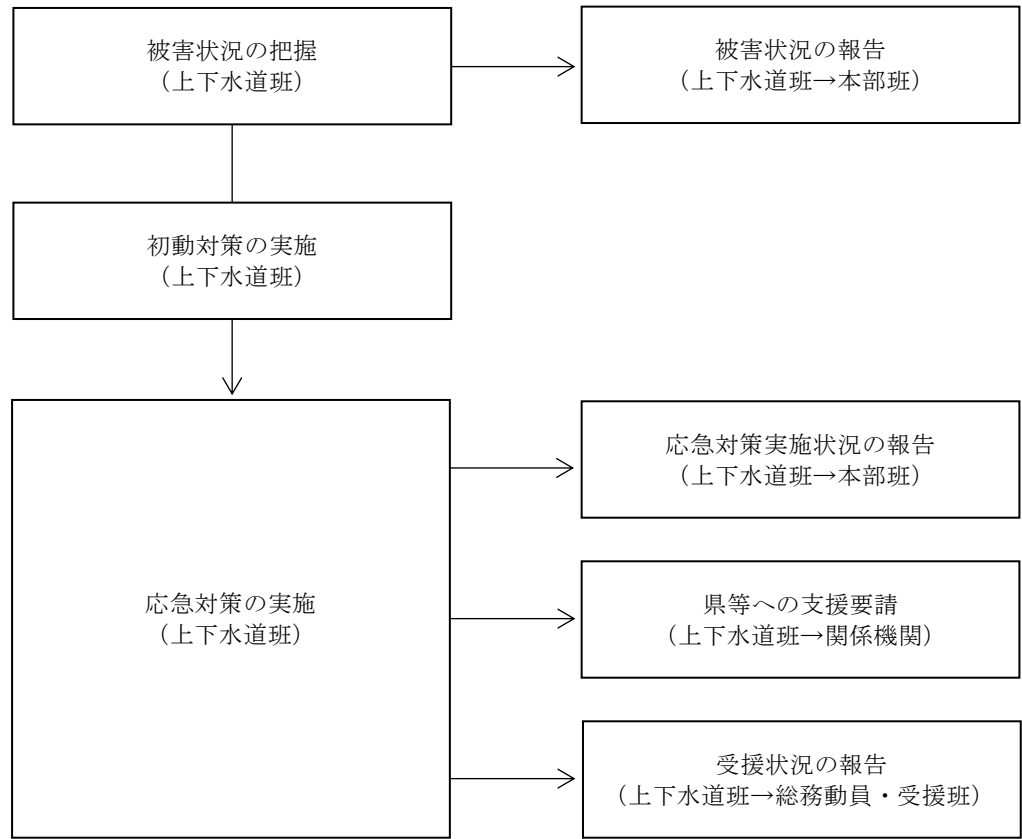
○ 情報発信先

情報発信者	情報発信先	情報発信内容
上下水道班	本部班	・市内断水エリアや水道施設の被害状況 ・応急対策の実施内容 ・復旧見込み

【役割分担】

担当班等		業務内容
市災害対策本部	上下水道班	○ 市内断水エリアや水道施設の被害状況の把握 ○ 水道施設の応急復旧対策 ○ 他の自治体などに対して広域的な支援要請 ○ 応援受入体制の確立
	本部班	○ 施設等の被害状況及び応急復旧状況の広報

【応急対策の流れ】



第1 被害状況の把握

上下水道班は、発災直後、直ちに班の初動体制を確立し、以下の情報の集約・整理を行う。

- (1) 水道施設（配水池、浄水場、管路）の被害状況を確認し、配水量及び市内の断水エリアの把握
- (2) 応急給水用資機材の現況（利用可能性）
- (3) 避難所の開設状況及び避難者数、重要拠点の被災状況の把握及び必要給水量の概算
- (4) 交通状況（道路の被災状況、緊急交通路）の把握

第2 対策の実施

1 初動対策の実施

上下水道班は、災害発生直後、被害を最小限に抑えるために緊急性の高い対策から実施する。

(1) 浄水施設の緊急措置

損壊した施設の応急補修及び損壊のおそれが生じた施設の応急補強を実施する。

(2) 二次災害の防止

- ① 施設損壊に伴う水・薬品等の流出による二次災害の防止を図る。
- ② 配水状況の把握、水の流出を防止するための措置を実施する。
- ③ 原水及び浄水の水質監視の強化、水質（浄水）の保全を図る。

(3) 管路における配水機能の維持と配水管事故への対応

- ① 水道施設の緊急修理を実施する。
- ② 緊急仕切弁等操作、配水管事故の対応と初動応急給水を実施する。

2 応急対策の実施

上下水道班は、水道機能を確保するための応急的な対策を実施する。

(1) 応急対策計画の策定

- ① 被害状況の把握、総合的な応急対策の策定を行う。
- ② 応急対策を行う各人員の配分、応援要請の決定、復旧資材等の調達を行う。

(2) 応急復旧の実施

- ① 水源施設等の一部麻痺に対応するための仕切弁等の調整を行う。
- ② 浄水施設、配水幹線、配水管等の復旧工事を施工する。
- ③ 施設破損による家屋浸水等の災害対応と防止措置を実施する。
- ④ 復旧見込みが判明次第、本部班を通して市民に対する広報を行う。

(3) 浄水施設管理の実施

- ① 浄水施設の管理、復旧を行う。
- ② 水源施設等の一部麻痺に対応するための配水調整を実施する。
- ③ 施設破損による二次災害の防止措置を実施する。
- ④ 水質保全のための水質監視強化等必要な措置を実施する。

3 応援の要請

上下水道班は、水道施設の復旧等の応急対策実施時に資機材や人員が不足する場合、災害時協定等に基づき、関係機関との連携による資機材や人員等の体制確保を行い、迅速な復旧活動の実施を図る。

第3節 下水道施設

災害により機能が停止した下水道の早期復旧のための対策について定める。復旧に当たっては、最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。

【情報の流れ】

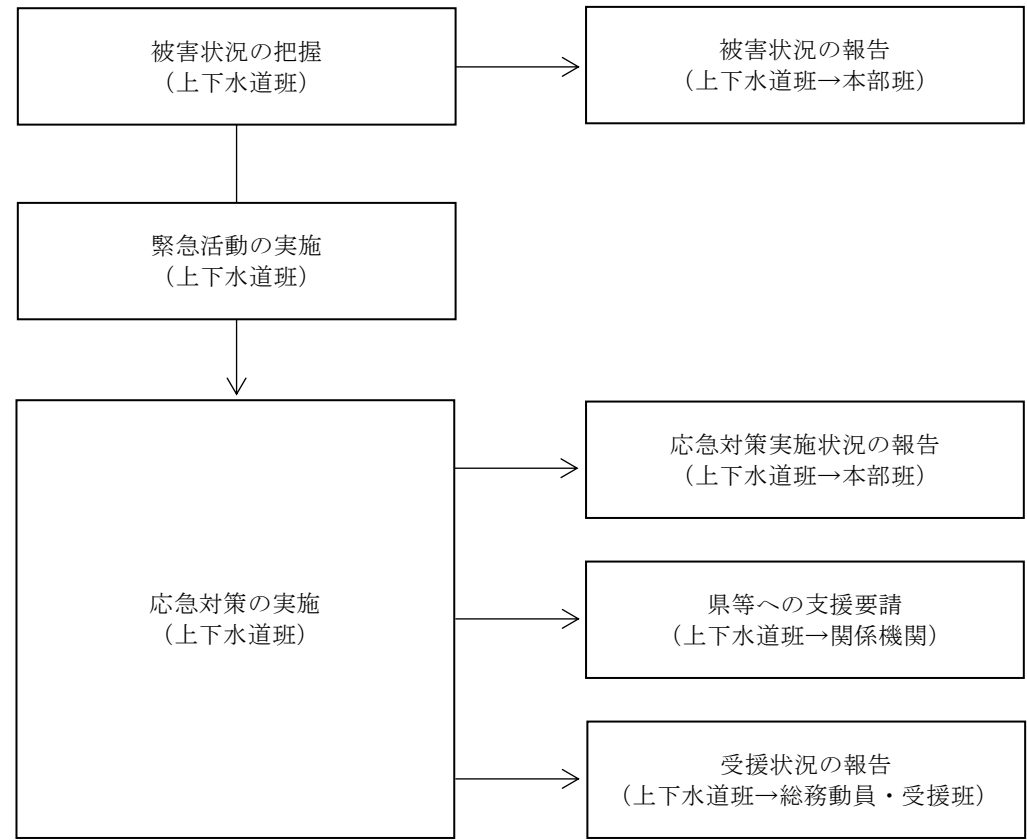
○ 情報発信先

情報発信者	情報発信先	情報発信内容
上下水道班	本部班	・処理場等の被害状況 ・応急対策の実施状況 ・復旧見込み

【役割分担】

担当班等		業務内容
市災害対策本部	上下水道班	○ 処理場、ポンプ場、管路等下水道施設全体の被害状況を把握 ○ 下水道施設の応急復旧対策 ○ 排水設備に関する市民からの相談対応 ○ 他の自治体などに対する広域的な支援要請 ○ 応援部隊受入体制の確立
	本部班	○ 施設等の被害状況及び応急復旧状況の広報

【応急対策の流れ】



第 1 被害状況の把握

上下水道班は、下水道施設及び関連施設の被害状況を把握する。被害情報の収集に当たっては、他のライフライン等の被害状況、建物損壊程度、道路等の陥没等から推測するほか、他の関係機関からの情報収集、現地調査等により行う。

第 2 応急対策の実施

1 緊急活動の実施

上下水道班は、上記の被害調査より、下水道機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては、道路や周辺施設等において緊急措置を講じる。

2 応急対策の実施

上下水道班は、下水道施設全体の被害状況を把握し、応急復旧計画を策定し、下水道施設の機能確保のための効率的な応急復旧活動を実施する。

(1) 処理場・ポンプ場

運転が停止した場合、施設機器の被害状況調査を行い、早期に処理能力が回復するよう復旧を行う。

(2) 管渠

流水能力の確保及び管渠の破損等による道路の陥没や汚水の流出など二次災害発生の防止が最優先であり、危険箇所の早期把握と緊急度の評価を行い、施工業者の手配と割り振り等に従って、現場作業を行う。

(3) 排水設備

市民からの修理相談を受け付ける窓口を設置し、修理の対応可能な施工業者を紹介する。

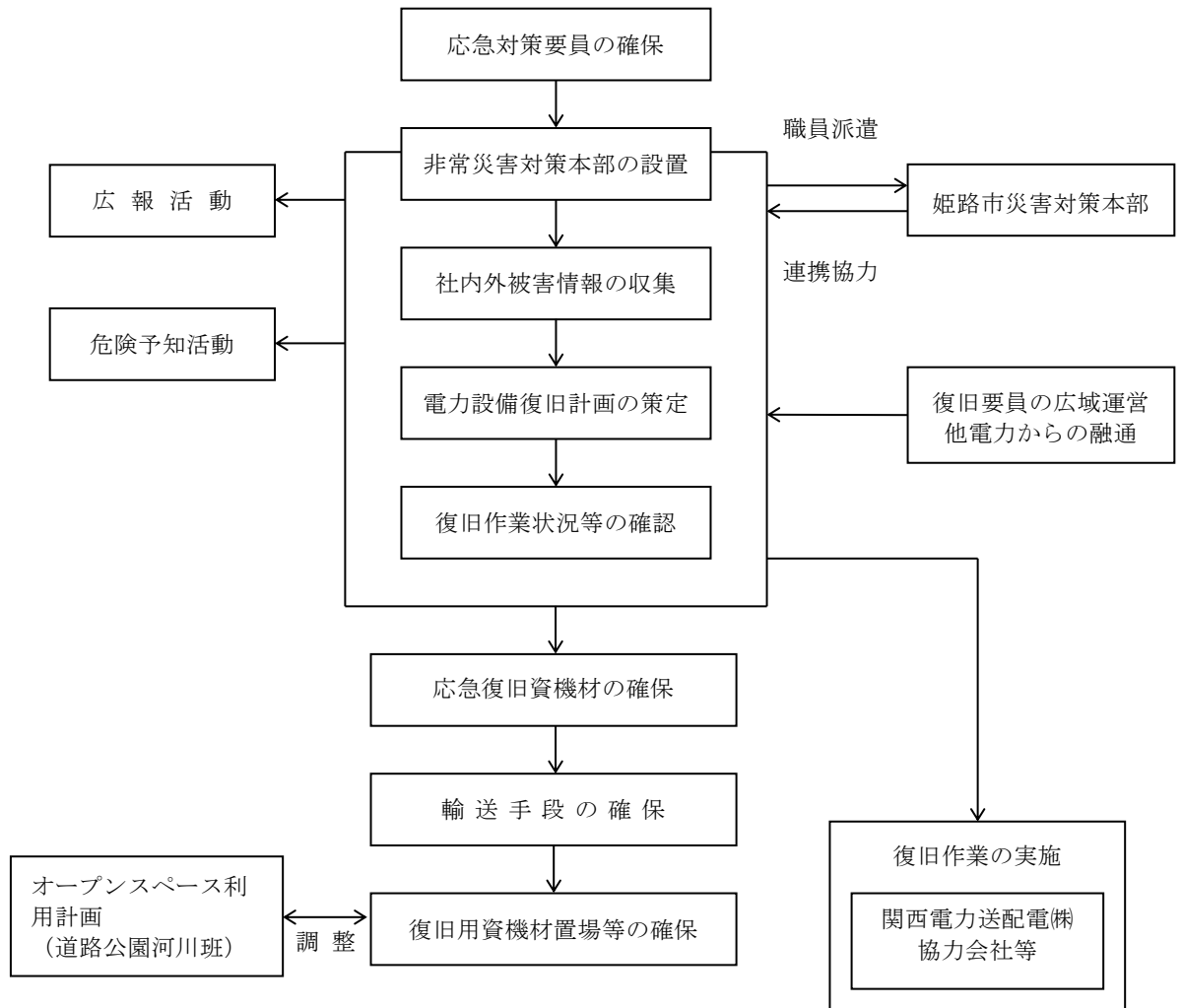
3 応援の要請

上下水道班は、下水道施設の復旧等の応急対策実施時に資機材や人員が不足する場合、災害時協定等に基づき、関係機関との連携による資機材や人員等の体制確保を行い、迅速な復旧活動の実施を図る。

第4節 電力施設（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）

災害発生に際し、電力施設を防護し、被災地に対する電力供給の確保について定める。

【応急対策の流れ】



1 災害応急対策に関する事項

(1) 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに社内対策組織に報告する。

① 一般情報

ア 気象、地象情報

イ 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報

ウ 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）

エ その他災害に関する情報（交通状況等）

② 当社被害情報

- ア 電力施設等の被害状況及び復旧状況
- イ 停電による主な影響状況
- ウ 復旧資材、復旧要員、食糧等に関する事項
- エ 従業員等の被災状況
- オ その他災害に関する情報

(2) 情報の集約

社内からの被害情報等の報告並びに独自に国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関及び協力会社等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

(3) 通話制限

災害時の保安通信回線を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。

また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するうえで必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。

(4) 対策要員の確保

① 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

② 対策組織が設置された場合、対策要員は、速やかに所属する対策組織に出勤する。

なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出勤する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波のおそれなくなった後に出社するものとする。

(5) 復旧要員の広域運営

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社及び電力広域的運営推進機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

2 災害時における復旧資機材の確保

(1) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により、速やかに確保する。

- ① 現地調達
- ② 対策組織相互の流用
- ③ 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社等の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

3 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

4 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(1) 広報活動

災害が発生した場合、又は発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、次の事項を中心に広報活動を行う。

- ① 無断昇柱、無断工事をしないこと
- ② 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること
- ③ 断線垂下している電線には、絶対に触らないこと
- ④ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること及び必ず電気店等で点検してから使用すること
- ⑤ 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感電ブレーカーを取付すること及び電気工事店等で点検してから使用すること
- ⑥ 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること
- ⑦ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること
- ⑧ 台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること
- ⑨ その他事故防止のため留意すべき事項

(2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS及びLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

5 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

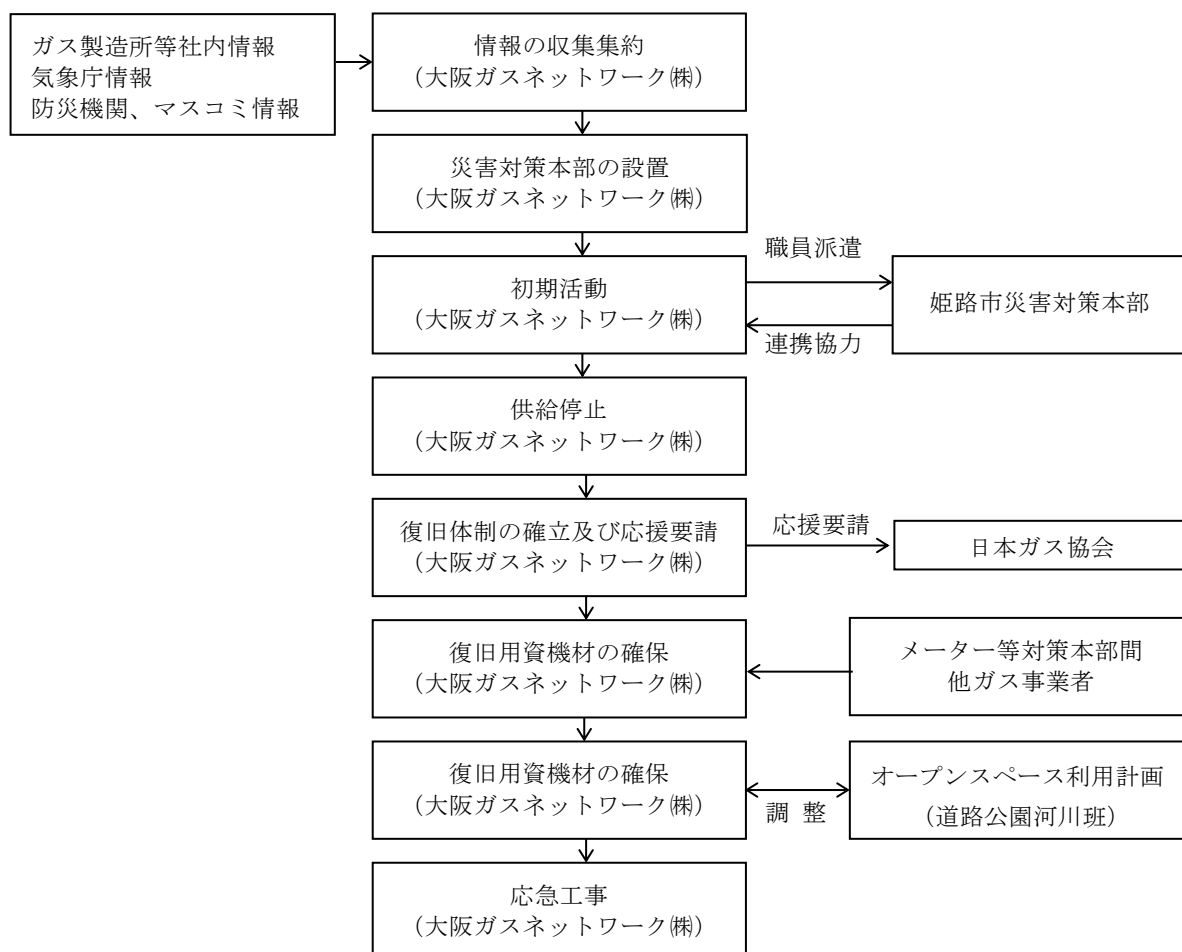
- ① 火力発電設備
共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- ② 送電設備
ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- ③ 変電設備
機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
- ④ 配電設備
非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。
- ⑤ 通信設備
可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

第5節 ガス施設

災害発生に際し、ガス施設を防護し、被災地に対するガス供給の確保について定める。

第1 都市ガス施設（大阪ガスネットワーク株式会社）

【応急対策の流れ】



1 災害対策本部の設置

災害状況及び災害規模によりあらかじめ定められた体制を編成するとともに、本社災害対策本部及び地区対策本部を設置する。

（名称及び所在地）

機 関 名	所 在 地	連 絡 番 号	
大阪ガスネットワーク株式会社	神戸市中央区 港島中町4-5-3	兵庫地区災害対策本部	TEL 078-303-8600 FAX 078-303-7864

2 情報の収集・集約

- (1) 気象・地象情報、地震による被害情報、自社保有施設の情報（ガス流量情報、中圧力流量情報）等を本社中央指令部に収集・集約する。
- (2) 関係機関への通報及び被害状況の調査・把握並びにガス漏れ通報等に対する緊急処置を実施

する。

- (3) 兵庫地区災害対策本部は、職員を市災害対策本部へ派遣し、連携協力する。

3 供給の停止

二次災害防止のために、被害が激甚な地区のガス供給を停止する。

4 復旧活動

- (1) 復旧体制の確立及び応援要請

復旧対策隊を編成するが、被害が甚大で自社のみでは対応できない場合は、日本ガス協会へ応援要請する。

- (2) 復旧用資機材の確保

予備品、貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。

- ① メーカー等からの調達
- ② 対策本部間の相互流用
- ③ 他ガス事業者等からの融通

- (3) 復旧用資機材置き場の確保

自社単独において復旧用資機材置場の確保が困難な場合は、市災害対策本部道路公園河川班に用地提供を要請する。

- (4) 応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、かつ、適切に実施する。

第2 LPガスの安全対策（（一社）兵庫県LPガス協会姫路支部）

LPガス販売業者は災害が発生した場合、LPガスボンベのバルブを閉めるとともにガス漏れのチェックを行う等安全対策に取り組む。

1 応援要請の要領

- (1) 地震・風水害等による被災地の販売店は、テレビ、ラジオの災害情報とともに、自社(店)の消費先の被害状況をできるだけ把握し、応援要請が必要な場合は、支部長へ要請する。
- (2) 協会のLPガス災害対策本部は、県の災害対策本部や各種情報機関の災害情報に基づき、被災地域全体の被害状況を把握し、応援が必要と判断された場合、被災地の支部長（又は販売店）からの要請に応じて、被害のない地域の支部長へ出動を要請する。

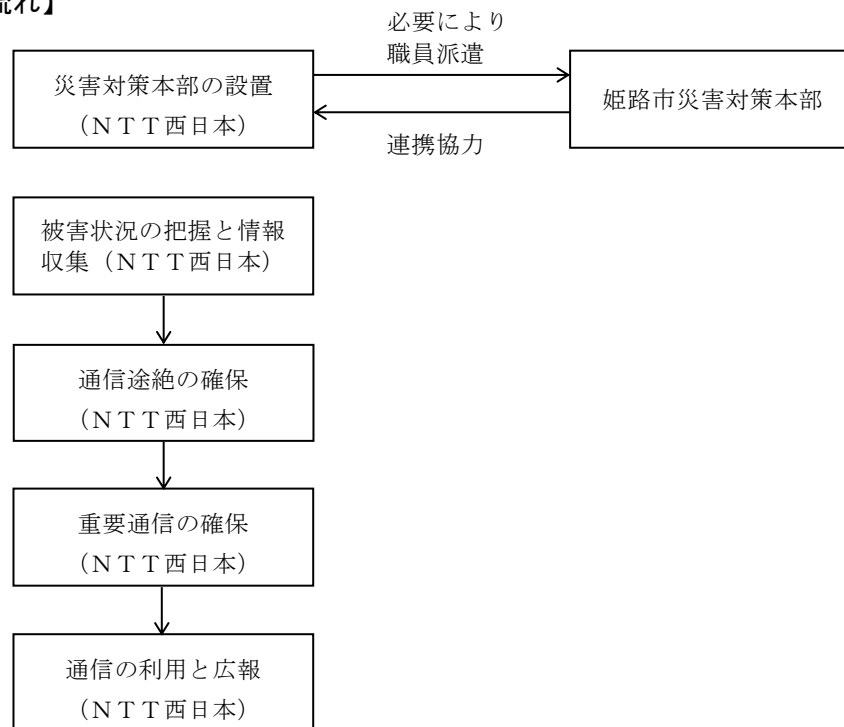
2 応援隊の編成

- (1) 応援の要請を受けた支部長は、当該支部で「LPガス応援隊」の編成を行い、LPガス災害対策本部の指示に基づき二次災害等の防止に努める。
- (2) 応援隊は、点検・復旧に必要な器具を用意し、服装や必要な日常品についても、できるだけ配慮し、持参して出動する。

第6節 電気通信施設（N T T西日本株式会社兵庫支店）

災害が発生し、電話線等の電話施設が被災した場合、又は被災するおそれがある場合は、N T T西日本株式会社兵庫支店が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

【応急対策の流れ】



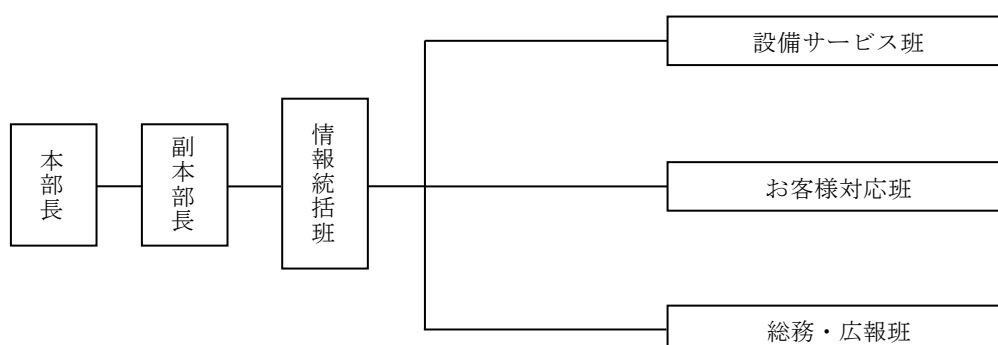
1 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策及び災害復旧を実施する。

（名称及び所在地）

機 関 名	所 在 地	連 絡 電 話
N T T 西 日 本 株 式 会 社 兵 庫 支 店	神戸市中央区海岸通11番	災害対策室 TEL078-393-9440 FAX078-326-7363

（1）災害対策本部の組織及び所掌事項



(所掌事項)

○ 情報統括班

災害対策本部各班の掌握、災害対策業務全般の運営、情報連絡室及び災害対策室の設置、運営及び調整

○ 設備サービス班

被災状況調査、サービス復旧方法の検討及び復旧等の実施

○ お客様対応班

ユーザへの対応

○ 総務・広報班

社員の確保、福利厚生及び健康管理、労務対応、後方支援報道対応

2 設備被害状況の把握と防護措置

設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するために必要な防護措置を講じる。

3 通信途絶の解消と通信の確保

災害により設備に大きな被害を被った場合、一次応急措置として衛星通信・無線機を主体とした復旧を行い、一次応急措置完了後は、線路設備を主体とした二次応急措置に取り組み、通信の途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講じる。

- (1) 自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
- (2) 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
- (3) 電話回線網に対する切替措置、伝送路切替措置等の実施
- (4) 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
- (5) 非常用可搬形デジタル交換装置の運用
- (6) 臨時・特設公衆電話の設置
- (7) 停電時における公衆電話の無料化
- (8) 災害用伝言ダイヤル（171）又は災害用伝言板（web171）を利用した安否確認

災害時において被災地への通信がふくそうした場合には、被災地内の安否の確認が困難になる。そのような状況下でも、安否確認できるシステム「災害用伝言ダイヤル(171)」「災害用伝言板(web171)」を確立する。

① 提供の開始

- ・ 災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し被災地への通話がつながりにくい状況（ふくそう）になっている場合に開始する。
- ・ 被災者は、本人・家族等の安否確認等を「災害用伝言ダイヤルセンター」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人等はその内容を聴取して安否等を確認する。

② 伝言の条件等

ア 災害用伝言ダイヤル（171）

- ・ 登録できる電話番号（被災地電話番号）
加入電話・ISDN・ひかり電話番号及び携帯電話等の電話番号
- ・ 伝言録音時間 1 伝言あたり30秒間録音
- ・ 伝言保存期間 提供終了まで
- ・ 伝言蓄積数 1 電話番号あたりの伝言数は1～20伝言で、提供時知らせる。

イ 災害用伝言板（web171）

- ・ 接続条件
インターネット接続ができるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能
- ・ アクセスURL <https://www.web171.jp>
- ・ 伝言登録数
伝言板（伝言メッセージボックス）あたり20件まで
（20件を超える場合は、古い伝言から削除され、新しい伝言が保存される）
- ・ 伝言板（伝言メッセージボックス数）
利用者情報なしの場合：1件
利用者情報ありの場合：最大20件 ※利用者情報は事前に登録が必要
- ・ 伝言保存期間 提供終了まで（ただし最大で6箇月）
- ・ 登録可能な伝言
定型文及びテキスト情報（伝言1件あたり100文字）
- ・ 伝言のセキュリティ
伝言板への登録・閲覧ができる対象者を限定する場合、利用者情報の事前登録により、設定が可能
- ・ 伝言通知機能
利用者情報を登録することにより、通知を希望した場合、利用者が指定したメールアドレス、電話番号宛に伝言メッセージの通知を行うことができる。

③ 伝言通知容量

- ・ 約800万伝言

④ 提供時の通知方法

- ・ テレビ、ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリア等を知らせる。
- ・ 電話がかかりにくくなっている場合は、「ふくそうメッセージ」の中で災害用伝言ダイヤルをご利用して頂きたい旨の案内」を流す。
- ・ 避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。
- ・ 行政の防災行政無線等により、利用方法を知らせてもらうよう依頼する。

4 重要通信の確保

災害発生に伴い、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

5 通信の利用と広報

災害により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、広報活動を実施する。

- (1) 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。
- (2) 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先して取り扱う
- (3) 被害状況に応じた案内トーキを挿入する。
- (4) 「災害用伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（web171）」でのふくそう緩和を実施

する。

- (5) 一般利用者に対するわかりやすい広報活動を実施する。（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）
- (6) N T T 西日本株式会社兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。

第10章 文教対策

第1節 教育対策の実施

災害発生直後の幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全確保と、学校施設又は児童生徒等の被災により通常の実施を行えない場合の応急復旧及び応急教育等について定める。

【情報の流れ】

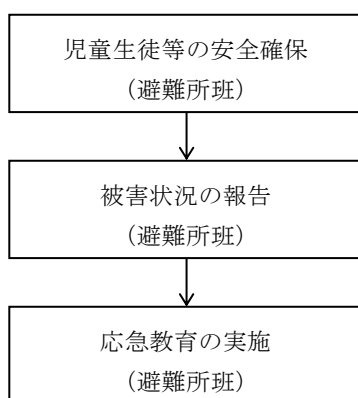
○ 情報発信先

情報発信者	情報発信先	情報発信内容
避難所班	保護者	・ 在校時の児童生徒等の安否
	消防班	・ 負傷者の救護要請
	本部班	・ 施設の被害状況、児童生徒等の被災状況の報告

【役割分担】

担当班等	業務内容
避難所班	○ 児童生徒等の安全確保 ○ 児童生徒等及び教育施設の被害状況の調査並びに報告 ○ 応急教育の実施 ○ 教育実施者の確保

【応急対策の流れ】



第1 休校・休園措置

1 授業時間中の対応

災害が発生し、又は発生が予想される場合、学校園長は必要に応じ、休校・休園措置をとる。

2 下校時の措置

下校に際しては、事故のないよう十分に注意を与え、同一方向、同一地域ごとに集団行動をとらせて下校する。また、必要な場合は、保護者に連絡し、児童生徒等を迎えに来るよう依頼する。

この場合、児童生徒等については、保護者が迎えに来るまで学校園で保護する。

3 登校前の措置

災害の程度、災害の範囲に応じ、学校園長の判断により行う。ただし、予想される災害状況により、事前（前日）の臨時休業の判断については教育委員会と協議するとともに、臨時休業が決定した場合は、教育委員会から一斉メールを配信する。この場合、自治会放送や電話・インターネット（小中・義務教育学校はスクリーンや学習支援サイトも活用）、広報車等の手段により、保護者又は児童生徒等に連絡する。

第2 被害状況の報告

避難所班は、応急計画を策定するため、次に定める事項について被害状況を速やかに掌握し、本部班との連絡を密にする。

- (1) 学校施設の被害状況
- (2) その他の教育施設被害状況
- (3) 教員その他の職員の罹災状況
- (4) 児童生徒等及び幼児の罹災状況
- (5) 応急措置の必要と認める事項

第3 教育施設の応急復旧対策

- (1) 軽微な校舎の被害については、即刻応急修理を行い、教室に不足をきたしたときは、特別教室を転用する等の措置をとり、通学の危険が無くなったときは、直ちに授業を開始できるように処置する。また、被害が甚だしく応急修理では使用に耐えられないときは、一時学校を閉鎖し、完全復旧が終わるまで管理人を置く。
- (2) 運動場の被害については、その後の危険のない程度に応急修理し、校舎の復旧完了を待って復旧する。
- (3) 冠水、破損等により使用不能の児童、生徒、幼児用机、椅子の補充は、近隣の学校から余剰のものを集め、授業に支障のないようにする。
- (4) 避難者の収容、災害対策連絡所の設置等で屋内運動場その他を使用するときは、校舎の被害の程度を考え、関係機関と連絡の上処置する。
- (5) 学校以外の教育施設の被害については、速やかに平常業務を行い得るような応急処置をとる。
- (6) その他特別の事態が生じたときは、関係者協議の上、速やかに処置する。

第4 応急教育の方法

1 応急教育の実施場所

- (1) 校舎の甚だしい被害、多数の避難者収容、通学路の遮断等により、通常の授業が行えない場

合は、近隣の学校、事業所等において授業する等の処置をとる。

- (2) 避難所班は、事態に即応して、授業の場所、連絡方法、実施方法等について適切な措置をとる。

2 応急教育の実施

応急教育の実施に当たっては、教育施設の被害及び応急復旧の状況並びに教員、児童生徒等の被災の程度並びに交通機関、道路の復旧状況その他を勘案し、始業・終業時間、授業時間数、授業時間、休憩時間等を決定する。また、その後の状況変化に応じ、段階的に改訂していく。

- (1) 登校に長時間を要する場合は、始業時間を適宜繰り下げて授業を行う。登下校時の児童生徒等の安全については、特に注意を払わなければならない。
- (2) 児童生徒等の半数以上が登校できない場合は、臨時に休校するとともに、近隣の学校等において授業する等適宜の処置をとる。
- (3) 児童生徒等の一部又は半数に近いものが登校できない場合は、短縮授業等の処置をとる。
- (4) その他特別の事態が生じたときは、関係者協議の上、臨時休校、短縮授業、二部授業、分散授業等の応急教育の処置をとる。

第5 給食の措置

- (1) 災害発生時においては、特に衛生に留意し、施設設備の消毒、調理関係者の健康管理等を十分に行う。
- (2) 次の場合には、児童生徒等に対する給食を一時中止する。
- ① 災害が広範囲にわたり、被害が甚大な場合であって、学校給食施設が災害援助のために使用された場合
 - ② 給食施設に被害が生じ、給食の実施が不可能となった場合
 - ③ 感染症、その他の二次災害の発生が予想される場合
 - ④ 給食用物資の入手が困難な場合
 - ⑤ その他給食の実施が適当でないと考えられる場合

第6 災害救助法の実施基準

1 実施責任機関

- (1) 災害救助法が適用された場合における学用品の給与は、市長が知事の委任を受けて実施する。
- (2) 災害救助法が適用されない小災害の場合における学用品の給与は、市長が行う。

2 救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「学用品の給与」の実施基準は、次のとおりである。

項 目	基 準 等
対 象	住家の全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒
費 用 の 限 度 額	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,500 円 中学校生徒 5,800 円 高等学校等生徒 6,300 円
期 間	災害発生の日から （教科書） 1 箇月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内
備 考	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合に個々の実情に応じて支給する。

第 7 就学援助の措置

児童、生徒の就学援助については、従来どおりの方法で実施するが、被害により就学が甚だしく困難になった者については、関係機関と連絡のうえ速やかに措置する。

第 8 教育実施者の確保措置

- (1) 避難所班は、各学校間の教員不足状況を考慮し、一時的な教員組織を編成する。
- (2) 高等学校、幼稚園教員の確保については、臨時教諭、非常勤講師等を採用して確保する。
- (3) 小・中・義務教育・特別支援学校教員の確保については、県教育委員会と協議し、臨時教諭等による教員の確保を行う。
- (4) 事務局勤務の教育職員による援助の措置を行う。
- (5) 教員免許状所有者で現職に携わっていない者を調査して、教育委員会において登録し、状況に応じ臨時的に採用等の措置を行う。

第 9 その他の措置

- (1) 一般市民の利用に供する学校園以外の教育施設については、災害により使用上の危険が予想される場合、一時使用を停止する。
- (2) 災害時における学校園と教育委員会事務局との連絡は、常時定められている相互連絡の方法によって行うこととするが、これによらない連絡方法についてもあらかじめ別に定めておく。
- (3) その他の緊急事態発生による特別の処置については、その都度関係者協議の上、速やかに応急処置をとる。

第2節 文化財対策の実施

災害による文化財の被害を避けるための業務について定める。

【情報の流れ】

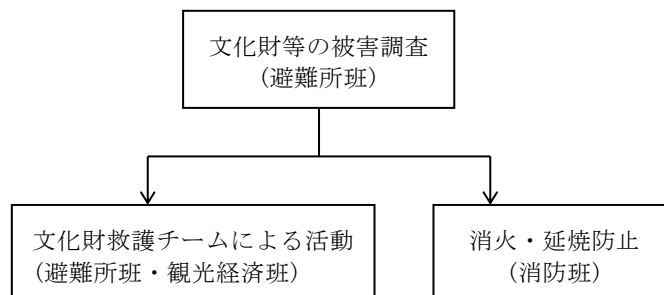
○ 情報発信先

情報発信者	情報発信先	情報発信内容
避難所班	消防班	・火災通報
	本部班	・文化財の被害状況の報告

【役割分担】

担当班等	業務内容
避難所班	○ 文化財及びその周辺の被害情報の集約・報告 ○ 文化財の救護（一時保管、簡易修理等）
観光経済班	○ 文化財の救護（一時保管、簡易修理等）
消防班	○ 文化財及びその周辺の消火活動、延焼防止

【応急対策の流れ】



第1 文化財の被害調査等

避難所班は、災害発生後直ちに、市内の文化財及びその周辺の被害状況について調査し、被害状況を本部班へ連絡する。

文化財の周辺で、火災延焼が発生し、文化財への延焼が懸念される場合は、直ちに消防班に連絡し、消火・延焼防止活動を行う。

第2 文化財救護チーム

1 組織

避難所班及び観光経済班は、被害調査後、判明した状況から文化財を早急に保護する必要があると判断した場合、日本城郭研究センター、美術館、文学館、美術工芸館等の学芸員等を中心に文化財救護チームを組織するとともに、配置計画を作成する。

2 活動

文化財救護チームの活動対策は、指定文化財を原則とするが、個人所有の未指定物件についても重要と思われるものは、所有者及び管理者に対して必要な指示を行うものとし、梱包等所要の作業を施したのち、安全な場所に一時保管して文化財を保護する。被害を受けた文化財は簡易修理を施す。

また、活動範囲は、姫路市内に限定せず、播磨地域全域において活動する。

3 専用資機材、物品の確保

避難所班は、文化財を梱包・搬出するための専用資機材・物品は、あらかじめ備蓄されたものから利用し、不足する場合は近隣市町から調達する。

第11章 被災者の支援

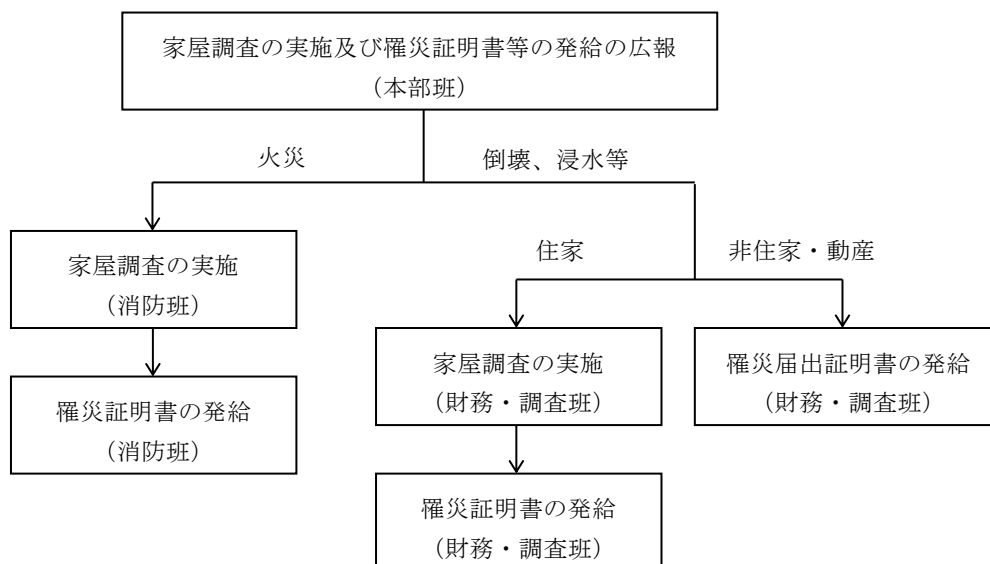
第1節 罹災証明書等の発行

罹災証明書等の交付や各種の被災者救護対策の基礎となる家屋被害調査及び被災者に対する見舞金、税の減免等あるいは被災者の災害保険請求時に必要とされる罹災証明書等発給事務について定める。

【役割分担】

担 当 班		業 務 内 容
市 災 害 対 策 本 部	本部班	○ 広報紙及びマスコミ等を通じて家屋調査実施要領の広報 ○ 罹災証明書等発給場所、開始時期等の広報
	財務・調査班	○ 倒壊、浸水等にかかる家屋被害調査の実施 ○ 倒壊、浸水等にかかる家屋の罹災証明書等の発給 ○ 家屋被害認定士等の活用
	消防班	○ 火災にかかる家屋被害調査の実施 ○ 火災にかかる家屋の罹災証明書の発給 ○ 他都市消防機関への応援要請

【応急対策の流れ】



第1 家屋等被害調査

1 調査概要把握

(1) 航空写真の撮影

財務・調査班及び消防班は、大規模災害等必要な場合は、災害発生後2週間以内に市域の航空写真（1/1000～1/2500）を撮影する。

(2) 調査の全体像の把握

財務・調査班及び消防班は、航空写真をもとに、主に火災による被災地域及び主に倒壊等による被災地域の分類や被害の程度等、家屋被害の全体像を把握する。

2 家屋被害の調査・認定

(1) 調査の実施

財務・調査班は、罹災証明書の発給のため、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和6年5月内閣府（防災担当））に基づき、家屋被害の調査を実施する。

ア 第1次調査

主に倒壊等による被災地域の全体を対象として、棟単位で調査を実施する。

イ 第2次調査

第1次調査の結果に不服のあった家屋又は周囲の被災状況により第1次調査が物理的に実施できなかった家屋について、被災者等からの再調査の申し出に基づき、家屋被害認定士又は建築士等の専門的知識を有する者の応援による第2次調査を実施する。

(2) 被害の認定

財務・調査班は、次の表の左欄に掲げる被害の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる基準に基づいて罹災証明書に係る家屋被害の認定を行う。（「災害の被害認定基準について」（令和3年6月24日府政防第670号内閣府政策統括官（防災担当）通知）

被害の程度		損害基準認定 (住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合)
住家全壊		50%以上
住家半壊		20%以上50%未満
	大規模半壊	40%以上50%未満
	中規模半壊	30%以上40%未満
	半壊	20%以上30%未満
準半壊		10%以上20%未満
一部損壊		10%未満（一部損壊：準半壊に至らない） 「災害報告取扱要領」（昭和45年4月10日消防防第246号消防庁長官通知）

3 応援要請の判断

被災状況により、班員のみ又は市職員のみで対応が可能かどうかを判断し、専門職（建築士等）が必要である、あるいは、人員が不足すると予想される場合は、応援要請を行う。

- (1) 財務・調査班は、総務動員・受援班に連絡し専門職又は他班・他市町村等からの家屋被害認定士・応援職員の派遣を要請する。
- (2) 消防班は、他都市消防機関へ応援職員の派遣を要請する。

第2 罹災証明書等の発給

1 罹災証明書の発給

(1) 住家被害認定調査票等の作成

財務・調査班は、家屋被害の調査・認定結果をもとに住家被害認定調査票を、消防班は火災原簿をそれぞれ作成する。

(2) 発給事務

財務・調査班及び消防班は、被災者に対し、遅滞なく罹災証明書を発給する。

2 罹災届出証明書の発給

財務・調査班は、災害により被害を受けた非住家又は動産について、その罹災状況を市長に届け出た事実を証明するものとして、被災者に対して、遅滞なく罹災届出証明書を発給する。

3 罹災証明書等発給の広報

本部班は、大規模災害等必要な場合、罹災証明書発給の開始時期と発給場所等に関する広報を実施するとともに、報道関係機関と連携し、被災者への周知徹底を図る。

第3 その他の被災の証明書等

農林水産関係等その他の被災の証明書等は、被害調査を所管する班が、必要に応じて発給する。

資料編：「10－4 被害の認定基準」

第２節 生活救援対策の実施

災害により被害を受けた市民に対し、被災者の早期立ち直りと生活の安定化を促進するために災害見舞金等の支給等について定める。

【役割分担】

担 当 班 等		業 務 内 容
市 災 害 対 策 本 部	被災者救援班	○ 義援金の募集・受入・配分 ○ 義援品等の受入・配分
	本部班	○ 義援金品募集の広報 ○ 義援金品配分の広報
	避難所班	○ 被災者の要望の把握及び報告

第１ 災害見舞金等支給の実施

条 例 ・ 規 則 等	支 給 内 容	該 当 資 料
姫路市災害見舞金等支給規則	災害見舞金、寝具の支給、食品の支給	資料編５－５
姫路市災害弔慰金の支給等に関する条例	災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金の貸付	資料編５－６
災害援護金等支給制度	災害援護金、死亡見舞金	資料編５－９

第２ 災害義援金品の受け入れ及び配分

１ 義援金募集配分の方針

(１) 募集

災害発生に際し、被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、次の関係機関は協同し、あるいは協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定めて募集を行う。

姫路市	兵庫県
他の被災市町	日本赤十字社兵庫県支部
兵庫県共同募金会	姫路商工会議所
神戸新聞厚生事業団	NHK神戸放送局
株式会社ラジオ関西	株式会社サンテレビジョン 等
学識経験者	

(２) 配分

① 次の事項について、上記関係機関の参画により災害義援金の募集委員会を設置し、義援金の配分について協議、決定する。

ア 募集方法及び配分方法

イ 被災者等に対する伝達方法

ウ 義援金の収納額及びその用途についての寄託者及びマスコミ等への周知方法

② 募集委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定める。

(3) 配分先を指定した義援金

寄託者が配分先や使途を指定した義援金を受け付けた機関は、自己の責任において処理することとする。

(4) その他

- ① 被災者救援班が義援金の募集、配分に関する庶務を行う。
- ② 関係機関は、義援金の募集、配分に要する事務費の負担について、その都度協議する。

2 本市災害対策本部における対応

(1) 義援金品の広報

- ① 本部班は、マスコミ等に対し、義援金品募集の報道を依頼する。なお、依頼の際、受入れの方針も合わせて広報するよう依頼する。
- ② 本部班は、被災者に対して配分に関する広報を行う。

(2) 義援金の受入・配分

① 義援金の受入

被災者救援班は、義援金の受入窓口を開設し、受入業務を行う。

② 義援金の配分

被災者救援班は、窓口等で受け入れた義援金を、日本赤十字社兵庫県支部へ送り、配分に当たっては、募集委員会等の方針に基づき配分する。

(3) 義援品の受入・配分

① 義援品受入の方針

義援品の募集に際し、又は電話等により事前に義援品の申し出があった場合は、次の事項を要請する。

ア 可能な限り義援金としてお願いすること

イ 物資名、数量を明確に表示すること

ウ 複数の品目を混入しないこと

エ 小口になることを避けるため、近隣で協力者がある場合は連携すること

オ 腐敗のおそれがある食料等は送らないこと

② 義援品の受入体制

被災者救援班は、受付場所を開設し、義援品の受入れを行う。

③ 義援品の配分

被災者救援班は、関係班と調整し、災害時要援護者に優先して配分するよう留意する。

資料編：「5－5 姫路市災害見舞金等支給規則の概要」

「5－6 姫路市災害弔慰金の支給等に関する条例の概要」

「5－9 災害援護金等支給制度の概要」

第3節 産業の復旧対策

第1 店舗の再開

観光経済班は、市内商店街・小売市場等に早期営業再開を要請する。

第2 産業の復旧支援

観光経済班は、早期に経済活動を回復させるため、県や国の協力を得ながら、次のような緊急的施策を行う。

1 災害復旧融資

被災中小企業等が、事業復興のために必要とする店舗・工場の復旧及び建設、設備機器の購入等に必要な資金を融資するよう検討する。

2 仮設賃貸工場の建設

被災中小企業に対し、仮設工場を建設し、低廉な賃料で貸し付けることにより、立ち上がりを支援するよう検討する。

3 共同仮設店舗補助制度

被災商店街・小売市場の立ち上がりを支援するため、補助制度創設を検討する。

4 中小企業総合相談所の設置

被災事業者の事業再開に関する各種相談（融資・労務・経営等）に総合的かつ機動的に対応するため、国・県・市・商工会議所等による総合窓口の設置を検討する。

第12章 その他の災害対策計画

第 1 節 突発重大事故の応急対策の実施

突発重大事故による災害から、市民を守るための各種応急対策について定める。

第 1 突発重大事故の認定

1 認定基準

航空機事故、船舶事故、列車事故、自動車事故（交通事故）、火災事故、爆発事故、毒物・劇物事故（サリン等の発散を含む）、雑踏事故等により多数の死傷者が発生したときで、認定の基準は概ね次に掲げる程度とする。

死者（行方不明を含む）	20人以上
死傷者	50人以上
重傷を含む負傷者	70人以上
負傷者	100人以上

2 突発重大事故の認定

- (1) 市長は、事故現場に出動した警察又は消防局あるいは海上保安部の意見を聞いて、突発重大事故の認定を行い、県に通報する。
- (2) 県は、当該事故の状況により、災害対策本部又は支援対策本部等を設置し、関係防災機関に連絡を行うとともに、状況により、職員を現場に派遣する。

第 2 現地災害対策本部

1 現地災害対策本部の設置

- (1) 市長は、突発重大事故と認定された場合、原則として、現地又は適当な場所に現地災害対策本部を設置する。
- (2) 現地対策本部の構成は、市、防災機関、県とし、必要により事故原因者の参加を求める。

2 現地災害対策本部の機能

現地災害対策本部は、防災関係機関の効率的な活動及び事故の規模、被災状況等情報の統一化を図るため、次に掲げる事項を処理し、総合的な連絡調整に当たる。

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 広報
- (3) 防災関係機関の情報交換
- (4) 防災関係機関相互間における応急対策の調整
- (5) 防災関係機関に対する応援要請
- (6) その他必要な事項

3 現地災害対策本部の設置場所

- (1) 市長は、事故現場付近で防災関係機関の連絡責任者が集合しやすい場所を選んで本部を設置し、表示する。

- (2) 各防災関係機関の連絡責任者は、現地災害対策本部において、必要な連絡調整に当たる。

4 現地災害対策本部の閉鎖

市長は、事故に対する応急措置及び応急救助活動が終了したときは、各防災機関の意見を聞いて、現地対策本部を閉鎖する。

第3 被害発生時の措置

(1) 航空機事故

- ① 大阪空港事務所は、航空機事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携のもとに、的確な対応をとる。
- ② 本市域で航空機事故による災害が発生した場合は、消防局は規定の通信連絡系統図に準じて関係機関に通報する。また、災害発生が予測される場合、当該航空機の関係機関は、警察、防衛省及び海上保安庁等の関係機関に通報する。
- ③ 航空機災害に係る火災が発生した場合、消防局は、ヘリコプターを要請するとともに、化学消防車、化学消火薬剤による消防活動を重点的に実施する。また、必要に応じて地区住民の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため消防警戒区域を設定する。
- ④ 災害の規模が大きく、本市のみで対処できないと思われる場合は、隣接消防機関に消防相互応援協定に基づく応援を求める。

(2) 鉄道事故

- ① 鉄道事業者は、鉄道事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携のもとに、的確な対応をとる。
- ② 本市域で鉄道事故による災害が発生した場合は、消防局は規定の通信連絡系統図に準じて関係機関に通報する。状況に応じて事故現場に情報収集要員を派遣し情報収集を行い、事故現場周辺の被害状況について、県に報告する。
- ③ 鉄道災害に係る火災が発生した場合、消防局は、化学消防車、化学消火薬剤による消防活動を重点的に実施する。また、必要に応じて地区住民の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため消防警戒区域を設定する。
- ④ 消防局は、救命措置を必要とするものを最優先とし乳幼児、高齢者及び重傷者を優先して救急・救助活動を行う。市は迅速で的確な医療救護措置が講じられるよう現地救護所を設置するとともに、医師会に対し現地救護所への医療救護班の出動を要請する。
- ⑤ 災害の規模が大きく、本市のみで対処できないと思われる場合は、隣接消防機関に消防相互応援協定に基づく応援を求める。

(3) サリン等毒劇物の発散

- ① 警察官、海上保安官又は消防吏員は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じており、又は生じるおそれがあると認めるときは、法令の定めるところにより、相互に連携し、その被害に係る場所への立ち入りを禁止し、又はこれらの場所にいるものを退去させ、サリン等を含む物品等を回収又は廃棄し、その他その被害を防止するために必要な措置をとる。

② 市民は、サリン等若しくはサリン等の疑いがある物質若しくはこれらの物質を含む物品を発見し、又はこれらが所在する場所を知ったときは、速やかに警察官等に通報する。

③ 県は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じており、又は生じるおそれがあると認めるときは、時機を失することなく自衛隊等の専門家の派遣を要請する。

(4) 食中毒及び感染症

「災害応急対策計画Ⅱ 第7章第3節 感染症・衛生対策の実施（P352）」を準用する。

(5) 水質汚染

① 市は、水質汚染の疑いのある物質の発散により、人体への健康被害が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合は、その被害を防止するために必要な措置をとる。

② 市民は、水質汚染の疑いのある状況を知りえたときは、速やかに市に通報する。

③ 事務所等は、水質汚染の疑いのある物質の漏洩等を覚知したときは、速やかに市等関係機関に通報する。

(6) 雑踏事故

行事等の主催者等、警察署、消防局、医療機関、市、県等は、雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一報の伝達から応急対策の終了まで、相互に情報を交換するなど、特に緊密な情報連携を図る。

第4 突発重大事故における警察活動

警察署は、突発事故（事件）が発生した場合は、その危険性及び波及性を迅速、的確に判断し、緊急に初動体制をとるとともに、関係機関との連携のもとに、概ね次の初動措置を行う。

- (1) 被災（害）者の救助、救護及び避難誘導
- (2) 雑踏整理、交通規制及び緊急交通路の確保
- (3) 犯罪の予防及び危険の防止のための警戒警備
- (4) 現場保存、現場検証等の初動捜査活動
- (5) 遺体の収容及び検視
- (6) 被災（害）状況の調査
- (7) 広報活動
- (8) その他必要な措置

第２節 大規模林野火災対策の実施

第１ 予防対策

(1) 関係機関との連携

市その他の防災関係機関は、相互に連携を密にし、林野火災の発生防止及び火災による損害を軽減して森林資源の確保を図る。

(2) 自衛消防組織の育成

市は、校区・地区の実績に応じ、林野の所有者等による自衛消防隊その他の防火組織の育成強化を図る。

(3) 出火防止対策

市は、林野火災の出火原因の大部分が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、ＳＮＳ等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する住民の防火意識の高揚を図るとともに、火災多発危険期における巡視及び監視の徹底に努める。

(4) 消防戦術及び装備の近代化

市は、火災の発生に際して被害の軽減を図るため、防火線、林道等の構築、林野火災の特性に対処し得る消防用資機材の整備を推進するとともに、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行う。

第２ 防御対策

(1) 防御活動

原則として、注水消火による防御活動を行うが、必要に応じて伐開防火線等を作設し防御にあたる。

(2) 応援要請

消防相互応援協定に基づく、人的及び航空消防応援ほか、自衛隊の派遣要請を時機を失することなく要請する。

第 4 編 災害復旧計画

第 1 章 激甚災害の指定

第 1 節 激甚災害の指定手続き

地震に伴う甚大な被害が発生した場合において、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第 150号、以下「激甚法」という。）による援助、助成等を受けて適切な復旧を実施する。

1 激甚災害に関する調査

市は、地震による大規模な災害が発生した場合、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

2 特別財政援助の交付手続き

市は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに特別財政援助額の交付に係わる調書を作成し、県の関係部局に提出する。

第２節 激甚法に定める事業

激甚災害に関わる財政援助措置の対象は、次のとおりである。

１ 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校災害復旧事業
- (4) 公営住宅災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 障害者福祉施設災害復旧事業
- (9) 婦人保護施設災害復旧事業
- (10) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (11) 感染症予防事業
- (12) 堆積土砂排除事業
- (13) 湛水排除事業

２ 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例
- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助
- (8) 森林災害復旧事業に対する補助

３ 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

４ その他の特別の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
- (5) 水防資材費の補助の特例
- (6) り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第2章 災害復旧事業計画

災害応急対策の終了後、次の事業を実施する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ① 河川災害復旧事業
 - ② 海岸災害復旧事業
 - ③ 砂防設備災害復旧事業
 - ④ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - ⑤ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - ⑦ 道路災害復旧事業
 - ⑧ 港湾災害復旧事業
 - ⑨ 漁港災害復旧事業
 - ⑩ 水道災害復旧事業
 - ⑪ 下水道災害復旧事業
 - ⑫ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設復旧事業
 - ① 農地農業用施設災害復旧事業
 - ② 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - ③ 林道施設災害復旧事業
- (3) 都市施設等災害復旧事業
 - ① 街路災害復旧事業
 - ② 都市排水施設等災害復旧事業
- (4) 廃棄物処理施設災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) 中小企業の振興に関する事業
- (11) その他の災害復旧事業

第3章 住宅確保の支援

第1 公営住宅法による災害公営住宅

1 適用基準

災害公営住宅は、地震に伴う大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の一つに該当する場合に、低所得被災世帯のため、国庫から補助（割当）を受けて建設し、入居させるものとする。

(1) 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合

- ① 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- ② 市の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
- ③ 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の10%以上のとき

(2) 火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき）

- ① 被災地全域の滅失戸数が200戸以上のとき
- ② 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の10%以上のとき

2 建設及び管理者

災害公営住宅は、市が建設し、管理することとする。

ただし、災害が広域的かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理することとする。

第2 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の復旧は、災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合において、事業主体が国庫から補助を受けて復旧するものとする。

1 国庫補助適用の基準

国庫補助の対象となる工事費、補修費、宅地復旧費は、それぞれ国土交通大臣の定める標準工事費、標準補修費、標準宅地復旧費を限度とする。

2 国庫補助

1/2（激甚災害の場合は、補助率のかさ上げがある。）

第3 災害住宅に対する融資

震災が発生した場合、災害のり災者によりり災住宅の復興に必要な資金は、住宅金融支援機構の行う融資制度を積極的に利用して、早急に被災地の生活安定を図るものとする。

第4 住宅相談窓口の設置

住宅地盤は、県と連携して住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応ずる。

第4章 税の減免その他の支援

第1 税の減免等

災害対策基本法第85条の規定により、被災者の市民税等の公的徴収金について、それぞれの法律又は条例の規定に基づき、減免その他必要な措置をとることができる。

第2 自立支援

1 情報提供

被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築する。

2 自然災害にかかる支援制度

(1) 被災者生活再建支援制度（資料5－7）

被災者救援班は、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。

(2) 兵庫県住宅再建共済制度（資料5－8）

3 その他の支援

被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第 5 編 南海トラフ地震防災 対策推進計画

第 1 章 総則

第 1 節 推進計画の趣旨

第 1 計画の目的

この計画は、近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震（南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震）に備え、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下、「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第 2 計画の性格と役割

- (1) この計画は、南海トラフ地震災害に関して、市、県その他の防災関係機関の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な事項を示す。
- (2) この計画は、姫路市地域防災計画本編の第5編として作成する。
- (3) この計画は、国の南海トラフ地震防災対策基本計画及び姫路市防災会議津波対策検討専門委員会の提言等を踏まえて作成する。
- (4) この計画は、次のような役割を果たすことを期待する。
 - ① 市、その他の防災関係機関においては、この計画の推進のための細目の作成に当たっての指針となること。
 - ② 一定の事業者においては、南海トラフ地震防災対策計画等の作成に当たっての参考となること。

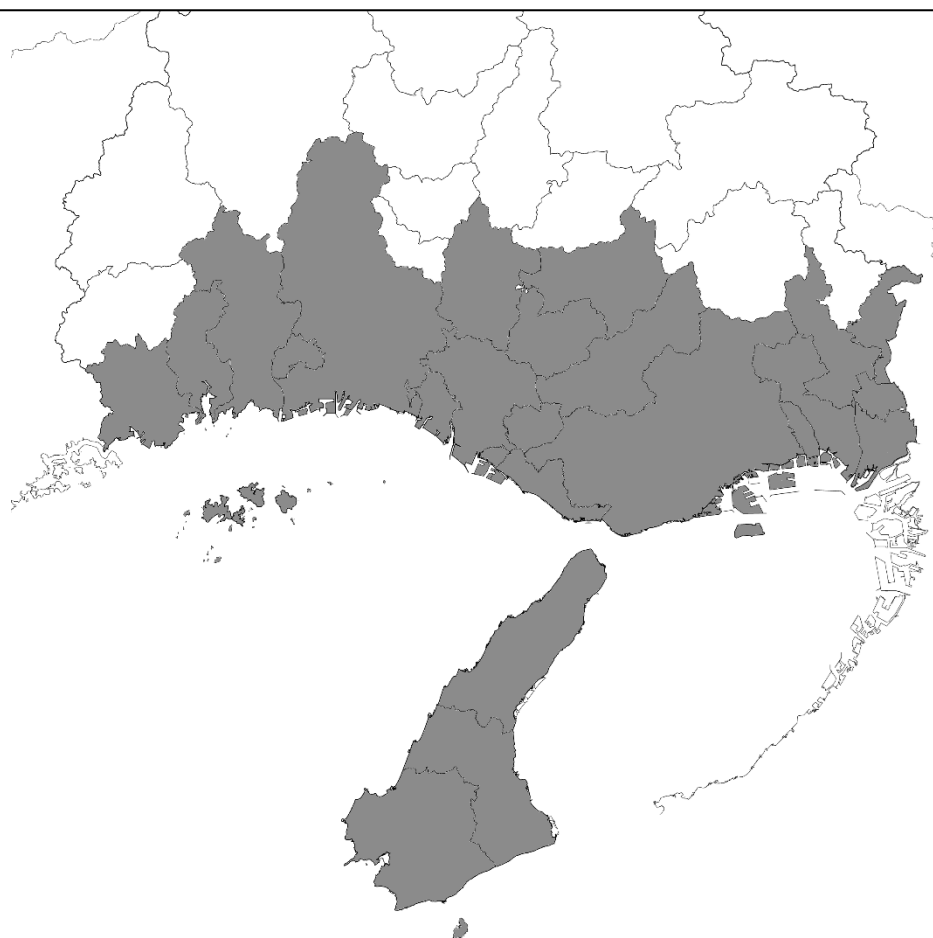
第 2 節 推進地域及び津波避難対策特別強化地域

第 1 兵庫県内の推進地域の区域

南海トラフ地震防災対策特別措置法第 3 条に基づき指定された兵庫県内の推進地域の区域は、次表のとおりである。そのうち、同法第10条第 1 項に基づき指定された津波避難対策特別強化地域は、洲本市、南あわじ市である。（平成26年 3 月31日内閣府告示第22号）

【平成26年 3 月31日内閣府告示第21号】

神戸市、**姫路市**、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、加古郡及び揖保郡の区域



【指定基準の概要】

推進地域：震度 6 弱以上の地域・津波高 3 m 以上で海岸堤防が低い地域

特別強化地域：津波により 30 cm 以上の浸水が地震発生から 30 分以内に生じる地域、特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町

第 3 節 防災関係機関等の事務又は業務の大綱

詳細は、「総則 第 2 章 防災関係機関等の事務又は業務の大綱（P5）」の項を参照

第4節 南海トラフ地震（M9クラス）の被害の特性

南海トラフで発生する地震に関しては、起こりうる最大クラスの地震を想定した対策を講じることとする。最大クラス（M9クラス）の地震・津波が発生した場合の被害想定は、「総則 第3章 第4節 災害の危険性と被害の想定（P22）」に掲げるとおりであるが、被害の特性は、次のとおりである。

1 広域的な被害

関東から九州にかけて広域的で甚大な被害の発生が想定され、特に、太平洋沿岸地域では、甚大な津波被害が生じることが想定される。本市は他市からの十分な応援を必ずしも期待できない。

2 地震による被害

(1) 揺れによる被害

揺れによる建物・人的被害の発生が想定される。

(2) 堤防等の機能損傷

揺れや液状化により、堤防の損傷又は機能不能、水門、陸閘等のレールのゆがみ、閉鎖不能が生じ、津波浸水被害が拡大するおそれがある。

(3) 火災の発生

住宅密集地域などで火災が発生し、延焼も生じることが想定される。

(4) 長周期地震動による被害

長周期、長時間（数分間）の横揺れにより、液状化とそれに伴う被害が発生する。また、高層ビルなどの構造物で相当の被害が懸念される。

(5) 土砂災害の発生

急傾斜地や林地の崩壊等が発生することが想定される。

(6) 帰宅困難者の発生

帰宅困難者が発生することが想定される。

3 津波による被害

(1) 浸水被害

津波により沿岸部や河川遡上による内陸部での浸水の発生が予想される。特に、南海トラフ巨大地震の発生時に、防潮扉等が閉鎖できなかった場合は、276haと広範囲に浸水し、避難が遅れた場合は、人的被害が生じることが想定される。

ケース	条 件	浸水面積
ケース1	○門扉は開放（自動閉鎖及び常時閉鎖しているものを除く） ○防潮堤等は津波が越流した場合に破堤	276ha
ケース2	○門扉は閉鎖 ○防潮堤等は津波が越流しても破堤しない	117ha

(2) 地下空間の浸水

地下空間（工場の地下、地下駐車場等）が浸水し、店舗、給電施設、コンピュータ制御施設、動力施設、車両等の水損が生じるおそれがある。また、復旧に相当の時間と費用がかかる

可能性がある。

(3) 船舶による被害

係留船舶、航行船舶が堤防等に衝突し、又は乗り上げ、船舶自体の損壊のほか、海岸構造物、建築物の破壊、道路の封鎖等が生じるおそれがある。タンカー等の場合、火災、爆発の危険性もある。

(4) 瓦礫等の大量発生

津波に襲われた場合、陸域は瓦礫に埋まり、海域では浮流物が生じるおそれがある。また、それらの除去に相当の時間と費用がかかる可能性がある。

(5) 津波火災の発生

津波によって堆積した瓦礫などの可燃物に引火し、延焼が発生する可能性がある。

第 2 章 重点施策に関する事項

南海トラフ地震防災対策推進基本計画が令和 7 年 7 月 1 日付けで見直され、国が示す減災目標として、今後 10 年間で、人的被害の軽減については、全国で想定される死者数を約 29 万 8 千人からおおむね 8 割減少させ、物的被害の軽減については、全国で想定される建築物の全壊焼失棟数を約 235 万棟からおおむね 5 割減少させることが示された。

本市が位置する南海トラフ地震防災対策推進地域においては、国が示す減災目標の達成に資するため、本計画における具体目標を整理した上で、達成すべき目標として定め、原則として令和 8 年度から今後 10 年間で推進する。

また、南海トラフ地震による甚大な被害から市民の命を守ることは極めて重要であることから、策定した具体目標のうち、直接死者数を減らす「命を守る」対策と、災害関連死者数を減らす「命をつなぐ」対策として、完遂すべき特に重要な施策については、重点施策に位置付け、集中的に推進する。

なお、具体目標は、防災対策の進捗や社会状況の変化、技術革新、自然災害等における課題等を踏まえ、適宜必要な見直しを行う。

第 3 章 活動体制の確立

第 1 節 職員の動員・配備

地震が発生し又は被害が拡大するおそれのある場合に応急対策活動を迅速かつ的確に行うために必要な職員の動員・配備について定める。

詳細は、「災害予防計画Ⅱ 第 2 章第 1 節 即応体制の確立 (P90)」及び「災害応急対策計画Ⅰ 第 2 章第 1 節 職員の動員・配備 (P187)」の項を参照のほか、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は警戒配備体制とする。

第 2 節 組織の設置

姫路市域に南海トラフ地震災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、災害の応急対策を行うための活動体制について定める。

詳細は、「災害応急対策計画Ⅰ 第 2 章第 2 節 組織の設置 (P192)」の項を参照のほか、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は災害警戒本部を設置する。

第4章 地震発生時の応急対策等

第1節 地震発生時の応急対策

南海トラフ地震発生時の災害応急対策について定める。

第1 情報の収集・伝達

1 情報の収集・伝達

災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集する。その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を県（危機管理部）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な情報の報告に努める。

避難を指示する津波情報は、避難対象地域内の全ての人に迅速・的確に伝達するためにも、現状のマスメディアや本市保有の手段による広報のほか、複数の手段を有機的に組み合わせ伝達する。

詳細は、「災害応急対策計画Ⅰ 第1章 災害情報体制の確立（P159）」の項を参照

2 避難のための指示

(1) 全般

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の指示をする。
- ② 市長は、避難のための立退きを指示し、又は立退先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。
- ③ 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要求のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。
- ④ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場にいないときは、その場に居合わせた者に警告を発し、特に急を要する場合は避難をさせる。

(2) 津波災害

- ① 大津波警報、津波警報が発表され、津波による家屋の破壊、浸水等の危険が認められるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の指示をする。
- ② 地震発生後、気象庁から津波警報が発表されたときには、市長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示をする。

なお、日本放送協会からの放送以外の法定ルート等により市長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとる。

詳細は、「災害応急対策計画Ⅱ 第2章第1節 避難誘導の実施（P253）」の項を参照

第2 施設の緊急点検・巡視

各班は、通信施設、水門等の津波防災施設、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

詳細は、「災害応急対策計画Ⅰ 第1章第1節第3 災害概況の収集・連絡（P174）」の項を参照

第3 救助・救急・消火・医療活動

姫路海上保安部は、津波によって、海上に流された者や生死不明の状態にある者に関して、関係機関と連携し、捜索・救助活動を行う。

その他、救助・救急活動・医療活動・消火活動に関しては、「災害応急対策計画Ⅱ 第1章 消防及び医療活動（P237）」に定めるところによる。

第4 物資調達

詳細は、「災害応急対策計画Ⅱ 第5章 生活必需品等の供給（P323）」の項を参照

第5 輸送活動

詳細は、「災害応急対策計画Ⅱ 第3章第2節 輸送対策の実施（P293）」の項を参照

第6 保健衛生・防疫活動

詳細は、「災害応急対策計画Ⅱ 第7章第3節 感染症・衛生対策の実施（P352）」の項を参照

第7 通勤・通学・帰宅困難者対策

通勤・通学・帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、姫路駅周辺での滞留者や徒歩帰宅者のための支援に努める。

詳細は、「災害予防計画Ⅱ 第6章第4節 災害時の通勤・通学・帰宅困難者対策（P118）」の項を参照

第8 二次災害防止等

1 陸域

各班は、地震・津波による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、県と必要な措置を行う。

2 海域

姫路海上保安部、県、市は、物資等の散乱による輸送活動の支障、流出油等による海上汚染や火災の発生等、予想される二次災害の拡大を防止するための措置を講じるとともに、関係機関と連携し、津波による漂流物がもたらす被害を軽減するため漂流物対策を進め、災害発生後の海上輸送の早期再開を図る。

第9 災害応急対策従事者の安全確保

各班及び防災関係機関は、水門閉鎖、避難誘導、消火活動、救急救助活動や流出油等防除活動等の災害応急対策を実施するにあたり、従事する者の安全の確保に配慮する。

第 2 節 資機材、人員等の配備手配

南海トラフ地震発生時の資機材、人員等の配備について定める。

1 物資等の調達手配

詳細は、「災害応急対策計画Ⅱ 第 5 章 生活必需品等の供給（P323）」の項を参照

2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

各班及び防災関係機関は、地震が発生した場合において、姫路市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

第 3 節 他機関に対する応援要請

災害対策基本法や各種協定に基づき、他の地方公共団体、防災関係機関等に対し応援を要請し、円滑な応急・復旧活動を確保するため、応援要請について定める。

第 1 応援協定

市は必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請するものとする。

詳細は、「災害応急対策計画Ⅰ 第 4 章 防災関係機関との連携・応援体制の確立（P207）」の項を参照

第 2 自衛隊の派遣要請

詳細は、「災害応急対策計画Ⅰ 第 4 章第 3 節 自衛隊の派遣要請・受入れ（P216）」の項を参照

第 3 海上保安庁に対する災害応急対策の実施の要請

詳細は、「災害応急対策計画Ⅰ 第 4 章第 2 節 行政機関に対する応援要請（P208）」の項を参照

第 4 消防・警察の広域応援

詳細は、「災害応急対策計画Ⅰ 第 4 章第 2 節 行政機関に対する応援要請（P208）」の項を参照

第 5 受援体制の整備

姫路市業務継続・受援計画は、次のいずれかの場合に発動する。

- (1) 地域防災計画で定める防災指令第 3 号を発令した場合
 - ① 大規模な災害が予想される段階又は大規模の災害が発生した場合
 - ② 市域で震度 6 弱以上の地震を観測した場合（自動発令）
- (2) 「危機」の発生により、業務に必要不可欠な資源の確保が困難となり、重要業務の遂行に支障が生じた又は生じるおそれのある場合で、市長が必要と認めた場合

第5章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

南海トラフ地震は、発生間隔が数十年から百数十年に一度程度の規模の地震・津波（以下、「レベル1の地震・津波」という。）から、発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の地震・津波（以下、「レベル2の地震・津波」という。）までの様々なタイプが想定されている。

海岸管理者等は、レベル1の津波を対象として海岸保全施設等の整備、耐震化等の対策を着実に進める。加えて、国、地方公共団体等は、レベル2の津波を対象として、「命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、情報伝達、避難場所、避難施設、避難路、土地利用等のハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進する。

第1節 津波災害

第1 津波とその災害

津波は、海底地震に伴って、広範囲にわたる海底の急激な上昇や沈降が起こり、それによって海水に波動が生じたものである。海底火山の噴火や、海底の大規模な地滑りや海岸の山崩れのために津波が発生することもある。

外洋では、津波の波高はせいぜい数mであり、それに対して波長は数十km～数百kmもあるので、波として目撃することはできない。しかし海岸に近づくと水深が浅くなるので、伝搬速度が遅くなり、波が集まることになって、振幅（波高）が非常に大きくなる。ことにV字型やU字型の小湾に押し寄せると、湾の奥では波高が非常に高くなる。

第2 気象庁による情報

日本に影響を与える津波に関する情報は、気象庁が、震源が海底にあり津波を引き起こす可能性のある大きな地震が発生した場合に、震源やマグニチュードなどから、沿岸における津波の高さ・到達時刻を予測し、津波の到達が予想される場合には、大津波警報・津波警報・津波注意報や、これに関連する情報を発表する。

地震発生時に発表する地震・津波に関する情報は以下のとおりである。

(1) 緊急地震速報

最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上と予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表

(2) 地震情報

① 震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報

② 震源に関する情報

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表

「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加

③ 震源・震度情報

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観

測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表

(3) 大津波警報・津波警報・津波注意報（以下、「津波警報等」という。）

津波の到達が予想される地域に地震が発生してから約3分で津波警報等を発表

詳細は、「災害応急対策計画Ⅰ 第1章第1節 災害情報の収集・連絡（P159）」の項を参照

津波予報区

姫路市の沿岸部が属する津波予報区は次のとおり。

津波予報区名称	区 域
兵庫県瀬戸内海沿岸	兵庫県（日本海沿岸、洲本市の大阪湾沿岸及び紀伊水道沿岸並びに南あわじ市を除く。）

(4) 津波情報

津波警報等を発表した場合に、各津波予報区の津波の到達予想時刻等や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表

詳細は、「災害応急対策計画Ⅰ 第1章第1節 災害情報の収集・連絡（P159）」の項を参照

(5) 南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合やひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この2つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」）。発表条件は下表のとおり。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

（「南海トラフ地震に関連する情報」の発表条件）

情報の種類	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

南海トラフ地震関連解説情報	○観察された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

第3 本市における想定津波の設定（レベル2の地震・津波）

地震発生後、沿岸に津波が来襲するまでの時間は、震源から海岸までの距離及び水深による。

兵庫県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフ巨大地震モデル検討会」が公表した被害想定に基づき、防潮堤の沈下を考慮した兵庫県の試算によると、本市における1mの津波の到達時刻は地震発生から120分後であり、津波により沿岸部や河川遡上による内陸部での浸水の発生が予想される。海岸で比較的強い地震を感じた場合には、津波の有無にかかわらず、ただちに津波警戒体制を取ることが重要である。

また、本市は、海水浴場や漁港が多数あり、潮干狩り、魚釣り等のレクリエーション客も多く、津波に対する注意が必要である。

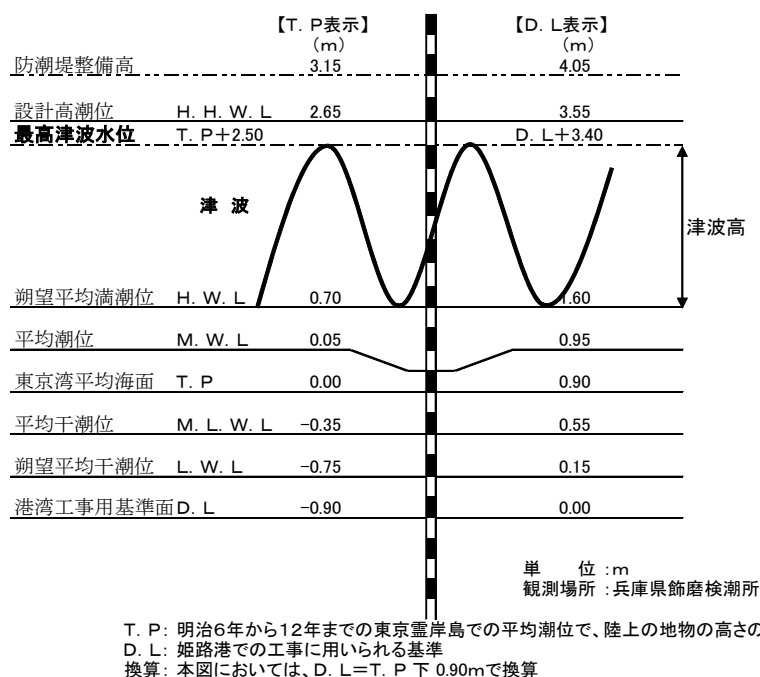
（想定津波の設定）

1 mの到達時間	120 分後
最高津波水位 ^{（注1）}	T. P. +2.5m（家島町：T. P. +1.9m）
津波継続時間	少なくとも12 時間後においても、約1 mの水位上昇が見られる。

注1）T. P. …±0.0m（東京湾平均海面）

※ 過去に発生した南海トラフ巨大地震をみると、発生には多様性があり、浸水想定を上回る津波がより早く襲ってくる可能性もある。

姫路港潮位関係図



第 2 節 津波に関する調査研究

1 津波対策検討専門委員会の開催（姫路市、平成23年5月～26年6月、全8回開催）

東日本大震災の津波被害を踏まえ、津波対策の中でも特に地域住民等の警戒避難体制の確保に焦点をあて、総合的な視点から調査・検討を行った。

- (1) 委員数 12人
- (2) 構成 学識経験者、自治会、消防団、国・県等防災関係機関、市職員
- (3) 検討内容 津波観測体制、津波情報伝達体制、避難体制、適切な避難行動の実施方策の検討

2 地震災害対策計画専門委員会の開催（兵庫県、平成21年10月～26年5月、全12回開催）

- (1) 委員数 8人
- (2) 構成 学識経験者、人と防災未来センター
- (3) 検討内容 南海トラフ巨大地震・津波被害想定 of 検討、津波災害対策の検討

3 兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定（兵庫県、平成21年10月～26年5月、全12回開催）

内閣府所管の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において想定すべき最大クラスのものとして検討されたM9.0の巨大地震に関して被害を想定し、南海トラフ巨大地震・津波がもたらす人的、物的被害等の状況を明らかにし、具体的な被害規模や被害軽減効果を示した。

第3節 津波からの防護のための施設の整備等

津波からの防護のための堤防、水門、陸閘など、河川、海岸、港湾等の施設の整備等について定める。

また、防潮水門等が機能した場合、河川遡上が防止され、浸水面積が減少することから、防潮水門等の閉鎖体制を構築する。

第1 施設整備等の方針

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波による被害のおそれのある地域において、堤防等の耐震性の点検や計画的な補強・整備、水門、陸閘等の自動化・遠隔監視等の施設整備を推進する。
- (2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能になるよう、少なくとも年1回以上の定期的な施設の点検や水門、陸閘等の閉鎖体制の確立等、施設管理の徹底を行う。また、水門、陸閘等の閉鎖手順を定めるに当たっては、水門、陸閘等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮する。
- (3) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波が発生した場合は直ちに、水門、陸閘等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。
- (4) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、操作責任者等の協力を得ながら、夜間、休日等で水門、陸閘等を開放する必要があるときは、閉鎖を徹底するよう啓発に努める。
- (5) 津波警報等の迅速な伝達を行うため、防災行政無線等を利用できるよう整備しておく。

第2 施設整備（兵庫県）

1 河川施設の整備

- ・ 水門の耐震補強（汐入川水門、水尾川水門、野田川水門）

第４節 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達等について、配慮すべき事項を定める。

１ 情報の収集

津波発生、到達情報、被害情報等を入手する複数の手段を構築する。

(1) インターネットの活用

「兵庫県海の防災情報」を活用し、鳴門海峡や紀淡海峡を北上してくる津波の到達時間や潮位偏差等の情報を入手する。

(2) 防災関係機関のネットワークの活用

自衛隊、海上保安庁、警察、消防等、防災関係機関のネットワークを活用し、太平洋沿岸の関係機関から津波情報を入手する。

(3) 自治体ネットワークの活用

自治体間のネットワークを活用し、太平洋沿岸の関係自治体からの津波情報の入手に努める。

２ 防災関係機関相互の情報の伝達

防災行政無線等を活用した津波警報等の迅速な伝達のため必要な措置をとる。また、災害情報及びこれに対して取られた措置に関する情報については、「災害応急対策計画Ⅰ 第１章第１節 第１ 地震情報等の収集・連絡（P160）」に基づき、県及び防災関係機関と相互に情報を共有することとする。

３ 居住者等への情報伝達

避難対象地域内の居住者、公私の団体（以下、「居住者等」という。）、及びその管轄区域内に一時滞在する観光客、釣り客やドライバー等（以下、「観光客等」という。）に対し、避難指示等の津波情報を迅速・的確に伝達するために、現状のマスメディアや本市保有の手段による広報のほか、あらゆる手段を講じて情報伝達を行う。なお、地理的条件を踏まえつつ、地域住民等が具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。

(1) 災害情報の伝達

本部班は、地震発生後すみやかに災害情報の広報を行う。その内容は、概ね次の事項を中心とするが、被災者のニーズに応じた多様な内容の提供に努める。

- ① 地震に関する情報
- ② 津波警報等津波に関する情報
- ③ 避難指示に関する情報
- ④ 避難場所に関する情報
- ⑤ その他、住民、事業者が取り急ぎとるべき措置に関する情報

(2) 情報伝達の手段

津波災害対応の緊急性から、防災行政無線による災害情報の伝達を最優先の手段とし、報道機関の協力や広報車両、その他本市が保有する手段を活用し、迅速に広報活動を行う。

① 防災行政無線による情報伝達

本部班は、避難情報等の緊急情報について、防災行政無線による情報伝達を最優先の手段とし、地域住民、観光客、市内滞在者等へ迅速に伝達する。

なお、Ｊアラートと連携し緊急情報（津波警報等）が自動で放送される。

② 放送機関の協力による情報伝達

ア 本部班は、姫路ケーブルテレビと締結している「災害情報放送に関する協定」及び、姫路シティFM21と締結している「災害等緊急放送の実施に関する協定」に基づき、緊急放送（文字放送等、その他各市町が定める手段によるものを含む）を要請する。

イ 市において、災害対策基本法第57条の規定に基づく無線局運用規則第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送（緊急警報放送）要請を行う必要が生じた場合は、やむを得ない場合を除き、県を通じて実施する。

ウ 緊急警報放送により放送要請を行うのは、次に掲げる事項とする。

(ア) 住民への警報、通知で緊急を要するもの

(イ) 災害時における混乱を防止するための指示で緊急を要するもの

(ウ) 前各号のほか、市長が特に必要と認めるもの

③ 広報車両による情報伝達

より綿密な情報伝達を実施するため、可能な限り、必要な地域に対して広報車両による情報伝達を実施する。広報車両は広報車や消防分団車両等を使用するが、時間的にも、また、道路の通行障害等のため、巡回区域に制約を受けることが予想されることから、必要に応じて警察その他の防災関係機関の広報車両の協力を要請する。

④ 地域防災力（マンパワー）による情報伝達体制の整備

停電になれば、大方の情報伝達手段が不能になる。情報伝達が滞ることのないように、自主防災組織、消防団、民生児童委員等の地域防災力（マンパワー）による情報伝達体制を整備する。

⑤ その他の情報伝達手段の確保

ア 登録制メール「ひめじ防災ネット」、防災アプリ「全国避難所ガイド」やインターネット等の市が保有する情報伝達手段を活用して情報伝達に努めるとともに、アマチュア無線団体との連携等、より広範な手段の確保に努める。

イ 汽笛、サイレン、警鐘等の活用

近年の建築物は遮音性が高く、町内放送や広報車等による拡声では、正確な情報伝達が困難な場合がある。

多くの住民へ注意喚起することができる汽笛やサイレン、警鐘等の活用を検討する。

ウ 広報を徹底するために特に必要がある場合には、自転車、バイク等により、職員を派遣する等の方策を講じる。

⑥ 自主防災組織との連携による住民への情報伝達

緊急避難等の必要が生じた際、円滑な避難を実施するため、自主防災組織に対していち早く正確な情報を提供し、地域住民に周知するよう努める。

自治会放送設備を有効に使うために、平常時から自治会長等の放送実施者との連携を図り、地震時には迅速・的確に放送が行えるような環境を整備しておく。

⑦ 海岸利用者への情報伝達

釣り人など海岸を利用するレジャー客や港湾利用者へ津波情報を的確に伝達するため、漁業協同組合、海水浴協同組合、旅客・貨物等の海運事業者、姫路港安全対策部会台風・津波対策委員会など関係団体との連携を図る。また、関係団体は、必要に応じて、津波フラッグにより、聴覚障害者や海水浴客への津波警報等の伝達を行う。この際、伝達実施者の安全に

配慮する。

⑧ 日本語に不慣れな外国人への情報伝達

通訳ボランティア、外国人団体の協力を得ながら、必要に応じて、地域における日本語に不慣れな外国人に対する情報伝達に努める。

4 船舶に対する伝達

- (1) 姫路海上保安部は、津波警報、大津波警報が発表された場合、在港船舶に対して、津波第二体制を発出し、港外への避難等呼びかける。
- (2) 姫路海上保安部は、姫路港・相生港・赤穂港台風・津波対策委員会など関係団体との連携を図りながら、在港船舶への津波情報を伝達する。
- (3) 姫路海上保安部は、在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、拡声器、電光表示等により周知する。
- (4) 第五管区海上保安本部は、航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知する。

5 その他

その他、地震・津波の発生等に関する情報、災害情報の収集・連絡、通信手段の確保に関わる事項については、「災害応急対策計画Ⅰ 第1章 災害情報体制の確立（P159）」に定めるところによる。

第 5 節 消防機関等の活動

消防機関等の活動について定める。

1 市の措置

市は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のためにとる措置として、次の事項を重点として定めることとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 土嚢等による応急浸水対策
- (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (5) 救助・救急等
- (6) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

2 水防管理団体等の措置

地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のような措置をとることとする。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門、陸閘等の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

3 消防団の充実強化

市は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の趣旨を踏まえ、消防団の充実・強化に連携して取り組む。

第 6 節 避難対策等

津波からの避難対策等について定める。

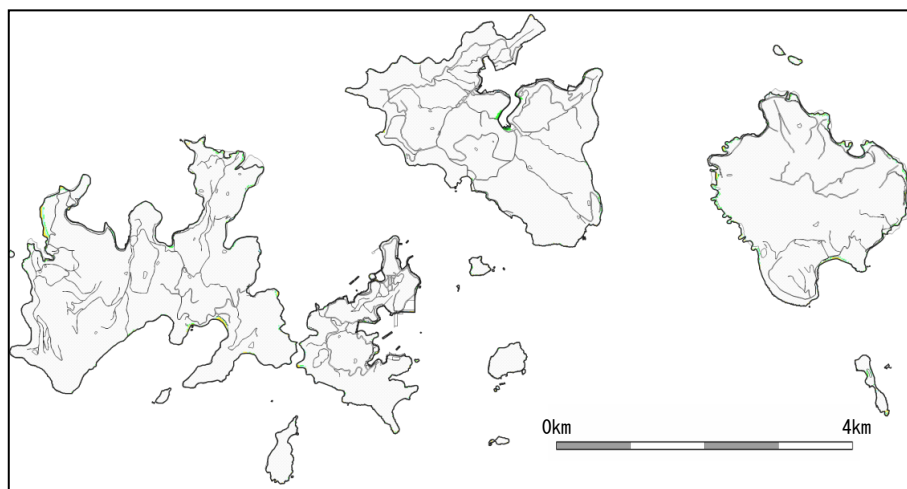
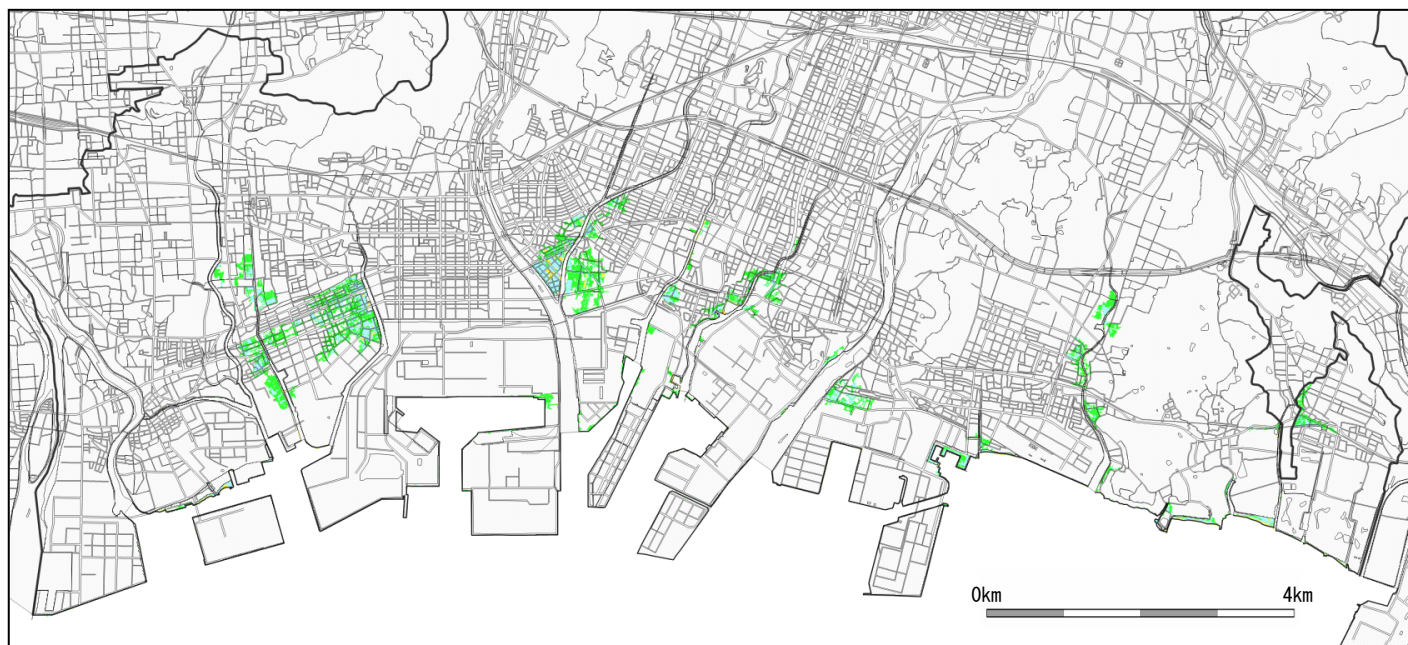
迅速な避難対策等を図るにあたり、防災上の諸活動に当たって必要と認められる細部の事項については、マニュアルにおいて別に定めるものとする。

第 1 市の避難対策

市は、自主防災組織が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、収容者の救護のため必要な措置などを実施することとする。

第 2 避難対象地域の指定

市は、兵庫県が実施した南海トラフ巨大地震津波浸水シミュレーションに基づく津波浸水想定図（津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲）に基づいた地域を、避難対象地域（津波により避難が必要となることが想定される地域）と指定する。



津波浸水想定図（ケース 1 の条件）

- ・地震動による沈下あり
- ・津波が堤防を越流した場合破堤
- ・防潮門扉開放（常時閉鎖、耐震性を有する門扉以外）

凡 例【浸水深】

5.0m以上	～
4.0m以上	～ 5.0m未満
3.0m以上	～ 4.0m未満
2.0m以上	～ 3.0m未満
1.0m以上	～ 2.0m未満
0.3m以上	～ 1.0m未満
0.3m未満	～

第3 避難の確保

- (1) 避難対象地域について、津波避難計画を策定する。策定するにあたり、地域住民等が参画した津波避難計画の作成を目指し、十分な周知を図る。
 - ① 策定対象
 - ア 避難対象地域の住民
 - イ 海水浴客等の観光客やドライバー等
 - ウ 就労者・漁業従事者等、沿岸域で作業を行う者
 - エ 海岸線におけるレジャー施設
 - ② 策定内容
 - ア 津波からの避難場所（津波からの避難するための施設や避難の目標とする地点）
 - イ 避難場所に至る経路
 - ウ 避難指示の伝達手段・方法
 - エ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
 - オ 避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）
 - カ その他、具体的な避難実施に関して津波災害の特性に応じた方法
- (2) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること、さらに揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保策を実施する。
- (3) 避難については、避難対象地域外への避難を原則とし、避難対象地域内に残留する人が存在しないように努める対策を講じる。
 また、避難対象地域外の住民による避難についても適切に対応する。
 家島町域については、最寄りの高台へ避難する。
- (4) 徒歩による避難を原則とし、車両等による避難は、災害時要援護者への避難支援に限定する。
- (5) 津波は沿岸部のみならず、内陸部にも川を遡上して繰り返し襲って来る。そのため、避難のルールを明確化し、統一を図る。
- (6) 避難対象地域をブロックに分け、同地域内の住民を安全に避難させるため、地形的条件や地域の状況を踏まえ安全な場所を目標地としてブロックごとに設定し、避難時に目指すランドマークとなるように周知徹底を図る。
- (7) 津波避難ビル等の確保
 津波接近時に、災害時要援護者や避難対象地域外まで避難する時間が無くなった住民のセーフティネットとして、避難対象地域内にある3階建て以上かつ鉄筋コンクリート造等の堅牢な建物や高架道路・橋梁等を、建物関係者等の協力を得て、津波避難ビル等に指定する。
 指定された建物には、案内板等を設置し、市民等に周知する。
- (8) 各種防災施設の整備等の状況や被害想定結果の活用などによる検証を通じて避難場所、避難路、避難方法等を見直していく。
- (9) 避難場所の計画的整備、津波避難ビルの確保、既存の避難施設の安全性の再評価、沿道建物

の耐震化、ブロック塀の補強、土砂災害のおそれのない避難路等安全な避難路の確保、道路幅員の確保等を推進する。

- (10) 避難対象地域内の居住者等は、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を平時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期すよう努める。
- (11) 南海トラフ地震防災対策計画を作成する事業所等避難誘導を実施すべき機関においては、具体的な避難実施の方法等を明示するよう努める。
- (12) 自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織等は避難指示があったときは、あらかじめ定めた津波避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のための必要な措置をとる。

第4 避難指示の発令

1 避難指示の発令基準

避難対象地区の住民等に対する避難指示の発令基準は、下記に定めるところによる。

発令基準：大津波警報、津波警報が発表され、津波による家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき

ただし、海水浴等により海岸保全施設等よりも海側にいる人に対し、津波注意報でも避難指示を発令する。

資料編：「6－5 避難情報発令の判断基準及び対象地区」参照

2 避難指示の伝達方法

詳細は、「災害応急対策計画Ⅱ 第2章第1節第1 地震災害における避難の流れと指示(P256)」の項を参照

伝達にあたり、切迫感や危機感を強く訴える表現方法や内容を用いる。

3 避難指示の解除

避難指示の解除は、津波注意報又は津波警報の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とする。

4 避難指示の解除の伝達方法

避難指示の解除の伝達は、上記2「避難指示の伝達方法」による。

5 警戒区域の設定

詳細は、「災害応急対策計画Ⅱ 第2章第1節第1 地震災害における避難の流れと指示(P256)」の項を参照

6 避難の促進

消防、警察、海上保安部等の防災関係機関は、互いに連携し、住民に対して避難対象地域外への避難を促進する。各機関は、津波警報発表時には速やかに活動を開始する体制を構築する。また、汽笛、サイレン、警鐘等を活用し、危険が迫った非日常の状態を作り出し、即時の避難を促す。

第5 避難誘導體制

避難対象地域の住民を対象に、当該地区の自主防災組織、管轄の警察及び消防と相互に協力し、逃げ遅れがないよう、あらかじめ定められた避難誘導班が誘導體制を整備する。

1 避難の方法

詳細は、「災害応急対策計画Ⅱ 第2章第1節第1 地震災害における避難の流れと指示 (P256)」の項を参照

2 避難経路の確保

避難対象地域においてあらかじめ定めた避難経路に沿って、危険箇所の表示をするほか、状況に応じて消防班及び消防団員を配置して避難経路の確保と事故防止に努め、その他必要な警戒を実施する。

3 地域住民に対する避難誘導

- (1) 消防班は、住民の自主的な避難行動が容易に行えるよう、日頃からの啓発活動により各地域における避難場所や避難経路を周知し、警察署の協力を得て誘導する。
- (2) 消防班は、自主防災組織や管轄の警察署との協力のもとに、避難者の掌握、災害時要援護者の把握・誘導や必要な応急救護活動が行える体制の整備を図る。
- (3) 避難誘導に係る詳細の手順等については、「災害応急対策計画Ⅱ 第2章第1節第3 避難誘導及び移送 (P265)」に定めるところによる。

4 海岸付近にいる者に対する避難誘導

海水浴客、釣客、観光客、漁業・港湾関係者、海岸等工事関係者等の海岸付近にいる者に対しては、既存の伝達方法の活用と併せて、各々の施設管理者等を通じた伝達方法を確立し、速やかに海岸から避難させる必要がある。

5 避難住民の安全確保の徹底

津波は繰り返し襲って来るため、一度避難したら津波警報が解除されるまでは戻ってはいけない。戻らないことが安全な避難につながることを周知徹底する。

6 日本語が不慣れな外国人や地理に不案内な観光客等の避難誘導

消防班は、日本語に不慣れな外国人や地理に不案内な観光客等が多数利用する施設管理者及びその地域の関係機関とあらかじめそれらの者に対する地震、津波発生時の避難誘導対策について協議、調整を行い、施設管理者が情報伝達及び避難誘導の手段・方法等について定めるよう指導する。

7 津波に対する危険性の周知

施設管理者の協力を得ながら、道路や電柱、観光地、海水浴場等の集客場所に、標高表示、浸水予想図の掲示、避難場所及び避難経路等の誘導表示を行うなど、地域の津波に対する危険性等を事前に周知する。

8 港湾・漁業関係者等の避難対策

消防班は、観光経済班及び農林水産環境班と連携して、港湾における就労者、漁業従事者等の避難に関して、港湾関係事業者、漁業協同組合等とあらかじめ協議を行い、港湾関係事業者及び漁業協同組合等が情報伝達及び避難誘導の手段・方法等について定めるよう指導する。

9 船舶・漁船等の港外退避等

姫路海上保安部は、船舶、漁船等の港外退避等に係る措置について、予想される津波の高さ、到達時間を踏まえ、事前に対応を決めて船舶所有者や漁業協同組合等の関係者に周知する。

第6 避難所の開設・運営

詳細は、「災害応急対策計画Ⅱ 第2章第2節 避難所の開設・運営 (P267)」の項を参照

第7 災害時要援護者の避難支援

平常時より災害時要援護者の氏名・住所・連絡先等の基本情報や、避難に際し支援をする人（避難支援者）等の情報を掲載した手上げ方式、同意方式による名簿の整備を行う。

津波の発生のおそれにより、避難指示が行われた場合は、災害時要援護者の避難場所までの介護及び搬送は、避難に要する時間に配慮しつつ、自主防災組織及び消防団等が協力して実施する。

詳細は、「災害応急対策計画Ⅱ 第2章第3節 災害時要援護者対策（P272）」の項を参照

第8 避難意識の普及啓発対策

避難指示が出ていることを知っても、自分は大丈夫だという心理が働き、避難の行動に移らない場合がある。津波のおそれのある場合は、とにかくすぐに腰をあげて避難するという意識付けが必要である。

津波発生時に迅速な避難が行うことができるよう、津波避難計画作成、地域防災マップづくり、津波避難訓練、防災教育等を通じて、住民、企業等の津波避難に関する意識を啓発する。

1 津波避難計画作成

市は、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容、要援護者の避難対策、避難目標地や避難のルール等を記載した津波避難計画の作成とともに、避難誘導體制の強化を図る。

計画の作成に当たっては、津波浸水想定区域及び避難対象地域の周知、利活用の促進において、地域住民も参画して作成する必要がある。

2 地域防災マップづくりの推進

「地域防災マップづくり」は、作成する過程において、地域住民の防災意識の啓発、地域連帯感の高揚、コミュニティ活動の活性、災害時要援護者支援の充実等が期待できるとともに、成果物としての防災マップにより、地域の災害リスク、避難経路、避難場所等の情報を平常時から目にすることができ、津波襲来時には迅速・適切な避難に繋がるなど、地域防災力の向上を図る上で非常に有効なツールである。

3 津波避難訓練の実施

関係機関や住民の参加のもと実践的な津波避難訓練を実施し、迅速かつ正確な情報伝達体制の整備、住民等の適切な避難行動の実施、関係機関との連携体制の確立等、津波避難体制の構築に努める。また、その際地域の高齢者等のいわゆる災害時要援護者に十分配慮した訓練を実施する。詳しくは、「南海トラフ地震防災対策推進計画 第7章第2節 防災訓練計画（P435）」の項を参照

4 あらゆる機会を通じた津波避難意識の高揚

テレビ、ラジオ、広報誌、市政出前講座等、あらゆる機会を通じ、「津波イコールすぐ避難」を訴え、住民が自ら防災情報を入手し、自発的に警戒・避難活動を行うことができるよう、住民の避難意識・防災意識の啓発と高揚を図る。

5 津波防災教育の推進

保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校におけるカリキュラムの一環として津波防災教育等を取り入れ、危機管理意識の高い市民を育成する。

子供の防災意識を高めることで、家庭等での話し合いを通じて、大人や地域全体の意識を高め

ることにもつながる。

6 率先避難者の確保

率先して逃げることによって、他の人の避難も促す、いわゆる「率先避難者」を各地域の中で確保を図る。

自主防災組織、婦人会、老人会、消防団などの各種団体から広く人選し、「地域防災マップづくり」などを通じて、平常時から意識付けを行う。

7 津波ハザードマップの整備

津波防災地域づくりに関する法律第55条の規程に基づき、災害想定区域や災害危険箇所、避難場所、避難情報の伝達経路、過去の災害実績などをわかりやすく地図に示したハザードマップを配布・周知することにより、災害時における地域住民の迅速な避難行動により人的被害を最小限に食い止めるとともに、住民の災害に関する防災意識のより一層の普及啓発を図る。

8 ワークショップの開催

津波ハザードマップの作成段階における地域情報の反映などのための地域住民の参画や津波ハザードマップの意義、記載内容、避難方法について住民理解を促進するため、ハザードマップに関するワークショップを開催することが有効である。

9 日頃の備えの充実

津波危険地域における避難場所や避難経路の住民への周知や、避難の際、情報収集に必要なラジオの携行等、非常持ち出し品の備えの徹底について、機会を捉えて繰り返し広報・啓発に努める。

10 連携の強化

災害時の円滑な情報の収集・伝達を図るため、希薄となった地域コミュニティの再構築と自治体及び関係機関の連携強化が重要となる。特に、高齢者を始めとする災害時要援護者の一人世帯等においては、自力での避難には限界があるため、行政と地域住民の連携による避難活動が不可欠である。

第 7 節 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係

津波災害に関わる上下水道、電気、ガス、通信、放送事業者が行う措置について定める。

第 1 上下水道

津波からの円滑な避難を確保するため、上下水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置について定める。

第 2 電気

電気事業者は、従業員及び作業員等の安全を確保したうえ、可能な範囲で、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等円滑な避難を行うために必要な電力供給のための体制確保等とすべき必要な措置を講じるとともに、漏電火災等の二次災害の防止に必要な措置を講ずることとする。

市は、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電気事業者と共有する。

第 3 ガス

(1) ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、利用者によるガス栓の閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施する。

(2) 大阪ガスネットワーク株式会社の行う措置

津波警報が発表され、避難指示が発令された避難対象地域に対して、津波の越波による導管被害を想定したガス供給施設の応急対策を実施する。

(3) (一社)兵庫県LPガス協会姫路支部が行う措置

消費者が講ずるべき、地震・津波への備えと、発生時の取り扱いや緊急処置方法、注意点等を記載した地震対策チラシを作成・配布することなどにより、広報を行う。

第 4 通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施する。

第 5 放送

(1) 放送事業者は、放送が、居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

(2) 放送事業者は、県、市町、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。

(3) 放送事業者は、発災後も円滑な放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じることとし、その具体的内容を定める。

第 8 節 交通対策

津波災害に対する道路、海上の対策を定める。

第 1 道路

県公安委員会及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を定めるとともに事前の周知措置を講じる。

なお、県公安委員会は、必要に応じ隣接する府県の公安委員会との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

第 2 海上

- (1) 姫路海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置について定める。
- (2) 姫路海上保安部、県、市町は、津波による危険が予想される場合においては、船舶を安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。
- (3) 船舶への津波情報を迅速・的確に伝達するため、姫路港、相生港、赤穂港台風・津波対策委員会など、関係団体との連携を図る。

第 3 乗客等の避難誘導等

一般旅客運送に関する事業者は、船舶等の乗客や港湾のターミナルに滞在する者の津波避難計画等を定める。

第9節 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策

避難対象地域において、市が自ら管理する庁舎等の重要公共施設における津波避難に関わる対策について定める。

第1 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

市が自ら管理する庁舎、学校等においては、それぞれの施設の管理者が、次の事項に配慮して対策を定める。

なお、地震発生時の津波来襲に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制の整備に関しては、職員の安全のため津波からの避難に要する時間を配慮する。

【南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法による防災対策計画作成義務施設】

劇場、映画館、飲食店、百貨店等店舗、旅館・ホテル、病院、図書館・博物館・美術館、公衆浴場、車両の停車場、船舶・航空機の発着場、神社・寺院・教会、駐車場、地下街、文化財として指定された建造物 等

1 各施設に共通する事項

- (1) 津波警報や南海トラフ地震臨時情報等の入場者等への伝達

海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに避難するよう、入場者等に対し伝達する。

- (2) 応急対策を実施する組織の確立
- (3) 入場者等の避難のための措置
- (4) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (5) 出火防止措置
- (6) 消防用設備の点検、整備
- (7) 非常用発電装置の整備、非常用通信手段の確保、防災行政無線、テレビ、ラジオ、システムなど情報を入手するための機器の整備
- (8) 防災訓練及び教育、広報

2 学校等のとる措置

- (1) 避難の安全に関する措置（児童、生徒の保護者への引渡方法）
- (2) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
- (3) 地域住民の避難場所となる施設についての受入方法等

なお、災害時要援護者の避難誘導方法に配慮するとともに、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

第2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部が置かれる庁舎等の管理者は、次に掲げる措置をとることとする。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

第3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波来襲に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針を定める。この場合において、原則として工事の中断の措置を講じることとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

第4 市が管理・運営する事業に対する措置

津波浸水想定区域において、市が直接管理・運営する水道事業に対し対策を定める。

第 6 章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第 1 節 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の推進等について定める。

詳細は、「災害予防計画Ⅰ 安全で安心できる防災基盤の整備（P48）」の項を参照

第 2 節 建築物等の耐震化の推進

庁舎、病院、学校等の公共建築物や交通施設等の防災上重要な施設について、計画的に耐震性を強化するとともに、一般建築物の耐震性強化を促進するための対策について定める。

詳細は、「災害予防計画Ⅰ 第 2 章 建築物等の耐震性の確保（P58）」に定めるところによる。

第 7 章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報

第 1 節 地域防災力の向上

住民、自主防災組織、企業等の参加・連携による地域防災力の向上のための措置について定める。

1 家庭での防災対策

住民は、「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、「耐震化」「室内安全」「備蓄（3 日～1 週間）」「避難」を主なテーマとし、家庭において、自ら災害に備えるための手段を講じるよう努めることとする。

詳細は、「災害予防計画Ⅲ 第 1 章第 1 節 市民に対する防災知識の普及（P144）」の項を参照

2 地域での防災活動

住民は、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努める。

詳細は、「災害予防計画Ⅲ 第 2 章第 1 節 自主防災会の育成・指導（P147）」の項を参照

3 企業の防災活動

南海トラフ地震防災対策基本計画において、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として定められた者については、対策計画等に基づき対策を実施する。

(1) 事業所の従業員等の避難安全確保

事業所の従業員、来訪者の避難安全確保を図るため、市と事業所は連携して津波情報の迅速な伝達体制を整備する。

(2) 危険物施設等の保安対策の推進

地震、津波により危険物施設等が破損し、流出した危険物が津波とともに拡散すれば、事業所敷地外まで被害が拡大するおそれがある。

事業所は地域防災の視点で危険物施設の保安対策を推進し、市は事業所に対して必要な指導・助言を行い、連携して地域の安全確保を図る。

(3) 地域防災への協力・貢献

事業所は地域に密着し、平時における事業所の活動で培った組織力を持っているだけでなく、施設や資機材、専門的なスキルを保有しており、災害時には多様な活動が期待できる。

事業所は地域と一体になって防災活動に取り組むなど、可能な限り地域防災への協力・貢献に努める。

第 2 節 防災訓練計画

南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施について定める。

1 市・防災関係機関における防災訓練の実施

- (1) 市及び防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び住民、自主防災組織との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。
- (2) 上記(1)の防災訓練は、年 1 回以上実施する。
- (3) 上記(1)の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難その他の災害応急対策を中心とする。
- (4) 市は、自主防災組織、防災関係機関、事業所等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - ① 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - ② 地域住民、災害時要援護者、滞留旅客等に対する津波避難訓練
 - ③ 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - ④ 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練
- (5) 市は、地震発生、津波警報等の発表、避難指示の発令、避難開始・完了までの時間経過に沿った高度かつ実践的なものとするよう努める。

津波からの避難について、避難訓練を継続的に実施することにより、避難行動を個々人に定着させるほか、津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練を行う。

また、昼夜・時間帯別など実施時期の設定、地域住民のみならず海水浴客・事業所従業員等の幅広い訓練参加など、マンネリ化を回避し、実践的な訓練となるような工夫をする。

第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

南海トラフ地震対策上必要な教育及び広報について定める。

1 住民等に対する教育及び広報

- (1) 市は、住民等の南海トラフ地震に対する防災意識の向上を図るとともに、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。
- (2) 市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。
- (3) 市の実施する防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うこととし、その内容は、少なくとも次の事項を含む。
 - ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ② 東日本大震災における教訓
 - ③ 地震及び津波に関する一般的な知識
 - ④ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - ⑤ 正確な情報入手の方法
 - ⑥ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - ⑦ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - ⑧ 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
 - ⑨ 「津波イコールすぐ避難」津波発生時の迅速な避難の重要性
 - ⑩ 臨海部の自主防災組織、事業所等を通じた徒歩避難の周知徹底
 - ⑪ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
 - ⑫ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (4) 市は、教育方法として、地域防災マップづくり、ワークショップの開催、印刷物、ビデオ等の映像、各種出前講座等の実施など、地域が主体的に取り組むよう、また、地域実情に合わせたより具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行う。
- (5) 市は、地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。
- (6) 市は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地域や避難場所、避難路等についての広報を行うよう留意する。

2 児童、生徒等に対する教育

保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行う。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 津波の発生条件、高潮、高波との違い
- (3) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方

(4) 津波に対する迅速な避難の重要性

(5) ハザードマップの作成を保護者、地域住民と共に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を知ること

3 防災上重要な施設の管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、市が実施する研修に参加するよう努める。市は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮する。

4 市職員に対する教育

市は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、その果たすべき役割に応じて、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、研修等を活用し、必要な防災教育を行う。防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むもの。

(1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(2) 地震及び津波に関する一般的な知識

(3) 地震及び津波が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

(4) 職員等が果たすべき役割

(5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

(6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(7) 家庭内での地震防災対策の内容

第8章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応

南海トラフ沿いにおいて、複数の地震が数時間から数日間の時間差で連続して発生する可能性があることを踏まえ、後発の地震への対応について定める。

1 気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表

気象庁は、南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、南海トラフ地震臨時情報として次の情報を発表する。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M6.8 程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、気象庁が大規模地震発生との関連性について調査を開始する旨を示す情報

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード 7.0 以上 8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 km程度までの範囲でモーメントマグニチュード 7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報

2 時間差発生等における円滑な避難の確保等

(1) 南海トラフ地震臨時情報等の伝達等

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報の収集・伝達について、津波警報・注意報発表時の伝達系統に準じて実施する。

詳細は、「南海トラフ地震防災対策推進計画 第5章第4節 津波に関する情報の伝達等 (P418)」に定めるところによる。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合、その後の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）等の発表に備え、それぞれの役割やその実施体制等について確認を行う。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

① 防災組織の設置

災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。

詳細は、「災害応急対策計画Ⅰ 第2章第2節 組織の設置 (P192)」の項のほか、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は災害警戒本部を設置する。

② 災害応急対策をとるべき期間等

市及び防災関係機関は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

③ 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のためにとる措置を定める。

詳細は、「災害応急対策計画Ⅱ 第1章第1節 消火活動（P237）、第2章第1節 避難誘導の実施（P253）」の定めるところによる。

④ 水道、電気、ガス、通信、放送関係

市は、必要な飲料水を供給する体制を確保する。

詳細は、「災害応急対策計画Ⅱ 第5章第2節 飲料水の供給（P329）」の定めるところによる。

その他、上下水道事業者、電気事業者、ガス事業者、通信事業者、放送事業者についても必要な体制を確保する。

詳細は、「南海トラフ地震防災対策推進計画 第5章第7節 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係（P428）」に定めるところによる。

⑤ 交通対策

交通対策に関わる機関は、津波災害に備えて必要な対策を講じる。

詳細は、「南海トラフ地震防災対策推進計画 第5章第8節 交通対策（P429）」に定めるところによる。

⑥ 市が管理又は運営する施設等に関する対策

市は、自らが管理する公共施設等における津波避難に関わる対策として、津波警報や南海トラフ地震臨時情報等の入場者等への伝達、施設の防災点検、設備・備品等の転倒・落下防止措置等必要な措置を講じるものとする。

詳細は、「南海トラフ地震防災対策推進計画 第5章第9節 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策（P430）」に定めるところによる。

(4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

① 対策本部等の設置

災害警戒本部を設置する。ただし、気象庁発表による「震度5弱」以上の地震を姫路市で観測したときは災害対策本部を設置する。

② 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

③ 市のとるべき措置

市は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

また、市が管理又は運営する施設等について、点検等を行う。

詳細は、「南海トラフ地震防災対策推進計画 第5章第9節 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策（P430）」に定めるところによる。